East Asian Library, U of T
3 1761 03066063 3

大正三年九月廿五日印刷
大正三年九月廿八日發行

（漢籍國字解全書）

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部

代表者　高田早苗
東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
發行所　早稻田大學出版部
振替東京一一二三番　電話番町三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

文法　沈德潛云ふ、又一意を開き、幷に中材以下の爲に警醒す、

纂評

○沈德潛評　勸學の語婉轉切至仲永を傷む、獨り仲永の爲のみならざるなり、聰明子弟、宜く懸けて座右の箴銘となすべし、

（王安石著終）

詩、不能稱前時之聞、又七年、還自揚州、復到舅家問焉、曰泯然衆人矣』

段落　第一大段の第三小段なり、仲永の凡人となりしを言ふ、

講説　余が此話を聞きしことは餘程以前のことなり明道中、亡父に從て家に還り、母方の叔父の所にて彼に逢ひたるが時に彼は十二三歳なりき、余は試に詩を作らしめたるに以前聞きし程にはあらず、又七年を過ぎ揚州より還りし砌、復び叔父の家に到り、彼は如何なせしやと尋ねたる所、今は名もなき普通の人なりと曰へり、

注解　「泯然」泯は盡くるなり、亡ぶるなり、

王子曰、仲永之通悟、受之天也、其受之天也、賢於村人遠矣、卒之爲衆人、則其受於人者不至也、彼其受之天也、如此其賢也、不受之人、且爲衆人、

段落　第二大段の第一小段なり、仲永の普通人と爲り了りたるは天受あつて人受なきに在るを言ふ、

講説　王子此事に就て曰ふ、仲永の聰明にして利口なることは之を天に受けしなり、彼が天より受けたる資質は村人卽ち普通人に勝ること遠きなり、然るに結局普通人となれるは其人に受くるもの〔教育〕至らざりしなり、彼は己の天より受けたる所のものに關して此の如く賢なりしも、之を人に受けざりしが爲め、彼すら尙ほ普通人と爲り了れり、

今夫不受之天、固衆人、又不受之人、得爲衆人而已哉』

段落　第二大段の第二小段なり、天受もなき者が更に人受を缺くときは憐むべき者なるを言ふ、

講説　今夫れ之を天に受けず、卽ち天才なき人は初より普通人なり、然るに其上又之を人に受けず、卽ち學問せざるときは普通人たることを得るのみにて濟まんや、普通以下に下落すべし、

仲永の事を論ず、

金谿民方仲永、世隷耕、仲永生五年、未嘗識書具、忽啼求之、父異焉、借旁近與之、即書詩四句、并自爲其名、其詩以養父母收族爲意、傳一鄉秀才觀之、自是指物作詩立就、其文理皆有可觀者、

段落　第一大段の第一小段なり、仲永の天才を叙す、

講說　金谿と云ふ處の民なる方仲永は代々農事に從事せし家柄なるが、生れて五歲に及びしとき是れ迄文房具をば識らざりしに、突然啼いて之を欲しがりしかば、其父不思議に思ひ、兎も角近隣より借り來つて之を與へし處、直ちに詩四句を書き、竝に己の名をも書けり、其詩の意は父母を養ひ一族を世話することなりき、一鄉の秀才に傳へて之を觀させけるが、是より後、物を指して詩を作らしむるに立どころに成り、其筋は何れも觀るべきものなり、

注解　「隷耕」農民階級に屬すること、「書具」筆墨硯紙等を謂ふ、

邑人奇之、稍稍賓客其父、或以錢幣乞之、父利其然也、日扳仲永、環謁於邑人、不使學、

段落　第一大段の第二小段なり、仲永の父が彼の天才に甘んじて學ばしめざるを言ふ、

講說　邑の人等は之を奇なりとし、段々其父を招待することゝなり、或は金錢や反物を以て仲永の書を求めしかば、父は斯樣なる次第を利益とし、毎日仲永を引連れ、邑人の家を廻りて逢ひに行き、更に學問をなさしめざりき、

文法　不使學の三字は卽ち病根なり、

余聞之也久、明道中、從先人還家、於舅家見之、十二三矣、令作

從、又予心之所嚮慕而瞻依、嗚呼盛衰興廢之理、自古如此、而臨風想望、不能忘情者、念公之不可復見、而其誰與歸』

段落　第四大段なり、

講說　然れども天下の人、賢と不肖との別なく、且つ猶ほ公の爲に涕泣して歔欷をなすほどなれば、況や朝廷の士大夫、平生公に從て遊びし者をや、又況や予が心に於て向慕して賴に思へるものをや、抑も盛衰興廢の理は昔より此の如くなるも風に臨んで公を想望し情を忘るゝ能はざるものは公の復た見ること叶ひ難きを念へばなり、而して公に非ずんば誰と與に歸せん、世に歸すべきの人あらず、

纂評

○茅鹿門評　歐陽公の祭文、當に此れを以て第一となすべし、

○沈德潛評　一氣奔馳、控抑すべからず、○此れ即ち介甫が詆て一國に在れば則ち一國を亂し天下に在れば則ち天下を亂すと爲すものなり、而して祭文又推服此の如し、豈に中に由るの言ならんや、特だ其文は子瞻の篇と竝び傳ふべし、

○賴山陽評　祭文は韓公の柳を祭るより、世、名作あり、歐公石曼卿を祭るが如き眞に古瑰詭麗たり、蘇公の歐を祭る自ら本色を呈す、荊公の歐を祭るが如きは則ち全く歐文を模す、其詞氣正大俊偉人をして快誦せしむるのみ、

傷仲永

動機　衆人の學を勉めざるを警むるに在り、

主意　仲永の神童にてありながら凡人に終りしは天才を恃んで人事を忽にしたるに在りと云ふに在り、

段落　凡そ二大段となす、篇首より「曰泯然衆人矣」に至るまでを第一大段となす、仲永の事を叙す、王、子曰」より篇尾に至るまでを第二大段となす、

困難にして困み躓き貶謫せられ流浪すと雖も、終に掩ふべからざるものは其公議の是非する所なるを以て已に壓せられたるも復た起り、遂に世に顯はるゝに至りたる次第なり、果敢の氣、剛正の節は晩年に至るも衰へざりき、

注解　「迍邅」易に云ふ、屯如邅如と屯は難なり、邅は回つて進む能はざるなり、迍は屯に同じ、

方仁宗皇帝臨朝之末年、顧念後事、謂如公者、可寄以社稷之安危、及夫發謀決策、從容指顧、立定大計、謂千載而一時、功名成就、不居而去、其出處進退又庶乎、

段落　第三大段の第二小段なり、功成り身退くを言ふ、

講說　仁宗皇帝が朝廷に臨み給ひし末年に方り、後の事を思召され、謂ひ給ふやう、公の如きは社稷の安危を托すべきものと、夫の公が謀を發し策を決し、落着きて指顧して大計を定むるに及び、思へば千載の一時なりき、公は功名の成就するや、其地位に留まらずして去れり、其の出處進退は何んと完全に近きことかな、

注解　「立定大計」英宗を立てたることを指す、

文法　頼山陽云ふ、歐公書錦堂記に韓魏公を稱する處に似たり、

英魂靈氣、不隨異物腐敗、而長在乎箕山之側、與潁水之湄、

段落　第三大段の第三小段なり、其精神の不朽なるを言ふ、

講說　公の英魂靈氣は他物と共に腐敗消散することなくして長く箕山の側と潁水の濱とに在り、

注解　「箕山云々」高士傳に云ふ、許由、潁水の陽、箕山の下に畊す、

然天下之無賢不肖、且猶爲涕泣而歔欷、而況士大夫平昔遊

見於議論、豪健俊偉、怪巧瑰琦、其積於中者、浩如江河之停蓄、其發於外者、爛如日星之光輝、其清音幽韻、凄如飄風急雨之驟至、其雄辭閎辨、快如輕車駿馬之奔馳、世之學者、無問乎識與不識、而讀其文、則其人可知、

段落　第二大段なり、

講說　公の人格性質の深厚と智慮識見の高遠なるが如きを以て學術の精微を輔とせしが故に、其文章に充ち議論に見はるゝ所のもの豪健と力強く俊偉と常に立勝り、巧妙珍奇なり、心中に積む所の學問が浩として江河の水の停蓄するが如く、其外に發するものも爛として日星の光輝くが如く、其清き音聲や幽かなる風情は凄として飄風急雨の忽ち至るが如く、其雄辭閎辨は快として輕車駿馬の奔馳するが如し、世の學者は公を見識る者と見識らざる者とに論なく、其文を讀むときは其人知られ得るなり、

注解　「充」一ぱいになること、「見於議論」發するなり、「爛」光のまばゆきほど明かなるなり、「凄」物すごし、

文法　賴山陽云ふ、南豐が老蘇を祭る文に似たり、○讀其文の二句は下段に移るの地をなす、

嗚呼、自公仕官四十年、上下往復、感世路之崎嶇、雖迍邅困躓、竄斥流離、而終不可掩者、以其公議之是非、既壓復起、遂顯於世、果敢之氣、剛正之節、至晩而不衰、

段落　第三大段の第一小段なり、氣節を言ふ、

講說　扨も公が始めて官途に就きしより四十年間は或は上り或は下り（官の升降）或は往き或は復る（中央と地方に出入す）世途の平坦ならざるに感じ、進步

祭歐陽文忠公文

解題　文忠とは歐陽修の謚號なり、

主意　生きては功業文章天下に關係あり、死しては精神千古に不朽なりと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而亦何悲」に至るまでを第一大段となす、公は生きて名あり死して傳はるあり、其死の悲むに足らざるを言ふ、「如公之氣質之深厚」より「則其人可知」に至るまでを第二大段となす、公の文章の卓絶なるを言ふ、「嗚呼自公仕宦」より「而長在乎箕山之側與潁水之湄」に至るまでを第三大段となす、其氣節を言ふ、「然天下之無賢不肖」より篇尾に至るまでを第四大段となす、悲むべきを言ふ、

夫事有人力之可致、猶不可期、況乎天理之溟溟、又安可得而推、

段落　第一大段の第一小段なり、人生の恃み難きを言ふ、

講説　夫れ世上の事に人力を以て致し得るものあれども、其れすら必すべからず、況や天理は溟々と、奥底廣ければ、又何とて豫め推知することを得べけんや、

文法　高梅亭云ふ、總冒、○林西仲云ふ泛く天道知るべからざるを言ふ、死すべからずして死するものあり、○沈德潛云ふ起語泛々、

惟公生有聞於當時、死有傳於後世、苟能如此足矣、而亦何悲』

段落　第一大段の第二小段なり、悲むに足らざる所以を言ふ、

講説　惟だ公は生前に於ては當時に聞ゆるあり、死後に於ては後世に傳はるあり、苟も此の如くなる以上、又何ぞ其死を悲まんや、

如公氣質之深厚、智識之高遠、而輔學術之精微、故充於文章、

なかりき、又人に對するときは其言辭顏色を和げ、如何に傲慢の者と雖も、人の缺點を發表する者と雖も之を容れて拒むことなし、其德は婦妾を感化せし程にて珠玉などの贅澤品を立派にせず、公子等は翼々と身を謹みて敝れたる綿入を着、下等の米を食ふ始末なりしが、死者を閔み窮民を憐むに至ては費用を惜まず、唯だ是のみ公の奢なり、孤女も公の御蔭にて嫁ぐこと出來、男子も公の御蔭にて家を成すことを得たり、

注解　「訐」あばく、「靡」淫靡奢靡の靡、

文法　沈德潛云ふ、義田を作り窮族を贍はし、及び忠宣麥舟を助くること倶に此に括す、此れ歐公碑文の未だ及ばざる所なり、

孰壙於深、孰鍥乎厚、其傳其詳、以法永久、碩人今亡、邦國之憂、矧鄙不肖、辱公知尤、承凶萬里、不往而留、涕哭馳辭、以贊醪羞、

段落　第九大段なり、

講說　孰か公を深き土に埋め、孰か厚き石に鍥りて其傳をば詳にして永久に法るべき事跡を示すものぞや、偉人は今死しぬ、邦國を擧げて之を憂ふ、況や鄙き不肖の某に於ては公の知を辱うすること尤も深きをや、萬里の遠方に在て訃音を受け、往て弔ふこともならず、留て此に在り、泣哭して此の辭を急送し、以て飲食の供物を捧ぐる禮を贊く、

注解　「碩人」碩は大なり、「醪羞」醪は酒、羞は神饌、

纂評

○茅鹿門評　范公は一代殊絕の人物たり、而して荆公の祭文亦力を極めて摹寫し、涕洟嗚咽、兩絕となすべし矣、

○沈德潛評　祭文、生平を敍するものあり、兩人の交情を敍するものあり、此れ文正公の生平を敍す、卽ち墓誌の看をなすべし、

注解　「辭讓」慶歷三年公を召して樞密副使となす、公之を讓ること五たびに及びしも許されざりしかば乃ち就任せり、「釐」理むるなり、「典常」倫理道德、「亂冗」亂は治なり、論語の我有亂臣十人と同一の用法、「百治」有らゆる政治、

彼閼不遂、歸侍帝側、卒屏於外、身屯道塞、謂宜耇老、尚有以爲、神乎孰忍、使至於斯、蓋公之才、猶不盡試、肆其經綸、功孰與計』

段落　第七大段なり、

講說　彼れ公に反對の者は邪魔をなせしも目的を達せず、公は都に還つて天子の側に侍せり、さりながら結局地方に屏けられ、其身は行き惱み、其主義は實行の路塞がりたるも公は以爲らく宜しく耇老の老齡に至るとも尚ほ爲すあるべし、抑も斯の如き不幸に至らしめたるは孰か忍んで之を爲したる、或は是れ天の所爲なるか、蓋し公の才は猶ほ盡く試みられざりしなり、若し經綸を十分に行はしめたらんには何人か公と其功を計るべきものあらん、無比なりしに相違なし、

注解　「卒屏於外」復た出でゝ陝西四路安撫使となり更に杭青潁の三州に知りたりしを謂ふ、「耇老」耇は老なり、釋名に云ふ垢なり、老人皮色驪悴常に垢あるものゝ如きなりと、「屯」難なり、

文法　唐荊川云ふ、彼閼不通云々は必ず指す所あり、

自公之貴、廐庫逾空、和其色辭、傲訐以容、化於婦妾、不靡珠玉、翼翼公子、敝綈惡粟、閔死憐窮、惟是之奢、孤女以嫁、男成其家』

段落　第八大段なり、

講說　公が貴顯の身となりしより、廐なり庫なり逾々空しく、多く馬を養ふことなく、多く財を積むこと

以其餘威、走敵完鄰、昔也始至、瘡痍滿道、藥之養之、內外完好、既其無爲、飲酒笑歌、百城晏眠、吏士委蛇』

段落　第五大段なり、

講說　戎夷の禍は宛も狂犬の狂せるが如く敢て我が中國の疆に嚙付けり、朝廷は征伐の將帥を任命せんが爲に印を鑄、符を刻し、之を公に授けて一方に藩屛たらしむ、公は將を伍に取り後に至り、常に其名を顯はしぬ、士を收め用ひて己の佐官にまでも登庸せしが、維れ邦家の美士なりき、公の名聲の加はる所、虜も敢て近づかず、其餘威を以て敵を走らせ、鄰を完うせり、昔公が始めて至りし頃は、瘡を負ひたるもの道に滿つる程なりしに、公は之に藥を與へ之に營養を施せしかば內外完好となり、既に爲すべきこと無かりしに因り、酒を飲んで笑ひ、凡百の城邑も朝遲くまで眠るを得、吏士は伸伸したる風情なりき、

注解　「戎孽」夷狄の禍、西夏趙元昊を指す、「猘」狂犬なり、「齧」嚙む、「公屛一方」公が環慶路安撫招討使たりしことを謂ふ、「收士至佐」尹洙孫復を指す、「瀕」濱に同じ、近づく意に用ふ、「走敵完鄰」公大順城を築く賊三萬騎來りて爭ふ、公戰て之を走らす、「委蛇」雍容自得の貌、

上嘉曰材、以副樞密、稽首辭讓、至於六七、遂參宰相、釐我典常、扶賢贊傑、亂冗除荒、官吏於朝、士變於鄕、百治具修、偷墮勉強』

段落　第六大段なり、

講說　主上は公の功を嘉稱あつて人才なりと宣ひ、因て樞密副使たらしめ給ひし處、公は稽首して辭讓し六七回に至りしが、遂に宰相に加はり我が典常を治めたり、賢を扶け傑を贊け冗事を治め、廢事を除き官吏は朝廷の上に更まり士人は鄕里の中に變じ、百事一一整理に就き、偷惰の者も勉むることゝなれり、

段落　第三大段なり、

講説　風俗が衰ふるに隨ひ、世人は正しきことに駭いて不思議に思ひ、邪なることを歡迎する次第なれば、公が立身の初に於ては蹇々と、發展に困難なりしが、人は疑もし嘆きせしに、公は其主義を力行して變更せざりしかば、慕ふもの興起せり、儒先啻々として高尙の志を抱き、節を以て競爭するに至れり、

注解　「啻々」楊子に云ふ、啻々大魁、顚末だ貞を包まず、杜牧の詩、擅字寛帖々、符彩高啻々と、石川鴻齋云ふ、案ずるに佩文韻府にも亦此二條を載す、前漢叙傳說難既啻其身と、注に云ふ啻は雄なり、

公之在貶、愈勇爲忠、稽前引古、誼不營躬、外更三州、施有餘澤、如釃河江、以灌尋尺、宿贓自解、不以刑加、猾盗涵仁、終老無邪、講藝絃歌、慕來千里、溝川障澤、田桑有喜、

第四大段なり、

講説　公が左遷の地に在るに及び、愈よ勇んで忠をなし、前代を考へ古事を引き、義に因て躬を營まず、外官となつては三州に歷任し、施す所餘澤あり、河江の水を注いで尋尺位の小區域に灌漑するが如く、多年の收賄罪を犯したる官吏も自然となくなり、刑罰を加ふるにも及ばずして狡猾なる盗賊も仁政に浸りて一生邪心を生ずることなく、藝を講じて絃歌し、千里の遠きより德を慕て來るものあり、川を溝とし、澤に隄を築きて田を耕し、桑を採る者皆利を得て喜ぶあり、

注解　「三州」饒潤睦の三州なり、

戎孽猘狂、敢齮我疆、鑄印刻符、公屏一方、取將於伍、後常名顯、收士至佐、維邦之彥、聲之所加、虜不敢瀕、

獨繩其私、以走江湖、士爭留公、蹈禍不慄、有危其辭、謁與倶出』

段落 第二大段なり、

講說 明肅太后の盛なりし頃、公は身は危かりしも、志は立て通せり、瑞華皇后の位を失ひし時、又之に就て斥けられき、然るに配所に於ける政治の功績速に上聞に達せしかば、召されて帝都開封府の尹となり、姦曲の士を押し込め、忠良の人を引擧げ之が爲め子供までも歌ひつ呼びつ喜びたる次第なりき、又勢力赫々たる家あつて萬人皆頭を下げて出入せしに、公は獨り彼の私曲を正し、其結果朝廷を逐はれて江湖に走りしが、士人は爭うて公を引き留めんとし禍を蹈みて慄れず嚴しき議論をなせしかば公と同じく罪を得、闕下に御暇を告げて共に都を出づること、なれり、

注解 「明肅」眞宗の后劉氏にして仁宋即位の始、政を聽く、「身危志殖」殖は立つなり、公時に秘閣校理たりしが、事を言ふを以て太后の旨に忤ひ、河中府に通判たり、「瑤華失位又隨以斥」瑤華は仁宗の后郭氏なり、其位を廢せられたる後住居せし宮號を以て稱せしなり、仁宗の郭后を廢するや、公右司諫の職に居りしが、孔道輔と諫官御史を率ゐ之を論爭し、遂に出されて睦州の知事となる、「亟」すみやかと訓す、「尹帝之都」開封府尹たりしことを謂ふ、「赫々之家」赫赫は盛なること、宰相呂夷簡を指す、「獨繩其私」繩は正すと訓す、「走江湖」江湖は廟廊に對して言ふ、饒州の知事となりしこと、「士爭留公」余靖、尹洙、歐陽修等の此事を論爭せしを謂ふ、「謁與倶出」以上の諸人、范公の罪に坐して皆地方を逐はれたるを言ふ、

文法 茅鹿門云ふ、悲むべし、涕すべし、

風俗之衰、駭正怡邪、蹇蹇我初、人以疑嗟、力行不回、慕者興起、儒先酋酋、以節相侈』

に論を發す、志銘中別に一體を開く、

祭范潁州文

解題　范潁州とは范文正公、名は仲淹のことなり、其嘗て潁州の守たりしを以て斯く稱せしなり、

主意　公は一世の師にして初より終に至るまで名節に疵なかりしと云ふに在り、

段落　凡そ九大段となす、篇首より「名節無疵」に至るまでを第一大段となす、綱領を掲ぐ「明肅之盛」より「謁與俱出」に至るまでを第二大段となす、直諫公道の爲に貶謫に遇ひたることを叙す、「風俗之衰」より「以節相侈」に至るまでを第三大段となす、剛毅の態度を叙す、「公之在貶」より「田桑有喜」に至るまでを第四大段となす、三州に於ける治績を叙す、「戎孽猘狂」より「吏士委蛇」に至るまでを第五大段となす、西夏の功業を叙す、「上嘉曰材」より「偸惰勉强」に至るまでを第六大段となす、宰相となりしことを叙す、「彼閼不遂」より「功孰與計」に至るまでを第七大段となす、復び地方に出されたるを叙す、「自公之貴」より「男成厥家」に至るまでを第八大段となす、逸事を叙す、「孰堙於深」より篇尾に至るまでを第九大段となす、祭を致すの意を叙す、

嗚呼我公、一世之師、由初迄終、名節無疵、

段落　第一大段なり、

講説　扨も我が公に於ては一世の師たる人にして、初より終に至るまで、名譽節操に於て疵となすべき所なし、

文法　茅鹿門云ふ、四句已に生平を括す、

明肅之盛、身危志殖、瑤華失位、又隨以斥、治功亟聞、尹帝之都、閉姦興良、稚子歌呼、赫赫之家、萬首俯趣、

文を尚ぶの國に辱めらる、此れ又何の道理ぞや、扨も彼の待つ所ありながら不遇なるものこそ此理を知るなるべし、

注解　「奪三軍」論語に云ふ可以奪三軍之帥、

文法　林西仲云ふ、才あるもの未だ必ず用ひられず、志あるもの未だ必ず合はず、此理惟だ待つ所あつて悔いざるもの之を知る、故に寧ろ世を離れ俗に異にして獨り其意を行ひ以て天を樂み命を知るのみ、隱然天命に拘せらるゝの意あり、言外に在り、感慨中却て跡を露さず妙、

君年五十九、以嘉祐某年某月某甲子、葬眞州之揚子縣甘露鄉某之原、夫人李氏、子男瓌不仕、璋眞州司戶參軍、琦大廟齋郎、琳進士、女子五人已嫁二人、進士周奉先、泰州泰興縣令陶舜元、銘曰、

段落　第四大段なり、

講說　君年五十九、嘉祐某年某月某甲子を以て眞州の揚子縣甘露鄉某原に葬る、夫人は李氏なり、子は男子の瓌と云ふは仕へず、璋と云ふは眞州の司令參軍琦と云ふは大廟齋郎、琳と云ふは進士、女子は五人あり、其中の二人は嫁せり、卽ち其嫁せし所のものは進士の周奉先と泰州泰興縣の令陶舜元となり、銘は左の如し、

有拔而起之、莫擠而止之、嗚呼許君而已、於斯誰使之、

講說　引拔て之を起すものはあれども推し落して進路を止むるものなし、扨も許君は許君の位地にして終れり、扨も誰か此の如くなさしめたる者ぞ「天命に外ならず」

纂評

○茅鹿門評　銘も亦韻折、

○沈德潛評　中間に一命字を藏過す、鬱屈瑰奇、空中

所あらんと欲せり、然れども終に一たびも其智能を用ふるを得ずして卒せり、扨も其れ哀むべきなり、

注解　「卓犖不羈」卓犖は超越なり、羈は覊に同じ、覊絆すべからざるを謂ふなり、晋書郗超傳に出づ、

文法　沈德潛云ふ、智略是れ一篇の主、○高梅亭云ふ前段節々後の議論の根を伏す、○君亦常云々は下の辨與謀云々を伏す、

士固有離世異俗、獨行其意、罵譏笑侮困辱而不悔、彼皆無衆人之求、而有所待於後世者也、其齟齬固宜、

講說　士の中、固り世を離れ俗に異なり、獨り其意を行ひ、笑侮を受け困辱に遇ひて悔いざる者あり、彼れ皆衆人に求むる所なくして後世に待つ所あるものなり、されば其世の中と喰違ひて世に不遇なるは當然なり、

文法　沈德潛云ふ、怪奇瑰偉なる者の俗に諧はざるを以て許君に反襯す、此れは是れ客位、

若夫智謀功名之士、窺時俯仰、以赴勢物之會、而輒不遇者、乃亦不可勝數、

段落　第三大段の第一小段なり、「脱俗の士の不遇なるは怪むに足らざるを謂ふ、

講說　若し夫れ智謀功名の士、時を窺ひ俯仰して事勢事物の機會に赴きながら兎角不遇なるもの勝げて數ふべからず、

辯足以移萬物、而窮於用說之時、謀足以奪三軍、而辱於右武之國、此又何說哉、嗟乎彼有所待而不遇者其知之矣、

段落　第三大段の第二小段なり、功名の士反て不遇なるを言ふ、

講說　辯は萬物を移すに足るに拘はらずして說を用ふるの時に窮し、謀は三軍を奪ふに足るに拘はらず、

至るまでを第四大段となす、卒葬妻子を叙す、

君諱平、字秉之、姓許氏、余嘗譜其世家、所謂今泰州海陵縣主簿者也、』

段落　第一大段なり、

講說　君諱は平、字は秉之、姓は許氏なり、余嘗て其代々の家系の譜を作りしが、其中に今泰州海陵縣の主簿とあるは卽ち君のことなり、

君既與兄元相友愛稱天下、而自少卓犖不羈、善辨說、與其兄倶以智略爲當世大人所器、寶元時、朝廷開方略之選、以招天下異能之士、而陝西大帥范文正公、鄭文肅公、爭以君所爲書以薦、於是得召試、爲太廟齋郎、已而選泰州海陵縣主簿、貴人多薦君有大才、可試以事、不宜棄之州縣、君亦常慨然自許、欲有所爲、然終不得一用其智能、以卒、噫其可哀也已、』

段落　第二大段なり

講說　君は既に兄の元と云ふ者と同胞の義に厚かりしことを以て天下に稱せられたるが、少年の時に氣性立越えて拘束を受けず、辨說に長じ、其兄と竝に智略を以て當世の大人に有用の人物と視傚されたり、寶元の時、朝廷方略の選を開いて天下異能の士を招きし際、陝西の大帥范文正公、鄭文肅公の二人爭うて君の作りし文を呈出して推薦に及べり、是に於て召し試みらるゝことゝなり、大廟齋郎となり、已にして泰州海陵縣主簿に選ばる、貴人多く薦めて云ふ、君は大才あり事を以て之を試みるべし、州縣の小官に棄つべからずと、君も亦常に慨然として自ら許し、爲す

序ㇾ行納ㇾ銘　爲識二諸幽一

講說　誠實の人なるかな孔公其人、公は志を行はんことのみを求め、路に險阻の處あり平夷の處あるに公は之が爲に其輈を改めて方向を轉ずることなし、權官强臣の忌む所となり、讒人諂夫の仇とする所なりしも能く其位を保つて一生を終り、寵祿は優々と盛なりき、維れ皇上は直を好み給ふが故に、公に幸福を賜へり、今や公の行狀を序し銘を墓中に納れ、爲に其壙に識すこと爾り、

注解　「展也」誠なり、詩の鄘風に云ふ、展如之人兮と楊子方言に云ふ荊吳淮泗の閒、信を謂て展と曰ふと、「輈」車轅なり、「幽」壙なり、

纂　評

○茅鹿門評　荊公第一首の誌銘、須く他の頓挫紆餘、往々敍事中に議論を伏し、風神蕭颯の處を看るべし、

○又評　此篇敍事中に於て一一點綴す、而して風韻喚發し、江流に順つて兩岸の山を看るが如し、古人の謂はゆる應接暇あらず、

○沈德潛評　太后に政を還さんことを請ひ、及び郭皇后の廢を爭ふ、皆大節の關する所、故に特に之を詳にす、後出で丶五州に知たり、皆虛敍を用ふ、天子より知を受くる後、屢ば執政に抑せらる、故に其詞を隱約にして末に軼事を以て收をなす、位置極めて佳、筆を用ふる亦復た淸剛簡貴、

○賴山陽評　半山の誌銘は歐の色態治するに若かず而して其簡鍊雅潔亦後法となすに足る、

泰州海陵縣主簿許君墓誌銘

主意　許氏の大才あつて不遇なりしことは悲むべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「所謂今泰州海陵縣主簿者也」に至るまでを第一大段となす、姓氏官職を敍す、「君既與兄元相友愛稱天下」より「噫其可哀也已」に至るまでを第二大段となす、大才用ふべきを言ふ、「士固有離世異俗獨行其意」より「而不遇者其知之矣」に至るまでを第三大段となす、其不遇の悲むべきを論ず、「君年五十九」より篇尾に

道哉、世多以此稱公者、故余亦不敢略也、銘曰、』

段落　第四大段の第二小段なり、蛇を撃つ事を叙す、

講説　而して尤も鬼神の關する奇怪の事を好まず、寧州に在りしとき、道士が眞武の像を修復せしに、蛇あつて像の前の方に穴を明け、度々出でゝ人に近けり、人人言ひ傳へて神となし、州將は之を實驗して上聞に達せんとし、其屬官を引き連れて往て之を拜せし處、蛇は人の噂の如く出で來れり、公は直ちに笏を振上げ蛇を撃て之を殺せしかば、州將より以下皆大に驚きぬ、斯く一時は其無法に驚きたれども、程經て又皆大に服せり、公は此れに由て始めて其名を知られたり、然れども余は公が數ば朝廷の大問題に處して禍福を擇ぶ所なきを觀るに、公の智勇は人に過ぎたるものあり、されば一疋の蛇の不思議に打勝ちたりとて何も持囃すほどのことならんや、さりながら世人は此事を以て公を稱するもの多きが故に、余も亦此碑文の中に略くことを得ざるなり、銘は左の如し、

注解　「禨祥」禨は祟なり、「眞武像」玄武の神にして龜と蛇と合體の像なり、

文法　高梅亭云ふ、軼事を叙す、○沈徳潛云ふ、傳志を作る須らく瑣屑の軼事を序すべし、然れども轉じて此れを以て主となすを得ず、文只だ借りて餘波となす、具さに布置の妙を見る、○賴山陽云ふ、沈評至當、然れども想ふに半山此の誌を作りし時、思路筆神始め此に專注す、故に之を最後に置き尾を掉ひ、全神活動せしむ、○又云ふ内外出入官迹を平列し畢り、又婚娶子姓を叙し畢り、然る後世に處し物に接するを叙し、以て妖祥に惑はざる處に及ぶ、最後蛇を撃つ一事を出して結となす、結構極めて次第あり、蛇を撃つ一瑣事、却て篇首朝に立つ大節と相應ず、是れ作者の匠心なり、

展也孔公　維志之求　行有險夷　不改其輈　權彊所忌讒諂所讎　考終其位　寵祿優優　維皇好直　是錫公休

世其家、累贈公金紫光祿大夫尙書兵部侍郎、而以嘉祐七年十月壬寅、葬公孔子墓之西南百步、

段落　第三大段の第四小段なり、卒葬位號妻子後嗣を敍す、

講說　公は寶元二年を以て鄆に往きしが途中に於て疾を得、十二月壬申を以て滑州の韋城驛に卒す、享年五十四、其後詔して郭皇后の位號を追贈に及ばれしに近臣上の爲に公が明肅太后の時の事を言ふものあり、上も亦公の平生爲せし所を記憶せしが故に、特旨を以て公に尙書工部侍郎を贈れり、公の夫人金城郡君尙氏は尙書都官員外郎諱は賓の女、二男子を生む、淘と曰ふは今尙書屯田員外郎たり、宗翰と曰ふは、今太常博士たり、皆行誼治績あり、其家を繼げり、公に金紫光祿大夫尙書兵部侍郎を贈り而して嘉祐七年十月壬寅を以て公を孔子の墓の西南百步に葬る、

文法　孔子墓は孔子四十五世孫に應ず、

公廉於財、樂振施、遇故人子、恩厚尤篤、

段落　第四大段の第一小段なり、性行を敍す、

講說　公は貨財に就て廉潔にして人に施すことを好み、故人の子を遇するに恩情尤も厚かりき、

而尤不好鬼神禨祥事、在寧州、道士治眞武像、有蛇穿其前、數出近人、人傳以爲神、州將欲視驗以聞、故率其屬、往拜之、而蛇果出、公即擧笏擊蛇殺之、自州將以下皆大驚、已而又皆大服、公由此始知名、然余觀公數處朝廷大議、視禍福無所擇、其智勇有過人者、勝一蛇之妖、何足

く地方に出づることゝなれり、

文法　高梅亭云ふ、抽敍皆剛毅諒直と相照す、

初開封府吏馮士元坐獄、語連大臣數人、故移其獄、御史劾士元罪止於杖、又多更赦、公見上、上固怪士元以小吏與大臣交私、汙朝廷而所坐如此、而執政又以謂公爲大臣道地、故出知鄆州、

段落　第三大段の第三小段なり、地方に出されたる事由を叙す、

講說　初め開封府の吏馮士元罪に因て入牢の身となりしが、其白狀せし所に據れば大臣數人之に關係あり、故に府より此事件を御史に廻せし處、御史は士元の罪を審理して杖刑以上に當らず、又多く大赦を經たりとせり、公は御史たりしかば上に見えて此事を上申せしが、上は固り士元が小吏を以て大臣と私的關係を結び、朝廷を汚せしに拘はらず、罪科を定むること此の如き輕き程度に止まることを怪しめる上、執政は又公が大臣を囘護すると思ひしより、出されて鄆州の知事となれり、

公以寶元二年如鄆、道得疾、以十二月壬申、卒於滑州之韋城驛、享年五十四、其後詔追郭皇后位號、而近臣有爲上言公明肅太后時事者、上亦記公平生所爲、故特贈公尚書工部侍郎、公夫人金城郡君尚氏、尚書都官員外郎諱賓之女、生二男子、曰淘、今爲尚書屯田員外郎、曰宗翰、今爲太常博士、皆有行治、

寺丞、知兗州仙源縣事に遷りし處又能名あり、其後は嘗直史館、待制龍圖閣、判三司、理文憑由司、登聞檢院吏部流內詮、糺察在京刑獄、知許徐兗鄆泰五州、留守南京たり、而して兗鄆御史中丞は皆再び至りしが、至る所の官治は數ば職を爭ひ阿らざるを以て或は退けられ、或は遷さる、然るに公は一節を持して其身を終り、蓋し未だ嘗て自ら屈せざりしなり、

注解　「釋褐」褐は毛布なり、仕官すること、「爭職」職務を盡す上に於て爭ふなり、

文法　賴山陽云ふ、先づ立朝の大節を敍し、然る後、出入の履歴を平列す、○年少耳の一筆を以て一生の小官を抹殺し、結筆公持一節云々の語を以て一振す、○耳の字を着く乃ち議論體、

其在兗州也、近臣有獻詩百篇者、執政請除龍圖閣直學士、上曰、是詩雖多、不如孔某一言、乃以公爲龍圖直學士、於是人度公爲上所思、且不久於外矣、未幾、果復召以爲中丞、而宰相使人說公、稍折節以待遷、公乃告以不能、於是又度公且不得久居中、而公果出、

段落　第二大段の第二小段なり、剛直を以て入て復た出づるを言ふ、

講說　其兗州に在るや、近臣に詩百篇を獻せしものあり、執政之を龍圖直學士に除せんことを乞ひしに、上の曰く是の詩は多しと雖も孔某の一言に及ばずと乃ち公を以て龍圖直學士とせり、是に於て人は推測すらく、公は上思はるゝが故に地方に居ることも久しかるまじと、何程もなく案の如く復た召されて中丞となる、而して宰相は人をして說かしむるやう、少々節を折て升進を待たれよと、公は反て出來ざる由を返答せり、是に於て世人は又測るらく、公は久しく中央政府に居る能はざるべしと、而して公は案の如

已、

段落　第二大段の第二小段なり

講說　郭后廢されし時公は御史中丞たり乃ち諫官御史を率ゐ之を諫爭し又天子に見えんことを願ひしも皆許されず、而も諫爭益切遂に罪を得て止むに至れり、

蓋公事君之大節如此、此其所以名聞天下、而士大夫多以公不終於大位、爲天下惜者也、

段落　第二大段の第三小段なり、

講說　蓋し公の大節は右の如くなりき、此れ其名天下に響き渡ると共に士大夫多く公が大位に終らざるを以て天下の爲に惜みたる所以なり、

文法　賴山陽云ふ、二の矣の字議論を生ず、亦後段官外平叙の處に別つ所以、○大節は卽ち前の剛毅諒直、○名聞天下は前に應ず、

公諱道輔、字公濟、初以進士釋褐、補寧州軍事推官、年少耳、然斷獄議事、已能使老吏憚驚、遂遷大理寺丞、知兗州僊源縣事、又有能名、其後嘗直史館、待制龍圖閣、判三司理文憑由司、登聞檢院、吏部流內銓、糾察在京刑獄、知許徐兗鄆泰五州、留守南京、而兗鄆御史中丞皆再至、所至、官治、數以爭職不阿、或絀或遷、而公持一節以終身、蓋未嘗自絀也、

段落　第三大段の第一小段なり、官歷を敘す、

講說　公の諱は道輔、字は公濟、初め進士を以て褐を釋き、寧州軍事推官に補す、年は全く少かりしが、されども、裁判事件を斷じ、其他事務を議するに、已に能く老吏をして驚き畏れしむる程なりき、遂に大理

之孫、兗州泗水縣主簿諱光嗣之曾孫、而孔子之四十五世孫也、』

段落　第一大段の第二小段なり、世系を叙す、

講説　尙書工部侍郎贈尙書吏部侍郎諱勗の子、兗州曲阜縣令襲封文宣公贈兵部尙書諱仁玉の孫、兗州泗水縣の主簿諱は光嗣の曾孫にして孔子の四十五世の孫なり、

文法　賴山陽云ふ、孔子を最末に出だす、體を得たり、

其仕當今天子天聖寶元之間、以剛毅諒直名聞天下、嘗知諫院矣、上書請明肅太后歸政天子、而廷奏樞密使曹利用、尙御藥羅・崇勳罪狀、當是時、崇勳操權利、與士大夫爲市、而利用悍强不遜、內外憚之、』

段落　第二大段の第一小段なり、權臣を彈劾せしことを叙す、

講説　其仕官せしは今の天子の天聖寶元の間に在り手强くして誠直なることを以て名天下に聞えたり、嘗て諫院に知たり、上書して明肅皇太后に政を天子に歸さんことを請へり、而して朝廷の上に於て樞密使曹利用、尙御藥羅崇勳の罪狀を奏上せり、是の時に當り、崇勳は權利を操り、士大夫と利益を交換せり、而して利用は荒々しく不遜にして內外之を憚りたる人なり、

文法　沈德潛云ふ、剛毅諒直の四字は孔公一生の本領、

嘗爲御史中丞矣、皇后郭氏廢、引諫官御史、伏閤以爭、又求見上、皆不許、而固爭之、得罪、然後

の道、之に因て小なる次第にあらず、然るに司馬遷に於ては仲尼を世家として自ら其例を亂る、是れ謂はゆる衝突する所多きものなり、

注解 「所謂」班固言ふ、甚だ疎略多く、或は牴牾ありと、

纂評

○茅鹿門評　荊公の短文字、轉折絶だ太史公に似たる處あり、

○沈德潛評　自ら是れ正論、聖人の道、推崇に藉て重からざるなり、

給事中孔公墓誌銘

主意 公が剛毅諒直を以て一生を貫きたりと云ふに在り、

段落 凡そ四大段となす、篇首より「而孔子之四十五世孫也」に至るまでを第一大段となす、其官位世系を叙す、「其仕當今天子天聖寶元之間」より「爲天下惜者」に至るまでを第二大段となす、大節を叙す、「公諱道輔」より「葬公孔子墓之西南百歩」に至るまでを第三大段となす、一生を叙す、「公廉於財樂振施」より「余亦不得而略也」に至るまでを第四大段となす、其逸事を叙す、

宋故朝請大夫給事中知鄆州軍州事、兼管内河堤、勸農同群牧使、上護軍魯郡開國侯、食邑一千六百戸、實封二百戸、賜金魚袋孔公者、

段落 第一大段の第一小段なり、官位を叙す、

講説 宋の故の朝請大夫給事中知鄆州軍州事兼管内河堤、勸農同群牧使、上護軍魯郡開國侯、食邑一千六百戸、實封二百戸、賜紫金魚袋孔公なるもの、

尚書工部侍郎贈尚書吏部侍郎諱勗之子、兗州曲阜縣令襲封文宣王贈兵部尚書諱仁玉、

段落　第二大段なり、

講說　孔子は旅人なりき、衰へて末となりたる世の中にウロウロとして一尺の地を治むるの權能もあらざりき、此の如き人なれば之を傳に列するこそ適當なれ、何とて世家となさん、

注解　「棲々」棲は栖に同じ、論語憲問篇に云ふ、夫子何爲其栖々と、注に云ふ栖々は猶ほ皇々の如しとうろつく貌なり、

文法　彼の例に據て當に然るべき地步を示す、

『豈以仲尼躬將聖之資、其敎化之盛、舄奕萬世、故爲之世家以抗之、又非極摯之論也』

段落　第三大段なり、

講說　豈に仲尼が大聖の天資を躬に持ち、其敎化の盛なること萬世に光を重ぬるを以て、之を世家となし以て仲尼の地位を高くしたるものなるか、是れ又極めて尤なる議論に非ざるなり、

注解　「將聖」論語子罕篇の語、將は大なり、朱注は殆と訓す、「舄奕」舄は重、奕は光、班固典引の注に云ふ流行の貌と、「抗」揚ぐるなり、

『夫仲尼之才、帝王可也、何特公侯哉、仲尼之道、世天下可也、何特世其家哉』

段落　第四大段なり、

講說　夫れ仲尼の才は帝王となるも可なり、何ぞたゞ公侯のみならんや、仲尼の道は天下を世にするも可なり、何ぞたゞ其家を世々にするのみならんや、

『處之世家、仲尼之道、不從而大、置之列傳、仲尼之道、不從而小、而遷也自亂其例、所謂多所抵牾者也』

段落　第五大段なり、

講說　仲尼を世家に置けばとて仲尼の道之に因て大となる次第にあらず、仲尼を列傳に置けばとて、仲尼

段落　凡そ五大段となす、篇首より「奚其進退無所據邪」に至るまでを第一大段となす、孔子を世家に列すべからざるを言ふ、「孔子旅人也」より「曷爲世家哉」に至るまでを第二大段となす、孔子は列傳に入るべきを言ふ、「豈以仲尼云々」より「收非極摯之論也」に至るまでを第三大段となす、世家となすの理由を擊つ、「夫仲尼之才」より「何特世其家哉」に至るまでを第四大段となす、孔子を世家となすは貴ぶ所以に非ざるを言ふ、「處之世家」より篇末に至るまでを第五大段となす、其無意味にして違例なるを言ふ、

太史公敍帝王、則曰本紀、公侯傳國、則曰世家、公卿特起、則曰列傳、此其例也、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ史記の定例を揭ぐ、

講說　太史公は帝王を叙するには、本紀と曰ひ、公侯國を子孫に傳ふる者を敍するには世家と曰ひ、特に起りたる公卿を敍するには列傳と曰ふ、以上は其例なり、

注解　「太史公」史記の著者司馬遷なり、

文法　先づ本紀世家列傳の性質を明かにす、

其列孔子爲世家、奚其進退無所據邪、

段落　第一大段の第二小段なり、例に於て根據なきを言ふ、

講說　太史公が孔子を列して世家となせしは何として其進めて上せたる點に於ても退けて下げたる點に於ても據る所なきや、

注解　「進退」無位の人を世家とせしは進めたるなり帝王の德ある人を世家とせしは退けたるなり、

文法　無所據の三字は是れ斷案、

孔子旅人也、棲棲衰季之世、無尺土之柄、此列之以傳宜矣、曷爲世家哉、

盜之力哉、』

段落　第三大段なり、

講說　若し然らずして眞に士を得たりしならんには彼の如く齊の强國を一手に握れる以上、一人の士を得なば南面して秦を制すること出來べき筈なり、尙ほ何とて鷄鳴狗盜の力を用ふる必用あらんや、

夫鷄鳴狗盜之出其門、此士之所以不至也、』

段落　第四大段なり、

講說　夫れ鷄鳴狗盜の其門より出でたるは、此れ眞の士の至らざりし所以なり、

文法　沈德潛云ふ、此の轉更に測られず、

纂　評

○謝疊山評　筆力簡にして健、然れども一篇得意の處只是れ擅齊之强得一士云々、先づ此の數句を得、此の一篇の文字をなす、然れども亦前言を祖述す、韓文公の田橫の墓を祭る文に云ふ「當嬴氏之失鹿云々」と介甫蓋し此篇より變化し來る、

○李性學評　文章短にして轉摺多く、氣岸長する者あり、王介甫讀孟嘗君傳是れなり、

○高梅亭評　陡起、陡斷陡翻陡收荆公の短製、竝に河東に駕し、風を史遷に希す、峭秀、又評、句々轉、筆々折、文中絕調、

○朱晦菴評　荆公の文、却て南豐に似たり、但だ南豐に比すれば文亦健にして巧なり、

○樓迂齋評　轉折力あり、首尾百餘字なし、嚴勁緊束而して宛轉凡そ四五處、此れ筆力の絕、

○沈德潛評　語々轉、筆々緊、千秋の絕調、

○賴山陽評　虎豹と鷄狗と相映帶す、有意無意の間に在り、

讀孔子世家

解題　孔子世家は史記に在り、

動機　史記の矛盾を駁するに在り、

主意　孔子は傳となすべきものにして世家となすは違例なりと云ふに在り、

適ま孟嘗君の客に狗の眞似をなして盗をなすことに妙を得たるものあり、秦の庫中に入り盗んで姫に獻せしかば、姫は昭王に說いて孟嘗君を解放せしめたり、孟嘗君姓名を變じ夜半函谷關に至る、關の規則によれば鷄鳴を待て旅客の通行を許すことなるが、若し其時に至らば昭王悔いて追騎を馳せ爲に執はるゝの恐あり、孟嘗君の客に又鷄の啼聲をなすものあり、群雞皆鳴き、遂に關を出づることを得たり、

主意　雞鳴狗盗を用ひたるが爲め、眞の士至らざりしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「以脫於虎豹之秦」に至るまでを第一大段となす、世論を掲ぐ、「嗟乎孟嘗君」より「豈足以言得士」に至るまでを第二大段となす、世論に反して斷案を下す、「不然」より「尙何取鷄鳴狗盗之力哉」に至るまでを第三大段となす、士を得ずと云へる理由を述ぶ、「夫鷄鳴狗盗之出其門」より篇尾に至るまでを、第四大段となす、士を得ざりし理由を言ふ、

世皆稱孟嘗君能得士、士以故歸之、而卒賴其力、以脫於虎豹之秦、

段落　第一大段なり、

講說　世人皆稱すらく孟嘗君は能く士を得たり、士は之が爲に孟嘗君に歸し、而して結局其力に賴て虎豹の如き恐ろしき秦より逃るゝことを得たりと、

文法　林西仲云ふ、口を開けば能得士の三字を把て案となす、○故の字は能の字を承く、

嗟乎孟嘗君特鷄鳴狗盗之雄耳、豈足以言得士、

段落　第二大段なり、

講說　扨々孟嘗君は僅に鷄鳴狗盗の頭分のみ、何として士を得ると言ふに足らんや、

文法　沈德潛云ふ斷なり、

不然擅齊之强、得一士焉、宜可以南面而制秦、尙何取鷄鳴狗

や、其多きことを知るべきなり、

文法　頼山陽云ふ、單に儒者と稱せずして衣冠云々と曰ふ、又姿態あり、○衣冠は袈裟に對して曰ふ、

以彼之材、由此之道、去至難而就甚易、宜其能也、

段落　第三大段の第二小段なり、禮の儒に歸せざるを惜む、

講說　彼の人材を以て此の儒者の道に由り、極めて困難なる道を去て、甚だ容易なる道に就かば、結構能力あるべきに、

文法　至難は佛法を指す、若彼之難を承く、甚易は儒教を指す、易行を受く、○沈德潛云ふ、其釋を去て聖道に入らんことを望む、此の大槩の言、慧禮一人に粘住せず、

嗚呼失之於此、而彼得焉、其有以也夫、

段落　第三大段の第三小段なり、儒の佛徒に及ばざる所以を言ふ、

講說　扨々儒の方には仕損して佛の方には成功することは何と其理由あることかな、

文法　以の字は卽ち無私の二字に外ならず、

纂評

○茅鹿門評　感慨、結となす妙、

○沈德潛評　後段、儒者聖人の道を行ふ能はず、而して浮屠氏能く師說を行ふを見る、意を用ふる題外に在るなり、一頓一折、人の領收に耐へたり、此れ最も是れ介甫の擅長、

讀孟嘗君傳

解題　孟嘗君、姓は田、名は文、父を嬰と曰ふ、齊の宣王の庶弟なり、孟嘗君客を好み食客常に數千人あり、秦の昭王詐を以て之を秦に致す、至れば則ち之を囚へ殺さんと欲するの意あり、孟嘗君人をして昭王の寵姬に救解を求めしめたるに、姬は孟嘗君の狐白裘を得んと欲せり、然るに此裘は已に秦王に獻せし後なりければ策の出づる所を知らず、

文法　茅鹿門云ふ、冷眼妙、○賴山陽云ふ、戯言を着く更に態あり、

後四年來曰、昔之所欲爲、凡百二十楹、賴州人蔣氏之力、既皆成、蓋有述焉、噫何其能也、蓋慧禮者予知之、其行謹潔、學博而才敏、又卒之以不私、宜成此不難也、

段落　第二大段の第二小段なり、

講説　其後四年目に至り禮は來て曰ふやう、昔し作らんと心掛たる凡そ百二十楹の建築は州人蔣氏の力に賴て既に悉く竣工せり、先生何ぞ文を作て之を述べざると、扨も如何にして其能力あるや、蓋し慧禮は予れ其人と爲りを知る、其行は謹愼潔白なる上に學は博くして才は敏なり、又之を卒るに私せざるを以てす、宜なり此れを成すこと難からざるや、

注解　「楹」柱なり、柱の數を以て延長を計る、猶ほ幾間と云ふが如し、

文法　修造を記せざるは是れ省筆、

今夫衣冠而學者必曰、自孔氏、孔氏之道易行也、非有苦身窘形、離性禁欲若彼之難也、而士之行可一鄕、才足一官者常少、而浮屠之寺廟被四海、則彼其所謂材者寧獨禮耶、

段落　第三大段の第一小段なり、僧に人材多きを言ふ、

講説　今夫れ衣冠を着けて學ぶ者卽ち儒者は必ず孔子に本づくと曰ふ、孔氏の道は行ひ易きものにて、身を苦しめ形を窮屈にし性を離れ欲を禁ずること彼の僧侶の困難の如きものある次第にあらず、然るに士の行の一鄕に宜しく一官に十分なるもの常に少く、而して僧侶の寺や廟や四海に充滿するによれば、彼に在ては其謂はゆる人材は何ぞ獨り禮のみならん

嘗出而過焉、庳屋數十椽、上破而旁穿、側出而視後則榛棘出人、不見垣端、指以語予曰、吾將除此而宮之、雖然其成也不以私吾後、必求時之能行吾道者付之、願記以示後之人、使不得私焉、

段落　第一大段の第二小段、記文を求むるの本意を言ふ、

講說　或る時外出して通行しけるに、屋根の卑き家數十棟あり、上の方は破れて横の方には穴明きたり、側面の方を回つて後部を視れば榛棘等の雜草は人より高く、垣の端も隱れて見えざる程なりき、彼は指さして予に語るやう、自分は將に此處を手入して室を作らんとす、さりながら、若し出來上りしならば吾が後の者に私せず必ず其時に於ける能く吾が道を行ふ者を求めて之に付せんとす、何卒記文を作り、後の人に示して私することの出來ぬやうになし吳れ給へと、

注解　「庳」卑に同じ、「宮」室なり、古に於ては貴賤に拘はらず其居る所を宮と曰ふ、

文法　茅鹿門云ふ冷眼、○賴山陽云ふ、文章此の一段なかるべからず、形容眞に逼る處、此れなければ色態を缺く、

當是時、禮方丐食飮以卒日、視其居枵然、余特戲曰、姑成之、吾記無難者、

段落　第二大段の第一小段なり、未だ文を作らざりしを言ふ、

講說　此の時に方り禮は人に飮食を乞ひ生活して其日を送りつゝあり、其住居を視れば枵然として無一物なりしかば、予は一寸戲れて言ひけるは兎も角も拵へて見るが宜し、吾が記文の方は造作もなきことなればと、

注解　「枵」虛なり、

講說　同行の四人は廬陵の蕭君、名は圭、字は君玉、長樂の王回字は深父、余の弟なる安國字は平父、安上字は純父、至化元年七月某日臨川の王某記す、

纂評

○茅鹿門評　逸興眼に滿ちて餘音絕えず、○高梅亭云ふ、遊山を借りて學を爲すの旨を發す、亦是れ常格妙は正意を說破せざるに在り、曲折勁峭、自ら是れ荊公の長技、

○沈德潛評　志あり力あつて叉物以て之を相くるあり、其終に至る能はざるもの則ち亦如何ともするなきなり、題を借り意を發す、文人の常、然れども必ず正旨を說破す、此れ只だ言外に於て之に遇ふ、又是れ一格○用筆最も折、

楊州龍興講院記

主意　院主が私なきを以て能く講院を修造することを得たりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「使不得私焉」に至るまでを第一大段となす、己と院主との關係及び院主が記を請へる言を敍す、「當是時」より「宜成此不難也」に至るまでを第二大段となす、院主の人と爲りと其私なきことゝを言ふ、「今夫衣冠而學者」より篇尾に至るまでを第三大段となす、儒者の佛徒に若かざるを言ふ、

予少時客遊金陵、浮屠慧禮者從予游、予既吏淮南、而慧禮得龍興佛舍、與其徒日講其師之說、

段落　第一大段の第一小段なり、慧禮の僧にして儒を學ぶを敍す、

講說　予少時金陵に游んで寄寓せし頃、僧の慧禮と云ふもの予に就て學べり、予は其後淮南に於て吏となりしが、慧禮の方は龍興佛舍を得、其徒と日に其師の道を講ぜり、

文法　從予游は下文儒者の源、講其師之道は下文浮屠の源、

段落　第三大段なり、
講説　是に於て予嘆ずる所あり、古人が天地山川草木蟲魚鳥獸を觀察して往々心に得る所あるは其求め思ふこと深くして常に在らざる所なきを以てなり、夫れ土地が平坦なる上近きときは遊ぶもの多く、險阻にして遠きときは遊ぶもの少し、然るに世の奇偉瑰怪非常の景色は常に險にして遠く、人の至ること罕なる處に在り、故に志ある者にあらざるときは至る能はず、志はあるとして止むると云ふとが附帶せざるも力足らざるものは亦至る能はざるなり、志と力とあつて又怠ると云ふことも附帶せざるも、幽暗の地、昏惑の時に至て何物か之が助けざるときは亦至る能はざるなり、然れども力は以て至るに足りながら至らざることは、人に於て譏るべきことゝし、而して己に在ては悔あることゝす、されど吾志を盡し、而して至る能はざりしならば其れにて後悔なかるべし、何人か能く之を譏らんや、此れ予の此遊に於て得たる所なり、
文法　此れ欲從末由の境界、化は爲すべからず之を俟つのみ、

余於仆碑、又有悲夫古書之不存、後世之謬其傳而莫能名者、何可勝道也哉、此所以學者不可以不深思而愼取之也、

段落　第四大段なり、
講説　余は仆れたる碑に就て又彼の古書の存在せざるを悲む、後世の人が謬り傳へて其名を指すことの出來ざるもの何ぞ言ひきれんや、此れ學者の深く思うて愼んで之を取らざるべからざる所以なり、
文法　始めて學の字を出だし前段の言ふ所も亦學問の事なるを見す、

四人者、廬陵蕭君圭君玉、長樂王回深父、余弟安王平父、安上純父、至化元年七月某日臨川王某記」

段落　第五大段なり、

文法　沈德潛云ふ、理愈、深ければ則ち造る者愈、少し、親しく甘苦を歷るもの之を知る、

方是時、予之力、尙足以入、火尙足以明也、既其出、則或咎其欲出者、而余亦悔其隨之而不得極夫遊之樂也、』

段落　第二大段の第二小段なり、奧を極めざりしことを悔いしことを敘す、

講說　此時に方り、予の力は尙ほ奧深く入るに足り、火も尙ほ明かにするに足りしなり、既に出でたる後、同行の中、前に出でんと欲せし者を咎めたるが、而して余も亦彼の跡に附て出でたるが爲め彼の遊の樂を極むることを得ざりしを悔いぬ、

文法　高梅亭云ふ、次段遊を敘し、新出の後、一番の情事を寫出し、筆々下段の案を伏す、

於是予有歎焉、古人之觀於天地山川草木蟲魚鳥獸、往往有得、以其求思之深而無不在也、夫夷以近則遊者衆、險以遠則至者少、而世之奇偉瑰怪非常之觀、常在於險遠而人之所罕至焉、故非有志者不能至也、有志矣、不隨以止也、然力不足者亦不能至也、有志與力、而又不隨以怠、至於幽暗昏惑而無物以相之、亦不能至也、然力足以至焉、於人爲可譏、而在己爲有悔、盡吾志也、而不能至者、可以無悔矣、其孰能譏之乎、此余之所得也、』

右は謂はゆる前洞なり、

文法　有碑仆路は後を伏す、考證を挾む文に妻致あり、〇記遊者甚衆、故に復た詳に記せず唯だ變體を以て略叙せしなり、范文正の岳陽樓記の前人之述備矣の一語は此れと符を合す、

由山以上五六里、有穴窈然、入之甚寒、問其深、則好遊者不能窮也、謂之後洞、

段落　第一大段の第三小段なり、後洞を記す、

講説　山に就て登ること五六里にして穴あり、窈然と奥深く、之に入るときは甚だ寒し、其深を問へば、遊び好きの探檢家と雖も窮むること出來ず、之を名づけて後洞と曰ふ、

注解　「窈然」深邃の貌、

文法　高梅亭云ふ、首段山より洞を引出し、前洞より後洞を引出す、〇不能窮の三字は下文議論の發する所、

余與四人擁火以入、入之愈深其進愈難、而其見愈奇、有怠而欲出者、曰不出火且盡、遂與之俱出、蓋予所至比好遊者、尚不能十一、然視其左右、來而記之者已少、蓋其又深則其至又加少矣、

段落　第二大段の第一小段なり、奥を窮めざりしことを叙す、

講説　余四人と火を擁し以て入る、之に入る愈よ深ければ其進むこと愈よ難し、而して其目に見ゆる所愈よ奇なり、然るに意氣衰へて穴より出でんと欲するものあり、若し出でざるときは火無くなるべしと曰ふ、余も遂に彼と俱に出でぬ、但し余の至りし所は好遊家に比するときは其十分の一にも及ばず、然れども其左右を視るに來て之を記したる者已に少し、蓋し此れ以上深ければ其至るものも益す少きことなり、

也」に至るまでを第三大段となす、學者其志を盡すべきを言ふ、「余於仆碑有感焉」より「不可以不深思而愼取之也」に至るまでを第四大段となす、學者の古書に於て深く思ひ愼んで取るべきを言ふ、「四人者」より篇尾に至るまでを第五大段となす、遊山の年月日と同行者とを附記す、

褒禪山、亦謂之華山、唐浮屠慧褒始舍於其址、而卒葬之、以故其後名之曰褒禪、今所謂慧空禪院者、褒之廬冢也、

段落　第一大段の第一小段なり、山名の來歷を記す、

講說　褒禪山は亦之を華山と稱す、唐の僧侶慧褒と云ふもの始めて此山の麓に居を構へ、斯くて其歿するに及び卒に此に葬れり、此の緣起を以て其後此山を名づけて褒禪と曰ひしなり、今人の謂ふ所の慧空禪院は慧褒の廬と冢との在る所なり、

注解　「亦」華岳卽ち大華山に對して云ふ、「浮屠」佛なり僧侶を謂ふ、「址」麓なり、

距某縣東五里、所謂華山洞者、以其乃華山之陽名之也、距洞百餘步、有碑仆道、其文漫滅、獨其爲文猶可識曰花山、今言華如華實之華者蓋音謬也、其下平曠、有泉側出、而記遊者甚衆、所謂前洞也、

段落　第一大段の第二小段なり、前洞を記す、

講說　某縣の東を距ること五里の處に謂はゆる華山洞あり、其華山の南に在るを以て華山洞と名づけたるなり、洞を離るゝこと百餘步の處に碑石ありしが路に仆れ居れり、碑の文字は滅茶となつて消えたれども、其中にて花山と云ふ字のみは猶ほ見分けらる、今此の華の字を曰ふに華實の華の如く呼ぶは但し音の誤れるなり、其下は打開けて平坦なる處にて、泉が出づ、遊びたることを記せし人甚だ多し、

は第一大段を收め、士の句は第三大段を收め、凡民の句は第二大段を收む、○容易に前段を收む、妙は順序に依らずして錯綜して之を出だすに在り、

士之有道、固不役志於貴賤、而卒所以貴賤者、何以異哉、

段落　第四大段の第二小段なり、更に推して之を士の用不用に論到す、

講説　士の道あるものは固り貴賤の爲に其志を勞する所なし、而して卒に貴となり賤となる原因は何を以て芝に異ならんや、此れ予の嘆ずる所なり、

文法　貴賤は上の好惡に應ず、○所以の字は時を含む、

纂評

○茅鹿門評　荊公本色の佳所、
○高梅亭評　歩々推開筆々頓挫、
○沈德潛評　李厚菴云ふ、墨池と同一機軸、蓋し曾王極めて相似たるものあり、峭にして折、意を用ふる多く題外に在り、
○賴山陽評　荊公の文、此れ最も宕逸冷雋、是れ文品人より高きこと一等、○又云ふ、此れ墨池の記と極めて相似たり、然れども彼れは一意層累、此れは則ち兩段叙事にして忽ち一結を以て意題外に出で然る後題に入り、再び前三段を照して奇抜を翻出し、意更に題外に出づ、末、別に適宕の筆を以て感慨一番、烟波嫋々、墨池一泓の水一覽して盡すべきもの丶比にあらざるなり、

遊褒禪山記

主意　學者其理想の域に至ると至らざるとに論なく、其志を盡して後、人の譏と己の悔となかるべく其古書に於ける深く思ひ愼んで取らざるべからずと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「謂之後洞」に至るまでを第一大段となす、山と洞とを記す、「余與四人擁火以入」より「而不得極夫遊之樂也」に至るまでを第二大段となす、山に遊んで洞に入りしことを記す、「於是予有嘆焉」より「此予之所得

講說　是に於て芝の如き神靈珍奇の產物も、蒿藜榛莽の雜草中に埋もれ蔽はれ、而して山農野老も復た其瑞たるを知らざるなり、

則知因一時之好惡、而能成天下之風俗、況於行先王之治哉、』

段落　第二大段の第三小段なり、前を結び後を起す、

講說　是に由て一の好むと惡むとの爲に天下の風俗を成すことが知らるゝなり、況や先王の治に於てをや〔其天下の風俗をなすべきは猶更のことなり〕

文法　高梅亭云ふ、次段本面より虛說、大意後段の爲に引をなす、○上の二句は前二段を結び、況の一句は推開を行ふ、

太邱陳君、學文而好奇、芝生於庭、能識其爲芝、惜其可獻而莫售也、故闢於其居之東偏、因取藏之、蓋其好奇如此、』

段落　第三大段なり、

講說　太邱の陳君は文を學び又奇を好む人なるが、或時其庭に芝生えし所、君は其芝なることを辨識し、昔ならば天子に獻ずべきものなるに今は捌く所なきことを惜み、其居宅の東の隅に閣を作り、芝を以て之に藏せり、蓋し其物數奇なること此の如し、

文法　此れ入題なり、高梅亭云ふ、三段正文に接入し前後に關映す、

噫芝一也、或貴於天子、或貴於士、或辱於凡民、夫豈不以時乎哉、』

段落　第四大段の第一小段なり、芝の貴賤時なるを言ふ、

講說　扨も芝は一なり、古今の變りなし、然るに或は天子の爲に貴ばれ、或は士の爲に貴ばれ、或は普通の人民に辱めらるゝものは何と時の相違する爲にあらずや、

文法　時の字は前の一時の好惡に應ず、○天子の句

方是時、希世有力之大臣、窮搜而遠采、山農野老、攀緣狙杙、以上至不測之高、下至澗溪壑谷、分崩裂絶、幽窮隱伏、人迹之所不通、往往求焉、而芝出於九州四海之間、蓋幾於盡矣、

段落　第一大段の第二小段なり、芝の搜索偏きを言ふ、

講說　此時代に方つては、立身を求む有力の大臣は、天子の寵を得んとて何處までも搜索して遠隔の地より採集し山野の百姓老人など猿の杙を攀ちのぼるが如く、上は測り知られざる高き處に至り、下は谷間の底に至り、崖など崩れ裂け路の絶えたる處、奥深くして世にも知られず、人迹の通せざる場處までも往々求むることあり、此の如にして芝は九州四海の間に出でたるが、餘りに取り荒したれば殆んど盡きなんとする程なりき、

注解　「狙杙」狙は猿なり、猿を繫ぐ杙を謂ふ、

文法　高梅亭云ふ、首段對面より影し來る、

至今上即位、謙讓不德、自大臣不敢言封禪、詔有司以祥瑞告者皆勿納、

段落　第二段の第一小段なり、天子の祥瑞を却くるを言ふ、

講說　今上の位に卽き給ふに至り、不德にして封禪の祭を行ふべき資格なしとて謙讓し給ふ所より、大臣を首として敢て封禪を口に出すものなく、其筋の者に詔あり、凡そ祥瑞のことを申出づるものあるとも採用する勿れとの旨なり、

於是神奇之產、銷藏委翳於蒿黎榛莽之間、而山農野老不復知其爲瑞也、

段落　第二段の第二小段なり、芝の顧られざるを言ふ、

○沈德潛評　城郭を修治するは乃ち險を設け國を守るの道、文吏に一層を推進し、禮實に無形の城郭、固り國を守るの根本たり、而して禮敎已に修まる、又當に有形の險を設け以て捍衞となすべし、兩者偏廢すべからざるを見はすなり、中段經術に湛深し、而して回幹痕なし、臨川の文中極めて典重醇厚の作、

芝閣記

解題　芝とは俗に謂はゆる靈芝なり、陳氏と云ふもの閣を建てゝ之を藏したり、作者因て陳氏が此閣を作りし由來を記す、

段落　凡そ四大段となす篇首より「蓋幾於盡矣」に至るまで第一段となす、芝が古に貴ばれんことを記す、「至今上卽位」より「況於先王之治者哉」に至るまでを第二大段となす、芝の今に賤めらるゝことを記す、「太邱陳君」より「好奇如此」に至るまでを第三大段となす、芝を藏するが爲に閣を建てたることを記す、「噫芝一也」より篇尾に至るまでを第四大段となす、感慨を叙す、

祥符時封泰山以文天下之平、四方以芝來告者萬數、其大吏、則天子賜書以寵嘉之、小吏若民輒錫金帛、

段落　第一大段の第一小段なり、天子の芝を獻ずるものを賞せしことを言ふ、

講說　祥符の時、泰山に封禪を行て天下の太平を裝飾せり、四方より芝が生えたりとて吉祥を上申するもの萬を以て數ふる程なりき、其中の大官には天子より御書を下されて稱美あり、其小吏若しくは民には金帛を錫はれり、

注解　「祥符」眞宗の年號、「芝」本草時珍に曰く、芝類甚だ多し、神農經に云ふ、山川雲雨、四時五行、陰陽晝夜の精、以て五色の神芝を生じ、聖王の休祥たり、瑞應圖に云ふ、芝草常に六月を以て生ず、春青く夏紫に秋白く冬黑しと、抱朴子云ふ、芝に石芝木芝肉芝菌芝あり、凡そ數百種と、

講説　故に周の文王の興りし時の如き、四夷の難ありしかば、朔方に城を築いて其將軍は南仲を用ひたり、又宣王の起りし時の如き、諸侯の患ありしかば東方に城を築いて其將軍には仲山甫を用ひたり、此の二臣の德は其君たる文王宣王の德に叶ひ、國を治むるの本末と其何事を先にし何事を後にすべきかの順序に就ては之を知れりと謂ふべし、之を慮るに心配の苦勞を以てして、赫々と光り輝く功を發し、之を承くるに恭謹の勤を以てして明々たる功を續ぎ、結局夷狄を逐ひ除けて中國の安全なりし所以は、蓋し其君臣の人物が此の如くにして守衛に關して其具ありたればなり、

注解　「朔方」朔は北なり、玁狁と云へる夷狄に備へたるなり、「以南仲」詩經の小雅出車篇に云ふ、天子我れに命じ彼の朔方に城く、赫々たる南仲、玁狁于に襄くと、「仲山甫」大雅烝民篇に云ふ、王、仲山甫に命じて彼の東方に城くと、「悄々」憂ふる貌、「翼々」恭謹なり、

文法　沈德潛云ふ蓋其君臣云々は兩層竝び收む、○賴山陽云ふ、人の字具の字を結ぶ、

今余公亦以文武之材、當明天子承平日久、欲補弊立廢之時、鎭撫一方、修扞其民、其勤於今、與周之有南仲・仲山甫、蓋等矣、是宜有記也、故其將吏相與謀而來取文、將刻之城隅、而以告後之人焉、

段落　第五大段なり、

講説　今余公も亦文武兼備の材を以て、明天子が承平已に久しき後、弊を補ひ廢したるを立直し給はんとする時に當り、一方面に鎭撫使として其民を治安擁護す、其今日に勤むる、周に南仲仲山甫ありしと蓋し同一なり、是れ宜しく記あるべきなり、故に其將吏相與に謀て余の所に來り記文を求め、將に之を城隅に刻して後の人に告げんとするなり、

纂評

屠、
及至喟然覺悟、興起舊政、則城郭之修也、又嘗不敢以爲後、』

段落　第三大段の第二小段なり、禮修れば城郭亦必要なるを言ふ、

講説　其君臣之が爲に喟然として覺悟し舊政を振興するに及びては城郭の修繕も又敢て不急と爲して後るゝ事を爲さゞりしなり、

『蓋有其患而圖之無其具、有其具而守之非其人、有其人而治之無其法、能以久存而無敗者皆未之聞也、』

段落　第三大段の第三小段なり、前を結ぶ、

講説　蓋し其患あれども之を措置するに其具なきとき、其具あれども之を守る者其人にあらざるとき、其人あれども之を治むるに其法なきときは、能く永久に存在して失敗せざる者あることは、何れも未だ聞き及ばざる所なり、

文法　賴山陽云ふ、前面を捲收し、後文を牽引す、恨むらくは法の字、前後照應を缺くに似たるを、

故文王之興也、有四夷之難、則城於朔方、而以南仲、宣王之起也、有諸侯之患、則城于東方、而以仲山甫、此二臣之德協於其君、於爲國之本末與其先後、可謂知之矣、慮之以悄悄之勞、而發赫赫之名、承之以翼翼之勤、而續明明之功、卒所以攘夷狄而中國以全安者、蓋其君臣如『此而守衞之有其具也、』

段落　第四大段なり、

里あり、其木や錬瓦や瓦や石等の材は枚を以て之を數ふるときは四百萬餘に及び、人の力を用ひたることは手間を以て之を數ふれば十餘萬に至る、凡そ守る所以の機關は一として求めて足らざるものなし、至和元年を以て起工し、同二年六月を以て成れり、

文法　具の字に着目すべし、

夫其爲役亦大矣、蓋公之信於民也久、而費之欲以衞其財、勞之欲以休其力、以故爲是有大費與大勞、而莫或以爲勤也、

段落　第二大段の第二小段なり、余公の人材たるを言ふ、

講説　夫れ築城の工事は隨分大なり、蓋し公が人民に信ぜらるゝこと久しきが故に、築城の爲に人民の財を費せるは其財を衞らんと欲するが爲にして人民の力を勞するは其力を休はしめんと欲する爲なるとを知れり、此の理由を以て、此の如き大費と大勞とありながら其れが爲め別段骨折と考へたるものなし、

文法　本段上の一小段は具に係り、後の一小段は人に係る、

古者君臣父子夫婦兄弟朋友之禮失、則夷狄横而窺中國、方是時中國非無城郭也、卒於陵夷毀頓陷滅而不救、然則城郭者先王有之、而非所以恃而爲存也、

段落　第三大段の第一小段なり、禮教敗るゝときは城郭恃むに足らざるを言ふ、

講説　古は君臣父子夫婦兄弟朋友の禮消失するときは、夷狄勢を恣にして中國を窺ふ、是の時に方り中國に城郭なかりしに非ず、されども用には立たずして次第に衰へて毀壞陷落して救はれざるに至る、然らば則ち城郭は先王之を有したりとは云へ、國を存するに就て之を恃とはせざりしなり、

文法　沈德潛云ふ、禮教より説き入る、是れ盤上の一

上は、如何に智勇ありと雖も、一旦突發せる事變に勝つ能はざるなり、

注解 「儂智高」仁宗の皇祐四年廣源州に反す、

文法 其材は人の字を伏す、城郭甲兵は具の字を伏す、蓋し此一小段は州縣の人材治具兩つながら足らざることを示せしなり、

惟天子亦以爲任其罪者、不獨守吏、故特推恩褒廣死節、而一切貸其失職、於是遂推選士大夫所論以爲能者、付之經略、而令尙書戶部侍郎余公靖當廣西焉、

段落 第一大段の第二小段なり、人材を擧げたるを言ふ、

講說 惟ふに天子に於かれても亦思召すやう、州を失ひし罪に任ずるものは强ち守吏に限らずと、故に特に恩典を推し、節義に死せしものに普及せしめ、而して其職務を全うせざりし者を宥免あり、是に於て遂に士大夫が評議の末、才能ありとなせし者を推擧げ轉任せしめて之に經略を付し、而して尙書戶部侍郎余公をして廣西に當らしめ給へり、

文法 死節は上の守吏或死を承け、失職は或不死を承く、

寇平之明年、蠻越接和、乃出城桂州、其方六里、其木甓瓦石之材、以枚數之、至四百萬有奇、用人之力、以工數之、至一十餘萬、凡所以守之之具、無一求而有不給者焉、以至和元年八月始作、而以二年之六月成、

段落 第二大段の第一小段なり、工事を記す、

講說 儂智高の寇平定したる翌年、蠻人越人和親に及びしかば、玆に大に桂州の城を築けり、城の方は六

○沈德潛評　學を立つる所以を論ずる處詳明醇美、宜黃縣學記と相同じ、而して曾は則ち溫厚、此れは則ち淸峭、竝に名作たり、

桂州新城記

解題　桂州は廣西にあり、余靖新に城を此に築く、作者將吏の求に應じて之を記したるものなり、

主意　人物と機關とあり、以て夷狄を攘ひ中國を安んずべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「而令尙書戶部侍郞余公靖當廣西焉」に至るまでを第一大段となす、余靖が廣西の經略に任ぜられたる事由を記す、「寇平之明年」より「而人莫或以爲勤也」に至るまでを第二大段となす、築城を記す、「古者君臣父子夫婦兄弟朋友之禮」より「皆未聞也」に至るまでを第三大段となす、人物機關と共に備はるの必要を言ふ、「故文王之興也」より「而守衛之有具也」に至るまでを第四大段となす、典故を引て余靖の人物と新城の機關と具はれるを言ふ、「今余公」より篇末に至るまでを第五大段となす、記を作る由を言ふ、

儂智高反南方、出入十有二州、十有二州之守吏、或死或不死、而無一人能守其州者、豈其材皆不足歟、蓋夫城郭之不設、甲兵之不戒、雖有智勇、猶不能以勝一日之變也、

段落　第一大段の第一小段なり、

講說　儂智高が南方に反亂を起せし時、十二州に出沒せしが、此の十二州の守吏、或は賊を拒んで死せしものあり、或は逃れて死せざりしものあり、而して死すると死せざるとの別なく、兎に角一人として能く其州を守り果せたるものなし、是は何と其人材が何れも足らざりしが爲なるか、恐らくは然らじ、蓋し城郭の建設せられざる、武器甲冑の準備せられざる以

夫以小邑得賢令、人得宜爲人師者、爲之師、而以修醇一易治之俗、而進美茂易成之材、雖拘於法、限於勢、不得盡如古之所爲、吾固信其敎化之將行而風俗之成也、

段落　第四大段の第三小段なり、以上の結果を預言す、

講說　夫れ小邑を以て賢明なる縣令を得、又人の師たるに適當なる先生を得て其師となし、斯くて醇粹純一にして治め易き所の風俗を脩め、而して見事にして成就し易き人材を發達せしむることゆゑ、法度に束縛せられ、事情に制限せられ、盡く古に於て爲せし所の如くなることを得ずとは云へ吾は固く敎化の將に行はれて風俗の將に成らんとするを知るなり、

文法　沈德潛云ふ、一氣收卷、此種の淸拔の處、轉た漢人に近し、○賢令と云ひ人師と云ひ、易治之俗と云ひ、易成之俗と云ひ一々前を顧みて之を收め、敎化の行はれ風俗の成に歸着す、筆に遺漏なし、

夫敎化可以美風俗、雖然必久而後至於善、而今之吏、其勢不能以久也、吾雖喜且幸其將行而又憂夫來者之不能繼也、於是本其意、以告來者、

段落　第五大段なり、

講說　夫れ敎化は以て風俗を美にすることを得、然りと雖も、是非とも久しきを經て始めて善と云ふ域に達するなり、然るに今日の役人は其事情、久しく一職に居ること叶はず、吾れ是に於て其將に行はれんとすることを喜びもし、冀ひもすると雖も、又彼の後任者が此事業を繼ぐ能はざることを憂ふる所より、林君の意に本づいて後任者に告ぐるなり、

文法　茅鹿門云ふ、又一層の深思、

纂　評

段落　第三大段の第四小段なり、今の法を變ぜずして古の教を行ふを言ふ、

講說　扨も林君は何と道あるものか、夫れ吏と云ふものは今の法を變ぜずして又古の實を失はず、此れ有道者の能くする所なり、林君の爲す所は其れ此に近し、

文法　賴山陽云ふ、噫の字を以て議論を生出し、矣の字小住、固の字、而の字を以て轉下し、也の字を以て住着し、再び夫の字を以て議論を起し、雖の字を以て上文に昭應し、也の字を以て住し、三たび夫の字を以て議論を起し、也の字を以て住し、結句は於是の二字を冒し、句脚復た虛字を置かず、咄然として止む、此等の處、南豐に比すれば稍や峭潔、

林君固賢令而慈溪小邑、無珍產淫貨、以來四方遊販之民、田桑之美、有以自足、無水旱之憂也、無游販之民、故其俗一而不雜、有以自足、故人愼刑而易治、而吾所見、其邑之士、亦多美茂之材、易成也、

段落　第四大段の第一小段なり、林氏の政を言ふ、

講說　林君は固り賢明なる縣令なるが上に、慈谿は小邑にして珍產淫貨などの四方の旅商人を來たすなし、田畝桑畠の美なる、自ら生活するに足り、水旱の憂なし、旅商人なきが故に其俗も一樣にして雜駁ならず、銘々生活に滿足するが故に刑罰に觸るゝことを用心して治め易し、吾が見る所によれば其邑の士は亦立派なる能力あつて成就し易し、

注解　「淫貨」誘惑的奢移的物品、

杜君者越之隱君子、其學行宜爲人師者也、

段落　第四大段の第二小段なり、杜氏の良師たることを言ふ、

講說　杜君は越の隱君子にして其學問と云ひ、行狀と云ひ人の師となるに適せる人なり、

歴某年也』、

段落　第三大段の第二小段なり、劉氏の修繕を企てしも遂げざりしことを言ふ、

講說　今の劉君在中は州府に申立て、人民に錢を出さしめ、將に修めて之を作らんとせしも、未だ實行するに及ばずして任地を去る次第となりたるが、時に慶歷某年なりき、

注解　「慶歷」仁宗の年號、

後林君肇至、則曰、古之所以爲學者、吾不得而見、而法者吾不可以無循也、雖然吾之人民於此不可以無教、即因民錢作孔子廟、如今之所云、而治其四旁、爲學舍講堂其中、帥縣之子弟、起先生杜君醇爲之師而興於學、

段落　第三大段の第三小段なり、林氏が學校を立て師を招くを言ふ、

講說　其後林君肇縣令として來任するや、曰ふやう、古に於て學校を作りたる仕組は吾れ見ることを得ざるが故に不心得なり、其上國家の法度は吾れ之に從はざるべからざるを以て、特に學校を創立するは如何なり、然りと雖も吾れの此縣に於ける人民は無教育と爲し置くこと相成らずと、因て直ちに人民の錢を以て孔子の廟を立て、今日の規則通りとなし、而して廟の附近の四方に手入して其中に寄宿舍講堂を設け、縣の子弟を帥ゐ先生の杜君醇を起して敎師となし斯くて學校を起せり、

文法　茅鹿門云ふ、前を抱く、

噫林君其有道者耶、夫吏者無變今之法、而不失古之實、此有道之所能也、林君之爲、其幾於此矣』、

之作、出於學廢、而近世之法然也、』

段落　第二大段の第二小段なり、學校廢れて聖廟起るを言ふ、

講說　其次第下りに衰ふるに方ては四方の學校其物は廢れて廟を立てゝ孔子を天下中に祀ることゝなり木を切削り土をこね僧侶や道士が佛像や道敎の神の木像塑像を作る仕方の如く、孔子の像を王者の形となし、州縣の役人は春と秋に其屬官を引率して釋奠の祭を其堂に行ひ、而して學士は之に預らず、蓋し廟の起りしは學校の廢れたるに由る、而して近世の法は此の如きなり、

注解　「搏士」土をつくねること、

文法　賴山陽云ふ、法の字後案を伏す、

今天子卽位若干年、頗修法度、而革近世之不然者、當此之時、學稍稍立於天下矣、猶曰州之士滿二百人、乃得立學、於是慈谿之士、不得有學、而爲孔子廟如故、廟又壞不治、』

段落　第三大段の第一小段なり、慈溪縣の學校未だ立たずして孔子の廟も亦破損せるを言ふ、

講說　今の天子卽位あつてより若干年を經て頗る法度を修めて近世の不都合なることを改革あり、此の時に方り、學校は少しづゝ各地方に立てらるゝことゝなれり、されども猶ほ其布達には州の士が二百人に滿つるときは則ち學校を建つることを得べしとあり、是に於て慈谿は猶ほ定員に足らざるが爲め學校を有することを得ず、而して孔子の廟を作ることは以前の通なり、其廟すら破損のまゝに手入に及ばず、

注解　「今天子」神宗を指す、

文法　茅鹿門云ふ宋の仁廟以前、學政の玩此の如し、

今劉君在中言於州、使民出錢、將修而作之、未及爲而去、時慶

古之在上者、事不慮而盡、功不爲而足、其要如此而已、此二帝三王所以治天下國家、而立學之本意也』

段落　第一大段の第五小段なり、古の建學の本意は以上の仕方に因て要を得たるを謂ふ、

講說　古の上に在る者は事を處するに思慮を勞せずして行き屆き、功を成すに行動に出でずして足れり、蓋し其要は此の如きのみ、此れ二帝三王が天下國家を治むる所の仕方にして學校を建つるの本意なり、

文法　賴山陽云ふ、南豐は正說長く反說短し、此篇は則ち一正一反大抵相當る、唯だ正說長し、故に人之を讀み厭ひ易し、

後世無井田之法、而學亦或存或廢、大抵所以治天下國家者、不復皆出於學、而學之士、群居族處、爲師弟子之位者、講章句課文字而已』

段落　第二大段の第一小段なり、後世の學は政治教育なきを言ふ、

講說　後世に至ては井田の法なく、而して學校も或は存在し或は廢滅し、大抵天下國家を治むるの道は最早學校に出でず、而して在學の士一所に集り居て師の身分となり弟子の身分となるものは章句を講じ文章を課するに止まるのみ、

文法　沈德潛云ふ、古今對擧一正一反、作文の間架、每に此に出づ、

至其陵夷之久、則四方之學者廢、而爲廟以祀孔子於天下、斲木摶土、如浮屠道士法、爲王者象、州縣吏、春秋帥其屬、釋奠於其堂、而學士者或不預焉、蓋廟

を聖となし、善く事宜に應ずるを義となし、人に誠あるを忠となし、溫厚にして爭はざるを和となす、

文法　茅鹿門云ふ、暗に後の杜醇が師となることを伏す、

釋奠釋菜、以教不忘其學之所自、遷徙逼逐、以勉其怠而除其惡、則士朝夕所見所聞、無非所以治天下國家之道、

段落　第一大段の第三小段なり、士の學校に於ける平生の習慣を言ふ、

講説　釋奠若くは釋菜の祭を行て其學問の由て出づる所を忘れざることを敎へ、其敎に從はざる者をば別處に移し、之を脅迫して以て其怠るものを勵し其惡き者を除く、されば士の朝夕に見る所、聞く所の事は天下國家を治むる所の道にあらざるはなし、

注解　「釋奠釋菜」先聖先師の祭なり、奠は薦むるなり、禮記文王世子に云ふ、凡そ學、春夏先師に釋奠すと、後世は專ら孔子の祭を謂ふ、但し釋菜は稍や禮の輕きものなり、

其服習必於仁義、而所學必皆盡其材、一日取以備公卿大夫百執事之選、則其材行皆已素定、而士之備選者、其施設亦皆素所見聞而已、不待閲習而後能者也、

段落　第一大段の第四小段なり、其實用に適するを言ふ、

講説　士の服習する所は必ず仁義を事とし、其學ぶ所は必ず其能力を盡す、故に一旦取て公卿大夫の重職を首として凡百の事務官の選擇に備ふるときは、彼の才能なり行狀なり皆已に平素より定り居るがゆゑに、採用を誤るの憂なし、又士の選に備はる者に於ても、其施設は亦皆素より見聞する所に過ぎずして別段試み習ひて後始めて出來得るものにてはなし、

文法　沈德潛云ふ、本末內外一一具さに擧がる、

段落　第一大段の第二小段なり、古の政事皆學校の教育に出づるを云ふ、

講說　古に於ては天下の田を井の字の形に區分し、而して黨なり庠なり遂なり序なり、此等の諸學校と國都中央大學との法は皆其中に立ち、鄕射の禮、鄕飮酒の會、春秋に於ける音樂の合奏、老人を養ひ農夫を慰勞し、賢者を尊び能者を使ひ、技藝を調べ善言を選ぶ等の政治より、出師計畫竝に馘を獻じ、俘囚を訊問する等の事務に至るまで學校に出でざるものなし、

注解　「井」井田なり、九百畝を以て一井とし、八面皆百畝、私田となす、「黨庠遂序」歐文吉州學記に出づ、「春秋合樂」禮記に凡そ大合樂必ず養老を遂ぐ、又季春の月吉日を撰び大に樂を合して以て鬼神を致すと周禮大司樂の註に云ふ大合樂は徧く六代の學を作すを謂ふと、「受成」禮記王制に云ふ、天子特に出征せんとす、命を祖に受け成を學に受くと、注に兵謀を定むるなり、「獻馘」詩の大雅の注に云ふ、軍法獲て服せざれば則ち殺して其左耳を獻ずと、

文法　茅鹿門云ふ、學の本始、○沈德潛云ふ、教必ず養に跟し來る、古、養はずして先づ教ふるものなし、○賴山陽云ふ、開手峭拔、南豐宜黃縣學記と對看するに、彼れ起處平々故に讀むもの聳觀せず、

於此養天下智仁聖義忠和之士、以至一偏一技一曲之學、無所不養、而又取士大夫之材行完潔、而其施設已嘗試於位而去者、以爲之師、

段落　第一大段の第二小段なり、學校に於て養成する所と、師となす所の者とを言ふ、

講說　此の學校に於て天下の智仁聖武忠和の人士を養ひ、其れより一方一技一部の學に至るまで養はざる所なく、而して又士大夫の才能完全潔白にして、其事業に於ける施設が已に或る地位に試みられたる事あつて其職を去りたる者を取て之が教師となすなり、

注解　「智仁聖義忠和」周禮に謂はゆる六德なり、善く事理を知るを智となし、愛物の德を仁となし、明通

聖人殘缺の書、漢代劉歆の徒、綴して之を完うし以て聖人の經を亂るものなり、後人の經を治むる、當に其純粹を取り其踳駮（シュンバク）を略すべし、乃ち安石、其善者を棄てゝ唯だ泉府の一言を取り、以て其私を行ふ、天下の禍を爲さゞるものあらんや、愚向に周禮考一篇あり、其說を備詳す、

慈谿縣學記

解題　縣學とは縣立の學校なり、

主意　縣令林氏は今の法を變ずるなく、古の實を失はずして此學校を建てたりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「而立學之本意也」に至るまでを第一大段となす、二帝三王の學校を立てたる本意を述ぶ、「後世無井田之法」より「近世之法然也」に至るまでを第二大段となす、後世學校廢れて孔子の廟となるを言ふ、「今天子卽位若干年」より「林君之爲其幾於此矣」に至るまでを第三大段となす、林氏建學の擧を賛す、「林君固賢令」より「而風俗之成也」に至るまでを第四大段となす、林氏の人となりを言ひ、敎化の將に行はれんとするを豫言す、「夫敎化可以美風俗」より篇尾に至るまでを第五大段となす、記を作る所以を言ふ、

天下不可一日而無政敎、故學不可一日而亡於天下、

段落　第一大段の一小段なり、天下一日たりも學校なかるべからざるを云ふ、

講說　天下は一日たりとも政治敎育の二者無きことを得ず、故に學校は一日たりも天下に亡きことを得す、

古者井天下之田、而黨・庠・遂・序・國學之法立乎其中、鄉射飮酒春秋合樂、養老勞農、尊賢使能考藝選言之政、至於受成獻馘訊囚之事、無不出於學、

然竊觀聖上致法就功、取成於心、訓迪在位、有馮有翼、亹亹乎鄕六服承德之世矣、以所觀乎今、考所學乎古、所謂見而知之者、臣誠不自揆、妄以爲庶幾焉、故遂冒昧自竭、而忘其材之不及也、

段落　第三大段の第一小段なり、主意、

講説　右の如く困難にはあれど、窃かに觀るに聖上陛下法を致し功を成すに於て大御心より發せられて在位の者共を訓導し給ひ、在位の者共、依るべきあり翼となすべきあり、亹々乎として倦むことなく、以て六服の範圍恩德を承くるの世に向へり、今に觀る所を以て古に學ぶ所を考ふるは謂はゆる見て之を知るものなり、臣誠に自ら力を計らずして、妄にどうやら出來得べきかと存ずるなり、其れ故妄りに進んで、力の有る限り竭し、其能力の及ばざるを忘れしなり、

注解　「取成於心」成功すべき立案を自己になすこと「訓迪」迪はみちびくと訓す、「有馮有翼」詩經の大雅卷阿篇に出づ、馮は依なり、翼は輔なり、「亹々」倦まざる貌、「鄕」向なり、「六服」侯甸男采衞の五服と畿內とを謂ふ、天下區畫の名なり、

謹列其書、爲二十有二卷、凡千餘萬言、上之御府、副在有司、以待制詔頒焉、謹序、

段落　第三大段の第二小段なり、報告なり、

講説　謹で其書を編次して二十有二卷となし、凡そ千餘萬字あり、之を御府に上り、副本は有司の手許に在り、斯くして詔を以て之を天下に頒分し給ふことを待つ、謹で序す、

纂評

○沈德潛評　鋪敍を用ゐず、簡にして能く莊、諸經序中、此の篇を以て最となす、惜いかな泥して之を用ひ遂に天下を亂るに至るや、○愚嘗て謂ふ、周禮は本と

武周公之力哉、猶四時之運、陰陽積而成寒暑、非一日也、』

段落　第二大段の第二小段なり、周制は前代の美を大成せしものなるを云ふ、

講說　蓋し其夏殷時代よりの因習を重ね繼承して之を全うせしものにて、後世に至り最早此上に出づべきなし、豈にたゞ文王武王周公の力のみならんや、猶ほ四時の順環と同一にして、陰陽積んで寒暑となり冬夏となるものにして一日に發現するものにあらず、

法解　「崇」積み累ぬるなり、「賡」つぐ、

文法　沈德潛云ふ、周は二代に鑒む、故に法制、善を盡す、言簡にして該、

自周之衰、以至於今、歷歲千數百矣、太平之遺跡、掃蕩幾盡、學者所見、無復全經、於是時也、乃欲訓而發之、臣誠不自揆、然知其難也、以訓而發之之爲難、則又以知夫立政造意、追而復之之爲難也、』

段落　第三大段の第一小段なり、今より其意義を發揮するの難きを言ふ、

講說　周の衰へたるより今日に至るまで千數百を歷たり、此の如く久しき間に太平の遺迹は拂ひ除けたるが如く殆んど皆無となり、學者の見る所、最早完全なる經書あらず、然るに今に於て之を訓釋して發揮せんとするは、臣自ら己の力を揆らざる次第とは申しながら其困難なることは之を知れり、訓釋して之を發揮することすら困難なれば愈、政を立て意を起し後世より泝つて古の禮制に復することの困難なることを知る、

注解　「造意」新意を出すを云ふ、

文法　茅鹿門云ふ、暗に主上を竦動するの意を伏す、〇沈德潛云ふ、連用數轉して轉折の迹を露さず、此の老の獨擅、

也」に至るまでを第二大段となす、周禮の制度完全なるを言ふ、「自周之衰」より篇末に至るまでを第三大段となす、宋時より周代を推すを言ふ、

士弊於俗學久矣、聖上閔焉、以經術造之、乃集儒臣、訓釋厥旨、將播之校學、而臣實董周官、

段落　第一大段なり、

講説　天下の士が俗學の爲に腐敗すること久し、聖上は之を愍然に思召し經術を以て士材を成就せんと儒臣を集め厥の意味を訓釋して將に之を學校に布かんとし、而して臣は實に周官(周禮)を擔任することゝなれり、

注解　「造」なすなり、

文法　沈德潛云ふ手に入る肅穆、

惟道之在政事、其貴賤有位、其後先有序、其多寡有數、其遲數有時、制而用之存乎法、推而行之存乎人、其人足以任官、其官足以行法、莫盛於成周之時、其法可施於後世、其文有見於載籍、莫具乎周官之書、

段落　第二大段の第一小段なり、周法周禮の完備を言ふ、

講説　惟れ道其物が發現して政事上に在るや、人の貴賤に位あり、事の前後に順序あり、物の多少に數あり、行の遲速に時あり、善き具合に切盛して之を用ふることは法に存し、推して之を實行することは人に存す、其人は以て官職に任ずるに足り、其官職は以て法を行ふに足ること、成周の時より盛なるはなく、其法後世に施すべく、其文書物に見はるゝあるものは周官の書より具はれるはなし、

注解　「遲數」數は音速、速の字に同じ、

蓋其因習以崇之、賡續以終之、至於後世、無以復加、則豈特文

乃ち急激にすべからず、急激にするときは、彼れ將に我れを輕んじ侮らんとす、蓋し明かに開納を示すは彼の衆を怠らしめて此方の禍を弛むる所以なり、又徐に條約を議することは彼に其困難なることを示して締結の上堅く之を守らしむる所以なり、

文法　沈德潛云ふ、此れを要着となす、澶淵以後、宋の君臣惜むらくは此に出でず、歳幣日に增し、兵革息まざる所以、○賴山陽云ふ、兩意分層、其謀甚だ老、其文甚錬、

聖上恐龍圖未喩此指、故今令以書具道前降指揮、如西人有文字、詞理恭順、即與收接聞奏、宜即明示界上、使我吏民與彼擧國、皆知朝廷之意、

段落　第三大段なり、

講說　聖上に於ては龍圖が未だ此旨を承知あらざることを恐れ給ふが故に、今具さに書面を以て前に降されたる訓令を傳達せしめらる、若し西夏の人、文字あり其文句恭順ならば即ち取次で上聞に達し、之と共に直ちに界上に明示し、我が吏民と彼の全國とをして皆朝廷の意を知らしむべし、

注解　「龍圖」趙卨を指す、其官名、

纂評

○沈德潛評　老謀深識、此文に就けば、何ぞ嘗て執拗ならん、

周禮義序

解題　周禮義とは周禮の釋義なり、周禮とは周の制度官制を記したるものにして周公の作なりと云ふ、

主意　今を以て古を觀、因て此書を作りしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「而臣某實董周官」に至るまでを第一大段となす、勅を奉じて周禮義を撰せしを言ふ、「惟道之在政事」より「非一日

彼の上下共に或は忿り或は懼れ力を併せ心を一にし我に向て命を拋たんとすべし、此れこそ彼の倔强なる所以なり、

我明示開納、則彼孰違衆、首議、欲為倔强者、就令有敢如此、則彼舉國皆將德我而怨彼、孰肯為之致死、此所以怒我而怠寇也、

段落　第一大段の第三小段なり、開納の我れに利なるを論ず、

講說　我れ明かに開納を示さば、彼の夏人孰か押切て衆意に違ひ、己れ發議者となつて倔强をなさんと欲するものあらん、縱令ひ敢て此の如き者ありとも、彼の國人を舉げて我れを有難しとして彼を怨むべし、孰か肯て之が為に死を致さん、此れ一方には我が敵愾心を起し、一方には寇をして油斷せしむる仕方なり、

文法　頼山陽云ふ、倔强の二字に就て言ひ、三たび之を重複す、文愈姿あり、意愈明了、

老子曰、抗兵相加、愛者勝矣、此之謂也、

段落　第一大段の第四小段なり、引證、

講說　老子曰く兵を舉げ互に攻合ふに哀み居る者の方勝つと、此の事を謂へるなり、

注解　「老子曰」六十九章に出づ、本書には愛を哀に作る、蓋し作者の誤引なり、

至於開納之後、與之約和、乃不可遽、遽則彼將驕而易我、蓋明示開納、所以怠其衆而紓吾患、徐與之議、所以示之難而堅其約、

段落　第二大段なり、

講說　開納の後に及び彼と和議の條約を結ぶことは

與趙卨書

解題　趙卨字は公才、龍圖直學士たり、

主意　夏人の開納は許すべきも和議は急にすべからずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「此之謂也」に至るまでを第一大段となす、夏人を開納すべき所以を論ず、「至於開納之後」より「而堅其約」に至るまで第二大段とす、和議を急にすべからざる所以を論ず、「聖上恐龍圖未喩此指」より篇尾に至るまでを第三大段となす、本書は主上の意なるを言ふ、

某啓、議者多言遽欲開納西人、則示之以弱、彼更倔强、以事情料之、殆不如此、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ反對論を擧げて其然らざるを言ふ、

講說　某啓す、論者の多く言ふ所は、今遽に西人を開納せんと欲するときは彼に我が弱を示すことゝなり彼は一層頑强となるべしと、されど事情を以て之を料り見るに殆んど此の如くならず、

注解　「西人」西夏の人、西夏は宋の敵國なり、「開納」開き納れて來附を許すなり、

文法　末の一句は次段を引く、

以我衆大、當彼寡小、我尚疲弊厭兵、即彼偷欲得和可知、我深閉固距、使彼不得安息、則彼上下忿懼、并力一心、致死於我、此彼所以倔强也、

段落　第一大段の第二小段なり、開納せずして拒斥するときは反て彼をして倔强ならしむべきを言ふ、

講說　其故は我が中國の人衆く地大なるを以て、彼の西夏の人寡く地小なる國に當るに、中國すら疲弊し兵戰を厭ふ位なれば、彼は姑息にも和を得んと欲することは知らるゝなり、然るを我れ深く閉ぢ固く拒み彼をして安息することを得ざらしむるときは

雅、餘論所及、無黨私之嫌、苟以發潛德爲己事、務推所聞、告世之能言而足信者、使得論次以傳焉、則先君之不得列於史官、豈有恨哉』

段落 第三大段なり、殿臣が能文にして信ずべき人に告げて己が父の潛德を發せんことを望む、

講説 伏て惟ふに閣下は亡父に對して僅か一日の素交もありたるに非ず、然るに餘論の及ぶ所、其貞烈の傳はらざるを惜み給へるにて、黨私の嫌疑なければ、苟も世に潛みて明かならざる德を發表をすることを以て己の仕事となし、務めて聞く所を推して世の能言にして信ずるに足る者に告げ、論次して以て傳はることを得しめば先君が史官の記錄に其名を列せざるも豈に恨むに足らんや、

注解 「雅」素なり、平生の相識を謂ふ、

纂評

○樓迂齋評 文字宛轉抑揚、中間一節、作史の情態を曲盡す、古今史筆の得失、只だ公私疑信の間に在り、其論甚だ備はる、

○儲同人評 史事を論ずる確として刊すべからず、王文を讀む執法御史に對するが如し、氷心鐵面、凛然として能犯の色あり、而して此書尤も其較著なるもの、

○沈德潛評 從來史書の病、痛切之を言へば、則ち未だ才學識の三長を擅にし公正欺かざるの志を秉る者に非ずんば未だ史を作るを言ひ易からざるなり、中の一段を讀めば、人をして凛々として人禍鬼責の懼を懷かしむ、○錢受之、素と史才を推す、然れども是非往々公ならず、況や淺學の人を以て自是の見を挾み、悻々然として遽に史筆を操るをや、以て良史と云ふ、恐らくは未だ必ず然らず、○荊公の父名は益、都官員外郎に官す、

○賴山陽評 南豐の歐に謝する書に勝る啻々、

講說　其上に歷史の筆を執るもの又一時の貴人を多く雜ゆることとなるが、彼等が朝廷の上に於て論議するを觀るに、此れは公然の場所なるゆゑ、誰も其言の然るや否やを研究することを得るに、其場合すらも尙ほ或は忠を以て邪とし、異を以て同となし、誅が前に當れども懼れず、訕が後に在れども羞ぢず、苟も其好惡喜怒の心を滿足して止む、而も況や陰に紙墨を盾として前人の善惡を裁判し、己の好む所なれば疑はしき善も褒を與ふべく、己の惡む所なれば、惡に似たるものは毀に附すべし、されば死人は其當否を訟ふる能はず、生者は其曲直を論ずるを得ず、賞罰褒譽の其間に加はることもなければ、彼の如き私心を以て何とて能く人の知らざる間に於て事實を枉げ世を欺くことなからんや、

文法　沈德潛云ふ、考究なき一難、顯はれざる又一難、執事其人にあらざる又一難、〇筆風霜の氣を帶ぶ、〇高梅亭云ふ、來書内の史言一語より忽ち大に議論を發し極めて後世記載の失を慨す、悲壯激烈王文の駿厲、此れを讀んで已に一斑を見る、〇樓迂齋云ふ三代の時より此に至る七八轉にして二百餘字に過ぎず文字の妙を曲盡す、

善既不盡傳、而傳者又不可盡信如此、唯能言之君子、有大公至正之道、名實足以信後世者、耳目所遇、一以言載之、則遂以不朽於無窮耳。

段落　第二大段の第四小段なり、能言公正の君子を待て不朽に傳はることを言ふ、

講說　善も既に盡く傳はらず、其傳はれるものも、盡く信ずべからざること此の如し、唯だ能文の君子にして大公至正の道あり、名實共に後世より信ぜらるゝに足る所の人が、耳目に出遇ひて見聞せし所をば、一たび文を以て之を書き載せられたらんには、遂に無窮に不朽を致すべきのみ、

文法　沈德潛云ふ、起語上文を双鎖す、

伏惟閣下、於先人非有一日之

之史、多世其家、往往以身死職、不負其意、蓋其所傳皆可考據、

段落　第二大段の第一小段なり、古に於ては良史ありしを言ふ、

講說　三代の時より國に各史官あり、而して當時の史は多く代々其家業を繼ぎ、往々其身を殺して職に盡し、苟も心にもあらぬ筆を執りたることなし、蓋し其傳へし所の事は何れも考據するの價値あり、

後既無諸侯之史、而近世非尊爵盛位、雖雄奇儁烈、道德滿衍、不幸不爲朝廷所稱、輙不得見於史、

段落　第二大段の第二小段なり、後世諸侯の史なく、爵位あるものに非ざれば史に載せられざるを言ふ、

講說　後世に至ては既に諸侯の史なく、而して近世は爵尊く位高きものに非ざるときは雄奇儁烈の才氣を抱き、道德は十分なるものと雖も不幸にして朝廷に稱せられざるときは史書に見はるゝを得ず、

而執筆者、又雜出一時之貴人、觀其在廷論議之時、人人得講其然不、尙或以忠爲邪、以異爲同、誅當前而不慄、訕在後而不羞、苟以饜其忿好之心而止耳、而況陰挾翰墨、以裁前人之善惡、疑可以貸褒、似可以附毁、往者不能訟當否、生者不得論曲直、賞罰謗譽、又不施其間、以彼其私、獨安能無欺於冥昧之間邪、

段落　第二大段の第三小段なり、愛憎の爲め記載の正しからざるを言ふ、

ざるを傷み、又史官が之を記載して昔の良吏の後に編次する能はざることを掛念し給へるが、右は何れも不肖の孤兒たる某の言行が天下に信ぜられず、先人の遺せる功烈を推揚し人々をして之を聞知することを得しむる能はざるが爲にして、朝夕愁ひ痛み心を疚ましめ首を病まして敢て息まざる所以は此れを以てなり、

文法　高梅亭云ふ、皆來書を承けて引となし、引を以て頓住す、○又恐史官云々は後を伏す、

先人之存、某尚少、不得備聞爲政之迹、然嘗侍左右、尚能記誦教誨之餘、蓋先君所存、嘗欲大潤澤於天下、一物枯槁以爲身羞、大者既不得試、已試乃其小者耳、小者又將泯沒而無傳、則不肖之孤、罪大釁厚矣、尚何以自立於天地之間耶、閣下勤勤惻惻以不傳爲念、非夫仁人君子、樂道人之善、安能以及此、

段落　第一大段の第二小段なり、謝意を表す、

講說　先人存生の時は某尙ほ幼少なりしかば其政をなせし事跡を十分に聞くことを得ざりしも、嘗て其左右に侍せしかば尙ほ能く教誨の幾分を記憶す、蓋し先君の心を存せし所は嘗て大に天下に恩澤を施さんとし、一物の枯槁して榮えざるすら吾が身の羞と爲せり、大なる者既に試むることを得ざるに、折角試みたる小なる者も又將に泯沒して傳はらざらんとす則ち不肖の孤は罪大に隙厚し、尙ほ何を以て自ら天地の間に立たんや、閣下勤々惻々として其傳はらざるを念とせらる、彼の人の善を言ふことを樂とする仁人君子にあらずんば何とて此の如き好意に立ち至らんや、

注解　「釁」瑕隙なり、「惻々」痛むなり、

自三代之時、國各有史、而當時

に能く韓歐の外に於て獨り一章をなす、其手稜峻潔に至ては歐に勝るに似たり、知者の爲に道ふべきのみ、

○沈德潛評　韓子爭臣論、歐陽子の范司諫に上る書と意を同うす、而して彼は則ち闇々、此れ則ち侃々、養ふ所同じからざるに由るなり、入手、正言の對策に據り案を作る、以下層々翻剝、孟子が蚳鼃に謂ふに其士師を請ふに據て案を作すと同例、古人文章各原本あり、但だ化其面目を化するのみ、

答韶州張殿臣書

主意　己の父の遺德を能言の士に告げられたしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「安能及此」に至るまでを第一大段となす、殿臣の己の父に對する好意を謝す、「自三代之時」より「則遂以不朽於無窮耳」に至るまで第二大段となす、能言公正の士にして始めて事實を傳ふるを言ふ、「伏惟閣下」より篇末に至るまでを第三大段となす、殿臣に望む、

某啓、伏蒙再賜書、示及先君韶州之政、爲吏民稱誦、至今不絕、傷今之士大夫不盡知、又恐史官不能記載、以次前世良吏之後、此皆不肖之孤、言行不足信於天下、不能推揚先人之功緒餘烈、使人人得聞知之、所以夙夜愁痛、疚心疾首、而不敢息者以此也、

段落　第一大段の第一小段なり、來書の意を揭ぐ、

講說　某啓す、伏て再度の御來書を蒙りたるが、先君の韶州に於ける政績が吏民に傳誦せられ、今日に至るも絕えざる由を示及あり、今の士大夫が盡く知ら

らざるべし、惓々と君主に親切なる情義に於て未だ自ら去る能はずとは云へ、孟子申さずや、言責あるもの其言を通じ得ざるときは則ち去ると、執事も何故に其言責を辭せざるや、執事自身に於かれても亦疑を免れざるは必定なり、如何に堅强の辯と雖も、執事の爲に辯解することは出來まじ、

注解 「惓々」謹なり、又懇至なり「孟子不云乎」公孫丑下篇、

文法 高梅亭云ふ、三段反覆之を攻め、代つて兩解をなし、隨て卽ち兩駁し、言はずんば辭すべきなく、去らずんば說くべきなり、田公の爲に其走路を塞ぐ、○賴山陽云ふ、疑の字を以て結住し、不能解を以て前の二說を收む、文情極めて勁、文體極めて潔、

廼如某之愚、則願執事不矜寵利、不憚誅責、一爲天下昌言、以寤主上、起民之病、治國之疵、蹇蹇一心、如對策時、則人之疑不解自判矣、惟執事念之、如其不然、願賜教答、不宣、』

段落 第四大段なり、

講說 そこで某の如き愚者に拘はらず、願ふ所は執事が寵榮利祿に誇らず、誅戮責罰を憚らず、一たび天下の爲に立派なる忠言を吐て主上を寤し、民の病を起し、國の疵を愈し、蹇々と一心なること以前對策の時の如くなるに在り、さすれば人の疑も辯解を待たずして自然に判明すべし、惟だ執事之を念へ、如し左樣思召されずば何卒教答を賜へ、不宣、

注解 「蹇々」誠一の貌、易の蹇の六二に曰く、王臣蹇々、躬の故にあらずと、

文法 高梅亭云ふ、末段一意を收束す、血脈倶に靈、

纂評

○唐荊川評　歐公の上范司諫に上る書は婉にして切、荊公の田正言に與ふる書は直にして勁、

○茅鹿門評　直にして阿らず、義、辭に形はる、

○儲同人評　本と方正策に對して正言を責む、文字倍す精采あり、骨力あり、絕えて韓歐を蹈襲せず、故

之效、則天下斯見之矣、今國之疵、民之病有滋而無損焉、烏所謂言之效邪、』

段落　第三大段の第一小段なり、囘護說を破るの一、

講說　執事の爲に辯解する者は曰ふ、君の御前に出て言ふことあれども、退出しては事實を易へて人に言ふなり、故に關係外の疏賤の人は何ぞ容易に其微細を知らんやと、此の理由は大に間違へり、書物に或は君の御前に出でゝ言ふことあるは、卽ち其議論こそ外間に於ては聞くことを得ざれ、其議論の結果に至ては天下の人直ちに之を見るなり、然るに、今國の疵と云ひ、民の病と云ひ、增加することあるも減少することなし、是れ何ぞ言の效あるものあらんや、

注解　「造辟」曾文の讀魏鄭公傳に詳なり「廼」乃に同じ、「烏」焉又は安に同じ、

復有爲執事解者、曰蓋造辟而言之矣、如不用何、是又不然、臣之事君、三諫不從則去之禮也、執事對策時、常用是著於篇、今言之而不從、亦當不翅三矣、雖惓惓之義、未能自去、孟子不云乎、有言責者、不得其言則去、盍亦辭其言責邪、執事不能自免於疑也必矣、雖堅强之辯、不能爲執事解也、』

段落　第三大段の第二小段なり、囘護論を破るの二、

講說　更に又執事の爲に辯解する者あり、曰ふやう、蓋し執事は御前に出でゝ申上げたるなり、されど其言の用ひられざるを如何ともし難しと、是れも亦左樣なる道理にあらず、臣下が君に事ふる道は三たび諫めて君之に從はざるときは退身するが禮なり、執事が對策の時、此言を以て文に書き載せ給へり、今言上して君主の從はれざりしことは唯だ三度のみにあ

矣、向之所謂疵者、今或痤然若不可治矣、向之所謂病者今或痼然若不可起矣、曾未聞執事建一言寤主上也、何向者指斥之切而今之疏也、豈向之利於言而今之言不利耶、豈不免若今之所謂擧方正者、獵取名位而已耶、人之疑執事者以此』

段落　第二大段の第二小段なり、正言の諫めざるの疑ふべきを言ふ、

講説　今執事に於ては諫官に列し、朝夕に天子の行事を視聞きせらるゝなり、即ち一切の是非ともに言はれぬことなし、されば苟も其志を行はんと欲するならば、此の時より宜きはなき筈なり、國の疵なり民の病なり隨分多きことなり、而して執事が現職に就かれしより時日は已に久しくなりぬ、前の謂はゆる疵は今や或は腫れ上つて治むべからざるが如く、前の謂はゆる病は、今や或は固くなりて起つべからざるが如し、然るに曾て未だ執事が一言の建白をなして主上を寤し奉りしと云ふことを聞かず、何ぞ以前には指斥することの切なりしに今に於ては疎きぞや何と以前には言ふに利なりしが、今之を言ふときは不利なるか、何と今の謂はゆる方正に擧げらるゝもの名位を獵取するのみなるが如くなるを免れざるか、人が執事を疑ふは右の理由によるなり、

注解　「痤」小腫なり、「痼」久固の疾、

文法　賴山陽云ふ、數層往復して名位を獵取するに歸す文勢回環、末に人之疑以此を以てし結住甚だ勁、柳子厚の結法に似たり、

爲執事解者、或造辟而言、詭辭而出、疏賤之人、奚遽知其徵哉、是不然矣、傳所謂造辟而言者、廼其言則不可得而聞也、其言

講說　顧ふに猶ほ執事を疑ふものあり、拙者と雖も亦左樣なり、拙者の學びし時は執事敎誨を加へ給へり、拙者の官に進むに就ては執事之を推奬し給へり、執事の拙者を知り給ふことは淺しとなさず、されば玆に疑はしきことあるをば申上げざるときは、何を以て執事の知遇に酬いんや（言はざるを得ざる所以）

文法　此段二の疑の字を出す、是れ議論の根源たり、○賴山陽云ふ、句法拗折の處、此公の勝場、

初執事坐殿廡下、對方正策、指斥天下利害、奮不諱忌、且曰、願陛下行之、無使天下謂制科爲進取一塗耳、方此時窺執事意、豈若今所謂擧方正者、獵取名位而已哉、蓋曰行其志云爾、

段落　第二大段の第一小段なり、正言當初の志を言ふ、

講說　初め執事は宮闕の殿廡の下に坐して方正の策に對し、天下の利害を指摘に及び、奮て諱み憚る所なかりき、且つ曰く願はくは陛下之を行ひ給へ、天下をして制科は役人になるのみの道筋なりと謂はしむる勿れと、此の時に當り、執事の意を窺ふに、豈に今謂はゆる方正の科に擧げらるゝ者が名譽位置を早取するばかりを能事となすが如くならんや、蓋し其志を行はんと曰ふに外ならざるべし、

注解　「坐殿廡下」殿試とて天子親ら試驗せらるゝ場合を謂ふ、「對方正策」方正科の問題に應ずるなり、「獵取」蔡邕月令章句に云ふ、獵は捷取の名なりと、

文法　沈德潛云ふ、對策を執定して把柄となし、攻擊遺なし、○賴山陽云ふ、其言を擧げ其心を愧かしむ、亦生色あり、

今聯諫官、朝夕耳目天子行事、即一切是非、無不可言者、欲行其志、宜莫若此時、國之疵、民之病亦多矣、執事亦抵職之日久

之疑執事者以此」に至るまでを第二大段となす、疑ふべき點を擧ぐ、「爲執事解者」より「不能爲執事解也」に至るまでを第三大段となす、豫め辯護の路を塞ぐ、「廼如某之愚」より篇尾に至るまでを第四大段となす、疑を解くべき方法を言ふ、

正言執事、某五月還家、八月抵官、毎欲介西北之郵、布一言道區區之懷、輒以事廢、

段落　第一大段の第一小段なり、無沙汰を叙す、

講說　正言の執事に白す、某は五月に還り八月任所に至り、毎も西北の郵を介して一言を陳べ、區々の心底を言はんと欲せしも、事故を以て其儘となりぬ、

揚東南之吭也、舟輿至自汴者日十百數、因得問汴事與執事之息耗、甚詳、其間薦紳道執事介然立朝、無所詖倚、甚盛甚盛、

段落　第一大段の第二小段なり、正言の評判善きを聞て喜ぶことを言ふ、

講說　揚州は東南方の咽喉とも云ふべき地なり、輿の陸路に由り、舟の水路を經て汴京より至るもの一日の中に十を以て數へ百を以て數ふるほどにて交通音信の利便なるに因て、汴京の情況と執事の御樣子とを尋ぬることを得るや甚だ詳細なり、其間紳士等が執事の介然と單獨にて朝廷に立ち、何人何黨にも偏ることなきを言ひ合へるが甚だ以て立派なる次第なり、

注解　「揚」揚州なり、「吭也」要衝なるを言ふ、「息耗」消息と云ふが如し、「薦紳」縉紳なり、「介」特立の貌、

顧猶有疑執事者、雖某亦然、某之學也、執事誨之、進也執事奬之、執事知某不爲淺矣、有疑焉不以聞、何以償執事之知哉、

段落　第一大段の第三小段なり、疑問を呈する所以を言ふ、

亦莊子が後世の其書を讀む人に願ふ所なり、

注解 「又曰」天下篇に出づ、

今之讀者、挾莊以謾吾儒曰、莊子之道大哉、非儒之所能及知也、不知求其意、而以異於儒者爲實悲夫、』

段落 第三大段の第三小段なり、莊を讀む者の誤を言ふ、

講說 然るに今の讀むもの莊を挾んで以て吾が儒を侮て曰く、莊子の道大なるかな、儒の能く知るに及ぶ所にあらずと、其精神を求むることを知らずして彼の言が儒者に異なるを以て眞實となすに至ては悲むべきかな、

文法 賴山陽云ふ、終に意の字に歸す、○又云ふ、一結極めて大蘇に似たり、

纂評

○沈德潛評　莊子を以て世を矯め說を立つるとなす正に肯綮に中る、論を立つる莊子を掃はず、聖道を傷めず、筆々折れ面々圓か、此れ極めて經營匠心の作、○釋氏の徒、引て以て虛無の證となし、養生を談ずる者、又言を援て以て長不死の方となす、立言の旨を去る遠し矣、予、莊子を讀むの篇あり、以て王氏の說を暢するに足り、而して王氏を襲はず、願はくは以て立言の君子に就正せん、

○賴山陽評　半山諸論の中、此の篇最も平允其文亦其常調にあらず、○末段心の字を以て意の字に換へ、前節より說き入り、而して起處に炤應し、讀む者をして覺えざらしむ、手法極めて敏、構法極めて密、

上田正言第一書

解題 田正言、名は況、

主意 正言の諫むべくして諫めざることは彼が對策の時の精神と異れりと云ふに在り、

段落 凡そ四大段となす、篇首より「何以償執事之知哉」に至るまでを第一大段となす、上書の所以は疑を質すに在るを言ふ、「初執事坐殿廡下」より「人

八篇あり、「愼到」韓の大夫なり、

文法　沈德潛云ふ、其說更に圓、

伯夷之淸、柳下惠之和、皆有矯於天下者也、莊子用其心、亦二聖人之徒矣、然而莊子之言、不得不爲邪說比者、蓋其矯之過矣、夫矯枉者欲其直也、矯之過則歸於枉矣』

段落　第三大段の第一小段なり、莊子の過は枉を矯むるの過度なるを言ふ、

講說　伯夷の淸や、柳下惠の和や、何れも天下に於て矯むる所あるものなり、莊子の心を用ひたる所は亦此の二聖人の徒なり、然り而して莊子の議論を邪說の類と爲さゞるを得ざるものは蓋し弊を矯むること過ぎたるに因る、夫れ枉れるを矯むるは其直からんことを欲すればなり、然るに之を矯むること過度なるときは又枉り了ることゝなる、

注解　「伯夷之淸云々」孟子の語、

文法　賴山陽云ふ、又一節を以て之に襯貼す、

莊子又曰、墨子之心則是也、墨子之行則非也、推莊子之心、以求其行、則獨何異於墨子哉、後之讀莊子者、善其爲書之心、非其爲書之說、則可謂善讀矣、此亦莊子所願於後世之讀其書者也』

段落　第三大段の第二小段なり、莊子の心を是として書を非とする者は善く莊子を讀む人なるを言ふ、

講說　莊子又曰く、墨子の心は則ち是なり、墨子の行は則ち非なりと、莊子の心を推して其行を求むれば則ち彼に限て何ぞ墨子に異らんや、後世に於て莊子を讀む人は彼が書を著はしたる心を善とし、彼が著書の說を非とするときは善く讀むと云ふべし、此れ

說せり、故に其篇に曰く、詩は以て志を言ひ、書は以て政事を言ひ、禮は以て行を言ひ、樂は以て和を言ひ易は以て陰陽を言ひ、春秋は以て名分を言ふと、此れに由て之を觀るときは莊子豈に聖人を知らざるものならんや、

注解 「卒篇」天下篇を指す、

文法 沈德潛云ふ、曲々著書の苦心を傳出す、

又曰、譬如耳目鼻口皆有所明、不能相通、猶百家衆伎、皆有所長、時有所用、用是以明聖人之道、其全在彼而不在此、而亦自列其書於宋鈃・愼到・墨翟・老聃之徒、倶爲不該不偏一曲之士、蓋欲明吾之言有爲而作、非大道之全云爾、然則莊子豈非有意於天下之弊、而存聖人之道乎、

段落 第二大段の第三小段なり、

講說 莊子又曰く譬へば耳目鼻口何れも明かにする所あり、目は音を明かにする能はず、耳は味を明かにする能はざるが如く各相融通する能はざるは、猶ほ百家や衆技の夫々長ずる所あつて、時に隨ひ用ひ場處あるが如し、此言を以て聖人の道は全く儒敎に在て己の道に在らざることを明かにし、其上己の著書を宋鈃愼到墨翟老聃の徒に列し、倶に兼ね備はらず遍く及ばざる一部曲の士となす、蓋し、吾が議論は爲にする所あつて作りしものにて、大道の全體に非ざることを明かにせんとて斯く云へるに過ぎず、然らば則ち莊子は何と天下の弊に考あつて聖人の道を存するものにあらずや、

注解 「又曰」天下篇に出づ、「耳目鼻口」百家の說を指して云ふ、「宋鈃」荀子非十二子篇の注に云ふ、宋鈃は宋人、孟子、尹文子、彭蒙、愼到と時を同うすと、孟子には宋牼に作る、牼は鈃と同じ、漢書藝文志に宋子十

歸之於正也、其心過慮以爲仁義禮樂不足以正之、故同是非齊彼我、一利害、則以足乎心爲得、此其所以矯天下之弊者也、

段落　第二大段の第一小段なり、莊子の眞意を言ふ、

講説　昔し先王の德澤は莊子の時に至て竭き果てたり、天下の風俗は詐僞大に起り、質朴は兩つながら散失し、世の學者有位の者と雖も未だ己を貴とし物を賤しとするの道を知るものあらざるなり、是に於て禮義の絲口を棄て去り、利害の機會に攘奪を試み、利に趨れども以て辱となさず、身を殺せども以て怨となさず、漸に習慣となつて深味に陥り以て救ふ能はざるに至る、莊子は之を患へ、己の説を以て天下の弊を矯めて之を正道に歸せんことを思ひしなり、然に其心の思ひ過ぎより考ふるやう、仁義禮樂は以て之を正すに足らずと、故に是非を同うし彼我を齊くし利害を一にし、其結果己の心に滿足するを以て善しとなす、此れ其天下の弊を矯むる所以なり、

文法　題腹の一大段、分て兩節となす、

既以其説矯弊矣、又懼來世之遂實吾説、而不見天地之純、古人之大體也、於是又傷其心、於卒篇以自解、故其篇曰、詩以道志、書以道事、禮以道行、樂以道和、易以道陰陽、春秋以道名分、由此而觀之、莊子豈不知聖人者哉、

段落　第二大段の第二小段なり、莊子の聖道を知らざるに非ざるを言ふ、

講説　彼れ已に其説を以て天下の弊を矯めたれども一方に於ては世人が己の言を實として天地の純全なる點と、古人の大體を見ざらんことを氣遣ひたり、是に於て又其心を傷め、著書の最後の篇に於て自ら解

段落　第一大段の第二小段なり、莊子崇拜家の莊子觀を掲ぐ、

講說　莊子の道を好む者の言に曰く、莊子の德は萬物を以て己が思慮を妨害せしめず、而して能く其道を信ずるものなり、彼は仁義を知らざるには非ざれども仁義は小にして行ふに足らずと考へたるなり、彼は禮樂を知らざるにはあらず、禮樂は薄くして天下を化するに足らずと考へたるなり、故に老子は曰く道失せて後德あり、德失せて後仁あり、仁失せて後義あり、義失て後禮ありと、卽ち莊子が仁義禮樂の意に達せざるにはあらぬことを知る、彼は以爲らく仁義禮樂は道の末なりと、故に之を薄しと云ふまでなり、

注解　「老子曰」老子八十一章に出づ、

夫儒者之言善也、然未嘗求莊子之意也、好莊子之言者、固知讀莊子之書也、然未嘗求莊子之意也、』

段落　第一大段の第三小段なり、儒者莊子者流共に莊子の意を求めざるを言ふ、

講說　夫れ儒者の言ふ所は尤なり、されども彼は嘗て莊子の意を求めたることなきなり、莊子の議論を好む者は固り莊子の書をば讀むことを知る、されども亦嘗て莊子の意を求めたることなきなり、

文法　沈德潛云ふ、二說を以て翻開す、○賴山陽云ふ兩意を宕開して一小結す、

昔先王之澤、至莊子之時竭矣、天下之俗、譎詐大作、質朴並散、雖世之學士大夫、未有知貴己賤物之道者也、於是棄絕禮義之緒、奪攘乎利害之際、趨利而不以爲辱、殞身而不以爲怨、漸漬陷溺、以至乎不可救已、莊子病之、思其說以矯天下之弊、而

段落　凡そ三大段となす、篇首より「然亦未嘗求莊子之意也」に至るまでを第一大段となす、儒者と莊子を學ぶ者と共に莊子の意を知らざるを言ふ、「昔先王之澤」より「豈非有意於天下之弊而存聖人之道乎」に至るまでを第二大段となす、主意を説明す、「伯夷之淸」より篇尾に至るまでを第三大段となす莊子を讀む者の爲に其心を言ふ、

世之論莊子者不一、而學儒者曰、莊子之書、務詆孔子、以信其邪說、要焚其書廢其徒、而後可、其曲直固不足論也、學儒者如此』

段落　第一大段の第一小段なり、儒者の莊子觀を揭ぐ、

講説　世の莊子を論ずるもの一樣ならず、而して儒を學ぶ者は則ち曰ふ、莊子の書は務めて孔子を惡口して彼の邪説を信ず、要するに莊子の書を焚き、莊子の學徒を禁じて始めて可なり、其曲直などは固り論ずるに足らずと、儒教を學ぶものは其言ふ所此の如し、

注解　「務詆孔子」史記莊子列傳に云ふ、漁父盜跖胠篋を作て以て孔子の徒を詆ると、

好莊子之道者曰、莊子之德、不以萬物干其慮、而能信其道者也、彼非不知仁義也、以爲仁義小而不足行已、彼非不知禮樂、也、以爲禮樂薄而不足化天下、故老子曰、道失後德、德失後仁、仁失後義、義失後禮、是知莊子非不達於仁義禮樂之意也、彼以爲仁義禮樂者道之末也、故薄之、云爾』

段落　第四大段の第一小段なり、譬喩、

講說　夫れ猿の形は人に似ざるにはあらず、されど尊卑の分を以て之を縛り附け、揖讓の禮を以て之を制せんとしなば、彼は只だ深山大澤に逃込んで走るばかりなり、如何ほど威を以て之を畏れしめ、化を以て之を馴ずとも何として服することあらんや、然るに天性に無きことをば之を化して僞らしむべしと謂はゞ猿も亦禮をなさしむることを得る道理となる、

故曰、禮始於天而成於人、天則無是、而人欲爲之者、擧天下之物、吾蓋未之見也』

段落　第四大段の第二小段なり、人爲の天性に本づくを言ふ、

講說　されば禮は天に始まつて人に成ると曰ふなり天即ち自然的に全くなきものをば人が之を爲することは、天下の物を擧ぐるも吾は未だ之を見しことあらず、

注解　「狙」猿の屬、

文法　高梅亭云ふ、末段言ふ、若し天性なければ則ち人爲も亦屈す、前是れ正喩、此れ是れ反喩、

纂評

○茅鹿門評　荀卿の說を借り之を辨して行文も亦儘圓轉、

○沈德潛評　禮は天に本づいて性に順ふ、一切委曲繁重の爲、皆聖人其性の固有に因て之を導き、其天に還らしむるなり、篇中荀卿の說を攻去し、喩意を借り正意を透發す、醒快絕倫、○刼之於外而服之以力の句仍ほ語弊なからず、聖人之に因る之を刼すにあらざるなり、

莊周論上

解題　莊周は世に謂はゆる莊子、史記列傳に曰く、莊子は蒙の人なり、名は周、周嘗て蒙の漆園の吏となり、梁の惠王、齊の宣王と時を齊うすと、

主意　莊子の眞意は天下の弊を矯めて之を正に歸せんとせしものなりと云ふに在り、

故其制雖有以强人、而乃以順其性之欲也、』

段落　第三大段の第二小段なり、禮が天に始まるの喩、

講說　然れども聖人も木を捨ては器を爲らず、馬を捨ては駕を爲らざることは固り是れとても天資の材に因れるなり、今人生れながらにし父を恐れ母を愛するの心あり、聖人は其天性の欲に從て之が制を作りし次第なり、故に其制は人を强ふるもの ありとは云へ、反て其性の欲に順ふなり、

文法　高梅亭云ふ、四段正義を透發し、天に本づき性に順ふを以て彼の僞の字の說を破る、○沈德潜云ふ、木と馬とに就き、亦其性の本有に因て之を用ふるを見す、○賴山陽云ふ、然の字、客より轉じて主に入る、前段短長相反す、此に至て乃ち判す矣、

聖人苟不爲之禮、則天下蓋將有慢其父而疾其母者矣、此亦可謂失其性也、得性者以爲僞、則失其性者、一乃可以爲眞乎、此荀卿之所以爲不思也、』

段落　第三大段の第三小段なり、荀卿を思はずとなす所以を言ふ、

講說　聖人苟も之が禮を爲らざるときは天下の人恐らくは其父を侮て其母を疾むものあらんとす、此の如きも亦其性を失ふと謂ふべし、若し性を得るものを以て僞となすときは、則ち其性を失ふもの反て眞なりと爲すべきか(斯かる筋違の事はあらざるべし)此れ荀卿を以て思はずとなす所以なり、

夫狙猿之形、非不若人也、欲繩之以尊卑、而節之以揖讓、則彼有趨於深山大麓而走耳、雖畏之以威、而馴之以化、其可服耶、以謂天性無之、而可以化之使僞耶、則狙猿亦可使爲禮矣、』

譲と、止だ是れ良知良能の處、此の如く說く、仍ほ是れ荀卿の意、○又云ふ、故荀卿云々、一の僞の字に就て之を暢言す、○賴山陽云ふ、主を言ふ處短し、

夫斲木而爲之器、服馬而爲之駕、此非生而能者也、故必削之以斧斤、直之以繩墨、圓之以規、而方之以矩、束聯膠漆之、而後器適於用焉、前之以銜勒之制、後之以鞭策之威、馳驟舒疾、無得自放、而一聽於人、而後馬適於駕焉、由是觀之、莫不劫之外、而服之以力者也、

段落　第三大段の第一小段なり、禮が人に成るの喩、

講說　夫れ木を切りさいなみて器其物となし、馬を附け慣らして駕其物となすことなるが、木の器となり、馬の駕となるは生れながらにして出來得るものに非ず、されば斧や手斧を以て之を削り、繩や墨を以て之を眞直になし、ぶんまはしを以て之を圓くし、曲り金を以て之を四角にし、之を組合せ之に膠漆を施し、斯くて後器は用に叶ふなり、又馬の方を言はゞ前には銜や勒の仕組あり、後には鞭や竹鞭の威あり、之を驅けさせ、或は疾く舒に、馬の勝手になさしめず、專ら人任になさしめて、斯くて後馬は駕に叶ふ、是に由て之を觀るときは、何れも外部より之を劫して之を服するに力を以てせざるものなし、

文法　高梅亭云ふ、三段己の說に接入し喩を設けて之を曉し、人力より推して天性に到る、○賴山陽云ふ客を言ふ處長し、

然聖人捨木而不爲器、捨馬而不爲駕者、固亦因其天資之材也、今人生而有嚴父愛母之心、聖人因其性之欲、而爲之制焉、

天を知らざれば則ち僞詐なり、聖人は其野鄙を惡んで其僞詐を患ふ、右の理由により禮興る、今荀卿の考にては聖人が性を化して僞を起したるものと思へり則ち是れ（人を知れども）天を知らざるの過なり、

文法　高梅亭云ふ、禮の意を掲明す、天に始まつて人に成るは一篇の首腦、荀卿天に本づくことを知らず、故に以て僞となす、

然彼亦有見而云爾、凡爲禮者必絀其放傲之心、逆其嗜慾之性、莫不欲逸、而爲尊者勞、莫不欲得、而爲長者讓、擎跪曲拳以見其恭、夫民之於此、豈皆有樂之之心哉、患上之惡己而隨之以刑也、故荀卿以爲特刼之法度之威、而爲之於外爾、此亦不思之過也、

段落　第二大段の第二小段なり、荀子の說、一理あるを言ふ、

講說　然れども彼れ荀卿も亦一見識あつて斯く言ひしなり、凡そ禮をなすには必ず其我儘の心を退け、其嗜慾の性に逆ふなり、何人も樂を欲せざるものなきに拘はらず、目上の爲に勞し、何人も手に入れたしと欲せざるものなきに拘はらず、長者の爲に讓り、手を擧げ、足を跪き身を屈めて己の丁寧なることを示す、夫れ民が此事をなすは豈に誰として之を樂むの心あらんや、若し之を爲さゞれば在上者が己を惡んで刑罰を附することを患ふればなり、故に荀卿は考ふるやう、特に法律の制裁を以て之を刼し、上表に於て禮を行はしむるのみと、此れも亦荀卿が深く考へざるの過なり、

注解　「擎跪曲拳」莊子人間世に云ふ、擎跪曲拳、人臣の禮なりと、

文法　高梅亭云ふ、先づ彼を探り其意を見るが如くにして之を揣る、但だ人を知るに由る、〇沈德潛云ふ先づ縱て後攻む、〇又云ふ、夫民之於此也云々、勞と

段落　凡そ四大段となす、篇首より「亦烏知禮之意哉」に至るまでを第一大段となす、主意を掲ぐ、「故禮始於天」より「此亦不思之過也」に至るまでを第二大段となす、荀子の思はざりし過を論ず、「夫斲木而爲之器」より「所以爲不思也」に至るまでを第三大段となす、荀子を思はざりしと云ふ所以を説明す、「夫狙猿之形」より篇尾に至るまでを第四大段となす、譬を以て荀子の非なる所以を示す、

嗚呼荀卿之不知禮也、其言曰、聖人化性而起僞、吾是以知其不知禮也、知禮者貴乎知禮之意、而荀卿盛稱其法度節奏之美、至於言化則以爲僞也、亦烏知禮之意哉、』

段落　第一大段なり、

講說　扨も荀卿が禮を知らざることは慨はし、其言に曰く、聖人は人の性を變化して僞を起せりと、吾れ荀子に此言あるが爲に其禮を知らざることを知れり禮を知るに於ては禮の精神を知ることを貴ぶ、而して荀卿盛に禮の法則や調子の美を稱し感化敎化を言ふに至ては以て僞となす、亦何として禮の意を知らんや、

注解　「其言曰」荀子性惡篇に出づ、「節奏」曲折と動作、

文法　賴山陽云ふ、劈頭、禮を知らざるを言ひ後數言反復其禮を知らざるを言ふ、是れ古文の定法、

故禮始於天而成於人、知天而不知人則野、知人而不知天則僞、聖人惡其野而疾其僞、以是禮興焉、今荀卿以謂聖人之化性而起僞、則是不知天之過也、』

段落　第二大段の第一小段なり、聖人の禮を言ふ、

講說　故に禮は天に始まつて人に成る、天を知れども人を知らざるときは則ち野鄙なり、人を知れども

或曰、仰祿之士、猶可驕、正身之士不可驕也、夫君子之不驕、雖闇室、不敢自慢、豈爲其人之仰祿而可以驕乎、嗚呼所爲君子者貴其能不易乎世也、荀卿生於亂世、而遂以亂世之事量聖人、後世之士貴荀卿以爲大儒而繼孟子者、吾不信矣、

段落　第六大段なり、

講説　或は曰く祿を仰いで生活するの士には猶ほ驕るべきも身を正うするの士は驕るべからずと、夫れ君子の驕らざるや、闇室の中と雖も敢て自ら慢らず、豈に其人が祿を仰ぐ身分なりと云ふを以て驕ることあるべけんや、扨も君子たる所の資格は其能く世を輕んじ易らざるを以てなり、荀卿は亂世に生れたるため、遂に亂世の事を以て聖人を量りしなり、然るに後世の士は荀卿を貴び大儒にして孟子に繼ぐ者なりと云ふも、吾れは之を信せず、

注解　「或曰」荀子の語、荀子の堯問篇上に出づ、

文法　高梅亭云ふ、末段復た荀卿の語を擧げて之を駁す、

纂評

○沈德潛評　正士たるもの當に公卿の門に遊ぶべからず、而して周公政を爲す、自ら當に士を學に養ひ賢を朝に薦むべし、止だ日に士に接し、一時の豪擧に誇るのみならざるなり、飜案文字を作る、須く胸次に大頭腦、大把柄あり、乃ち能く前人を折服すべし、

○賴山陽評　介甫其人荀に似て、文も亦荀に似たり、蓋し平生枕藉する所、故に時に其議すべきを見、論を作て之を譏る、猶ほ柳の非國語の如し、

禮論

主意　聖人、性を化して僞を起すと荀子の云へるは禮を知らざるに由ると云ふに在り、

筈なり、若し又不賢にして之と天位を共にするに足らざるときは則ち周公如何んぞ之に對して禮遇をなすべけんや、

文法　高梅亭云ふ、四段拍合、周公士を禮するに就き大用を標出して以て之を破る、〇賴山陽云ふ、柳の桐葉辨に似て彼れ簡鍊此れ流暢、

子產聽鄭國之政、以其乘輿濟人於溱洧、孟子曰、惠而不知爲政、蓋君子之爲政、立善法於天下、則天下治、立善法於一國、則一國治、如其不能立法、而欲人人悅之、則日亦不足矣、使周公知爲政、則宜立學校之法於天下矣、不知立學校、而徒能勞身以待天下之士、則不唯力有所不足、而勢亦有所不得也、』

段落　第五大段なり、

講說　子產鄭國の政を聽きしとき、己の乘物を以て往來の人に貸して溱洧の川を渡らしめたり、之に就て孟子の曰く、子產は惠あれども政治の仕方をば知らぬ人なりと、蓋し君子が政を爲す仕方は、天下に善法を立つるときは天下治あり、一國に善法を立つるときは一國治まる、若し法を立つる能はずして一人一人づゝ之を滿足せしめんとする時は、一日かゝるも猶ほ足らざるべし、周公もし政を爲す仕方を知りしならば、宜しく學校の法制を天下に立つべきことなり、學校を立つることを知らずして徒に能く身を勞して以て天下の士を待たば、唯だ力の足らざる所あるのみならず、勢に於ても亦得ざる所あり、

注解　「子產云々」孟子離婁下篇に出づ、濟は渡たす、溱洧は二水の名、

文法　高梅亭云ふ、五段は引證を以て回照をなす、一路總べて何小也の句に對し力を極めて批駁す、〇賴山陽云ふ、其文則ち奇、其論は則ち平、

體を指出し、正に小に對す、○法誠修也は全篇の主腦○春申數句は下を起す、

且聖世之士、各有其業、講道習藝、患日之不足、豈暇遊公卿之門哉、彼遊公卿之門、求公卿之禮者、皆戰國之奸民、而毛遂・侯嬴之徒也、荀卿生於亂世、不能考論先王之法、著之天下、而惑於亂世之俗、遂以爲聖世之事、亦若是而已、亦已過也、』

段落　第三大段なり、

講說　且つ聖世の士は各其業あり、道を講じ藝を習ひて一日の時間の足らざることを患とする程なれば何とて公卿の門に遊ぶに暇あらんや、彼の公卿の門に遊び公卿の禮を求むるものは、何れも戰國の奸民にして毛遂侯嬴の徒なり、荀卿は亂世に生れたるため先王の法制を論究して之を天下に著す能はず、亂世の俗に惑ひ、遂に此れを以て聖世の事も亦此のやうなりとなすに過ぎず、亦太だ過てり、

注解　「毛遂侯嬴」毛遂は平原君の客、侯嬴は信陵君の客、

文法　高梅亭云ふ、三段は士の自ら待つを以て言ひ、上段と一對をなす、○賴山陽云ふ、士の公卿に遊ぶも言ふに足らざるもの此の論最も確、最も快、

且周公之所禮者大賢與、則周公豈惟執贄見之而已、固當薦之天子、而共天位也、如其不賢、不足與共天位、則周公如何、其與之爲禮也、』

段落　第四大段なり、

講說　且つ周公の禮遇せし所の者大賢なるか、さすれば周公は豈に惟だ贄を執て面會するのみにて濟まんや、無論之を天子に薦めて天位を共にせしむべき

注解　「荀卿」謂はゆる荀子、「載周公之言」荀子堯問篇に在り、「吾所執贄者」同上楊倞注に云ふ、禮に其尊敬する所の者を見る、君と雖も亦贄を執る、故に哀公贄を執て周公を見んことを請ふ、贄を執て見るとは先方を目上と視做すなり、「還贄而相見」同等に視做すを謂ふ、同上楊倞注に云ふ、禮に、臣、君を見れば則ち贄を還さず、敵者〔匹敵するもの〕敢て當らざれば則ち之を還す、「貌執」貌は禮貌、丁寧なる挨拶、執とは猶ほ待つと云ふが如し、接待なり、

文法　高梅亭云ふ、首段案を引く、何小也一句先づ総挈をなす、

夫聖人爲政於天下也、初若無爲於天下、而天下卒以無所不治者、其法誠修也、故三代之制、立庠於黨、立序於遂、立學於國、而盡其道、以爲養賢敎士之法、是士之賢雖未及用、而固無不見尊養者矣、此則周公待士之道也、誠若荀卿之言、則春申孟嘗之行、亂世之事也、豈足爲周公乎、

段落　第二大段なり、

講説　夫れ聖人が政を天下に爲すや、最初より天下に於て何事も爲さゞるやうなれども、天下つまり治まらざる所なきことは其法誠に修まればなり、故に夏殷周三代の制度に於ては庠を黨に立て、序を遂に立て、學を國に立て、斯くして其方法を盡し以て賢を養ひ士を敎ふるの法となす、是れ士の賢、未だ用ひらるゝ迄に至らずとも、誠に尊ばれ養はれざるものなし、此れこそ周公が士を待つの道なり、誠に荀卿の言の如くならんには、則ち春申君、孟嘗君の行にして亂世の事なり、何とて周公と爲すに足らんや、

注解　「庠序學」皆學校なり、「黨」五百家を黨となす、「遂」二千五百家を遂となす、「國」國都なり、

文法　高梅亭云ふ、次段士を待つ言を以て聖治の大

巻三十（王安石著）

周公論

解題　周公名は旦、文王の子、武王の弟、

主意　周公は宜しく法を以て士を養ふべきに、猥りに士を見るは小人物たる所以なるが故に、荀子の之を載するは妄なりと云ふに在り、

段落　凡そ六大段となす、篇首より「則何周公之小也」に至るまでを第一大段となす、周公の多く士を見しことを擧げて荀卿の妄を好むを言ふ、「夫聖人爲政於天下也」より「豈足爲周公乎」に至るまでを第二大段となす、古代聖世に於ける士を待つの道を論ず、「且聖世之士」より「亦已過也」に至るまでを第三大段となす、周公の見し所のものは待つべきの人に非ざるを論ず、「且周公之所禮者大賢與」より「則周公如何其與之爲禮也」に至るまで第四大段となす、周公が待つべきの人、待つべからざるの人に對して共に之を待つの道を失へるを論ず、「子產聽鄭國之政」より「而亦有所不得也」に至るまでを第五大段となす、士を待つに法を以てせざるの弊を論ず、「或曰」より篇尾に至るまでを第六大段となす、荀子の妄なることを補論す、

甚哉荀卿之好妄也、載周公之言曰、吾所執贄而見者十人、還贄而相見者三十人、貌執者百有餘人、欲言而請畢事、千有餘人、是誠周公之所爲、則何周公之小也、』

段落　第一大段なり、

講說　甚いかな荀卿の妄誕を好めるや、其書に周公の言を載せて曰く、吾れ（周公）自分の方より贄を持行て面會する者十人あり、先方より持參せる贄を還して面會する者三十人あり、會釋して面會する者百有餘人あり面晤せんとして用事の終るまで待たんことを請ふ者千有餘人ありと、是れが實際周公の爲せし所ならんには何とて周公の小人物なるや、

舜となすに足らん、文王の聖人を以て、王赫として斯く怒れり、若し怒るべくして怒らざりせば豈に以て文王となすに足らんや、此二者を擧げて其他は知るべきなり、若し情を廢せんには、性は善なるも何を以て性自身に其善たることを明にせんや、誠に今の論者の説の如く、情なきもの善ならんには則ち人は昔よりして木や石の若く無感覺にてありしならん、然るに實際此のことなきに由れば性情の相須つこと猶ほ弓矢の相待て用をなすが如し、若し夫れ善惡は猶ほ中と不中との如きなり、

注解　「象喜亦喜」孟子萬章上篇に出づ、「王赫斯怒」詩經大雅皇矣篇、

文法　賴山陽云ふ、譬喩に就て上意を結び又長句を用ふ、

曰、然則性有惡乎、曰、孟子曰、養其大體爲大人、養其小體爲小人、揚子曰、人之性善惡混、是知性可以爲惡也、

段落　第四大段なり、

講説　曰く然らば則ち性に惡あるか、答へて云ふ、孟子曰く人が其大體を養ふときは大人となり、其小體を養ふときは小人となると、揚子曰く、人の性は善惡混ずと、是れ性の以て惡となるべきを知らるゝなり、

注解　「性有惡乎」荀子性惡篇に云ふ人の性惡、其善者は僞なりと、「孟子曰」告子上篇に出づ、「大體小體」大體とは心志を謂ひ小體とは口腹を謂ふ、「揚子」揚雄字は子雲、

文法　賴山陽云ふ、忽ち性の字を拈出して轉となし、仍ほ結となす、又短句を用ふ、

纂評

○沈德潛評　性は卽ち理なり、情は卽ち性の動なり、孟子情善に卽て以て性善を驗す、則ち情の惡にあらざる知るべし矣、李翺が人の聖たる所以のもの性なり、其惡たる所以は則ち情なりと云ふより、是に於て宋儒遂に其情を性とし、其性を情とするの説なり、而して情遂に惡に歸す矣、此れ中庸の首章及び孟子の乃若其情の節に本づき以て之を疏解駁辨す、其説乃ち雲霧に墜ちず、

ものが、外物に累はされて遂に惡に入ることを見るより、因て情は惡なり、性を害するものは情なりと云ふ、是れ嘗て情の外に發して外物に感じて遂に善に入ることあるを察せざるものか、

文法　頼山陽云ふ、長句排宕、奇崛の甚しき、

蓋君子養性之善、故情亦善、小人養性之惡、故情亦惡、故君子之所以爲君子、莫非情也、小人之所以爲小人、莫非情也、彼論之失者、以其求性於君子、求情於小人耳、是其所謂情者莫非喜怒哀樂好惡欲也、舜之聖也、象喜亦喜、使舜當喜而不喜、豈足以爲舜乎、文王之聖也、王赫斯怒、當怒而不怒、則豈足以爲文王乎、擧此二者而明之、則其餘可知矣、如其廢情、則性雖善、何以自明哉、誠如今論者之說、無情者善、則是若木石者尚矣、是以知性情之相須、猶弓矢之相待而用、若夫善惡、則猶中與不中也、』

段落　第二大段なり、

講說　蓋し君子は性の善を養ふが故に情も亦善なり小人は性の惡を養ふが故に情も亦惡なり、故に君子の君子たる所以は情に非ざるなし、小人の小人たる所以も情に非ざるなし、彼の論者の誤ることは性をば君子に求めて情をば小人に求むるを以てのみ、是れ其謂はゆる情は喜怒哀樂好惡欲にあらざるものなし、舜の聖人を以て弟の象が喜ぶときは舜も亦喜べり、若し舜が喜ぶべきを喜ばざりしならば豈に以て

吾曰性情一也』

段落　第一大段なり、

講說　性情は一なり、世に論者あつて曰ふやう、性は善にして情は惡なりと、是れ徒に性情の名を識るも性情の實を知らざるものなり、喜怒哀樂好惡欲が外部に發せずして心中に在るは性なり、喜怒哀樂好惡欲が外部に發して行の上に見はるゝは情なり、性は情の本、情は性の働なり、故に吾れ性情一なりとは曰ふなり、

注解「性善情惡」唐の李翺の說なり、

文法　賴山陽云ふ、短句起勁拔甚し、

彼曰性善、無他、是嘗讀孟子之書、而未嘗求孟子之意耳、彼曰情惡、無他、是有見於天下之以此七者而入於惡、而不知七者之出於性耳、故此七者、人生而有之、接於物而後動焉、動而當於理、則聖也賢也、不當於理、則小人也、彼徒有見於情之發於外者、爲外物所累、而遂入於惡也、因曰情惡也、害性者情也、是曾不察於情之發於外而爲外物之所感而遂入於善者乎』、

段落　第二大段なり、

講說　彼れ性を善と云ふは他なし、是れ嘗て孟子の書を讀むも孟子の意を察せざるのみ、彼れ情を惡と曰ふは他なし、是れ天下の人が喜怒哀樂愛惡欲の七者の爲に惡に入ることを見しことあつて此の七者が性より出づるものなることを知らざるのみ、此の七者は人生れながらにして之を有し、物に接して後動き動いて理に當るものは卽ち聖なり賢なり、理に當らぬものは則ち小人なり、彼れ徒に情の、外に發せし

講說　且つ人が財を持てるを盜賊の爲に奪はれ其後之を得たるが如し、今之を那の品物は彼人の財に非ず前に盜賊に奪はれたる者なればと曰はゞ可か不可か（其不可なることは勿論なり）財の己にあるは（元來身外の物なれば）性の己が所有たるほどには確實ならず、財が失せて復び得たるを其財にあらずと曰ふすら不可なるに、性が失ひて復び得たるを其性にあらずと曰ふは可ならんや不可なり、

文法　高梅亭云ふ、末段一喩を復起し收めて性の字に到る、用意用筆、奇幻測られず、

纂　評

○茅鹿門評　文、三百字を踰えずして轉折、變窮まらず、

○沈德潛評　卽ち無咎善補過の意、却て說き得て異樣新穎、文を作る、固り務めて陳言を去るを貴ぶかな、

○生平極めて過を怙むの人にして過を補ひ以て其性に復するを言ふ、殊に聖人の旨を得たり、甚し矣、言憑るに足らずして言あるもの必ず德あらざるなり、

性情

主意　性情は一なりと云ふに在り、

段落　凡四大段となす、篇首より「故吾曰性情一也」に至るまでを第一大段となす、性善情惡の說を駁して主意を揭ぐ、「彼曰性善無他」より「而遂入於善者乎」に至るまでを第二大段となす、情に善惡あるを論ず、「蓋君子養性之善」より「若夫善惡則猶中與不中也」に至るまでを第三大段となす、情の善惡は性に本づくを言ふ、「曰然則性有惡乎」より篇尾に至るまでを第四大段となす、性亦惡あるを言ふ、

性情一也、世有論者曰、性善情惡、是徒識性情之名、而不知性情之實也、喜怒哀樂好惡欲、未發於外而存於心性也、喜怒哀樂好惡欲、發於外而見於行情也、性者情之本、情者性之用、故

人則曰、是向之從事云爾、今從事與向之從事弗類、非其性也、飾表以疑世也、夫豈知言哉、』

段落　第二大段の第一小段なり、世人の謬論を掲ぐ、

講說　余の朋友に過て能く悔い、悔いて能く改むるものあり、世人は則ち曰く是れ以前に爲したる事が斯く斯くなるに今の爲す事は之に似も寄らず、其性にあらざるなり、外面を飾て世を惑はすなりと、右は何と道理を辨へたる議論ならんや、

天播五行於萬靈、人固備而有之、有而不思則失、思而不行則廢、一日咎前之非、沛然思而行之、是失而復得、廢而復擧也、顧曰非其性、是率天下而戕性也、』

段落　第二大段の第二小段なり、世論の謬れる所以を論ず、

講說　天が五行を萬物に播き施し人は固り之を備へて有するものなり、有して思はざれば則ち失ひ、思うて行はざれば則ち廢る、然るに一日前の非を咎めて沛然と勢よく思うて之を行ふときは、是れ失ひたるも復び得、廢したるも復び擧れるなり、然るに過を改むるをば不自然にして其性に非ずと云ふは是れ天下の人を率ゐて性を戕ふなり、

文法　高梅亭云ふ、中段性の字を拈出し、前の復常の義を申ぶ、蓋し過を改むるは卽ち是れ初に復するなり、

且如人有財見簒於盜、已而得之、曰非夫人之財、向簒於盜矣可歟、不可也、財之在己固不若性之爲己有也、財失復得、曰非其財、且不可、性失復得、曰非其性可乎、』

段落　第三大段なり、

見を駁す、「且如人有財而見簒於盗」より篇尾に至るまでを第三大段となす、譬喩、

天有過乎、有之、陵歴闕蝕是也、地有過乎、有之、崩弛竭塞是也、天地擧有過、卒不累覆且載者何、善復常也、』

段落　第一大段の第一小段なり、客、

講説　天に過失あるか、答へて曰く之れあり、飛星や月の虧くるや、日月の蝕は即ち其過失なり、地に過失あるか、答へて曰く之れあり、山岳の崩れ弛み河川の竭き塞るは、即ち其過失なり、斯く天地を擧て過失あれども、卒に其宇宙を覆ひ萬物を載する所の徳を累はさざるものは何故ぞや、善く常に復すればなり、

注解　「陵歴闕蝕」陵は星の他の星を經過するなり、歴は星の他の星に蔽ひかぶさるなり、闕の字は一本に闘に作る、闘は星の衝突なり、漢書天文志の注に見ゆ、

人介乎天地之間、則固不能無過、卒不害聖且賢者何、亦善復常也、故太甲思庸、孔子曰、勿憚改過、楊雄貴遷善、皆是術也』

段落　第一大段の第二小段なり、主、

講説　人は天地の間にはさまる者なる以上、固り過失なきこと能はず、然れども聖賢の卒に聖賢たることを妨げざるものは何故ぞや、亦善く常に復すればなり、故に太甲は庸とて常道を思ひ、孔子は過を改むるに憚る勿れと曰はれ、楊雄は善に遷ることを貴べり、皆此の仕方なり、

注解　「太甲」殷王の名、「楊雄云々」楊子法言の學行篇に出づ、

文法　高梅亭云ふ、前段喩意より正意に引入り、復常也の三字は通篇の主意、○頼山陽云ふ、此の如き語調昌黎の後唯だ半山之れあり、

予之朋、有過而能悔、悔而能改、

天之生聖人之材甚吝、而人之値聖人之時甚難、天既以聖人之材付陛下、則人亦將望聖人之澤於此時、伏惟陛下自愛以成德、而自強以赴功、使後世不失聖人之名、而天下皆蒙陛下之澤、則豈非可願之事哉、臣愚不勝惓惓、唯陛下恕其狂妄而幸賜省察、

段落　第四大段なり、

講說　天の聖人の材ある者を生ずるや甚だ吝にして多からず、而して人の聖人の時に遇ふこと甚だ難し、天已に聖人の材を以て陛下に付與せし以上、人も亦將に聖人の恩澤を此の千歲の一時に望まんとす、伏して思ふに陛下自ら愛して以て德を成し、自ら勵んで以て功に赴き、後世に至るまでも聖人の名を失ふことなく、天下をして皆陛下の恩澤を蒙らしむることは豈に願ふべき次第にあらずや、臣愚惓々に勝へず、唯だ陛下其狂妄を恕して幸に省察を賜へ、

纂評

○沈德潛評　頗る大臣格心の義を得たり、此れ孔子の謂はゆる人を以て言を廢せざるなり、文も亦典要通明、枝葉を須ひず、

原過

解題　猶ほ過を論ずと云ふが如し、原の文體は第一卷の原道を參觀すべし、

主意　過を改むるは卽ち人の性なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「皆是術也」に至るまでを第一大段となす、人の過を改むるを貴しとするを言ふ、「予之朋有過而能悔」より「是率天下而戕性也」に至るまでを第二大段となす、世の謬

能早自戒於耳目之欲、至於過差以亂其心之所思、則用志不精、用志不精、則見理不明、見理不明則邪說詖行必窺間、乘殆而作、則其至於危亂也、豈難哉』

段落　第二大段の第二小段なり、反說、

講說　若し夫れ人主、人に過ぎたる所の材ありと雖も而も早く自ら耳目の欲を戒めず、過て其心の思ふ所を亂すに至ては、則ち志を用ふること精密ならず、志を用ふること精密ならざれば則ち理を見ること明かならず、理を見ること明かならざれば邪說詖行、必ず間を窺ひ殆に乘じて起る、さすれば其危亂に至ること豈に難からんや、

注解　「詖行」詖は偏頗なり、

伏惟陛下即位以來、未有聲色玩好之過聞於外、然孔子聖人之盛、尙自以爲七十而後敢縱心所欲也、今陛下以鼎盛之春秋而享天下之大奉、所以惑移耳目者爲不少矣、則臣之所豫慮、而陛下之所深戒、宜在於此』

段落　第三大段なり、

講說　伏て惟ふに陛下卽位以來聲色玩好に關する過失の世間に聞えたるものなし（則ち心配は無用なるが如し）然れども孔子は聖人たるの盛德を以てすら、尙ほ自ら以爲らく七十にして後敢て心の思ふ通りに任すと、今陛下は眞盛の御年を以て天下の大なる奉藏を享け給ふことゆゑ、耳目を誘惑する所のものは少しとせず、則ち臣の豫め憂慮する所にして陛下の深く戒め給ふ所は宜しく此に在るべし、

注解　「鼎盛之春秋」鼎は方になり、神宗此時二十二歲、

文法　所深戒宜在於此は主意を結ぶ處、

思ふ陛下既に諒闇を終り給へり、之を經書に考ふれば則ち群臣が戒を進むるの時なるが、臣は近司に奉職する身なれば當に事に先だつて言ふ所あるべし、

注解　「亮陰」書經の說命に云ふ、王憂に亮陰に宅る三祀と、朱注に云ふ、亮亦諒に作る、諒は古梁に作る、楣之を梁と謂ふ、陰は古闇に作る、闇は廬を謂ふなり卽ち倚廬の廬なり、

竊聞孔子論爲邦、先放鄭聲、而後曰遠佞人、仲虺稱湯之德、先不邇聲色、不殖貨利、而後曰用人惟已、蓋以謂不淫耳目於聲色玩好之物、然後能精於用志、能精於用志、然後能明於見理、能明於見理、然後能知人、然後佞人可得而遠、忠臣良士與有道之君子、類進於時、有以自竭、則法度之行、風俗之成甚易也、

段落　第二大段の第一小段なり、正說、

講說　竊かに聞く孔子の邦を治むることを論ずるや先づ鄭聲を放てと曰ひ、而して後に佞人を遠くと曰ふ、仲虺の湯の德を稱するや、先づ聲色を邇けず貨利を殖せずと曰ひ、然る後に人を用ふる惟れ已と曰へり、蓋し其意味は耳目聲色玩好の物に耽らず、然る後能く志を用ふるに精密なり、能く志を用ふるに精密にして然る後能く理を見ることに明かなり、能く理を見ることに明かにして然る後能く人を知る、能く人を知り、然る後佞人は遠ざくるを得べく、忠臣良士と有道の君子と其類を以て當時に進み出で自ら竭すことあり、さすれば法度の行はれ、風俗の成るや甚だ易きなり、

注解　「先放鄭聲云々」論語衞靈公篇に出づ、「仲虺云々」書經仲虺之誥に出づ、

若夫人主雖有過人之材、而不

て數を盡して納入し、機に隨て大に發す、故に議論愈多く頭緒愈整ふ、其一線を以て千條を貫くに由るなり、

○沈德潛評　人才を陶冶し、以て先王の政を行ふ、此れ立言の大意なり、前に之を敎へ之を養ひ之を取り之に任ずるの四綱を提出し、先づ正說を用ひて以て之を申し、又反說を用ひて之を形して前文を總束し、又之を慮るに謀を以てし之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てするの三項を生出し、又之を勉め之を斷ずるを轉出して以て歸宿となし、末又人主の衆議を排し以て己の說を行はんことを勸む、他日成法を變更し以て天下を毒禍する隱に此に兆す矣、然れども其行文部勒方あり、大將の數十萬の兵を將ゐて亂れざるが如し、中間線聯繩牽、提挈起伏、照應收斂、動く、法則に嫺ひ、長篇の能事を極む、○紀綱頽靡以後、固り須く振攝一番すべし、介甫特に執拗太だ過ぐ、未だ枉を矯めて人情に戾るを免れず、紛更禍を兆する所以のみ、若し其言全く取るに足るなしと謂はゞ恐らく未だ必ずしも然らず、

進戒疏

解題　天子に訓戒を呈するの上書なり、

主意　情慾に淫すべからずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「當先事有言者也」に至るまでを第一大段となす、上書する所以を言ふ、「竊聞孔子論爲邦」より「豈難哉」に至るまでを第二大段となす、主意の虛論なり、「伏惟陛下即位以來」より「宜在於此」に至るまでを第三大段となす、主意の實論なり、「天之生聖人之材」より篇尾に至るまでを第四大段となす、天子の自重すべきを言ふ、

臣某昧死再拜、上疏皇帝陛下、臣竊以爲陛下既終亮陰、考之於經、則群臣進戒之時、而臣待罪近司、職當先事有言也、

第一大段なり、

講說　臣某昧死再拜して皇帝陛下に上疏す、臣竊に

其理、而士不得盡其才、此亦臣使事之所及、而陛下之所宜先聞者也、釋此不言、而毛擧利害之一二、以汚陛下之聰明、而終無補於世、則非臣所以事陛下惓惓之義也、伏惟陛下詳思而擇其中、天下幸甚』

段落　第七大段なり、

講說　臣宰に職務上の事を以て陛下に復命する次第なるが、自ら己の駑下にして職に叶ふことなきを知らずして、敢て國家の大體に言ひ及ぶ所以は、臣が陛下の任使を承けて復命すべき場合に在るを以て、竊かに考ふる所、官途に在るもの其才足らずして朝廷が之に任使する理由に叶ふ所なく、而して士たるもの其才を盡すことを得ず、是れ亦臣が路使たる職務の關係する所にして陛下の宜く第一に聞き給ふべき所の者なり、然るに此れを打置きて利益の一二を細く陳述して陛下の聰明を汚し奉り、終に世に補ふ所なきことは、臣が陛下に事へて懇々たる所以の義にあらず、故に茲に言上する次第なり、伏て惟ふに陛下詳に容慮あつて其中を擇び給はゞ天下幸甚し、

注解　「惓惓」謹なり、又懇至なり、

文法　賴山陽云ふ、究竟才字を脫せず、

纂評

○茅鹿門評　荊公王佐の學と王佐の才とを以て自ら任ず、故に其一生の措注、已に此書中に盡く、知を主上に結ぶ所以、亦全く此の書中に在り、然れども其學經術に本づく故に言ふ所、漢唐以來の宰相の能く見る所にあらず、而して其偏拗自用大較商鞅が變法を欲する所の處と相近し、故に其功業亦遂に大壞して反て近世浮沈者の得るに若かず、學者須く千古の隻眼を具して之を看るべし、

○儲同人評　荊公此の書只是れ制を改め法を變じ大肆更張を要するのみ、胸中無數の見解、無數の話頭あり、却て人才足らざるの四字を尋ね出して之を統べ、堂を架し柱を立て、胸中言はんと欲する所の者を以

魏文貞公之言、固當時所謂迂闊而熟爛者也、然其效如此、賈誼曰、今或言德敎之不如法令、胡不引商周秦漢以觀之、然則唐太宗之事、亦足以觀矣、

第三節なり、魏徵の確論は卽ち當時迂濶視せられたる者なることを言ふ、

講說　昔し唐の太宗貞觀の初、人々施政の大方針に就て異論あり、封德彝の徒の如きは何れも思へるやう、秦漢の政を雜用するに非ずんば天下を治むるに足らずと、然るに此の時能く先王の事を以て太宗を開導せしものは魏文貞公一人のみ、其施設せし所は未だ盡く先王の意に當らざりしとは云へ、其大略は合せりと謂ふべし、故に能く數年の間に於て天下は幾ど刑罰を措いて用ひざるほどの泰平を致し、中國は安寧にして蠻夷は服從し、三王より以來未だ此の如く隆盛なりし時代あらざるなり、唐の太宗の初、天下の俗は猶ほ今の世の如きなり、魏文貞公の言は固り當時の謂はゆる迂濶にして熟爛せしものなり、然れども其效果は此の如し、賈誼の言に曰く、今或は德敎の法令に及ばざるを言ふも、何ぞ商周秦漢を引て之を觀ざるやと、然らば則ち唐の太宗の事は亦觀て參考とするに足れり、

注解　「魏文貞公」魏徵のこと、

文法　魏文貞公は作者自ら己に喩へたるなり、

段落　以上第六大段の第四小段となす、流俗に迷はざるべきことを論ず、

臣幸以職事歸報陛下、不自知其駑下無以稱職、而敢及國家之大體者、以臣承陛下任使、而當歸報、竊謂在位之人才不足而無所稱朝廷任使之意、而朝廷所以任使天下之士者或非

爲迂闊、今朝廷悉心於一切之利害、有司法令於刀筆之間、非一日也、然其效可觀矣、則夫所謂迂闊而熟爛者、惟陛下亦可以少留神而察之矣、

第二節なり、反對論者は利害論に過ぎざるを言ふ、

講說　竊に近世の士大夫を觀るに、心力耳目の働を盡して朝廷を助けんと欲する所の者あることは事實なり、唯だ彼の考ふる所は荒增の利害問題か、左もなくば則ち當世に行はれ得べきものなり、士大夫は既に此れを以て世に投合し、而して朝廷が天下の士に取る所も亦此の如くなるに過ぎず、大倫大法禮義の際、先王の力學して守る所のものに至ては蓋し言ひ及ばざるなり、一も此に及ぶものあるときは則ち群聚して之を迂濶となす、今朝廷心を一切の利害に悉し、有司は刀筆の間に法令を作ること一日に非ず、然れども其結果は觀らるゝなり、左すれば夫の謂はゆる迂濶にして熟爛なるもの、惟だ陛下少しく御心を留めて察し給ふべきなり、

文法　賴山陽云ふ、迂濶は則ち然り、熟爛は則ち未だしなり、唯だ迂濶故に天之を便とせず、唯だ熟爛せず故に己も亦之を悔ゆ、

昔唐太宗貞觀之初、人人異論、如封德彝之徒、皆以爲非雜用秦漢之政、不足以爲天下、能以先王之事、開太宗者、魏文貞公一人爾、其所施設、雖未能盡當先王之意、抑其大略可謂合矣、故能以數年之間、而天下幾致刑措、中國安寧、蠻夷順服、自三王以來、未有如此盛時也、唐太宗之初、天下之俗、猶今之世也、

を求むるの人が悅ばずして之を非とする者あるとするも、固り天下に於ける順悅の人の多數なるには及ばず、然り而して一も流俗僥倖悅ばざるの言を爲すものあるときは、遂に中止して復た爲さゞるは惑なり、陛下天下の才を成すの思召あらば則ち臣は又之を斷ぜんことを願ふのみ、

文法　沈德潛云ふ、又斷の字を生出して以て歸宿となす、

段落　以上を第六大段の第三小段となす、人才を成すの道は之を斷ずるに在るを論ず、

夫慮之以謀、計之以數、爲之以漸而又勉之以成、斷之以果、然而猶不能成天下之才、則以臣所聞、蓋未有也、然臣之所稱、流俗之所不講、而今之議者以謂迂闊而熟爛者也、

第一節なり、流俗の己の議論を迂濶爛熟なりと言ふを論ず、

講說　夫れ之を慮るに謀を以てし之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てし、又之を勉むるに成を以てし、之を斷ずるに果を以てし、然り而して天下の才を成す能はずと云ふことは、臣の聞く所を以てするに未だ嘗てあらざるなり、然れども臣の稱する所は流俗の講ぜざる所にして今の論者は此れを以て迂濶にして熟爛するものとなすなり、

竊觀近世士大夫、所欲悉心力耳目、以補助朝廷者有矣、彼其意非一切利害、則以爲當世所能行者、士大夫既以此希世、而朝廷所取於天下之士、亦不過如此、至於大倫大法、禮義之際、先王之所力學而守者、蓋不及也、一有及此、則群聚而笑之、以

則使其君臣捐所習、逆所願、強所劣、憧憧如也、卒困於排逐、然孔子亦終不爲之變、以爲不如是不可以有爲、此其所守、蓋與文王同意、夫在上之聖人、莫如文王、在下之聖人、莫如孔子、而欲有所施爲變革、則其事蓋如此矣、

第三節なり、孔子の爲すあらんと欲して排逐を顧みざりしを言ふ、

講説　孔子に至るに及び匹夫を以て諸侯の國に遊び至る所、其君臣をして習ひし所を捐て願ふ所に逆ひ劣る所を強ひしめ、憧々として忙しかりき、卒に排斥放逐せられたり、然れども孔子も亦終に之が爲に其志を變せず、其心に以爲らく此の如くならざるときは以て爲すあるべからずと、此れ其守る所、蓋し文王と意を同うす、夫れ上に在るの聖人は文王に如くはなく、下に在るの聖人は孔子に如くはなし、然るに文王も孔子も施爲變革する所あらんと欲するときは其事蓋し此の如くなりき、

今有天下之勢、居先王之位、刱立法制、非有征誅之難也、雖有僥倖之人不悅而非之、固不勝天下順悅之人衆也、然而一有流俗僥倖不悅之言、則遂止而不敢爲者、惑也、陛下誠有意乎成天下之才、則臣又願斷之而已、

第四節なり、仁宗の斷ずべきを言ふ、

講説　今天下の勢を有ち先王の位に居り、法制を刱立するに就ては征誅の困難あるに非ざるなり、僥倖

得意於天下也、夫先王欲立法度、以變衰壞之俗、而成人之才、雖有征誅之難、猶忍而爲之、以爲不若是、不可以有爲也、

第一節なり、人才を爲す爲に忍んで刑を用ふべきを言ふ、

講說　臣又觀察するに、朝廷が往年施爲變革する所あらんと欲せしに當り、其始め利害を計ること未だ嘗て熟せざりしものあらず、然るに一の流俗にして僥倖を求むるの士が之を悅ばずして非とするものあれば遂に中止して敢て爲さず、蓋し法度立つときは何人も己獨り其幸を蒙る者なし(是れ彼等の反對する所以なり)故に先王の政は以て天下を利するに足るものゝ、腐敗の後僥倖の時を承くるに當ては、其法を掫め制を立つることは未だ嘗て困難ならざりし時あらず、法を掫め制を立てたるを以て天下の僥倖の人は亦滿足して之に趨き違ふことなし、其結果先王の法は今日に至るまで存在して廢れざるなり、惟だ其法を掫め制を立つることの困難にして僥倖を求むるもの肯て滿足して之に趨かざる事情あり、故に古の人は爲す所あらんと欲せば未だ嘗て之に先んずるの征誅を以てして後其目的を達せざるなし、詩經に曰く是れ伐ち是れ放ち是れ絕ち是れ亡ぼし、四方以て拂るなしと、此れ文王が征誅を先にして後、意を天下に得るを言ふなり、夫れ先王が法度を立てゝ衰壞の風俗を變じて人の才を成さんと欲する時は征誅の困難あるも猶ほ忍んで之を爲し、其心に思ふやう、是の若くならざれば爲すあること出來難しと、

注解　「詩曰」大雅皇矣の篇、「肆」はなつ、兵を出すなり、「絕」其國の祀を絕つなり、「忽」亡ぼす、

文法　茅鹿門云ふ、此れ又是荆公刑法を以て刼かし則ち必ず行はんと欲するの意、○沈德潛云ふ、此れ商鞅が信を徙木に立て威を棄灰に立つるの意、今飾るに文王孔子を以てして刑名の學を藏過す、此れ介甫の姦なる所以なり、○賴山陽云ふ、本意の注する所再び此に於て之を洗發す、

及至孔子、以匹夫遊諸侯、所至

者あらず、然り而して之を謀るに至誠惻怛の心を以て、力行して先だつにあらざれば、士に於ても能く至誠惻怛の心を以て力行して之に應ずるものあらざるなり、故に人の能はざるを患へずして己の勉めざるを患ふとは申すなり、

陛下誠有意乎成天下之才、則臣願陛下勉之而已』、

第四節なり、仁宗の勉むべきことを實說す、

陛下に於て實際天下の才を成すの思召あらば、臣は一圖に陛下が之を勉め給はんことを願ふ、

文法　賴山陽云ふ、仁宗幸に勉めず斷せず、神宗一たび之を勉め之を斷じて宋祚促す矣、

段落　以て第六大段の第二小段となす、人才を成すの道は天子の自ら之を勉むるに在るを言ふ、

臣又觀朝廷異時欲有所施爲變革、其始計利害、未嘗不熟也、顧有一流俗僥倖之人、不悅而非之、則遂止而不敢爲、法度立則人無獨蒙其幸者、故先王之政、雖足以利天下、而當其承弊壞之後、僥倖之時、其刱法立制、未嘗不艱難也、以其刱法立制、而天下僥倖之人、亦順悅以趨之、無有齟齬、則先王之法、至今存而不廢矣、惟其刱法立制之艱難、而僥倖之人、不肯順悅而趨之、故古之人、欲有所爲、未嘗不先之以征誅而後得其意、詩曰、是伐是肆、是絕是忽、四方以無拂、此言文王先征誅而後

遵之以治者、則悉以其所願得者以與之、士不能、則已矣、苟能、則孰肯舍其所願得、而不自勉以爲才、故曰、不患人之不爲、患人之不能、

第二節なり、人の爲さゞるを患へずして人の能はざるを患ふるの語を説明す、

講說　如何なることを人の爲さゞるを患へずして人の能はざるを患ふと謂ふかとなれば、凡そ人の情に於て得たしと願ふ所のことは善行善名なり、尊爵厚利なり、而して先王能く此名爵厚利を操て天下の士に臨み、天下の士が能く之に從て己を治むるものあるときは一切彼の願ふ所のものを以て之に與ふ、故に士たるもの自分に出來ざれば其迄のことなれども、苟も出來得るなれば何人か肯て己の得たしと望む所の善行なり、美名なり、尊爵なり、厚利なりを打棄て自ら才人となることを勉めざらんや、故に人の爲さゞるを患へず、人の能はざるを患ふとは申すなり、

何謂不患人之不能、而患己之不勉、先王之法、所以待人者盡美、自非下愚不可移之才、未有不能赴者也、然而不謀之以至誠惻怛之心、力行而先之、未有能以至誠惻怛之心、力行而應之者也、故曰、不患人之不能、而患己之不勉、

第三節なり、人の能はざるを患へずして己の勉めざるを患ふるの語を説明す、

講說　何如なることを人の能はざるを患へずして己の勉めざるを患ふと謂ふや、先王の法は人を待つ仕方に於て美を盡せり、されば下愚にして變ずること出來ざる劣等の才に非ざる以上、其仕方に赴かざる

に孟子が愼子と齊魯の地を論ずるを見るに及び、考ふるやう、先王が國の範圍を定めたるや大抵百里に過ぎざりしものなり、因て思ふに、今日に於て王者起ることあらば、諸侯の地、或は千里或は五百里なるもの、何れも之を削減して數十百里に至て後止むなるべし、是に於て疑ふらく、孟子が賢者にして其仁と云ひ智と云ひ天下を統一するに足るとは云ふもの丶、亦何として兵力を以て劫すことなく、數百千里の强國をして一旦肯て其土地の十中八九を減じて先王の諸侯と同一ならしむることを得んやと、其後漢の武帝が主父偃の策を用ひ諸侯王の地をして悉く恩を推し其子弟を封せしめ、而して漢より有司を派遣して其國の名稱を定め、輙ち別に漢に直隸せしめ、之が爲め諸侯王の子弟各分たれたる領地あつて、勢强く地大なるものも卒には分析して弱小となりし事を觀るに至り、斯くて始めて之を慮るに謀を以てし之を計るに數を以てし之を爲すに漸を以てするときは大なるものも因て小ならしむべく、强きものも因て弱からしむべくして驚愕や騷動や敗傷の禍に至らざるべきことを知れり、孟子の言は過となさゞるに、又況や今改革せんと欲せば其勢孟子の爲さんとせし所の困難なるが若きにあらざるをや、臣故に曰く、之を慮るに謀を以てし之を計るに數を以てし之を爲すに漸を以てせば其所爲甚だ容易なりと、

然先王之爲天下、不患人之不爲、而患人之不能、不患人之不能、而患己之不勉。

第一節なり、本小段の綱を揭ぐ、

講説　然れども先王が天下を治めたる仕方は、人の爲さゞることを患とせずして人の能はざることを患とせり、人の能はざることを患とせずして己の勉めざることを患とせり、

何謂不患人之不爲、而患人之不能、人之情所願得者善行美名、尊爵厚利也、而先王能操之以臨天下之士、天下之士、有能

心則、以爲誠然、及見與愼子論齊魯之地、以爲先王之制國、大抵不過百里者、以爲今有王者起、則凡諸侯之地、或千里、或五百里、皆將損之、至於數十百里而後止、於是疑、孟子雖賢其仁智足以一天下、亦安能毋劫之以兵革、而使數百千里之強國、一旦肯損其地之十八九、比於先王之諸侯、至其後觀漢武帝用主父偃之策、令諸侯王地、悉得推恩封其子弟、而漢親臨定其號名、輒別屬漢、於是諸侯王之子弟、各有分土、而勢強地大者、卒以分析弱小、然後知慮之以謀計之以數、爲之於漸、則大者因可使小、強者因可使弱、不至乎傾駭變亂敗傷之釁、孟子之言不爲過、又況今欲改易更革、其勢非若孟子所爲之難也、臣故曰、慮之以謀計之以數、爲之以漸、則其爲甚易也、

段落　第六大段の第一小段なり、人才を成し法を變ずるの道は三綱を謹むに在るを言ふ、

講説　夫れ之を慮るに謀を以てし之を計るに數を以てして之を爲すに漸を以てするときは天下の才を成すこと甚だ容易なり、臣始めて孟子を讀み、孟子が王政の行はれ易きを言ふを見て、心誠に然りとせり、然る

不レ勝レ用、則陛下何求而不レ得、何欲而不レ成哉、』

段落　第五大段の第二小段なり、人才の事を言ふものなきを論ず、

講説　夫れ人才足らざるときは其患蓋し此の如し、然るに方今公卿大夫等敢て陛下の爲に永遠を慮り將來を顧み宗廟萬世の計をなすものなし、臣は窃に不可解の念に堪へず、昔し晉の武帝目先の事のみを遣り過ごして子孫永遠の計をなさず、當時の在位も亦皆間に合せをなし氣に入られんことを求め風俗は蕩然として禮義を棄て法則を棄て、上下とも缺點を同うして以て非となすなし、有識者は固り其將に必ず亂れんとするを知れり、而して其後天下果して大に擾れ、中國が夷狄に列せしこと二百餘年に及べり、伏して惟ふに三廟の祖宗の神靈が陛下に天下を付屬し給ひし所以は、固り將に萬世の血食をなして大に人民を無窮に庇護せんとせしに外ならず、臣願はくは陛下漢唐五代の亂亡するを鑒み、晉の武帝の苟且因循の禍に懲り、明かに大臣に詔して天下の才を陶成する所以を思ひ、之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てし、當世の變に適合すると共に先王の意に負かざることを期せよ、然るときは天下の人才用ひ切れざるべし、人才用ひ切れざるときは陛下何を求めて得給はざらん、何を欲して成功し給はざらんや、

注解　「三廟」太祖太宗眞宗を謂ふ、

文法　沈德潛云ふ、前文の提綱四正四反を收卷し、又下文の五事を生出す、○賴山陽云ふ、篇首法度なきより人才なきに入る、而して此處仍ほ人才を以て結となし、法度却て前に在り、文法恐らくは微乖を免れず然れども何求不爲者は卽ち變法の事、故に下二段の改易更革と曰ひ、施爲變革と曰ふ、然れども勉之斷之の兩結、仍ほ成人才の句を着く、已に故意牽合を免れず、

夫慮レ之以レ謀、計レ之以レ數、爲レ之以レ漸、則成二天下之才一甚易也、臣始讀二孟子一、見二孟子言二王政之易レ行、

五代に至り、武夫が政事を取り、賢者は伏し匿れ消え失せて見はれず、在位の者、復た君臣の義や上下の禮を知るものあらず、是の時に當り社稷を變へ置くことは奕棋を變へ置くよりも易く、而して人民は肝脳碎けて地に塗れ、幸にして溝壑に轉び込で死せざりしものは幾もなかりし有樣なり、

注解　「漢之張角」漢の靈帝の時、張角と云ふ者妖術を以て教授し徒衆數十萬三十六方を置く、大方は萬餘、小方は六七千、各準帥を立て、一時倶に起り、皆黃巾を着く、本文の万は恐らく方の誤、「唐之黃巣」唐の僖宗の時、宛句の人黃巣衆を聚め州縣を攻剽し、僭して大齊皇帝と號す、

夫人才不足、其患蓋如此、而方今公卿大夫、莫肯爲陛下長慮後顧、爲宗廟萬世計、臣竊惑之、昔晉武帝趣過目前、而不爲子孫長遠之謀、當時在位、亦皆偷合苟容、而風俗蕩然、棄禮義、捐法制、上下同失、莫以爲非、有識固知其將必亂矣、而其後、果海内大擾、中國列於夷狄者、二百餘年、伏惟三廟祖宗神靈、所以附屬陛下、固將爲萬世血食、而大庇元元、於無窮也、臣願陛下鑒漢唐五代之所以亂亡、懲晉武苟且因循之禍、明詔大臣、思所以陶成天下之才、慮之以謀、計之以數、爲之以漸、期爲合於當世之變、而無負於先王之意、則天下之人才不勝用矣、人才

相共に陷るなり、

文法　賴山陽云ふ、此の一結は謂はゆる萬派の飛流注して一壑にあるもの、

夫在位之人才不足矣、而閭巷草野之間、亦少可用之才、則豈特行先王之政而不得也、社稷之託、封疆之守、陛下其能久以天幸爲常、而無一旦之憂乎、蓋漢之張角三十六万、同日而起、所在郡國莫能發其謀、唐之黃巢橫行天下、而所至將吏無敢與之抗者、漢唐之所以亡、禍自此始、唐既亡矣、陵夷以至五代、而武夫用事、賢者伏匿消沮而不見、在位無復有知君臣之義、上下之禮者也、當是之時、變置社稷、蓋甚於奕棋之易、而元元肝腦塗地、幸而不轉死於溝壑者無幾耳、

段落　第五大段の第一小段なり、以上の結果國家を危くするを言ふ、

講說　夫れ在位の人才足らざるなり、而して閭巷草野即ち民間にも亦用ふべきの才なしとすれば、豈に唯だ先生の政を行はんとして得ざるのみならんや、社稷の託を帶び封疆の守をなすに於て、陛下能く天幸を常事として一旦卒然の憂なきか、蓋し漢の張角の兵三十六萬人同日の中に起りしに、方々の郡國に於て能く賊を平ぐるの謀を發するものなし、唐の黃巢は天下を横行したるに、至る所の將吏敢て之と抗する者なし、漢唐の亡びたる所以は此事よりして禍始まりしなり、唐は既に亡びぬ、次第次第に衰弱して

注解　「緣絶簿書」官吏更迭の際此れを機として帳簿を廢棄抹殺して罪跡を匿すを謂ふ、

文法　賴山陽云ふ、一篇中筆墨飛犇、躊躇滿志の處、正に之を處し之に任ずる其道に非ざるの一段に在り而して其神理血脈實に之を養ふ其道に非ざるの段を貫き來る、此れ本意の匯する所なり、故に結語に於て之を見はす、唯だことさらに文法を變ずるのみにあらざるなり、

段落　以上を第四小段となす、之に任ずる其道を以てせざるを論ず、

夫教之養之取之任之、有一非其道、則足以敗天下之人才、又況兼此四者而有之、則在位不才苟簡貪鄙之人、至於不可勝數、而草野閭巷之間、亦少可任之才、固不足怪、詩曰、國雖靡止、或聖或否、民雖無膴、或哲或謀、或肅或艾、如彼泉流無淪胥以敗、此之謂也、』

段落　第五小段なり、上を結ぶ、

講說　夫れ之を敎へ之を養ひ之を取り之に任ずる四箇條の内一箇條なりとも其道に非ざるものあるときは天下の人才を敗るに足る、又況や此四者を兼ねて其道に非ざるものあるをや、其結果在位の不才怠惰貪鄙の人數へ切れざるに至る、而して草野閭巷の間に於ても又取るべきの才少きは固り怪しむに足らず詩經に曰く國論に定まる所なきも或は聖人あり或は否るものあり、民は大なるなしと雖も、或は哲人あり或は謀士あり或は嚴肅の人あり、或は理言の人あり此事をば謂ひたるなり、然るに之を用ひざるときは、譬へば彼の泉流の止むべからざると一般皆諸共に沈沒して散々になることなからんやと、

注解　「詩曰」小雅小旻の篇、「膴」大なり、多なり、「艾」乂に同じ治まるなり、「淪胥」淪は陷なり、胥は相なり

と出來ず、不肖者に在ては其罪明白なるに至らず、新任を迎へ舊任を送るの勞、帳簿消滅の弊などに至ては固り其害の小なるものにして、此の如きは一一數ふるに足らず、凡そ官を設るの道は大抵其任に久かるべき理にして支配する所のもの遠く任ずる所のもの重ければ尤も其官に久しかるべく、而して後其爲すあるを責むべし、然るに方今の如きは尤も其官に久しきを得ず、往々數日にして手輕く之を遷す次第なるが、官吏を採用すること既に詳ならず、之を使ふこと既に當らず、之を其倚子に据ゑおくこと既に久しからず、之を任ずるに至ては則ち又專ならず、而して又一一に法規を以て之を束縛し、其意を行ふを得ざらしむ、臣故に知る、當今の在位者は多く其人に非ざるが故に、稍や之に權力を貸與へて一一法規を以て之を束縛せざるときは、則ち放恣にして爲さゞる所なきを、然りと雖も在位其人に非ざるに、法を恃んで以て治をなすときは古より今に及ぶまで未だ能く治まりしものあらず、之と同時に在位其人を得るとせんに、尙ほ一一法規を以て之を束縛し、之をして其意を行ふことを得ざらしむるときは、是も亦古より今に及ぶまで未だ能く治まりしものあらざるなり、夫れ官吏を採用すること既に詳ならず、之を使ふこと既に當らず、之を倚子に据ゑおくこと既に久しからず、之に任ずる又專ならず、而して又一一法規を以て之を束縛す、故に賢者は位に在り、能者は職に在りと雖も不肖にして無能なるものと殆ど異なることなし、夫れ此如し、故に朝廷に於ては明かに其人が賢者能者にして以て事務を任すに足ることを知るも、苟も其資格順序に非ざるときは之に事務を任せて手輕く升進せしめず、縱令之を升進せしむるも士は猶ほ服せざるなり、明かに其無能にして不肖なることを知ると雖も、苟も其人に罪過あつて當局者より彈劾せらるゝに非ざれば、敢て彼が任に堪へざるを以て手輕く之を退けず、縱令之を退くるも士は猶服せざるなり、彼れ誠に不肖無能なり、然るに士の服せざるものは何ぞや、謂はゆる賢能なるもの其事に任ずるも、不肖にして無能なるものと亦以て異なるなきを以ての故なり、臣前に、人に任ずるに職事を以てせず、而も之を待つべき事務に堪へざるの刑なしと謂へるは蓋し此が爲なり、

位、多非其人、稍假借之權、而不一一以法束縛之、則放恣而無不爲、雖然在位非其人、而恃法以爲治、自古及今未有能治者也、即使在位皆得其人矣、而一一以法束縛之、不使之得行其意、亦自古及今、未有能治者也、夫取之既已不詳、使之既已不當、處之既已不久、任之又不專而又一一以法束縛之、故雖賢者在位、能者在職、與不肖而無能者、殆無以異、夫如此、故朝廷明知其賢能足以任事、苟非其資序、則不以任事而輒進之、雖進之士猶不服也、明知其無能而不肖、苟非有罪爲任事者所劾、不敢以其不勝任而輒退之、雖退之士猶不服也、彼誠不肖無能、然而士不服者何也、以所謂賢能者任其事、與不肖而無能者亦無以異故也、臣前以謂不能任人以職事而無不任事之刑以待之者、蓋謂此也、

第二節なり、任用の久しからず專ならざるを論ず、

講說 且つ位に在るもの度々轉任するときは其官に永く勤むること能はず、故に上たる者は狃れ習れて其事を知る能はず、下たる者は行ひ慣れて其敎に安んずる能はず、賢者に在ては其功成るまでに至るこ

めしむ、是れ則ち一人の身なるに之に責むるに百官を置て始めて完全なるべき事務を以てす、宜なり其人才の爲し難きや、夫れ人に責むるに其爲し難き所を以てするときは能く爲すもの少し、人の能くなすもの少ければ、相率ゐて爲さゞること丶なる、故に之をして禮を典らしむるに彼は未だ嘗て禮を知らざることを以て憂となさず、今の禮を典る者は未だ嘗て禮を學ばざるを以てなり、之をして裁判を司らしむるに、未だ嘗て裁判を知らざることを以て恥となさず、今の裁判を司るものは未だ嘗て裁判を學ばざるを以てなり、天下の人已に無教育に漬み込みて既成の風俗に掩はれ、朝廷の任用する所を見て其資格順序に非ざれば相議して之を訕りながら、任用の其當を得ざるに至ては未だ嘗て之を訕るものあらざるなり、

文法　茅鹿門云ふ、切に今日の事情に中る、

且在位者數徙、則不得久於其官、故上不能狃習而知其事、下不肖服馴而安其教、賢者則其功不可以及於成、不肖者則其罪不可以至於苦、若夫迎新將故之勞、緣絕簿書之弊、固其害之小者、不足悉數也、設官大抵皆當久於其任、而至於所部者遠、所任者重、則尤宜久於其官、而後可以責其有爲、而方今尤不得久於其官、往往數日輒遷之矣、取之既已不詳、使之既已不當、處之既已不久、至於任之、則又不專、而又一一以法束縛之、不得行其意、臣故知當今在

段落　以上を第四大段の第三小段となす、之を取るに其道を以てせざるを論ず、

方今取之既不以其道、至於任之、又不問其德之所宜、而問其出身之後先、不論其才之稱否、而論其歷任之多少、以文學進者且使之治財、已使之治財、又轉而使之典獄、已使之典獄矣、又轉而使之治禮、是則一人之身而責之以百官之所能備、宜其人才之難爲也、夫責人以其所難爲、則人之能爲者少矣、人之能爲者少、則相率而不爲、故使之典禮、未嘗以不知禮爲憂、以今之典禮者、未嘗學禮故也、使之典獄、未嘗以不知獄爲恥、以今之典獄者、未嘗學獄故也、天下之人亦已漸漬於失教、被服於成俗、見朝廷有所任使、非其資序、則相議而訕之、至於任使之不當其才、未嘗有非之者也、

第一節なり、任使の不當を論ず、

講說　方今は士を取るに、取るべきの道を以てせず、之に任ずるに至りても亦其德適當なるや否や問はずして其出身の前後を問ひ、其才の叶ふや否やを問はずして其官歷の多少を問ひ、文學を以て進みし者に姑く之をして財を治めしめ、已に之をして財を治めたるに、又轉じて之をして裁判を司らしめ、已に之をして裁判を司らしめたるに又轉じて之をして禮を治

大夫之才勢、足以進取、而朝廷肯奬之以禮義者、晩節末路、往往怵而爲奸、況又其素所成立、無高人之意、而朝廷固已擠之於廉恥之外、限其進取者乎、其臨人親職、放僻邪侈、固其理也、至於邊疆宿衞之選、則臣固已言其失矣、凡此皆取之非其道也、

第四節なり、流外を以て人を取るの失を論ず、

講說　又其次を流外と曰ふ、此種の者に至ては朝廷に於て固り已に之を廉恥の外に逐ひ除けて其升進の路を限れり、然るに反て之に屬するに州縣の事を以てし、之をして士民の上に立たしむるは、豈に謂はゆる賢を以て不肖を治むるものならんか、臣が使事の及べる範圍に於ても、一路數千里の間の地方に於て、州縣の吏の流外より出でたるもの往々にしてあり、事務を委任すべきものは殆んど十人に二三人もなく反て其奸を防ぐべきもの皆是れなり、蓋し古は賢不肖の分あれども流品〔流は等外なり品は位階あるもの〕の別なかりしなり、故に孔子の聖人を以てして季氏の吏となりしことあり、蓋し一旦吏となればとて其公卿となるの妨とはならず、後世流品の別あるに及び、凡そ流外に在るものは其成立する所、制限あるを以て、固り自ら廉恥の外に身を置いて人より高からんとするの意なし、夫れ近世州俗の華奢に流るゝ所より、士大夫の才能位地は以て進取するに足り、而して朝廷が嘗て禮義を以て引き立てたるものと雖も晩節末路往々利欲に誘はれて奸をなす、況や其平素成立する所、人より高からんとする意なくして、朝廷が固り已に之を廉恥の外に逐ひ遣て其進取を限るものをや、彼が人に臨み職を執るに於て我儘をなし邪曲をなすは固り當然の事なり、邊疆宿衞の人選に至ては臣固り已に之を言ふ、凡そ此れ皆之を取る其道にあらざるものなり、

之罪、則曰官人以世、夫官人以世、而不詳其才行、此乃紂之所以亂亡之道、而治世之所無也、

第三節なり、恩澤を以て人を取るの失を論ず、

講説　其次は父兄の恩澤に因て官吏となることを得るの子弟なるが、彼等は學校に於て之に敎ふるに道藝を以てす、官司も其才能を試驗せず、父兄も其行義を保證せざる者なり、然るに朝廷は手輕く官を以て之を與へ、而して之に任ずるに事務を以てす、昔し周の武王は殷の紂王の罪を數ふるや則ち曰く、人を官するに世次的關係を以てすと、夫れ人を官にするに世次的關係を以てして其才行を詳にせず、此れ乃ち紂の亂亡する所以の道にして治世に於ては無き所の事なり、

注解　「官人以世」書經の泰誓に出づ、

又其次曰流外、朝廷固已擠之於廉恥之外、而限進取之路矣、

顧屬之以州縣之事、使之臨士民之上、豈所謂以賢治不肖者乎、以臣使事之所及、一路數千里之間、州縣之吏、出於流外者、往往而有、可屬任以事者、殆無二三、而當防閑其奸者、皆是也、蓋古者有賢不肖之分、而無流品之別、故孔子之聖、而嘗爲季氏吏、蓋雖爲吏、而亦不害其爲公卿、及後世有流品之別、則凡在流外者、其所成立、固嘗自置於廉恥之外、而無高人之意矣、夫以近世州俗之流靡、自雖士

注解 「嵓野」巖窟草野、

文法 沈徳潛云ふ、天風浪々、海山蒼々、曲折排蕩の妙を極む、○頼山陽云ふ、筆法繳繞纒縛、老吏文を舞して巧詆し人をして脱出するを得ざらしむるが如し、此等の文氣韓非より來る、荆公天資刻薄慘覈恩少し、其人韓非に似たり、其政韓非に似たり、故に其文亦韓非に似たり、

其次九經五經、學究明法之科、朝廷固已嘗患其無用於世、而稍責之以大義矣、然大義之所得、未有以賢於故也、今朝廷又開明經之選、以進經術之士、然明經之所取、亦記誦而略通於文辭者則得之矣、彼通先王之意、而可以施於天下國家之用者、顧未必得與於此選也、

第二節なり、經術を以て人を取るの失を論ず、

講説 其次は九經科、五經科、學究科、明法科等なるが、右の諸科は朝廷に於て固り已に其無用を患ひ、稍や之に責むるに經の大義を以てすることゝなれり、然れども、大義の方針に因て得る所のものは、未だ以前より愈りたるものあらず、今朝廷又明經の選擧を開いて經術の士を奬勵あり、然れども明經を取る所は亦記誦にして略ぼ文辭に通ずるもの之を得るなり、彼の先王の意に通じて天下國家の用に施すべきものは、思ふに未だ必ず此選に與ることを得ざるなり、

注解 「九經五經云々」竝に選擧の科目、

文法 茅鹿門云ふ、又是れ荆公自家一輩の人を指す、

其次則恩澤子弟、庠序不教之以道藝、官司不考問其才能、父兄不保任其行義、而朝廷輙以官予之、而任之以事、武王數紂

第一節なり、文辭を以て士を取るの害を論ず、

講說　方今士を官吏に取るの法を云はんに、記憶强く讀書博くして略ぼ文辭に通ずる者は之を茂才異等賢良方正と稱す、茂才異等賢良方正は公卿に選ばるべき資格なり、又記憶は必ずしも强からず、讀書は必ずしも博からず、略ぼ文辭に通ずるが上に又詩賦を學びたることある者は、之を進士と稱す、進士の優等なる者は此れ又公卿に選ばるべき資格なり、夫れ此二科より得る所の技能が公卿となるに足らざることは議論を待て後知ることを得るものにあらず、然るに世の論者は常に思ふやう、吾れ常に此の二科を以て天下の士を取れるに才の公卿となるべきものも常に此の二科より出づ、左れば古代の人を取る仕方に法て後士を得らるゝとは限らぬものなりと、扨も亦道理に昏みたる意見なり、先王の時は人を取る所以の道を盡したるに拘はらず猶ほ賢者の進み難くして不肖者が其間に雜ることを懼れたる位なり、然るに今悉く先王が士を取りたる所以の道を廢して天下の士を驅り、悉く賢良進士とならしむ、されば公卿と爲り得る所の才ある人士は無論賢良進士となるべく而して賢良進士も亦固り時あつて公卿と爲り得べき才ある人士を得べきものなり、さはさりながら不肖者なりとも苟も雕蟲篆刻（小技末藝）の學を能くするときは此れを以て升進して公卿に至り、公卿となるべき才ある者は此の益にも立たぬ學問に困んで田舍に埋れ死するもの十人の中は九人に及ぶ、夫れ古の天下を有ちし人が選擇を注意せし所は公卿の地位のみ、公卿既に其人を得るときは因て其類推して朝廷に聚らしむる結果、百の任務、有らゆる事物に於て其人を得ざることなし、今不肖の人をして幸にして公卿の地位に至り、因て其類を推して之を朝廷に聚ることを得しむ、此れ朝廷に不肖の人多き所以なり、而して賢智の人ありと雖も往々助なき爲に難澁して其意を行ふことを得ざるなり、且つ公卿の不肖なるもの既に其類を推して以て朝廷に聚まり朝廷の不肖者又其類を推して以て四方の任務に備へ、四方の任務あるもの又各其不肖を推して以て州郡に布くときは縱令推薦したる官吏を罪するの科ありとても豈に恃むに足らんや、適々以て不肖者の資となるに足るのみ、

王之時盡所以取人之道、猶懼賢者之難進而不肖者之雜於其間也、今悉廢先王所以取士之道、而敺天下之才士、悉使爲賢良進士、則士之才可以爲公卿者、固宜爲賢良進士、而賢良進士、亦固宜有時而得才之可以爲公卿者也、然而不肖者苟能雕蟲篆刻之學、以此進至乎公卿、才之可以爲公卿者、困於無補之學、而以此絀死於嵒野、蓋十八九矣、夫古之人有天下者、其所以愼擇者、公卿而已、公卿既得其人、因使推其類以聚於朝廷、則百司庶物、無不得其人也、今使不肖之人幸而至乎公卿、因得推其類聚之朝廷、此朝廷所以多不肖之人、而雖有賢智、往往困於無助、不得行其意也、且公卿之不肖、既推其類以聚於朝廷、朝廷之不肖、又推其類以備四方之任使、四方之任使者、又各推其不肖、以布於州郡、則雖有同罪擧官之科、豈足恃哉、適足以爲不肖者之資而已、

に事に任ぜざるの刑ありしか（有らざるなり）夫れ先づ之に敎ふるに道藝を以てせざる以上、實際敎に從はざればとて之を誅すべからず、先づ之を約するに制度を以てせざる以上、實際規律に從はざればとて之を誅すべからず、先づ之に任ずるに職事を以てせざる以上、實際事に任ぜざればとて之を誅すべからず、此の三者は先王の法に於て尤も急にする所なり、然るに重大なる三者は今皆誅することを得べからず、之に反して微細の事物にして政治を害することの急に非ざるものに就ては之が爲に法禁を設け、其法禁も月月に違ひ歳々同じからず、官吏たるもの記憶し盡さゞるに至る、又況や能く一一之を避けて犯すなきものあらんや、此れ法令の玩ばれて行はれざる所以にして小人の中にも幸にして刑を免るゝものあり、君子の中にも不幸にして刑に及ぶものある所以也、此れ謂はゆる之を裁するに刑を以てする能はざるなり、此れ皆之を以て治むる其道に非ざるものなり、

文法　賴山陽云ふ、三の刑の字を下す、語氣激昂して筆、紙背に透る、此れ又素心の在る所、故に然り、〇治之非其道の治の字恐らくは養の誤、

段落　以上を第四大段の第二小段とす、之を養ふに其道を以てせざるを論ず、

方今取士、强記博誦、而略通於文辭、謂之茂才異等、賢良方正、茂才異等、賢良方正者、公卿之選也、記不必强、誦不必博、略通於文辭、而又嘗學詩賦、則謂之進士、進士之高者、亦公卿之選也、夫此二科所得之技能、不足以爲公卿、不待論而後可知、而世之議者、乃以爲吾常以此取天下之士、而才之可以爲公卿者、常出於此、不必法古之取人、而後得士也、其又蔽於理矣、先

に於て之を洗發す、○又云ふ理財一節、意稍や條目の外に溢れ出づ、蓋し其本意の注する所覺えず矢口此に至るなり、

方今法嚴令具、所以羅天下之士、可謂密矣、然而亦嘗敎之以道藝、而有不帥敎之刑以待之乎、亦嘗約之以制度、而有不循理之刑以待之乎、亦嘗任之以職事、而有不任事之刑以待之乎、夫不先敎之以道藝、誠不可以誅其不帥敎、不先約之以制度、誠不可以誅其不循理、不先任之以職事、誠不可以誅其不任事、此三者先王之法所尤急也、今皆不可得誅、而薄物細故、非害治之急者、爲之法禁、月異而歲不同、爲吏者至於不可勝記、又況能一一避之而無犯者乎、此法令所以玩而不行、小人有幸而免者、君子有不幸而及者焉、此所謂不能裁之以刑也、凡此皆治之非其道也、

第四節なり、士を養ふの道を失ふを論ず、

講說　方今法律は嚴に命令は具り、天下の士を羅する所以は密なりと謂ふべし、然り而して亦嘗て之に敎ふるに道德藝能を以てせしもの、之に對するに敎に從はざるの刑ありしか(有らざるなり)、亦嘗て之を約するに制度を以てせしもの、之に對するに規律に從はざるの刑ありしか(有らざるなり)、亦嘗て任ずるに職事を以てせしもの、之に對する

講說　方今陛下御自身儉約を行ひ、以て天下の人を率ゐ給ふ、此れ左右に侍する貴顯の臣下等の親しく見る所なり、然るに之に反して彼等閨門の內は奢侈度なく、上の惡む所を犯し、天下の教を害すること極端なるものあり、其れにも拘はらず、朝廷より此徒を放逐免黜して天下に示しゝことあるを聞き及ばず、昔し周の人が多人數寄り集て酒を飲むものを拘引し死刑を以て之に加へしは、其考に曰く、酒の末は害を生じ之が爲め死に至ることあるもの多しと、故に重く其禍の由て生ずる所を禁せしなり、重を禍の由て生ずる所を禁ずるが故に其刑を施すことは極めて簡略にして人の禍敗に至るもの少かりしなり、今朝廷の法に於て尤も重んずる所のものは貪吏のみ、重く貪吏を禁ずると雖も奢侈の法を輕くするは、此れ謂はゆる其末を禁じて其本を弛むるものなり、然り而して世の識者は以爲らく、方今の官吏は餘計にして縣官の經濟は之に供するに足らずと、此の考は實際道理に蔽はれたるものなり、今の官に入るもの誠に餘計なり、然り而して前代に官員を置くこと甚だ少く、其上に祿の割宛は又此の如く薄かりしに因れば、財用の足らざる理由は蓋し亦說あり、官吏の俸祿など豈に計算するに足らんや、臣は財利の事に於て是迄學びたることあらず、然れども竊に前世に於て財を理むるの大略を觀たり、蓋し天下の力に因り以て天下の財を生じ、天下の財を以て天下の費に供する仕方にて、古よりの治世は未だ嘗て財の不足を以て天下の公患とせざりしなり、患は財を治むる其道なきに在るのみ、今天下泰平にして兵革の具を見ず、人民は其土地に安んじ、其業を樂み、人皆自分自分の力を致して天下の財を生じつゝあり、然り而して公私常に困窮を以て患となすものは殆ど理財の事未だ其道を得ず、有司たるもの其の宜しきを度て其變に通ずる能はざるを以てのみ、誠に能く財を理するに其道を以てして其變に通ぜんには、臣は固より官吏の祿を增すも經費を害するに足らざるを知る、

注解　「放絀」絀は黜なり、「拘群飮」前に出づ、「縣官」朝廷を云ふ、

文法　茅鹿門云ふ、荊公一眼、已に左右通貴の侈を射る、○又云ふ荊公理財の言已に此に露はる、○賴山陽云ふ、養之非其道の一段、通篇の本眞歸重する所、此

以殺刑者、以爲酒之末流生害、有至於死者衆矣、故重禁其禍之所自生、故其施刑極省、而人之抵於禍敗者少矣、今朝廷之法所尤重者、獨貪吏耳、重禁貪吏、而輕奢侈之法、此所謂禁其末而弛其本、然而世之識者以爲方今官冗、而縣官財用、已不足以供之、其亦蔽於理矣、今之入官誠冗矣、然而前世置員蓋甚少、而賦祿又如此之薄、則財用之所不足、蓋亦有說矣、吏祿豈足計哉、臣於財利、固未嘗學、然竊觀前世治財之大略矣、蓋因天下之力、以生天下之財、取天下之財、以供天下之費、自古治世、未嘗以不足爲天下之公患也、患在治財無其道耳、今天下不見兵革之具、而元元安土樂業、人致己力、以生天下之財、然而公私常以困窮爲患者、殆以理財未得其道、而有司不能度世之宜而通其變耳、誠能理財以其道、而通其變、臣雖愚固知增吏祿不足以傷經費也、

第三節なり、治財の道なきを論ず、

婚喪奉養服食器用之物、皆無制度以爲之節、而天下以奢爲榮、以儉爲恥、苟其財之可以具、則無所爲而不得、有司既不禁、而人又以此爲榮、苟其財不足、而不能自稱於流俗、則其婚喪之際、往往得罪於族人親姻、而人以爲恥矣、故富者貪而不知止、貧者則強勉其不足以追之、此士之所以重困而廉恥之心毀也、凡此所謂不能約之以禮也、

第二節なり、之を約するに禮を以てする能はざるを論ず、

講說　婚姻喪禮奉養服裝飲食器用の物、何れも制度の之が制限をなすものなく、而して天下の人は奢を以て榮となし、儉を以て恥となし、苟も其資力が之を調ふることを出來得る以上、爲したき事として爲すことを得ざるなく、有司は既に禁ぜずして人又此れを以て榮となし、苟も其財足らずして自ら世間竝通りになすことを得ざるときは、其婚姻喪禮の折、往々親族一門より非難を得て人以て恥となす、故に富むものは貪て止まるを知らず、貧しきものは無理に足らざる所を勉めて之に追付かんとす、此れ士の非常に難澁して廉恥の心毀るゝ所以なり、

方今陛下躬行儉約、以率天下、此左右通貴之臣所親見、然而其閨門之內、奢靡無節、犯上之所惡以傷天下之敎者、有已甚者矣、未聞朝廷有所放絀以示天下、昔周之人拘群飮而被之

第一節なり、之を饒すに財を以てせざるを論ず。

講說　方今祿を制する大抵皆薄し、朝廷侍從の列に在るもの丶外は家族稍衆ければ未だ農商の利を兼て其養に充てざるものあらず、此より以下なる州縣の吏に至ては、一月得る所多きものは錢八九千、少きものは僅に三四千に過ぎず、選擧を待ち拜除を待ち闕員を待つ等の時日を加へて俸祿を平均するときは、蓋し六七年にして三年の祿を得ることゝなる、一月の得る所を計るときは實に四五千に足らず、少きものに至ては其實三四千にも及ばず、使用人の給料と雖も亦此よりは切迫ならず、其生者を養ひ死者に喪し婚姻葬送の事は皆此れにて辨ずるなり、夫れ中人の上に出づるものは窮するとも君子たることを失はず、中人の下に出づるものは裕なりと雖も、小人たることを失はず、唯だ中人のみは然らず、窮するときは小人となり裕なるときは君子となる、然るに天下の士を計るに中人の上下に出づるものは千人の中十人なく、百人の中一人なし、窮するときは小人となり、裕なるときは君子となるもの天下の中皆是れなり、先王思へるやう、衆は力を以て勝つべからずと、故に行を制するに自己の標準を以てせずして中人を標準とせり、是れ其欲に因て之を利道する所以にして、以爲らく中人の能く守る所は、其志天下に行はるべく、又之を後世に推すべし、今の制祿を以てして士の廉恥を破ることなきを欲するとも右は中人の能はざる所なり、故に今官大なるものは往々賄賂の遺取りして貲産を營み、之が爲に貪汚の毀を負ひ、官の小なるものは商賈も乞丐も爲さゞる所なし、夫れ士たるもの已に廉恥を破て世間より非難を受けたることありとすれば、其怠惰にして人の氣に入らんとするの意起り、奮發して自ら勵むの心止む、さすれば職業は何として弛まざるを得ん、治道は何に由て興らんや、又況や法を棄て賂を受け百姓を侵奪する者往々にして是れなるをや、此れ謂はゆる之を饒すに財を以てせざるなり、

注解　「守選」選擧なり、「待除」拜除なり、「守闕」闕員なり、「亦窘於此矣」亦の下に不の字を脫す、「出中人之下者」則養隷卒、「侵牟」牟は奪なり、

文法　賴山陽云ふ、此れ亦確論、本朝當今諸府吏胥奸を爲すも亦職として之に由る、

三年之祿、計一月所得、乃實不能四五千、少者乃實不能及三四千而已、雖厠養之給、亦窘於此矣、而其養生喪死婚姻葬送之事、皆當於此、夫出中人之上者、雖窮而不失爲君子、出中人之下者、雖泰而不失爲小人、唯中人不然、窮則爲小人、泰則爲君子、計天下之士、出中人之上下者、千百而無十一、窮而爲小人、泰而爲君子者、則天下皆是也、先王以爲衆不可以力勝也、故制行不以己、而以中人爲制、所以因其欲而利道之、以爲中人之所能守、則其志可以行乎天下、而推之後世、以今之制祿、而欲士之無毀廉恥、蓋中人之所不能也、故今官大者、往往交賂遺、營貲產、以負貪汚之毀、官小者、販鬻乞丐、無所不爲、夫士已嘗毀廉恥以負累於世矣、則其偷惰取容之意起、而矜奮自強之心息、則其職業安得而不弛、治道何從而興乎、又況委法受賂、侵牟百姓者、往往而是也、此所謂不能饒之以財也、

の事を以てせしことは、此れ古の人君が干戈を推して之を人に屬して內外の虞なかりし所以なり、然るに今は天下を守るの重任にして君主が當に極めて愼むべき人選を以て之を姦悍無賴、才行の自ら鄕里に託するに足らざるの人に屬す、此れ方今諰々然として常に邊疆の憂を抱いて宿衞の恃として安心するに足らざるの心配ある所以なり、今日に於て孰か邊疆衞宿の士が恃として安心するに足らざることを知らざるものあらん、されど翻て思ふに天下の學士、武器を執ることを恥となし、隨て騎射行陣の事を能くするものにあらず、然る上は召募の卒伍に非ざれば孰か能く其事に任ずるものあらん、夫れ其敎を嚴にし其選を高くせざる以上、士たる者が兵を執るを以て恥となし、而して未だ嘗て騎射行陣の事を能くせざるも固り其理なり、凡そ皆之を敎ふる其道に非ざるが故なり、

注解　「六官」吏部戸部禮部工部刑部兵部、「比閭族黨」周禮に云ふ五家を比となし、五比を閭となし、五閭を族となし、五族を黨となすと、「卒伍師旅」五人を伍となし、伍二を火となし、火五を隊となし、隊二を旅となし、旅五を師となす、師は二千五百人、「行同能偶」行事相同じく才能相偶するもの、漢書食貨志に云ふ、行同能偶、則ち之を別つに射を以てし、然る後爵命すと、「易曰」繫辭下篇に云ふ、木を絃して弧となし木を剡(エン)して矢となし、弧矢の利、以て天下を威すと、「諰々」憂ふる貌、

文法　賴山陽云ふ、此れ前人未だ發せざる所、經術を把て實用となす、大に讀書人の神智を發す、

段落　以上を第四大段の第一小段となす、敎育の失を論ず、

方今制祿、大抵皆薄(シ)、自(リ)レ非(ルハ)二朝廷侍從之列(ニ)一、食口稍衆(ケレバ)、未レ有(ラ)下不レ兼(ネ)二農商之利(ヲ)一、而能充(ス)二其用(ニ)一者(上)也、其下州縣之吏、一月所レ得、多者錢八九千(ニ)、少者四五千(ニ)、以(テ)守選待除守闕通(ズ)レ之(ヲ)、蓋六七年(ニ)而後得(ル)二

『能騎射行陣之事固其理也、凡此皆教之非其道故也』

第三節なり、武事教育なきを論ず、

講説　此外更に害なるものあり、先王の時に於ては士の學ぶ所のものは文武の道なりき、士の才を云へば公卿大夫となるべきものあれば士となるべきもあり、其才の大小と宜しきと宜しからざると之あり、武事に至ては其才に隨て未だ學ばざるものあらず、故に其大なるものは居れば六官の卿となり、出づれば六軍の將となる、其次は比閭族黨の師は何れも皆卒伍師旅の帥なり、故に邊疆なり、宿衞なり、皆士大夫なるもの之を爲すことを得て、小人は其任を犯すことを得ず、今の學者は以爲らく、文と武とは元と事柄が別なるものなり、吾れは文事を治むることを知るのみと、斯くて邊疆宿衞の任に至ては推し遣て之を卒伍に屬せり、是に於て往々天下の奸惡にして氣荒き無賴の人など其才行の自ら鄕里に託するに足るものゝ如き、肯て親戚を去て召募に從はざるものあらず、邊疆宿衞は此れ乃ち天下の重要なる任務にして君主の尤も大切になすべき所のものなり、故に古に於ては士に教ふるに射術と御術とを以てすることを急務となし、其他の技能は人才の適當せるや否やを視察して之を教へ其才の能はざる所の者は强ひざりしなり、射に至ては男子の仕事にて、人として生れたる以上、疾あるものは格別、苟も疾なき人なる以上、射を去て學ばざるものあらず、庠序即ち學校の間に在ても無論射に從事すべきなり、賓客の事あるときは射、祭祀の事あるときは射、士の行狀技能互角の者を差別するときは射、卽ち禮樂の事に於ても射を寓せざることあらず、而して射も亦禮樂祭祀の間に在らざることあらず、易に曰く弧矢の利、以て天下を威すと先王は何として射を以て揖讓の儀を習ふべきのみとなさんや、無論其考によれば射は武事の尤も大なる者にして天下を威し國家を守る所の具なり、居れば則ち是を以て禮樂を習ひ、出づれば是を以て戰伐に從ひ、士たるもの朝夕此に從事し、射を能くする者衆きときは邊疆宿衞の任は皆擇んで取ることを得と、夫れ士たるもの嘗て先王の道を學び、其行狀嘗て鄕黨より推され、然る後其才に因て之に託するに邊疆

別士之行同能偶則以射、於禮樂之事、未嘗不寓以射、而射亦未嘗不在於禮樂祭祀之間也、易曰、弧矢之利以威天下、先王豈以射爲可以習揖讓之儀而已乎、固以爲射者武事之尤大、而威天下守國家之具也、居則以是習禮樂、出則以是從戰伐、士既朝夕從事於此、而能者衆則邊疆宿衞之任、皆可以擇而取也、夫士嘗學先王之道、其行義嘗見推於鄉黨矣、然後因其才而託之以邊疆宿衞之事、此古之人君所以推干戈以屬之人、而無內外之虞也、今乃以守天下之重任、人主所當至愼之選、推屬之姦悍無賴、才行不足自託於鄉里之人、此方今所以諰諰然常抱邊疆之憂、而虞宿衞之不足恃以爲安也、今孰不知邊疆宿衞之士、不足恃以爲安哉、顧以爲天下學士以執兵爲恥、而亦未有能騎射行陣之事者、則非召募之卒伍、孰能任其事者乎、夫不嚴其教高其選、則士之以執兵爲恥、而未嘗有

此事なし、然して本朝には補なきの學を併せて、有るなきなり、

又有甚害者、先王之時、士之所學者、文武之道也、士之才、有可以爲公卿大夫、有可以爲士、其才之大小、宜不宜則有矣、至於武事、則隨其才之大小、未有不學者也、故其大者居則爲六官之卿、出則爲六軍之將也、其次則比閭族黨之師、亦皆卒伍師旅之帥也、故邊疆宿衞、皆得士大夫爲之、而小人不得奸其任、今之學者以爲文武異事、吾知治文事而已、至於邊疆宿衞之任、則推而屬之於卒伍、往往天下奸悍無賴之人、苟其才行足自託於鄉里者、亦未有肯去親戚而從召募者也、邊疆宿衞、此乃天下之重任、而人主之所當愼重者也、故古者教士、以射御爲急、其他技能、則視其人之所宜、而後教之、其才之所不能、則不强也、至於射則爲男子之事、人之生有疾則已、苟無疾、未有去射而不學者也、在庠序之間、固當從事於射也、有賓客之事則以射、有祭祀之事則以射、

精神、奪其日力、以朝夕從事於無補之學、及其任之以事、然後卒然責之以爲天下國家之用、宜其才之足以有爲者少矣、臣故曰、非特不能成人之才、又從而困苦毀壞之、使不得成才也、

第二節なり、現敎育の惡結果を言ふ、

講説　蓋し今の敎ふるものは特に人の材を成す能はざるのみにあらず、又其上に之を困苦せしめ、之を毀廢して人材を成就する能はざらしむるものは何ぞや夫れ人の才は專なるに成て雜なるに毀る、故に先王の民才を處置せし仕方は、工を官府に處き、農を畎畝に處き、商賈を市に處き、士を庠序に置き、各をして其業を專にして他物を見ざらしめたるが、右は他物の其業を害するに足ることを懼れたるが故なり、謂はゆる士は又特に之をして他物を見ざらしめたるのみならず、一に之を取るに先王の道を以てしたり、故に諸子百家の異說は皆之を屛けて敢て習ふものなし今上の學ぶべき所のものは天下國家の用なり、今悉く之を置て敎へざらしめ、而して之に敎ふるに受驗的文章を以てし之をして精神を疲勞消耗し、日の力を窮めて此に從事せしめ、其之に任ずるに官を以てするに及んでは則ち又悉く之を置かしめ、之に責むるに天下國家の事を以てす、夫れ古の人朝に夕に天下國家の事に就て其業を習ひしすら尙ほ其才に能あり不能あり、然るに今其精神を移し其日力を奪ひ、朝夕無益の學問に從事せしめ、之に何等かの任務を授くるに及び、然る後卒然と不意に天下國家の用をなすことを以て之を責むることとなれば、其才の爲すあるに足るもの少きも尤なる次第なり、臣は此故に曰ふ、此方法たるや特に人の才を成す能はざるのみならず、又從て之を困苦毀壞し才を成すを得ざらしむるものなりと、

文法　沈德潛云ふ、明祖が八股文士を試むる以來、正に此病に坐す、人才日に下つて國家人を用ふるの益を收めず、○賴山陽云ふ、此れ則ち確論に屬す、西土の通弊、君相人人之を知て革むる能はざるもの、本朝

限り力を盡すに非ざれば則ち能はず、其工なるに及びても大は天下國家を運用するに足らず、小は天下國家の用をなすに足らず、故に在學中に白頭となり、日の有らん限り勉强し、以て上の敎に從ひたる者たりとも、政治に關係せしむるに及びては、茫然として如何にすべきかを知らざるは、皆是が爲に外ならず、

文法　賴山陽云ふ四段に入る處提語を着けず、後段皆然り、唯だ結處に於て之を見る、四正と異樣、文法、板を避くるなり、○又云ふ取墻壁具而已は罵り得て輕薄、是れ其本色、然れども從前經術を延引す、文氣大雅、此處一俊拔の語を下さゞるべからず、

蓋今之敎者、非特不能成人之材而已、又從而困苦毀壞之、使不得成材者何也、夫人之才、成於專而毀於雜、故先王之處民才、處工於官府、處農於畎畝、處商賈於肆、而處士於庠序、使各專其業而不見異物、懼異物之足以害其業也、所謂士者、又非特使之不得見異物而已、一取之以先王之道、而百家諸子之異說、皆屛之而莫敢習者焉、今士之所宜學者、天下國家之用也、今悉使置之不敎、而敎之以課試之文章、使其耗精疲神、窮日之力、以從事於此、及其任之以官也、則又悉使置之而責之以天下國家之事、夫古之人以朝夕專其業於天下國家之事、而猶才有能有不能、今乃移其

して之を行ふ、此れ其人臣の疑なくして天下の事、爲したしと思ふ儘に之を爲し得ざること無りし所以也、

文法　沈德潛云ふ、已上四段正說已下四段反說、○賴山陽云ふ、篇末勉の字斷の字、暗に伏して此中に在り、

方今州縣雖有學取墻壁具而已、非有教導之官、長育人才之事也、唯太學有教導之官、而亦未嘗嚴其選、朝廷禮樂刑政之事未嘗在於學、學者亦漠然自以禮樂刑政爲有司之事、而非己所當知也、學者之所教、講說章句而已、講說章句、固非古者教人之道也、近歲乃始教之以課試之文章、夫課試之文章、非博誦强學窮日之力、則不能、及其能工也、大則不足以用天下國家、小則不足以爲天下國家之用、故雖白首於庠序、窮日之力以帥上之教、及使之從政、則茫然不知其方者皆是也、(四)

第一節なり、章句文章の教育天下に用なきを言ふ、

講說　方今州縣に學校ありと云ふも、墻壁等の建築物を具ふるのみにて、教導の官が人才を長育するの事あるに非ず、唯だ太學には教導の官あるも、從來其人選嚴密ならず、朝廷の禮樂刑政の事は曾て學校に於て其設なく、學者も亦漠然として禮樂刑政などは有司の事なれば己の知るべき所にあらずとなす、學者の教ふる所は章句を講說することのみなるが、章句を講說するは固り古に於て人を教ふるの道にあらず、近歲は又之に教ふるに課試の文章を以てする次第なるが、課試の文章は博學强力にして日の有らん

第四節なり、專任すべきを言ふ、

講說　人才を取る所の道旣に詳に、之を使ふ所の道旣に當り之に處くこと旣に久しく、其之を任ずるに至ても又專にして一一規則を以て之を束縛せず、而して之をして其意を行ふことを得しむるは堯舜の百官を治て衆工を熙むる所の仕方此外に出でず、書經に云ふ三載績を考へ三考幽明を黜陟すと、此をば謂ひたるなり、

注解　「熙衆工」熙は廣なり、擴張發達の意、衆工は多數の吏なり、「三考黜陟幽明」幽は功の暗きなり、明は功の明なるなり、

然堯舜之時、其所黜者則聞之矣、蓋四凶是也、其所陟者、則皐陶稷契、皆終身一官而不徙、蓋其所謂陟者、特加之爵命祿賜而已耳、此任之之道也、

第五節なり、堯舜の官を轉ぜざるを言ふ、

講說　然れども堯舜の時に於て其黜けし所のものは之を聞けり、蓋し四凶即ち其人なり、其陟せし所のものは皐陶稷契等の人人皆終身一官にして徙らず、謂はゆる陟すとは特に爵位や俸祿や賜物を加ふるに過ぎず、此れ之を任ずるの道なり、

注解　「四凶」共工、驩兜、三苗、鯀、是れなり、

段落　以上を五小段となす、之に任ずるの道を言ふ、

夫敎之養之、取之任之之道如此、而當時人君又能與其大臣、悉其耳目心力、至誠惻怛、思念而行之、此其人臣之所以無疑而於天下國家之事、無所欲爲而不得也、

段落　以上を第三大段の六小段とす、本大段を結ぶ、

講說　夫れ之を敎へ之を養ひ之を取り之に任ずるの道は此の如し、而して當時の人君又能く其大臣と其耳目心力を盡し、至誠惻怛の心を以て善く善く思考

注解　「賢者云々」在職の日短ければ功あるべき人も成るまでに至らず、罪ある者も顯はるゝに至らず、在職の長きに隨て功罪判明、「考績」功績を取調ぶるなり、書經の舜典に云ふ、三載績を考へ三考幽明を黜陟すと、

夫如此、故智能才力之士、則得盡其智以赴功、而不患其事之不終、其功之不就也、偷惰苟且之人、雖欲取容於一時、而顧僇辱在其後、安敢不勉乎、若夫無能之人、固知辭避而去矣、居職任事之日久、不勝任之罪、不可以幸而免故也、彼且不敢冒而知辭避矣、尚何有比周讒諂爭進之人乎、（回）

第三節なり、前說の意を說明す、

講說　夫れ此の如し、故に智能才力の士は其智を盡して功に赴くを得て、其事の終らず其功の成らざることを患へず、之と共に怠慢して目先仕事をなす者も容を一時に取らんと欲するも、僇辱の其後に在ることを顧るときは、安んぞ敢て勉めざらんや、若し夫れ無能の人に至ては、辭任して去ることを知る、職に居り事に任ずるの日久しければ任に勝へざるの罪をば僥倖を以て免るべからざるが故なり、彼すらも敢て其職を冒さずして辭退することを知る、何とて黨を組み人を讒し升進を爭ふものあらんや、

取之既已詳、使之既已當、處之既已久、至其任之也又專焉、而不一一以法束縛之、而使之得行其意、堯舜之所以理百官而熙衆工者以此而已、書曰、三載考績、三考黜陟幽明、此之謂也、（四）

の大なる者を察して以て大官となし、彼をして己れと同類の人を取り、永き月日を以て之を試み、其能者を考へて以て上に報告せしめ、而して後予に爵命祿秩を以て之に與ふるばかりなるが、此れ之を取るの道なり、

注解　「萬官億醜」楚語に云ふ、百姓千品、萬官億醜と注に云ふ、五物の官屬萬を萬官と爲す、官に十醜あるを億醜と爲すと、

段落　以上第三大段の第四小段なり、之を取るの道を言ふ、

所謂任之之道者何也、人之才德、高下厚薄不同、其所任有宜有不宜、先王知其如此、故知農者以爲后稷、知工者以爲共工、其德厚而才高者、以爲之長、德薄而才下者、爲之佐屬、

第一節なり、任使の當れるを言ふ、

講說　謂はゆる之に任ずるの道とは何如なる事を謂ふや、人の才德は高下厚薄同じからざれば、其任ずる所に於ても宜きあり宜しからざるあり、先王は其此の如くなるを知りたるを以て、農を知る者は后稷となして農政を掌らしめ、工を知る者は之を共工として工務を掌らしめ、其德厚く才高き者が之が長となし、德薄くして才下なる者之が助役屬官となせり、

又以久於其職、則上狃習而知其事、下服馴而安其敎、賢者則其功可以至於成、不肖者則其罪可以至於著、故久其任而待之以考績之法、

第二節なり、

講說　又以て其職に久しければ上は習熟して其事を知り、下は行ひ慣れて其敎に安んじ、賢者の方は其功成就に至るべく不肖者の方は其罪明白に至るべし、故に其任を長くし以てあしらふに考績の法を以てす

第一節なり、

講說　謂はゆる之を取るの道とは何ぞや、先王の人を取るや必ず鄕黨に於て之を取り、庠序に於て之を取り、其仕方は衆人をして其謂はゆる賢者能者を推擧して之を上に報告せしめたる上、其果して當れるや否やを察し、誠に賢能と極まりし後其德の大小、才の高下に隨つて之を官途に使用することとなるが、謂はゆる之を察すると云ふことは專ら己の耳目の聰明を用ひて一人の口より出でたる私の稱譽を聽き入るゝにあらず、其德を十分に知らんと欲するときは問ふに德を以てし、其才を知らんと欲するときは問ふに言を以てし、其言行を得たる上は之に試むるに事務を以てす、謂はゆる之を察すると云ふことは之を試むるに事務を以てするが卽ち其意味なり、堯が舜を用ひたる仕方と雖も亦此の如し、況や其れより以下の人君に於てをや、

若夫九州之大、四海之遠、萬官億醜之賤、所須士大夫之才則衆矣、有天下者、又不可以一一自察之也、又不可以偏屬一人、而使之於一日二日之間考試其行能、而進退之也、蓋吾已能察其才行之大者、以爲大官矣、因使之取其類以持久試之而考其能者以告於上、而後以爵命祿秩予之而已、此取之之道也、

第二節なり、

講說　彼の九州の大なる四海の遠き萬官億醜の賤き其中に於て用ふる所の人才の如きは多數なり、されば天下を有つもの一一自ら之を察することは不可能なり、去り迚又之を一人のみに專屬し、之をして一日二日の間に於て其者の賢能を試驗して之を進退せしむるわけにもゆかぬなり、蓋し吾れ已に能く其才行

段落　第三大段の第三小段なり、之を養ふの道を言ふ、

所謂取之之道者何也、先王之取人也、必於郷黨、必於庠序、使衆人推其所謂賢能、書之以告於上、而察之、誠賢能也、然後隨其德之大小、才之高下、而官使之、所謂察之者、非專用耳目之聰明而聽私於一人之口也、欲審知其德、問以行、欲審知其才、問以言、得其言行、則試之以事、所謂察之者、試之以事是也、雖堯之用舜、亦不過如此而已、又況其下乎、

講說　夫れ之を約するに禮を以てし之を裁するに法を以てすること此の如し、然れども天下の者服從して違犯抵抗する者なき所以は、又其禁制の嚴にして政治の明察なることのみの能く致す所にあらず、蓋し亦吾が至誠懇惻の心を以て力行して之が先立をなし、凡そ天子の左右に侍し又は貴顯なる人に於ても亦上の欲するまゝに之に遵守實行し、一も從はざるものあるときは必ず第一に此等の者より法を加ふるが故なり、夫れ上たる者至誠を以て之を行ひ、而して貴顯の者上の惡む所を避くるを知る、斯くあるときは天下に於て上より罰せざるも罪惡を犯さずして止むもの多し、故に此れ之を養ふの道なりと曰ふなり、

注解　「抵冒」忤なり犯すなり、

文法　沈德潛云ふ、有一不帥者云々は、此れ亦申商韓非の術、○頼山陽云ふ、之を養ふ中又三目を分つ、而して本旨の重んずる所は、裁之以法の上に在り、讀者眼を着けて窺破し、筋を擢き脈を捉へ其雲霧中に墮ちざるんことを要す、○又曰く、此の至誠懇惻の心卽ち他日執拗囘らざるものなり、

以一天下之俗、而成吾治、

第四節なり、之を裁するに法を以てするを言ふ、

講說　如何なることを之を裁するに法を以てすと謂ふや、先王は天下の士に對して之に敎ふるに道德藝能を以てし、其敎に從はざる者あるときは遠方に逐ひ遣つて終身士分の仲間入を爲さゞらしむるの方を以て之をあしらふなり、又先王は天下の士を約束するに禮を以てし、禮に從はざる者あるときは流刑又は死罪を以て之をあしらふ、王制に曰く、服裝を變ずる者は其君之を流罪となすと、酒誥に曰く多數の人民集會して酒を飲む者あらば汝彼等を取逃すこと勿れ、盡く執へて周に送るべし、予之を死刑に處すべしと、夫れ寄合て酒を飲み又は服裝を變ずるなどは、誠に瑣小なる罪過なり、而して流刑と死刑とは大刑なり、今小なる罪過に加ふるに重大の刑を以てするは極端なる咄なるに、先王が忍んで疑はざりし次第は他なし、此の如くならざるときは天下の風俗を均一にして吾が泰平を成就する能はざるべしと考へたればなり、

注解　「王制」禮記の篇名、「酒誥」書經の篇名、

文法　茅鹿門云ふ、荊公の覇略、○沈德潛云ふ、先王云々は上の二條を蒙て說く、○儲同人云ふ、此處稍本相を露はす、

夫約之以禮、裁之以法、天下所以服從無抵冒者、又非獨其禁嚴而治察之所能致也、蓋亦以吾至誠懇惻之心、力行而爲之倡、凡在左右通貴之人、皆順上之欲而服行之、有一不帥者、法之加必自此始、夫上以至誠行之、而貴者知避上之所惡矣、則天下之不罰而止者衆矣、故曰、此養之之道也、

第五節なり、

所不至、先王知其如此、故爲之制度、婚喪祭養燕享之事、服食器用之物、皆以命數爲之節、而齊之以律度量衡之法、其命可以爲之、而財不足以具、則弗具也、其財可以具、而命不得爲之者、不使有銖兩分寸之加焉、(四)

第三節なり、之を約するに禮を以てするを言ふ、

講説　如何なる事をば之を約するに禮を以てすと謂ふや、凡そ人情、貨財に足つて禮の之を制限するなきときは放僻と規道に外れ邪侈と罪惡を犯して至らざる所なし、先王は其此の如くなるを知るが故に、之に付て制度を作り、婚儀や葬式や祭典養老燕享の事、衣服飲食器具等の物、何れも其人の等級を以て之が制限を立て、之を均うするに律度量衡の法を以てし、其等級の資格に於て爲すべきことも財足らざるときは具ふるに及ばず、又其財力は具ふるに足るとも、資格に於て之を爲すを得ざるものには僅かと雖も加へしめず、

注解　「命」爵命なり九等あり、「銖兩」重量の名目、

何謂裁之以法、先王於天下之士、教之以道藝矣、不帥教則待之以屏棄遠方終身不齒之法、約之以禮矣、不循禮則待之以流殺之法、王制曰、變衣服者其君流、酒誥曰、厥或誥曰、群飮、汝勿佚、盡執拘以歸於周、予其殺、夫群飮、變衣服、小罪也、流殺大刑也、加小罪以大刑、先王所以忍而不疑者、以爲不如是、不足

山陽云ふ、自來、天下の事を言ふもの槩ね皆先づ當今の弊を言て之を救ふの術を說き先王の法を引て以て之を實にするは是れ常套なり、荊公却て先づ商周を引て當今の人材の陶冶して成るべきを證し、次には卽ち三代成材の法を擧げて四目を立て、然る後當今の然らざるを說く、四正四反、讀むものをして對照領解せしむ、木の根あるが如く水の源あるが如し、人は其雅正を見る、吾れは其新變を知るなり、

何謂饒之以財、人之情、不足於財則貪鄙苟得、無所不至、先王知其如此、故其制祿自庶人之在官者、其祿已足以代其耕矣、由此等而上之、每有加焉、使其足以養廉恥、而離於貪鄙之行、猶以爲未也、又推其祿以及其子孫、謂之世祿、使其生也、既於父子兄弟妻子之養、婚姻朋友之接、皆無憾矣、其死也、又於子孫無不足之憂焉、

第二節なり、之を饒すに財を以つてするを言ふ、

講說　如何なる事をば之を饒すに財を以てすると謂ふや、凡そ人の情は財に足らざるときは貪慾鄙陋にして無意味に利を得んとして至らざる所なし、先王其此の如くなるを知るを以て、其祿を定むるに方り、庶人の官に在るものを首として、其祿は已に畊作の所得に代る程なり、此れ由り次第に上に行けば、行くほど增加あり、彼をして廉恥を養ひ貪鄙の行を離れしむ、其れにても猶ほ十分ならずとて、又其祿を推して其子孫に及ぼせり、之を世祿と曰ふ、斯くて生ける中は既に父子兄弟妻子の生活より姻戚や朋友の交際に至るまで不如意の憾なからしめ、其死せし後に於ても子孫をして不足の憂なからしむ、

何謂約之以禮、人情足於財而無禮以節之、則又放僻邪侈、無

一本より幹を生じ、幹、枝を生ず、枝は幹に由り、幹は一本に由る、議論愈、傾多格局愈、整齊、讀むもの此法を識り得ば方に長文大篇を作すべし、

所謂教之之道何也、古者天子諸侯自國至於鄕黨、皆有學、博置教導之官、而嚴其選、朝廷禮樂刑政之事、皆在於學、士所親而習者、皆先王之法言德行治天下之意、其材亦可以爲天下國家之用、苟不可以爲天下國家之用、則不教也、苟可以爲天下國家之用者、則無不在於學、此教之之道也、

段落　第三大段の第二小段なり、

講說　謂はゆる之を教ふるの道とは如何なる事なるや、古は天子と云ひ諸侯と云ひ、國都より鄕黨に至るまで何れの處にも學校あり、博く鄕導の官を置いて其選擇を嚴にしたり、朝廷の禮樂刑政の事皆學校に在り、士の觀て親む所のものは皆先王の法言德行天下を治むるの意にして、其材も亦天下國家を治むる役に立つべし、苟も天下國家を治むる役に立たざるものは敎へざりしなり、苟も天下國家の役に立つべきものは學校に在らざるなし、以上は之を教ふるの道なり、

所謂養之之道何也、饒之以財、約之以禮、裁之以法也、

第一節なり、本小段の綱を揭ぐ、

講說　謂はゆる之を養ふの道とは如何なる事なりや之を豐にするに財を以てし、之を約するに禮を以てし、之を裁するに法を以てするなり、

注解　「約之以禮」禮を以て分限を越え奢侈に至らざらしむるを言ふ、「裁之以法」禮に違ふものに制裁を加ふるなり、

文法　沈德潛云ふ、目中の綱、又三段を分出す、〇賴

りしことあり、宣王の起るに及び、共に天下の政事を經營せし所のものは仲山甫のみ、故に詩人之を嘆じて曰く、德の輕きことは毛の如きものなれば、擧げんとすれば擧げらるゝに、天下の人は之を擧げず、仲山甫こそ之を擧げたり、吾れ此人を愛すれども如何にせん彼を助くる人なしと、蓋し人才の少くして仲山甫の助なきを閔みたる詩なり、然るに宣王は能く仲山甫を用ひ、仲山甫の如き賢人に對する例を推して天下の士を新美にして後、人才復た衆くなれり、是に於て内は政事を修め、外は不庭を討ち、而して復び文王武王の版圖を有せり、故に詩人之を稱美すらく、姑く此に芑を采る、彼の新田に於てし此の菑畝に於てすと、此意味は宣王が能く天下の士を新美になし、之をして用ふべき才能あらしめたることは、宛も農夫が其田を新美にして采るべきの芑あらしむるが如しと云ふに在り、此れに由て之を觀るときは人の才は未だ嘗て人生の陶冶に因て成らざるものあらざるなり、

注解　「詩人嘆之曰」大雅烝民篇に出づ、「輶」輕なり、「詩人美之曰」小雅采芑篇に出づ、「芑」若菜なり、軍行に之を采る人馬皆食ふべし、「菑畝」田一歲を菑と曰ひ、二歲を新田と曰ひ、三歲を畬と曰ふ、

文法　茅鹿門云ふ、荊公自家の案を伏す、○沈德潛云ふ、已上法度を擧行せんと欲せば人才を陶冶せざるべからざるを言ふ、

段落　以上を第二大段の第三小段となす、商周の美を引て天下を治むるは人才に由るを言ふ、

所謂陶冶而成之者何也、亦教之養之取之任之有其道而已、

段落　第三大段の第一小段なり、陶冶の四方法を擧ぐ、

講說　謂はゆる陶冶して之を成すもの何如なる仕方なるや、亦之を敎へ之を養ひ之を取り之に任ずるに就て其道あるのみ、

文法　沈德潛云ふ、提綱、○又云ふ、先づ提綱を用ひ、以下分應條ありて紊れず、方に是れ大家の文字、○儲同人云ふ、人才を陶冶するより敎養取任の四件を分別し出す、敎只だ一義、養中三義、取中二義、任中四義、

攸宜、又曰、周王于邁、六師及之、言文王所用、文武各得其才、而無廢事也、

講説　第二節なり、文王士を用ふるの效を言ふ、文王は能く此の如くなりし故に、征すれば服し、守れば治まれり、詩經に曰く、璋の玉を捧げ持つこと峨々と立派なるが、髦士とて俊才の者に相應せりと、又曰く周王出行し給へば、六師之に從ふと、文王の用ひし所は文武とも其才を得て役に立たざる事なきを言ひたるなり、

注解　「詩曰」大雅棫樸の篇、「髦士」詩經の疏に云ふ、毛中の長毫を髦と曰ふ、士の俊選なるものなりと、「又曰」同上、「于邁」こゝにゆくと訓す、

及至夷厲之亂、天下之才、又嘗少矣、至宣王之起、所與圖天下之事者、仲山甫而已、故詩人歎之曰、德輶如毛、維仲山甫擧之、愛莫助之、蓋閔人士之少而山甫之無助也、宣王能用仲山甫、推其類以新美天下之士、而後人才復衆、於是內修政事、外討不庭、而復有文武之境土、故詩人美之曰、薄言采芑、于彼新田、于此菑畝、言宣王能新美天下之士、使之有可用之才、如農夫新美其田、而使之有可采之芑也、由此觀之、人之才、未嘗不自人主陶冶而成之者也、

講説　第三節なり、宣王士を用ふる功を言ふ、夷王幽王の亂に至るに及び、天下の才、又少か

を粛し讀む者をして眼を着けしむるのみ、此法荀卿より來る、

段落　以上第二大段の第二小段となす、法の行はれざるは人才なきに由る所以を論ず、

商之時天下嘗大亂矣、在位貪毒禍敗、皆非其人、及文王起、而天下之才嘗少矣、當是時、文王能陶治天下之士、而使之皆有士君子之才、然後隨其才之所有、而官使之、詩曰、豈弟君子、遐不作人、此之謂也、及其成也、微賤兎罝之人猶莫不好德、兎罝之詩是也、又況於在位之人乎、

第一節なり、

講說　商の時天下は大に亂れぬ、在位のものは貪虐腐敗にして皆位に在るべき人物にあらず、文王の起るに及び、天下の人才は少かりき、此の時に當り、文王は能く天下の士を陶冶して之をして何れも士君子の才あらしめ、然る後に各彼の才のある所に隨て之を官吏に用ひたり、詩經に曰く盛德の君子は何ぞ人を育成せざらんと、是れ此事を指せるなり、其成就するに及んでは微賤なる兎罝の人とて兎の網を張り獵師を渡世にするものと雖も、猶ほ德を好まざるはなし、兎罝の詩は右の事を咏じたるものなり、又況や在位の人をや、

注解　「詩曰」大雅旱麓の篇、「遐」何ぞと訓ず、「兎罝之詩」詩經周南に在り、

文法　儲同人云ふ、已上層々出落、一起二伏を提繳し自難自解、以て通篇を統冒す、最も局を得、最も勢を得、自ら之れ大家の妙境、此處將に實際に入らんとし又商周二證を援て以て之を引く、

夫文王惟能如此、故以征則服、以守則治、詩曰、奉璋峨峨、髦士

講説　夫れ人才足らざるときは、陛下天下の事を改革して先王の精神に一致せんことを欲し給ふとも、大臣能く陛下の思召に叶ひ此事を取料はんと欲するとも、九州の大なる四海の遠き、孰か能く陛下の御旨意に従ひ一にも一にも此れを推行して人々其恩恵を蒙るものぞ、臣故に其勢必ず能はずと曰ふなり、

孟子曰徒法不能以自行、非此之謂乎、然則方今之急、在於人才而已、誠能使天下之才衆多、然後在位之才、可以擇其人而取足焉、在位者得其才矣、然後稍視時勢之可否、而因人情之患苦、變更天下之弊法、以趨先王之意、甚易也、今之天下、亦先王之時、人才嘗衆矣、何至於今、而獨不足乎、故曰陶冶而成之者、非其道故也、

第五節なり、人才を得るの效を言ふ、

講説　孟子曰く運用の人物を缺ける法文のみにては自ら行はるゝ能はずと、此の事を意味するにあらずや、然らば則ち方今の急務は人才に在るのみ、誠に能く天下の才をして衆多ならしめ、斯くて後、在位の才は其人を擇んで需用を充たすべし、在位の者已に其才を得るとせんに、然る後時勢の可否を視て、人情の患苦に因り、天下の弊法を變更して先王の意に合はすことは甚だ易し、今の天下は先王の天下、先王の時人才は衆かりしに、何とて今に至て獨り足らざる筈あるべき、故に曰く陶冶して之を成すもの其道に非ざるなりと、

文法　頼山陽云ふ、孟子を引て法の字を喚出し人才と聯合す、極めて好し、○又云ふ再び法の字を洗發し陶冶を以て之を結ぶ、以下宜しく陶冶の目に入るべし、却て商周を引て虚引となす、其實此の處の陶冶、一結必ず下さずして可なるもの、特に再提以て文氣

切能使民以修其職事者甚少、而不才苟簡貪鄙之人、至不可勝數、其能講先王之意、以合當時之變者、蓋闔郡之間、往往而絕也、朝廷每一令下、其意雖善、在位者猶不能推行、使膏澤加於民、而吏輒緣之爲奸、以擾百姓、臣故曰、在位之人才不足、而草野閭巷之間、亦未見其多也、

第三節なり、人才の足らざるを證す、

講說　臣が方今在位者卽ち官吏の人才足らずと謂ふものは、臣が使事の關係する所に因て知らるゝ也、今江西一路數千里の間能く朝廷の法令を推行し、其緩急する所を知て、一切民をして其義務を修めしむるもの甚だ少し、而して不才間に合せ、貪婪卑陋の人は數へ切れぬ程にて、其能く先王の意を研究して今日の變に應ずるものに至ては、一郡全體の中往々皆無なり、朝廷の一令下る每に、其主意は善きものと雖も在位者は猶ほ之を推行し、上の恩澤をして人民に被らしむる能はず、小役人等反て之に因て惡事をなして百姓を擾す、臣故に曰く在位の人才足らずして草野閭巷の間に於ても亦未だ其多きを見ざるなりと、

注解　「闔郡」闔は總合なり、

夫人才不足、則陛下雖欲改易更革天下之事、以合先王之意、大臣雖有能當陛下之意、而欲領此者、九州之大、四海之遠、孰能稱陛下之指、以一二推行此、而人人蒙其施者乎、臣故曰、其勢必未能也、

第四節なり、人才なきの不利を言ふ、

を測り見れば、陛下天下の事を改革して先王の精神に合せんことを欲するとも其勢必ず不可能なり、陛下は恭儉の德あり聰明叡智の才あり、仁民愛物の思召あり、されば誠に御思慮を加へ給はば何を爲し給うて成らざることあらん、何を欲し給うて得ざることあらん、然り而して臣が陛下に於て天下の事を改革して先王の意に合せんと欲し給ふとも其勢必ず能はざるべしと謂ふものは何ぞや、方今天下の人才足らざるが故なるなり、

文法　沈德潛云ふ、法度立たざるは人才足らざるに由る、○又云ふ法度より人才を引出し、以下專ら人才に就て言ふ、○賴山陽云ふ篇首より數折して來り、始めて人才に入る、

臣嘗試竊觀天下在位之人、未有乏於此時者也、夫人才乏於上、則有沈廢伏匿在下、而不爲當時所知者矣、臣又求之於閭巷草野之間、而亦未見其多焉、豈非陶治而成之者、非其道而然乎、

第二節なり、人才足らざるの原因を言ふ、

講說　臣嘗て試に慮外ながら天下に於ける在位の人物を觀察せし處、今日の如く缺乏せし時は未だ之れあらず、夫れ人才上に乏しければ沈淪し潛伏して民間に在て社會より知られざるものあるべし、臣又之を町家田舍の間に求めたれども、此方に於ける人材も亦未だ其多きを見ず、何と人才を陶冶して之を成すもの其道に非ざるが爲にてはなきか、

文法　沈德潛云ふ、人才足らざるは陶冶道に非ざるに由る、○又云ふ人才より陶冶之を成すに入り、陶冶之を成すは通篇を籠罩す、

臣以謂方今在位之人才不足者、以臣使事之所及、則可知矣、今以一路數千里之間、能推行朝廷之法令、知其所緩急、而一

同也、臣故曰、當法其意而已、法其意則吾所改易更革、不至乎傾駭天下之耳目、囂天下之口、而固已合乎先王之政矣、

第四節なり、其意に法るの利便なるを言ふ、

講說　夫れ二帝三王は相去ること蓋し千有餘年、其間或は治まり或は亂れ、或は亂れ或は治まる、盛なりし時も衰へたる時も具つてあらざるはなし、其遭遇せし所の變化と云ひ、形勢と云ひ、亦各同じからず、其施設の方も亦皆殊なれり、而も其天下國家を治むるの意は、本末先後未だ嘗て同じからざることあらず、臣は故に其精神に法るばかりなりと曰ふ、其精神に法るときは、改革變更する所あるも天下の耳目を騷がせ、天下の議論を沸騰せしむるに至らずして、已に早や先王の政に合す、

段落　以上を第二大段の第一小段となす、天下の治まらざるは法度なきに由るを論ず、

文法　沈德潛云ふ、已上法度知らざるべからずして、法度を知る所以のものは先王の意に法るに在るを言ふ、

雖然以方今之勢揆之、陛下雖欲改易更革天下之事、合於先王之意、其勢必不能也、陛下有恭儉之德、有聰明睿智之才、有仁民愛物之意、誠加之意、則何爲而不成、何欲而不得、然而臣顧以謂陛下雖欲改易更革天下之事、合於先王之意、其勢必不能者、何也、以方今天下之人才不足故也、

第一節なり、人才の足らざるを言ふ、

講說　道理は右の如くなるも、方今の形勢上より之

ざる所なし、然るに臣が法度なしと云ふは何故ぞや、方今の法度は唯だ存在すと云ふのみにして先王の政に合はざればなり、

文法　頼山陽云ふ、法度先王の政に合せず、是れ公の本意、却て收めて人才不足の項中に收め去る、

孟子曰、有仁心仁聞、而澤不加於百姓者、爲政不法於先王之道故也、以孟子之說、觀方今之失、正在於此而已、夫以今之世、去先王之世遠、所遭之變、所遇之勢不一、而欲一一修先王之政、雖甚愚者、猶知其難也、然臣以謂今之失、患在不法先王之政者、以謂當法其意而已、

第三節なり、

講說　孟子曰く仁心と仁の評判とありながら、恩澤が百姓の上に及ばざるは政を爲すに先王の仕方に倣はざるが故なりと、孟子の說に因て方今の缺點を觀るに實際全く此に在り、夫れ今日の世は先王の世を去ること遠く、遭ふ所の變と遇ふ所の勢と同一ならざるに拘はらず、一一先王の政を修めんとせば甚だ愚なるものと雖も猶ほ其事の困難なるを知る、然れども臣が今の失は先王の政に法らざるを患となすと謂へるものは其精神に法るべしと云ふに過ぎず、

注解　「孟子曰」離婁上篇の語、引く所少しく差へり、

文法　頼山陽云ふ、是れ荊公の病根、死に至り除き得ざるもの、

夫二帝三王、相去蓋千有餘載、一治一亂、其盛衰之時具矣、其所遭之變、所遇之勢、亦各不同、其施設之方亦皆殊、而其爲天下國家之意、本末先後、未嘗不

於此、顧内則不能無以社稷爲憂、外則不能無懼於夷狄、天下之財力、日以困窮、而風俗日以衰壞、四方有志之士、諰諰然常恐天下之久不安、此其故何也、患在不知法度故也、

第一節なり、仁君の世にして危險の憂あるは法度を立つることを知らざるに由るを言ふ、

講説　臣竊かに觀る所、陛下は恭儉の德あらせられ、又聰明叡智の才あらせられ、夙に興き夜深に寐ね、一日たりとも懈り給ふことなく、音樂女色狗馬其他物見游山竝に玩弄物等の嗜好に就て毛筋程の御迷なく、而して民を憐み物を愛し給ふ思召は天下の心に漬み込み、其上又天下の人が宰相たらんことを願へる人物を公選あつて之に政治を任し給ひ、讒邪傾好の臣に御心を惑はせられず二帝三王の心を用ふる仕方と雖も此の如くなるに過ぎず、其結果家ごとに給し人ごとに足り、天下大に治まるべき筈なるに、其效驗此に至らず、之に反して内は國家の情態に就て心配なきわけにゆかず、外は夷狄に對して懼るゝことなき能はず、天下の財力は日々に困窮となり、天下は日々に衰壞し、四方有志の士は諰々然として常に天下の久しく不安ならんかと危む有樣なり、右は其原因如何ぞや、蓋し此其害は法度を知らざるに在るが故なり、

注解　「纖芥」極微を謂ふ、「孚」信なり、「二帝三王」堯舜禹湯文、「諰々然」懼るゝ貌、荀子議兵篇に云ふ諰々然として常に天下の一に合して已に軋るを恐るゝなり、

文法　賴山陽云ふ、眼光已に財力上に注す矣、

今朝廷法嚴令具、無所不有、而臣以謂無法度者何哉、方今之法度多不合乎先王之政故也、

第二節なり、

講説　今朝廷に於ては法律嚴にして命令具はり有ら

大段となす、人才を用ひざるの悪結果を論ず、「夫慮之以謀」より「然則唐太宗之事亦足以觀矣」に至るまでを第六大段となす、斷じて此の意見を採用すべきことを陳ぶ「臣幸以職事歸報陛下」より篇尾に至るまでを第七大段となす、陳する所の意見は職務以外の事に非ざるを言ふ、

臣愚不肖、蒙恩備使一路、今又蒙恩召還闕廷、有所任屬、而當以使事歸報陛下、不自知其所以稱職、而敢緣使事之所及、冒言天下之事、伏惟陛下詳思而擇其中、幸甚、

段落　第一大段なり、

講説　臣の愚にして不肖なる身を以て朝恩を蒙り一路の使の數に列なりし處、今度又恩を蒙て朝廷に召還され、任命を受くる所あり、此際路使としての事務を復奏すべき筈なるが、臣自ら臣が如何に職に稱ひしかを知り申さゞれども、敢て使事の關係に因り、恐れながら天下の事を言上に及ぶ、惟だ陛下仔細叡慮あつて其適宜の處は御擇あらば幸甚し、

注解　「備使一路」安石は常州より提點江西刑獄に從ふ、一路とは江省を指す、「有所任屬」館職三司度支判官に除せられたるを謂ふ、事は嘉祐中に在り、

臣竊觀陛下有恭儉之德、有聰明睿智之才、夙興夜寐、無一日之懈、聲色狗馬、觀游玩好之事、無纖芥之蔽、而仁民愛物之意、孚於天下、而又公選天下之所願以爲輔相者、屬之以事、而不貳於讒邪傾巧之臣、此雖二帝三王之用心、不過如此而已、宜家給人足、天下大治、而效不至

りと、安石晩年日錄を著し之を指斥す、

安石の文は峭拔簡勁を以て勝り、其老蘇と異なる所は拗折に在り、拗折の尤も見易きものは讀孟嘗君傳と原過に若くはなく、禮論の結末も亦然り、彼れ本と法字なるが故に規矩甚だ正しく、上仁宗皇帝言事書の如き八家中有數の大文字なるが、法度上より之を論ずれば東坡の萬言書に勝るものゝ如し、而して文品の尤も高きものは芝閣記是れなり、

王安石は少き時より意氣を以て自ら許しゝが故に、詩語も惟だ其向ふ所のみにして更に涵養を爲さざりしが、後宋次道に從ひ盡く唐人の詩集を借り博覽約取する所あり、晩年始めて深婉迫まらざるの趣を悟れり、然れども議論の過多なるが爲め、遂に上乘を得る能はず、獨り其絶句往々にして風流三昧を得、彼が人格の深刻と相反するは頗る奇なり、

上仁宗皇帝言事書

解題　此篇は政治上の意見書にして世に萬言書と呼ぶ、其長篇にして字數殆ど一萬に及ぶを以てなり、規模の大なる韓退之の原道、柳子厚の封建論、蘇老泉の審敵、蘇東坡の上神宗皇帝書と共に八大家中の有數文字なり、但し文法の嚴密なる點に於ては東坡の萬言書に勝るものあり、

動機　己の主張に係る變法に適する所の人材を得んと欲するに在り、

主意　先王の法を行はんと欲せば宜しく人才を養成すべしと云ふに在り、

段落　凡そ七大段となす、篇首より「惟陛下詳思而擇其中幸甚」に至るまでを第一大段となす、上書をなすに就ての前置なり、「臣竊觀陛下有恭儉之德」より「未嘗不自人主陶冶而成之者也」に至るまでを第二大段となす、人才の缺乏を論ず、「所謂陶冶而成之者」より「此其人臣之所以無疑而於天下國家之事無所欲爲而不得也」に至るまでを第三大段となす、人才を陶冶する所以の道を言ふ、「方今州縣雖有學」より「此之謂也」に至るまでを第四大段となす、今日陶冶の道を失ふことを論す、「夫在位之人才不足矣」より「何欲而不成哉」に至るまでを第五

曰く、安石天下を亂ると、帝も亦之を疑ふ、遂に罷めて觀文殿大學士知江陵府となす、呂惠卿服闋る、安石朝夕之を汲引す、是に至り白して參知政事となす、又乞うて韓絳を召して己に代らしむ、二人其成謨を守り少失せず、時論絳を傳法沙門となし、惠卿を護法善神となす、而して惠卿實に自ら政を得んと欲し、安石の復た來るを忌み、鄭俠の獄に因て其弟を陷れ、又李士寧の獄を起し以て安石を傾く、絳其意を覺り、密に帝に白して之を召さんことを請ふ、八年二月復た相に拜す、安石命を奉じ卽ち道を倍し來り、尙書左僕射を加へられ門下侍郎を兼ぬ、子雱を龍圖閣直學士となす、辭す、惠卿帝に勸めて其請を允す、是に由て釁隙愈〻著る、

會〻彗星出づ、詔して直言を求め、政事の民に協はざるものを詢ふ、安石對ふるに帝道悠遠信ずべからざるを以てす、帝亦民の新法に苦むを詰る、對ふるに祁寒暑雨民猶ほ怨咨するを以てす、帝曰く怨咨を並せて亦なきに若かんやと、安石悅ばず、退いて病を謝す帝慰勉して之を起す、呂惠卿又其私書中に上をして知らしむる勿れの語ありしことを暴露す、蓋し其子雱の爲りし所なり、安石之を咎む、雱憤恚疽を發して死す、安石悲傷去らんことを求め、罷められて江寧府に判たり、明年集禧觀使に改まり、舒國公に封ぜらる尋いで左僕射、觀文殿大學士に拜し荊公に封ぜらる、哲宗立ち司空を加ふ、元祐元年卒す年六十八、大傅を贈らる、子雱敏甚し書數萬言を著す、官天章閣待制に至る、安石の新法は雱實に之を導くと云ふ、

介甫初め詩書周禮を訓釋し之を頒ち號して新義と曰ふ、先儒傳註一切廢して用ひず、春秋は學官に列せず目して斷爛朝報となすに至る、晩に好んで字說を作る、其一に云ふ、松柏群牧の長、故に松は公に從ふ、猶ほ公の如きなり、柏は白に從ふ、猶ほ伯の如きなりと槪ね是の類、諛を獻ずるの輩、競うて注解を作り之を六經に比するに至る、

仁宗嘗て宴を開き花を賞し魚を釣る、安石知制誥を以て末坐に預かる、此宴內侍各金器を以て釣餌藥を盛る上に置く、安石誤つて之を食ひ、已にして悟りしも終に之を盡せり、帝其非を遂ぐるを以て之を惡む、明日宰相に謂つて曰く、王安石詐人なり、誤つて釣餌を食はば一粒にして止まんのみ、之を盡すは不情な

し之を縱さば則ち安に省臺を經、鼓を鳴らし駕を邀へ衆を恃んで僥倖せん、則ち政を爲す所以に非ずと、其强辨理に背く率ね此れに類す、帝、韓維を以て中丞となす、安石曩の言を憾み、指して善く流俗に附し以て上の建立する所を非とすとなす、維、辭して止む、歐陽修致仕を乞ふ、馮京之を留めんを請ふや、安石曰く、修、韓琦に附し、琦を以て社稷の臣となす、此の如き人、一郡に在れば一郡を壞り朝廷に在れば則ち朝廷を壞る、之を留めて安んか用ひんと、乃ち之を聽す、富弼青苗を格するを以て使相を解かる、安石謂ふ以て姦を阻するに足らずと、之を共鯀に比するに至る、靈臺郎尤瑛言ふ天久しく陰り星度を失ふ、宜しく安石を退くべしと、卽ち黥して英州に隷す、文彥博言ふ、市易下と利を爭ふ、華岳山崩を致すと、安石曰く華岳の變は殆ど天意、小人の爲に發す、市易の起る自ら細民久困の爲にして以て兼竝を抑するのみ、官に於て何の利かあらんと、其奏を遏めて通せず、彥博を出だして魏を守らしむ、呂公著、韓維は安石の藉て以て聲譽を立つる所のものなり、歐陽修文彥博は己を薦めたるものなり、富弼韓琦は用ひて侍從となせしものなり、司馬光、范鎭は交友の善きものなり、然れども皆排斥して餘力を遺さず、

七年春、天下久旱、饑民流離す、帝、憂色に形はれ、朝に對して嗟嘆し、盡く法度の善からざる者を罷めんと欲す、安石曰く、水旱は常數、堯湯の免れざる所、此れ聖慮を招くに足らず、但だ當に人事を修めて以て之に應ずべしと、帝曰く、此れ豈に細事ならんや、朕の恐懼する所以のものは正に人事の未だ修まらざるが爲のみ、今免行錢を取る太だ重し、人情咨怨、不遜の語を出だすに至る、近臣より以て后族に至るまで其害を言はざるなし、兩宮泣下り、京師亂起るを憂へ、以爲らく天旱更に人心を失はんと、安石曰く、近臣誰たるを知らず、兩宮言ふあるが如きは乃ち向經曹佾（イツ）の爲す所のみと、馮京曰く臣も亦之を聞くと、安石曰く、士大夫不逞なるもの京を以て歸となす、故に京獨り其言を聞く、臣未だ之を聞かざるなりと、

監安上門鄭俠上疏し、流民老を扶け幼を携へ困苦の狀を畫いて圖を爲り、以て獻じて曰く、旱は安石の致す所に由る、安石を去らば天必ず雨ふらんと、俠又坐して嶺南に竄せらる、慈聖 宣仁二大后流涕 帝に謂て

に、韓琦の諫疏至りしかば、帝感悟之に從はんと欲し安石之が爲に去らんことを求む、司馬光の答詔に士夫沸騰黎民騒動の語あり、安石怒り抗章自ら辨ず、帝爲に巽辭之を謝し、呂惠卿をして旨を諭さしむ、韓絳又帝に勸めて之を留む、安石入て謝し因て上の爲に中外大臣從官臺諫朝士朋比の情を言ふ、且つ曰く陛下先王の正道を以て天下の流俗に勝たんことを求む故に天下流俗と輕重を相爲す、流俗權重ければ則ち天下の人流俗に歸す、陛下權重ければ則ち天下の人陛下に歸す、權は物と輕重をなす、千鈞の物と雖も加損する所銖兩に過ぎずして移る、今姦人先王の正道を敗り以て陛下の爲す所を沮せんと欲す、是に於て陛下流俗の權と適ま輕重を爭ふの時、銖兩の力を加へば則ち力を用ふる至微にして天下の權已に流俗に歸す矣、此れ紛々たる所以なり、上以て然りとなす、安石乃ち事を視る、琦の說行はるゝを得ず、安石光と素と厚し、光朋友善を責むるの義を引き三たび書を貽り反覆之を勸む、安石樂まず、帝光を用ひて樞密に副たらしめたるに、未だ拜するに及びずして安石出でたるを以て中止となる、呂公著爲に引く所と雖も亦新法を罷めんを請ふを以て、出だされて潁州の刺史となる、其他朝を去る者相繼ぐ、惠卿喪に遭うて去る、安石未だ託する所を知らず、曾布を得て之を信任する惠卿に次ぐ、三年十二月同中書門下平章事に拜す、

明年河北烈風の異あり、民大に恐る、帝中書令に批付し、事を省き安靜以て天變に應ぜしめ、兩路の募夫を放遣し、有司郡守以て上聞せざる者を責む、安石執て下さず、開封の民保甲を避け指を截り腕を斷ずる者あり、知府韓維之を言ふ、帝安石に問ふ、安石曰く、此れ固り知るべからず、縱令之れあるも亦怪むに足らず、今士大夫新政を睹て尙ほ或は紛然驚異す、況や二十萬戶の百姓に於てをや、固り惷愚にして人に誘惑せらるゝものあり、豈に此れが爲め遂に敢て一も爲す所あらざるべけんやと、帝曰く、民言合して之を聽けば則ち勝つ、亦畏れざるべからざるなりと、東明の民或は宰相の馬を遮つて助役錢を訴ふ、安石、帝に白して曰く、知縣賈蕃は乃ち范仲淹の壻なり、好んで流俗に附し民を是の如きに致すと、又曰く、民を治むる當に其情僞利病を知るべし、姑息を示すべからず、若

て其讒慝を肆にするを得しめば、皐夔稷契と雖も亦安んぞ肯て苟も其祿を食ひ以て身を終へんやと、二年二月參知政事に拜す、上謂て曰く、人皆卿を知る能はず、以爲らく卿但だ經術を知り世務を曉らずと、安石對へて曰く、經術は正に世務を經する所以、但だ後世謂はゆる儒者大抵皆庸人、故に世俗皆以て經術世務に施すべからずとなすのみと、上問ふ、然らば則ち卿施設する所、何を以て先となすやと、安石曰く、風俗を變じ法度を立つるは方に今日の急なる所なりと、上以て然りとなす、是に於て三司條例を制置し、其黨呂惠卿をして其事に預らしむ、而して農田水利青苗均輸保甲免役市易保馬方田諸役相繼で竝び興り號して新法となし、提擧官四十餘輩をして天下に頒行せしむ、

青苗法者常平の糴本を以て青苗錢となし、散じて人戶に與へ、息二分を出ださしめ、春散じ秋斂む、均輸は發運の職を以て改めて均輸となし、假すに錢貨を以てし、凡そ上供の物は皆貴を徙し賤に就き近を用ひ遠に易ふるを許し、預め在京倉庫の當に辨ずべき所の者を知り、首として便宜を以て蓄買するとを得、保甲の法は鄕村の民を籍し、二丁に一を取り、十家を保となし、保丁は皆授くるに弓弩を以てし之に戰陣を敎ふ、免役の法は家貲の高下に據り各錢を出だし人を雇ひて役に充てしめ、下は單丁（一人暮し）女戶（女戶主）に至る、本來役なきもの亦一槩に錢を輸し之を助役錢と謂ふ、市易の法は人に縣官の財貨を賖(シヤ)貸(タイ)するを以てし、田宅或は金帛を以て抵當となし、息十分の二を出ださしめ、期を過ぎて輸さゞるときは罰錢百分の二を加ふ、保馬の法は凡そ五路の義保馬を養はんことを願ふもの、戶ごとに一匹、監牧の見馬を以て之を給し、或は官、其直を與へ、自ら市(カ)はしめ、歲に一たび其肥瘠を閱し、死病の者は補償せしむ、方田の方は東西南北各千歩を以て四十一頃と定め六十六畝一百六十歩を一方となし、歲ごとに九月を以て、令佐地を分つて計量し地土の肥瘠を驗し其色號を定め分つて五等となし、地の等均を以て稅數を定む、又免行錢を設け茶鹽の額を增し措置河北糴便司を設く、是に由て賦斂愈よ重くして天下騷然たり、

御史中丞呂誨、安石の過失十事を論ず、帝爲に誨を地方に出だす、安石呂公著を薦めて之に代はらしめし

其就かざるを恐る、明年修と同じく起居注となさんとせしも辭して受けず、累日門を閉ざす、吏隨つて之を拜すれば則ち厠に避く、吏、勅を案に置いて去る、又追つて之を還す、上章は九に至り遂に知制誥を受け、在京の刑獄を糾察す、是れより復た官を辭せず、母の喪に遇ひ朝を去り英宗の世を終るまで召さるれども赴かず、

安石本と楚の士にして未だ名を朝廷に知られず、韓呂二族の大家たるを以て、借りて重きを取らんと欲す、故に深く韓絳、絳の弟維、及び呂公著と友たり、三人交も安石を譽む、名始めて盛なり、神宗藩邸に在りし時、維、記室たり、講說每に稱せらる、維曰く、此れ維の說にあらず、維の友王安石の說なりと、太子庶子となるに及び又薦めて己に代らしめしかば帝是に由て其人を想見し、甫めて位に卽くや命じて江寧府に知たらしめ、數月召して翰林學士兼侍講となす、熙寧四年四月始めて朝に至り入對す、帝、治をなすに何をか先にせんを問ふ、對へて曰く術を擇ぶを先となすと、帝曰く唐の太宗何如ん、曰く陛下當に堯舜に法るべし、何ぞ太宗を以て爲さんや、堯舜の道至簡にして煩はしからず、至要にして迂ならず、至易にして難からず、但だ末世の學者通知する能はず、以て高くして及ぶべからざるとなすのみと、帝曰く卿、難を君に責むると謂ふべし、朕自ら惟ふ、眇躬恐らくは以て卿の此意に副ふなし、意を悉し朕を輔くべし、庶くは同じく此道を濟(ナ)さんと、一日講席群臣退く、帝安石を留めて坐せしめて曰く、卿と從容論議せんと欲するものありと、因て言ふ、唐の太宗必ず魏徵を得、劉備必ず諸葛亮を得、然る後以て爲すあるべし、二子誠に不世出の人なりと、安石曰く陛下誠に能く堯舜たらば則ち必ず皐夔(カウキ)稷契(ショクセツ)あり、誠に能く高宗たらば則ち必ず傅說(フエツ)あり、彼の二子皆有道者の羞づる所、何ぞ道ふに足らんや、天下の大、人民の衆、百年の承平を以て學者多からずとなさず、然れども常に人の以て治を助くべきものなきを患ふ、陛下術を擇ぶ未だ精ならず、誠を推す未だ至らざるを以て、皐夔稷契傅說の賢ありと雖も、將に小人に蔽はれ卷懷して去らんとするのみと、帝曰く、何の世か小人なからん、堯舜の世と雖も四兇なき能はず、安石曰く惟だ能く四兇を辨じて之を誅す、此れ其堯舜たる所以なり、若し四兇をし

巻二十九（王安石著）

著者の傳

王安石、字は介甫、曾て荆に封ぜられたるを以て荆公と稱せらる、撫州臨川の人なり、少にして書を讀むことを好み、一たび目を過ぐれば修身忘れず、其文を屬するや、筆を動かすこと飛ぶが如し、初は意を經ざるが如きも、既に成るに及び見る者皆其精妙に服せり、友生曾鞏、彼の文を携へて歐陽修に示せしに、修は深く之を奇とし彼の名譽を社會に弘めたり、安石は進士の上第に擢せられ、簽書淮南判官たりしが、舊制に依れば、秩滿つるや文を獻じ、試を館職に求むることを許さる、然るに安石は之を爲さず、鄞縣に知たり或は隄防を起し或は瀦水池を決して水陸の利を爲し、穀物を人民に貸し與へ、利息の法を立て相償はしめ、新陳相易ふるの制を設けしかば、邑人之を便とせり、其舒州の通判たりし時、文彦博相となり、安石の恬退なることを上言して之を薦め、是れに由て奔競の風を激せんことを乞ふ、尋で館職に召試の命ありしも就かず、歐陽修薦めて諫官となせしも祖母の年高きを以て辭せり、修其祿養の必要なることを朝廷に言ひ群牧判官となす、然るに安石は請うて常州に知となり、移つて江東刑獄の提點に拜し、入つて度支判官となる、時に嘉祐三年なり、

安石議論高奇にして巧辯を弄し、意志極めて强く、慨然として嬌世變俗の志あり、是に於て萬言書を上り以爲らく、今天下の財力日に以て困窮、風俗日に以て衰壞し、患は法度を知らず先王の政に法らざるの故にあるなり、先王の政に法るものは其意に法るのみ、其意に法れば則ち吾が改易更革する所、天下の耳目を傾駭し天下の口を囂くするに至らずして固り已に先王の政に合す矣、天下の力に因り以て天下の財を生じ、天下の財を取り以て天下の費に供す、古より治世未だ嘗て財足らざるを以て公患とせざるなり、患は財を治むる其道なきに在るのみと、後、安石國に當る、其注措する所、大抵皆此書を祖とす、俄にして集賢院に直す、是より先、館閣の命屢々下るも安石屢々辭す、士大夫其世に意なきを謂ひ、其面を識らざるを恨む、朝廷常に與ふるに美官を以てせんと欲し惟だ

るも亦君臣の間議論の際其言を一時の人に漏すを欲せざるのみ、豈に其萬世の後に傳ふることを杜がんや、

注解　「造辟云々」穀梁傳文六年に見ゆ、

噫以誠信待己、而事其君而不欺乎萬世者鄭公也、益知其賢云、豈非然哉、豈非然哉、

段落　第五大段の第二小段なり、鄭公を賛す、

講説　扨て誠實信義を以て己を待ち、而も其君に事へて萬世を欺かざるものは鄭公なり、益す其賢を知ると云ふ、何とさにあらずや、何とさにあらずや、

文法　頼山陽云ふ、又一段を以て襯託す、文氣豐厚、
○益知其賢以下是れ昭應と雖も畢竟弱く覺ゆ矣、之を刪る亦可、

纂評

○高梅亭評　此の論辯體なり、議あり證あり難あり辯あり、反覆攻擊筆力雄健、

○蔡聞之評　直諫を以て己の短を揚ぐるとなし、納諫正に己の聖を成す所以を知らず、故に舜は至聖なり、而し益す戒むるに怠なく荒なきを以てし、禹戒むるに慢遊傲虐を以てす、況や其他をや、太宗の治を致す所以全く諫臣を賞し心を虛うし諫を納るゝに在り南豐此の論屈折盡く透る、范貫之奏議序に比すれば更に曲暢、

○沈德潛評　魏鄭公を賢とし以て稿を焚く者の謬を破る、此れ題を借り論を立つるの法　其博辯英偉　亦曾文中の變するもの、

（曾鞏著終）

諱むことなく、前の議論とは相違せりと、夫れ春秋の諱む所は惡なり、惡をば諱むなり、諫を納るゝことは豈に惡ならんや、然らば則ち諫書の稿を焚くことは宜しからざるか、曰く稾を焚きたるもの誰なるぞ、伊尹周公之を爲しゝにあらざるなり、近々區々たる小信を取る者之を爲せるのみ、其事は又未だ是ならざるなり、何となれば其稾を焚くを以て君の過を掩ふとなして後世をして之を傳へしむるときは、是れ後世をして稾の是非をも見ずして其過は君に在るもの、美は常に己に在るものと信ぜしむることゝなる、豈に其君を愛するの謂ならんや、孔光が其稾を去るに付て言ひし所のことは、其正か邪か未だ知るべからざるに、之を焚いて後世を惑はす、何ぞ己の爲を圖る姦計に非ざらん、

注解　春秋之法云々、公羊傳閔元年に云ふ、春秋尊者の爲に諱み、親者の爲に諱み賢者の爲に諱む、「焚稾」漢の孔光を指す、但し孔は稾を削りしにて稾を焚きたるにあらず、作者偶々之を誤りしなり、「近世云々」唐書高士廉の傳に云ふ、廉に奏議あれば輙ち稾を焚くと、宋史孫洙傳に云ふ、洙、諫院に知たり、凡そ章奏あるとき輙ち其稾を焚き、親子弟と雖も聞くを得ずと、

文法　茅鹿門云ふ、本旨此に在り、○沈德潛云ふ則是使後世不見稾之是非云々、此れ更に說き得て透る、○賴山陽云ふ、一篇の警策此に在り、文を作る必ず此等驚世絶俗の見あり、乃ち筆を下すべし、然れども必ず留めて後段に在り、前段襯し得て宜し乃ち誦すべし、

或曰、造辟而言、詭辭而出、異乎此、曰此非聖人之所曾言也、今萬一有是理、亦謂君臣之間、議論之際、不欲漏其言於一時之人耳、豈杜其告萬世也、

段落　第五大段の第一小段なり、更に一說を駁す、

講說　或人曰く、君の所に往きて諫言し、外へ出でゝは其辭を僞て君の過を掩ふとの古訓あり、前の議論とは異なれるが如何にと、曰く此れ聖人の曾て言ひし所にあらざるなり、今萬一此の如き道理ありとす

注解　「太甲成王」太甲は伊尹の諫めし君、成王は周公の諫めし君、

文法　以其書可見也の一句は、其の以其書存也に應ず、

桀・紂・幽・厲・始皇之亡、則其臣之諫詞無見焉、非其史之遺、乃天下不敢言而然也、則諫諍之無傳、乃此數君之所以益暴其惡於後世而已矣、

段落　第三大段の第二小段なり、暴君と諫諍の關係を言ふ、

講説　桀紂幽厲始皇の亡びたるに付ては、其諫臣の語は見えざるが、右は其史臣が書き落したるに非ず、之に反して天下の人が敢て言はざりしが爲め見えざるなり、さすれば諫諍の傳はれるものなきは、乃ち此の數君が益す其惡を後世に暴す所以に外ならず、

或曰、春秋之法、爲尊親賢者諱、與此戾矣、夫春秋之所以諱者惡也、納諫豈惡乎、然則焚稾者非歟、曰焚稾者誰歟、非伊尹周公爲之也、近世取區區之小亮者爲之耳、其事又未是也、何則以焚其稾爲掩君之過、而使後世傳之、則是使後世不見憂之是非、而必其過常在於君、美常在於己也、豈愛其君之謂歟、孔光之去其稾之所言、其在正邪未可知也、而焚之而惑後世、庸詎之非謀己之姦計乎、

段落　第四大段なり、

講説　或曰く春秋の法に於て尊者親者賢者等の爲に

注解　「小亮」亮は信なり、

文法　賴山陽云ふ、一意折れて兩となり、又折れて四層となる、

太宗末年、群下既知此意、而不言、漸不知天下之得失、至於遼東之敗、而始恨鄭公不在、世未嘗知其悔之萠芽出於此也、

段落　第二大段の第二小段なり、太宗に就て之を證す、

講說　太宗の末年に群臣は既に其油斷と嫌忌とを知て過失を言ふものなく、次第次第に天下の事の得失を知らず、遼東の敗戰に至て始めて鄭公の在らざることを恨めり、世人は未だ嘗て太宗の悔悟せし萠が此に出でたることを知らざるなり、

夫伊尹周公、何如人也、伊尹周公之切諫其君者、其言至深、而其事至迫、存之於書、未嘗掩焉、至今稱太甲成王爲賢君、而伊尹周公爲良相者、以其書可見也、令當時削而棄之、成區區之小讓、則後世何所據依而諫、又何以知其賢且良與、

段落　第三大段の第一小段なり、賢君と諫諍との關係を言ふ、

講說　夫れ伊尹周公は如何なる人ぞや、伊尹周公が其君を熱心に諫めたる仕方を云へば、其言は至て深く、其事は至て迫れるにも拘はらず、之を記錄に存して敢て掩はず、今日に至るまで太甲成王を稱して賢君となし、又伊尹周公を良相となすものは、其書が見らるゝ爲なり、若し當時削て之を棄て區々たる小さき謙讓を成さしめたらんには、後世は何の根據とするあつて諫めんや、又何を以て其君の賢にして且つ其臣の良なるを知らんや、

始あり終あるの義を失ふを観し時に至て繰返して嘆惜し太宗の善くも考へざりしことを恨みざることあらず、而して益々鄭公の賢を知りぬ、

注解　「付史官」貞觀十三年冬より五月に至て雨ふらず、徴上疏して十漸を陳す、疏奏す、帝曰く朕今過を聞く矣と、乃ち疏を以て列して屏障となし、朝夕之を見、兼ねて録して史官に付し萬世をして君臣の義を知らしむ、後に徴死す、孅人言ふ、徴嘗て前後諫諍の語を録し、史官褚遂良に示すと、

夫君之使臣、與臣之事君者何、太公至正之道而已矣、太公至正之道、非滅人言以掩己過、取小亮以私其君、此其不可者也、又有甚不可者、夫以諫諍爲當掩、是以諫諍爲非美也、則後世誰復當諫諍乎、況前代之君、有納諫之美、而後世不見、則非惟失一時之公、又將使後世之君謂前代無諫諍之事、是啓其怠且忌矣、

段落　第二大段の第一小段なり、諫諍を掩ふの惡結果を擧ぐ、

講説　夫君の臣を使ふと、臣の君に事ふるとは如何にすべきかと云ふに、太公至正の道のみ、太公至正の道は人の言論を滅して己の過を掩ふにあらず、小信義を取て其君に私するにあらず、己の過を掩ふと、其君に私するとは是れ其不可なるものなり、又甚だ不可なるものあり、其何事なるかを言はんに、一體諫諍を以て掩ふべきものとするは美事に非ずとなすなり、美事に非ずとせば後世誰か復た諫諍すべけんや、況や前代の君に諫言を用ひたる美事あるを後世知らずとせば、惟だ一時の公平を失ふのみならず、後世の君は前代に諫諍の事なしと考ふることゝなる、是れ其油斷と嫌忌とを啓くなり、

でを第五大段となす、魏徵の萬世を欺かざるを言ふ、[illegible]

予觀太宗常屈已以從群臣之議、而魏鄭公之徒、喜遭其時、感知已之遇、事之大小、無不諫諍、雖其忠誠自至、亦得君而然也、則思唐之所以治、太宗之所以稱賢王、而前世之君不及者、其淵源皆出於此也、能知其有此者、以其書存也、

段落　第一大段の第一小段なり、太宗の賢名傳はれるは文書の存在に由るを言ふ、

講說　予唐の太宗が常に自身を屈して群臣の意見に從ひ、而して魏鄭公の徒、其時に遭ひたるを喜び、知已の遇合に感じ、事の大小に拘はらず、諫爭せざること無かりしを觀るに、魏徵の忠誠は誠に至極せりとは云ふもの〻、一には明君を得たるが為に然りしなり、されば唐の治まりし所以、又太宗が賢主と稱せられて前世の君及ばざる所以を考へ見るに、其根本は太宗が能く諫を納れ群臣が能く諫を上るに出づるなり、而して此の如きことあるを知る得るは、其事を載せたる記錄存するを以てなり、

文法　高梅亭云ふ、首段虛引、○沈德潛云ふ、以其書存也の一句是れ主、○賴山陽云ふ、一篇滔々汩々、議論皆此句〔以其書存也〕より出づ、妙は之を出し卒へざるに在り、

及觀鄭公以諫諍事付史官、而太宗怒之、薄其恩禮、失終始之義、則未嘗不反覆嗟惜、恨其不思、而益知鄭公之賢焉、

段落　第一大段の第二小段なり、魏徵の諫書保存に由て其忠を知るべきを言ふ、

講說　鄭公が諫諍の事を以て史官に依託して保存せしめしに、太宗は之を怒て、彼に對する恩遇を薄くし

やう、吾れ蓬や藋の雜草を押除けて此院を修復せしが、初め此の如く立派に出來るとは思はざりき、今已に老いたれば泯々として名聲の後人に殘らざらんことを恐る、されば相與に碑文を工夫し石を買ひ求めて之を刻し、永く此院と倶に傳はらしめんと欲す、如何のものなりやと、咸云ふやう御尤なりと、其徒の了思を推して記文の依賴に來らしむることゝせり、遂に來りしかば余は辭せずして爲に其言ふべきことを申べて之を褒め、刻して邑人に示さしむ、どうやら邑人を激して悔悟せしむることあるべきか、

注解　「慶歷」仁宗の年號なり、

纂評

○沈德潛評　若し浮屠以て邦人を式化すべく風敎を助くるあるべしと云はゞ徒に道常能はざるあるのみならず、亦殊に吾が儒立言の體を失ふ矣、文只薄俗に勝ると云ひ、道常を借り以て衆人を激す、何等の斟量善を盡せる、

○賴山陽評　道山亭記に及ばずと雖も、而も敍事亦妙、結局頗る奇、殆ど雁行すべし、○一結題外に出で、而して通體皆動く、高手高手、

書魏鄭公傳

解題　魏鄭公は唐の開國の功臣にして直諫を以て著はれたる魏徵なり、死後魏國公に封ぜらる、故に云ふ、書とは書後と云ふことにて圖書の後に己の意見を附する文體なり、

動機　諫草を焚いて事實を滅却するの非なるを示すに在り、

主意　魏徵が諫書を存せしは其賢なる所以なりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「而益知鄭公之賢焉」に至るまでを第一大段となす、主意を揭ぐ、「夫君之使臣」より「世未嘗知其悔之萠芽出於此也」に至るまでを第二大段となす、諫爭の迹を掩ふの害を論ず、「夫伊尹周公何如人也」より「此數君之所以益暴其惡於後世而已矣」に至るまでを第三大段とす、人君の諫書を存せしものと毀ちしものとを擧げて前段を證す、「或曰」より「庸詎之非謀己之姦計乎」に至るまで第四大段となす、諫書を焚くは小忠なるを言ふ、「或曰造辟而言」より篇尾に至るま

之心可知也』、

段落　第三大段の第一小段なり、道常の勤にして嗇ならざるを言ふ、

講說　吾れ聞く道常は氣質は偉然として衆人に勝れ其學を索むるに其歸する所未だ義に當る能はずと雖も然れども生業を治むるに出精して怠らざることは其士俗に稱へり、但し餘分さへあれば之を散去し、僅か計の事を考へて惜むことなく、淡泊を樂み累なきに因れば、能く其施與を嗇み爭勝とを喜ぶの心に打勝てるが如きは知るべきなり、

注解　「黍累」一毫一釐の微、

文法　其歸云々は薄義に應じ、不廢其勤は勤生に應じ、至有餘以下は嗇施喜爭に應ず、

或曰、使其人不汨溺其所學、其歸一當於義、則傑然眎邑人者、必道常乎、此予未敢必也』、

段落　第三大段の第二小段なり、道常を激す、

講說　或人曰く、若し其人が學ぶ所に溺れ込ます、其歸する所一に義に當らしめば傑然と拔き出で、人に示すべきものは必ず道常ならんかと、此の點は余未だ敢て必然とは爲なさざるなり、

文法　汪武曹云ふ、四項獨り薄義を以て別說す、上既に未當義より說き起し、此れ又其意に就き再び波瀾を生じ、收をなす、妙甚し、

慶歷三年九月、與其徒謀曰、吾排蓬蓼治是院、不自意成就如此、今老矣、恐泯泯無聲畀來人、相與圖文字、買石刻之、使永永與是院俱傳、可不可也、咸曰然、推其徒了思來請記、遂來、予不讓、爲申其可言者、寵嘉之、使刻示邑人、其有激也』、

段落　第四大段なり、

講說　慶歷三年の九月、道常は其徒と相談じて云ふ

易治教使移也』

段落　第一大段の第六小段なり、以上の風俗の移し難きを言ふ、

講說　民は出精するも、其風習は此の如く深く漬み込みて骨髓に入れり、故に賢令長佐吏肩を竝ぶるも常に其政治教化を以て之を移すこと出來ざるを患とせり、

注解　「佐吏」縣の助役なり、

文法　是れ第一大段を收む、○賴山陽云ふ、以上は雲峰院と干涉なし、後面に治生事云々に至り、然る後總て閑話をなさず、○沈德潛云ふ、風俗の易ふべからざる此の如し、

雲峰院在縣極西界、無籍圖、不知自何時立、景德三年、邑僧道常、治其院而侈之、門闥靚深、殿寢言言、棲客之廬、齋庖庫廄、序列兩旁、浮圖所用鐃鼓魚螺鐘磬之編、百器備完、

段落　第二大段なり、

講說　雲峰院は縣の極西界に在り、記錄なきが故に何時より立ちたるかを知らず、景德三年、邑の僧道常は其院に手入をなして之を立派になし、門や室の入口なども奥まりて物靜に、殿寢は高大なり、客の宿泊すべき廬を首として、齋場と云ひ庖厨と云ひ、寶藏、米藏と云ひ、兩側に順序正しく相竝び、佛に用ふる所の鐃、大鼓木魚法螺、鐘磬等の懸け置く樂器に至るまで種々の器物悉皆具はれり、

注解　「圖籍」緣起書類を指す、「景德」眞宗の年號、「靚深」靚は靜なり「言々」廣大の貌、

吾聞道常氣質偉然、雖索其學、其歸未能當於義、然治生事、不廢其勤、亦稱其土俗、至有餘輙斥散之、不爲黍累計惜、樂淡泊無累、則又若能勝其嗇施喜爭

弟夫婦、相去若奕碁然、於其親固然、於義厚薄可知也、

段落　第一大段の第四小段なり、義に薄きことを叙す、

講說　彼等の間に於ける利害の差、稊米ほどにもあらざるに、之が爲め父子兄弟夫婦の相離るゝこと宛も奕や、棋の子を易へ置くと一般なり、其骨肉に於てすら固り此の如し、人に對する義の厚きか薄きかは知らるゝなり、

注解　「稊米」莊子秋水篇に云ふ、稊米の太倉に在るが如しと微細に喩ふ、

長少挨坐里閭、相講語以法律、意嚮小戾、則相告訐、結黨譸張、事關節、以動視聽、甚者晝刻金木爲章印、摹文書以結吏、立縣庭下、變僞一日千出、雖笞朴徙死交迹、不以屬心、其喜爭訟、豈比他州縣哉、

段落　第一大段の第五小段なり、爭を喜ぶことを叙す、

講說　今長者も年少者も閭里の中に雜居して互に法律を講語し、意向が少しく戾るときは犯罪を告發し、黨を結んで、虛僞の言を振り廻し、賄賂を用ひて役人の心裏を動かし、甚だしきに至ては金木を刻して僞印を作り、文書を贋造して役人を欺き、縣の法廷の下に立て一日の中に詐僞は千遍も出づる程にて、笞刑流刑、又は死刑に處せらるゝもの迹を交ふと雖も少しも心に掛けず、其爭訟を喜ぶことは豈に他の州縣に比せんや、

注解　「譸張」書經の無逸に云ふ、民或は胥譸張幻をなす勿れと、「關節」賄賂に因て氣脈を通ずるなり、「結吏」結は紿の誤、

民雖勤、而習如是、漸涵入骨髓、故賢令長佐吏比肩、常病其未

文法　沈德潛云ふ、先提後應、○第一大段中の大意なり、

自府來抵其縣、五百里、在山谷窮處、其人修農桑之務、率數口之家留一人守舍行饁、其外盡在田、田高下磽腴、隨所宜雜植五穀、無廢壞、女婦蠶杼無懈人、茶鹽蜜紙竹箭材葦之貨無有纖鉅、治咸盡其身力、其勤如此、

段落　第一大段の第二小段なり、生に勤むるを叙す、

講說　府より此縣に至るまでは路程五百里にして、此縣は山谷窮まれる處に在り、其土地の人は農業養蠶の務を實行し、率ね數人暮しの家に於ては一人を留め、之に家の番をなさしめ、辨當を持運ばしめ、其外の者は盡く田に出づるなり、田は高き處と低き處と石地と肥えたる處とを問はず、凡て其所に相當なる五穀を雜植し、少にても役に立てざる地なし、婦人は蠶を養ひ機を織て手を明け居るものなし、茶鹽蜜紙竹、材木、葦などの品物は、大小に拘はらず之に人工を施すことは身力を盡す、其生を勤むる此の如し、

注解　「饁」詩經の豳風に云ふ、彼の南畝に饁すと、田に持ち往く辨當なり、「杼」織具、「磽腴」磽は石地、腴は肥土、「纖鉅」小大、

富者兼田千畝、廩實藏錢、至累歲不發、然視捐一錢、可以易死、寧死無所捐、其於施何如也、

段落　第一大段の第三小段なり、施に嗇なることを叙す、

講說　富める者は千畝もある大田地を幷せ持ち、倉に貯へある穀物や金錢は幾年過つも出さずして濟む程なり、此の富裕なるも一錢を施すことゝなると命と何れかと云ふ位にて、寧ろ死するも施さず、其人に物を施す點に於ては如何に吝なるぞ、

其間利害不能以稊米、父子兄

爲越州、字公闢、名師孟云』

段落　第四大段なり、

講說　程公は此州に於て治績行狀を以て名高く、既に其城を新にし又其學を新にし、而して其餘の事業此亭に及べり、蓋し其年限滿ち、其地に於て廣州の太守に更められ、諫議大夫に拜し、又給事中集賢殿修撰に拜す、今越州を治む、字は公闢、名は順孟と云ふ、

纂評

○沈德潛評　一亭を建つ甚の關係なし、故に只山川險遠上に就て筆を着く、此れ枯寂題に倣ふ法なり、無出色の處に於て出色を求むるなり、前水陸二段何ぞ韓柳に減せん、

○賴山陽評　此篇を顧れば則ち曾も亦以て歐蘇の間に列峙して愧ぢざるに足るのみ、○記文題に因て議論を起す、文家の熟套厭ふべし、此篇終篇議論を着けずして色態濃厚、之を讀む萬篇厭はず、曾集中吾れ此れを以て第一とす、

分寧縣雲峯院記

動機　雲峯院の住持を借りて縣人を諷するに在り、

主意　雲峯院の住持は生を勤めて而も嗇ならず、縣人の缺點なしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「常病其未易治敎使移也」に至るまでを第一大段となす、分寧の俗を敍す、「雲峯院在縣極西界」より「百器備完」に至るまでを第二大段となす、雲峯院を記す、「吾聞道常」より「未敢必也」に至るまでを第三大段となす、道常を褒す、「慶歷三年」より篇尾に至るまでを第四大段となす、記を作る所以を言ふ、

分寧人勤生而嗇施、薄義而喜爭、其土俗然也』

段落　第一大段の第一小段なり、土俗を概叙す、

講說　分寧縣の人は家業には出精すれども、人に物を施す上に於ては吝嗇なり、又義に薄くして爭を喜ぶ、是は其土地一般の風儀が元より然るなり、

の嶔崟と聳えたる間の地を得て亭を其處に作られしが其山川の景と城邑の大と家屋の欒とは席を下るに及ばず、四顧の中に盡すことを得たり、

注解　「嶔崟」聳立の貌、

文法　余福州畫舶來るものを觀るに、往々樓觀奇偉なるものを作つて以て山水の趣を助く、蓋し見る所を寫すなり、

程公以謂在江海之上、爲登覽之觀、可比於道家所謂蓬萊方丈瀛州之山、故名之曰道山之亭、

段落　第三大段の第二小段なり、命名の由を記す、

講說　程公思ふやう、江海の上に在りながら、登覽の眺をなすことは、道家の謂はゆる蓬萊方丈瀛州の山に比すべしと、故に之を名づけて道山の亭と曰へり、

注解　「道山」道教の山との意なり、

閩以險且遠、故仕者常憚往、程公能因其地之善、以寓其耳目之樂、非獨忘其險且遠、又將抗其思於埃壒之外、其志壯哉、

段落　第三大段の第三小段なり、程公の志を賛す、

講說　閩は險阻にして且つ遠方なるを以て、仕官するもの常に往くことを憚る、然るに程公は其地の善き處に因て耳目の樂を寄せ、獨り其土地の險阻遠隔を忘るゝのみならず、又將に思を塵埃の上に抗げんとす、其志壯なることかな、

注解　「壒」塵合するなり、

文法　賴山陽云ふ、全篇を收拾す、力を費さず、臨川に勝るに似たり、

程公於是州、以治行聞、既新其城、又新其學、其餘功又及於此、蓋其歲滿、就更廣州、拜諫議大夫、又拜給事中、集賢殿修撰、今

貧必豐其居、而佛老子之徒、其宮又特盛。』

段落　第二大段の第一小段なり、閩中の地勢屋宇を記す、

講說　福州の府廳は侯官に在り、閩に於て中央の處にして閩中の最も平かにして且つ廣き部分なり、四方に出づる山は皆遠く離れ、而して長江は其南に在り、大海は其東に在り、其城の內外は皆街道にして旁に堀あり、堀には潮を通じ、舟積するもの日夜門庭に續く、麓に大木多く、又大工に巧なるもの多し、人民は家屋の立派なる事を榮とし、極めて貧乏の者も其家を豐にし、而して佛や老子の徒に至ては其居住又特別に盛なり、

注解　「侯官」侯は候の誤、縣の名なり、「涂」塗に同じ道路なり、「傑木」巨木なり、

文法　賴山陽云ふ、於閩爲土中、於閩爲最平且廣、此二句を着けて後前面閑話、皆閩で覺えず、

城之中三山、西曰閩山、東曰九僊山、北曰粵王山、三山者鼎趾立、其付山蓋佛老子之宮、以數十百、其環詭殊絶之狀、蓋已盡人力。』

段落　第二大段の第二小段なり、三山の宮室を記す、

講說　城の中に在る三山は西を閩山と曰ひ、東を九僊山と曰ひ、北を粤王山と曰ふ、此の三山は鼎の足の如く三方に立てり、其附屬の山には蓋し僧侶道士の宮あること數十百、其驚く計りに目立てる有樣は蓋し已に人力を盡せり、

光祿卿直昭文館程公爲是州、得閩山嶔崟之際、爲亭於其處、其山川之勝、城邑之大、宮室之榮、不下簟席、而盡於四矚、』

段落　第三大段の第一小段なり、亭の眺望を記す、

講說　光祿卿直昭文館の程公は是の州を治め、閩山

つが如く人の馬に騎るが如く、野原に滿ちて千里の廣さに及び、下るも上るも何れが首に當るや何れが尾に當るかも見えず、水が其隙間を行き、或は横竪となり、揉み碎け、或は逆に走り旁に飛散り、其狀は蚓の結べるが如く蟲の物を喰ひたる跡の如く、其旋る輪の如く其激する矢の如く、舟の上下(泝沿)するもの便利に付込むこと僅にても間違へば輙ち破船溺沒し、其土地に生長し川邊に住慣れたる人なりとも、生れながらにして水事に習ひたる者に非ざれば敢て舟を以て自ら任ずるものなし、

注解 「衡縮」横と竪となり、禮記檀弓に云ふ、古は冠縮縫、今は冠衡縫、「繆糅」糾雜なり、「土長」其土地に生長するを謂ふ、

文法 路の險、水の險を叙する處極めて細極めて錬、其細及ぶべく、其錬及ぶべからず、錬後痕なく矢口して出づるが如き處最も及ぶべからず、是れ歐蘇のなき處、

其水陸之險如此、漢嘗處其衆江淮之間而墟其地、蓋以其陿多阻、豈虛也哉』、

段落 第一大段の第四小段なり、前の三小段を結ぶ、

講説 其水陸の險なること此の如し、されば漢が昔し此地の人民を江水淮水の間に移して其土地を空虛になしたるも但し其地の狹くして阻多きが爲なり、豈に虛ならんや、

注解 「漢移其衆」武帝の時なり、

文法 沈德潛云ふ、豈虛也哉は頓住、○茅鹿門云ふ、小歇脚、

福州治侯官於閩爲土中、所謂閩中也、其地於閩爲最平且廣、四出之山皆遠、而長江在其南、大海在其東、其城之内外皆涂、旁有溝、溝通潮汐、舟載者晝夜相屬於門庭、麓多傑木、而匠多良能、人以屋室鉅麗相矜、雖下

於不測之谿、上皆石芒峭發、擇然後可投歩、負戴者、雖其土人、猶側足、然後能進、非其土人、罕不躓也、

段落　第一大段の第二小段なり、陸行を記す、

講説　路の閩に在るもの陸より出づれば兩山の間にくびられ山は連續して間斷なく、幾つかの驛を累ねて一たび平地を得ると云ふ有樣なり、小は縣、大は州を成せども四方を顧るに皆山なり、其途中或は逆さ落しの坂、綱渡の如く、或は崖ふち一本の髮の如く、或は片下りの徑は鈎の手になつて深さの分らぬ谷に出で、上は石の角が尖りたれば能く能く擇びて後、足を運ぶことを得るなり、荷物などを頭に載せ或は脊に負ふものは、其土人なりとも猶ほ足を爪立てゝ辛うじて進むことを得、土人に非ざれば躓かざるもの罕なり、

注解　「緣絙」絙は索なり、緣はよるなり、綱渡をなすこと、「石芒峭發」石の鋭角が切立つて出づること、

文法　頼山陽云ふ、地形の大勢を敍する處絶えて好し、後來、王弇州適晋紀行暗に此を摸して及ばざるなり、

其谿行則水皆自高瀉下、石錯出其間、如林立、如士騎、滿野千里、下上不見其首尾、水行隙間、或衡縮蟉糅、或逆走旁射、其狀若蚓結、若蟲鏤、其旋若輪、其激如矢、舟泝沿者、投便利、失毫分、輒破溺、雖其土長川居之人、非生而習水事者、不敢以舟楫自任也、

段落　第一大段の第三小段なり、水行を記す、

講説　其溪上の旅行を言ふときは、水は何れも高き處より注ぎ下り、其間に石の雜り出づる狀は林の立

注解　「夫人之有一能而」の而は尙の意に用ふ、「壯士」嚴正の士なり、

纂評

○**沈德潛評**　用意或は題中に在り、或は題外に出で、人をして徘徊之を賞せしむ、

道山亭記

主意　亭の主人善く眺望の樂に因て思を塵外に馳すると云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「蓋以其險多阻豈虛也哉」に至るまでを第一大段となす、閩の險阻なるを言ふ、「福州治侯官」より「蓋已盡人力」に至るまでを第二大段となす、福州の平廣にして景勝に富むを言ふ、「光祿卿直昭文館程公爲是州」より「其志壯哉」に至るまでを第三大段となす、主要を述ぶ、「程公於是州」より篇尾に至るまでを第四大段となす、程公の事に就て言ふ、

閩故隸周者七、至秦開其地、列於中國始幷爲閩中郡、自粵之太末與吳之豫章爲其通路、

段落　第一大段の第一小段なり閩の所屬と其通路とを述ぶ、

文法　閩は以前周に附屬せしもの七あり、秦に至り其地を開き中周に列し、始めて幷せて閩中郡となせり、粵の太末よりと、吳の豫章とより其通路をなす、

注解　「隸周者七」閩の子孫七種となる、故に七閩と曰ふ、今の福建なり、「粵」今の廣東なり、

文法　賴山陽云ふ、開手、韓の送鄭尙書序に似たり、極めて佳、

其路在閩者、陸出則阨於兩山之間、山相屬無間斷、累數驛乃一得平地、小爲縣、大爲州、然其四顧亦山也、其途或逆坂如緣絚、或垂崖如一髮、或側徑鉤出

の書は晩年に至て始めて善し、さすれば其能くせしことも但し精力を以て自ら致しゝものにて天才にはあらず、然れども世に能く及ぶものあらず、何と其學の彼に若かざる故ならんか、則ち學問は言ふまでもなく豈に少くべけんや、書の如き藝能すら尙ほ然り、況や深く道德に達せんと欲するものに於てをや、

文法　沈德潛云ふ、小中に大を見はす、以て暗藏すべし、以て說破すべし、此れ則ち深く通德に造るの意を說破す、一格を以て拘すべからざるなり、○賴山陽云ふ、數十字、無數の曲折あり、極めて臨川に似たり、而して曾は其拗折の態なく從容迫らず、是れ曾の獨擅なり、

墨池之上、今爲州學舍、教授王君盛、恐其不章也、書晉王右軍墨池之六字於楹間以揭之、又告於鞏曰、願有記、推王君之心、豈愛人之善、雖一能不以廢、而因以及乎其跡耶、其亦欲推其事以勉其學者耶、

段落　第三大段の第一小段なり、表章の事由を言ふ、

講說　墨池の上は現在州の學舍となり居るなり、教授王君盛、其事の人に知られざることを恐れ、晉王右軍墨池の六字を柱の間に書して之を揭げ、又鞏に告ぐるやう、何卒記し給へと、王君の心を推量するに、豈に人の善を愛し一能と雖も廢することなく、因て以て其遺跡に及ぼせるか、其れ亦其事を推して學者を勉めしめんと欲するか、

夫人之有一能、而使後人尙之、如此、況仁人壯士之遺風餘思、被於來世者何如哉、

段落　第三大段の第二小段なり、餘意、

講說　夫れ人の一能あるすらも、後人をして尙ばしむること此の如し、況や仁人壯士の遺風餘思の後世に被るもの、何程ぞや、

窪然而方以長、曰王羲之之墨池者、荀伯子臨川記云也、羲之嘗慕張芝、臨池學書池水盡黑、此爲其故蹟、豈信然邪、

段落　第一大段なり、

講說　臨川の城の東に地あり、こむもりとして高く溪に臨めるを新城と曰ふ、新城の上に池あり、窪み形にて四角なりに長し、之を王羲之の墨池と曰ふものは荀伯子の書ける臨川の記に斯く云へるなり、其文に曰く羲之嘗て張芝を慕ひ、池に臨んで其字を學びし所、池の水盡く黑くなれりと、此は其故蹟と云ふことなるが、何と信に左樣なるか、

注解　「臨川」江西省の地名、「隱然」小高き貌、「王羲之」晉人、右將軍たり、書聖と稱せらる、「荀伯子」南朝宋人、臨川の太守たり、「張芝」後漢の人、字は伯英、世に草聖と謂ふ、

文法　臨池學書の一字は全篇の因て出づる所、「豈信然邪」墨池の故事は張芝に始まる、羲之張芝を慕ひ又池に臨み書を學ぶ、恐らくは謬傳に屬す、故に疑辭を設け、豈信然邪と曰ふなり、

方羲之之不可強以仕、而嘗極東方、出滄海、以娛其意於山水之間、豈有徜徉肆恣、而又嘗自休於此邪、羲之之書晚乃善、其所能、蓋亦以精力自致者、非天成也、然後世未有能及者、豈其學不如彼邪、則學固豈可少哉、況欲深造道德者邪、

段落　第二大段なり、

講說　羲之が人より仕官を强ふること能はず、而して彼が足跡東方を極め滄海に出で丶、其意を山水の間に娛ましむるの時に方り、何と、彼方此方を心任に遊び往き、其折自然此地に休ひしことありしが、羲之

此、雖今之吏不得以盡行其志、然迹君之勤如此、則池之人、其有不蒙其澤者乎、故予爲之書。

段落　第四大段なり、

講説　今君の學問を言へば、書に於て讀まざる所なく、而して尤も春秋に深く、其挺然と拔き出でたる獨有の見識は古人の惑を破り、他人の及ばざる所あるなり、今來て此邦を治むることゝなるや平生の學問を實施して其政を修め、其暇日には休息の出來る程になりたるに拘はらず、自分にては足らずとなして此處に政治の事を思ふ、今日の役人は盡く其志を行ふわけにはゆかぬも、然れども君の勤勞此の如くなることを尋ぬるときは池州の人何として其恩澤を蒙らざるものあらんや、故に予之が爲に書す、

注解　「挺然」特拔の貌、

纂評

○沈德潛評　三思後に行ふ、畔を越ゆるの思なり、位を出でざるの思、理に循ふの思なり、事の來るに遇ひ、時の變に因り以て當を必然の理に求む、其政をなすに於てや蓋し庶幾し矣、淸峭遒折、轉た半山に近し、近日望溪方氏、此種を宗法し、已に一時に跨越するに足る、

墨池記

主意　一能と雖も貴ぶべく、而して能の成るや、天成に由るに非ずして學に由ると云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「豈信然邪」に至るまでを第一大段となす、墨池の位置形狀及び故事を記す、「方羲之之不可强以仕」より「況欲深造道德者邪」に至るまでを第二大段となす、「墨池之上」より篇尾に至るまでを第三大段となす、墨池を表する所以を言ふ、

臨川之城東、有地隱然而高、以臨於溪、曰新城、新城之上、有池

如何にせばやと迷はしむるものは事なり、推移すること常なくして拘はるべからざるものは時なり、其應ずること方なくして易ふべからざるものは理なり、時の變化を知て之に因り、是非とも然あるべき理を見て之に循ふときは則ち彼の事は如何に無窮と雖も應じ易く、如何に迷ふと雖も捌き易し、故に人の與に由る所〔理〕は必ず人の安んずる所なり、與に違ふ所は必ず人の厭ふ所なり、此の如きものは思ふと云ふことに始まつて然る後自己の物とならざることあらず、自己の物となるが故に之を德と謂ひ、之を正うして人を治むるが故に政とは申すなり、

文法　沈德潛云ふ、時に因て以て理に折衷す、千古政をなすの要、此に越えず、

夫政者豈止於治文書、督賦斂、斷獄訟而已乎、然及其已得矣、則無私也、已化矣則亦豈止於政哉、古君子之治、未嘗有易此者也、

段落　第三大段の第二小段なり、思の外に超越すべきを言ふ、

講說　夫れ政治は豈に唯書類を整頓し若しくは租稅を督促し、又は訴訟を審判するが如き、事務に止まらんや、然れども其已に自得したる以上最早思案を煩はすに及ばず、又已に心と化して無意識に諸の事務善く運び得ることゝならば、其事たる豈に亦政に止まらんや(政以上にして德其物となる)古の君子の政治は此れ以外の仕方あらざるなり、

注解　「無私也」私は一本に思に作る、今講說は之に從ふ、

今君之學、於書無所不讀、而尤深於春秋、其挺然獨見、破去前惑、人有所不及也、來爲是邦、施用素學、以修其政、既得以休其暇日、乃自以爲不足而思之於

在其前、平畦淺檻、佳花美木、竹林香草之植、皆在其左右、君於是退處其中、幷心一意用其日夜之思者、不敢忘其政、則君之治民之意勤矣乎』

段落　第二大段なり、

講説　初め君が此堂に手入せらるゝに就ては、政費の剩餘金を得て其朽ちたる處、破れたる處を取り易へ、既に完全となり堅固となり、寒暑にも困難せざるやうになりけるが、其庭を斬り開いて往き觀れば古くある畠の景色や、凉堂清池並に休息の亭、散歩の徑等皆其前に在り、平かなる畦、低き檻、佳花美木竹林香草等の植物は皆其左右に在り、君は是に於て其中に退居し、心を幷せ意を一にし、其日夜の思を用ふるものは皆政治の事にして敢て之を忘れず、君の民を治むるの意は勤めたることかな、

注解　「窘」詩經の小雅に云ふ、陰雨に窘むと、困なり「淺檻」檻の卑小なるもの、

文法　結句後に接す、

夫接於人無窮、而使人善惑者事也、推移無常、而不可以拘者時也、其應無方而不可以易者理也、知時之變而因之、見必然之理而循之、則事者雖無窮而易應也、雖善惑而易治也、故所與由之、必人之所安也、所與違之、必人之所厭也、如此者未有不始於思、然後得於已、得於已故謂之德、正已而治人故謂政』

段落　第三大段の第一小段なり、事と時と理との三者皆思ふに因て宜しきを得るを言ふ、

講説　夫れ人に接すること窮りなくして、人をして

實政、此文を得て傳出す、後の政を爲すもの倣うて之を行ふべし、經濟は文章に賴り以て傳ふ、視て兩事となすを得ず、

思政堂記

主意　政は思ふに由て成ると云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「而屬予記之」に至るまでを第一大段となす、堂名と記文の依賴を受けたることゝを言ふ、「初君之治此堂」より「則君之治民之意勤矣乎」に至るまでを第二大段となす、堂の模樣を記す、「夫接於人無窮」より「未嘗有易此者也」に至るまでを第三大段となす、思の政に必要なるを論ず、「今君之學」より篇尾に至るまでを第四大段とす、主人思政の效を言ふ、

尚書祠部員外郎・集賢校理太原王君爲池州之明年、治其後堂北嚮、而命之曰思政之堂、謂其出政於南嚮之堂、而思之於此也、其冬、予客過池、而屬予記之、

段落　第一大段なり、

講說　尚書祠部員外郎集賢校理太原王君が池州の長官となりし明年、府廳の後堂に手入をなして北向とし、之を命じて思政之堂と曰ふ、南向の堂に於て政令を發し、而して此堂に於て其政令を考ふとの意味なり、其冬予旅行して池州を過ぎたるに、予に此堂の記を作るべしとの依賴あり、

文法　高梅亭云ふ、先づ題を點じ次に題を敍す、

初君之治此堂、得公之餘錢、以易其舊腐壞斷、既完以固、不窘寒暑、闢而即之、則舊圃之勝、涼臺淸池、遊息之亭、微步之徑、皆

之識其詳、豈獨以慰越人之思、將使吏之有志於民者、不幸而遇歲之菑、推公之所已試、其科條可不待頃而具、則公之澤、豈小且近乎』、

段落　第三大段の第二小段なり、後の官吏をして法らしめんとするを言ふ、

講說　予は以上の理由により越より材料を取り公が推行せし所の事實を得たるを以て、公の爲に其事の詳細を書き記すことを樂む、豈に獨り此れを以て越人の思を慰むるのみならんや、吏にして人民に志ある者をして不幸にして歲の凶荒に出遇ひし時、公の已に試みたる所を推して實行せしめんとするなり、若し果して之を實行せんとせば、其科條は暫時を出でずして具はるべし、則ち公の恩澤は豈に小且近ならんや、

文法　賴山陽云ふ、此の結法と、李叔を送る序の其巨細可知也と同一法、

公元豐二年、以大學士加太子少保、致仕、家於衢、其直道正行、在於朝廷、豈弟之實在於身者、此不著、著其荒政可師者、以爲越州趙公救菑記云』、

段落　第四大段なり、

講說　公は元豐二年に大學士を以て太子少保を加へられ致仕して衢州に住す、公の直道正行の朝廷に在るものと、豈弟の實の身に在るものとは此に著はさず、此には其荒政の師とすべき者を著して越州救菑の記となすと云ふ、

注解　「荒政」凶荒の處置なり、

文法　賴山陽云ふ、最尾點題體製好し、

纂　評

○沈德潛評　救荒の政、井々條あり、但だ一方一時に行ふべきのみならず、實に天下萬世の利なり、淸獻の

是時旱疫被於呉越、民饑饉疾癘、死者殆半、菑未有鉅於此也、天子東向憂勞、州縣推布上恩、人人盡其力、公所撫循、民尤以爲得其依歸、所以經營綏輯先後始終之際、委曲纖悉無不備者、其施雖在越、其仁足以示天下、其事雖行於一時、其法足以傳後、蓋菑沴之行、治世不能使之無、而能爲之備、民病而後圖之、與夫先事而爲計者、則有間矣、不習而有爲、與夫素得之者則有間矣、

段落　第三大段の第一小段なり、公が事前に於て計をなせしを賛す、

講説　此時旱魃や疫癘が呉越に流行し、人民の饑饉病疫の爲に死せしもの殆ど人口の半に及び、災は嘗て此より大なるもの有らざりき、天子は東の方羅災地方に向て憂勞せられ、州縣は主上の恩澤を布及し、人人其力を盡しゝが、公の撫で勞りし所の人民は尤も手寄を得たるものなり、但し先後始終の間、公が經營し安撫せし所以のものは細かく行届き備はらざるものなし、左れば其施行は越に在りと雖も、其仁は天下に示すに足り、其事は一時に行はるゝと雖も、其法は後に傳ふるに足れり、蓋し凶歳や疫病の行はるゝことは如何に治世と雖も無らしむる次第にはなり兼ぬるも、只だ能く之が備をなすのみなり、民が病みて後趣向すると事に先だつて計をなすとは差異あり、習はずして爲すあると、平素より之を得たるものと又差異あり、

文法　起手の民之未饑の一段の意に應ず、

予故采於越、得公所推行、樂爲

を罵り、口を絶たず、何ぞ知らん南豐此篇、眞に西京の風氣明人倣ふを得るや否、

明年春、大疫、爲病坊、處疾病之無歸者、募僧二人、屬以視醫藥飮食、令無失所、時凡死者、使在處隨收瘞之、法、廩窮人、盡三月當止、是歲盡五月而止、而事有非便文者、公一以自任、不以煩其屬、有上請者、或便宜多輒行、公於此時、早夜憊心力、不少懈、事鉅細必躬親、給病者藥食、多出私錢、民不幸罹旱疫、得免於轉死、雖死得無失斂埋、皆公力也、

段落　第二大段の第二小段なり、疫民を救ふことを記す、

講説　明年春、傳染病大に行はれしが、公は患者收容所を作り、病氣に罹り寄邊なき者を居き、僧二人を募り、醫藥飮食の世話を託し、所を失ふことなからしめ當時凡そ死人は其所在に就て之を埋葬せしめたり、法規の上に於ては窮民に扶持を給するは三月一ぱいにて止むべきこととなるに、此歲は五月を盡して止めたり、而して便宜の法文なき事柄は、公は一に自ら任じて其屬を煩さず、上請すべきものも或は便宜の儘に施行せり、公は此時に於て朝夕に心力を疲らせども少も懈らず、大小の事に拘はらず必ず自身取扱ひ、患者に藥品食料を給するも、多くは自己の錢を出して之を調へたり、民は不幸にして旱魃疫病に罹るも、路頭に斃れ死することを免れ、死するも亦埋葬せらるゝことを得たるは皆公の力なり、

文法　賴山陽云ふ、以上零々碎々叙し畢り、一筆を以て之を結んで曰く、皆公力也と、然る後朝廷天下より說いて公の功大なる處に至り、略ぼ議論を着く、體裁絶佳なり、

千餘石、平其價予民、爲糶粟之所、凡十有八、使糶者自便如受粟、又僦民完城四千一百丈、爲工三萬八千、計其傭與錢、又與粟、再倍之、民取息錢者、告富人縱予之、而待熟、官爲責其償、棄男女者、使人得收養之、

段落　第二大段の第一小段なり、饑を救ふの方を記す、

講説　先例によれば毎年窮民に對する官庫よりの支給は粟三千石に限りし處、公は富人より送りし所と僧侶道士の食料の餘分を取入れて粟四萬八千石を得て此を以て費用の補とし、十月朔より人ごとに日に一升づゝ粟を受けしめ、幼小の者は半額を與ふることゝせり、罹災人の雜沓するを憂ふる點より、男女の日を別にして一人毎に二日分を受けしめ、又彼等の流亡するを憂ふる點より城市郊野に於て粟を發給する所を作ること凡そ五十七に及び、各便宜の在る所に隨て之れ受けしめ、其家を去る者には給せざる旨を言渡せり、會計の官吏不足なる點より、役人の休職となつて境に寓する者を採用し、其扶持米を給して事務を任せたり、扨自活の出來ざるものには此設備ある次第なるが、能く自活する者に就ては、之が爲に富人に告げて米の賣出を閉づるなからしめ、又之が爲に官有の粟を賣出すこと五萬二千餘石、其價を平均にして人民に賣り與へぬ、粟を賣出す所を作ること凡そ十八、粟賣出人をして自ら便宜の方面を擇ばしむることは粟を受くるものと同様ならしむ、又人民を傭ひて城を修復すること四千一百丈、工手間は三萬八千人を要せり、其手間を計て錢を與へ、粟を與ふるときは倍額とす、又利付の錢を借り居る民に就ては金主たる富人に告げて之を猶豫せしめて秋の物成を待ち、官は爲に其返却を責むることゝし、男女の子を棄てたるものは人をして之を收養せしめたり、

注解　「糶」出米を糶と曰ふ、

文法　賴山陽云ふ、明人動もすれば西京を稱し宋之

段落　第一大段なり、

講說　熙寧八年夏、吳越の地方大旱なりき、九月資政殿大學士諫議大夫知越州趙公は人民の未だ饑ゑざる中に公文を作て附屬の縣々に尋問せし個條は、被害の地は幾くなりや、鄉民の自活すること能はざるもの幾くありや、官の米倉に支給を仰ぐべきもの幾人、溝土手其他の造營物にして民を傭ひ手入せしむべきもの幾個所、倉庫にある金錢穀物にして出して賑恤に充つべきもの幾何、富人の募に應じて救米を出すべきもの幾軒、僧侶道士の餘分なる食料の帳簿に書き載せられたるもの何程現存するや云々にして、各縣に命じ書付を以て之を答へしめ、其備を謹ましめし處、州縣の吏は民の老人又は病氣衰弱等の爲自活する能はざるもの二萬一千九百餘人を書上げて差出せり、

注解　「羨」餘なり、

文法　不能自食者二萬云々の句は作文の振裘挈領法、

故事歲廩窮人、當給粟三千石而止、公斂富人所輸及僧道士食之羨者、得粟四萬八千餘石、佐其費、使自十月朔人受粟日一升、幼小半之、憂其衆相躁也、使受粟者男女異日、而人受二日之食、憂其且流亡也、於城市郊野、爲給粟之所、凡五十有七、使各以便受之、而告以去其家者勿給、計官不足用也、取吏之不在職而寓於境者、給其食、而任以事、不能自食者有是具也、能自食者、爲之告富人、無得閉糴、又爲之出官粟、得粟五萬二

公の權奸に歷忤し連斥悔いず以て死に至る處を以て屢々發議、孔宗旦の事を論ずると相同じ、其文筆端莊李王孫云ふ所、骨重く神寒く、天廟の器なるものか、○公の安祿山を伐つ、是れ其大節、故に入手兩番權奸に歷忤するに折入す、最も法度あり、

越州趙公救菑記

解題　趙公名は抃、熙寧三年參政より出でゝ越州を治む、菑は災なり、凶荒を謂ふ、

主意　趙公が凶荒に先だつて豫め之が備を爲したるは後世の法となすべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「二萬一千九百餘人以告」に至るまでを第一大段となす、公が事に先だつて備をなしゝことを記す、「故事」より「皆公力也」に至るまでを第二大段となす、救恤の方法を詳記す、「是時旱疫被於吳越」より「則公之澤豈小且近乎」に至るまで第三大段となす、其功を贊稱す「公元豐二年」より篇尾に至るまでを第四大段となす、公の生平を記す、

熙寧八年夏、吳越大旱、九月、資政殿大學士右諫議大夫知越州趙公先民之未饑、爲書問屬縣菑所被者幾、鄉民能自食者幾、當廩於官者幾人、溝防構築、可僦民使治之者幾、所庫錢倉粟可發者幾何、富人可募出粟者幾家、僧道士食之羨粟書於籍者、其幾具存、使各書以對、而謹其備、州縣吏錄民之孤老疾弱、不能自食者二萬一千餘人以告、

往之不足者、非祠則無以致其志也、聞其烈、足以感人、況拜其祠而親炙之者歟、

段落　第六大段の第二小段なり、祠の必要を言ふ、

講説　既に落成するや二君は予の家を訪問して告ぐるやう何卒此事を記述ありたしと、夫れ公の赫々として蓋ふべからざることは固り祠廟の有無に關係せず、但し人が信向するも物足らず思ふものは、祠を建つるに非ざれば其志を致すことなし、其烈を聞くときは人を感ぜしむるに足る、況や其祠を拜して親しく接近するに於てをや、

注解　「親炙」炙は熏なり、かほりにそまる、

今州縣之政、非法令所及者、世不復議、二君獨能追公之節、尊而事之、以風示當世、爲法令之所不及、是可謂有志者也、

段落　第六大段の第三小段なり、建祠の志を嘉す、

講説　今州なり縣なりの政治は法令の届く所にあらざるものは世人復た問題となさゞるに、二君は獨り能く公の節義を追慕し、尊んで之に事へて當世に諷示し、法令の及ばざる所をなすは、是れ志あるものと謂ふべきなり、

文法　林西仲云ふ祠堂を作る、甚だ關係あり、○賴山陽云ふ、通篇結處、三たび也の字を下し、一たび矣の字を下し、再び歟の字を下す、語意典重豐厚題と相稱ふ、末又祠を造る者法令の及ばざる所を爲すを稱し、題外に出で結をなす、大家の風度あり、○烈の字、節の字、篇首に呼應す、

纂評

○茅鹿門評　魯公の大節に臨んで奪ふべからざる處凡そ四五にして曾公の文亦以て畫一にして之を點綴するに足る、人をして之を讀んで泫然涕洟自ら已む能はざらしむ、

○眞西山評　敘事を先にし議論を後にす、而して神光精焔、轉換の處に於て透出す、直ちに西漢に逼る、

○沈德潛評　獨り死を以て公を重んずるのみならず

者、若公、非孔子所謂仁者歟』、

段落 第五大段なり、

講說 夫れ世には治亂の同じからざるあり、隨て士の官に就て仕へ、朝を去て隱るゝ行筋も亦異なり、伯夷の淸的なる、伊尹の任的なる、孔子の時的なる、此三人は其れ其れ理由あり、夫れ既に自ら古の任者たる伊尹に比するとせんに、却て後先を振向き逃げ隱れて世に賣らんとせば其れ可ならんや、故に孔子は鄙陋の奴は君に事ふる資格なしとて之を惡み、而して身を殺し以て仁を成すものを愈れりとなせり、公の若きは孔子の謂はゆる仁者にあらざるか(仁者なり)、

注解 「伯夷之淸」孟子萬章下に云ふ、伯夷は聖の淸なるものなり、伊尹は聖の任なるものなり、柳下惠は聖の和なるものなり、孔子は聖の時なるものなりと、任とは天下を以て己の責とするなり、時とは去就進退とも唯時の宜しきに從ひ拘泥せざるなり、「鄙夫不可以事君」論語陽貨の語、「殺身以成仁」論語衞靈公篇の語、

文法 若公非孔子所謂仁者歟の一句、斷じ得て定まる、

今天子至和三年、尙書都官郎中知撫州聶君厚載、尙書屯田員外郎通判撫州林君慥、相與慕公之烈、以爲公之嘗爲此邦也、遂爲堂而祀之』、

段落 第六大段の第一小段なり、祠堂の建立を言ふ、

講說 今の天子の至和三年、尙書都官郎中知撫州聶君厚載と尙書屯田員外郎通判撫州林君慥と、相與に公の烈を慕ひ、公が昔し地方官として此邦を治めたることあるに因りて堂を作て之を祠れり、

注解 「至和」仁宗の年號、

既成、二君過予之家而告之曰、願有述、夫公之赫赫不可蓋者、固不繫於祠之有無、蓋人之嚮

故公之能處其死、不足以觀公之大、何則及至於勢窮、義有不得不死、雖中人可勉焉、況公之自信也歟、維歷忤大奸、顛跌撼頓、至於七八、而終始不以死生禍福爲秋毫顧慮、非篤於道者、不能如此、此足以觀公之大也、

段落　第四大段の第二小段なり、天性なる所以を贊す、

講説　故に公が能く死に場處を得たる事のみにては公の大たる處を觀るに足らず、何となれば勢窮まり如何にしても死せざるを得ざる事情あるに至るに及べば、普通の人と雖も無理にも行ふことを得るに、況や公の自ら信ずるに於てをや、維れ幾回となく大奸の輩に忤ひ、顛倒困苦すること七八度に至るも、始より終に至るまで死生や禍福の爲に秋の毛筋程も掛念頓着せざりしは、道に篤き人に非ざる以上、此の如くなる能はず、此れ以て公の大なる處を觀るべきなり、

注解　「顛跌」たほれつまづくなり即ち斥去せられたるを謂ふ、「撼頓」困頓なり、

文法　此の主意は左の如し、一時の大節は尋常人と雖も尙ほ之を能くするが故に其平生を觀て斷案を下さゞるべからず、公の若きは百折撓まず、是を以て其一時の節義にあらずして天性然ることを知るなり、
○沈德潛云ふ、頓挫の處、淋漓激壯、○賴山陽云ふ、色態は顛跌撼頓の四字上に在り、文章字を下す當に此等の意を會すべし、

夫世之治亂不同、而士之去就亦異、若伯夷之淸、伊尹之任、孔子之時、彼各有義、夫既自比於古之任者矣、乃欲睠顧回隱以市於世、其可乎、故孔子惡鄙夫不可以事君、而多殺身以成仁

自此至公歿、垂三十年、小人繼續任政、天下日入於弊、大盜繼起、天子輒出避之、唐之在朝臣多畏怯觀望、能居其間、一忤於世失所而不悔者寡矣、至於再三忤於世失所而不自悔者、蓋未有也、若至於起且仆、以至於七八、遂死而不自悔者、則天下一人而已、若公是也、』

段落　第三大段の第四小段なり、公の屈せざるを言ふ、

講説　此れより公の歿するに至るまで三十年近きことなるが、其間小人が引續きて政に任じ、天下は日に弊害に陷り、大盜繼で起り、天子は每も都を出でゝ之を避く、唐の在朝の臣は多く畏れて觀望す、然るに其間に居り、一たび世に忤ひ所を失て悔いざるものは少し、再三世に忤ひ所を失て自ら悔いざるものに至ては蓋し未だ有らざるなり、若し起ると見れば仆れ、仆るゝと見れば起き、七八回の多きに至り、遂に死して自ら悔いざるものに至ては則ち天下一人のみ、公の若きは卽ち其人なり、

文法　賴山陽云ふ、分明昌黎伯夷の頌を學ぶ、

公之學問文章、往往雜於神仙浮屠之說、不皆合於理、及其奮然自立、能至於此者、蓋天性然也、』

段落　第四大段の第一小段なり、義烈の天性なるを言ふ、

講説　公の學問文章は往々神仙や佛の說を雜ふるが故に一一は道理に合せず、然るに其奮然として自立するに及び、能く此に至るもの蓋し其天性が然らしめたるなり、

文法　一層を推開す、

議を發す、

天寶之際、久不見兵、祿山既反、天下莫不震動、公獨以區區平原、遂折其鋒、四方聞之、爭奮而起、唐卒以振者、公爲之倡也、

段落　第三大段の第一小段なり、公が恢復の首倡たるを言ふ、

講說　天寶の際は久しく兵亂を見ざりし時代なりしかば、祿山の已に反するや天下震動せざる者なかりしに、公は獨り區々たる平原の土地を以て遂に彼の鋒を折きたるが、四方之を聞き、爭ひ奮て起り立ち、唐が卒に振ふことを得たるは公が之が率先者たりしを以てなり、

注解　「天寶」玄宗の年號、

文法　沈德潛云ふ、提起論を發す、

當公之開土門、同日歸公者十七郡、得兵二十餘萬、由此觀之、苟順且誠、天下從之矣、

段落　第三大段の第二小段なり、公の順誠を言ふ、

講說　公が土門を開きし時に當り、同日の中に公に歸せしもの十七郡、兵を得たること二十餘萬に及べり、此に由て之を觀るときは、苟も順にして誠ならんには、天下之に從ふべし、

注解　「開土門」祿山、李欽湊、高邈、何千年等をして土門を守らしむ、眞卿從父兄杲卿、長史袁履謙と李欽湊等を謀殺して京師に送る、土門已に開く、十七郡同日に歸し、眞卿を推して盟主となす、兵二十萬、燕趙を絕つ、

文法　林西仲云ふ、「百忙中偏に能く一筆を拓開す、○已上首段の安祿山を伐つの一案を發明す、○賴山陽云ふ、七十有七矣、此の句以上是れ叙事以下議論、自ら分別あり、然れども初に公與杲卿撓其勢也と曰ひ、此に又爲之倡也と曰ふ、語意重複を免れず、此れ後學戒めて學ばざるべきもの、○又云ふ、苟順誠云々、此等泛々たる結語、南豐の文、時として之れあり、是れ歐蘇の無き所、歐蘇之れあつて南豐の爲す所と自ら異なり、

唐旻所構、連輙斥、李輔國遷太上皇、居西宮、公首率百官請問起居、又輙斥、代宗時、與元載爭論是非、載欲有所壅蔽、公極論之、又輙斥、楊炎、盧杞、既相德宗、益惡公所爲、連斥之、猶不滿意、李希烈陷汝州、杞即以公使希烈、希烈初慙其言、後卒縊公以死、是年公年七十有七矣、』

段落　第二大段なり、

講説　初め公は楊國忠に忤ひし爲め斥けられて平原の太守となりしが、安祿山の必ず反すべきことを豫測して之が備をなしけるが、祿山既に兵を擧ぐるに及び、常山の太守顏杲卿と其背後を討てり、賊軍が潼關を窺ふ能はざりしは公と杲卿と彼の勢を挫きしを以てなり、肅宗の時代に於て度々正しき議論を吐きし處、宰相機嫌を損じ、公を斥け去らしめたり、又御史の唐旻に讒言せられ續けさまに斥けられぬ、李輔國が太上皇を遷して西宮に居らしめたる頃、公は首として百官を率ゐ起居を伺ひ奉り、又之が爲に斥けらる、代宗の時、元載と是非を爭論せしが、載は天子の聰明を壅蔽せんとせし處、公は飽くまで之を論じて又斥けられたり、楊炎盧杞既に德宗の宰相となり、益す公の爲す所を惡み、引續き公を斥けたれども猶ほ滿足せず、李希烈が汝州を陷るゝや、杞は此機會を以て公を希烈の處に使せしめたり、希烈は初め公の言に慙ぢけるが後卒に公を縊つて之を殺せしが、是の時公は年七十七なりき、

注解　「使希烈」建中三年李希烈反す、眞卿使を希烈の所に奉し驛に乘じて東都に至る、留守鄭叔則曰く往く必ず免れずと、眞卿曰く君命なり、將た焉んか避けん焉と、遂に行く、賊之を留む、將に二歳ならんとす、屈せず、竟に賊に縊らる、

文法　沈德潛云ふ、公の斥けらるゝを歷叙す、○林西仲云ふ、已上公の生平を叙し已に畢る、下文方に層々

撫州顏魯公祠堂記

解題　本文に審なり、

主意　公の烈死の大節は世人を感化するに足ると云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、篇首より「皆知公之爲烈也」に至るまでを第一大段となす、注意を揭ぐ、「初公忤楊國忠」より「是年公年七十七矣」に至るまでを第二大段となす、平生の履歴を言ふ、「天寶之際」より「若公是也」に至るまでを第三大段となす、其大節の無双なるを言ふ、「公之學問文章往々雜於神仙」より「此足觀公之大也」に至るまでを第四大段となす、公の義烈は一時的のものに非ざるを言ふ、「夫世之治亂不同」より「若公非孔子所謂仁者歟」に至るまでを第五大段となす、其義烈を賛す、「今天子至和三年」より篇尾に至るまでを第六大段となす、祠堂を記す、

贈司徒魯郡顏公、諱眞卿、事唐爲太子太師、與其從父兄杲卿、皆有大節、以死、至今雖小夫婦人、皆知公之爲烈也、

段落　第一大段なり、

講説　贈司徒魯郡顏公は諱は眞卿、唐に事へて太子太師たり、其從父兄の杲卿と何れも大節あり、之が爲に死せり今に至るまで小夫婦人と雖も皆公の義烈の人たるを知る、

注解　「從父兄」いとこ、

文法　賴山陽云ふ、死の字は後面の處死の案を伏す、婦人小夫知烈は不足觀公之大の案を伏す、

初公以忤楊國忠、斥爲平原太守、策安祿山必反、爲之備、祿山既擧兵、與常山太守杲卿、伐其後、賊之不能直闚潼關、以公與杲卿撓其勢也、在肅宗時、數正言、宰相不悅、斥去之、又爲御史

身反振の句を用ひて全勢を振起す、語意正大、

使一人之行修、移之於一家、一家之行修、移之於郷隣族黨、則一縣之風俗成、人材出矣、教化之行、道德之歸、非遠人也、可不勉歟、

段落　第四大段の第二小段なり、效力の大なるを言ふ、

講說　一人の行の修まることを一家に移し、一家の行修まることを郷隣族黨に移さしむるときは、一縣の風俗成り人材出づべし、教化の行はるゝと道德の歸着すると、吾人に遠きことには非ざるなり、

文法　沈德潛云ふ總收、○賴山陽云ふ、一人一家より說き起し宜黃人を鼓舞す、體裁大方、

縣之士來請曰、願有記、故記之、十二月某日也、

段落　第四大段の第三小段なり、記を作る由を言ふ、

講說　宜黃縣の士來り請うて云ふ何卒記し給へと、因て之を記せり、十二月某日なり、

纂評

○茅鹿門評　子固學を記す、學の制と其人材を成就する所以とを論ずる處經術に深きものに非れば能はず、韓歐二蘇の及ばざる所の處、

○儲同人評　經行古茂色是れ子固の本色、

○蔡聞之評　吉州慈溪縣の學記に比すれば更に說き得て詳明親切、學識あり、筆力あり、此種の文、世道人心に於て大に關係あり、原道と竝び傳ふるに足る、

○沈德潛評　先づ古の學を建つるを序し、次に後代の學を廢するを叙し、後に宜黃の學を立つるを叙し、末に士子の進學を勉勵するを叙す、未だ天命人心與五常百行の原を推闡せずと雖も、漢代以來能く見の此に及ぶもの罕なり、行文間架を用ひず、每段收住の處、含蘊窮りなし、後惟だ宋子の文其神味に肖たり、王遵巖曾を學ぶ、勉めず形迹の在るを免れず、

樣、及ばざるを恐るゝが如くなるを觀るに付けては、彼の人情が學校を樂まずと言は果して眞ならんや、

文法　沈德潛云ふ、每段收句に於て神を着く、○此一節を補ひ文始めて生氣あり、諸家評し及ばず、何ぞ其文を知らざるや、

宜黃之學者、固多良士、而李君之爲令、威行愛立、訟清事擧、其政又良也、夫及良令之時、而順其慕學發憤之俗、作爲宮室敎肄之所、以至圖書器用之須、莫不皆有、以養其良材之士、古之去今雖遠矣、然聖人之典籍皆在、其言可考、其法可求、使其相與學而明之、禮樂節文之詳、固有所不得爲者、若夫正心脩身、爲國家天下之大務、則在其進之而已、

段落　第四大段の第一小段なり、禮樂は姑く置き正脩治平の事は期すべきを言ふ、

講說　宜黃縣の學者の中には固り良士多き處、李君が令となられしより、威は行はれ愛は立ち、訴訟は絕え、事務は擧り、其政も又良きなり、夫れ良縣令の時に乘じて、此地の人が學を慕ひ奮發する所の風俗に順ひ、學舍講堂を營造し、圖書器械の必要なるものに至るまで皆有らざるはなく、斯くて其良材の士を養ふとすれば、古の今を距ること遠しと雖も、聖人の典籍は皆存在する以上、其言考ふべく其法求むべきが故に、其をして相與に學んで之を明かにせしめんか、禮樂節文の詳なることは、固り今日に於て行ふを得ざる所あるも、夫の心を正うし身を脩め、國家天下を治むる大務に至ては、唯だ之を進むるに在るのみ、

注解　「敎肄」敎授講習なり、「節文」細目、

文法　茅鹿門云ふ、見得て深切なるに非ずんば何を以て此の如き議論あらん、○賴山陽云ふ、若夫正心脩

飲寢食之用皆具、其像孔子而下、從祭之士皆備、其書經史百氏、翰林子墨之文章、無外求者、其相基會作之本末、總爲日若干而已、何其周且速也』、

段落　第三大段の第二小段なり、學校の建設を言ふ、

講説　皇祐元年、折善く李君詳は縣令として來任あり、始めて學校を立つべきことを提出に及びし所、縣の士の何某等は皆此にて修學することを得べしと考へしにより、相勵んで之に努力せしかば、其材料も人民に課せずして餘あり、其工夫も徵發せずして多數なりき、軈て落成するや建築の區畫幾つかを積みて門の回廊正堂講義室及び學生の寄宿舍皆足り、器械の幾つかを積みて祭祀や飲食や寢臥の用具皆揃ひ、其安置せる像は孔子より以下供祭の士皆備はり、其貯藏の圖書は經史百家翰林子墨の文章に至るまで他に求むるものなく皆內部にて十分供給に堪へ、其基礎を据ゑ工事に從事して落成せしまでの本末は總て若干日に過ぎざりき、何として斯く周到にして且つ敏速なりしや、

注解　「翰林子墨」文學者を謂ふ、

文法　沈德潛云ふ、束住、

當四方學廢之初、有司之議、固以謂學者人情之所不樂、及觀此學之作、在其廢學數年之後、唯其令之一唱、而四境之內、響應而圖之、如恐不及、則夫言人之情不樂於學者、其果然也歟』、

段落　第三大段の第三小段なり、人情學を樂まざるに非ざるを言ふ、

講説　四方の學校廢せられし初に當り、有司の議、固り思ひけるは學問は人情の樂まざる所と、然るに此學校の起りしことが廢學數年の後に在りしに拘はらず、一たび命令の出づるや、四境の內響に應ずると同

圖當世之務、而以學爲先、於是天下之學得立、而方此之時、撫州之宜黃、猶不能有學、士之學者、皆相率而寓於州、以群聚講習、其明年天下之學復廢、士亦皆散去、而春秋釋奠之事、以著於令、則常以廟祀孔氏、廟廢不復理、

段落　第三大段の第一小段なり、宜黃の久しく學校あらざりしことを言ふ、

講說　宋興り已に幾んど百年となりぬ、然るに慶歷三年に至り、天子は時世の要求たる政務を企てられ、此れに就ては學校を以て第一となし給へり、是に於て天下中の學校立つを得たり、此の時に當り撫州の宜興縣のみは猶ほ學校を有する能はず、之がため士の學問をなす者は皆引連れて州に寓し此處に聚つて講習せり、其翌年天下の學校再び廢れ、士も亦散じ去りぬ、而して春秋に釋奠を行ふことは法令に揭げられたる次第なれば常に廟を設けて孔子を祀り來りし所、廟廢れて其儘修繕にも及ばざりき、

注解　「慶歷」宋の仁宋の年號、「釋奠」孔子の祭なり、

文法　賴山陽云、學の記は商周より說き起すは此れ熟套厭ふべし、曾王の文と雖も脫する能はず、乃ち知る李泰伯袁州學記の超凡絕俗なるを、宜なるかな傳誦衰へず、

皇祐元年會令李君詳至、始議立學、而縣之士某某、與其徒、皆自以謂得發憤於此、莫不相勵而趨爲之、故其材不賦而羨、匠不發而多、其成也、積屋之區若干、而門序正位講藝之堂、棲士之舍皆足、積器之數若干、而祀

從之、豈用力也哉』、

段落 第一大段の第五小段なり、教學の效を言ふ、

講說 故に其風俗が已に成就するときは刑罰は只据置にして不用となり、其人材の成就するときは三公百官其用ふべきの士を得、其法の永久的なるや、中等の器量あるものも守ることを得、其人に入るの深きや、衰世を經過すると雖も亂るゝことなし、教をなすの極此に至り、天下の人を鼓舞するに人知らずして之に從ふ、豈に力を用ひんや、

文法 頼山陽云ふ、故其俗以下用力也哉に至るまで其效驗を推し、宕開して說く、

及三代衰、聖人之制作盡壞、千餘年之間、學有存者、亦非古法、人之體、性之舉動、唯其所自肆、而臨政治人之方、固不素講、士有聰明朴茂之質、而無教養之漸、則其材之不成、夫然、蓋以不學未成之材、而爲天下之吏、又承衰弊之後、而治不教之民、嗚呼仁政之所以不行、盜賊刑罰之所以積、其不以此歟』、

段落 第二大段なり、

講說 三代の衰ふるに及び、聖人の立てられたる法制盡く破壞に及び、千餘年の間、學術の存せしものあるも亦古の法にあらず、人の肢體や性の舉動や唯だ其人自身の勝手に出で、政に臨み人を治むる道などは、固り平生より講習せざる所にして、士に聰明朴茂の質あるも教育養成の下拵なく、其結果彼等の人材は成らざるなり、夫れ此の如し、蓋し學ばず成らざるの材を以て天下の吏となり、又衰弊の後を承けて其治むる民は無教育なり、嗚呼仁政の行はれざる所以、盜賊刑罰の積む所以は何と之が爲にあらずや、

宋興幾百年矣、慶曆三年、天子

策皆得、及出而履天下之任、列百官之中、則隨所施爲、無不可者、何則其素所學問然也、

段落　第一大段の第三小段なり、實用敎育を言ふ、

講說　斯くて又天地事物の變と古今治亂の理を知らしめ、損益廢置、先後終始の要に至るまで知らざる所なく、其堂戶の上に在りながら、四海九州の業、萬世の策皆會得せられ、出でゝ天下の任を履んで百官の中に列するに及び、爲す儘にして不可なるものなし、何となれば其平素學問する所此の如くなればなり、

文法　賴山陽云ふ、素所學問、篇首以下を收め盡し、下更に重說一番、詠歎結となす、

蓋凡人之起居飮食動作之小事至於修身爲國家天下之大體、皆自學出、而無斯須去於敎也、其動於視聽四支者、必使其洽於內、其謹於初者、必使其要於終、馴之以自然、而待之以積久、噫何其然也、

段落　第一大段の第四小段なり、敎學の必要を言ふ、

講說　蓋し凡そ人の起居なり飮食なり動作なりの小事より、身を修め國家天下を治むるの大體に至るまで皆學問より出でゝ少時の間も敎育を離るゝことなきなり、其視聽及び四肢の働きに發現する所のことは必ず心の中に浸み込ませ、其初に謹むものは、必ず其終に要を得しめ、之を馴らすに自然を以てし、之を待つに積久を以てす、噫何如に其至極なるや、

故其俗之成、則刑罰措、其材之成、則三公百官得其士、其爲法之永、則中材可以守、其入人之深、則雖更衰世、而不亂、爲敎之極至此、鼓舞天下、而人不知其

其進む者を勉め、從はざる者を戒む、其敎化の機關を設くる所以は此の如し、

注解　「絃歌」奏樂と唱歌、「洗爵」杯を洗ふなり、宴會のこと、「授捷」鹵獲品を獻ずるなり、凱旋式を謂ふ、「鄕社」社は一に射に作る、

文法　賴山陽云ふ、先づ其具を擧げて後、其貲の要用ある所以を言ふ、如此の二字上を結び、下に轉じ、一段中の枝節となる、

而其大要則務使人人學其性、不獨防其邪僻放肆也、雖有剛柔緩急之異、皆可以進之於中、而無過不及、使其識之明、氣之充於其心、則用之於進退語默之際、而無不得其宜、臨之以禍福死生之故、而無足動其意者、爲天下之士、而所以養其身之備如此、

段落　第一大段の第二小段なり、精神敎育を言ふ、

講說　而して其大要は務めて人人をして其性を學ばしむるに在り、獨り其邪曲放縱を防ぐのみならざるなり、人の性質には剛柔緩急の相違あるも皆之を中庸に進めて過ぐると及ばざると無からしめ、其識をして明かに氣をして心に充たしむるときは之を進退語默の間に用ひて其宜しきを得ざるなく、之に臨むに禍福死生に係る大事件を以てするも其意を動かすに足るものなし、天下の士となつて其身を養ふ所以の備此の如し、

文法　賴山陽云ふ、禍福死生の一句、眞見實語、又如此を用ひ上を結び下に轉じ、一段中の枝節となる、

則又使知天地事物之變、古今治亂之理、至於損益廢置、先後終始之要、無所不知、其在堂戶之上、而四海九州之業、萬世之

宜黄縣學記

解題　學とは學校のことなり、此れは宜黄縣にて立てたる學校の記文なり、

動機　教化道德を擴張すべしと云ふに在り、

主意　學校の目的は才德双全の人材を成すに在ることを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「豈用力也哉」に至るまでを第一大段となす、古代學校の盛なりしを言ふ、「及三代衰」より「其不以此也歟」に至るまでを第二大段となす、後代學校の衰へたるを言ふ、「宋興幾百年」より「其果然也歟」に至るまでを第三大段となす、宜黄縣に於て學校を建てたることを言ふ、「宜黄之學者固多良士」より篇末に至るまでを第四大段となす、縣の士人を奬勵す、

古之人自家至於天子之國皆有學、自幼至於長未嘗去於學之中、學有詩書六藝、弦歌洗爵、俯仰之容、升降之節、以習其心體耳目手足之擧措、又有祭祀郷社養老之禮、以習其恭讓、進材論德、出兵授捷之法、以習其從事、師友以解其惑、勸懲以勉其進、戒其不率、其所以爲具如此、

段落　第一大段の第一小段なり、教育の機關を擧ぐ、

講説　古の人は各の家より天子の國都に至るまで皆學校あり、幼少より長年に至るまで常に學校の中を離るゝことなく、學には詩書六藝絃歌洗爵並に折り屈みの容儀階段を升降するの度合等あり、是れにて心體耳目手足の動作を習ひ、又祭祀郷社養老の禮あり、是れにて丁寧謙遜の德を習ひ、能力を進め德行を評し兵を出だし勝を授くるの法あり、是にて各其れ其れの事を習ひ、師友あつて其惑を解き、勸懲あつて

者、李材叔而已、材叔久與其兄公翊仕同年、同用薦者爲縣、入祕書省、爲著作佐郎、今材叔爲柳州、公翊爲象州、皆同時、材又相若也、則二州交相致其政、其施之速、勢之便可勝道也夫、其越人之幸也夫、其可賀也夫』

段落　第三大段なり、

講說　然れども前に陳べたる事業の如きは其能力が飛抜けて衆人の上に出づるものに非ざれば能はざるなり、南方に官吏となつて在勤するもの多けれども、余は其能力が飛抜けて衆人に過ぐれ、能く吾が說を行ふものは李材叔のみなることを知る、材叔は久しき以前より其兄の公翊と同年に出仕し、同じく推薦する者あつて縣令となり、秘書省に入て著作佐郎となれり、今材叔は柳州を治め、公翊は象州を治め何れも其時を同うし、能力も亦一様なり、さすれば柳と象との二州は交も其政を致し、其施すことの速なる、勢の便なる、言ふに堪へざる程なり、何如にも越人の幸なるかな、如何にも賀すべきことかな、

文法　賴山陽云ふ、入題の處叉兩波となり、入題の後叉兩波となる○結末の幸の字は前段の不幸の二字を反收す、

纂評

○茅鹿門評　立意淺に似たり、然れども亦人情に本づいて之を爲すもの、之を錄して以て南粤に遊ぶを厭ふものゝ勸となす、

○沈德潛評　三層を遞說し、俗情に卽いて以て其見を破る、既に已に之を寛にす、實は之に之を勉むるなり、氣淸く調逸す、此れ南豐の一體、近時曾文を學ぶもの多く之を尙ぶ、

○賴山陽評　江任を途るの序、此れと命意大抵同うして彼れ厭讀、此れ快讀するものは何ぞや、此れ碎、彼れ否、文能く碎、乃ち觀るべし、文に熟する者にあらずんば知らざるなり、

優與の一句小住脚、又說起、文態を說起す佳、○語を趁うて它意に入る、是れ南豐の長處又其病處、久居云々、一意兩波、文情絕佳、

古之人爲一鄕一縣、其德義惠愛、尙足以薰蒸漸澤、今大者專州、豈當小其官而不事耶、

段落　第二大段の第二小段なり、其官を小とすべからざるの理を言ふ、

講說　古の人は一鄕一縣と云ふが如き小區域を治むるすら、其德義愛惠は尙ほ火の薰べ、水の浸み込むが如くに感染するなり、然るに今や大なるものは一州を專管するに、何とて其官を小として勤めざるべけんや、

注解　「爲一鄕一縣」爲は治なり、

文法　其官を小とするの說を破る、

令其得吾說而思之、人咸有久居之心、又不小其官、爲越人滌其陋俗而敺於治、居閩蜀上、無不幸之歎、其事出于千餘年之表、則其美之巨細可知也、

段落　第二大段の第三小段なり、民の不幸の句を收む、

講說　此土に吏たる者をして吾が說を得て之を思案せしめ、誰も皆久しく居住するの心あり、又其官を小とせず、越人の爲に其未開の俗を一統して、治平の中に驅り入れ、閩蜀以上の地位に進ましめて不幸の嘆なきに至らば其事は千餘年の上に超出せんには、其美の大小は言ふまでもなく知らるゝなり、

注解　「滌」あらふ、「敺」かる、

文法　沈德潛云ふ主意、○賴山陽云ふ、一々前話を收合して一句結住、筆力萬鈞頗る昌黎の風あり、

然非其材之穎然邁於衆人者、不能也、官於南者多矣、予知其材之穎然邁於衆人、能行吾說

彼不知繇京師、而之越、水陸之道皆安行、非若閩溪・峽江・蜀棧之不測、則均之吏於遠、此非獨優與、其風氣吾所諳之、與中州亦不甚異、起居不違其節、未嘗有疾、苟違節、雖中州寧能不生疾耶、其物產之美、果有荔子・龍眼・蕉柑・橄欖、花有素馨・山丹、含笑之屬、食有海之百物、累歲之酒醋、皆絕於天下、人少鬪訟、喜嬉樂、吏者惟其無久居之心、故謂之不可、如其有久居之心、奚不可耶、

段落　第二大段の第一小段、久居すべからざるの理なきを言ふ、

講說　彼は京師よりして越に往くには、水陸とも樂々として行かるゝ道にして閩溪や峽江や蜀の棧道の危險の如きにあらざるを知らず、さすれば何れにしても遠國に役人となることならば越の方は却てましにあらずや、其風氣は吾之を熟知する所なるが中州と非常には異ならず、起居其節に違はざるときは決して病氣などなし、苟も節に違はゞ中州と雖も、如何にして病を起さゞらんや、其物產の美なる、菓には荔子あり龍眼あり、蕉柑あり、橄欖あり、花には素馨山丹含笑の屬あり、食には海の種々なる產物、多年蓄へたる酒醋あり、皆天下に於ける唯一の品なり、人に爭論や訴訟少なく、游戲を喜び、風俗惡しからず、吏たるもの久しく居らんとするの心なきが故に不可と謂ふのみ、若し久しく居らんとするの心あらば何とて不可ならんや、

注解　「荔子」俗に荔枝に作る、「蕉柑」バナ、なり、

文法　水陸之道皆安行云々は偏遠の說を破る、其風氣云々は與中州異の說を破る、○賴山陽云ふ、此非獨

往車船未行、輙以屈指計歸日、又咸小其官、以爲不足事、其逆自爲慮如此、故其至、皆傾搖懈弛其憂且勤之心、其習俗自古而爾、不然何自越與中國通、已千餘年、名能撫循其民者、不過數人耶、

段落　第一大段の第一小段なり、越の吏皆久居を欲せず、其官を小とするを言ふ、

講說　物語をなす者の噺に、南越は偏鄙の上、都より遠方に在り、其風土氣候は中部地方と異れり、故に此に在勤する者は久しく駐在することを欲せず、往々車や船の出發せざる中より指を屈して歸るべき日を數ふ、又其官を小なりとし働く價値なしと思惟す、往かぬ前より自分極をなすこと右の次第なれば、其任地に至るや苦勞や勤務の心は動搖し、懈怠すること なるが、其習慣は古よりして斯かる始末なり、若しさなきときは越が中國と通交せしより已に千餘年になりぬるに何とて能く其人民を撫でいたはりしと云ふ名聲あるもの數人に過ぎざるにや、

文法　賴山陽云ふ、反振、力あり、

故越與閩蜀、始倶爲夷、閩蜀皆已變、而越獨尙陋、豈其俗不可吏與、蓋吏者莫改其治敎之意也、意亦其民之不幸也已、

段落　第一大段の第二小段なり、越民の不幸なるを言ふ、

講說　故に越と閩の地、蜀の地は、始め竝に夷たりし處、閩蜀は已に中國の文明に變じたるに、越に限つて尙ほ陋なるは、豈に其俗が改むべからざるか、否、其理由は吏たるもの治敎を致すの意なきに因るなり、考へ見るに亦其人民の不幸と云ふの外なし、

文法　賴山陽云ふ、又一層、文勢雄厚にして下段を生出す、○不幸の字、一篇の字眼、先づ一出す、

して漢法尤も人情に合す、郡人を以て郡守を典するもの勝て數ふべからざるなり、唐宋亦然り、明に至り始めて竊に私を以て之を疑ひ、省を越え官を命じ猜防愈よ深く、吏治愈よ古に若かず矣、奚の益かあらんや、

兩段分說すと雖も、然れども一賓一主、正意只後段に在り、蓋し江君勢既に易に處る、則ち上の德意を宣し以て下民を利澤する、其責辭するを得ざるものあるなり、勉勵の旨自ら言外に在り、茅鹿門謂ふ古來未だ此調あらず、子固自ら機軸を出すと、良に然り、

○賴山陽評　數語了すべきもの、故に演して數十語となす、此れ自ら賦體、然れども之を散文に用ふ、鄒陽獄中の書の如き、已に此風あり、韓公六季駢儷の習を矯め、善く長短句を屬累す、高閑を送るの序の如き是れなり、南豐此等を模倣して筆力氣力及ばず、故に徒に後の冗腐法門を開く、茅順甫の如き、最も此類を喜ぶ故に云々するなり、

送李材叔知柳州序

動機　李材叔をして其任地を厭ふことなく、其官位を小とすることなくして、越の民の不幸を救はしむるに在り、

主意　越に吏となる者が治敎を致すの意なきことは其地方人民の不幸なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「意亦其民之不幸也已」に至るまでを第一大段となす、越の陋俗を免れざるは其吏たるもの久居を欲せず、其官を小として勤めざるに由ることを言ふ、「彼不知繇京師而之越」より「則其美之巨細可知也」に至るまで第二大段となす、久居の意なきと、其官を小とするとの共に謬見なることを言ふ、「然非其材之穎然邁於衆人者不能也」より篇尾に至るまでを第三大段となす、李材叔は其官を小とせざるべく、久居を厭はざるべく、越人の幸福なるを言ふ、

談者謂南越偏且遠、其風氣與中州異、故官者皆不欲久居、往

人各用於其土者、孰近於此、既已得其所處之樂、而厭聞飫聽其人民之事、而江君又有聰明敏給之材、廉潔之行、以行其政、吾知其不去圖書講論之適、賓客之好、而所爲有餘矣』

段落　第三大段の第一小段なり、江任の任地近く事情明なると、其人と爲りは望を屬するに足るを言ふ、

講説　臨川の江任君は洪の豐城縣を治むることゝなれるが、此の臨川と豐城との二縣は牛羊の牧場なども互ひ違となり、樹木果蔬五穀のうねも入り亂れ、謂はゆる九州の人各其土地に用ひらるゝもの、何れの處か此より近きものあらん、江君は已に處る所の樂を得たるが上に、其人民の事は飽くほど十分に聞き知れり、且つ江君は又聰明敏捷の能力と廉潔の行とあつて縣治を行ふが故に、吾は江君が書物や講論の愉快や賓客の交際を止めざるも、其爲す所は餘あることを知る、

蓋縣之治、則民自得於大山深谷之中、而州以無爲於上、吾將見西江之幕府無南嚮而慮者矣、於其行、遂書以送之』

段落　第三大段の第二小段なり、縣治の結果を言ふ、

講説　蓋し縣が果して治まるときは、管下の人民、大山深谷の中に滿足して、州は其上に立ちながら何等手を着くるものなからん、吾れ西江の幕府が南方に向て心配することなきを見んとす、江任の出立に方り遂に此文を書して之を送る、

文法　沈德潛云ふ、政成るの意、淡々として說き、俗調に入らず、○賴山陽云ふ、吾知吾見、語意相類す、又二矣字を下す、作者故意に之を作すなり、然れども收結の處此の如く排宕、之を簡短の文に用ふれば可なり、之を用篇に用ふるは則ち勁技を缺く矣、

纂評

○沈德潛評　儲同人云ふ、吏治は漢より盛なるなく

所遊覽、非其自得、則鄉之先生老者之所告也。」

段落　第二大段の第二小段なり、其習慣に熟して其土地に安んずるを言ふ、

講說　耳目鼻口其他あらゆる肉體の養ひ方に於ても吾が家を出でざると同じく、父兄を首め六親故舊の人達と朝夕に面を合す點に於ても己の里を出でざると同じく、山川の形勢、田畝市街、歌謠、俗習、言語の變化、利害得失善惡の法則等、己が童子の時聞きしものに非ざれば、少年より大人となれる間に遊歷實見せし所なり又己が自得にあらざれば、鄉里の先生年寄等の物語せし所なり、

注解　「六親」一に云ふ、父母兄弟妻子と、一に云ふ父子、從父昆弟、從祖昆弟、曾祖昆弟、俗昆弟、

所居已安、所有事之宜、皆已習熟如此、能專慮致職、以宣上恩而修百姓之急、其施爲先後、不待旁諮久察、而與奪損益之機、已斷於胸中矣、豈類夫孤客遠寓之憂而以苟且決事哉。」

段落　第二大段の第三小段なり、政績を擧げ易きを言ふ、

講說　居る所已に安く、有らゆる事の具合も皆習熟する此の如し、されば能く一心に考へて職務を盡し、君上の恩德を宣布して百姓の急務を修むるに方り、其施行の先きにすべきか、後にすべきか抔、廣く問尋ね久しく察知するまでもなく、與ふると奪ふと、補ふと減ずるとの機は已に胸中に定まるなり、豈に彼の孤客となり遠方に寄留することのみを憂ひ一時凌を以て事を決するものに類せんや、

文法　沈德潛云ふ、豈夫云々は前文に回應す、

臨川江君任、爲洪之豐城、此兩縣者、牛羊之牧相交、樹木果蔬五穀之壟相入也、所謂九州之

然的となり、從來見分け兼ねたることも疑惑なきに至るも、折角此の處まで至りしと思へば、年月の期限あり、任地を引き退くことゝなる、故に專一に思慮を練て政治機關を修め、天子が下に及ぼし給ふ所の仁德を宣布して後代の遵守すべき法則を立つることを得ざる次第なり、

文法　沈德潛云ふ、民情を得ざる所以、

或九州之人、各用於其土、不在西封、在東境、士不必勤、舟車輿馬不必力、而已傳其都邑、坐其堂奧、道途所次、升降之倦、衝冒之虞、無有接於其形、動於其慮、

段落　第二大段の第一小段なり、道途の安便なるを言ふ、

講說　或は九州の人が各自分自分の土地に用ひらるることあるが、其任地は西の界に在らざれば東の界にして從者もさまでに勤苦するに及ばず、船車輿馬などもさまでに、力勞せずして、早や目的地の都邑に着き其堂奧に座することを得、道中の宿泊に於ても、山坂を登り降りする疲勞の事や、種々なる危險を冒する所の心配など、其形に接することすらなく、其思慮に動くこともすらなし、

注解　「傳其都邑」或は云ふ、傳は傅の誤にして、至るの義なりと、

文法　沈德潛云ふ、上一段と語々反對、○賴山陽云ふ曾文を學ぶもの每に此等を學ぶ、冗長厭ふべし、遵岩集等を觀るに見るべし、

至於耳目口鼻百體之所養、如不出乎其家、父兄六親故舊之人、朝夕相見、如不出乎其里、山川之形、土田市井、風謠習俗、辭說之變、利害得失、善惡之條貫、非其童子之所聞、則其少長之

盤渦、「隤」頽に同じ、「覆壓」覆は衝波急洑に係り、壓は隤崖落石に係る、「贏」もたらす、「擧欒」擧は當に褁に作るべし、つゝむなり、「刀兵」武器を指す、此にては武器を持する人を云ふ、「曹伍」編成して列を成すこと、

文法　賴山陽云ふ、此等の處、歐公を學んで善からざる者のみ、集古目序の如き、宜しく此と對觀すべし、則ち筆力高下窺ふべし、

至則宮廬器械、衣服飮食之具、土風氣候之宜、與夫人民謠俗、語言習尙之務、其變難遵、而其情難得也、則多愁居惕處、歎息而思歸、』

段落　第一大段の第三小段なり、赴任の當座、事務の手に付かざるを言ふ、

講說　已に任地に至れば、家屋器械と云ひ、衣服飮食の具と云ひ、其風土氣候の具合、又は人民の謠俗、語言習慣の務など、其變化に調子を合はすことは困難にして彼等の情實を呑込むことに困難なり、左れば多くは平常愁ひつ、惕れつ、歎息して歸りたしと思ふなり、

注解　「謠俗」謠は流行歌にて土地の感情を知るべきもの、

文法　賴山陽云ふ、長句層累の處、宋人の臭氣を免れず、宋人喜んで與夫の二字を用ひ上下の語句を聯綴す、

及其久也、所習已安、所蔽已解、則歲月有期、可引而去矣、故不得專一精思、修治具以宣布天子及下之仁、而爲後世可守之法也、』

段落　第一大段の第四小段なり、事務手に付くに至るときは任期已に盡くるを云ふ、

講說　其在勤の久しくなれる頃は、萬事に慣れて自

均之爲吏、或中州之人、用於荒邊側境、山區海聚之間、蠻夷異域之處、或燕荊越蜀、海外萬里之人、用於中州、以至四遐之鄉、相易而往、

段落　第一大段の第一小段なり、遠地の赴任の二方面を擧ぐ、

講說　どちらにても役人には相違なきも或は中部地方の人が荒れ果て片寄たる國はづれ山里海邊の間蠻夷異域の處に用ひられて在勤するもあれば或は又燕荊越蜀又は海外萬里の人が中部に任用せらるゝことあり、其他四方隅々の鄉に至るまで此方よりは向へ、向よりは此方へと入れ違に往くことあり、

注解　「海聚」聚は聚落、「遐」遠僻なり、

文法　均之爲吏の一句は第一第二の兩大段を綜ぶ、

其山行水涉、沙莽之馳、往往則風霜冰雪、瘴霧之毒之所侵加、蛟龍虺蜴虎豹之群之所抵觸、衝波急洑、隤崕落石之所覆壓、其進也、莫不羸糧擧藥、選舟易馬、刀兵曹伍而後動、戒朝奔夜、變更寒暑而後至、

段落　第一大段の第二小段なり、道中の困苦を言ふ、

講說　此等の官吏が、赴任の途中、或は山を行き水を涉り、沙地や草村をば馳せ通るに往々風霜氷雪又は瘴霧とて有害なる霧に侵され、蛟龍虺蜴虎豹の群に突きかゝられ、衝波急洑崩れたる崖、落ち來る石の爲に覆壓せらるゝが如き危險あり、其進行するに就ては糧を用意し藥を携帶し、船を選び馬を易へ、護衞を組みて後始めて出立し、朝は寢過さぬやうに注意をなし、夜もすがら急行することあり、寒暑を經て後に至らざるはなし、

注解　「虺蜴」やもり、とかげの類、「衝波急洑」激浪と

講說　公は人となり溫良慈恕、其政治をなす簡易にして人を愛せり、朝廷に立つに及び、言を危くし色を正うし、他人の及ぶ能はざる所あり、凡そ同時に公と言責ある諫官の人々は後多く大官に至りしに、公のみは惜いかな早く卒せり、

公諱師道、其世次州里歷友行事、有今資政殿學士趙公抃爲公之墓誌銘云、

段落　第五大段の第二小段なり、墓誌銘を言ふ、

講說　公の諱は師道其累代の順序、鄉里、官歷行狀等は今の資政殿學士趙公抃の爲りたる墓誌銘あり、

纂　評

○沈德潛評　儲同人云ふ、宋熙寧に至て公議廢斥、一も存するに足るなし、仁宗を揚厲す、義猶は魚藻の如し、

范公の忠直、仁宗の朝の太平無事、能く直言を受く、一齊傳出生枯双管俱に下るの妙あり、行文典重紆餘、則ち又公の獨り擅にする所、

○賴山陽評　此篇、顏魯公祠堂記と皆正大明白、字句を以て巧となさず、南豐能く大家と稱するを得る所以、豈に此等を以てか、沈評、評し得て允當易へず、而して余最も欽する所のもの竝に君臣を稱して中に自ら主客あり、體裁を失はず筆力及ぶべからず、

巻二十八（曾鞏著）

送江任序

主意　江任は鄉里に近き土地に於て官吏となることとなれば必ず成功すべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「爲後世可守之法也」に至るまでを第一大段となす、遠方の任地の害を言ふ、「或九州之人」より「而以苟且決事哉」に至るまでを第二大段となす、近方の任地の害を言ふ「臨川江君任」より篇尾に至るまでを第三大段となす、江任の近地に叙任せられんことを叙べて其必ず效果あるべきを言ふ、

求め、太平休養に至ては往々之を棄つ、仁宗は然らず三代下の令主たる所以、神宗の時に至り此風盡く矣、○頼山陽云ふ、一歸之公議の句は題目を脱せざる處、

夫因人而不自用者天也、仁宗之所以其仁如天、至於享國四十餘年、能承太平之業者、由是而已、後世得公之遺文、而論其世、見其上下之際、相成如此、必將低回感慕、有不可及之歎、然後知其時之難得、則公言之不沒、豈獨見其志、所以明先帝之盛德於無窮也、

段落　第四大段なり、

講説　夫れ人に因て働き自ら己の智を用ひざるものは天なり、仁宗が其仁天の如く、國を享くること四十餘年の久しきに至り、能く太平の業を承くる所以のものは是れに由るのみ、後世の人、公の遺文を讀んで其世を論ずるもの、其君臣の關係、互に成すこと此の如くなるを見ば將に低回感慕及ふべからざるの歎あるに相違なし、然る後其時の得がたきを知るならんには、公の議論の消滅せざる豈に獨り公の志を見るのみならん、先帝の盛德を無窮に明かにする所以なり、

文法　茅鹿門云ふ、一唱三嘆の遺音、○沈德潛云ふ、重を歸する體を得たり、○頼山陽云ふ、夫因人而不自用者天也、仁宗云々、此等の處、魯公祠堂記の順且誠云々と同一語意、然れども此れ血脈通融彼と異なるのみ、

公爲人溫良慈恕、其從政簡易愛人、及在朝廷、危言正色、人有所不能及也、凡同時與公有言責者、後多至大官、而公獨早卒、

段落　第五大段の第一小段なり、早死を惜む、

も亦叙事を帶有す、

蓋當是時、仁宗在位歲久熟於人事之情僞與群臣之能否、方以仁厚請靜休養元元、至於是非與奪、則一歸之公議、而不自用也、其所引拔、以言爲職者如公、皆一時之選、而公與同時之士、亦皆樂得其言、不曲從苟止、故天下之情、因得畢聞於上、而事之害理者、常不果行、至於奇衺恣睢、有爲之者、亦輒敗悔、故當此時、常委事七八大臣、而朝政無大闕失、群臣奉法遵職、海內又安、

段落　第三大段なり、

講說　蓋し此時に當り、仁宗は位に在ること歲已に久しかりければ、人事の誠僞と群臣の能否とを呑込み給ひ、方に仁厚淸靜を以て人民を休養し、是非與奪に至ては則ち一に之を公議に歸して自ら用ひず、其引上げし所の人にして言論を以て職となす者公の如きは皆一時の選り拔きにして、公が同時の士と亦皆其議論を遂ぐるを得たるを樂み、曲げて天子大臣の意に從ひ或は姑息的の考にて中止することなかりき故に天下の情は之が爲め遂一天子の御耳に達するを得、道理に害ある事は行ひ果さず、不正我儘などの行爲は之をなす者あるも亦直ちに失敗後悔する次第なり、故に此時に於ては天子常に事を七八人の大臣に委任あつて朝廷の政に大なる過失なく、群臣は法を奉じ職に遵ひ海內又安し、

注解　「元元」人民なり、「奇衺」不正なり姦思なり、周禮の宮正に云ふ、其淫思と其奇衺の民とを去ると「恣睢」睢は目を仰いで見るなり、

文法　沈德潛云ふ、國家急なれば則ち詔を下し言を

講說　尙書戸部郎中直龍圖閣范公貫之の奏議凡そ若干篇、其子の世京集めて十卷となし、而して予に屬して之を序せしむ、

蓋自至和已後、十餘年間、公常以言事任職、自天子大臣至於群下、自掖庭至於四方幽隱、一有得失善惡關於政理、公無不極意反覆、爲上力言、或矯拂情欲、或切劘許慮、或辨別忠佞、而處其進退、章有一再、或至於十餘上、事有陰爭獨陳、或悉引諫官御史、合議肆言、仁宗常虛心采納、爲之變命令、更廢擧、近或立從、遠或越月踰時、或至於其後、卒從聽用、

段落　第二大段なり、

講說　蓋し至和より以後十餘年の間、公は常に政事を論議することの爲に、職に任ぜしが、天子大臣より下は群臣に至るまで、後宮より四方の隱れたる場所に至るまで、一も得失善惡の政治に關するものあるときは公は意を極めて繰返し繰返し天子の爲に力言せざることなく、時としては其情欲に逆ひ、時としては其思考を礪き磨き、或は忠臣佞臣を區別して之が進退の處分を申立て、奏文は一度二度より十餘回までも上ることあり、事柄に因ては內密に己獨り諫言陳述することもあれば、或は悉く諫官御史を引き共同の意見として十分に申立つることもあり、仁宗は常に虛心に之を采納し、之が爲に命令を變じ、廢せんとせし事、興さんとせし事を更め、近くは立どころに從ひ、遠くは月を越え時を踰え、或は其後卒に聽用に至る、

注解　「至和」仁宗の年號、

文法　茅鹿門云ふ、看る他の這の幾或の字、議論卽ち儘圓活指悉○賴山陽云ふ、以上敍事、以下議論、議論

裡を見るの結果、虛實の論驗すべきなり、

注解　「藉使」縱令に同じ、賈誼の過秦論に云ふ、藉使ひ子嬰庸主の材あり云々、「覈」驗なり、實を得るなり、

公卒、乃贈ニ諫議大夫ー、姓曾氏、諱某、南豐人、序ニ其書ー者、公之孫鞏也、』

段落　第七大段の第三小段なり、贈官姓名等を補敍す、

講說　公卒しければ朝廷より諫議大夫を贈らる、姓は曾氏名は某、南豐の人、其書に序するものは公の孫なる鞏なり、

纂　評

○沈德潛評　惟だ勇に得失を言ふ、故に明盛に遭逢し、知遇の隆を極めて卒に齟齬を以て終る、直道の時に行はれ難きを見るなり、先人を闡揚し、讀者の忠孝の心をして油然として興起せしむ、

范貫之奏議集序

主意　公能く直言をなし、仁宗能く直言を容れたりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「而屬予序之」に至るまでを第一大段となす、序文を屬せられしことを言ふ、「蓋自至和以後」より「或至於其後卒從聽用」に至るまでを第二大段となす、公の直言能く仁宗に容れられたるを言ふ、「蓋當是時」より「海內又安」に至るまでを第三大段となす、仁宗の直言を容れたる效果を言ふ、「夫因人而不自用者天也」より「所以先帝盛德於無窮也」に至るまでを第四大段となす、仁宗と公と君臣相得るを言ふ、「公爲人溫良慈恕」より篇尾に至るまでを第五大段となす、其人となり及び墓銘の事を言ふ、

尙書戶部郞中直龍圖閣范公貫之之奏議、凡若干篇、其子世京集爲ニ十卷ー、而屬ニ予序ー之、』

段落　第一大段なり、

税を免じ、民の未納税を釋せり、公の試みたる所此の如く、試みたる所のもの大なること其れ庶幾からんか、

文法　結束の處冗復なるが上に意義明了を缺く、此等の文字は作者の通弊にして毎々之を見る、

公所嘗言甚衆、其在上前、及書亡者、蓋不得而集、其或從或否、而後常可思者、與歷官行事、廬陵歐陽修公、已銘公之碑特詳焉、此故不論、論其不盡載者、

段落　第七大段の第一小段、論ずる所の範圍を言ふ、

講説　公の嘗て言論せし所のことは甚だ衆し、但し其中天子の御前に在て論じたることゝ、其文書の亡びたるものとは之を集むることを得ず、其中或は從はれ或は却下され、而し後に至り常に思ふべきものと、歷官の行事に至ては廬陵の歐陽公修公が已に公の碑に銘して特に詳なれば、此には其れが爲め論ずることを休め、其盡く論ぜざるものを載せたり、

注解　「歐陽修公」修の字恐らくは衍、然らざるときは公修の顚倒せしものならんか、

公卒以齟齬終、其功行或不得在史氏記、藉令記之、當時好公者少、史其果可信歟、後有君子、欲推而考之、讀公之碑與書及予小子之序、其意者、具見其表裏、其於虛實之論、可覈矣、

段落　第七大段の第二小段なり、歐文及び自己の此書が參考の資たるべきことを言ふ、

講説　公は卒に不遇を以て終りしが故に、其功績は史官の記錄に載せらるゝことを得ざりしやも測り難し、縱令ひ之を記せしとするも、當時公を好みし人は少數なれば史は果して信ずべけんや、後に君子ありて推して之を取調べんとせば、公の碑と書と及び小子の其意を序せしものとを讀むときは、具さに其表

大治宮觀、公益諍以謂天命不可專任、宜黜姦臣、修人事、反覆至數百千言、

段落　第五大段の第二小段なり、勇言の例二、

講說　祥符の初、四方より先を爭うて瑞祥のことを具上せしかば、天子は之に因て遂に祭典を泰山に行ひ、汾陰を祠り給へり、然るに道家の說は亦一層甚しくなり、京師より四方に至るまで、何れも大に宮觀の手入をなせり、公は益す爭つて謂ふやう、天命は專ら任すべからず、宜しく奸臣を黜け人事を修むべしと、繰返して論ずること數千言に至れり、

注解　「用事」事は祭なり、左傳に云ふ國の大事は戎と祀なりと、「祥符」大中祥符の略、宋の眞宗の年號、「宮觀」道敎の廟宇を謂ふ、

嗚呼公之盡忠、天子之受盡言、何必古人、此非傳之所謂主聖臣直者乎、何其盛也、何其盛也、

段落　第五大段の第三小段なり、勇言を贊す

講說　扨も扨も公が忠を盡せる、天子が直諫を受け給へる、何ぞ古人に限つて此の美事あらんや、此れ傳に謂はゆる主聖にして臣直なるものに非ずや、何として盛なる、何として盛なることぞ、

文法　茅鹿門云ふ、先大夫の忠讜を言て之を天子に歸す、此れ儒者老成の論たる所以、淺學及ぶ所にあらず○沈德潛云ふ、隨つて咏嘆し隨て束す、○賴山陽云ふ、此れ又范貫之奏議序の意にして彼れ此に勝る萬萬、殆んど二手の如し、古人を學ぶもの當に用筆の法を會すべし、

公在兩浙、奏罷苛稅二百三十餘條、在京西、又與三司爭論、免民租、釋逋負之在民者、蓋公之所試如此、所試者大、其庶幾矣、

段落　第六大段なり、

講說　公は兩浙に在り、奏聞して苛稅の二百三十餘種を罷む、京西に在りし時も又三司と爭論し、民の租

せしことあり、當時要路の者皆不滿なりしかば、中央に登庸せらるゝことを果さず、然れども眞宗終に其言に感じたる結果泉州の知事となし、未だ一歲に滿たざるに蘇州の知事に拜し、五日にして又楊州の知事となせしが、是は眞宗が將に復び之を召さんとせしなり、然るに公は是時に於て又上書して大臣を排斥するの語尤も手嚴しかりしため卒に不遇を以て歿せり、

文法　而公於是時の一句、文情あり筆力あり、束ね得て甚だ緊、○沈德潛云ふ、惟だ得失を勇言す、君を得る此れに由り、大臣に忤ふ亦此れに因る、

公之言、其大者、以自唐虞之衰、民窮久矣、海內既集、天子方脩法度、而用事者、尙多煩碎、治財利之臣又益急、公獨以謂宜遵簡易罷筦權、以與民休息、塞天下望、

段落　第五大段の第一小段なり、勇言の例一、

講說　公の議論は其大なるものを言へば、考ふるに唐の衰へしより人民の窮困已に久し、我が宋の代に至り、海內已に和ぎ、天子は方に法度を修め給ひつゝあるに、事を用ふるものは尙ほ煩瑣多く、財政を治むるの臣は又益す收稅に急なりしに、公は獨り謂ふやう、宜しく簡易に從ひ獨占の利を罷め、民と休息して天下の望を塞ぐべしと、

注解　「筦權」筦は管に同じ、權は木を橫へ渡る所以のもの、前漢の武帝紀に云ふ、初めて酒酤を榷すと、師古の注に云ふ、民の酤釀を禁じ、獨り官、開置し、道路木を設け權となし獨り利を取るなり、

文法　賴山陽云ふ、公之言云々、此の下恐らくは脫誤あり、然らずんば則ち又公獨以謂を以て起す、語意通せず、

祥符初、四方爭言符應、天子因之、遂用事泰山、祠汾陰、而道家之說亦滋甚、自京師至四方、皆

講說　宋既に天下を平げたる後、公始めて朝廷に出仕せしが、此の時に當り太祖太宗は已に國家の大法を組立てられたる時節なり、公は是に於て勇ましく其時世の得失を論ぜり、公の朝廷に在るや、事に當る者の不忠を疾みしかば、凡そ天下の必要問題を言ふに當りては必ず天子が百姓を憂憐し心を萬事に勞するの意に本づき、其れより推して大臣や侍從や執事の人が觀望して奸心を懷き天子が委任し給へる心に叶はず、故に御宇久しきに拘はらず治平に至らざる由を論じ、其言ひ惡き點に至ては人の敢て言はざる所のものあり、屢ば意見合はずして地方に出さるゝと雖も、言ふ所は益す切に利害禍福を以て其心を動かさゞるなり、

文法　沈德潛云ふ、通篇の骨子、○又云ふ此段虛寫、大意を統括す、○至其難言は勇言得失を承けて之を暢言す、○茅鹿門云ふ、此等何等の氣象才識、

始公尤見奇於太宗、自光祿寺丞・越州監酒稅召見、以爲直史館、遂爲兩浙轉運使、未久而眞宗即位、益以材見知、初試以知制誥、及西兵起、又以爲自陝以西經略判官、而公嘗切論大臣、當時皆不悅、故不果用、然眞宗終感其言、故爲泉州、未盡一歲、拜蘇州、五日、又爲楊州、將復召之也、而公於是時、又上書語斥大臣尤切、故卒以齟齬終、

段落　第四大段なり、

講說　始め公は尤も太宗皇帝に奇とせられ、光祿寺丞、越州監酒稅の官を勤めありしに召し出されて謁を賜ひ、直史館となり、遂に兩浙轉運使となれり、未だ久しからずして眞宗位に即き給ひしが、公は益す役に立つことを以て知られ、初は試に知制誥の職を授けられし處西夏の兵亂起るに及び、又陝より以西の經略判官となれり、而して公は嘗て切に大臣を論

十卷、西陲要紀と號するもの十卷、清邊前要五十卷、廣中台志八十卷、爲臣要紀三卷、四聲韻五卷、總て一百七十八卷、皆印刷して世上に行はる、今詩、賦、書及び奏議文一百二十二篇を種類分けとなして順序を立て此れは別に十卷となし、家に藏せり、

方五代之際、儒學既擯焉、後生小子、治術業於閭巷、文多淺近、是時公雖少、所學已皆知治亂得失興壞之理、其爲文、閎深雋美、而長於諷諭、今類次樂府已下是也、』

段落　第二大段なり、

講說　五代の際に方り、儒學は已に擯斥せられ、後生小子は閭巷に於て學術を治めたるが、其文多くは淺近なりき、是の時公は少かりしと雖も、其學びし所の程度は已に治亂得失興廢の理をば盡く知り拔き、其文を爲るや大にして廣く、味あつて美なり、而して諷諭に長ぜり、今類次する所の樂府以下は卽ち此諷諭なり、

宋既平天下、公始出仕、當此之時、太祖太宗、已綱紀大法矣、公於是勇言當世之得失、其在朝廷、疾當事者不忠、故凡言天下之要、必本天子憂憐百姓、勞心萬事之意、而推大臣從官執事之人、觀望懷奸、不稱天子屬任之心、故治久未治、至其難言、則人有所不敢言者、雖屢不合而出、而所言益切、不以利害禍福動其意也、』

段落　第三大段なり、

す、而して紆餘往復、抑揚唱嘆、荊川の謂はゆる一意飜て數層をなすものか、南宋の文往々此れに本づく、
○能く三綱五常萬古變せざる一層を補出し、更に言を立つる罅漏なき處を見る、
○賴山陽評　一意反覆、是れ此公の勝場、而して意通鬯を缺き快讀するに足らざるもの此れ又其素病、二蘇氏政敎敎化の策を取り、之を讀む、優劣自ら見はる然れども後人南豐を喜ぶもの却て此を愛するなり、

先大夫集後序

解題　先大夫とは亡祖父のことにして曾致業を謂ふ、集とは詩文章を輯めたるものなり、

主意　政治を論ずるに勇なりしと云ふに在り、

段落　凡そ七大段となす、篇首より「藏於家」に至るまでを第一大段となす、其著述を擧ぐ、「方五代之際」より「今類次樂府已下」に至るまでを第二大段となす、其學術文風を云ふ、「宋既平天下」より「不以禍福利害動其意」に至るまでを第三大段となす、其人の言はざる所を言ふの勇を言ふ、「始公尤見奇太宗」より「故卒以齟齬終」に至るまでを第四大段となす、其不遇を言ふ、「公之言」より「何其盛也」に至るまでを第五大段となす、勇言の實を言ふ「公在兩浙」より「其庶幾矣」に至るまでを第六大段とす、其在官の功を言ふ、「公所嘗言」より篇尾に至るまでを第七大段となす、序を作る所以を言ふ、

公所爲書、號僊鳧羽翼者、三十卷、西陲要紀者十卷、淸邊前要五十卷、廣中台志八十卷、爲臣要記三卷、四聲韻五卷、總一百七十八卷、皆刊行於世、今類次詩賦書奏二十二篇、又自爲十卷、藏於家、

段落　第一大段なり、

講說　公の作りし所の書は僊鳧羽翼と號するもの三

ものあらず、故に其禮は本と人の性を養ふに在て、其用は言動視聽の間に在るもの、千餘歲を經て、民は未だ嘗て見しことも聽きしこともなき位なれば、況や實行實習して之に安んずるものあるべき理あらん、彼等が罪に陷るに至り、法を繁くして之を防ぐは亦不仁なるかな、

文法　沈德潛云ふ、前意を反覆す、

此書所紀、雖其事已淺、然凡世之記禮者、亦皆有所本、而一時之得失具焉、昔孔子於告朔愛其禮之存、況於一代之典籍哉、則其書不得不貴、故爲之定著、以俟夫論禮者考而擇焉』

段落　第四大段なり、

講說　此書に於て紀する所は其事柄甚だ淺しと雖も然れども凡そ世の禮を記するもの、亦皆本づく所あつて、一時の善き點と惡しき點と具はるなり、昔し孔子は告朔に就て其禮の存することを愛せられたり、況や一代の典籍に於てをや、則ち其書は貴ばざるを得ず、故に之が爲に校定をなし、以て夫の禮を論ずる者の考へて擇ぶを待てり、

注解　「告朔」論語八佾篇に云ふ、子貢告朔之餼羊を廢せんと欲す、子曰く女は其羊を愛し、吾れは其禮を愛すと、但し每月朔日諸侯は一疋の羊を供へ、廟に告げて曆を行ふ、

纂評

〇**茅鹿門評**　曾子固言ふ所、千古の隻眼の處、

〇**甫二田評**　禮に意あり迹あり、意は變ぜざるものなり、迹は時に隨つて變を制するものなり、其法を變じ、以て之を宜しうす、謂はゆる禮時を上となすなり古聖の相沿襲せざるを以て後世の泥迹、滋に弊するを證す、與に禮を議すべし、

〇**沈德潛評**　即ち損益する所知るべきなりの意、歷朝の禮、時に因り宜しきを制するを貴ぶを見る、必ず先王を過執し、拘迂にして行ひ難く、三代以後に復た井田封建を行ふを議するが如くならざるなり、通篇の大旨、禮は人を養ふを以て本となすを以て主とな

於三代、禮未嘗同而制作之如此者、未嘗異也、

段落　第三大段の第三小段なり、聖人時代的の禮は先王の意に合するを言ふ、

講說　故に瓦尊をば尙べども、薄酒をば用ふるなり、一は太羹をば先となすも、色々なる料理に飽くなり、一は本を貴ぶ仕方にして一は實用に親む仕方なり、されば聖人起りて後世の禮を作るならば、必ず昔の神に供する食器なる俎豆を貴ぶに拘はらず、今の器物は廢せざるなり、昔の禮冠なる弁冕を先にするに拘はらず、今の衣服は禁ぜざるを知る、之を推すときは何事に因らず皆然り、此の如にして始めて其改革する所は天下の勢に拂り、天下の情を駭かすに至らずして固り已に先王の意に合す、之がため伏羲神農以來三代に至るまで、禮は未だ嘗て同じからずして制作の此の如きものは未だ嘗て異らざるなり、

注解　「瓦樽」玄尊なり、酒の代に用ふる水なり、「太羹」鹽菜を雜へざる肉汁、「弁冕」古の冠の大號、

後世不惟其如此、而或至於不敢爲、或爲之者、特出於其勢之不可得已、故苟簡而不能備、希濶而不常行、又不過用之於上、而未有加之於民者也、故其禮本在於養人之性、而其用在於言動視聽之間者、歷千餘歲、民未嘗得接於耳目、況於服習而安之者乎、至其陷於罪戾、則繁於爲法以禦之、其亦不仁也哉、

段落　第三大段の第四小段なり、後世の失を言ふ、

講說　後世は其の此の如くなるを思はずして或は敢て禮を作らざるに至り、或は之を爲るものは特に已むを得ざるに出づる故に一時凌ぎにして十分なる能はず、時世外れにして常に行はれず、又作りたりとて之を政府に用ふるに過ぎずして未だ之を民に加ふる

仕易を以て易へてはならぬものとは爲さゞりしなり豈に好んで昔と反對の事をなせしならんや、人の已に不都合とする所のものは從ふべからざる事と考へたるなり、又後の聖人に至ては兩觀を設けて采椽の質朴を改めたるものあり、文梓を細工して瓦棺の質素に易へたるものあり、豈に儉に從ふ能はざらんや、人情の好む所に因て之が制限をなすことは之れあるも、其好む所を變ぜしむることは不可能なりと考へたるなり、是に由て之を觀れば、古今の變は同じからず、而して風俗の便利習慣も亦異なるが故に、屢ば其法を變じて以て之を宜うす、何ぞ必ず一から十まで先王の迹を追ふあらんや、其要は民の性を養ひ民の欲を防ぐもの本末先後の點に於て能く先王の意に合するあるのみ、此れ制作の方なり、

注解　「耒耜」すき及びくわ、「棺椁」椁は槨に同じ、外棺なり、「土處」土を掘て住ふなり、「葛溝」楊子法言の注に云ふ、古は未だ送葬の禮を知らず、人死すれば則ち尸を裹むに葛を以てし、之を溝に投ず、「兩觀」爾雅釋宮に云ふ、闕、之を觀と謂ふ、注に云ふ、宮門双觀闕と、疏に云ふ、雉門の旁を觀と名づく、三輔黄圖に云ふ、周、兩觀を置き、以て宮門を表す、之に登る、以て遠觀すべし、故に之を觀と謂ふと、「采椽」史記始皇本紀に云ふ、堯舜采椽刮せずと、注に云ふ、采は木の名、卽ち今の櫟木なりと、「文梓」木目の立派なる梓木なり、此れにて棺を作る、

文法　茅鹿門云ふ、禮の原、此の如し、

故瓦樽之尙而薄酒之用、太羹之先而庶羞之飽、一以爲貴本、一以爲親用、則知有聖人作、而爲後世之禮者、必貴俎豆、而今之器用不廢也、先弁冕、而今之衣服不禁也、其推之皆然、然後其所改易更革、不至於拂天下之勢、駭天下之情、而固已合乎先王之意矣、是以義農以來、至

其衆に堪へざるに至るは此れ卽ち漢の禮樂志に謂はゆる人を殺すに敢てして人を生かすに敢てせざるなり、○高梅亭云ふ後世禮儀の失を謂ふ、○禮制行はれず、則ち法を犯す衆くして刑之を以て滋き乎、

蓋上世聖人、有爲耒耜者、或不爲宮室、爲舟車者、或不爲棺槨、豈其智不足爲哉、以謂人之所未病者、不必改也、至於後聖、有爲宮室者、不以土處爲不可變也、爲棺槨者、不以葛溝爲不可易也、豈好爲相反哉、以爲人之所既病者不可因也、又至於後聖、則有設兩觀而更采椽之質、攻文梓而易瓦棺之素、豈不能從儉哉、以謂人情之所好、能爲之節、而不能變也、由是觀之、古今之變不同、而俗之便習亦異、則亦屢變其法、以宜之、何必一一以追先王之迹哉、其要在於養民之性、防民之欲者、本末先後能合先王之意而已、此制作之方也、

段落　第三大段の第一小段なり、先王制作の方を言ふ、

講説　蓋し上古の聖人の中、或は耒耜を作りしも家屋を作らず、或は舟車を作りしも棺槨を作らざりしものあり、豈に其智之を作るに足らざるが故ならんや、人に未だ不都合とせざる所のものは改むるに及ばざりしなり、後世の聖人に至ては家屋を作りしものあり、其以前の穴居生活をば變じてならぬものとは爲さゞりしなり、又棺槨を作りしものあり、葛溝の

遭之變、所習之便不同、固已遠矣、而議者不原聖人制作之方、乃爲設其器、制其物、爲其數、立其文、以待其有事、而爲起居出入吉凶哀樂之具者、當一一以追先王之迹、然後禮可得而興也、至其說之不可求、其制之不可考、或不宜於人、不合於用、則寧至於漠然而不敢爲、使人之言動視聽之間、蕩然莫之爲節、至患夫爲罪者之不止、則繁於爲法以禦之、故法至於不勝其繁、而犯者至於不勝其衆、豈不惑哉、

段落　第二大段の第三小段なり、後世其迹を追ふの失を言ふ、

講說　後世の三代を距ること蓋し千有餘年なれば、其遭ふ所の變と習ふ所の便との同じからざることは固り已に隔絶せり、然るに意見を吐く者、聖人が亂を制したる方に本づかず、反て之が爲に其器を設け、其物を制し、其數を爲り、其文を立てゝ以て其事あるを待つ、而して其起居出入吉凶哀樂の機關たるものは當に一一先王の迹を追ふべし、此の如くにして始めて禮は興ることを得べしと、其說の解し兼ぬるもの、其制の考究しがたきもの、或は人に宜しからず、用に合はざるに至ては漠然として敢て爲さゞるに至る、人の言行視聽の間に蕩然として之が節度をなす者なからしめ、彼の罪を爲す者の止まらざるを患ふるに至ては頻繁に法を作つて之を防ぐのみ、故に法は其煩に堪へざるに至つて、犯罪人は其多數に堪へざるに至る豈に惑へるならずや、

文法　沈德潛云ふ、及爲設其器は此れ卽ち魯の兩生、叔孫通禮を制するの意に從はざるの意、○而犯者亦

其用在乎言動視聽之間者也、

段落　第二大段の第一小段なり、禮の本は人の性を養ふに在り、禮の用は言動視聽の間に在るを言ふ、

講說　夫れ禮は其本意、人の性を養ふに在て其作用は言行視聽の間に在り、人の言行視聽が禮に專一なるときは何として其邪心を擅にして外物の慾を窮むるあらんや、其邪心を擅にせず、外物の慾を窮めざるときは禍亂も止むに至るべく、財用も十分ならしむべし、其意を立つることは細く、其法を設くることは遠し、故に禮の器を設け禮の事を制し、禮の數を作り禮の式を立て以て其事あるを待つものは何れも人の起居出入吉凶哀樂の機關にして謂はゆる其用の言行視聽の間に在るものなり、

文法　高梅亭云ふ、禮の體用を探る謂はゆる意なり、此れ古今易ふべからざるもの、

然而古今之變不同、而俗之便習亦異、則法制度數、其久而不能無弊者、勢固然也、故爲禮者、莫不宜於當世、而其後多失而難遵、亦其理然也、失則必改制以求其當、故羲農以來、至於三代、禮未嘗同也、

段落　第一大段の第二小段なり、禮の迹は古今同じからざるを言ふ、

講說　然り而して古今の變は同じからず、而して風俗の便宜習慣も亦異なれり、さすれば法制度數など久しくなりて弊なきわけにゆかざるは其理固り然るなり、故に禮を作るものは、其始當世に宜しからざるなきも、其後は缺點多くして遵奉し難きも、前と同樣其理然るなり、缺點あるときは必ず改制して其當を求むるが故に伏羲神農以來三代に至るまで禮は未だ嘗て同じからざるなり、

文法　高梅亭云ふ、禮の儀文を言ふ、謂はゆる迹なく、此れ古今必ず同じからざるもの、

後世去三代、蓋千有餘歲、其所

秘閣及臣書、皆三十篇、集賢院書二十篇、以參相校讎、史館秘閣及臣書多復重、其篇少者八、集賢院書獨具、然臣書有目錄一篇、以考其次序、蓋此書本三十篇、則集賢院書雖具、然其篇次亦亂、既正其脫謬、因定著從目錄、而禮閣新儀三十篇復完、

段落　第一大段なり、

講說　禮閣新儀三十篇は韋公肅撰びし所にして開元以後元和に至るまでの禮を記せり、史館と秘閣と竝に臣の藏書とは何れも三十篇あり、集賢院の書は二十篇あり、取り合せて校正に及びし處、史館秘閣及び臣の書には重複多く、其篇少きことは八なり、集賢院の書は獨り具はれり、然れども臣の書には目錄一篇あり、因て其順序を考ふることゝせり、蓋し此書は本と三十篇なれば、集賢院の書は具はれりと云ふものゝ、其篇の順次は亦亂れ居れり、既に其脫謬を正し因て定著となして目錄に從ひ、斯くて禮閣新儀三十篇復た完全となれり、

注解　「韋公肅」唐人、「開元」唐の元宗の年號、「元和」唐の憲宗の年號、「定著」猶ほ定本と云ふが如し、

文法　高梅亭云ふ、變の字は論案を伏す、

夫禮者其本在於養人之性、而其用在於言動視聽之間、使人之言動視聽一於禮、則安有放其邪心、而窮於外物哉、不放其邪心、不窮於外物、則禍亂可息、而財用可充、其立意微、其立法遠矣、故設其器、制其物、爲其數、立其文、以待其有事者、皆人之起居出入、吉凶哀樂之具、所謂

顯、及宋興已百年、古文遺事、靡不畢講、始得盛行於天下、列於學者、其傳之之難又如此、豈非遭遇固自有時也哉、』

段落　第四大段なり、

講說　蓋し此書は之を成すこと既に難かりしが、其後又久しく顯はれず、宋朝の興るに及び、已に百年を經て、古文なり遺事なり畢く講ぜざるなき時代に至りて始めて天下に行はれ、學者に列するを得たる次第にして、其之を傳ふるの難き又此の如し、豈に遭遇の幸不幸固り時あるにあらずや、

纂　評

○茅鹿門評　文、典刑に厲し、風波を爲さずして自ら賞俯すべし、

○沈德潛評　成敗興壞、一代の政刑法制の詳を綜擧し、而して貧に安んじ義を樂み、去就を苟もせざるの士に於て獨り思を致す焉、一唱三歎、能く我が情を移す、此れ文の神韻を以て勝るものなり、

○賴山陽評　識老筆老、無用閒話を着けず、之を讀む餘味あり、目錄の序數篇是を壓卷となす、

禮閣新儀目錄序

主意　禮形式は變ずべくして禮の精神は變ずべからずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而禮閣新儀三十篇復完」に至るまでを第一大段となす、校定の事を敍す、「夫禮者其本在於養人之性」より「豈之惑哉」に至るまでを第二大段となす、禮の意を舍て、迹を追ふの不可なるを言ふ、「蓋上世聖人」より「其亦不仁也哉」に至るまでを第三大段となす、前意を詳論す、「此書所記」より篇末に至るまでを第四大段となす、定著の本意を言ふ、

禮閣新儀三十篇、韋公肅撰、記開元以後至元和之變禮、史館

と雖も、亦其れ其れ一時に施行したるものなれば、學者の考へざるべからざる所のものなり、

注解　「偸」苟もと訓す、姑息的なり、

文法　頼山陽云ふ、夫の字を以て議論を發し、三の而の字を以て轉摺し、哉の字を以て之を斷じ、則の字を以て本題に歸入す、極めて裊娜極めて斬截、

而當時之士、爭奪詐僞、苟得偸合之徒、尙不得不列以爲世戒、而況於壞亂之中、倉皇之際、士之安貧樂義、取舍去就、不爲患禍勢利動其心者、亦不絕其間、若此人乎、可謂篤於善矣、蓋古人之所思見而不可得、風雨之詩所爲作也、安可使之泯泯不少槪見於天下哉、則陳之史、其可廢乎』、

段落　第三大段の第二小段なり、陳書の廢すべからざる一理由、

講說　而して當時の士爭奪を務め詐僞を事とし、理義を顧みずして地位利益を得、權宜的に人と結合するの徒は列して世人の戒となさゞるべからず、況や壞亂の中、急忙の際に於て士の貧に安んじ義を樂み、財の取捨と身の去就と、禍害勢利の爲に其心を動かさゞる者亦其間に絕えず、此の如き人こそ、善に篤しと謂ふべし、蓋し古の人が見たしと思ひながら見ること出來ざりし人物にして風雨の詩が爲に作られたるものなり、安んぞ泯々として少しも天下に見はれざらしむべけんや、されば陳の史は何とて廢すべけんや、

注解　「士之安貧賤云々」孝行傳の殷不害謝貞司馬暠の類を謂ふ、「風雨之詩」鄭風の風雨篇の首章に云ふ、風雨凄々、雞鳴喈々と鄭康成の箋に云ふ、君子の亂世に處て其節度を變ぜざるを謂ふと、

蓋此書成之既難、其後又久不

脱落あり、誤謬あり、嘉祐六年の八月始めて校合すべしとの詔あり、印刻の上之を天下に行はれしむ、而して臣等言上するやう、梁陳等の書缺けたり、獨り館閣の藏本のみでは定本となすに足らざれば、何卒京師及び州縣の藏書家に詔して悉く之を上らしめんと、先帝爲に地方へ御沙汰を下され、七年の春に至り、少しづゝ集まることゝなり、臣等共に校合をなし、八年七月に至り、陳書三十六篇なる者始めて校正了り、之を學者に傳ふるに足れり、其中の疑はしきものは敢て少も删ることなく、補ふことなく、各篇末に川細書をなせり、其書本と目錄なく、列傳の名氏も缺けたるもの誤れるもの多かりしかば因て目錄一篇を作り、覽る者をして詳にすることを得しめたり、

夫陳之爲陳、蓋偷爲一切之計、非有先王經紀禮義風俗之美、制治之法、可章示後世、而兼權尚計、明於任使、恭儉憂人、則其始之所以興、惑於邪臣、溺於嬖妾、忘患縱欲、則其終之所以亡、興亡之端、莫非自己致者、至於有所因造、以爲號令威刑職官州郡之制、雖其事已淺、然亦各施於一時、皆學者之所不可不考也、

段落　第三大段の第一小段なり、陳書の廢すべからざるの一理由、

講説　夫れ陳の陳たる所は、蓋し假初に一切の計をなし、先王の經綸や禮義や、風俗の美や、制度政治の法や、明かに後世に示すべきものあるにあらず、而して權略を兼ね謀計を尙び、人を委任使用するの道に明かにして恭儉人を憂ふることは其始の興りし所以又邪臣に惑ひ嬖妾に溺れ、患を忘れ、欲を縱にせしは其の終の亡びし所以なり、興亡の端は己より致すに非るはなし、有司の或は舊制に因り、或は新造して法令刑罰官制州郡の制を爲すに至ては、其事甚だ淺し

して己の著述を繼がしめたり、唐興り武德五年、高祖は魏より宋に至るまで世統幾度も變り、史實放任の儘なりしかば、詔して論次せしむ、而して思廉遂に詔を受け陳書を作りしも、久うして未だ成らざりしかば、貞觀三年遂に詔あつて秘書內省に論選することとなり、十年正月壬子始めて之を上るに至れり、察等の此書を作りしを觀るに、三世を歷、父子に傳へ、數十年を經て成れり、蓋し其難きこと此の如し、

注解　「所論載」載の字疑ふらくは訛あり、「武德」唐の高宗の年號、「世說」代々の王統なり、「貞觀」唐の太宗の年號、

然及其成、與宋・魏・梁等之書、世亦傳之者少、故學者於其行事之迹、亦罕得而詳之也、其書亦以罕傳、則自祕府所藏、往往脫誤、嘉祐六年八月、始詔校讎、使可鏤板、行之天下、而臣等言梁陳等書缺、獨館閣所藏、恐不足以定著、願詔京師及州縣藏書之家、使悉上之、先皇帝爲下其事、至七年冬、稍稍始集、臣等以相校、至八年七月、陳書三十六篇者始校定、可傳之學者、其疑者、不敢稍損益、特各疏於篇末、其書舊無目、列傳名氏多闕謬、因別爲目錄一篇、使覽者得詳焉』、

段落　第二大段なり、

講說　然れども其成るに及び、宋魏梁等の書と共に世間之を傳ふるもの少し、故に學者は其事實の跡に於て之を詳にすることを得るもの罕なりき、其書亦傳はること罕なるより、秘府の藏本を始として往々

陳書、六本紀、三十列傳、凡三十六篇、唐散騎常侍姚思廉譔、

段落 第一大段の第一小段なり、其書の體裁と選者の名とを叙す、

講說 陳書は六本紀、三十列傳より成り、凡て三十六篇あり、唐の散騎常侍姚思廉選す、

始思廉父察、梁陳之史官也、錄二代之事、未就而陳亡、隋文帝見察、甚重之、每就察訪梁陳故事、察因以所論載、每一篇成、輒奏之、而文帝亦遣虞世基就察求其書、又未就而察死、察之將死、屬思廉、以繼其業、唐興、武德五年、高祖以自魏至宋二百餘歲、世統數更、史事故逸、乃詔論次、而思廉遂受詔爲陳書、久之猶未就、貞觀三年、遂詔論譔於秘書內書、十年正月壬子、始上之、觀察等之爲此書、歷三世、傳父子、更數十歲而後乃成、蓋其難如此、

段落 第一大段の第一小段なり、書の成る難きを言ふ、

講說 始め思廉の父察は、梁と陳との史官なり、此二代の事を錄せしが未だ成らずして陳亡びぬ、隋の文帝察を見て甚だ之を重んじ、每に察に就て梁や陳の故事を訪ふ、察は因て論載せし所のものは一篇成る每に之を奏せり、而して文帝亦虞世基を遣し、察の家に往きて其書を求めしめたれども、未だ成らざる中に察は死亡せり、彼の將に死せんとするや、思廉に屬

此の如し、覽る者、其中の補ある者を採て其是非を擇ぶことを可なり、故に之が序論を作り、以て其端を引起すと云ふ、

文法　高梅亭云ふ、末に向の傳に就き其小疵を摘し、類を充てゝ之を言ひ、只だ餘波となし、起處と相映じて章法をなす、

纂　評

○王遵岩評　宋人、古人集及び古人著す所の書に叙す、往々此家數あり、然れども多く考訂の次第を以て一篇の文となすのみ、先生の更に一大議論あり、以て其篇をなすが如くなる能はざるなり、

○沈德潛評　朱子云ふ關雎專ら太姒を美するが若しと雖も、實は文王の德を見はす、序者徒に其詞を見て其意を察せず、遂に壹に后妃を以て主となし、而して復た文王あるを知らず、固り已に之を失ふ矣、化、國中に行はれ天下を三分するに至り、亦皆以て后妃の致す所となす、則ち是れ禮樂征伐皆婦人の手に出で、文王徒に虛器を擁して以て寄生の君たるなり、其失甚し矣、惟だ南豐曾氏の言、竊に謂ふ之を得るに庶幾しと、家人の卦、大學聖經家を齊ふる脩身に本づくの意に原本す、之を漢儒に較するに學術又醇乎醇矣、而して文の淵茂、中壘に減ぜず、

陳書目錄序

解題　陳は南朝の一國號、陳書は其歷史なり、二十二史の中に收む、

主意　陳書は治亂の戒となすべく、義士の稱揚すべきもの亦少なからずして廢すべからず、之を成すこと難く之を傳ふること亦難しと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「蓋其成如此」に至るまでを第一大段となす、書の成るの難きを言ふ、「然及其既成」より「使覽者得詳焉」に至るまでを第二大段となす、之を傳ふるの難きを言ふ、「夫陳之爲陳」より「陳之史其可廢乎」に至るまでを第三大段となす、其廢すべからざるを言ふ、「蓋此書成之難」より篇末に至るまでを第四大段となす、成るの難きと傳ふるの難きとを言て之を結ぶ、

然向號博極群書、而此傳稱詩芣苢・柏舟・大車之類、與今序詩者之說尤乖異、蓋不可考、至式微之一篇、又以謂二人之作、豈其所取者博、故不能無失歟、』

段落　第三大段の第一小段なり、向の書の失あるを言ふ、

講說　然れども向は博く群書を極むとの評判あり、然るに此列女傳に詩經の芣苢柏舟大車の類を稱するに今日詩を序する者の說と、尤も飛離れ居れり、但し何故なるや考究すべからず、式微の一篇に至ては又二人の作と思へるなど、豈に其取る所のもの博きが故に過失なきわけにゆかざるか、

注解　「芣苢」國風の一篇、「柏舟」邶風の一篇、「大車」王風の一篇、「式微」邶風の一篇、

其曰象計謀殺舜、及舜所以自脫者、頗合於孟子、然此傳或有之、而孟子所不道者、蓋亦不足道也、』

段落　第三大段の第二小段なり、古書と合せて信ずべく、古書に見えずして信ずべからざる者あるを言ふ、

講說　此書に象が舜を殺さんと企て及び舜が自ら脫したる始末を曰へる點は頗る孟子に合せり、然れども此傳に或は之れあつて孟子の言はざりし所のことは亦論ずるに足らざる說なり、

注解　「合孟子」萬章上篇、

凡後世諸儒之言經傳者、固多如此、覽者采其有補而擇其是非可也、故爲之序論、以發其端云、』

段落　第三大段の第三小段なり、古書の取捨すべきを言ふ、

講說　凡そ後世の諸儒が經傳を言ふもの固り多くは

本づく、作者の意此の如し然れども意、通暢を缺く、

後世自學問之士、多狥於外物、而不安其守、其室家既不見可法、故競於邪侈、豈獨無相成之道哉、士之苟於自恕、顧利冒恥、而不知反已者、往往以家自累故也、故曰、身不行道、不行於妻子、信哉、如此人者、非素處顯也、然去二南之風、亦已遠矣、況於南鄉天下之主哉、向之所述、勸戒之意可謂篤矣、

段落　第二大段の第三小段なり、後世の君、躬行感化の道を失ふを言ふ、

講說　後世に至ては學問の士を初として、多くは外物に心を奪はれて己の守るべき所に安んぜず、其家庭の内すら法るべきものを見ず、故に競つて邪曲となり増長となる、豈に獨り内外相成すの道なきのみならんや、士たるもの自ら恕することに姑息にして、利を顧み恥を冒し、己に反することを知らざる者は往々家の爲に累はさるゝが故なり、故に古人も自身道を行はざるときは妻子に行はれずと曰へり、信なるかな、此の如き人は平素顯貴の位に處るに非ざるなり、然れども二南の風を去ること亦甚だ遠し、況や天下に南面するの人君に於てをや、向が著述せし所以は勸戒の心篤しと謂ふべし、

注解　「南鄉」鄉は向なり、南面に同じ、

文法　高梅亭云ふ、此段反振、士人を以て君身の襯托となす、○沈德潛云ふ、但だ身を正し以て家を正うする能はざるのみならず、反て家を以て身を累はすに至る、古學明かならざる此の如し、○賴山陽云ふ、文王躬化、故に后妃關雎の美あり、後世の人身を以て家を正うする能はず、意蓋し此の如くにして又通暢を缺く、○況の字落著なし、如此人者より以下文意晦澁殆ど辨ずべからず、是れ此文の大疵、

之美、與之相成、其推而及遠、則商辛之昏俗、江漢之小國、兎罝之野人、莫不好善而不自知、此所謂身修故家國天下治者也。』

段落　第二大段の第三小段なり、周の婦德の盛なることは文王躬行の致しゝ所なるを言ふ、

議說　臣の聞く所によれば、此の如く婦德の盛なることを致すには、之が爲に女師や附添の助、詩經書經其他圖史の戒、珩璜琚瑀の制限、威儀動作の規律等を設くる由なり、右の如く女子を敎ふることは以上の機關ありと云ふものゝ、古の君子は己が身を以て婦人を感化するにあらざるはなし、故に易の家人の卦の主意は己の身に反求するに歸し、二南の事業は文王の德に本づくなり、夫れ豈に外部より至らんや、（皆男子自身に在るなり）、世人は皆文王の興りたる原因は能く內助を得たるに在ることを知るも、文王が內助を得たる所は蓋し文王の躬を以て之を化せしに本づきしを知らず、文王は實に身を以て之を化せしが故に內に於ては關雎の行あり、外に於ては群臣に二南の美行あり、內助と共に成功せり。推して遠きに及びたる點に於ては殷の紂王の昏愚なる風俗、江水漢水間の小國、兎を捕る獵夫等に至るまで善を好まざるものなかりし事にして、此れ謂はゆる身修まる故に家國天下治まるものなり、

注解　「姆」姥に同じ、女師なり、「珩璜琚瑀」皆玉器、之を腰に帶びて行步の度を適宜するもの、「家人」易離下巽上の卦、家に處するの道を言ふ、「二南」詩經國風の中、周南召南、「關雎之行」關雎は詩經の首篇の名后妃の德貞淑にして和すれども淫せざることを賦せし詩、「商辛之昏俗」商辛は殷の紂王、辛は名なり、邶、鄘、衞等殷の畿內の地、「江漢之小國」南方の小國、「兎罝之野人」兎の網を張る所の野人、獵夫を謂ふ、

文法　沈德潛云ふ、修身に歸本す、此れ探原の論、○高梅亭云ふ、中一大段、只だ書中の一事を提出し、大に厥古を暢ぶ、波を推し瀾を助け、本を端うし源を窮め、王政の自て始まる所を發揮し之を君身に歸す、○賴山陽云ふ、天下の女子皆胎敎を能くす、此れ風俗の盛なるなり、而して然る所以のものは文王の躬化に

注解　「後宮」大奥なり、「内」後宮なり、

文法　高梅亭云ふ、先づ向の意に就き提挈をなす、王政を出でず、天子を主となす、識高く義正し、○沈德潛云ふ、傳を作るの本旨を揭出す、

其言太任之娠文王也、目不視惡色、耳不聽淫聲、口不出敖言、又以謂古之人胎教者皆如此、夫能正其視聽言動者、此大人之事、而有道者之所畏也、顧令天下之女子能之、何其盛也、

段落　第二大段の第二小段なり、古の女子の道を言ふ、

講說　其言ふ所に據れば太任が文王を孕みし時は、目に惡色を視ず、耳に淫聲を聽かず、口に高ぶりたる語を出さゞりきと、又思ふやう、古の人の胎教とて懷妊中の教育法は皆此の如くなりしと、夫れ能く視聽を正うし言動を正うするは此れ大人君子の事にして有道者の畏るゝ所なり、而るに天下の女子をして之を能くせしめたるは何と云ふ盛なることぞ、

注解　「太任」周の王季の夫人、「娠」受胎なり、

文法　首に胎教を言て其意下面に徹せず、

以臣所聞、蓋爲之師傅保姆之助、詩書圖史之戒、珩璜琚瑀之節、威儀動作之度、其教之者雖有此、具然古之君子、未嘗不以身化也、故家人之義、歸於反身、二南之業、本於文王、夫豈自外至哉、世皆知文王之所以興、能得內助、而不知其所以然者、蓋本於文王之躬化、故內則后妃有關雎之行、外則群臣有二南

今在、則古書之或有錄而亡、或無錄而在者亦衆矣、非可惜哉』

段落　第一大段の第四小段なり、古書の傳はらざるもの多きを言ふ、

講說　唐の亂れしより古書の存在するもの少し、而して唐志には列女傳を錄すること凡て十六家なり、然るに曹大家の注、十五篇のものに至ては亦錄なし、然るに曹大家の注今現存するとせば、古書の中或は錄あつて亡びたるもの、錄なきも存するもの亦衆し、惜むべきにあらずや、

文法　賴山陽云ふ、語氣從容歐公に似たり、

今校讐其八篇及十五篇者、已定、可繕寫』

段落　第一大段の第五小段なり、校定せしことを言ふ、

講說　今其八篇及び十五篇の者を校合して已に定まりし故、最早淨寫することを得べし、

注解　「校讐」文選の左思が魏都の賦に云ふ、篆籀を校讐すと、注に云ふ、一人本を持し一人書を讀む、怨家相對するが如し、

文法　高梅亭云ふ、以上考訂の錄を見し、以下立傳の義を發す、

初漢受秦之敝、風俗已大壞矣、而成帝後宮趙衞之屬、尤自放、向以謂王政必自內始、故列古女善惡所以致興亡者、以戒天子、此向述作之大意也』

段落　第二大段の第一小段なり、先づ向の本意を掲ぐ、

講說　初め漢は秦の敝を受繼ぎて風俗已に大に紊亂に及びしなり、而して成帝の後宮なる趙皇后、婕妤の屬親等、尤も我儘をなしければ、向の思ふやう、王政は必ず內庭より始まると、故に古の婦人が國家の興亡を致したる所以を列擧して天子を戒めんとせり、此れ向が列女傳を作りし大意なり、

段落　第一大段の第一小段なり、十五篇本の原書に非ざるを言ふ、

講說　劉向が叙述せし所の列女傳は凡そ八篇あり、其事は漢書の劉向傳に詳なり、然るに隋書と崇文目錄とは何れも劉向の列女傳十五篇、曹大家注すと云へり、頌義の文に因て之を調べ見るに、蓋し大家の注せし所の本は列女傳の七篇を裂いて十四篇となし、頌義と共に十五篇なり、其上陳嬰の母及び東漢以來の十六事を益せり、向の書が元來然りしにはあらず、

注解　「曹大家」漢の曹正叔の妻班昭を謂ふ、大家は女の尊稱、「頌義」書中の一篇、「東海」海は漢の誤、

蓋向舊書之亡久矣、嘉祐中、集賢校理蘇頌、始以頌義爲篇次、復定其書爲八篇、與十五篇者、並藏於館閣、而隋以頌義爲劉歆作、與向列傳不合、今驗頌義之文、蓋間之自叙、又藝文志、有向列女傳頌圖、明非歆作也、

段落　第一大段の第二小段なり、頌義は劉歆の作に非ざるを言ふ、

講說　蓋し向の原本の亡ぶることは久しかりき、嘉祐中、集賢校理蘇頌と云ふもの、始めて頌義により篇次をなし、復た列女傳を定めて八篇となし、十五篇の者と並に館閣に藏せり、然るに隋は頌義を以て劉歆の作となせしも、列女傳と合せず、今頌義の文を驗するに、蓋し向の自ら叙述せしものなり、又藝文志に向の列女傳頌圖あり、則ち明かに歆の作にあらず、

注解　「嘉祐」宋の仁宗の年號、「集賢校理」官名、「館閣」史館と秘閣、「劉歆」劉向の子、「非歆作也」何義門曰く、劉歆は詩賦に閑はず、頌義は其作る所にあらざるなり、

自唐之亂、古書之在者少矣、而唐志錄列女傳、凡十六家、至大家注十五篇者、亦無錄、然其書

段落　第五大段なり、

講説　此の書には高誘の注せしもの二十一篇あり、或人の説によれば二十二篇なり、崇文總目には存するもの八篇、今存するもの十篇、

纂評

○**呂東萊評**　此篇節奏、從容和緩且つ條理あり、又鋒を藏して露さず、初讀太羹元酒の如く、須く當に子細に之を味ふべし、他の字を練る好く、過換の處覺えざるが如き又深意の存するあり、

○**王遵岩評**　此序新序と相類し而して此篇英爽軼宕たり、

○**高梅亭評**　先王の道を以て骨子となし、孔孟の篤信を以て折衷をなす、而して戰國謀士の失自ら明かなり、謂はゆる群言、諸聖を折す、此序之を得、

○**沈德潛評**　孔孟を尊んで以て群言を折す、謂はゆる言、道德を離れざるものか、後段謂ふ其書を存する正に人をして其邪僻を知て亂す所と爲らざらしむ、大禹鼎を鑄、物に象り、民をして神姦を知り、然る後、不若に逢はざらしむるなり、策士の害を論ずる煩言せずして已に透る、

列女傳目錄序

主意　王政は內助に因ると云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「可繕寫」に至るまでを第一大段となす、列女傳の異同を言ふ、「初漢承秦之敝」より「可謂篤矣」に至るまでを第二大段となす、王政は內助に在りとの原意を説明す、「然向號博群書」より篇末に至るまでを第三大段となす、列女傳の失を論ず、

劉向所敘列女傳凡八篇、事具漢書劉向傳、而隋書及崇文總目皆稱、向列女傳十五篇、曹大家注、以頌義考之、蓋大家所注離其七篇爲十四、與頌義凡十五篇、而益以陳嬰母及東漢以來凡十六事、非向書本然也、

棄して之を絶つべし、此の主義よりすれば此の書の泯びざることは何と宜しかるべきやと、

對曰、君子之禁邪說也、固將明其說於天下、使當世之人皆知其說之不可從、然後以禁則齊、使後世之人、皆知其說之不可爲、然後以戒則明、豈必滅其籍哉、放而絶之、莫善於是、是以孟子之書、有爲神農之言者、有爲墨子之言者、皆著而非之、至於此書之作、則上總春秋、下至楚漢之起、二百四十五年之間、載其行事、固不可得而廢也、』

段落　第四大段の第二小段なり、結論、

講說　對へて云ふ、君子の邪說を禁ずるは固り其說を天下に明かにし、當世の人をして皆彼邪說の從ふべからざることを知らしめんとするなり、然る後に之を禁ずれば則ち一樣に行はるべく、後世の人をして皆彼邪說の爲すべからざることを知らしめ然る後之を戒むれば則ち明かなるべし、豈に必ずしも其書物を亡ぼすに及ばんや、放つて之を絶つには此の仕方より善きはなし、是を以て孟子の書には神農の言を爲すものあり、又墨子の言を爲すものあるも、皆著し置きて之を非とせり、此の書の作に至ては上は春秋時代を總べ、下は楚漢の起るに至るまで二百四十五年の間に亘り、其行事を載せたるものなれば固り廢することは出來ざるなり、

注解　「有爲神農之言者」孟子滕文公上篇に云ふ、有爲神農之言者許行云々、「有爲墨子之言者」同上、墨者夷之云々、

此書有高誘注者二十一篇、或曰二十二篇、崇文總目、存者八篇、今存者十篇、

莫之寤也』

段落　第三大段の第二小段なり、戰國策士、萬世の道を變じて一時の便法を講ずるを言ふ、

講説　戰國の遊士は則ち此の如くならず、道の信ずべきを知らずして、己の説の人君に合ひ易きを樂み、彼等の計畫する所と云ひ、熱心する所と云ひ、間に合せに一切の計をなすに過ぎず、故に詐の便利なることを論じて其失敗せしことを忌み隱し、戰の利益を言て其害惡を蔽ふ、彼等の相率ゐて之をなすや、利あらざることなし、とは云へ其害に堪へざるなり、得ありとは云へ其失に堪へざるなり、其結果は蘇秦商鞅孫臏吳起李斯の徒は之が爲に其身を亡ぼして、諸侯及び秦など之を用ひたる者も亦其國を滅すに至る、世の大なる禍なること明かなり、而るに俗流の士は尙ほ目が醒めざるなり、

文法　高梅亭云ふ、三段、策士の遺害を痛刺し、其説從ふべからざるを見す、前段は是れ案此の段は是れ駁、後仍ほ引て正案に歸し收をなす、何等の章法、○沈德潛云ふ、戰國の流弊を指陳す、言々透切、此れ處士橫議仁義を充塞するの尤なり、

惟先王之道、因時適變、爲法不同、而考之無疵、用之無弊、故古之聖賢未有以此而易彼也』

段落　第三大段の第三小段なり、先王の道を掲げて策士の弊を正す、

講説　惟だ先王の道は時に因り變に適し、法の性質は同じからざれども之を考ふるに疵なく、之を用ひて弊なし、故に古の聖賢孔孟の如きは此の萬全なる先王の道を以て彼の策士の仕方に換へざるなり、

文法　儲同人云ふ、先王に叫轉し、孔孟に收歸す、何等の章法、○賴山陽云ふ、而俗云々一句、古之聖賢未有云々の一句、並に通暢を缺く、此等の處、蘇氏兄弟をして之を爲らしめば、必ず明々了々矣、

或曰邪說之害正也、宜放而絕之、則此書之不泯、其可乎』

段落　第四大段の第一小段なり、疑問、

講説　或人曰く、邪說が正を害する以上は宜しく放

を明かにし、改むべからざるものと考へたり、豈に天下の人君に後世に於て實行し難きことを强ふるならんや、亦其遇ひし所の時、臨みし所の變に因て當世の法を爲り、先王の精神を失はざらしめんとするのみ、二帝三王の政治は其時世の變固より區別あり、隨つて其立てし所の法も無論相違せり、而るに其天下國家を治むる所の精神と之を行ふの本末前後とは未だ嘗て同じからざることあらず、二子の道は全く此の如し、蓋し法は變化に伴ふものなれば盡く同一とは限らず、之に反して道は本を立つる所以なれば一ならざるべからず、此れ道理の決して變ぜざるものなり、故に二子は此を守りしなれ、豈に異論をなすことを好まんや能く間に合せを爲さゞるばかりなり、流俗に惑はずして自信に篤きものと謂ふべし、

文法　高梅亭云ふ、次第正論を發し案を立て、言ふ先王の道、百世易らず、孔孟末世に遭ひ時君に說く、肯て其守る所を移さず、向の謂はゆる戰國謀士時君の能く行ふ所の然らざるを得ざるを度ると其意正に相反す、○沈德潛云ふ、蓋法者所以適變也云々、古人論ず、文を作る須く一段精彩の處あるべし、此の數言乃ち精彩の處なり、○賴山陽云ふ、可謂不惑流俗而篤於自信者也、此の句必ず着けざるべきに似たり、○孔孟を以て劉向と對評す、已に不倫に屬す、且つ下に戰國遊士を以て孔孟と對評す、文意枝蔓矣、

戰國之遊士則不然、不知道之可信、而樂於說之易合、其設心注意、偸爲一切之計而已、故論詐之便、而諱其敗、言戰之善、而蔽其患、其相率而爲之者、莫不有利焉、而不勝其害也、有得焉、而不勝其失也、卒至蘇秦・商鞅・孫臏・吳起・李斯之徒、以亡其身、而諸侯及秦用之者亦皆滅其國、其爲世之大禍明矣、而俗猶

先王の時代は敎化を明かにし法度を治めたるは大に治まりし所以なるが、其後代に及び、謀計や詐僞が用ひられ之が爲に仁義の路塞がりしは大に亂れたる所以なりと、其說は先づ結構なり、然れども終に此書は戰國の策士等が當時の君の行ひ得る所が如何にしても然なくてはならぬ所の事を度りし說なりと謂ふに至ては、流俗の意見に惑ひ、自ら信ずるに篤からずと謂ふべし、

注解　「度」はかる、

文法　高梅亭云ふ、向が言に就て駁を起す、

夫孔孟之時、去周之初、已數百歲、其舊法已亡、舊俗已熄久矣、二子乃獨明先王、以謂不可改者、豈將强天下之主、以後世之所不可爲哉、亦將因其所遇之時、所遭之變、而爲當世之法、使不失乎先王之意而已、二帝三王之治、其變固殊、其法固異、而其爲國家天下之意、本末先後、未嘗不同也、二子之道、如是而已、蓋法者所以適變也、不必盡同、道者所以立本也、不可不一、此理之不易者也、故二子者守此、豈好爲異論哉、能勿苟而已矣、可謂不惑乎流俗、而篤於自信者也、

段落　第三大段の第一小段なり、孔孟が一時の便法の爲に萬世の道を變ぜざるを言ふ、

講說　夫れ孔子孟子の時は周の初を去ること已に數百歲に及び、其舊法は已に亡び、其舊俗は已に絕えたること久しかりき、然るに孔孟の二子獨り先王の道

戰國策目錄序

主意　戰國策は邪説を載するの書なるも亦廢すべからずと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「然後戰國策三十三篇復完」に至るまでを第一大段となす、此書を校定せしを言ふ、「叙曰」より「不篤於自信者也」に至るまでを第二大段となす、劉向の説を擧ぐ、「夫孔孟之時」より「未有以此而易彼也」に至るまでを第三大段となす、劉向の説を駁す、「或曰」より「固不可得而廢也」に至るまでを第四大段となす、其書の存すべき理由を言ふ、「此書有高誘注者」より篇尾に至るまでを第五大段となす、注を附記す、

劉向所定戰國策三十三篇、崇文總目稱十一篇者闕、臣訪之士大夫家、始盡得其書、正其誤謬、而疑其不可考者、然後戰國策三十三篇復完、

段落　第一大段なり、

講説　劉向の定めたる所の戰國策三十三篇あり、崇文目錄に十一篇と稱するものは闕けたるなり、臣士大夫の家に尋ね求めて始めて此書を得、其誤を正し其取調べがたきものは疑案として之を存せり、斯くて後戰國策三十三篇は始めて完全となれり、

文法　首段虚引、校書より叙入す、

叙曰、向叙此書、言周之先明教化、修法度、所以大治、及其後、謀詐用而仁義之路塞、所以大亂、其説既美矣、卒以謂此書戰國之謀士、度時君之所能行、不得不然、則可謂惑於流俗、而不篤於自信者也、

段落　第二大段なり、

講説　叙して曰く、劉向は此書の叙を作て言ふ、周の

差異あるにせよ、要する所大體は僞に非ざることを知れり、況や陳拱以下皆家族の全滅を致せるに、宗旦のみは先づ其親をば遁れしめたるに因れば、先知の効果ありたるは知らるゝなり、又其性質が事を喜びしに因れば其先言の効力も亦知らるゝなり、

注解 「袁州」名は無擇、袁州に知たりしより袁州と云ふ、

文法 賴山陽云ふ、又委曲、其識其文、厚重浮ならず、

以閣下好古力學、志樂天下之善、又方使南方、以賞罰善惡爲職、故敢以告、其亦何惜須臾之聽、尺紙之議、博問而極陳之、使其事白、固有補於天下、不獨一時爲宗旦發也、伏惟少留意焉、如有未合、願賜還答、不宣、

段落 第四大段なり、

講說 思ふに閣下は古を好み學を力め、其志天下の善を樂まる、又今丁度南方に使し善を賞し、惡を罰することを以て職とし給ふ、故に敢て申上る次第にて何ぞ少時間の聽取と短き書簡の論議とを惜むべけん、博く尋ねて十二分に陳べ、宗旦の事をして明白ならしめば固より天下に補あり、獨り一時宗旦の爲に發したるのみに非ず、伏て惟ふに少しく意を留められんことを、若し御意見に合はざるものあらば、何卒貴報を給へ不宣、

纂評

○沈德潛評　節に死する一層、其將に亂れんとするを知て先づ言ふ又一層、大旨重ねて先づ言の上に在り、蓋し其將に亂れんとするを知て之が圖をなさば、智高の禍以て熾ならざるべし、其關係尤も鉅なり、退之が元侍御に與ふる書に楊甄濟父子の事を表揚すると相類す、而して剴切之に過ぐ、○封疆に死する者は封疆を誤る者と甚だ分別なし、其れ何を以て綱紀を立てゝ、天下忠義の氣を作さんや、子固の言、獨り宗旦一人の爲に發せざるなり、

段落　第三大段の第一小段なり、其死節の偶然に非ず、其小過を贖ふに足ることを言ふ、

講説　宗旦は易を學ぶことを喜び、作りし所の注には采るべき點あり、家は書物を有する程の資力なかりしに、人が易をば質問するときは貫穿馳騁して數十家に至り、皆能く其書の意を述ぶ、祖母に事へて心を盡し、貧乏にして殆んど生活し難き程なりき、議論を好み、功名を喜べり、鞏嘗て彼と接し故に頗る之を知る、則ち其立つる所、亦一時偶然に發生せしに非ざるなり、世多く其京東に在りし時、自重する能はず、世人に彼是れ目指さるゝに至りしことを非る、此れ固より一の過なるも、今其立つる所亦此過を贖ふべし、

注解　「眚」左傳僖公三十三年に云ふ、不以一眚掩大惡と、注に云ふ、微傷を謂ふなりと、蓋し過誤の意、

文法　沈德潛云ふ、平日の學問孝行を補出し、其言偶然幸中する者に非ざるを見す、○賴山陽云ふ、此段を補ふ、是れ補貼と雖も、後に案を了する處あり、筋節相通ず、其綴を覺えず、

鞏初聞其死之事、未敢決然信也、前後得言者甚衆、又得其弟自言、而聞祖袁州在廣東、亦爲之言、然後知其事使雖有小差、要其大概、不誣也、況陳拱以下皆覆其家、而宗旦獨先以其親遁、則其有先知之效可知也、以其性之喜事、則其有先言之效亦可知也」、

段落　第三大段の第二小段なり、先知の效を決す、

講説　鞏初め宗旦の死せしことを聞き、未だ敢て判きとは信せざりき、然るに前後に人の此事に關する咄を聞き得たること甚だ多數なりしが上に、又其弟の直話を得、而して祖父袁州が廣東に在て、亦之が爲に語りしことを聞き、始めて其事實は縦令ひ少々の

今爲天下者、使萬事已理、天下已安、猶須力開言者之路、以防未至之患、況天下之事、其可憂者甚衆、而當世之患、莫大於人不能言、與不肯言、而甚者或不敢言也、則宗旦之事、豈可不汲汲載之天下視聽、發揚褒大其人、以驚動當世耶』、

段落　第二大段の第五小段なり、他人を警むる上よりも宗旦を褒せざるべからざるを言ふ、

講說　今天下を治むる者に在ては萬事已に整頓し天下已に安しとするも猶ほ力めて言者の路を開き以て未だ至らざる所の患を防ぐを必要とす、況や天下の事憂ふべきもの甚だ衆し、然るに當世の患は人の言ふ能はざると言ふことを承知せざるとより大なるは無し、其甚だしきに至ては或は敢て言はざるものすらあり、さすれば宗旦の事は豈に汲々として之を天下の耳目に載せ、其人を發揚し褒大にして當世を驚動せざるべけんや、

文法　茅鹿門云ふ傳說、○賴山陽云ふ、不能言、不肯言、不敢言、層して一長句となす、奇崛の甚しき、後又長句を出だす、萬仭の古木、蒼藤纏絡、

宗旦喜學易、所爲注有可采者、家不能有書、而人或質問以易、則貫穿馳騁、至數十家、皆能言其意、事祖母盡心、貧幾不能自存、好議論喜功名、嘗與之接、故頗知之、則其所立、亦非一時偶然發也、世多非其在京東時、不能自重、至爲世所指目、此固一眚、今其所立、亦可贖矣』、

不備、苟且偸託、以至於不可禦、耳、有一人先能言者、又爲世所侵蔽、令與罪人同罰、則天下之事、其誰復言耶、

段落　第二大段の第三小段なり、他人言はず、宗旦獨り之を言ひ、反て罪せらるゝの無道なるを論ず、

講說　一體廣南の事件が卒に十餘州を破り、軍を覆し將を殺し、元元(人民)の命を喪ひ、山海の財を竭すに至りしものは、其事變秘密の中に發して倉卒に起りしにあらず、内外上下其職務ある者、初より知らざりし者なかりしも、或は隱して申出です、或は忽にして備をなさず、一時逃を爲したるが爲め防ぐべからざる有樣に至りしのみ、折角宗旦の如く一人之を言ふ者あれば又世の爲に其忠功を蔽はれて罪人と同じく罰せらるゝに至ては、天下の事、誰か復た言ふものあらんや、

文法　沈德潛云ふ、更に他人の言はず備へざるを以て宗旦の、事を料り節に死するに反襯し、愈よ其當に褒贈すべく、其言と其節とに負くべからざるを見る、○賴山陽云ふ、天下之事云々、又忽ち住し、又說き起す、

聞宗旦非獨以書告陳拱、當時爲使者於廣東西者、宗旦皆歷告之、今彼既不能用、重懼爲己累、必不肯復言宗旦嘗告我也、

段落　第二大段の第四小段なり、有司皆宗旦の忠言を隱蔽せしことを言ふ、

講說　聞く所によれば、宗旦は獨り書面を以て陳拱に告げたるのみならず、當時使者として廣東廣西に在りし者には宗旦片端より之に告げたるなり、然るに今日となつて彼等已に宗旦の言を用ひざりしかば之が爲に重ねて己の累とならんことを懼れ、飽くまでも宗旦が吾に告げたることありとは言はざるなり、

文法　沈德潛云ふ、微として到らざるはなし、

文法　賴山陽云ふ、議論に入る處、甚だ力を費さず、

使宗旦初無一言、但賊至而能死不去、固不可以無賞、蓋先事以爲備、全城而保民者、宜責之陳拱、非宗旦事也、今猥令與陳拱俱戮、既遺其言、又負其節、爲天下者、賞善而罰惡、爲君子者、樂道人之善、樂成人之美、豈當如此耶、

段落　第二大段の第二小段なり、宗旦の罰すべきに非ざるを論ず、

講說　縱令宗旦が初より一言先見の注告もせず、單に賊が攻來りし後、能く命を棄てゝ一步も去らざりしとするも、無論恩賞なかるべからず、蓋し事に先だつて備をなし、城を全くして民を保つの事は、之を陳拱に責むべきなり、宗旦の職務にはあらざるなり、然るに今城を全くし民を保つ能はざりしとて、陳拱と共に有罪となすに至つては、已に折角の忠言を打忘れたる上に、又其節義に對して濟まぬ譯なり、元來天下を治むるものは、善を賞して惡を罰すべきものなり、又君子たる者は人の善を言ふを樂み、人の美を成すを樂む者なり、何として是の如く賞罰を顚倒すべけんや、

文法　賴山陽云ふ、二段順逆互に用ひ、委曲詳盡、而して之を讀む快暢、大に筆力を見る、○爲天下者、忽ち一語を提起し、激昂豪壯、其髯を掀して談ずるを見るが如し、○豈當如是耶、忽ち往て又說き起す、語氣益々壯なり、

凡南方之事、卒至於破十餘州、覆軍殺將、喪元元之命、竭山海之財者、非其變發於隱伏而起於倉卒也、內外山下有職事者、初莫不知、或隱而不言、或忽而

必不發、發而吾有以待之、則必無事、使獨有此一善、固不可不旌、況其死節堂堂如是、而其事未白於天下、比見朝廷所寵贈南兵以來仗節死難之臣、宗旦乃獨不與、此非所謂曲突徙薪無恩澤、焦頭爛額爲上客耶、

段落　第二大段の第一小段なり、宗旦の忠節旌せらるべくして旌せられざるを言ふ、

講說　其初に當り、宗旦の言が無用とせられざりしならば、邕の禍は必ず發せざりしならん、而して萬一發するとなすも、此方にて之に對する準備ありしならば又必ず無事なりしならん、則ち獨り此の豫言の一善あらしむるも固より旌せざるべからず、況や其節義に死せしこと堂々たること是の如くなるをや、而るに其事未だ天下に明かならず、此頃朝廷が褒賞ありし所の廣南の戰爭以來、節に仗り難に死せし所の臣を見るに、宗旦は其仲間に入り居らず、此れ世に申す所の曲突薪を徙して恩澤なく、焦頭爛額、上客となるものに非ずや、

注解　「曲突徙薪云々」漢の徐福と云ふもの霍氏が反せんことを豫測し上書して、霍氏を抑制し滅亡に至らしむる勿れと建言せしも用ひられず、果して其言の如くなりしが、霍氏の罪せられて亡ぶるや、功あるものは悉く賞せられしに徐福は反て之に漏れしかば、或人爲に上書して云ふ、客あり某の家に立寄りし處、其家の烟突は直立にして旁に多く薪を積みありければ、之を危險に思ひて忠告するやう、烟突は其口を曲げ薪は他處に移すべしと、主人其言を用ひず、幾くならずして火を出しぬ、近隣の者馳付けて之を消し止めしかば主人牛を殺し酒宴を設けて此等の人に振舞しに、或人云ふやう、前に客の注意に從ひなば斯かる散財に及ぶまじきに、今人々の手柄を定むるに、最初注告を爲し吳れたる人を差置き、愈々大事となりし後火事場にて働き、頭を焦し額を爛したる者を上客とするは心得違の咄なりと、漢書霍光傳に見ゆ、

らずと、拱又從はざりき、

注解 「運使」轉運使なり、「儂智高」皇祐四年廣源州の儂智高反す、邕より廣西に至るまで皆其害を被る、

文法 賴山陽云ふ、先づ事を叙し然る後、議論に入る篇法斬截、爽朗喜ぶべし、

凡宗旦之於拱、以書告者七、以口告者多不可數、度拱終不可得意、即載其家走桂州曰、吾有官守不得去、吾親母爲與死、比既行之二日、智高果反、城中皆應之、宗旦猶力守南門、爲書召隣兵欲拒之、城亡、智高得宗旦、喜用之、宗旦怒曰、賊汝今立死矣、吾豈可汚耶、罵不絕口、智高度終不可下、乃殺之、

段落 第一大段の第二小段なり、死節の事を叙す、

講說 宗旦の拱に對せし仕方は、書面にて智高の反すべきを告げたること七回、口にて告げたることは數へ切れざる位なり、然るに拱が到底己の意見に從ふことなきを度り、其家族を車に載せ桂州に走らせて云ふやう、己は官守あるが故に去るを得ず、されど吾が親は共に死する勿れと、家族が出立せしより二日計にして智高は果して反し城中皆之に應ぜり、宗旦は其れにても猶ほ一生懸命に南門を守り、隣邑の兵を召び集めて之を拒がんと欲せしも、城遂に陷りぬ、智高は宗旦を生取り、喜んで之を用ひんと欲せしに、宗旦怒つて曰く、賊汝今立どころに死せん、吾れに對して豈に節を汚すことを得んやと、口の絕間なく罵りしかば智高も遂に屈すべからざるを知て之を殺せり、

注解 「不可得意」疑らくは訛、

文法 賴山陽云ふ、叙事極めて簡、議論極めて曲、皆筆力を見るべし、

當其初、使宗旦言不廢、則邕禍

るまでを第一大段となす、其豫言と死節の事實を敍す、「當其初使宗旦言不廢」より「豈可不汲々載之天下視聽發揚褒大其人以驚動一世耶」に至るまでを第二大段となす、其功あり罪なく、賞すべくして罰すべからざるを論ず、「宗旦喜學易」より「其有先言之效亦可知」に至るまでを第三大段となす、平生の學行を補叙して其先見の偶然に非ざるを證す、「以閣下好古力學」より篇尾に至るまでを第四大段となす、此書を送るの主意を陳ぶ、

運使司封閣下、竊聞儂智高未反時、已奪邕邑地、而有之、爲吏者不能禦、因不以告、皇祐三年、邕有白氣、起廷中、江水橫溢、司戸孔宗旦以爲兵衆、策智高必反、以書告其將陳拱、拱不聽、宗旦言不已、拱怒詆之曰、司戸狂耶、四年智高出橫山、略其寨人、因其倉庫而大賑之、宗旦又告曰、事急矣、不可以不戒、拱又不從、

段落　第一大段の第一小段なり、豫言を叙す、

講説　運使司封の閣下に白す、竊かに承るに儂智高の未だ反せざりし時、已に邕邑の土地を奪つて之を有せり、其地の吏たる者防ぐことならざりければ、己の罪を掩はんとて此事を朝廷に報告せざりき、皇祐三年、邕に白氣あつて廷中より立升り、又江水の溢れ出でたることあり、司戸の役を勤むる孔宗旦は之をば兵亂の兆とし、智高の必ず謀反すべき事を測定し書面を以て其將帥の陳拱に告げたれども彼は之を聽き容れざりしが、宗旦は之を論じて已まざりしかば、陳拱は怒つて惡口するやう、司戸は發狂せるかと、四年に至り智高は橫山に出で其寨中の人を取へ、其倉庫の物を占有して之を人民に施し恩惠を賣れり、宗旦又陳拱に告げて曰く、事切迫せり用心せざるべか

文法 高梅亭云ふ、六段又一歩を拓開し、恰好篇首を首段警勸之道の意を收む、

既拜賜之辱、且敢進其所以然、所論世族之次敢不承教而加詳焉、愧甚不宣、

段落 第六大段の第二小段なり、注意に從ふべきを言ふ、

講說 既に銘を作り下されたることを謝し、且つ敢て謝し奉る所の理由を言ふ、高說にある世族の順序は御教諭に從て一層詳にせざる次第あらんや、愧づること、甚し不宣、

文法 林西仲云ふ、既拜賜云々は篇首の所感を結び、所論世族之次云々は首の所愧を結束す、

總　說

此篇は結構上より言ふときは可もなく不可もなしと雖も、書を寄するの趣旨としては諛に近し、

纂　評

○茅鹿門評　此書迂徑百折にして感慨嗚咽の氣、博大幽深の識、言外に溢る、之を蘇長公の謝張太保撰先人墓碣書に較すれば特に勝る、

銘史に近くして今人の作每に古人に逮ばず、須く諸を道德を蓄へて文章を能くする者に俟つべし、逐層牽引、春蠶の絲を吐き春山の雲を出だすが如し、人をして覽て盡き易からしめず、

○賴山陽評　是れ歐公が其王父の墓に銘せしを謝するの書なり、然らば則ち其感喜の意を敍する數行足る矣、何ぞ往復上下議論の樣子を爲さん、體を失ふに似たり、

與孫司封書

解題 孫氏名は沔、字は元規、廣南の安撫使たり、本篇の中に見ゆる儂智高の叛する、征討して功あり、司封は官名、爵秩を司る、

主意 孔宗旦が儂智高の叛を豫言し且つ節に死したる功を表白して其寃を釋くべしと云ふに在り、

段落 凡そ四大段となす、篇首より「乃殺之」に至

服、宜若何圖之。』

段落　第五大段の第二小段なり、感謝に堪へざる所以を言ふ、

講説　而して世の學者は傳記に書かれたる古人の事を觀る毎に、其感ずべき所に至るときは物悲しくして涕の流れ落つるを知らず、況や其子孫をや、又況や拙者に於ては祖先の事なれば猶更のことなり、其祖父の德を追慕して之を傳ふる所以の由を思ふときは先生が拙者に一の賜を推して其御恩の三世に及ぶを知る、其感情と報謝とは如何に之を料らふべきか、殆んど爲す所を知らざる程なり、

注解　「衋然」傷痛なり、

抑又思、若鞏之淺薄滯拙、而先生進之、先祖之屯蹷否塞以死而先生顯之、則世之魁閎豪傑不世出之士、其誰不願進於門、潛遁幽抑之士、其誰不有望於世、善誰不爲、而惡誰不愧以懼、爲人之父祖者、孰不欲教其子孫、爲人之子孫者、孰不欲寵榮父祖、此數美者一歸於先生、

段落　第六大段の第一小段なり、作銘の效果の及ぶ所を言ふ、

講説　抑も又思ふ、拙者の如く學問淺薄にして、處世の拙劣遲緩の者をも之を引立てられ、先祖の不遇艱難にして死したる者をも之を顯し下されたりとすれば、世の偉大豪傑不世出の士は誰か先生の門に進むことを願はざらん、世を遁れ蟄服する所の士も誰か世に希望を生ぜざらん、善は誰か爲さゞらん、惡は誰か愧ぢて懼れざらん、又凡そ人の父たり祖たる者、誰か其子孫を教ふることを欲せざらん、人の子孫たる者、孰か父祖を寵榮することを欲せざらん、此數多の美事は一に先生に歸すべし、

注解　「屯蹷否塞」屯は難なり、蹷は僵なり、失脚なり否は不なり、塞なり、塞は塡なり、

惑もせず、私意にも陷らざるときは公且つ是なり、而も其文辭工ならざるときは世は猶ほ之を傳へず、是に於て又文章の兼ね備はるを要とす、故に道德を蓄へて文章を能くするものに非れば爲すこと出來ずとは曰ふなり、

注解 「懸」懸隔なり、

文法 茅鹿門云ふ、纔に徐々歐公の身に入る、

然畜道德而能文章者、雖或並世而有、亦或數十年、或一二百年而有之、其傳之難如此、其遇之難亦如此、若先生之道德文章、固所謂數百年而有者也、先祖之言行卓卓、幸遇而得銘其公與是、其傳世行後無疑也、

段落 第五大段の第一小段なり、歐公の作りし銘は傳行疑なきを言ふ、

講說 然れども道德を蓄へて文章を能くするもの同世に竝び出づることとなるも、亦數十年にして出づることあり、百年二百年に出づることあり、其傳はることの難き此の如く、其出遇ふことの難きも亦此の如し、而して先生の道德文章の如きは固り謂はゆる數百年目に始めてある者なり、吾が先祖の言行の卓々として拔出でたる點が、幸に先生に遇ひ、其公なり是なりの銘を得たり、其世に傳はり後に行はるゝや疑なし、

文法 高梅亭云ふ、方に歐公の身に入る、○沈德潛云ふ、其傳世一句は收め得て足る、

而世之學者、每觀傳記所書古人之事、至其所可感、則往往衋然不知涙之流落也、況其子孫也哉、況鞏也哉、其追睎祖德、而思所以傳之之繇、則知先生推一賜於鞏、而及其三世、其感與

來、公卿大夫より里巷の士に至るまで銘あらざるなし、然るに傳はるもの蓋し少し、其理由は他にあらず公と是とに非ざるが故なり、

然則孰爲其人而能盡公與是歟、非畜道德而能文章者、無以爲也、』

段落　第四大段の第一小段なり、作者の資格を擧ぐ、

講說　さすれば何人か銘を作る資格ある人にして能く公と是とを盡すものなるか、道德を蓄へて文章を能くする人にあらざれば出來ざるなり、

蓋有道德者之於惡人、則不受而銘之、於衆人則能辨焉、而人之行、有情善而迹非、有意奸而外淑、有善惡相懸、而不可以實指、有實大於名、有名侈於實、猶之用人、非畜道德者、惡能辨之不惑、議之不徇、不惑不徇、則公且是矣、而其辭之不工、則世猶不傳、於是又在其文章兼勝焉、故曰、非畜道德而能文章者、無以爲也、豈非然哉、』

段落　第四大段の第二小段なり、銘の作者として、道德文章兼ね備はるの必要なる所以を言ふ、

講說　蓋し道德ある人と云ふものは、惡人に關して引受けて銘を作ることなく、衆人に關しては能く見分をなすなり、但し人の行には心術は善けれども形迹の非なるものあり、意志奸なれども外面善良なるものあり、善惡懸け隔たり、何れか實なるやを指定すべからざるものあり、實が名より大なるあり、名が實より立派なるあり、丁度人を用ふる樣なるものにて道德を蓄へたる人に非ざるときは何として能く之を區別して惑はず、之を評論して私に陷らざらん、

は記せらるゝ點なきが爲に媿ぢて懼れ、通材達識義烈節士嘉言美狀に至ては後の法となすに足る、警勸の道、史に近きにあらずして、何物に近きぞ、「最も史に近し」

文法　賴山陽云ふ、警勸之道の三句、故に虛字を省く徵に通暢を缺くを覺ゆ、

及世之衰、人之子孫者、壹欲褒揚其親、而不本於理、故雖惡人、皆務勒銘、以誇後世、立言者、既無之拒而不爲、又以其子孫之所請也、書其惡焉、則人情之所不得、於是乎銘、銘不實』

段落　第三大段の第一小段なり、後世の誌銘信ずるに足らざるを言ふ、

講說　世の衰ふるに及び、人の子孫たる者己の親を善く見せんとて道理に本づかず、故に惡人と雖も、皆務めて銘を勒して後世に誇る、而して文章家も既に拒んで作らざるわけにゆかず、去りとて其子孫の依賴なるが故に眞坂其惡事を書することは人情に於て忍びざる所、已むなくして銘を作り善を褒むることなるが、斯かる次第より銘は不實となれり、

注解　「壹欲」壹は專なり、

後之作銘者、當觀其人、苟託之非人、則書之非公與是、則不足以行世而傳後、故千百年來、公卿大夫、至於里巷之士、莫不有銘、而傳者蓋少、其故非他、託之非人、書之非公與是故也』

段落　第三大段の第二小段なり、作者の其人を得難きを言ふ、

講說　後の銘を作らんとする人は當に之を依賴すべき人物の如何を觀るべし、苟も之を託せし人、其人に非ざるときは、之を書する公にもあらず、是にもあらず、隨て世に行はれ後に傳はる價値なし、故に千百年

功德材行志義之美者、懼後世之不知、則必銘而見之、或納於廟、或存於墓、一也、苟其人之惡、於銘乎何有、此其所以與史異也、』

段落　第二大段の第一小段なり、史と銘との別を言ふ、

講說　夫れ銘誌の世に發表せらるゝや、其意味は史に近きことあれども、其れと同時に史と異なる點あり、蓋し史は善惡に關して、双方とも書かざる所なきも、銘の方は蓋し古の人にて功德材行志義の美なる者あり、後世に知れざる懼あるときは必ず銘して之を見はし、或は廟に納め置き、或は之を墓の中に存す其目的は一なり、されば苟も其物が惡なるときは銘など何の入用あらん、此れ銘の史と異なる所以なり、

文法　高梅亭云ふ、首段誌銘の體を論じ、其關する所のもの正を重んずるを見はし、正に筆を秉る人の爲に地をなす、○茅鹿門云ふ挑剔出し來る○林西仲云ふ、夫銘誌之著云々二句、是れ主腦○又云ふ古は善人銘あり、惡人銘なきを以て、史と異なる所以の句を分釋す、

其辭之作、所以使死者無有所憾、生者得致其嚴、而善人喜於見傳、則勇於自立、惡人無有所紀、則以媿而懼、至於通材達識、義烈節士、嘉言美狀、皆見於篇、則足爲後法、警勸之道、非近乎定、其將安近、』

段落　第二大段の第二小段なり、銘は警勸の道に於て史に近きを言ふ、

講說　銘辭の作らるゝ譯は死者をして憾むる所なく生者をして其敬を致さしむる爲にして、善人は己の事迹の傳へらるゝことを喜んで自立するに勇み、惡人

○沈德潛評　風雅に本づいて以て情を陳す、紆餘往復、蘊藉深厚、匡劉の遺風なり、

寄歐陽舍人書

解題　舍人は即ち歐陽修なり、舍人とは其知制誥たりしを以て言ふ、時は慶暦に當る、

動機　歐陽舍人が己の祖父の爲に墓銘を作りたることを謝するに在り、

主意　道德文章の歐公の如きは眞を墓銘を託すべき人にして其文必ず傳ふべしと云ふに在り、

段落　凡て六大段となす、篇首より「感與慚幷」に至るまでを第一大段となす、謝辭、「夫誌銘之著于世」より「其將安近」に至るまでを第二大段となす、誌銘の體を論ず、「及世之衰」より「非公與是故也」に至るまでを第三大段となす、後世の誌銘の信じ難きは作者の其人を得ざるに在るを言ふ、「然則孰爲其人而能盡公與是歟」より「豈非然哉」に至るまでを第四大段となす、作者の道德 文章兼備の人なるべきことを言ふ、「然蓄道德而能文章者」より「宜若何而圖之」に至るまでを第五大段となす、歐公の道德文章を兼ね其文の必傳なるを言ふ、「抑又思」より篇尾に至るまでを第六大段となす、歐公の餘德を言ふ、

鞏頓首再拜舍人先生、去秋人還、蒙賜書及所撰先大父墓碑銘、反覆觀誦、感與慚幷、

段落　第一大段なり、

講說　鞏頓首再拜して舍人先生に白す、去年の秋、使の者歸りしが、其節御書狀及び御撰び下されたる先大夫の墓碑銘を頂戴致し、繰返し拜讀 有難く存ずると共に愧かしく覺えぬ、

夫銘誌之著于世、義近於史、而亦有與史異者、蓋史之於善惡、無所不書、而銘者蓋古之人有

結大に筆力あり、吾君吾相の語を複す愈よ痕跡なし、

伏惟推古之所以待士之詳、思勞歸之詩、本士大夫之情、而及於其親、逮之以即乎人心之政、或還之闕下、或處以閑曹、或近之近畿、屬以一郡、使得諸其就養之心、慰其高年之母、則仁慈之行、豈獨昏愚得蒙賜於今日、其流風餘法傳之永久、後世之士、且將賴此以無北山之怨、鴇雨之譏、陟岵之歎、蓋行之甚易、爲德於士類者甚廣、惟留意圖之、不宣、

段落　第六大段なり、

講說　伏て思ふに朝廷に於て古の時、士を待ちたる仕方の行届きしことを推し究め、勞歸の詩が士大夫の情に本づいて其親に及び、之に持ち往くに人心に卽くの政を以てしたることを思ひ、或は某を京師に還し、或は閑散なる役所に置き、或は之を畿內に引寄せ、一郡を宛がひ、其親の側に居て養ひたき心を叶へ某の高年なる母を慰むることを得しめば、其仁治の行と申すものは何として獨り昏愚の拙者のみが今日に於て賜を蒙るのみならん、其流風餘法は永久に傳はり、後世の士は兎も角、其御蔭にて前に擧げたる北山の怨、鴇羽の譏、陟岵の歎なからんとす、但し之を行ふこと甚だ易きに拘はらず、士類に德あるもの甚だ廣し、偏に意を留めて之を沙汰ありたし、不宣、

注解　「就養」禮記檀弓に出づ、

文法　沈德潛云ふ、併せて以て天下後世を感動す、

總　說

前半篇詩經を引く處宛然たる村學究の口吻、其博を衒する所、厭ふべし、

纂　評

之警、里有室家之樂、士氣始奮、而人和始洽、至於風雨時若、田出自倍、今野行海涉、不待朋儔、市粟而來、價減什七、此皆吾君吾相、至仁元澤、覆冒所及、故寇旱之餘、曾未期歲、既安且富、至於如此』

段落　第五大段の第二小段なり、亂已に治まるを言ふ、

講説　冬より春に至り、遠方も近所も皆定まり、驛には枹を持ち皷を鳴すの警なく、里には室家團欒の樂あり、士氣も起りたち、人の調和も始めて洽く、風雨も時節に叶ひ、田畝の産出額も以前に倍するに至れり、今や原野を旅行し、海洋を渡航するにも、隊伍などを組まずして米を賣りに來り、價も十分の七を減せり、此れ皆吾が君や吾が相の仁澤の至大にして天下を治め給ふ餘德なり、故に叛亂や旱魃の餘なるにも拘はらず、一年も過ぎざる中に已に安くして且つ富むこと此の如くなる有樣に至れり、

注解　「時若」若は順なり、

鞏與斯民、與蒙其幸、方地數十里、既無一事、繫官於此、又已彌年、則可以將母之心告吾君吾相、未有易於此時也』

段落　第五大段の第三小段なり、情願を提出すべき時機なるを言ふ、

講説　鞏は我が人民と共に此の平和の幸を蒙るを得方數十里の任地に於て已に一事なく、此地に勤務すること又已に年を經たり、さすれば母を養ふの心を以て吾が君吾が相に告ぐることは未だ此時より易きはあらず、

文法　賴山陽云ふ、本と己の功勞を敍し、以て內郡に量移せんを望むなり、而して此皆 吾君 吾相の數句を下し、痕跡を見ず、〇又云ふ、未有易於此時也、此の一

り、鞏は敢て母を養ひたき情意を朝廷に具申せしも、御沙汰あつて許されず、適ま閩に盗賊の事ありしかば、之が爲に引繼ぎては請願をなさゞりき、去秋赴任するに及び、閩の餘黨は或は數十人數百人團結をなす者、蟻の如くに山谷の間に聚まり、惡る強くして能く衆を動かし頭分となれるもの又十を以て數ふる程あり、州縣のあちらこちらに相望み、閩の家々は落付くことゝ能はず、遠近此騷を聞くもの、疑ひ且つ駭かざるはなく、州の所屬の都邑の中には此騷動が饑饉旱魃の後に發したる所もあり、

注解　「曹伍」曹は輩なり、五人を伍となす、「桀黠」兇暴を謂ふ、

鞏於此時、又不敢以私計自陳、其於寇孽、屬前日之屢敗、士氣既奪、而吏亦無可屬者、其於經營、既不敢以輕動迫之、又不敢以少縱玩之、一則諭以招納、一則戒以剪除、既而其悔悟者、自相執拘以歸、其不變者、亦爲士吏之所係獲、其魁首則或靡而致之、或殲而去之、

段落　第五大段の第二小段なり、功勞を敍す、

講說　鞏は此時に於て又敢て私計を陳せず、其賊に於けるや、適ま前日に於て屢ば敗軍の結果、士氣已に奪はれ、而して官吏の中にも亦事を託すべきものなかりしかば、處分を經營するに於て或は輕々しく兵を動かして之に迫まらず、去りとて少しにても之を自由にして玩ぶことなく、一には歸順を諭し、一には剪除を戒めしが、程經て彼の悔悟せしものは自ら執はれ人となつて歸降し、其改心せざるものは士吏の捕ふる所となり、其頭領は或は縛して連れ來り、或は殺して之を去れり、

注解　「靡」縻に同じ、繫なり、

自冬至春、遠近皆定、亭無枹鼓

「可以苟止者也」、

段落　第四大段の第三小段なり、

講説　今乃ち區々たる腹心を以て御取次の方まで布陳する所以は、誠に以て、鞏は今年六十になれるに、老母は又八十八の高齢に之れあり、老母は京師に寓居の所、鞏は閩粤を守り、仲弟は南粤を守る、二越の地は天下に於て最も遠き處なり、されば法令に於ても、一家の内にて一人此二邦に仕官する者あるときは、家族中に遠方の在勤を命ぜらるゝも行かざることを得とあり、鞏は固より不肖の身を以て自ら此の例に倣ふとは思寄らず、されど道程の隔たれるが爲に、老母に侍して南の方閩越に行くこと叶はず、さすれば老母と同居して朝夕機嫌を取る外は犬馬の愚を致す能はず、書信の往復に至ては萬里の遠方ゆゑ月を累ね時を踰ゆるにあらざれば通せず、此れ白髮の母と子とが義に於ても其儘に安んずること出來ず、恩に於ても其儘に止むこと出來ざる仔細なり、

注解　「閩越」福建、「南越」廣東、「著令」制規と云ふが如し、

文法　茅鹿門云ふ、前、詩に本づいて案を爲る、意、此に在り、○頼山陽云ふ、此一段委曲波折、大に筆力を見る、前數十行を芟すれば則ち合作とならん矣、惜むべし、惜むべし、○又云ふ、結數句、語々人を動かす、

方去歳之春、有此邦之命、鞏敢以情告於朝、而詔報不許、屬閩有盜賊之事、因不敢繼請、及去秋到職、閩之餘盜、或數十百爲曹伍者、往往蟻聚於山谷、桀黠能動衆、爲魁首者、又以十數、相望於州縣、閩之室閭無能寧、而遠近聞者、亦莫不疑且駭也、州屬邑、又有出於饑旱之後、

段落　第五大段の第一小段なり、赴任當時の事情を言ふ、

講説　去年の春に方り此の福州に奉職すべきの命あ

五郡、蓋十年矣、未嘗敢有半言片辭、求去邦域之任、而冀陪朝廷之議、此鞏之所以自處、竊計已在聽察之日久矣、

段落　第四大段の第二小段なり、己の行役已に久しきを言ふ、

講說　鞏の少かりし時すら、尚ほ融通の利かざる資質を飾つて當世に用ひられんと運動せしことなし、況や今日は齒も髮も日に衰へ、耳目の力も日に減じ、老境に入りたることなれば、縱令至て愚なりとするも昇進などを求むるの心なき筈なるに、まして其少しく知あるをや、五郡に轉任せしが其間十年に及ぶも、地方官を罷めたしとし、中央に入り朝廷の會議に陪席するを冀ふが爲め一言半句も申出たることあらず、此れ鞏の自ら處する處にして、竊に計るに此儀は御聽察下し置かるること已に久しき次第なりと、

注解　「耗」減ずるなり、「陪朝廷之議」京官となるを謂ふ、

今輙以其區區之腹心、敢布於下執事者、誠以鞏年六十、老母年八十有八、老母寓食京師、而鞏守閩越、仲弟守南越、二越者天下之遠處也、於著令、有一人仕於此二邦者、同居之親當遠仕者得不行、鞏固不敢爲不肖之身、求自比於是也、顧以道里之阻、既不可御老母而南、則非獨省晨昏承顏色、不得效其犬馬之愚、至於書問往還、蓋以萬里、非累月踰時不通、此白首之母子、所以義不可以苟安、恩不

は出張旅行に苦んで其父母を養ふことを得ず、此れに付ては詩經に北山の感と鴇羽の嗟とあり、或は何つまでも行役して際限なく、父母兄弟離散するに至ることあり、此れに付ては詩經に陟岵の思あり、詩人何れも其意を推して國風に見はしたり、是れ謂はゆる、情に發し、禮義に止まるものなり、

注解　「北山之感」詩經小雅北山の篇を指す、其序に云ふ、大夫幽王を刺なり、彼使均しからず、已に事に從ふに勞して其父母を養ふを得ざるなりと、「鴇羽之嗟」詩經の唐風鴇羽篇を指す、其序に曰く時を刺なり君子征役に從ひ、其父母を養ふを得ずして、是の詩を作ると、陸氏の草木疏に云ふ、鴇鳥雁に似て虎文連蹄樹止せずと、「陟岵之思」魏風陟岵篇を指す、其序に曰く、孝子役に行き、父母を思念するなりと、「所謂云々」詩の序の語なり、

伏惟吾君有出於數千載之大志、方興先王之治、以上繼三代、吾相於時皆同德合謀、則所以待天下之士者、豈易於古、士之出於是時者、豈有不得盡其志邪、鞏獨何人、幸遇茲日、

段落　第四大段の第一小段なり、君主士を待つ古に異らざるを言ふ、

講說　伏て思ふに吾が君は數千年の間に飛抜けんとの志あり、今方に先王の治を興し以て昔の夏殷周三代の盛況を繼ぐ、吾が宰相も此時に於て何れも吾が君と德を合せ謀を同うしたり、則ち天下の士を待つ所以のものは、何として古に異ならんや、士の是の時に出づるもの豈に其志を盡すことを得ざらんや、鞏獨り何等の人にして幸ひ今日に遇へる、

鞏少之時、尙不敢飾其固陋之質、以干當世之用、今齒髮日衰、聰明日耗、令其至愚、固不敢有徼進之心、況其少有知邪、轉走

段落　第三大段の第一小段なり、古の情に本づき勤を叙せしを言ふ、

講説　謂はゆる必ず其情に本づいて其勤を叙するものは詩經の四牡の三章に在り、曰く、王事の勤向は確とせざることとなし、随て父を養ふに遑あらずと、四章に曰く、王事の勤向は確とせざることとなし、随て母を養ふに遑あらずと、其終の章に曰く、何として歸るを懷はざらんや、是を以て歌を作り、母を養ふことを來り諗ぐと、解釋者の考に諗は告なり、君は使臣を勞り、彼の情を叙して豈に誠に歸るを懷はざらんやと曰ふ、故に彼れ父母を養ふの志を以て來て其君に告ぐるなりと釋者は考へたり、既に之を休息せしめ、又後より其情を叙すること此の如し、此れに由て之を觀れば上の下に接する所以は臣下の者が父母を養ふの心を失はんことを恐れざることあらず、下の上に事ふる所以は、父母を養ふの心ある以上、未だ嘗て告げざることあらず、其使臣を勞する辭は則ち右の如し、而して之を推して守備兵にまで及ぼし、亦之を勞するに王事の投遣になし難くして、我が父母を憂へしむることを以てするとせば、先王の政が人の心に從ふこと此より大なるはなし、

注解　「四牡」詩經小雅の篇名、「盬」堅實ならざるなり、「將父」將は養なり、「繇」由なり、「推至於戍役之人」詩經小雅の杕杜篇、

文法　沈德潛云ふ、必本其情云々、此句を抽出し、前に徵引する所、注意此に在るを見す、○儲同人云ふ、古書を將て自己の情事を引出し、又自己の情事を以て古書に附入す、

及其後世、或任使不均、或苦於征役、而不得養其父母、則有北山之感、鴇羽之嗟、或行役不已、而父母兄弟離散、則有陟岵之思、詩人皆推其意、見於國風、所謂發乎情止乎禮義者也、

段落　第三大段の第二小段なり、後世の前と反對なるを言ふ、

講説　後世に及び、或は臣下の使ひ方均じからず、或

下下以成其政、臣能歸美以報其上、其君臣上下相與之際如此、可謂至矣、』

段落　第二大段なり、前段の事實を許す、

講說　蓋し先王の世に於て天下の士を待つの勤め且つ詳なること此の如し、故に周の士を貴しと稱し周の士を自由と稱す、而して天保の詩にも亦稱すらく、君能く其下に下つて以て其政を成し、臣は能く美を君に歸して其上に報ずと、其君臣上下相對するの際此の如し、至れりと謂ふべし、

注解　「周之士云々」揚子方言の語、「天保」小雅天保篇の小序、

文法　沈德潛云ふ、蓋先王之世は總筆、如此可謂至矣は束筆、

所謂必本其情、而叙其勤者、在四牡之三章、曰王事靡盬、不暇將父、四章曰、王事靡盬、不遑將母、而其卒章則曰、豈不懷歸、是用作詞、將母來諗、釋者以謂諗告也、君勞使臣、叙述其情曰、豈不誠思歸乎、故作此詩之詞、以養父母之志、來告其君也、既休息之、而又追叙其情、如此、繇是觀之、上之所以接下、未嘗不恐失其養父母之心、下之所以事上、有養父母之心、未嘗不以告也、其勞使臣之辭則然、而推至於成役之人、亦勞之以王事靡盬、憂我父母、則先王之政、卽人之心、無大於此也、

ることは、蘿蒿などの大陵に在るが如く、生育を遂げざることなく、其客分として之を接待することの懇誠に出づるは鹿が友を呼び合ふが如く、其聲は中心より出づるものにして外より至れるにあらず、其士を饗應するには飲食の具あり、之を樂ましむるには琴瑟の音あり、其厚意を表するには幣帛筐篚の贈物あり、其大旨を要するに其歡心を得んとするに非ざるなし、其人材已に多く、庶位に列するは棫の茂れるを薪となすを得るが如く、若し使臣となせば、其出發を寵するに禮樂を以てし其榮譽を遠近に皇々として輝かしめ、其歸り來るを慰勞するに就ては、既に其功を知り、又其情に本づいて其勤勞を陳べ、又將帥となせば、其出發に於て之を見送り、又薇や蕨の始めて生ずるを識て其歸り來るの晩きを恐れ、愈よ歸り付けば之を休息せしめ、又其悄々として心配せしことを追念し、其上僕夫の疲勞にまで及ぶなり、此の時に當り、后妃が内より文王を助くるに於ても、又臣下の勤勞を知り、其苦勞の深きは山脊石砠僕馬の間に至り、其志意の一なることは卷耳を采ると雖も心在らざるに至る、

注解　「如蘿蒿之在大陵」詩經の小雅に云ふ、菁々者莪在彼中阿」と、注に云ふ、莪は蘿蒿なり、阿は大陵なりと、此詩は人材を長育することを賦したるものなり、「如鹿鳴之相呼召」詩經の小雅の鹿鳴篇を用ふ、「燕」宴なり、「棫樸」大雅棫樸篇あり、棫は木名、樸は叢生、「光華皇々於遠近」詩經小雅、皇々者華篇あり、皇は猶ほ煌の如し、「將率」將帥なり、「識薇蕨之始生」詩經采薇篇を用ふ、「悄々之憂」詩經小雅出車篇、「后妃之於内助」詩經國風卷耳篇の序に曰く、卷耳は后妃の志なり、又當に君子を輔佐し賢を求め官を審にし臣下の勤勞を知るべし、「山脊石砠云々」卷耳の三章に曰く「陟彼高岡」と注に云ふ山脊を岡と曰ふ、第四章に曰く、「陟彼砠矣」と、注に石山土を戴くを砠と曰ふと、「采卷耳」卷耳は和名みゝな、此詩は后妃が臣下の事を思うて摘草をすれど心留守になつて十分に取れぬを言ふ、

蓋先王之世、待天下士、其勤且詳如此、故稱周之士也貴、又稱周之士也肆、而天保亦稱、君能

と申すべし、

文法　沈德潛云ふ、全意を領すと、○賴山陽云ふ、前半幅詩を引く處太だ冗長、後半の眞摯に如かず、吾れ知る執政之を讀み欠伸篇を終らざるを、終に李令伯の陳情表に及ばず、

故其長育天下之材、使之成就、則如蘿蒿之在大陵、無有不遂、其賓而接之、出於懇誠、則如鹿鳴之相呼召、其聲音非自外至、也、其燕之則有飲食之具、樂之則有琴瑟之音、將其厚意、則有幣帛筐篚之贈、要其大旨、則未嘗不在於得其歡心、其人材既衆、列於庶位、則如棫樸之盛、得而薪之、其以爲使臣、則寵其往也、必以禮樂、使其光華皇皇於遠近、勞其來也、則既知其功、又本其情而叙其勤、其以爲將率、則於其行也、既送遣之、又識薇蕨之始生、而恐其歸時之晩、及其還也、既休息之、又追念其悄悄之憂、而及於僕夫之瘁、當此之時、后妃之於內助、又知臣下之勤勞、其憂思之深、至於山脊石砠僕馬之間、而志意之一、至於雖采卷耳、而心不在焉、

段落　第二大段の第一小段なり、撫循待遇の委曲を說く、

講說　故に先王が天下の人材を長育して成就せしむ

は則ち温醇、各其極に造る○長篇文字、最も筋慵肉緩なり易し、文中節々關鎖、層々提挈、重規疊矩、脈絡關通、絶えて慵緩の病なし、學者宜しく心を究むべし、
○賴山陽評　一篇の文讀去て一精采なく一着落なし韓蘇をして之を做さしめば、起伏頓挫讀者をして幾回案を拍つを爲さしむるなり、

福州上執政書

主意　京師に還り母を養ひたしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段となす、篇首より「恩威可謂備矣」に至るまでを第一大段となす、先王の士を養ひたる法は詩に存するを言ふ、「故其長育天下之材」より「可謂至矣」に至るまでを第二大段となす、先王の士を養ふの法は士の情に本づいて其勤を叙するに在るを言ふ、「所謂必本其情叙其勤」より「止于禮義者」に至るまでを第三大段となす、情に本づいて勤を叙するは父母を養はしむるより大なるはなきを言ふ、「伏惟吾君有出於數千載之大志」より「恩不可以苟安也」に至るまでを第四大段となす、己が母に事ふる能はざるの情を訴ふ、「方去歲之春」より「未有易於此時也」に至るまでを第五大段となす母を養ふことを願出づべき時機なるを言ふ、「伏惟推古之所以待之詳」より篇尾に至るまでを第六大段となす、願意を述ぶ、

鞏頓首再拜上書某官、竊以先王之迹、去今遠矣、其可概見者、尙存於詩、詩存先王養士之法、所以撫循待遇之者、恩意可謂備矣、

段落　第一大段なり、

講說　鞏頓首して某の官に書を上る、竊かに以ふに、先王の事跡は今日を去ること遠し、然れども其荒方を見るべきは詩經の中に存す、詩の中には先王が士を養ひたる法を留むる次第なるが、先王の士を養ひ、士を撫でいたはり又は待遇せし仕方は恩意備はれり

萬世永有法則、此陛下之素所蓄積、臣愚區區愛君之心、誠不自揆、欲以庶幾詩人之義也、惟陛下之所擇、

段落　第七大段の第四小段なり、兢々の心を以て全盛の時に臨むべしと云ふに在り、

講說　今陛下は祖宗の築きたる基を履み、太平の福を廣め給ひ、而して世々の治安なることは三代の及ばざる所なり、さすれば宋興りしより以來全盛の時は實に今日に在り、陛下仰いで皇天が有德に親み有道に饗する所以の意を採り、而して之を奉ずること謹み深く、俯して一日二日萬幾の察せざるべからざるを想ひ、而して之に處するに兢々を以てし、休光美實、日に新に歲に益し、宏くして遠く、崇くして勝れ、之に循つて窮りなく千萬世に至るまで法則あらしむ此れ陛下の平生積み蓄へ給ふ所にして、區々君を愛するの心、誠に自ら量らず以て昔の詩人の意味に近似せんことを欲するなり、惟だ陛下の御採擇次第なり、

注解　「寅畏」つゝしみおそる、

文法　沈德潛云ふ、結、規戒を出す、周公召公進言の遺を得、封禪美新の比すべきにあらず、

總說

此篇は冗長重複にして氣魄なく才華なく、其立意亦陳腐觀るに足らず、眞に迂儒俗士の文なり、明清人の之を稱するもの、其書卷の氣に眩して然るなり、

纂評

○甫二田評　漢家の封を述べて唐の一經を作る、此れ其嗣響なり、深く之を味て廣川條對の旨、中壘事を言ふの忱、詞表に溢る焉、玆體相如の遺札よりして後劇秦典引、君子之を擯す、意はざりき、緜々千載、乃ち卓爾不群、古訓を擇んで此に出づるもの、

○儲同人評　前は美、後は戒、奏疏中獨り一格を創す其深厚匡劉に逼り、而して又廓して之を大にす、此れ宋文の極盛、歐蘇の爲す能はざる所なり、

經術に原本し、氣質醇厚、筆を下す時、劉向あるを知らざるべし、韓愈を論ずるなきなり、○同じく是れ二典を點竄し、雅頌を塗改す、而して韓は則ち奇峭、曾

戒、蓋履極盛之勢、而動之以戒懼者、明之至、知之盡也、如此者非周獨然也、唐虞至治之極也、其君臣相飭曰、兢兢業業、一日二日萬幾、則居至治之極、而保之以祗慎、唐虞之所同也、

段落　第七大段の第三小段なり、唐虞より周に至るまで治を保つに戒愼を以てするを言ふ、

講說　周の代々仁を積み德を累ね、成王周公に至て最も盛なる時代なりしすら、尙ほ洞酌の詩は皇天が有德の人を親み、有道の人の祭を享くることを言へるは、成王の戒となす所以なり、蓋し極めて盛なる地位を履める者に、尙ほ且つ戒懼を知らしめて之を動かすは明の至にして知の極なり、此の如きは獨り周のみにあらず、唐虞の如きは此上もなく治世なりしに拘はらず、其群臣は相戒めて曰く、兢々と愼み業々と恐るゝ、次第は一日二日の間に萬幾の得失あるが故なりと、乃ち至治の極に居りながら、之を保つに戒愼を以てするは唐虞の共に同じき所なり、

注解　「兢々業々」書經の皐陶謨に出づ、

文法　賴山陽云ふ、盛に戒を宣すと雖も、是れ又一意にして別提せず、體を失ふ矣○前に蓋周之德盛於文武と曰ひ、此に成王周公爲最盛之時と曰ふ、前後相犯す、何ぞ其疎なるや、

今陛下履祖宗之基、廣太平之祚、而世世治安、三代所不及、則宋興以來、全盛之時、實在今日、陛下仰探皇天所以親有德饗有道之意、而奉之寅畏、俯念一日二日萬幾之不可以不察、而處之以兢兢、使休光美實、日新歲益、閎遠崇侈、循之無窮、至千

の過なるを言ふ、

講說　今大宋の祖宗、功業を創立し給ひしこと猶ほ太王王季文王の如く、陛下の之を承くるに德を以てし給ふこと猶ほ武王成王の如し、然るに群臣等が其御功德をば調査編纂の上之を書物に載せ、之を金石に被らせ、以て神明に通じ法戒を明かにする事に於て、放擲して其企をなさざるは此れ學士大夫の過なり、

注解　「被之金石」樂器に合はすなり、

文法　賴山陽云ふ、起處三代皆宋に及ばざるを言ひ、而して此に又三代を引て證となす、前後乖張す矣、

蓋周之德盛於文武、而雅頌之作、皆在成王之世、今以時考之則祖宗神靈、固有待於陛下、臣誠不自揆、輒冒言其大體、至於尋類取稱、本隱以之顯、使莫不究悉、則今文學之臣、充於有位、惟陛下之所使、

段落　第七大段の第二小段なり、此時を以て文學の臣に命じ、雅頌を作らしむべきを言ふ、

講說　蓋し周室の德は文王武王の世最も盛なりしも雅頌の出來たるは何れも成王の世に在り、今や時期を以て之を考ふるに、祖宗の神靈固より陛下に待つあり、此御宇に於てこそ宋朝の雅頌を作るべきなり、臣誠に己の力をも量らず、妄に進んで其大體を言上に及びたり、但し其類を尋ね名を定め、隱れたる本源に因て之を顯はし、十分に述盡さしむるに至ては今文學の臣の其の位に在るもの無きに非ざれば陛下の思召次第なり、

文法　茅鹿門云ふ、曾公古者雅頌の意に附し、以て國家を宣明せんと欲す、其意全く此に在り、○賴山陽云ふ、故なく上書す、其意一諂字に過ぎず、南豐をして眞宗の世に出でしめば則ち必ず封禪を勸めん、

至若周之積仁累善、至成王・周公、爲最盛之時、而洞酌言皇天親有德、饗有道、所以爲成王之

鬼神、覺悟黎庶而已也、書稱勸之以九歌俾勿壞、蓋歌其善者所以興其嚮慕興起之意、防其怠廢難久之情、養之於聽而成之於心、其於勸帝者之功美、昭法戒於將來、聖人之所以列之於經垂爲世教也』

段落　第六大段の第二小段なり、風雅の用、鑒戒に在るを言ふ、

講説　人の系統を嗣げるもの其祖先の功を明にする理由、並に其世其世の臣子が美を其上に歸する理由は、徒に鬼神に報告し人民を覺悟せしめんとにはあらず、書經に云ふ、人民に九歌を歌ふことを勸め、其仕事を敗ることなからしむと、蓋し事の善なるものを歌ふは其嚮慕興起の意を引起して、怠り弱く長續きせざる所の情を防ぎ、德義觀念をば耳に養つて心に發せしむるものにして、其れが帝者の功美を勸め、法戒を將來に昭かにするに於て、聖人が之を經に列し後世に垂れて敎訓とせられし次第なり、

注解　「九歌」書經大禹謨に出づ、水火金木土穀之を六府と謂ひ、德を正うし、用を利し、生を厚うする之を三事と謂ふ、六府三事之を九功と謂ふ、九功の德を歌ふを九歌と謂ふ、

文法　高梅亭云ふ、第六段古詩を援き以て今疏を引き、功德を稱記し、備に美戒を擧ぐ、蓋し成王を以て今上に望んで自ら雅頌に擬するなり、

今大宋祖宗、興造功業、猶太王・王季・文王、陛下承之以德、猶武王・成王、而群臣之於考次論撰、列之簡册、被之金石、以通神明、昭法戒者、闕而不圖、此學士大夫之過也』

段落　第七段の第一小段なり、宋の雅頌なきは學士

季・文王致王跡之所由、與武之所以繼代、而成之興、則美有假樂、鳧鷖、戒有公劉、泂酌、其所言者、蓋農夫女工、築室治田、師旅祭祀、飲尸受福、委曲之常務、至於兎罝之武夫、行修於隱、牛羊之牧人、愛及微物、無不稱紀、所以論功德者、由小以及大、其詳如此、

段落　第六大段の第一小段なり、詩の風雅の功德を論ずるを言ふ、

講説　竊に詩經を觀るに、其中風雅に於て周の太王・王季文王が王業を致したる由來と、武王の之を承け繼ぎたる所以とを陳べたり、而して成王の興るや、稱美の詩には假樂鳧鷖あり、訓戒の詩には公劉泂酌あり、其言ふ所のことは、蓋し農夫や女工等が室を築き田を治めたること又は軍事、祭典、及び尸に飲ましめ福を受くるが如き瑣細なる常務、譬へば兎罝の詩の武人が其行世に隱れて未だ出でざるときに修まり、牛羊の牧人が其慈愛微物に至るまで稱紀せざるなし功德を論ずる所以の小より大に及ぶこと此の如し、

注解　「風雅」詩經の國風と大小雅、「假樂鳧鷖」竝に大雅の篇名、其序に曰く、嘉樂は成王を嘉するなり、鳧鷖は成を守るなり、太平の君子、能く盈を持し成を守り、神祇祖考之を安樂するなり、「公劉泂酌」竝に大雅の篇名、其序に曰く、公劉は召康公、成王を戒むるなり、成王將に政に涖まんとす、戒むるに民事を以てし、公劉の民に厚きを美して此詩を獻ぜしなり、皇天有德を親み有道を饗するを言ふ、「兎罝之武夫」兎罝は國風の篇名、其詩に云ふ赳々武夫、公侯干城と、「牛羊之牧人」小雅無羊篇に云ふ、誰謂爾無羊、三百維群、誰謂爾無牛、九十其犉、

後嗣所以昭先人之功、當世之臣子、所以歸美其上、非徒薦告

勅傳布して萬里の遠きまでも奔走して命に從ひ、山や穴に住む所の人民に至るまで期限催促を待たずして時季毎に貢物を輸送し其義務に供して惟だ人より後れんことを恐れ、舟にて海を渡り繩にて山を引上げて來るほどの險遠なる國も籠を携へ嚢を負て其贄を持來すものは唯だ屆かざらんことを恐れ、西北の戎夷は弓を投げ棄て馬を放ち遣り、相與に着飾(キカザリ)て遊び樂み、東南の夷狄は冠を正し衽を束ねて相共に書物を携帶して唫誦し、六府の生活的資料は其所を得て次第あり、利用すべき百物能く發達するに至る、凡そ天地の內に在り元素を含むもの皆豐富なるに至る、蓋し遠きは三代より善なるはなく、近きは漢唐より盛なるはなく、或は三四代、或は一二代にして天下の變は數へ切れざる程なり、豈に五世六聖百有二十餘年を經て、通邑大都より荒陬海聚に至るまでも容を變じ色を動すべき苦勞の心に萠すものなく、枹を引き、柝を擊つ警戒の耳目に接する無きが如きあらんや、臣故に曰ふ生民以來、未だ大宗の隆盛なるが如きあらざるなり、

注解　「六服」宇內區夏の名、侯服、甸服、男服、衞服、蠻服是れなり、「言傳號渙」言傳はり號渙するなり、號は號令の號、渙は散ずる義、「航浮索引」航浮は海を渡て來ること、索引は山の險阻なる處を鐵の鎖に因て引き上るなり、「籯」箱の屬、竹にて製す、「橐」嚢の底なきもの、「投弓縱馬」戰備をなさゞるを謂ふ、「祇服」祇は袨(グン)の誤、袨服は黑服にて盛裝の服なり、「正冠束衽」敬虔の容、「唫」吟に同じ、「六府」水火木金土穀を謂ふ、書經禹貢篇に出づ、「百嘉」百般の嘉すべき物、「五世」太祖より英宗に至る、「六聖」太祖より神宗に至る、「通邑」交通便利の都市、「海聚」海邊の部落なり、

文法　高梅亭云ふ、第五段單に本朝を頌し、極精極練の筆を用ふ、○沈德潛云ふ、臣故曰の句、前代本朝を總關し、此に至り大收束をなす、○賴山陽云ふ、故人主之尊、提句議論に似たり、讀て後面に至るときは是れ議論に非ず、乃ち宋德を叙するのみ、○又云駢句之を讀む厭ふべし、○蓋遠莫懿於三代此に至り纔に能く回顧す、狠疾の人病始めて愈え、千呼萬喚始めて頭を回らすが如きなり、

竊觀於詩、其在風雅、陳太王・王

未だ須臾も懈りしことあらず、其憂勞することも又此の如し、蓋し其民を懷くる能はず、其上に權柄を失ふに至り、又怠り且弛むは、此れ前世の危くして且つ亂るゝ所以なり、人民は下に懷き、權柄は上に謹み、處る所の地位甚だ便にして、之に加ふるに憂勞を以てするは、此れ今の治安なる所以なり、

文法　沈德潛云ふ、末數句、上の四項を總べて一收束をなす、

故人主之尊、意諭色授而六服震動、言傳號渙、而萬里奔走、山巖窟穴之民、不待期會、而時輸歲送以供其職者、惟恐在後、航浮索引之國、非有發召、而贏賫槖負、以致其贄者、惟恐不及、西北之戎、投弓縱馬、相與祇服而戲豫、東南之夷、正冠束衽、相與挾策而唫誦、至於六府順敘、百嘉鬯遂、凡在天地之內、含氣之屬、皆裕如也、蓋遠莫懿於三代、近莫盛於漢唐、然或三四世、或一二世、而天下之變、不可勝道也、豈有若今五世六聖百有二十餘年、自通邑大都、至於荒陬海聚、無變容動色之虞萌於其心、無擾枹擊柝之戒接於耳目、臣故曰、生民以來、未有如大宋之隆也、』

段落　第五大段なり、

講說　故に人君の尊きことは、精神にて諭し、顏色にて命ずるのみにて、言辭を借らざるも六服震動し、詔

の條項を謹み、擅に賦役を興すの禁制を急務とし、蓋し未だ嘗て一の暴役を興さゞるなり、宋朝の人民を懷けたる仕方は此の如し、

文法　頼山陽云ふ、古今の文法、叙實畢り、然る後是非を議論す、今前代を歷叙し、宋朝諸帝を歷叙し、未だ結束の語を着けずして忽ち賦役刑法操柄等の論に入る、衝決甚し、

前世或失操柄者、天下之勢、或在於外戚、或在於近習、或在於大臣、宋興以來、戚里宦官、曰將曰相、未嘗得以擅事也、所以謹其操柄者如此、而況輯師旅於內、天下不得私尺兵一卒之用、畀藩服於外、天下不得專尺土一民之力、其自處之勢如此、至於畏天事神、仁民愛物之際、未嘗有須臾懈也、其憂勞者又如此、蓋不能附其民、而至於失其操柄、又怠且忽、此前世之所以危且亂也、民附於下、操柄謹於上、處勢甚便、而加之以憂勞、此今之所以治安也、』

段落　第四大段の第二小段なり、宋の政權を失はざるを言ふ、

講說　前世歷代の中、權柄を失ふものあるは、其原因或は外戚に在り、或は近侍に在り、或は大臣に在り、宋興る以來、外戚なり宦官なり、將と曰ひ相と曰ひ、未だ嘗て事を擅にするを得ざるなり、其權柄を謹む所以のものは此の如し、而も況や軍隊を內に治め天下一尺の武器、一兵卒の使用を私するを得ず、藩服を外に與へ、天下一尺の土地、一人民の力を自由にするを得ざるをや、其自ら處する所の位地此の如し、又天を畏れ神に事へ、民を慈み物を愛するの際に至ても、

注解　「一祖」太祖なり、「四宗」太宗眞宗仁宗英宗、

文法　高梅亭云ふ、今上に入り、神宗の鋭意爲すあり政令を創興するを摹寫し、事迹を着けずして筆に主張あり、○頼山陽云ふ、起手、宋の前代に過絶するを言ふ、既に前代を歴叙して後、宋に及ぶ、宜しく其前代に過ぐる所以の故を詳にすべきのみ、今絮々功德を平叙し、略ぼ囘顧昭應の語なし、其文たるに在らんや、又云ふ此處又神宗に入り去り、前面の説話又茫然として雲霧中に入り去る、

蓋前世或不能附其民者、刑與賦役之政暴也、宋興以來、所用者鞭扑之刑、然猶詳審反覆、至於緩既縦之誅、重誤入之辟、蓋未嘗用一暴刑也、田或二十而稅一、然歲時省察、數議寛減之宜、下蠲除之令、蓋未嘗加一暴賦也、民或老死、不知力役、然猶憂憐惻怛、嘗謹復除之科、急擅興之禁、蓋未嘗興一暴役也、所以附民者如此、

段落　第四大段の第一小段なり、刑賦役の寛なる前代に異なるを言ふ、

講説　蓋し前世歴代の中其人民を懐くること出來ざりしものありしは、刑罰と賦役との政、暴なりしが故なり、然るに宋の興りし以來、用ふる所は鞭扑の刑に過ぎず、其れでも猶ほ繰返して取調べ、一旦解放したる罪人は追究せず、誤審にて人を刑したる罪は之を重くするやうに爲し、蓋し未だ一の暴刑を用ひたることあらず、又夫役租稅に就ては田地は或は二十分の一を取立つるに過ぎず、然れど猶ほ一年四季、能く能く取調をなし、或は輕減の程度を議し、或は免除の令を下し、未だ嘗て一の暴賦を加へざるなり、人民の中には老いて死するまでも夫役を知らざるものあり、然れども其上猶ほ憐み思ひ遣りて以前より免役

率皆不能獨見於衆人之表、其政治所出、太抵踵襲卑近、因於世俗而已、於是慨然以上追唐虞三代荒絶之迹、修列先王法度之政、爲其任在己、可謂有出於數千載之大志、變易因循、號令必信、使海內觀聽莫不奮起、群下遵職以後爲羞、可謂有能行之效、今斟酌損益、革弊興壞、制作法度之事、日以大備、非因陋就寡、拘牽常見之世所能及也、繼一祖四宗之緒、推而大之、可謂至矣、

段落　第三大段の第六小段なり、神宗の功德を叙す、

講說　今上陛下聖神文武に渡らせられ、不世出の御天性ありと申すべく、仁孝恭儉に渡らせられ、人に君たるの大德ありと申すべし、周末秦漢以來の君主だるもの、率ね衆人の表に卓絶するの自主的意見を有する能はず、其政治の出づる所は大方卑近の說を受け繼ぎて世俗に從ふのみなるが、陛下は之を憫み給ひ、是に於て慨然として上は唐虞三代の非常に懸け離れたる昔の跡を追ひ、代々の先王の立てられたる法度の政を修むることを以て御自身の任務となし給ふ、是れ數千歲に出づるの大志ありと申すべし、姑息守舊の政を變更し、法令は必ず實行し、海內の臣民の觀聞く者をして奮起せざることなからしめ、群下各其職を遵奉し、後るゝを以て羞となすに至れるは、法度の實行せられたる效驗と申すべし、今利害を斟酌し、古法を損益し、弊を革め壞れたるを興し、法律を制定するの事業は日に大に備はれり、これ陋習に因り寡少に就き通俗の見識に拘泥する時代の能く及ぶ所にあらず、一祖四宗の緒を繼ぎ、推し廣めて之を大にするは此上なき功德なりと申すべし、

上天眷相、天命所集、而稱疾遜避、至於累月、自踐東朝、淵默恭愼、無所言議施爲、而天下傳頌稱說、德號彰聞、及正南面、勤勞庶政、每延見三事、省決萬機、必咨詢舊章、考求古義、聞者惕然、皆知其志在有爲、雖早遺天下、成功盛烈未及宣究、而明識大略、足以克配前人之休、故皇考之廟爲宋英宗、

段落　第三大段の第五小段なり、英宗の功德を敍す、

講說　英宗皇帝は聰明睿智に在らせられ、一言一行皆禮に依り給ふ、上天は眷顧扶助を錫ひ、太子となり天子と爲るべき天命の集まる所なるに、病氣を言ひ立てゝ辭讓せらるゝこと累月に及ぶ、東宮の位を踐み給ふより、沈默謹愼して何等意見を立て又は事業を施し給ふことなかりしと雖も、天下は言ひ傳へて御聖德の評判著しかりき、南面の位を正し給ふに及び、種々なる政務に勤勞あり、每に三職の官に在るものを延見の上萬機を裁決ある處、必ず舊法を咨詢あり、古義を考求せられ、毫も私意を挾み給ふことなし聞く者惕然と恐懼して其志爲すあるに在ることを知れり、但し早く天下を遺して崩御あり、成功盛烈は未だ十分推し究むるに及ばざりしとは云へ、明識と云ひ大略と云ひ、克く古人に配するに足れり、故に皇考〔父〕たる帝の廟をば宋の英宗と呼ぶなり、

注解　「眷相」相はたすく、「東朝」東宮、「淵默」淵は深沈の貌、「德號」號は名聲、「正南面」帝位に卽くこと、「萬幾」大政、「古義」古人の道理、「惕然」懼るゝなり、

文法　高梅亭云ふ、英宗國を享くる久しからず、而して識略前に配す、

陛下聖神文武、可謂有不世之天姿、仁孝恭儉、可謂有君人之大德、憫自晚周秦漢、以來、世主

知其所由然者、故皇祖之廟、爲宋仁宗、

段落　第三大段の第四小段となす、仁宗の功德を敍す、

講說　仁宗皇帝は寬仁慈恕の御性質に在し、虛心になつて諫言を納れ給ひ、措置を注意し規律を謹まれ、朝は早くより朝に臨み、夜は遲く入御あり、一日と雖も怠り給ふことなく、在位の日も長かりければ、群臣の賢不肖忠邪を明白に識別し給ひ、政事の臣を選用して一切委任あらせられ、彼に責むるに成功を以てし給へり、然れども公平に其謂ふ所を聽き、雙方とも其行ふ所を觀給ひて、其の誠僞をば遺る所なく知り給ひ、其人を登用すると捨置くとの際は、一々衆の意見を參考あり、故に政事に任ずる所の臣は皆氣を附けて恐懼せり、若し然らざる者は直ちに罷免せらる、故に世間は帝を以て臣下を御するの道を得給へりとせり、帝は御年も未だ老け給はざるに、有德の皇族を引き立てゝ後嗣となし天下を傳へ給ひしは、一に御誠意より出でぬ、故に天下を傳へ給ひし日に於て一兵器をも陳せざりき、一兵卒を宿せしめて非常を戒むる如き事なく上下晏然と靜謐なりしことは古の未だ有らざる所にして、其豈弟と優き行は衆人の心を引附くるに足りしも、是とて家ごとに惠を施し人ごとに心を悅ばせたるに非ずして、誠心の積り積つて此に至りしものなればこそ、民に對して何れも父に於けるの尊敬あり、母に於けるの親愛あり、故に群臣を棄てゝ崩御し給へる日、天下の人之を聞き路に祭り巷に哭して人々感動して歔欷せり、帝が此の如く人心を得給ふことの深き、如何にして然りしか知るべからざるものあり、故に皇祖たる帝の廟をば宋の仁宗とは呼ぶなり、

注解　「愼注措」荀子儒效篇に云ふ、注錯習俗、性を化する所以なりと、注に云ふ、注錯は猶ほ措置の如きなりと、「援立有德」英宗を立てしを謂ふ、「歔欷」すゝりなき、

文法　沈德潛云ふ、宋興以來の諸帝を歷敍し、仁宗に於て獨り其德澤人に入るの深きを推揚し、讀者をして餘思あらしむ、

英宗皇帝聰明睿智、言動以禮、

至るまで二百五十餘年なりき、此に至て契丹は始て和親を講じ、德明も亦條約を受け而して天下は武器を鑄消し、烽燧に水を灌ぎ、雞や犬が驚き騷ぐが如き變事なくして今日に至れり、故に是の時に於ては遂に泰山に封じ、社首に禪して功德を神明に告げ、以て帝は萬世に至るも動かさゞるの廟たることを示せり、是れ帝室の眞宗たる所以なり、

注解　「涵煦」涵は容なり、煦は烝なり、「板蕩」亂るゝこと、「眞人」太祖を謂ふ、「景德」眞宗の年號、「德明」西夏の趙德明なり、宋に降て西平王に封ぜらる、「銷鋒灌燧」戰爭なきを言ふ、「無雞鳴犬吠之警」盜賊侵掠の患なきを言ふ、「萬世不遷之祧」遠祖の廟を祧となす、天子は七廟、新廟の出づる毎に太祖を除くの外、遠祖の廟は順次に移すことなるが、其中に功德の尤も大なる天子の廟は据ゑ置くなり、之を不祧之廟と云ふ、

仁宗皇帝、寬仁慈恕、虛心納諫、愼注措、謹規矩、早朝晏退、無一日之懈、在位日久、明於群臣之賢不肖忠邪、選用政事之臣、委任責成、然公聽並觀、以周知其情僞、其用舍之際、一稽於衆、故任事者、亦皆警懼、否輒罷免、世以謂得馭臣之體、春秋未高、援立有德、傳付惟允、故傳天下之日、不陳一兵、不宿一士、以戒非常、而上下晏然、殆古所未有、其豈弟之行、足以附衆者、非家施而人悅之也、積之以誠心、民皆有父之尊、有母之親、故棄群臣之日、天下聞之、路祭巷哭、人人感動歔欷、其得人之深、未有

段落　第三大段の第二小段なり、太宗の功德を叙す、

講說　太宗皇帝は扨も天下の安寧を求められ、既に晉の疆を平定せられしが、錢俶の如きは征伐をも待たで彼の方より歸服に及べり、國家の法則を作り憲範を垂れ、克く太祖の業を繼ぎ、克く太祖の德に類し、天下を保ち安んじ大々的の功烈ありて帝室の太宗と仰がれ給ふ、

注解　「遹」聿に同じ、つひにと訓ず、「晉疆」周末の晉地、大原を指す、「錢俶」呉越王なり、其事は前卷東坡の表忠觀碑に審なり、「不丕」大なる意、

爲帝太宗の下、諸本悉皆「未有高焉者也」の句あり、余は斷然衍文となす、蓋し太祖の段の末の一句誤て此に重複し、而して功の字を脱せしものならん、賴山陽云ふ、上には功の字を著け、而して此には之に對するの字なく、唯だ未有高焉者と、知らず何物の高きやと是れ其一を知て未だ其二を知らざるものなり、

眞宗皇帝繼統遵業、以涵煦生養、蕃息生民、以并容徧覆、擾服異類、蓋自天寶之末、宇內板蕩、及眞人出天下平、而西北之虜、猶間入闚邊、至於景德、二百五十餘年、契丹始講和好、德明亦受約束、而天下銷鋒、灌燧、無鷄鳴犬吠之警、以迄於今、故於是時、遂封泰山、禪社首、薦告功德、以明示萬世不祧之廟、所以爲帝眞宗、

段落　第三大段の第三小段なり、眞宗の功德を叙す、

講說　眞宗皇帝は帝統を繼ぎ舊業に遵ひ、風日雨露が萬物を涵煦（浸し溫め）生育するの道を以て庶民を蕃殖休息し、上天下地が萬物を普遍一樣に包容し庇護するの道を以て異人種を馴らし服し給へり、蓋し唐の天寶の末より、世界は騷亂の情態なりしが、神的の偉人出づるに及び、天下平安となれり、然るに西北の虜は猶ほ折々は中國に入て邊陲を窺ふこと景德に

百姓、禦四夷、綱理萬事之具、雖創始經營、而彌綸已悉、莫貴於爲天子、莫富於有天下、而舍子傳弟、爲萬世策、造邦受命之勤、爲帝太祖、功未有高焉者也、』

段落　第三大段の第一小段なり、太祖の功德を叙す、

講說　宋興り太祖皇帝は民の爲に大なる殘虐の徒を除き、之をして蘇生せしめ、再び兵馬を用ふることなくして粵蜀吳楚の君をば闕下に降參せしめ、九州の者一樣に京師に參集して禹王の昔の有樣に復せり、斯くて内は軍隊を始めて之を均うするに軍律を以てし、外は藩鎭に權力を與へながら規律の内に之を入れ、凡そ百姓を安んじ、四夷を防ぎ萬事の整理する所の機關は創業の時の經營にも拘はらず、筋道の立て方手落なく行屆けり、抑〻貴きことは天子より貴きものなく、富めることは天下を所有するより富めるはなく、苟も天子となり天下を有つものは、誰も之を愛惜するものなるに、太祖は己の子を差置きて弟に天下を傳へ、萬代の策をなし給ひ、國家を創立し天命を受くるの勤あらせられ、遂に帝室の太祖となり給へり、功未だ此より高きものあらず、

注解　「禹之跡」禹が九州を分ち、九州盡く朝貢せしを謂ふ、「畀」與ふるなり、「彌綸」絲筋を撰り分け筋目を立つること、易の繫辭上傳に云ふ、天地の道を彌綸すと、「舍子傳弟」太祖其子德昭を舍て弟の太宗に傳ふ、

文法　基を開きしを功に掛け、弟に傳へしを德に係けたるなり、其實太宗に傳へたるは原と德となすべからず、故に賴山陽の評に云ふ、余「策」の字を改めて「錯」となすと、蓋し時の天子は太宗系なるが故に作者此の諛辭をなしたるなり、○高梅亭云ふ、第三段本朝に入る、

太宗皇帝、遹求厥寧、既定晉疆、錢俶自歸、作則垂憲、克紹克類、保世靖民、丕丕之烈、爲帝太宗、

だ成就せず、武王成王に至て始めて太平の功を收めたり、然るに康王の子の昭王は南方を巡幸して難に遭へり、又昭王の子の穆王は荒服に於ける王威危險となり、幽王厲王に及び、次第次第に衰へて國勢皆無となりぬ、秦に及び世世の相傳へたる智術を以て天下を弁合せしと雖も僅か二世にて亡びたり、漢は秦の亂を平げたれども諸呂七國の禍、引繼ぎて起りぬ、建武の世、漢は中興せり、然れども冲帝質帝以後は事件多かりき、魏の時代の患は天下分れて三國となりしに在り、晉宋時代の患は天下分れて南北となりしに在り、隋の文帝始めて海内を一統せり、然れども其子に傳ふるに及んで天下を失へり、唐の治世は貞觀開元の際に在りき、然れども婦人の禍始めて生じ、天寶より以後は綱紀微々となる、其れより五代に至ては其年數蓋し五十六年なるに、其間王者は八姓十有四君を更へたり、其興廢の事例たる非常なり、

注解　「其孫太康云々」太康荒逸にして國事を恤へず洛水の表に游獵して返らざること十旬に及ぶ、「太甲不明」書經に云ふ、太甲不明、伊尹之を桐宮に放つと、「難於南狩」昭王南狩して楚に至り、膠舟に乘て溺る、「荒服」書經の禹貢に出づ、穆地區畫の名、穆王犬戎を征す、荒服至らず、「建武」光武の年號、「天下爲三」魏呉蜀、「貞觀」太宗の年號、「開元」玄宗の年號、「女禍始出」武后、韋后、楊貴妃等の禍を謂ふ、「天寶」玄宗の年號、「十有四君」四恐らくは三の誤、

文法　高梅亭云ふ、前代の廢亂を歷叙す、○沈德潛云ふ、魏之患云々、省語簡古、又云ふ、數千年を歷叙す、用筆簡錬、居然たる史筆、○又云ふ東句簡老、○賴山陽云ふ、余其繁を見、其簡を見ず、其近を見、其古を見ず、知らず歸愚何を以て稱贊此の如きを、○又云ふ此處宜しく結束の語あるべし、之れなし、故に文勢散漫、而して宋に入る處平列に似たり、

宋興、太祖皇帝爲民去大殘致更生、兵不再試、而粤蜀呉楚五國之君、並致闕下、九州來同、復禹之跡、內輯師旅、而齊以節制、外畀藩服、而納以繩墨、所以安

度に登りたるものは我が大宋の如く隆なりしはあらず、

注解　「勢」形勢の勢なり、「殊」格別、「祚」福祚の祚、「烏奕」輝き亘る貌、班固の典引に云ふ、烏奕乎千歳、「躋登」躋は上つて行く、登は上つて至る、

文法　功德之殊は喩の基厚と力大とに當り、垂光より彌昌者に至るまでは喩の勢崇と任重とに當る、○高梅亭云ふ、第一段は全篇を籠括す、端緒渾厚、

夫禹之績大矣、而其孫太康、乃墜其緒、湯之烈盛矣、而其孫太甲既立不明、周自后稷十有五世、至於文王、而大統未集、武王成王、始收太平之功、而康王之子昭王、難於南狩、昭王之子穆王、殆於荒服、暨於幽厲、陵夷盡矣、及秦以累世之智、并天下、然二世而亡、漢定其亂、而諸呂七國之禍相尋以起、建武中興、然冲質以後、世故多矣、魏之患、天下爲三、晉宋之患、天下爲南北、隋文始一海內、然傳子而失、唐之治、在於貞觀、開元之際、而女禍始出、天寶以還、綱紀微矣、至於五代、蓋五十有六年、更八姓十有四君、其廢興之故甚矣』

段落　第二大段なり、

講說　夫れ夏の禹王の功績は大なりしなり、然るに其孫の太公は其遺業をば持切れずして失墜せり、殷の湯王の功烈も盛なりしなり、然るに其孫の太甲は既に位に卽きたれども不明なりき、周は后稷より十五世を經たりしなり、斯くて文王に至りても大業未

移滄州過闕上殿疏

解題　作者亳州の知事より滄州に轉任の時、京師を過ぎたるに謁見を仰せ付けられしが、其際上りたる上書なり、

動機　己れ宋朝の爲に雅頌を作るの任に當らんとするに在り、

主意　宜しく文學の臣に命じ雅頌を作らしめて祖宗の功德を表し、以て鑑戒となすべしと云ふに在り、

段落　凡そ七大段となす、篇首より「未有如大宋之隆也」に至るまでを第一大段となす宋の功德の歷代に冠絕するを言ふ、「夫禹之績大矣」より「其廢興之故甚矣」に至るまでを第二大段となす、歷代の功德全からざるを言ふ、「宋興」より「可謂至矣」に至るまでを第三大段となす、具體的に宋の功德を說明す「蓋前世或不能附其民者」より「此今之所以治安也」に至るまでを第四大段となす、宋の過ぐる能く小民を附し權を持するを言ふ、「故人主之尊」より「未有如大宋之隆也」に至るまでを第五大段となす、宋の功德の現實を叙す、「竊觀於詩」より「垂爲世敎也」に至るまでを第六大段となす、詩歌の訓戒たるを言ふ、「今大宋祖宗」より篇尾に至るまでを第七大段となす、宋朝に於て雅頌を作るの必要を言ふ、

臣聞基厚者勢崇、力大者任重、故功德之殊、垂光錫祚、舄奕繁衍、久而彌昌者、蓋天下之理、必至之符、然生民以來、能躋登茲、未有如大宋之隆也、

段落　第一大段なり、

講說　臣承はるに凡そ基礎の手厚き者其形高まり、力量大なる者は其任ふる所重しと、故に功德の特絕なるものは光を後代に垂れ、福を子孫に賜ひ、榮華耀き、血族弘がり、久しくなればなる程昌なることは蓋し天下普通の理にして是非とも然あるべき確例なり、然れども人類あるより今日に至るまで、能く此程

巻二十七（曾鞏著）

著者の傳

曾鞏字は子固、建昌南豊の人、三世兄弟皆進士に登る、幼にして警敏、書を讀む數百言、口を脫すれば誦を成す、年十二、試に六論を作る、筆を援て成る、辭甚だ偉なり、弱冠にして名四方に聞ゆ、歐陽修其文を見て之を奇とす、嘉祐二年、進士の第に登り集賢校理を歷て實錄檢討となり、出でゝ越州の通判となる、歲飢う、富人をして糶を出さしめ十五萬石に及ぶ、民賴て乏しからず、轉じて齊州を知す、其治、姦盜を除くことを以て急となす、曲隄周氏、富、里中に冠たり、其子高放縱にして良民を賊し婦女を汚し、服器僭上を極め、力能く權豪を動かし州縣吏敢て詰るなし、南豊皆法律を以て之を正す、章邱の民、黨を村落の間に聚め覇王社と號し、剽略を恣にす、南豊悉く捕へて之を誅し、又民を屬して保伍となし、其出入を察せしめ、盜あれば則ち鼓を鳴らして相援く、是に由て盜賊屛息す、後襄洪福明亳滄七州に知たり、至る所の處、治績卓然、

南豊才名を負ひ久しく外官となる、世頗る其偃蹇不遇を謂ふ、一時後進の輩反て位其上に出づ、南豊之を視るも泊如たり、其闕を過ぐるや神宗召見を賜ひ、勞問甚だ厚し、遂に留まつて三豐院に判たり、繼で命じて史館修撰に充てられ、旋て中書舍人に拜す、數月にして母の艱に丁つて去り、又數月にして卒す、時に年六十五、

南豊性孝友、父亡びし後、繼母を奉ずる益す至り、四弟九妹を委廢單弱の中に撫し、官學婚嫁一に其力に出づ、

南豊は經術を好み其文多く詩書周禮を引き、三蘇が力を史學に得て莊韓國策を活用せんと、自ら其揆を異にし、別に一家を成す、蓋し醇茂の氣餘あるも、骨力弱く隨て筆に精采なし、然るに朱子は甚だ之を愛し、明の王遵巖に至ては推重の極、歐曾と竝稱せしが、淸の錢牧齋又之を貴び、遂に韓曾と稱する者あるに至る、蓋し曾文は一轉し歸震川となり再傳して淸の桐城一派となる、滋味を淡泊に寄すると云ふと雖も其實は嚼蠟に異らず、

もの、其志は永く存し、國には定法あり、朝には正人あり、維持して之を守り、一事として損するものなし、右は公に報ずるにはあらで、君に報ずる所以なり、天子は聖明に、神母は萬年、民は幸福にして勤苦を訴へず、公の志實に此の如くなり、死者復活しなば必ず此言を信ずるならん、嗚呼哀いかな、

注解　「元豐」神宗の年號、「末命」最期と云ふが如し、「太姙」周の文王の母、「惸々」憂ふる意なり、詩經の小雅に云ふ、憂心惸々と、「三世之臣」仁宗英宗神宗に仕へたるを以て言ふ、「宅憂」書經說命の語、喪に居ること、「棼」亂なり、「鉏去太甚」前漢書に云ふ、黃覇曰く治道去太甚矣と、「合宮」明堂なり、「百辟」百官なり、「龍袞」袞龍の衣、「蟬冠」冠に蟬翼を附せしもの、「襚」說文に云ふ死人に衣するなりと、又曰く衣を以て死人に送るの稱と、

總說

此篇通して四言を用ゐ、四句每に韵を換ふ、是れ祭文の正體、

纂評

○沈德潛評　哲宗初年熙寧の弊政を剷除す、司馬光沒するより始めて調停の說を用ひ、漸くにして小人朋興す、既にして則ち君子は竄投、甚しきは司馬氏の子孫を錮せんとするに至る、而して宋の社稷遂に南渡をなす矣、文中、國有成法、朝有正人の數言、眞に老成經國の語、

（蘇轍著終）

ん、嗚呼哀いかな、

講説　抑も元豊の天子の崩御は四方の人心を震驚せしめ、號令の出づる所に就ては帷幄の謀臣に望を屬せし折柄、公は西方より上京して殿庭に百官と會して哭禮を行ひしが、縉紳の人には復び老成人を見ることを得たりとて感嘆せり、太姙に比すべき宣仁后は御座に在り、成王に比すべき哲宗皇帝は其左に在り、仰せらるゝやう、予惸々として大喪を憂ふるに方り、誰か予の禍に同情するものぞ、白髮蒼顏にして已に三朝に仕へたる老臣の卿に若くはなし、卿若し都に留まつて予を相けざらんには孰か斯民を左右すべきものぞと、公退出して道に出でたるに人民は聚り呼はりけるが、何れも云ふやう、吾父よ歸り給へ歸り給へと、公は畏れて敢て當らず、速に洛陽に返られぬ朝廷は公に宛邱の太守を授けたるが實は之を中央に用ふるの下心なりき、公の都に來るや岌然と特立し、身は槁木の如くなりしも心は金石の如し、時に諒闇中にて天子は恭默して政令を發し給はず、一二の卿士天子に代て斡旋せし處、政事は亂れて絲の如く、多人數朋黨を組んて密着すること櫛の齒の如く、治亂の分るゝ所、其間髮の毛を容れざる程なりき、公は身を以て此の難局に當り、恃む所は唯だ誠あるのみ、吾民安かりせば吾君始めて寧しとの主義に依り順道を以て天の心を得、信道を以て人の心を得、政弊の極端なるものを鋤き以て其本原に復せしかば、白髮の翁黄髮の童、又は機を織り田を耕す鄙賤の者に至るまで、休養を豫期し、日に月に其實現を待てり、公は安輿に乘じ、入朝して延和殿に謁見し、民を富裕にすべき意見を陳べたるが、其言は死に至るまでも變らざりき、適ま朝廷に於ては合宮の祀を行はんとし、百官其れ其れ祭儀に從事しけるに、公は病んで家に在り、臥したるまゝにて起たず、明日は祭に就て物忌の當日なりしが、其夕方に公の訃音上聞に達せり、天も雨を降らせて泣き、都人も痛く悲めり、祭祀の禮は已に濟みたれども百官御祝を申上げざりしは、是れ人々天子の公を嘆かせ給ふ御心を知りしが故なり、龍袞蟬冠の服裝を以て遂に公の遺骸に着せぬ、公の京に來られし初は人民が弓矛を手にして夫役に苦みしも、公が永く朝廷に歸るに及んでは既に畊し又は種蒔するやうに各其業に安んずるに至れり、公は薨去ありし

酸辛　禮成不レ賀　人識二君意一
龍袞蟬冠　遂以往襚　以上第一大段ナリ　公
之初來　民執二弓矛一　逮二公永
歸一　既畊且耰　公雖二云亡一
其志則存　國有二成法一　朝有二
正人一　持而守レ之　有二一毋レ隕
匪二以報一レ公　維以報レ君　天子
聖明　神母萬年　民不レ告レ勤
公志則然　死者復生　信二我
此言一　嗚呼哀哉

讀方　嗚呼元豐の末命、四方を震驚す、號令の從ふ所帷幄是れ望む、公、西より來り、庭に會哭す、縉紳咨嗟、復た老成を見る、太姙位に在り、成王左に在り、曰く予惸々、誰か予が禍を恤へんと、白髮蒼顏、三世の臣、留まつて予を相けず、孰か民を左右す、公道に出づ、民聚て呼び、皆曰く吾が父歸らんか歸らんか、公畏れて當るなし、遄に洛師に返る、之に宛邱を授く、實に將に之を用ひんとす、公の來る、岌然特立、身槁木の如く、心金石の如し、時に宅憂に當る、恭默言はず、一二卿士、天に代り斡旋す、事棼れて絲の如く、衆比櫛の如し、治亂の機、間髮を容れず、公、身之に當る、恃む所惟れ誠、吾が民苟も安ければ吾が君則ち寧し、順を以て天を得、信を以て人を得、太甚を鉏去し、其本原に復す、白叟黃童、織婦畊夫、休を庶幾し焉、日月以て須つ、公安輿に乘じ、入て廷和に見ゆ、民を裕するの言、死に之くも他なし、將に合宮を享せんとす、百辟咸事とす、公家に病む、臥て時に起たず、明日齋に當り、公の訃暮に聞す、天以て雨泣し、都人酸辛禮成り賀せず、人君意を識る、龍袞蟬冠、遂に以て往き襚す、公の初めて來る、民、弓矛を執る、公、永歸するに逮び既に畊し且つ耰す、公、云に亡ぶと雖も、其志則ち存す、國に成法あり、朝に正人あり、持して之を守る、一も隕す毋きあり、以て公に報ずるに非ず、維れ以て君に報ず、天子聖明、神母萬年、民、勤を告げず、公の志則ち然り死者復た生きば我が此言を信せ

り、

段落　篇首より「遂以往從」に至るまでを第一大段となす、叙事、「公之初來」より篇尾に至るまでを第二大段となす、議論、

嗚呼、元豐末命　震驚四方
號令所從　帷幄是望　公來
自西　會哭於庭　縉紳咨嗟
復見老成　太姒在位　成王
在左、曰予惸惸　誰恤予禍
白髮蒼顏　三世之臣　不留
相予　孰左右民　公出於道
民聚而呼　皆曰吾父　歸歟
歸歟　公畏莫當　遄返洛師
授之宛邱　實將用之　公之
來思　岌然特立　身如槁木
心如金石、時當宅憂　恭默
不言　一二卿士　代天斡旋
事勢如絲　衆比如櫛　治亂
之機　間不容髮　公身當之
所恃惟誠　吾民苟安　吾君
則寧　以順得天　以信得人
鉏去太甚　復其本原　白叟
黃童　織婦耕夫　庶幾休焉
日月以須　公乘安輿　入見
廷和　裕民之言　之死靡他
將享合宮　百辟咸事　公病
於家　臥不時起　明日當齋
公訃暮聞　天以雨泣　都人

と考ふ、故に何卒賢人の光輝を見、一言を聞て自ら元氣を活潑にしたきものなり、然る後天下の大觀を盡して恨なかるべし、

文法　沈德潛云ふ、上文を總べ來り太尉を見んと欲するに折入す、此れ大海回風の象なり、○賴山陽云ふ且夫より再び前意を提し之を重言す、波濤の沓蹙するが如し、此に非ざれば則ち一瀉し去り文を成さず矣、

轍年少、未能通習吏事、嚮之來、非有取於斗升之祿、偶然得之、非其所樂、然幸得歸待選、使得優遊數年之間、將歸益治其文、且學爲政、太尉苟以爲可教、而辱教之、又幸矣、

段落　第四大段なり、

講說　轍は少年の事とて未だ役人の事務に通せず、先頃都に來るや、斗升の祿を取らんと欲する爲にあらず、然るに偶然にも之を得たる次第なるが、己の樂む所に非ず、幸に歸て他日選ばるゝことを待ち、數年の間、優游するを得ば、將に故鄕に歸て益す己の文を治め、且は政治を爲すの道をも學ばんとするなり、太尉に於て兎も角も資格ありとし、忝くも敎へ給はゞ幸の至りなり、

文法　賴山陽云ふ、政を爲すと文を學ぶと輕重較然、此篇の主意は文を學ぶ上に在り、故に云々するのみ、

纂評

○沈德潛評　孟子司馬遷を以て並び擧ぐると雖も、然れども通篇の文字、多く太史公天下を周遊する數語より生出す、一往疎宕の氣亦公の太史公の文を評するが如し、

代三省祭司馬丞相文

解題　三省とは中書省門下省尙書省なり、司馬丞相は司馬光、謂はゆる溫公是れなり、

主意　公の誠なる能く君民を安んぜりと云ふに在

論の宏辯を聽き、其容貌の立派なるを見たるが上に其門人と交際し、始めて天下の文章は歐陽公の所に集るを知れり、

文法　沈德潛云ふ、漸く逐うて來り、一層は一層より逼迫す、○高梅亭云ふ、次段養氣に跟して說き入り、三層を用ゐて太尉を陪起す、

太尉以才略冠天下、天下之所恃以無憂、四夷之所憚以不敢發、入則周公・召公・出則方叔・召虎、而轍也未之見焉、』

段落　第二大段の第三小段なり、未だ太尉を見ざるを憾とするを言ふ、

講說　太尉は才略を以て天下の第一に居り、天下の恃んで憂なき所、四夷の憚て敢て隙を開かざる所、中央に入ては則ち周公召公、地方に出でゝは則ち方叔召虎の類なるに轍は不幸にして未だ之を見ず、

注解　「方叔召虎」周の宣王の時の將帥、

文法　高梅亭云ふ、總て上文を承け太尉を見んと欲するに引入る、大海の廻風一氣引き入るが如し、○賴山陽云ふ、轍生十有九年矣より筆勢馳突して來り轍也未以見焉に至り一頓す、力奔馬を截る、

且夫人之學也、不志其大、雖多而何爲、轍之來也、於山見終南・嵩・華之高、於水見黃河之大且深、於人見歐陽公、而猶以爲未見太尉也、故願得觀賢人之光輝、聞一言以自壯、然後可以盡天下之大觀、而無憾矣、』

段落　第三大段なり、

講說　且つ夫れ人の學ぶや其大なるものに志ざゝずんば縱令多く學ぶとも何の役にか立たん、轍の此に來るや、山に於ては終南嵩華の高きを見、水に於ては黃河の大にして且つ深きを見、人に於ては歐陽公を見たり、而も自分は未だ太尉を見ざれば十分ならず

足以激發其志氣、恐遂汨沒、故決然捨去、求天下奇聞壯觀、以知天地之廣大、

段落　第二大段の第一小段なり、郷里の山川人物共に文氣を養ふに足らざるを言ふ、

講説　轍は生れてより十九年になりぬ、此間轍が家に居て與に交際せし所の者は鄕り近所鄕黨の人に過ぎず、目に見る所は數百里の範圍に過ぎず、登覽して心象を廣くすべき高山大野もなく、百家の書は讀まざるものなしと雖も、此等は皆古人の古びたる跡方にして吾が志氣を激發するに足らず、斯くて遂に此まゝに溺れ沈まんことを恐れたるが故に、決然と思ひ切て、故鄕を捨て去り、天下の奇聞壯觀を求めて天地の廣大を知らんとせり、

注解　「轍生十有九年矣」轍は寶元二年に生る、此時は嘉祐三年なり、

文法　結末の二句は下文を領起す、

過秦漢之故都、恣觀終南・嵩・華之高、北顧黃河之奔流、慨然想見古之豪傑、至京師、仰觀天子宮闕之壯、與倉廩府庫、城池苑囿之富且大也、而後知天下之巨麗、見翰林歐陽公、聽其議論之宏辯、觀其容貌之秀偉、與其門人賢士大夫游、而後知天下之文章聚乎此也、

段落　第二大段の第二小段なり、風土人物に因て其文氣を養ひしことを言ふ、

講説　其れより秦や漢の昔し都したる處を過ぎ、飽くまで終南山嵩山華山の高きを見、北は黃河の奔流を顧み、慨然として古の豪傑を想ひ、又京都に至り、仰いでは天子の宮闕の立派なると倉廩府庫若しくは城や堀や苑囿の澤山にして且大なるを見、始めて天下の廣大美麗なるを知り、翰林歐陽公に遇ひて其議

隨て文の事を考ふること至て深かりしが、思ふやう、文と云ふものは氣が文字の上に形をなせるものなり文は學びたりとて出來るものにあらず、而して氣は養て致すことを得べしと、孟子曰く我れ善く吾が浩然の氣を養ふと、

注解　「孟子曰」孟子公孫丑に出づ、解は蘇東坡の潮州韓文公廟碑に在り、

今觀其文章、寛厚宏博、充乎天地之間、稱其氣之大小、太史公行天下、周覽四海名山大川、與燕趙間豪俊交游、故其文疏蕩、頗有奇氣、此二子者、豈嘗執筆學爲如此之文哉、其氣充乎其中、而溢乎其貌、動乎其言、而見乎其文、而不自知也、』

段落　第一大段の第二小段なり、文氣の必要を證す、

講說　今孟子の文章を觀るに寛厚宏博にして天地の間に充滿し、其氣の大さと平均せり、太史公は天下を巡游して遍く四海の名山大川を見物し、又燕趙地方の豪傑俊才と交際せり、故に其文は荒ごなしにして頗る奇氣あり、此の二子は何として筆を執て個樣の文を爲ることを學びたる者ならんや、其氣心に充ちて其外貌に溢れ、其言に動いて其文に見はれ、而も自分は之を知らざるなり、

文法　高梅亭云ふ、首段養氣の二字を書冒す、是れ骨、而して其謂はゆる養氣は即ち後文の山川を覽し豪俊に交つて之が助となす、孟義と各別なるを發す、此意孟遷串合の處より會するなり、

轍生十有九年矣、其居家、所與游者、不過其鄰里鄕黨之人、所見不過數百里之間、無高山大野可登覽以自廣、百氏之書、雖無所不讀、然皆古人之陳迹、不

記す、○賴山陽云ふ、而況と不然と反振を以て勢を見す、而して後鳥の字、哉の字を以て尾を掉ふ、文字雄麗、題と相稱ふ、

纂　評

○茅鹿門云ふ、宋調に入て其風旨自ら佳、

○沈德潛評　金玉錦繡、五鼎大烹、焉くに往くとして病に非ざらん、中に自得の實なきなり、空室蓬戶、疏食飲水、焉くに往くとして樂にあらざらん、性天の眞を虧かざるなり、子由未だ此に幾せずと雖も、見能く之に及ぶ、題を借り發揮す、眞に觸處皆是なるを覺ゆ、

○賴山陽評　范文正岳陽樓記、古今の稱する所と雖も、而も此篇に視れば工拙天淵、它なし、板と活、蠢と靈、異なる焉耳、

上樞密韓太尉書

解題　太尉は韓琦、

動機　謁見を求むるに在り、

主意　名山水と偉人とは共に文氣を養ふに足ると云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而不自知也」に至るまでを第一大段となす、文章は氣を以て主となすと云ふに在り、「轍生十有九年矣」より「而轍也未之見焉」に至るまでを第二大段となす、平生の閱歷稍や文氣を養ふに足ることを述ぶ、「且夫人之學也」より「可以盡天下之大觀而無憾矣」に至るまでの第三大段となす、太尉を見て文氣を養はんと欲するを言ふ、「轍年少未能通習吏事」より篇尾に至るまでを第四大段となす、己の目的を言ふ、

太尉執事、轍生好爲文、思之至深、以爲文者氣之所形、然文不可以學而能、氣可以養而致、孟子曰、我善養吾浩然之氣、

段落　第一大段の第一小段なり、文氣の養ふべきを言ふ、

講說　太尉の執事に白す、轍は生來文を爲るを好み、

ふ、

講説　士此世に生れ、心若し自得せざるときは、何の處へ往くも不快にあらざらん、心若し坦然と平かにして、外物の爲に天性を傷ふことなくんば、何處へ往くも快にあらざらん、

文法　沈德潛云ふ、聖賢性分の樂を道着す、

今張君不以謫爲患、收會計之餘功、而自放山水之間、此其中宜有以過人者、將蓬戸甕牖無所不快、而況濯長江之清流、挹西山之白雲、窮耳目之勝、以自適也哉、」

段落　第三大段の第一小段なり、正説、

講説　今張君は謫居を以て患となさず、其職務なる會計の仕事を片附けて山水の間に自儘の遊をなすは是れ其心中人に過ぎたるものあらねばならぬ、乃ち蓬戸甕牖の如き貧居に在りとても快ならざる所なし、然るに況や長江の清流に濯ひ清め、西山の白雲を挹取り、耳目の勝を窮めて自ら適するをや、

注解「蓬戸甕牖」蓬を編みて戸となし、破れたる瓮を以て窓となす、貧人の境涯を謂ふ、莊子讓王篇に云ふ、原憲魯に居る、蓬戸全からず、桑以て樞となす、而して甕牖二室、褐以て塞をなすと、注に云ふ破甕を以て牖となすなり、

不然連山絶壑、長林古木、振之以清風、照之以明月、此皆騷人思士之所以悲傷憔悴而不能勝者、烏覩其爲快哉也哉、」

段落　第三大段の第三小段なり、反説、

講説　若しさもなきときは連山絶壑あり、長林古木あつて、清風之を動かし、明月之を照らすとも、此皆騷人志士が悲傷憔悴して堪ふる能はざる所なり、何として其快哉たるを覩んや、

文法　林西仲云ふ、以上張君獨り能く謫を以て憂となさずして其快を遂げ、以て此亭に負かざるべきを

之曰、快哉、此風、寡人所與庶人共者耶、宋玉曰、此獨大王之雄風耳、庶人安得共之、玉之言蓋有諷焉、

段落　第三大段の第一小段なり、故事、

講說　昔し楚の襄王が宋玉景差を從へて蘭臺の宮に登りし時、サツトして一陣の風來りける、王は襟を開いて此風を受け入れて曰く快なるかな、此の風は此方が一般の人民と共にする所のものかと、宋玉答へけるは、此れは獨り大王の雄風のみ、一般の人民は何とて之を共にするを得んと、宋玉の言は蓋し襄王を諷するものありしなり、

夫風無雄雌之異、而人有遇不遇之變、楚王之所以爲樂、與庶人之所以爲憂、此則人之變也、而風何與焉、

段落　第三大段の第二小段なり、憂樂の境遇に存して外物に因らざるを言ふ、

講說　夫れ風には雄風雌風などの相違なきも、人には遇不遇の變あり、楚王が宮殿などを立派にして樂む所は庶人に取ては己の膏血より出づることにして憂ふる所なり、此れ則ち人に存する差別にして風は何の關係かあらん、

注解　「風無雄雌之異」宋玉の風賦に曰く、此れ謂はゆる大王の雄風なりと、又曰く此れ謂はゆる庶人の雌風なりと、

文法　林西仲云ふ、快哉の二字此に出づるに因り、此れを引て議を發す、〇沈德潛云ふ、快哉を明點し、名論を翻出す、

士生於世、使其中不自得、將何往而非病、使其中坦然不以物傷性、將何適而非快、

段落　第三大段の第三小段なり、心に安んずる所あるときは如何なる境遇に在るも快を失はざるを言

楫出沒於其前、夜則魚龍悲嘯於其下、變化倏忽、動心駭目、不可久視、今乃得玩之几席之上、擧目而足、西望武昌諸山、岡陵起伏、草木行列、烟消日出、漁夫樵父之舍、皆可指數、此其所以爲快哉者也、

段落　第二大段の第一小段なり、形勝の快を叙す、

講說　蓋し亭より見る所の區域は南北百里、東西一舍に及び、波浪は涌き立ち、風雲は開きつ閉ぢつ、晝は舟楫其前に出沒し、夜は魚龍其下に悲嘯す、變化急速にして心動き目駭き久しく視るべからず、今之を座敷の上に玩ぶことを得て、目を擧ぐるときは十分なり、西の方武昌の諸山を望むに、岡陵は高くなり低くなり、草木列をなせり、烟消え日出づれば漁父や樵夫の家など皆數へ得るほどに歷々と見ゆ、

注解　「一舍」三十里を一舍となす、

至於長洲之濱、故城之墟、曹孟德、孫仲謀之所睥睨、周瑜、陸遜之所馳騖、其流風遺跡、亦足以稱快世俗、

段落　第二大段の第二小段なり、古跡の快を叙す、

講說　長洲の濱、故城の跡、卽ち曹孟德や孫仲謀の睨み合ひし所、周瑜や陸遜の馳せ回りし所に至ては、其俤と云ひ名殘と云ひ、世俗に向て快を稱するに足る、

注解　「曹孟德」魏の曹操、「孫仲謀」吳の孫權、

文法　林西仲云ふ、以上亭の快哉と稱する所以の說を記す、○賴山陽云ふ、形勢を略叙し、後遂に題を點す、叙事兩層、題に頂して出づ、此の法尤も佳、

昔楚襄王從宋玉・景差於蘭臺之宮、有風颯然至者、王披襟當

に好景を看て快哉を感ずるの資格ありと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「名之曰快哉」に至るまでを第一大段となす、亭の位地と名稱とを言ふ、「蓋亭之所見」より「亦足以稱快世俗」に至るまでを第二大段となす、亭の眺望を記す、「昔楚襄王」より「何適而非快」に至るまでを第三大段となす、快は中心の自得に在るを言ふ、「今張君不以謫爲患」より篇尾に至るまでを第四大段となす、張君の快は謫を以て患となさゞるの精神に存するを言ふ、

江出西陵、始得平地、其流奔放肆大、南合湘沅、北合漢沔、其勢益張、至於赤壁之下、波流浸灌、與海相若。

段落　第一大段なり、長江の偉觀を記す、

講説　長江は西陵の山地に出で始めて平地を得るや勢鋭く幅廣となり、南は湘沅二水を合し、北は漢沔二水を合し、其勢益す張り、赤壁の下に至ては波流蕩る様は殆ど海と同一なり、

注解　「湘沅」湖南の兩大河の名、「漢沔」湖北の兩大河の名、

文法　賴山陽云ふ、起法簡老、韓柳過ぎず、

清河張君夢得、謫居齊安、即其廬之西南爲亭、以覽江流之勝、而余兄子瞻名之曰快哉。

段落　第一大段の第一小段なり、亭の目的と其名の縁起とを叙す、

講説　清河の張君夢得は遷謫の身となつて齊安に居任せるが、其廬の西南に就て亭を作り、江流の好景色を眺望する處とせり、余の兄子瞻之を名づけて快哉と曰へり、

文法　高梅亭云ふ、前段點題、

蓋亭之所見、南北百里、東西一舍濤瀾洶涌、風雲開闔、晝則舟

其既厭、未有不洒然自笑者也、譬諸飲食雜陳於前、要之一飽而同委於臭腐、夫孰知得失之所在、惟其無愧於中、無責於外而姑寓焉、此子瞻之所以有樂於是也、

段落　第三大段の第二小段なり、東坡の山水を樂む心理を言ふ、

講説　蓋し天下の樂は窮りなきも、己の意に叶ふことを以て滿足となす、其得意の時に方りては萬物之と交換すべきものなし、其已に倦むに及んでは、サラリとして自ら笑はぬことなし、譬へば色々の飲食物が前に列ぶが如し、之を要するに唯だ其時腹を膨らすに過ぎず、如何程餘計ありたればとて、腐敗に任す外なし、夫れ何人か得失の在る所を知らんや、惟だ心の中に愧づる所なく、身の外に責めらるゝことなく、姑く興を寄す、是れ子瞻の是に樂むある所以なり、

文法　茅鹿門云ふ、情與心思倶に佳處に入る、

總説

首段は適意の字を掲げ、中段は結ぶに於是最樂の句を以てして樂の字を出し、末段に至り適樂の二字竝び收む、

纂評

○沈德潛評　筆墨脩然、後半、樂は心に因つて境に因らざるを言ふ、未だ孔顏の樂を道出せずと雖も、而も子瞻超然臺の意と、已に兩心相印す矣、當時四海一子由、洵に然らずや、

○賴山陽評　宋人の議論大抵皆議論を主とす、後世摹倣愈よ出で愈よ腐、此篇平々叙事、末に數行の叙事を着く、沒緊沒要、甚の結構なく、而して之を讀めば餘味あり、乃兄恐らくは亦筆を閣かん矣、

黃州快哉亭記

解題　本文に審なり、

主意　亭の主人張君は人に過ぎたる人格なるが故

一旦大風雷雨、拔去其一、斥其所據、亭得以廣、子瞻與客入山視之、笑曰、茲欲以成吾亭耶、遂相與營之、亭成而西山之勝始具、子瞻於是最樂、

段落　第二大段の第三小段なり、亭を擴張せし事情を叙す、

講說　然る處、或る日のこと、非常なる風雨と雷鳴とあり、此大木の中一本を拔去り、其占め塞ぎ居たる場處を明けしかば、亭を取擴げることを得たり、子瞻は客と山に入り之を視て曰ひけるは、今度の事は天が吾が亭を成さしめんとする爲なるべきかと、遂に客と建築に及びしが、亭已に成り、西山の勝も始めて具はれり、子瞻は是に於て樂むこと甚し、

注解　「斥」開くなり、

文法　茲欲以成吾亭耶の語も尤も趣あり、

昔余少年、從子瞻遊、有山可登、有水可浮、子瞻未始不褰裳先之、有不能至、爲之悵然移日、至其翩然獨往、逍遙泉石之上、擷林卉、拾澗實、酌水而飲之、見者以爲仙也、

段落　第三大段の第一小段なり、子瞻の山水を樂む情態を寫す、

講說　昔し余少年の頃、子瞻に從て遊びしが故に善く彼の遊び方を知ることとなるが、登るべき山あり、又浮ぶべき水あれば子瞻は毎も裳を揭げて先導をなさゞることなく、如何にしても到達すること叶はざる場處あるときは悵然と失望の有樣にて時を移せり、彼がヒラヒラと身輕く獨り步きして泉石の上をブラツキ林の花などを摘み、谷間の草を拾ひ、水を酌んで飲む時など、見る者は仙人なるかと思ふ位なり、

蓋天下之樂無窮、而以適意爲悅、方其得意、萬物無以易之、及

も久しとも思はざる程なり、

注解　「亂流」亂はわたると訓す、「幅巾」まる幅の布にて作りたる頭巾にして隱者の用ふるもの、

文法　沈德潛云ふ、意適の二字、虛に後半の適意爲樂の意を含む、

然將適西山、行於松柏之間、羊腸九曲而獲少平、遊者至此必息、倚怪石、蔭茂木、俯視大江、仰瞻陵阜、旁矚溪谷、風雲變化、林麓向背、皆效於左右、

段落　第二大段の第一小段なり、亭の地形を叙す、

講說　然る處、西山に適かんとするには松柏の間を通過し、其路は羊の腸の如くぐる〳〵と九曲りも折れ曲り、始めて少しく平地に出遇ふ、遊客は此平地に至て必ず休息することにて、怪石に倚り係り、茂木を蔭に取り、俯しては大江を眺め、仰いでは丘陵を見、旁には溪谷を望めば、風雲の變化と云ひ、林麓の向背と云ひ、皆左右に現出するなり、

注解　「羊腸」凡そ山路の屈曲するを羊腸と曰ふ「矚」眺望するなり、「向背」前面と後部、

有廢亭、其遺址甚狹、不足以容衆客、其旁古木數十、其大皆百圍千尺、不可加以斤斧、子瞻每至其下、輒睥睨終日、

段落　第二大段の第二小段なり、舊亭の敷地狹隘なるを言ふ、

講說　此處に廢れたる亭ありけるが、其跡方の地面は甚だ狹くして多數の客を容るゝこと叶はず、然るに之を取り擴げんとすれば亭の旁には古木數十本あつて、何れも大さ百抱千尺もあることゆゑ、斧などに切倒すなどは思もよらず、子瞻は此木の下に至る每に此木なくばと云ふ心にて忌々しげに睨むこと終日に及べり、

注解　「睥睨」邪視なり、

文法　子瞻の一句、語を費さずして其心情を見る、

無名山、而江之南、武昌諸山、陂陁蔓延、澗谷深密、中有浮圖精舍、西曰西山、東曰寒谿、依山臨壑、隱蔽松櫪、蕭然絶俗、車馬之跡不至、

段落　第一大段の第一小段なり、武昌の佳境を叙す、

講説　吾が兄の蘇子瞻は齊安に遷り、長江の上に廬を構へて居住することゝなりしが、此の齊安と云ふ處には名山なく、之に反して長江の南岸なる武昌諸山は陂陁蔓延（凸凹をなして）連亘し、谷間は深くして閉込み、此の山中に僧侶の寺院あり、西を西山と曰ひ、東を寒谿と曰ふ、何れも山に依り傍ひ谷に臨み、松や櫪の森に蔽はれてあり、ヒツソリとして世間と懸け隔たり、車や馬の跡も至らぬ處なり、

毎風止日出、江水伏息、子瞻杖策載酒、乘漁舟、亂流而南、山中有二三子、好客而喜游、聞子瞻至、幅巾迎笑、相携徜徉、而上窮山之深、力極而息、掃葉席草、酌酒相勞、意適忘返、往往留宿於山上、以此居齊安三年、不知其久也、

段落　第一大段の第二小段なり、子瞻の遊興を叙す、

講説　風吹き止み朝日出で江水も波穏なる日毎に、子瞻は竹杖をつき酒を載せ漁舟に乘じ、流を横切て南岸に往くことゝなるが、武昌の山中に二三の人あり、客を好んで游を喜び、子瞻が來りしと聞くや、隱者の服裝なる幅巾を被り、迎出でゝ笑を含み手を取合ひつゝ彼方此方をぶらつき、上は山の奥を行詰め、力極れば休息に及び、木の葉を掃ひ草を布き、其上に座して酒を酌み交して互に勞を慰め、氣持の具合善きまゝ、返ることを打忘れ、往々留まつて山中に宿するに至る、此れが爲め齊安に居ること已に三年に及べど

子に於ても亦然りと云ふ、「世の孔子を學ぶは三子の孔子を學ぶに若かず、孔子は仕へたるに三子の仕へざりしは是れ反て善く孔子を學びたるなり」、

注解 「世之學柳下惠者云々」孔子家語に云ふ、魯に一男子あり獨り處る、隣家の嫠婦も亦獨り處る、暴風雨の夜婦人趨て男子の室に往く、男子室を閉ぢて納れず、婦人云ふ何故に柳下惠の如くならざると、蓋し柳下惠は女子の夜道に迷ひたるを助けたれども國人之を云々するものなしと、答へて云ふ、惠は固より可なり、吾は固より不可なり、吾れ何ぞ不可を以て惠の可を學びんやと、

衆曰ク然リ、退テ而書スレ之ヲ、遂ニ刻ス二於石ニ一、

段落 第三大段の第三小段なり、決疑者の言を記するを言ふ、

講說 衆人曰くさなりと、退いて其言を書し遂に石に刻しぬ、

纂評

○沈德潛評 聖人道大、以て惡人を轉移すべく、而して惡人に汚されず、未だ聖人に至らざれば不善入らざるの義を守る可なり、漆雕開の吾れ斯れ之を未だ信ずる能はずと、又是一義、平直紆餘の中、自ら風骨を露す、顯濱、文品、父兄に別なるは此れを以てす、

武昌九曲亭記

解題 武昌は黃州の對岸に在るもの、今日武漢幷稱の武昌に非ず、九曲亭は作者の兄東坡の設けたるもの、

主意 東坡の樂は精神的にして、山水は姑く其樂を寓するものなりと云ふに在り、

段落 凡そ三大段となす、篇首より「不知其久也」に至るまでを第一大段となす、東坡の齊安に在て適意なるを言ふ、「然將適西山」より「子瞻於是最樂」に至るまでを第二大段となす、亭を設けたることを記す、「昔余少年」より篇尾に至るまでを第三大段となす、東坡の適意を說明す、

子瞻遷リ二於齊安ニ一、廬ス二於江上ニ一、齊安

如し、此の如き大規模の舟にして始めて能く風波を乘行くも倒るゝことなく、蛟蜃に出遇ひても恐るゝことなし、若し黃河や長江を渡る所の舟楫を以て東海の險を越えんとせば、十里位にして逃げ返らざるを得ず、百里も行きなば溺沒すべく、以て萬里の危險を通過するに足らず、

方周之衰、禮樂崩弛、天下大壞、而有欲救之、譬如涉海、有甚焉者、今夫子之不顧而仕、則其舟楫足恃也、諸子之汲汲而忘返、蓋亦有陋舟而將試焉、則亦隨其力之所及而已矣、若夫三子、願爲夫子而未能、下顧諸子而以爲不足爲也、是以止而有待、夫子嘗曰、世之學柳下惠者、未有若魯獨居之男子、吾於三子亦云、

段落　第三大段の第二小段なり、閔子の仕へざる所以を言て疑案を決す、

講說　周の衰へたる時に方り、禮は崩れ樂は弛み、天下は大に破壞せり、然るに此の情態を救はんと欲する者あるも、是は譬ふるに海を涉るが如し、否其不可能なるは海を渡るより甚しきものあり、今孔夫子が其をば頓着せずして仕へたるは、是れ孔子の舟楫が恃むに足りしを以てなり、諸弟子の汲々と熱心に進航して返ることを忘れたるは、但し是もやくざなる舟を持つものあつて之を試みんとするの類にして、萬里の長途を行くことは固り覺束なけれども、只だ其力の及ぶ所に隨ひ、行かるゝ處まで行くに過ぎず、彼の三人の如きは孔夫子とならんと欲するも是は力及ばず、去りとて、下の方諸子を顧みて是は爲す價値なしと考へたり、之が爲め仕官することを思ひ止まつて時節を待ちしなり、孔夫子嘗て曰く、世間の柳下惠を學ぶものは魯の獨身の男子に若かずと、吾は三

は祠下に在て其禮を觀、感嘆の餘り落涙に及びしが、其中に言ふ者あり、曰く、惟れ孔夫子亂世に生れ、齊魯宋衞諸國の間を殘る隈なく流浪しつゝ仕へざる國なし、其弟子の高等の者も亦咸諸國に仕へたり、卽ち宰我は齊に仕へ、子貢冉有子游は魯に仕へ、季路は衞に仕へ、子夏は魏に仕へたるが如く、弟子の仕官せし者も亦多數なりき、然れども其德行を稱せられし者四人あつて、四人の中、仲弓のみは季氏の宰となりしが其上の三人は何れも仕へたる事なし、季氏は嘗て閔子を以て費と云ふ領地の代官となさんとせしに、閔子は辭して云ふやう、如し我に向て復び此事を申來らば我は必ず此地を去て汶水の上に在るべしと、且孔子の賢なるを以て尙仕官をば汚はしき事となさざりしなり、然るに德行を稱せられたる四人中の三人が仕へざりしは此に限つて如何なる理由ありや、

注解　「其稱德行者四人」論語先進篇に云ふ、子曰く德行顏淵閔子騫冉伯牛仲弓と、「欲以閔子爲費宰」論語雍也篇に出づ、「汶」河名、齊に屬す、「其上三人」孔子の擧げたる順序に因る、「歟」獨に同じ、

文法　沈德潛云ふ、一路波折逶迤、○閔子は主人公なれば、仕へざりし德行者三人の中に於て獨り事實を擧げ明かに之を點出せり、

言未卒、有應者曰、子獨不見夫適東海者乎、望之茫洋、不知其邊、卽之汗漫、不測其深、其舟如蔽天之山、其帆如浮空之雲、然後履風濤而不僨、觸蛟蜃而不讋、若夫以江河之舟楫、而誇東海之險、則亦十里而返、百里而溺、不足以經萬里之害矣、

段落　第三大段の第一小段なり、譬喩、

講說　疑問者の言未だ卒らざるに應ずる者あつて云ふやう、子は彼の東海に往くものを見ざるか、東海は之を望むときは茫洋として其際限を知らず、之に近づくときは汗漫として其奧底を測られず、東海を航する舟は天を蔽ふの山の如く其帆は空に浮ぶの雲の

而擧、』

段落　第一大段の第二小段なり、李公の廟を立て祀を行ふを言ふ、

講說　熙寧七年、天章閣待制諫議大夫濮陽の李公、濟南に來つて太守となりしが、越えて明年政修り事治まり、邦の故老等相與に來り告げて曰く、此邦の古き人の中に閔子の如き大賢ありながら廟を立てられ祀を受けざるは何と大なる闕典ならずや、公は唯だ知らざればこそ其儘になし置かるゝも、苟も之を知らば、爭でか飭め給はざる事あらんと、公曰く如何にも道理なり、何として放任すべけんと、是に於て工人を聚めて祠堂を作り、其上春秋に定期の祭を修めしむる事とせり、堂落成せしとき三獻の禮を具へ、籩豆の供物を列し、儐相の役を勤むるもの其れ其れの座席あり、百年の長き間廢れ居りたる廟祀も一日にして擧行せらるゝに至りぬ、

注解　「耋老」八十を耋と謂ふ、「鳩」聚むるなり、「籩豆」神饌を盛る器、「儐相」祭儀の執行者、

學士大夫觀禮祠下、咨嗟涕洟

有言曰、惟夫子生於亂世、周流齊・魯・宋・衛之間、無所不仕、其弟子之高第、亦咸仕於諸國、宰我仕齊、子貢、冉有、子游仕魯、季路仕衛、子夏仕魏、弟子之仕者亦衆矣、然稱其德行者四人、獸仲弓常爲季子宰、其上三人皆未嘗仕、季氏嘗欲以閔子爲費宰、閔子辭曰、如有復我者、則我必在汶上矣、且以夫子之賢、猶不以仕爲汚也、然三子之不仕、獸何與』

段落　第二大段なり、

講說　始めて祭典を擧げたるとき、學士大夫の人人

齊州閔子廟記

解題　閔子は名損、字は子騫、魯人にして孔子の高足弟子、德行を以て聞ゆ、

主意　閔子の仕へざるは待つ所ありしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「一日而學」に至るまでを第一大段となす、廟の成立を言ふ、「學士大夫」より「翾何與」に至るまでを第二大段となす、疑案、「言未卒」より篇尾に至るまでを第三大段となす、決案、

歷城之東五里有邱焉、曰閔子之墓、墳而不廟、秩祀不至、邦人不寧、守土之吏、有將舉焉而不克者、

段落　第一大段の第一小段なり、廟の未だ成らざりし時を言ふ、

講說　歷城の東五里に邱あり、閔子の墓と云へり、唯だ土を盛りたるのみにて廟は立てあらず、祭典も至らず、其邦の人、心に安からず思へり、其土地を守れる官吏の中に之を舉行せんとしたれども遂げずして止みたる者ありき、

注解　「歷城」齊に在り、今の山東省、「墳」土地を小高くするなり、「守土之吏」地方官、

熙寧七年、天章閣待制右諫議大夫濮陽李公、來守濟南、越明年政修事治、邦之耆老相與來告曰、此邦之舊、有如閔子而不廟食、豈不大闕、公唯不知、苟知之、其有不飭、公曰噫、信其可以緩於是、鳩工爲祠堂、且使春秋修其常事、堂成、具三獻焉、籩豆有列、儐相有位、百年之廢、一日

心を一纒となして天下の人に贈る、どうやら益あらんかと、

轍讀之而歎曰、雖有悍子、忿鬪於市、莫之能止也、聞父之聲、則斂手而退、市人之過之者、亦莫不泣也、慈孝之心、人皆有之、特患無以發之耳、今是書也、要將以發之歟、雖廣之天下可也、

段落　第三大段の第二小段なり、本書は人の慈孝心を發すべきを言ふ、

講說　轍は示されたる此書を讀み嘆じて曰く、暴れ息子が他人と市に喧嘩を爲し、何人も之を止め得るものなき場合と雖も、父の聲を聞くときは手を收めて退く、市人の之を過ぐるものも亦泣かざるはなし、慈孝の心は誰も皆之れあり、唯だ其心を引起すもののなきを患ふるのみ、今此書は要する所、將に此の慈孝の心を引起さんとするか、之を天下に廣むと雖も可なり、

自周公以來、至於今、父戒四十五、母戒四、公又將益廣之未止也、

段落　第三大段の第三小段なり、古書を補へるを言ふ、

講說　周公より以來、今日に至るまで父戒四十五、母戒四あり、公は又將に之を廣め此書のみに止まらざらんとするなり、

文法　廣の字、篇首に引く所の老子の下句に應ず、

纂　評

○沈德潛評　景修母を念ふ、故に家誡を作る、文中父母子を愛するの心、至らざるなきを寫す、蓋し慈を極言して孝の當に盡すべき益す知るべきなり、此等の文、蓼莪の詩と竝び讀むべく、卽ち蓼莪の詩と竝び廢すべし、

にかこつけて諫むれども敢て表向に言はず、皆其間に禮の存するあり、然るに父母の子に於けるは左にあらず、子は如何に不肖と雖も豈に之を棄つるものあらんや、是を以て有る限の心を盡して之に告げ、少しも殘り惜しきことなき程度に至て止む、詩經に云ふ、遠く彼の雨水の流を酌み、之を酌取て茲に注がば以て飯を炊くべし、豈弟の君子は民の父母なりと、夫れ雨水の如き粗末の者にても棄つることなきは、猶ほ父母の子を棄つることなきが如きなり、故に父母の子に於けるは人倫の至極なり、縱令父母不賢の人なるも其子の爲に言ふに及んでは必ず忠にして且つ盡す、況や父母の賢なるものをや、

注解　「詩曰」大雅泂酌の篇、「泂」遠きなり、「行潦」雨水の流なり、「餴饎」餴は米を蒸して熟せし時、之に水を沃ぎかけて再び熟せしむるなり、饎は酒なり、「彼」水を酌む器、「茲」酌取りたる水を移し入るゝの器、

文法　沈德潛云ふ、師弟君臣は父母を引起す、〇又云ふ、子の父に於けるを以て父母の子に於けるを引起す、〇又云ふ、豈有棄子者哉は透て肺腑に入るの語、〇又云ふ、而況の句曲折、

「太常少卿長沙孫公景修、少孤而教於母、母賢、能就其業、既老而念母之心不忘、爲賢母錄、以致其意、既又集古今家誡、得四十九人、以示轍曰、古有爲是書者、而其文不完、吾病焉、是以爲此、合衆父母之心、以遺天下之人、庶幾有益乎」、

段落　第三大段の第一小段なり、本書を說明す、

講說　太常少卿長沙孫公景修は少きときより孤となり、教を母に受けたる處、其母は賢にして彼の業を成せり、景修老いて後、母の心を念うて忘れず、賢母錄を著はして母を念ふの意を致しゝが、程經て又古今家誡を集めて四十九人を得、以て轍に示して云ふ、古代に於て是の書を作りし人あれども其文完からず、吾れ之を病み之が爲に此書を作れり、衆くの父母の

文法　沈德潛云ふ疏解透闢、

轍少而讀書、見父母之戒其子者、諄諄乎惟恐其不盡也、惻惻乎惟恐其不入也、曰、嗚呼此父母之心也哉、師之於弟子也、爲之規矩、以授之、賢者引之、不賢者不彊也、君之於臣也、爲之號令以戒之、能者予之、不能者不取也、臣之於君也、可則諫、否則去、子之於父也、以幾諫不敢顯、皆有禮存焉、父母則不然、子雖不肖、豈有棄子者哉、是以盡其有以告之、無憾而後止、詩曰、泂酌彼行潦、挹彼注茲、可以餴饎矣、豈弟君子、民之父母、夫雖行潦之陋、而無所棄、猶父母之無棄子也、故父母之於子、人倫之極也、雖其不賢、及其爲子言也、必忠且盡、而況其賢者乎、』

段落　第二大段なり、

講説　轍少うして書を讀み、父母の其子を戒しむるものを見るに、諄々と言細に惟だ其盡さゞるを恐れ、惻々乎と心遣をなして惟だ其心底に入らざるを恐るゝなり、予は之を見て曰く、扨も是れこそ父母の心なれと、師の弟子に於けるや之が常規を作つて之を授け、賢者は之を引き導き、不肖者は押付けて敎へざるなり、君の臣に於けるや、之が號令を爲つて之を戒め能者には之に官を與ふれども、不能者は取らざるなり、臣の君に於ける、諫むべければ諫め、諫むべからざれば、其身の退くまでなり、子の父母に於ける、物

り、篇中會計を管領すと雖も而も禱祀を戒め、用兵を防ぎ、新法を咎め、德を修め法を立つるを主となす、此れ老成國を謀るの言、民を剝ぎ國を富ます者と忠佞の分あるなり、

古今家誡序

解題　古今の父母が其子を戒めたる語を錄せし書の序文なり、

主意　此書は天下の子たる者をして慈孝の心を起さしむるに足るを言ふ、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「勢有所必至矣」に至るまでを第一大段となす、父母の子に於ける慈愛の至極せる結果、其思慮周備なるを言ふ、「轍少而讀書」より「而況其賢者乎」に至るまでを第二大段となす、父母の子に於けるは人倫の極なるを言ふ、「太常少卿」より篇尾に至るまでを第三大段となす、此書の性質と功用とを謂ふ、

老子曰、慈故能勇、儉故能廣、或曰慈則安能勇、曰父母之於子也、愛之深、故其爲之慮事也精、以深愛而行精慮、故其爲之避害也速、而就利也果、此慈之所以能勇也、非父母之賢於人、勢有所必至矣、

段落　第一大段なり、

講說　老子曰く慈なるときは能く勇なり、儉なるときは能く廣しと、或人曰く、慈なるときは何として勇ならん〔慈は柔性にして勇は强性なるを以て〕之に答へて曰く、（左にあらず）父母の子に於けるや、之を愛すること深し、故に父母が子の爲に慮るや精し、深き所の愛を以て精き所の慮を行ふ、故に父母が子の爲に害を避くること速にして利に就くことは英斷なり此れ慈の能く勇なる所以なり、父母の智慮人より勝れたるには非ず、勢是非とも此に到る所あり、

注解　「老子曰」老子第六十七章、

但し漢晉の如き强臣や敵國の患はなきもの丶、數年の後國家の財政は皆無となるべし、臣は未だ枕を高うして臥すべからざることを恐る丶なり、故に臣は結局言上することを得たしと願ふなり、

凡會計之實、取元豐之八年、而其爲別有五、一曰收支、二曰民賦、三曰課入、四曰儲運、五曰經費、五者既具、然後著之以見在、列之以通表、而天下之大計、可以畫地而談也、

段落　第四大段の第一小段なり、元豐八年の會計を言ふ、

講說　凡そ會計の實は元豐の八年を取る、而して其區別は五あり、一を收支と曰ひ、二を民賦と曰ひ、三を課入と曰ひ、四を儲運と曰ひ、五を經費と曰ふ、五者既に具り然る後之に附するに現代の計算を以てし、之を列するに通表を以てして天下の大計、地に畫いて談ずることを得べし、

若夫內藏右曹之積、與天下分椿之實、非昔三司所領、則不入會計、將著之他書、以備觀覽焉、臣謹序、

段落　第四大段の第二小段なり、會計に入らざる者は別錄すべきを言ふ、

講說　夫の內藏右曹の積蓄と天下分儲の實との二つ即ち昔し三司の領する所にあらざるものは會計に入らざるが故に、將に之を他書に著して觀覽に備へんとす、臣謹んで序す、

注解　「分椿之實」宋史食貨志に云ふ、宋初諸州の貢賦、歲ごとに贏餘を藏め庫に輸す、又諸國の珍寶金帛を講武殿後に收め、改めて內庫となす、謂はゆる封椿なり、

纂評

○沈德潛評　食貨の志ある、獨り一國の盈絀に關するのみならず、即ち君德の恭儉汰侈、此に於て係るな

民、民富而國治、後世莫及、然身沒之後、七國作難、幾於亂亡、晉武帝削平吳蜀、任賢使能、容受直言、有明主之風、然而亡不旋踵、子弟内叛、羌胡外亂、遂以失國、此二帝者皆無法以爲久也、

段落　第三大段の第三小段なり、漢晉の法なくして或は亡び或は亡びんとせしを言ふ、

講説　漢の文帝は恭儉にして慾少く、專ら念を入れて徳に因り民を化せしが、民富んで國治まり、此點に於て後世及ぶものなし、然れども其身歿せし後は七國亂をなし殆んど亡びんとせり、又晉の武帝は吳蜀二國を削り平げ、政治に於ては賢者に任じ能者を使ひ、直言を受け入れ、誠に明主の風あり、然るに其れにも拘はらず、亡びしこと踵を回らす暇もなく、子弟は内に叛き羌胡は外に亂をなし、遂に國家を失へり、此の二帝は永久に持すべき法なかりしが故なり、

注解　「子弟内叛」晉の惠帝昏愚にして諸王皆反し、遂に東海王越の爲に鴆殺せられたり、「羌胡」胡、羯、氐、羌、鮮卑等の五胡、

文法　重は法以爲久の上に在り、○徳の字を撇開し、單に法字に歸す、主客の別を見るべし、

今二聖之治、安而靜、仁而恕、徳積於世、秦隋之憂、臣無所措心矣、然而空匱之極、法度不立、雖無漢晉強臣敵國之患、而數年之後、國用曠竭、臣恐未可安枕而臥也、故臣願得終言之、

段落　第三大段の第四小段なり、宋は徳あれども法立たざるを言ふ、

講説　今二聖の御政治は安くして靜に、仁にして思遣りあるが上に、徳は何代となく積み重なり居ることゆゑ、秦隋に於けるが如き憂は臣に於て心の中に持つ所なし、然るにも拘はらず缺乏の極法度立たず、

少く樂となれり、然るに西夏は親附せず、洪水旱魃は繼で作り、凡そ國の經費は大抵前世より多し、此の時に當り之を救濟する所以を思はざるは何と危きことならずや、

臣歷觀前世、持盈守成、艱於創業之君、蓋盈之必溢而成之必毀、物理之至、有不可逃者、盈成之間、非有德者不安、非有法者不久、

段落　第三大段の第一小段なり、法德の二者の必要なるを言ふ、

講說　臣前世を一々觀察するに、財の盈てるを持し、功の成るを守ることは、反て創業の君より困難なり、蓋し盈ちたる者の必ず溢れ、成りたる者の必ず毀るゝことは物理の結果逃るべからざるものあり、盈つると成るとの間に處するは、德ある者に非ざれば安からず、法ある者に非ざれば久しからず、

文法　茅鹿門云ふ、憂深く言切、○沈德潛云ふ、法は以て之を經理し、德は以て之を休養す、二者一を缺くも不可○賴山陽云ふ、前段列世を歷叙して當今に入る、此處一議論を置かざれば收拾すべからず、

昔秦隋之盛、非無法也、內建百官、外列郡縣、至於漢唐、因而行之、卒不能改、然皆二世而亡、何者無德以爲安也、

段落　第三大段の第二小段なり、秦隋の德なくして亡びたるを言ふ、

講說　昔し秦隋の盛なりし時、法なかりしにあらず、乃ち內には百官を建て、外には郡縣を列せり、漢唐に至るまで其儘に之を行ひ、卒に改むる能はざりしほどの制度なり、然れども皆二世にして亡びたり、何となれば天下を安んずる所の法なかりしなり、

文法　德は法に對する客なり、

漢文帝恭儉寡慾、專務以德化

爲青苗助役、以病農民、繼爲市易鹽鐵、以困商賈、利孔百出、不專於三司、於是經入竭於上、民力屈於下、繼以南征交趾、西討拓跋、用兵之費、一日千金、雖內帑別藏時有以助之、而國亦憊矣、』

段落　第二大段の第六小段なり、神宗の世を謂ふ、

講說　神考世を嗣がれ、流弊の堆積するを恐り、財力の損耗を憐み、政を覽せし初、富國强兵の計を爲し給ひけるに、有司等は仰に從へるも、御本意を取り違へ始は青苗助役を設けて農民を病ましめ、繼で市易鹽鐵を設けて商賈を困め、利益を取るの道種々雜出して從來の財政の役所なる三司に專ならず、是に於て經常の收入は上に竭き、人民の力は下に屈し次で南の方は交趾を征し、西の方は拓跋を伐ちたることあり、兵を用ふるの費、一日千金を費し、內帑や別貯蓄の方より時々補助することあるも、其れに拘はらず國も亦疲れたり、

文法　沈德潛云ふ、周旋回護、立言の體を得、○儲同人云ふ、新法本と富强の爲にして國計の耗、神廟に至て竭く、千古の恫戒なり、

今二聖臨御、方恭默無爲、求民之疾苦而療之、令之不便、無不釋去、民亦少休矣、而西夏不賓、水旱繼作、凡國之用度、大率多於前世、當此之時、而不思所以濟之、豈不殆哉、』

段落　第二大段の第六小段なり、二聖の世を言ふ、

講說　今や二聖天下に臨み給ひ、恭く口を閉ぢて新規の事を企て給はず、民の疾苦を求めて之を療し、法令の不便なるものは廢棄せられざるなく、人民も亦

之積、以求紓民、而四方騷然、民不安其居、矣、其後西戎既平、而已益之兵、不復遂汰、加以宗子蕃衍、充物宮邸、官吏冗積、員溢於位、財之不贍、爲日久矣、

段落　第二大段の第四小段なり、仁宗の世を言ふ、

講說　仁宗は仁聖に在し、心を淸うし事を省いて天下に幸をなし給へり、斯くありしものゝ、民物の豐富なるの點は未だ舊時の狀態に復せず、而るに西夏の賊竊に起りし處、邊疆に久しく備なかりしかば、遂に命を下し兵數を益して敵に應ずると共に、急に租稅を取立てゝ兵を養ひ、間內帑の貯蓄を出だし人民の負擔を弛めんとしたるも、四方は騷然として民は其居に安んぜざりき、其後西戎は已に平ぎしも、一旦益したる所の兵は別段淘汰せざりし上に、宗室の子孫殖え弘がりて宮邸に充滿し、官吏は餘計に積み重なりて人員が倚子に溢るゝ程なりしかば、財の足らざることは其時日久しきことゝなり、

注解　「夏賊」趙元昊、「紓」ゆるくする、「西戎」卽ち夏賊、「汰」こすなり、「贍」たる、

文法　已益之兵云々は前の軍需少きに對し、宗子蕃衍は前の藩俸少に對し、官吏充積は前の官祿少きに對す、

英宗嗣位、慨然有救弊之意、群臣竦觀、幾見日新之政、而大業未遂、

段落　第二大段の第五小段なり、英宗の世を言ふ、

講說　英宗位を嗣ぎ、慨然として弊を救ふの意あり、群臣恐惶して其爲す所を觀、幾と日に新なる政治を見るに至らんとせり、然るに大業未だ遂げざるに崩御に及びたり、

神考嗣世、忿流弊之委積、閔財力之傷耗、覽政之初、爲富國强兵之計、有司奉承、違失本旨、始

琛を獻ずと、「景福」殿名、

文法　賴山陽云ふ、歷叙の處、文氣極めて史公平準書に似たり、而して精鑿之に過ぐ、

眞宗繼之、懷服契丹、二患既弭、天下安樂、日登富庶、故咸平・景德之間、號稱太平、群臣稱頌功德、不知所以裁之者、於是請封泰山、祀汾陰、禮亳社、屬車所至、費以鉅萬、而上清・昭應・崇禧・景靈之宮、相繼而起、累世之積、靡耗多矣、其後昭應之災、臣下復以營繕爲言、大臣力爭、章獻感悟、沛然遂與天下休息、

段落　第二大段の第三小段なり、眞宗の世を言ふ、

講說　眞宗は之に繼で契丹を懷服し、漢と契丹との二患已に止み、天下安樂にして日日富庶に進めり、故に咸平景德の間は太平との呼聲あり、群臣は天子の功德を譽め稱へ之を制する所以を知らざりき、是に於て請うて泰山に封禪を行ひ、汾陰を祀り亳社を禮し、御供の車の至る處、其費用は巨萬を以て數ふる程なり、而して上淸昭應崇禧景靈等の宮殿引續きて建設せられ、累世の蓄へたる貲財は消費に及びたるもの多し、其後昭應宮の燒けたる時群臣は營繕の儀を申立たれども、大臣が力爭せし結果、章獻后も、感悟あり、沛然と勢よく天下休息なし給へり、

注解　「咸平景德」倶に眞宗の年號、「汾陰」后土の神を祀る處、「亳社」殷の社なり、「章獻」眞宗の后、

文法　賴山陽云ふ、靡耗多矣、矣の字を下して片段をなす、亦是れ平準の書法なるが如し、

仁宗仁聖、淸心省事、以幸天下、然而民物蕃庶、未復其舊、而夏賊竊發、邊久無備、遂命益兵以應敵、急征以養兵、雖出內藏

べきなり、
注解 「不佞」佞は口才なり、随て不佞は不才と云ひ不敏と云ふが如し、「地官」作者は中書舍人より戸部侍郎に遷る、戸部は周禮の地官に當る、

謹案藝祖皇帝創業之始、海内分裂、租賦之入、不能半今世、然而宗室尙鮮、諸王不過數人、仕者寡少、自朝廷郡縣皆不能備官、士卒精練、常以少克衆、用此三者、故能奮於不足之中、而綽然常若有餘、

段落 第二大段の第一小段なり、太祖の世を言ふ、
講説 謹んで案ずるに藝祖皇帝創業の始に於ては海内分裂し、租稅の收入は今日の半にも及ばざりき、然るに當時は宗室の數も尙ほ少くして諸王は數人に過ぎず、仕官の者も僅少にして朝廷郡縣より以下諸役人を備ふる能はず、又士卒は精練なるが故に多數を要せず、常に少きを以て衆に克てり、此三者を用ひしかば、能く歲入不足の中に奮てたつぷりと餘あるが如くなりき、
注解 「藝祖」藝は始なり、宋の太祖を謂ふ、歷代の太祖、宋獨り藝祖と稱し、以て例文となす、「綽」寛なり、
文法 賴山陽云ふ、何ぞ獨り宋祖のみならん、古今和漢創業の世、皆然らざるはなし、

及其列國款附、琛貢相屬於道、府庫充塞、創景福內庫、入畜金幣、爲殄虜之策、太宗因之克平太原、

段落 第二大段の第二小段なり、太宗の世を言ふ、
講説 列國誠を捧げ中國に附き貢物が道路に相接するに及び、府庫は充滿となり、景福殿の內庫を設立して金幣を貯藏し夷狄を殄滅するの策をなせり、太宗は此の富に因て太原を克平せり、
注解 「琛」室なり、詩經の魯頌泮水篇に云ふ、來て其

年の後には其事に關係せし者は死亡に及び、其記錄は散逸して取調ることの出來難きもの多し、

文法　賴山陽云ふ、讀み去て是れ平に似たり、其實は錬達老成の言、

唐李吉甫始簿錄元和國計、并包巨細、無所不具、國朝三司使丁謂等因之爲景德・皇祐・治平・熙寧四書、網羅一時出內之計、首尾八十餘年、本末相授、有司得以居今而知昔、參酌同異、因時施宜、此前人作書之本意也、

段落　第一大段の第三小段なり、漢以後に於ける考ふべき記錄を擧ぐ、

講說　唐の李吉甫は始めて元和の世に於ける國家の會計を帳簿に錄し、巨額も細欵も包括して具はらざる所なかりき、國朝の三司使丁謂等は之に因て景德皇祐治平熙寧の四書を作り、一時出納の計算を網羅し、首より尾まで八十餘年、前後の景況を授け、有司は今の世に居りながら昔を知り、古今の有樣の同異を斟酌し、時に因て宜しきを施すを得しめたるが、此れ前代の人が書を作るの本意なり、

注解　「元和」唐の憲宗の年號、「國朝」宋朝を謂ふ、「景德」宋の眞宗の年號、「皇祐」宋の仁宗の年號、「治平」宋の英宗の年號、「熙寧」宋の神宗の年號、「出內」內は納に同じ、

臣以不佞、待罪地官、上承元豐之餘業、親覩二聖之新政、時事之變易、財賦之登耗、可得而言也、

段落　第一大段の第四小段なり、己が前人の著を繼ぐの地位に在るを言ふ、

講說　臣は不才の身を以て罪を地官の職に待ち居り上は元豐の餘業を承け、親く二聖の新政を目擊するが故に、時事の變遷と財賦の增減とは云ふことを得

救濟の法を言ふ、「凡會計之實」より篇尾に至るまでを第四大段となす、編纂の體裁を言ふ、

臣聞漢祖入關、蕭何收秦圖籍、周知四方盈虛强弱之實、漢祖賴之以幷天下、丙吉爲相、匈奴嘗入雲中郡、吉使東曹考案邊瑣、條其兵食之有無、與將吏之才否、逡巡進對、指揮遂定、由此觀之、古之人所以運籌帷幄之中、制勝千里者、圖籍之功也、

段落　第一大段の第一小段なり、蕭何丙吉の圖籍に因て功をなせしを言ふ、

講說　臣聞く漢の高祖の關に入りしとき、蕭何は秦の圖面帳薄を取入れ、四方の貧富强弱の實を殘りなく知悉せしが、漢の高祖其御蔭にて天下を倂せたり、又丙吉は漢の宰相となりしが、匈奴が雲中代郡に攻め入りしことあり、吉は東曹の役人に命じて、邊陲の帳簿を調査の上、其兵士食糧の有無と將師官吏の才否とを個條書に作らしめ、逐次進奏して御下問に對へ、指揮已に定まれり、此れに由て之を觀るときは、古の人が籌を帷幄の中に運らし、勝つことを千里の外に制する所以は圖籍の功なり、

注解　「周知」遍く行亙つて知ること、「盈虛」十分と缺乏、「瑣」猶ほ錄と云ふが如し、「逡巡」順を逐ふこと他處の用法と殊なり、

蓋事之在官者、必見于書、其始無不具者、獨患多而易忘、久而易滅、數十歲之後、人亡而書散、其不可考者多矣、

段落　第一大段の第二小段なり、圖籍の散失し易きを言ふ、

講說　蓋し何事に因らず政府に在るものは必ず記錄に出で、其始は具備せざることなきも、唯だ患ふる所は多くして忘れ易く、久うして滅し易きにあり、數十

下之賢才、而要以使天下知上意之所在、而各趨於其利、則庶乎不待教而忠信之俗、可以漸復、此亦周秦之所以使人之術歟、

段落　第五大段の第二小段なり、善俗の復すべきを言ふ、

講說　左りながら臣は孝弟の科を復したりとて多く天下の賢才を得べしと謂ふにはあらず、要する所、天下をして天子の思召の在る所を知て、各其利の方に趨らしめなば敎ふることを待たずして忠信の俗は漸次に恢復出來得るに庶し、右は周や秦の人を使ひし所の術ならんか、

文法　賴山陽云ふ、打て一片となし、周秦に歸到す、篇法極めて匝、

纂評

○沈德潛評　科擧の文を以てして孝弟忠信の士を求む、此れ必ず得ざるの數なり、古今の通患此の如し、主意只だ兼ねて孝弟の科を開くに在て前半周秦より說き來り、仁暴殊なりと雖も而も各民を使ふの實を盡すを見る、文の紆餘委折、人をして一覽之を盡さしめず、

元祐會計錄序

解題　元祐會計錄とは國家の歲出入を記したる者にして元祐は宋の哲宗の年號なり、

主意　國を治むるに要する所は法を以て經理し德を以て休養するに在り、然るに宋は德あつて法なきが故に國用足らずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「可得而言也」に至るまでを第一大段となす、圖籍の必要を述べて己の本書を作れる主意を言ふ、「謹按藝祖皇帝創業之始」より「豈不殆哉」に至るまでを第二大段となす、宋代財政の槩略を論ず、「臣歷觀前世」より「臣願終言之」に至るまでを第三大段となす、財政

爲欲得其所求、宜遂以其所欲而求之、開之以利而作其怠、則天下必有應者、今問歳而取天下之才、奇人善士、固宜有起而入於其中、然天下之人不能深明天子之意、而以爲所爲求之者止於其目之所見、是以盡力於科擧、而不知自反於仁義、臣欲復古者孝弟之科、使州縣得以與今之進士、同擧而皆進、使天下之人、時獲孝弟忠信之利、而明知天子之所欲、如此、則天下宜可漸化以副上之所求、

段落　第五大段の第一小段なり、孝弟の科を古に復し、進士と同じく擧げしむべきを言ふ、

講說　詩經に云ふ、言として挨拶せざることなく、恩として報いざることなしと、臣の考にては其求むる所を得んと欲せば遂に其欲する所を以て之を求め、之を導くに利を以てして其怠れる氣を引立てなば、天下之に應ずるものあるは必定なり、今一年置きに天下の士を取ること故、奇人善士は無論起て其中に入るものあるべし、然れども天下の人は深く天子の意を明かにする能はずして、求むる所の目的は其耳目の見る所より外なしと考ふるなり、之が爲め力を科擧に盡して自身と仁義に反するを知らず、臣は古に於ける孝弟の科を復し、州縣ともに今の進士と同じく差出して進ましめんと欲す、天下の人をして時に孝弟忠信の利を得て明かに天子の欲する所を知らしめん、此の如くなる時は天下は次第に化し行きて上の求むる所に副ふべし、

注解　「詩云」大雅抑篇、

文法　利欲求の三字を收盡す、

然臣非謂孝弟之科、必多得天

天子之爵祿、天子之所求於天下者、豈在是也、然天子之所以求之者唯此、而人之所由以有得者亦唯此、是以若此不可却也』

段落　第三大段の第四小段なり、善俗を求めながら、其手段の反對なるを言ふ、

講說　今夫れ天下の人が上に向て利を求むる所の道は何如なる處に在るや、士大夫は對句や剽竊の文を作り間に合せの詰込學問をなし、裾を曳き帶を束ね、俯したり仰いだり立廻て形式を事とするものは、皆天子より賜はる爵祿を目的とするなり、天子の天下に求むる所のことは何として此の點に在らんや、「求むる所は忠信孝弟なり」、然れども天子の之を求むる方法も唯だ此の科擧にして、人が由て得る所ある手段も亦唯だ此科擧なり、之が爲め此の如き有樣にて却くること叶はざるなり、

文法　賴山陽云ふ、今夫の句、文一筆を掀す、〇又云ふ兩頭を聯合す、

嗟夫欲求天下忠信孝弟之人、而求之於一日之試、天下尚誰知忠信孝弟之可喜、而一日之試之可恥而不爲者』

段落　第四大段の第一小段なり、一日の試驗を以て忠信孝弟の人を求むるの不可を言ふ、

講說　扨々天下の忠信孝弟の人を求めんと欲して、之を僅か一日の試驗に求むるとすれば天下尚ほ何人か忠信孝弟は喜ぶべきもの、一日の試驗にて僥倖に認めらるゝは恥づべきことなるを知て試驗を受けざるものあらんや、

文法　沈德潛云ふ、利の在る所、一日の試に在て孝弟忠信の實にあらず、人誰か其實に趨つて之に赴かんや、

詩云、無言不讎、無德不報、臣以

得其所欲、今求之以牛羊之肥、而乃使之盡力於樵蘇之事、以其薪之多少、而制其賞罰之輕重、則夫牧人將爲牧耶、將爲樵耶、爲樵則失牛羊之肥、而爲牧則無以得賞、故其人擧皆爲樵、而無事於牧、吾之所欲者牧也、而反樵之爲得、此無足怪也、

段落　第三大段の第三小段なり、譬喩を以て目的と手段と相違するの不利益を示す、

講說　今茲に人あつて或る一人に、己の爲めに所有の牛羊を飼はしむるとせば、無論彼に責むるに牛羊の肥え太る事を以てする筈なり、左れば牛羊の肥ゆると瘠するとに因て牧者の利害を制し、夫の牧者をして其利とする所に赴きて其事に勤めしむるときは勞することなく、坐して己（持主）の欲する所（牛羊の肥大）を得べし、然るに牛羊の肥瘠を彼に求めながら、反て力を木こり草刈の事に盡さしめ、薪の多少に因て彼の受くる賞罰の輕重を制するときは、彼の牧者は牛羊の飼手たるべきか、木こりたるべきか、木こりとなるときは牛羊の肥ゆる事は取外す次第となり牛飼となるときは賞を得ることなし、故に牛羊を託されたる者は皆木こりとなつて牧養を勤めず、抑〻吾の欲する所は牧なり、然るに反て樵を得るに至るも不思議にはあらず、

文法　沈德潛云ふ、穎濱の文、往復曲折を取る、故に一喩にして詳盡之を言ふ、老泉子瞻の若きは共に兩三言のみ、○賴山陽云ふ、古之聖人云々將に正意を露さんとし、忽ち一喩を出だす、是れ養局法、亦蘇家の慣用、

今夫天下之人、所以求利於上者、果安在哉、士大夫爲聲病剽略之文、而治苟且記問之學、曳裾束帶、俯仰周旋、而皆有意於

敎を知らざるに在り。然れども臣の考にては、其罪は民に在らずして、上の之を使ふ所以のもの、殊により未だ至極せざればなり、

且天子之所求於天下者何也、天下之人在家欲得其孝、而在國欲得其忠、兄弟欲其相與爲愛、而朋友欲其相與爲信、臨財欲其思廉、而患難欲其思義、此誠天子之所欲於天下者、古之聖人所欲而遂求之、求之以勢、而使之自至、是以天下爭爲其所求、以求稱其意、

段落　第三大段の第二小段なり、聖人は自然の勢を用ひて自ら風俗を善ならしむるを言ふ、

講說　且つ天子が天下の人に向つて求むる所のものは何事なるぞ、天下の人誰と云ふことなく、家に在ては孝にあらせたく、國に在ては忠に在らせたく、兄弟は互に愛を行はせたく、朋友は互に信を行はせたく、財利に臨んでは彼に廉節を思はせたく、患難には彼に義を思はせたし、以上は誠に天子が天下に欲する所のことなり、古の聖人は己の欲する所とし云へば遂に之を求むる次第なるが、之を求むるに勢を以てし、其目的たる事情をして自然に至らしむ、是を以て天下の人は爭うて天子の求むる所の事をなして天子の意に叶はんことを求むるなり、

文法　且天子之所求於天下者何也の句は一筆を掀けて下半篇を提起する所のものなり、○賴山陽云ふ、勢の字は至便之勢に頂し來る、是れ線索、

今有人、使人爲之牧其牛羊、將責之以其牛羊之肥、則因其肥瘠而制其利害、使夫牧者趨其所利而從之、則可以不勞而坐

信の行鄕黨に聞えて國人にまでも知れわたる者あるときは、何れも有司に登庸せらるゝことを得しめ、又秦の制に於ては武健壯勇にして敵の甲士を捕へ、若しくは其首を斬りたるものは、其賦役の免除に與ることを得しめ、上なる者には爵祿を以て之を優遇し、下なる者には其鄕里を支配することを得しむ、天下の人は其利の在る所を知て、爭うて之を爲すことなれば、尙ほ安んぞ其外の事を知らんや、

文法　沈德潛云ふ、上者云々は此使之然の實、

然周以之興、而秦以之亡、天下遂皆尤秦之不能、而不知秦之所以使天下者、亦無以異於周之所以使天下、何者至使之勢、所以奔走天下、萬世之所不易也、而特論其所以使之者何如焉耳』

段落　第二大段の第五小段なり、天下を使ふ所以は周秦同一なるを言ふ、

講說　然れども周は之を以て興り、秦は之を以て亡びたり、故に天下は遂に皆秦の不能を咎めて、秦の天下を使ふ所以が周の天下を使ふ所以に異ならざることをば知らざるなり、周と秦と同一なりとは如何にと云ふに、天下の人を或る方角に奔走せしむる所の至便の勢［奬勵法］は萬世の年月と雖も易へざる所なり、而して如何に之を使ふかと云ふが問題なるのみ、

文法　沈德潛云ふ、筆曲にして達す、〇賴山陽云ふ、周秦を把て、翻弄小結住をなす、

今者天下之患、實在於民昏而不知教、然臣以謂其罪不在於民、而上之所以使之者、或未至也』

段落　第三大段の第一小段なり、宋の弊は上が民を使ふ所以を失ふに在るを言ふ、

講說　今日に於ける天下の患は、人民が昏愚にして

上之人實使之然也、

段落　第二大段の第一小段なり、善を好むも戰を好むも、皆上の然らしむる所なるを言ふ、

講說　夫れ天下の人は盡く禮義の美なることを知る能はず、之と同時に亦奮て己が身を顧みずして、死傷の地に陷る能はず、然るに其能く此に至る所以は、上の人實に之をして然らしむるのみ、

然而閭巷之民、劫而從之、則可以與之僥倖於一時之功、而不可以望其久遠、而周秦之風俗、皆累世而不變、此不可不察其術也、

段落　第二大段の第三小段なり、周秦の俗の一時に成りしに非ざるを言ふ、

講說　然り而して閭巷の民は劫して吾が方針に從はしむるときは、之と一時の功を僥倖することを得べきも、其永遠に達することを望むべからず、然るに周秦の風俗は累世に及ぶも變せざりき、此の如く永久的なる理由に至ては、其如何なる術に由て然るやを察せざるべからず、

文法　賴山陽云ふ、此れ冒頭の議論反て此に置く、文法變ず、

蓋周之制、使天下之士、孝悌忠信、聞於鄕黨、而達於國人者、皆得以登於有司、而秦之法、使其武健壯勇、能斬捕甲首者、得以自復其役、上者優之以爵祿、而下者皆得役屬其鄕里、天下之人知其利之所在、則爭爲之、而尙安知其他、

段落　第二大段の第四小段なり、周秦の俗は上の奬勵に由るを論ず、

講說　蓋し周の制に於ては、天下の士にして孝弟忠

はざりき、

文法　故事を以て起る、

至於戰國、王道衰息、秦人驅其民而納之於畊耘戰鬥之中、天下翕然而從之、南畝之民、而皆爭爲干戈旗鼓之事、以首爭首、以力搏力、進則有死於戰、退則有死於將、其患無所不至、

段落　第一大段の第二小段なり、秦人の戰を好むことを叙す、

講說　戰國時代に至つては王道は衰へて中止の姿となり、秦人は其民を逐廻して之を耕作と戰爭との中に驅り入れたるが、天下は翕然として之に從ひ、南畝の民即ち農夫は爭うて干戈旗鼓の事をなし、我が首を以て敵の首を爭ひ、我が力を以て敵の力を搏ち、進むときは戰の爲に死し、退くときは將の爲に殺され、其患至らざる所なし、

注解　「南畝」詩經に云ふ我が覃耜を以て俶めて南畝をこと〻すと、「干戈旗鼓之事」交戰を謂ふ、

文法　茅鹿門云ふ、說き得て痛快、

夫周秦之間、其相去不數十百年、周之小民皆有好善之心、而秦人獨喜於戰攻、雖其死亡、而不肯以自存、臣竊知其故也、

段落　第一大段の第三小段なり、周秦の異を論ず、

講說　夫れ周と秦との間は相去ること數十年數百年とはならぬ程なり、斯く時代も格別の相違なきに周の小民は皆善を好むの心あるに、秦人に限つて戰攻を喜び、縱令死亡するまでも自ら生き殘らんとはせず、此の二者は臣竊に其理由を知れり、

夫天下之人、不能盡知禮義之美、而亦不能奮不自顧、以陷於死傷之地、其所以能至於此者、

さず、忽ち轉じ忽ち住して中權起頭を顧み一絲亂れず、

纂評

○沈德潛評　宋祖天下諸將の兵權を釋く、五代方鎭の亂に鑒むるあり、國に重兵なし、金人以て長驅して入るを得、二帝北狩蹕を旋さゞるを知らず矣、欒城逆め其變を料て之を籌す、燭照數計して龜とするものゝ如し、蘇氏父子の策、徽欽南渡の時、一々皆驗す、豈に猶ほ夫の唇吻を搖動し妄に事勢を計りて初より實效なきものゝ如くならんや、

民政策二

主意　古の孝弟忠信の科を復すべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「臣竊知其故也」に至るまでを第一大段となす、疑案なり、「夫天下之人」より「而特論其所以使之者何如焉耳」に至る迄を第二大段となす、決案なり、「且天子所求於天下者何也」より「是以若此不可却也」に至るまでを第三大段となす、之を求むる所以は之を使ふ所以と異なるを言ふ、「嗟夫欲求天下忠信孝弟之人」より篇尾に至るまでを第四大段となす、策を陳す、

三代之盛時、天下之人、自匹夫以上、莫不務自修潔、以求爲君子、父子相愛、兄弟相悅、孝弟忠信之美、發於士大夫之間、而下至於田畝、朝夕從事、終身而不厭、

段落　第一大段の第一小段なり、周人の善を好むを敍す、

講說　昔し夏殷周三代の盛なりし時、天下の人は匹夫より以上は骨折て自ら行を脩め、己を潔くして君子たることを求めざるものなく、父子は相愛し、兄弟は相悅び、孝弟忠信の美は士大夫の間に發して、下は田畝の百姓に及ぶまで、朝夕從事し身を終るまで厭

んとするに在り、

今夫欲人之成功、必先捐兵以與人、欲先捐兵以與人、則先事於擇將、擇將而得之、苟誠知其忠、雖捐天下以與之而無憂、而況數萬之兵哉、」

段落　第六大段の第二小段なり、將を擇んで之に兵を捐つべきを言ふ、

講説　今夫れ人に武功を成さしめんと欲せば、必ず兵を捐てゝ人に與へざるべからず、先づ兵を捐てゝ人に與へんと欲せば先づ將を擇ぶを事とす、將を擇んで之を得、苟も誠に其忠なることを知らば天下を捐てゝ之を與ふるとも何等の心配なし、而も況や僅に數萬の兵をや、

文法　沈德潛云ふ、一篇の主意、○賴山陽云ふ、雖捐天下與之の句愕くべし、其實捐兵の捐より來る、故に忽ち而況を以て一轉卽住す、忽ち轉し忽ち住す、總て力を費さず、

昔唐之亂、其爲變者、非其所命之將也、而皆其盜賊之人、所不得已而以爲將者、故夫將帥豈必盡疑其爲姦、要以無畏其擇之之勞、而遂以破天下之大利、蓋天下之患、夫豈必在此也、』

段落　第六大段の第三小段なり、將を擇ぶの勞を畏るゝときは大利を失ふべきを言ふ、

講説　昔し唐の時の亂に叛せしものは朝廷が任命せし所の將帥にあらず、而して皆盜賊の人をば已むを得ずして將となせし所のものなり、左れば彼の將帥は何として悉く皆姦人なりと疑ふべきに限らんや、要するに之を擇ぶの勞を畏るゝが爲に天下の大利を破ることなきのみなり、蓋し天下の患は豈に必ず此に在らんや、

文法　賴山陽云ふ、處置より議論に入る處亦力を費

所以杜天下之私恩、而破其私計、其意以爲足以變五代豪將之風、而非以爲後世之可長用也、故臣以爲當今之勢、不變其法、無以求成功、

段落　第五大段の第二小段なり、宋祖兵制の利を究むべからざるを言ふ、

講說　昔し唐季五代の法は、何と天下に大利なるものに非ざりしか、唯だ其利が已に盡きたるに其法を變ずるを知らず、之が爲に其法の害隨て生ぜしなり、故に我が宋の太祖太宗兩皇帝は、此法は永久に行ふべからずとて、其政を改革し、以て一事の安全を謀るの便宜となし給へり、凡そ此の如きは、何れも天下の私恩を杜ぎ天下の私計を破る所以なるが、其心の中にて考へられけるは、此法は以て五代の豪將の風を變ずるに足れども後世長く用ふべき法となすにはあらずと、故に臣の考には當今の勢は其法を變せざる以上成功を求むること出來難からんと、

文法　茅鹿門云ふ、坡公亦此論あり、○又云ふ申說一番、甚だ曲折、

且夫邀天下之大利、則心有所犯天下之危、欲享大利、而顧其全安、則事不可成、而方今之弊、在乎不欲有所搖撼、而徒得天下之利、不欲有所勞苦、而遂致天下之安、

段落　第六大段の第一小段なり、當時の弊は坐して利安を得んと欲するに在るを言ふ、

講說　且つ夫れ天下の大利を手に入れんとする以上は必ず天下の危險を犯す場合あり、然るに大利を享有せんと欲しながら其全く無事なることを掛念せば其事成るべからず、然るに方今の弊は、何等動搖する所あるを欲せずして只だ天下の利のみを得んと欲し勞苦する所あるを欲せずして遂に天下の無事を致さ

がら敢て改めざるわけは唐季と五代の禍を畏るゝが故なり、去れども臣は憚りながら左にあらずと思ふなり、

文法　賴山陽云ふ、莫敢仰視、忽ち一句を復し議論に入る、筆態掀翻、喜ぶべく、愕くべし、○又云ふ、然而云々、忽ち唐季五代に歸到す、力を費さず、極めて佳、極めて妙、

天下之事、有此利也、則必有此害、天下之無全利、是聖人之所不能、如之何也、而聖人之所能、要在不究其利、利未究、而變其法、使其害未至而事已遷、故能享天下之利、而不受其害、

段落　第五大段の第一小段なり、其利を究めずして其法を變ずべきを言ふ、

講說　天下の事は此と云ふ一の利あれば則ち必ず之に伴て害あるものなり、天下の何事も利ばかりと云ふものなきは自然の理なれば、聖人と雖も之を如何ともする能はず、聖人の力に叶ふことは、唯だ要する所、物事の利を極點まで究めざるに在り、利の未だ究まらざる中に其法を變じ、まだ其害の至らぬ先に其事を變らしむるが故に、能く天下の利を享けながら其害の方は受けずして濟むなり、

文法　茅鹿門云ふ、坡公亦此論あり、○沈德潛云ふ、其利を究むれば則ち害生ず、須く機先に於て轉移を圖るべし、○賴山陽云ふ、天下之事有此利也、提し得て英發、其實は臣竊以爲不然の句に頂し來る、是れ頂是れ提、讀者唯だ其暢快を覺ゆるのみ、

昔唐季五代之法、豈不大利於世、惟其利已盡而不知變、是以其害隨之而生、故我太祖太宗以爲不可以長久、而改易其政、以便一時之安、爲將者、去其兵權、而爲兵者、使不知將、凡此皆

愉快となせばなり、

文法　頼山陽云ふ、作者の意、其利を言ふを主とす、故に方其不爲亂也は轉じ得て敏捷、讀む者覺知せず、○又云ふ、兵安其將而樂爲用命は是れ一篇の主意、而して此處一見、四面襯貼、此句文品を見るべく、文力を見るべし、

然今世之人、遂以其亂爲戒、而不收其功、舉天下之兵數百萬人、而不立素將、將兵者無腹心親愛之兵、而士卒亦無附着而欲爲之效命者、故命將之日、士卒不知其何人、皆莫敢仰視其面、夫莫敢仰視、是禍之本也、此其爲禍、非有脇從駢起之殃、緩則畏而怨之、而有急則無不忍之意、此二者用兵之深忌、而當今之人、蓋亦已知之矣、然而不敢改者、畏唐季五代之禍也、而臣竊以爲不然、』

段落　第四大段なり、

講説　然れども今世の人は遂に五代の亂を以て戒となして、五代兵制の効果を收めず、天下の兵數百萬人を舉げて平素の將を立てず、卽ち兵に將たる者は己が腹心となして親愛するの兵なくして、士卒の方も其將に附着して之が爲に生命を差出さんとする者なし、故に將軍を任命するの日、士卒は其何人なるやを知らずして敢て仰ぎ視るものなし、敢て仰ぎ視るものなきことは是れ禍の本なり、此く云ふ禍の性質は將軍の脅迫に因て之に從ひ一齊に叛亂などを起す所の禍にはあらず、平穩の日は其將を畏れて之を怨み、而して急場に際しては背いては濟まぬと云ふ心なし此の二つのものは用ふる上に於て深く忌む所なるが當今の人も蓋し已に之を知り居るなり、之を知りな

姓、故當其時、軍旅之士、各知其將、而不識天子之惠、君有所令不從、而聽其將之所爲、雖有大姦不義、而無所違拒、故其亂也、姦臣擅命、擁兵而不可制。』

段落　第三大段の第一小段なり、五代の失を論ず、

講説　昔し唐の季より引續き五代の亂は果して何如なる點に在りしや、海內の兵は各其受持の將軍に附屬し、大なるものは數十萬人、小なるものも數萬人に下らず、撫でいたはり、育て養ひ、立派なる衣服を着せ、十分なる食物を給し、彼等と甘苦を同うし、彼等の好き嫌に從ひ、甚しきに至ては、兵士を養て己が子となして之に與ふるに其姓を以てせり、故に此時に當ては軍隊の兵士は各自分自分の將を知るも天子の恩惠を識らず、君主の令する所に服從せずして其將の命のみに從ひ、而して將の爲す所は大姦不義のことあるも、之に違背し反抗するものなし、故に其亂るゝや、姦臣は權を擅にし、兵士を擁して制することと叶ひ難し、

注解　「養以爲子」李克用が李嗣源を養ひしことを言ふ、

而方其不爲亂也、所攻而必降、所守而必固、良將勁兵徧於天下、其所摧敗破滅、足以上快天子鬱鬱之心、而外抗敵國竊發之難、何者兵安其將、而樂爲用命也。』

段落　第三大段の第二小段なり、五代の得を言ふ、

講説　併し其亂を爲さゞる場合に於ては（大なる利益あり即ち）攻むる所として必ず降り、守る所として必ず固く、良將勁兵天下に遍く、其打破り打亡ぼす所、上は天子の鬱々たる心を快くするに足り、外は敵國の急激に發したる侵擊に抗するに足る、何となれば兵は己が將軍に安んじて其命令に從ふことを以て

る其禍は反て宦官に起れり、此れに由て之を觀るときは天下の患は之を防ぎたる所何處にあるや（少しも防ぎたる甲斐あらざるなり）、

注解　「朝廷之强臣」王莽を指す、

文法　茅鹿門云ふ、此の論長公の策問「漢之事六變」より來る、而して子由其二を撮す○賴山陽云ふ、處置を言はず、獨り其弊の起沒を言ふ、髓を得たり、又詞句を費さず○又云ふ由此觀之の幾句住着、亦力を費さず、譬喩を以て之を補ふ、

人之將死也、或病於太勞、或病於飲酒、天下之人、見其死於此也、而曰必無勞力與飲酒、則是不亦拘而害事乎、彼其死也、必有以啓之、是以勞力而能爲災、飲酒而能爲病、而天下之人豈必皆死於此、

段落　第二大段の第二小段なり、譬喩、

講說　人の將に死せんとするや、或は過勞より病氣となり、飮酒より病氣となりしものあり、天下の人彼が此の病氣の爲に死せしを見る所より必ず勞力してはならぬ、之と共に酒を飮みてはならぬと曰へば、何と拘はり過ぎて害とならずや、彼れ病人の死せしは必ず之が原因をなせるものあり、其原因あるが故に力を勞すれば其れが災となり、酒を飮めば其れが病をなすなり、而して天下の人、何として過勞と飮酒との爲に死するものと定まらんや、

文法　賴山陽云ふ、一喩正意に歸到せず、直ちに題に入る、是等の處、空に駕し手を省く處、蘇家の祕訣なり、

昔唐季五代之亂、果何在也、海內之兵、各隷其將、大者數十萬人、而小者不下數萬、撫循鞠養、美衣豐食、同其甘苦、而順其好惡、甚者養以爲子、而授之以其

也、而鋭意於外、以忘其中、是以禍生於無常、而變起於不測、莫能救也、』

段落　第一大段の第二小段なり、患を去るべき道を失ふを論ず、

講説　世に淺はかなる人間あつて、患が東に生ずることを見る所よりして力を東の方に盡して西の方をば打忘れ、患の外部に起ることを見る所より意を外面に鋭敏にして其内部をば打忘る、之がため禍は不定の場合に生じて變は測られざる事情に發し、救ふこと出來ざるなり、

昔者西漢之禍、當文景之世、天下莫不以爲必起於諸侯之太强也、然至武帝之世、七國之餘、日以漸衰、天下坦然、四顧以爲無虞、而陵夷至於元成之間、朝廷之强臣、實制其命、而漢以不祀、世祖顯宗既平天下、以爲世之所患、莫不在乎朝廷之强臣、矣、而東漢之亡、其禍乃起於宦官、由此觀之、則天下之患、安在其防之哉、』

段落　第二大段の第一小段なり、故事、

講説　昔し西漢の禍は、文帝景帝の世に當り、天下の人は必ず諸侯の過强なるより起るべしと考へざるものなかりき、然れども武帝の世に當りては七國の後は日々段々と衰へ、天下は坦然として平なりしかば、四方を顧みて最早氣に掛ることなしと思ひたり、然るに世は次第に降坂となり、元帝、成帝の間に至り、朝廷の强臣は實に國家の政令を支配し、斯くて漢の祀は絶ゆることとなりぬ、後漢の世祖顯宗は天下を平げし後、思ふやう、世に患となす所のものは朝廷の强臣に在らざるなしと、然る處、何ぞ圖らん東漢の亡びた

惟だ朝廷重臣なければ則ち權臣の勢成る矣、蓋し重臣は一も合はざるあれば則ち身を引て退く、權臣たる者、務めて先づ委曲承順、國柄を把持するに至り、然る後惟だ我が爲さんと欲する所、而して君亦如何ともすべからざるの勢に處る、此れ莽操の禍由て熾なる所なり、文中痛切之を言ふ、豫め李忠定、汪黄の事を知るものゝ如し、

臣事策四

主意　將を擇んで權を付すべしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段となす、篇首より「莫能救也」に至るまでを第一大段となす、綱領を揭ぐ、「昔者西漢之禍」より「豈必皆死於此」に至るまでを第二大段となす、禍變の無常不測を證す、「昔唐季五代之亂」より「而樂爲用命也」に至るまでを第三大段となす、五代に於ける得失を論ず、「然今世人」より「而臣竊以爲不然也」に至るまでを第四大段となす宋の弊を論ず、「天下之事」より「無以求成功」に至るまでを第五大段となす、太祖の制は五代の弊を救ふ所以なるを論ず、「且夫邀天下之大利者」より篇尾に至るまでを第六大段となす、處置を陳ぶ、

天下之患無二常處一也、惟見三天下之患二而去レ之、就二其所一レ安而從レ之、則可二久而無一レ憂、

段落　第一大段の第一小段なり、患の常處なきに處する所以を言ふ、

講說　天下の患は是ぞときまつたる場處なければこそ、惟だ天下の患を見て之を去り、其安んずる所に就て之に從はゞ久しを經るも憂なかるべし、

文法　起手簡勁直截にして全篇を壓するに足る、大佳、此篇を讀む、其力を費さゞる處を看るを要す、

有二賤丈夫一見三其生二於東一也、而盡二力於東一、以忘二其西一、見三其起二於外一

寛大にし、大臣をして守る所あるを得て法に奪はれざるやうに爲すに若くはなし、

文法　賴山陽云ふ、末に臨んで別に一意を抽き出だし結處の導引となす、然れども其實、前面の意中より來れるなり、

昔申屠嘉爲丞相、至召天子之倖臣鄧通、立之堂下、而詰責其過、是時通幾至於死而不救、天子知之、亦不以爲怪、而申屠嘉、亦卒非漢之權臣、由此觀之、重臣何損於天下哉、』

段落　第六大段の第二小段なり、史實を引き重臣の害なきを言ふ、

講說　昔し申屠嘉宰相となり天子の愛臣なる鄧通を召し之を堂下に立てゝ其過を詰責するに至れり、此の時は通は殆んど死して救はれざる程なりき、而して天子は之を知るも別段珍事ともせられず、而るに此申屠嘉は亦究竟するに漢の權臣にあらず、此に由て之を觀るときは重臣も天下に取て何の損あらんや、

文法　陶石簣云ふ、始め國の一日も重臣なかるべからざるを言ひ、後に重臣なければ則ち以て非常の變に備ふるなきを言ふ、始め人君當に重臣を別つべきを言ひ、後に宜しく以て重臣の威を養ふあるべきを言ふ、皆是れ一步を逼進し淺より深に入るの法、○賴山陽云ふ、蘇家の議論をなす、每に最尾に於て一故事を引き證となし、勢を趁うて結となす、其傳家の訣なり、此文而の字を以て一轉し非の字を以て之を決す、筆力最も奇敏、○又云ふ前面權臣を帶說し、以後數十行、總べて權臣の二字を見ず、結處に至り忽ち之を見る、仍は重臣の句を以て尾を掉ふ最も妙、

纂　評

○沈德潛評　儲同人云ふ、天下を治むる重臣を養ふに在り、重臣を養ふは其法を寬にするに在り、當時、韓、富、數公の如き重臣と謂ふべし矣、子由其時に生れ、目、其效を見る、故に之を言ふ親切味ある此の如し、

畏忌、而緩急之間、能有所堅忍持重而不可奪者。竊觀方今四海無變、非常之事、宜其息而不作、然及今日而慮之、則可以無異日之患、不然者、誰能知其果無有也、而不爲之計哉、』

段落　第五大段なり、

講說　臣愚憚ながら考ふる所、凡そ天下を治むるには其重臣の威を養ひ天下百官をして畏れ憚る所あると共に、一大事の場合に能く堅忍持重して奪ふべからざる所あらしむべし、竊かに觀る所、方今四海の內何等の變なく、非常の事は打斷えて起らざる筈なり、然れども今日此の如く安泰なる時の間に之を慮るときは他日の心配なかるべし、左もなくば誰か能く他日事變のあることなきを知るべき、然るに之が計をなさゞらんや、

抑臣聞之、今世之弊、在於法禁太密、一擧足不如律令、法吏且以爲言、而不問其意之所屬、是以雖天子之大臣、亦安敢有所爲於法律之外、以安天下之大事、故爲天子之計、莫若寬其法、使大臣得有所守、而不爲法之所奪、』

段落　第六大段の第一小段なり、大臣の爲に法を寬くすべきを言ふ、

講說　抑、臣の聞く所によれば、今世の弊は法禁の綿密に過ぎたるに在り、一たび足を擧げて律令の如くならざれば法吏は兎角喧く言ひ立てゝ其動機卽ち意志の屬する所を知らず、是を以て天子の大臣と雖も何として法律の外に爲す所あつて天下の大事を安んぜんや、故に天子の爲に計るときは少しく其法を

又使天下極其所往、而剪滅其迹、當此之時、苟有重臣出身而當之、擁護太子、以待上意之少解、徐發其所蔽、而開其所怒、則父子之際、尙可得而全也、惟無重臣、故天下皆知之而不敢言、

段落 第四大段の第三小段なり、史實を引て重臣の禍を救ふべきを言ふ、

講說 昔し衞太子が兵を聚めて江充を誅するや、武帝は大に怒り兵を發して之を京師に攻めしめたる結果、丞相と太子は相與に交戰に及び、太子は勝たずして逃走するに至る、又天下をして太子の往く先を追詰めて其迹を絕やさしめたることあり、此時に方り苟も重臣あつて身を拔き出でゝ時局に當り、太子を擁護して武帝の心持の少しく解くるを待ち、其本心の邪魔を取去り、其怒を開きしならば、父子の間柄は尙ほ全うすることを得べかりしなり、惟だ重臣なかりしばかりにて、天下の人は太子の寃罪なることを知りしも敢て言はざりき、

注解 「衞太子」漢の武帝の子なり、此時宮人は災厄を拂はんが爲に偶人を土中に埋めて呪をなしゝに、讒者あつて天子を詛ふなりと云ふ、武帝江充に命じて審理せしめたる處、充は太子の宮を掘り木偶人を得ると、尤も多しと云ふ、太子充を捕へて之を殺す、武帝益す怒り、丞相劉屈氂に命じ兵を發して太子と戰はしむ、死するもの數萬、衞皇后自殺し、太子逃れ遂に湖に至て自殺す、謚して戾太子と曰ふ、此れ謂はゆる巫蠱の亂なり、

文法 高梅亭云ふ、此段古の父子の非常の變を擧げ以て重臣なかるべからざるの論となす、後、重臣宜しく養ふべきに歸到し、全く側注の勢を用ふ、是れ通篇の主局○賴山陽云ふ、此の一事を引證す、乃ち生色あり、

臣愚以爲凡爲天下、宜有以養其重臣之威、使天下百官有所

の大事を言ふものなきの弊を擧ぐ、

講說　且つ今天下に重臣なしと假定せよ、其結果朝廷の事は唯だ天子の爲すまゝにして其可否を言ふ人なく、縱令天子に諫言を納るゝの明あるも、百官は畏れ戰き、自分に平生尊重の勢なきことゆゑ誰か肯て忌諱に觸れ罪過を冒して天下の爲に議論するものあらんや、惟だその僅なる得失の場合には上書して口喧く意見を立てゝ憚る所なきも、國家の大事即ち安危存亡の繫る所に至ては舌を卷て逃げ出さんとす、誰か敢て發言して禍を受くるものあらんや、此れ人主の大患とする所なり嘆しき次第かな、

後之君徒見天下之權臣、出入唯唯、以爲有禮、而不知此乃所以潛潰其國、徒見天下之重臣、剛毅果敢、喜逆其意、則以爲不遜、而不知有社稷之慮、二者淆亂於心、而不能辨其邪正、是以喪亂相仍而不悟、何足傷也、

段落　第四大段の第二小段なり、後世の君、重臣と權臣とを混同するを言ふ、

講說　後世の君は徒に天下の權臣が出づるときも入るときも唯々諾々として君主の意志に從ふを見て禮ありと思ひ、此の如き態度こそ冥々の中に其國を壞すものなることを知らず、徒に天下の重臣が剛毅と心强く、果敢と押强く、兎角己が心に反對するを見て無禮なりとし、彼が社稷を慮るの心あることを知らず、權臣と重臣との二者常々心中に入り亂れて混合し、其邪正を辨ずること能はず、之が爲め喪亂引續きて尙ほ氣付くことなし、何ぞ慨嘆するに足らんや、

文法　賴山陽云ふ、重臣を說く處、又忽ち權臣を帶說し、客を借り主を形し、前文に照應す、篇法の疎脫ならざるを見る、

昔者衞太子聚兵、以誅江充、武帝震怒、發兵而攻之京師、至使丞相太子相與交戰、不勝而走、

之畏己也、故各因其行事、而觀其意之所在、則天下誰可欺者、臣故曰、爲天下安可一日無重臣也、』

段落　第三大段の第二小段なり、重臣の重んずべきを論ず、

講説　何となれば重臣其物は天下の己に歸して勢力を得ることを要せず、而して權臣其物は又天子の己を畏るゝことを務むる必要なし、故に各其行ふ所の事に因て其意旨の存する所を觀るときは、天下何人か欺くべきものあらん、誰も彼も重臣は君をして畏れしむるも忠義の心より出で、權臣は天下をして己に歸せしむるも私曲の心より出づるものなるを知るなり、「臣は是の故に天下を治むるに何とて一日も重臣なかるべけんやと曰ふなり、

文法　沈德潛云ふ、重きを重臣に歸す、○賴山陽云ふ前面一正一反、輕重なきに似たり、此に至り重きを重臣の一邊に側す、天下安可一日無重臣也は倒挽の筆を用ふる佳絶、且今云々は此に頂して重説す、益す側重の意を見る、○天下一日云々は篇首に應ず、○此一小段は第二第三の兩段を結び、而して重きを重臣に歸する處は主客輕重の別を見る、

且今使天下而無重臣、則朝廷之事、惟天子之所爲、而無所可否、雖天子有納諫之明、而百官畏懼戰慄、無平昔尊重之勢、誰肯觸忌諱、冒罪戾、而爲天下言者、惟其小小得失之際、乃敢上章讙譁而無所憚、至於國之大事、安危存亡之所繫、則將卷舌而去、誰敢發而受其禍、此人主之所大患也、悲夫、』

段落　第四大段の第一小段なり、重臣なきときは國

可以必争、争之不能、而其事有所必不可聽、則專行而不顧、待其成敗之迹著、則上之心將釋然而自解、其在朝廷之中、天子爲之蹴然而有所畏、士大夫不敢安肆怠惰於其側、爵祿慶賞、已得以議其可否、而不求以爲己之私惠、刀鋸斧鉞、已得以參其輕重、而不求以爲己之私勢、要以使天子有所不可必爲、而群下有所震懼、而己不與其利、

段落　第三大段の第一小段なり、重臣の無私を論ず、

講説　重臣に至ては左にあらず、君の爲す所に不可なるものあるときは其れをば必ず争ふなり、之を争うて君の意を翻へすこと能はず、去りとて其事體は如何にしても君主の爲す儘に爲し難きものあるときは、重臣たるもの専斷を行ひて頓着せず、斯くて其成功するか失敗するかの結果を待つ、斯くすれば君主の心も釋然と蟠なくして解けんとす、彼朝廷の中に在るや、天子も敬ひ給ひて畏るゝ所あり、士大夫も彼の側に於ては敢て行儀を崩し或は怠惰せず、爵祿慶賞は己れ之を與ふるの可否を議するの權能あれども是をば己の私恩となすを求めず、刀鋸斧鉞は己れ其輕重を定むるに參するの權能あれども是をば己の私の勢力となすを求めず、要するに天子をして必ず爲すべからざる所あらしめ、群下をして震懼する所あらしむるのみ、自分は其利益に關係せず、

注解　「蹴然」謹敬の貌、「己不與其利」暗に韓琦富弼等を指す、

文法　茅鹿門云ふ、曲にして透る、

何者爲重臣者、不待天下之歸己、而爲權臣者、亦無所事天子

ゆる明にし難きなり、

今夫權臣之所爲者、重臣之所切齒、而重臣之所取者、權臣之所不顧也、將爲權臣耶、必將內悅其君之心、委曲聽順、而無所違戾、外竊其生殺予奪之柄、黜陟天下、以見己之權、而沒其君之威惠、內能使其君歡愛悅懌、無所不順、而安爲之上、外能使其公卿大夫、百官庶吏、無所不歸命、而爲之腹心、上愛下順、合而爲一、然後權臣之勢、遂成而不可拔』

段落　第二大段なり、

講說　今夫れ權臣の爲す所は重臣の齒嚙をなす所にて、又重臣の取り行ふ所は權臣の顧みざる所なり、若し權臣たらんとせば、是非とも內に於ては其君の心を滿足せしめ、何に付け彼に付け君の仰せ通りに從つて違背することなく、外は人を生したり殺したり祿位を與へたり奪ひたりする柄を竊み、天下の人を或は黜け或は陟せて己の權力を示して、君の威光恩惠を沒し、內は能く其君をして思召厚く機嫌宜しくして己の言ふ所に順はざることなく、君主の地位に安心せしめ、外は能く公卿大夫百官庶吏をして己の命に歸せざるものなく、先を爭うて己の腹心たらしめ、君主の愛顧と臣下の順從と合して一となり、此の如くにして權臣の勢、遂に成立して拔くこと叶はざるに至る、

文法　沈德潛云ふ、歷代の權奸、此の一段に盡く、○又云ふ、暗に汪伯彥黃潛善を指す、○高梅亭云ふ、此段は所爲之不類を承け、極力剖別、合あり、分あり、先平にして後側、

至於重臣、則不然、君有所爲、不

のあり、此の二つのものは其外形似寄る所あるがため其性質を判明し難し、

文法　權臣は客、重臣は主、

天下之人、知レ惡二夫權臣之專一、而世之重臣、亦遂不レ容二於其間一、

段落　第一大段の第二小段なり、重臣の誤解せらるゝことを言ふ、

講說　世の中の人は彼の權臣の專橫なることを惡むを知る、是は然ることながら、重臣と權臣と外形の同じき所あり、世の重臣も亦權臣と均しく世人に容れられずして惡まるゝなり、

夫權臣者天下不レ可二一日而有一、而重臣者、天下不レ可二一日而無一也、

段落　第一大段の第三小段なり、權臣と重臣と天下に於ける利害の正反對なるを言ふ、

講說　夫れ權臣は天下より視て一日にても有るべからざるもの、而し重臣は天下より視て一日も無かるべからざるものなり、

天下徒見二其外一、而不レ察二其中一、見三其皆侵二天子之權一、而不レ察二其所一レ爲、之不レ類、是以擧皆嫉レ之、而無レ所レ喜、此亦已太過也、

段落　第一大段の第四小段なり、世人の區別せざるを論ず、

講說　世の中の人は其外面を見たるばかりにて、其內實を察せず、彼等何れも天子の權力に立入るを見たるばかりにて其爲す所の忠邪公私の均しからざるを察せず、之が結果として世を擧げて此の二つの者を一樣に嫉みて面白く思はざることは亦非常に過てる次第なり、

文法　茅鹿門云ふ、相形す、○賴山陽云ふ、是以擧皆の數句は謂はゆる太熟厭ふべき所○其外と云ひ侵天子之權と云ふ、卽前に謂はゆる其迹相近なり、不察其中と云ひ不察其所爲之不類と云ふ、卽ち前に謂はゆ

叛く、明季内重、故に奸高權を擅にす、潯尋士寇横起以て其周を亡ぼすに至る、亦豈に止だ唐を論ぜんや、

○沈徳潛評　府兵の制、内外輕重相制し相維ぐ、周秦の利あり、周秦の弊なし、歴代の最善たり、後の禍敗、府兵を廢して外偏重なるに在り、立法の初、即ち釁あるにあらざるなり、前に古今の大勢を通論し、而して唐制の得るあり、失ふなき自ら見はる、此卓識を具へ自ら能く發して高文をなす、

○賴山陽評　古今天下の大勢を論ずるもの賈生治安第一策以下、世々に出でず、柳州封建論、老蘇審敵に至ては結構布置猶ほ典刑あり、此論却て數子法外に於て一往明暢流易の文をなす尤も初學に益あり、大文字を作るもの當に此等より悟入すべし、

卷二十六（蘇轍著）

臣事策一

主意　重臣は天下一日も無かるべからざるが故に宜しく之を養ふべしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段となす、篇首より「此亦已太過也」に至るまでを第一大段となす、重臣と權臣とを同視するの不可を論ず、「今夫權臣之所爲者」より「遂成而不可拔」に至るまでを第二大段となす、權臣の有るべからざる所以を論ず、「至於重臣則不然」より「安可一日無重臣」に至るまでを第三大段となす、重臣の無かるべからざる所以を論ず、「且今使天下而無重臣」より「故天下皆知之而不敢言」に至るまでを第四大段となす、重臣なきの害を論ず、「臣愚以爲凡爲天下」より「而不爲之計哉」に至るまでを第五大段となす、宜しく重臣を養ふべきを論ず、「抑臣聞之」より篇尾に至るまでを第六大段となす、重臣を養ふの方法を論ず、

天下有權臣有重臣二者其迹相近而難明。

段落　第一大段の第一小段なり、權臣と重臣と混同し易きを言ふ、

講說　天下に權臣と云ふものあり、又重臣と云ふも

朱溫之兵、以誅宦官去天下之監軍、而無一人敢與抗者、由此觀之、唐之衰、其弊在於外重、而外重之弊、起於府兵之在外、非所謂制之失、而後世之不用也、

段落　第五大段なり、唐制の末弊を論ず、

講説　夫れ天下を論じ、其勝敗の形を論じて其法制の得失を定めんとするときは、其勝敗する源因の點を窮むるに若かず、蓋し天寶の際、府の兵四方に出で、范陽に集合し、而して德宗の世には禁衞の兵皆趙魏を戍れり、是を以て安祿山朱泚等は京師に至ることを得て之を止むること出來ず、一亂にて散々となり、而して天下は卒に無事の歲なかりき、但し內の强臣に李輔國、程元振、王守澄、仇士良の徒ありしと雖も、而も卒に唐の命を制する能はず、僅に王涯を誅し賈餗を殺し、自ら威四方に震へりと心得ぬ、然れども劉從諫之が爲に一言したれば震ひ恐れて自ら取り束ね敢て復た放縱をなさず、其後崔昌遐は朱溫の兵に倚て宦官を誅し天下の監軍を去るも一人も敢て抗するものなかりき、此に由て之を觀れば唐の衰へたるは其弊外の重かりしにあり、而して此外重の弊は府兵の外に在るより起れり、謂はゆる制度の失にあらずして後世其制度を用ひざりし結果なり、

注解　「開元」玄宗の年號、「天寶」同上、「崔昌遐云々」崔胤奏す、宦官の兵を典り政に預り、國家を傾危す、其根を剪らずんば禍終に已まずと、悉く內の諸司を罷め、諸軍監軍を闕下に召還す、朱全忠遂に兵を以て宦官を驅り盡く之を殺す、寃號の聲、內外に徹す、

文法　賴山陽云ふ、以上其由る所を窮む、勝敗以下筆を趁うて外重の利を證し、遙に前面秦の弊を說く處に應ず、手法甚だ奇敏、○沈德潛云ふ、言ふ唐の禍敗府兵の外に在て內輕きに由る、府兵の制失あるにあらざるなり、

纂評

○唐荊川評　深く利害を究む、是れ大文字、

○高梅亭評　唐宋外重の如き藩鎭の患あるに因る、宋世內重、奸檜の禍に因る、明初外重、故に藩王屢ば

はざりき、周秦の利あつて周秦の害なく、形は抑へ勢は止め、内にしては大臣敢て變をなさず、外にしては將軍匹夫敢て亂をなさゞる未だ唐制の得るが如きものあらざるなり、

文法　賴山陽云ふ、前面周秦を説く處、實に客を借りて主を形す、故に主に入る處、前に視れば較や短にして其短を覺えず、

而天下之士、不究利害之本末、猥以成敗之遺蹤、而論計之得失、徒見開元之後、强兵悍將皆爲天下之大患、而遂以太宗之制、爲猖狂不審之計、

段落　第四大段の第五小段なり、後の弊を以て前の大計を非とするの不可なるを言ふ、

講說　然るに天下の士は利害の本と末とを推究せずして猥に成敗の跡を以て計の得失を論じ、開元の後强兵悍將が何れも天下の大患なりしを見て、遂に唐の太宗の制を以て無法にして利害を明にせざる所の計となす、

夫論天下、論其勝敗之形、以定其法制之得失、則不若窮其所由勝敗之處、蓋天寶之際、府兵四出、萃於范陽、而德宗之世、禁兵皆戍趙魏、是以祿山、朱泚、得至於京師、而莫之能禁、一亂塗地、終於昭宗、而天下卒無寧歲、內之强臣、雖有輔國、元振、守澄、士良之徒、而卒不能制唐之命、誅王涯、殺賈餗、自以爲威震四方、然劉從諫爲之一言而震慴自斂、不敢復肆、其後崔昌遐倚

故外之節度有周之諸侯外重之勢、而易置、從命、得以擇其賢不肖之才、是以人君無征伐之勞、而天下無世臣暴虐之患、內之府兵有秦之關中內重之勢、而左右謹飭、莫敢爲不義之行、是以上無逼奪之危、下無誅絕之禍、

段落　第四大段の第三小段なり、周秦の弊なくして其利あるを言ふ、

講說　故に外の節度は周の諸侯の外重の勢あるも、朝廷が更迭を行へば其命に服從するが故に朝廷は其賢不肖次第に之が才を擇ぶことを得、之が爲に人君は征伐の勞なくして天下は世襲の臣の暴虐の患なし又內の府兵は秦の關中の內重の勢あるも、左右の臣謹戒して敢て不義の行をなすものなし、是を以て上より言へば下より逼まられ奪はるゝの患なく、下より言へば上より誅滅せらるゝの禍なし、

文法　杜牧之の戰守二論、原十六衞、新唐書兵志、倶に此の通暢明盡に遜るに似たり、

蓋周之諸侯、內無府兵之威、故陷於逆亂、而不能以自止、秦之關中、外無節度之援、故脅於大臣、而不能以自立、有周秦之利、而無周秦之害、形格勢禁、內之不敢爲變、而外之不敢爲亂、未有如唐制之得者也、

段落　第四大段の第四小段なり、周秦の弊ある所以を擧げて唐制の善を示す、

講說　蓋し周の諸侯は內に府兵の威なかりしが故に逆亂に陷て自ら止むる能はず、秦の關中は外に節度の援なかりしが故に大臣に脅されて自ら立つこと能

文法　頼山陽云ふ、此段眞個内外を總收し、唐制内外兩重の張本となす、

昔唐太宗既平天下、分四方之地、盡以沿邊爲節度府、而范陽朔方之軍、皆帶甲十萬、上足以制夷狄之難、下足以備匹夫之亂、内足以禁大臣之變、而將帥之臣、常不至於叛者、内有重兵之勢、以預制之也、

段落　第四大段の第一小段なり、外重は内に之を制する力あるを言ふ、

講説　昔し唐の太宗は天下を平げたる後四方の地を分ち、盡く邊陲に沿へる場處を以て節度府となせしが、范陽朔方の軍は、何れも甲冑の武士十萬あり、上は以て夷狄の難を制するに足り、下は以て匹夫の動亂に備ふるに足り、内は以て大臣の逆圖を抑ふるに足る、此の如き勢力あるに拘はらず、將帥の臣が常に叛するに至らざるものは、内に重兵の勢あつて豫め之を制するに足ればなり、

貞觀之際、天下之兵、八百餘府、而在關中者五百、擧天下之衆、而後能當關中之半、然而朝廷之臣、亦不至於乘間釁以邀大利者、外有節度之權、以破其心也、

段落　第四大段の第二小段なり、内重は外に之を制する力あるを言ふ、

講説　貞觀の際、天下の兵は凡て八百餘府にして關中に在るもの五百、天下の多數を擧げて後能く關中の半に當る、此の如くなるに拘はらず、朝廷の臣も亦間隙に乘じて大利を求むるに至らざるものは、外に節度使の權あつて其野心を破るが故なり、

臣則不足以鎮之也、而後世之君乃欲去其爪牙、翦其股肱、而責其成功亦已過矣』

段落　第三大段の第二小段なり、外重を忌むの不可なるを論ず、

講説　且つ夫れ天子の天下に於ける、婦人や小兒が己の持てる所の物を愛するやうなものに非ず、天下を得たりとて謹んで之を守り、人に土地を分つに忍びざるは、是れ匹夫の謂はゆる智なり、而も其成し遂げざるわけは、分配せぬと云ふことより起らざることなきを知らず、故に聖人が大に天下を定めんとするに當ては、外に於ける權力ある臣下なきときは天下を鎮するに足らざるなり、然るに後世の君は其爪牙たる士卒を去り、其股肱たる部將を翦り、無勢力ならしめて之に成功を責めんとするは亦間違ひたる次第なり、

文法　沈德潛云ふ、大意は外を重んずるに在り、此に至て方に顯はる○賴山陽云ふ、唐初の制内外兩重、其外重に至るもの後人善く其法を守らざるの致す所、宋の大祖枉を矯めて直に過ぎ、其内を偏重す、是れ子由平生憂ふる所、故に喩するに婦人孺子を以てし極めて其不可を論ず、

夫天下之勢、内無重、則無以服外之强臣、外無重則無以服内之大臣、而絶姦民之心、此二者、其勢相持而後成、而不可一輕者也』

段落　第三大段の第三小段なり、内外の一を輕くすべからざるを論ず、

講説　夫れ天下の勢は内が重からざるときは外に在るの强臣を服すること叶はず、外が重からざるときは内に在るの大臣を服することの叶はざると共に、奸民の野心を絶つこと叶はず、此の二つのものは其勢互に持合て成るものなれば其一をば輕んずべからざるなり、

しかば、四方微弱にして最早亂をなさず、而るに朝廷の權臣や山林の匹夫や、常に天下の大患をなせり、

文法　沈德潛云ふ、數代間亦外重の禍あり、八王の亂最も其較著なるもの、作者の意、內重の弊を說くに在り、故に輕々說過、直ちに朝廷權臣山林匹夫に至て大聲暢言す、

此數君者、其所以制其內外輕重之際皆有以自取其亂、而莫之或知也』

段落　第二大段の第六小段なり、亂の源因は其初制に在るを斷ず、

講說　以上の數君は其內外の輕重を如何にすべきかを定むるの際、何れも他日の禍禮を招くべき筋ありしに、之をば知ることなかりしなり、

夫天下之重、在內則爲內憂、在外則爲外患、而秦漢之間、不求其勢之本末、而更相懲戒、以就一偏之利、故其禍循環無窮而不可解也』

段落　第三大段の第一小段なり、內外重の一方に偏するの不可なるを論ず、

講說　夫れ天下の重力は內に在るときは內憂となり外に在るときは外患となる、然るに秦漢の間、其勢の孰れが本なるや孰れが末なるやを考へずして、互ひ違ひに懲戒し內とか外とか一方に偏したる利に就けり故に其禍は循環果てしなくして解きほごすこと出來ざりしなり、

且夫天子之於天下、非如婦人孺子之愛其所有也、得天下而謹守之、不忍以分於人、是匹夫之所謂智也、而不知其無成者、未始不自不分始、故夫聖人將有所大定於天下、非外之有權

廣の二人大呼兵を起して、郡縣の官吏等之を熟視するのみにて逃奔し、敢て咎め立てする者なかりき、趙高は權を內に擅にし、頤を以て人を差圖し、己の意志の如くならざるなく、李斯は宰相なりしも五刑を備へられて道路に死し、其子の李由は三川を守り山河の險固なる土地を擁しながら敢て爭はんともせざりき、此の二患は何れも外權が足らずして內を制するものなきより始まれるなり、

文法　極めて內重の弊を言ひ、預め結尾の伏案となす、

至於漢興、懲秦孤立之弊、乃大封侯王、而高帝之世、反者九起、其遺孽餘烈、至於文景、爲淮南濟北、吳楚之亂、

段落　第二大段の第三小段なり、漢初の外重を論ず、

講說　漢の興るに至り、秦の朝廷の孤立して亡びたるの弊に懲り、因て大に侯王を封ぜり、然るに高祖の世には反亂の起りしこと九回、此等反徒の餘孽遺烈は文帝景帝の時代に至て淮南濟北吳楚の亂となれり、

於是武帝分裂諸侯、以懲大國之禍、而其後百年之間、王莽遂得以奮其志於天下、而劉氏之子孫、無復齟齬、

段落　第二大段の第四小段なり、漢末の內重を論ず、

講說　是に於て武帝は諸侯を切り裂き、封建大國の禍に懲りたる政策を取りしが、其後百年の間を經て王莽は遂に其志を天下に奮ふことを得て、劉氏の子孫敢て之をあらがふ者なかりき、

魏晉之世、乃益侵削諸侯、四方微弱、不復爲亂、而朝廷之權臣、山林之匹夫、常爲天下之大患、

段落　第二大段の第五小段なり、魏晉の內重を論ず、

講說　魏晉の世に及んでは益す諸侯の土地を侵削せ

由て之を觀れば、天下の重力は固く內に在らしむべからざると共に、又外に在らしむべからざるなり、

文法　高梅亭云ふ、第一大段は大意を虛領し、內外偏重の害を統冒し、唐初の兩重と對照す○賴山陽云ふ、封建論、破題を首に置かず此論亦然り○又云ふ、固不可使在內の一語を複す、客主判然、又板を化して活となすの法なり、

自周之衰、齊晉秦楚、緜地千里、內不勝於其外、以至於滅亡而不救、

段落　第二大段の第一小段なり、周の外重を論ず、

講說　周の衰へしより、齊晉秦楚等の諸侯の國は版圖を連ぬること千里に及び、強大の勢をなしければ、中央は其外に勝つ能はず、之が爲め滅亡に至て救ふこと叶はざりき、

秦人患其外之已重而至於此也、於是收天下之兵、而聚之關中、夷滅其城池、殺戮其豪傑、使天下之命皆制於天子、然至於二世之時、陳勝、吳廣、大呼起兵、而郡縣之吏、熟視而走、無敢誰何、趙高擅權於內、頤使如意、雖李斯爲相、備五刑而死於道路、其子李由守三川、擁山河之固而不敢校也、此二患者、皆始於外之不足、而無有以制之也、

段落　第二大段の第二小段なり、秦人の內重を論ず、

講說　秦人は周の外權が過重なりし結果、右の有樣に至りしことを懸念せり、是に於て天下の武器を取押へて之を關中に聚め、天下の城池を破滅し、天下の豪傑を殺戮し、天下の命をして皆天子より制せられしむることゝせり、然れども二世の時に至り、陳勝吳

内重、内重之弊、奸臣内擅、而外無所忌、匹夫横行於四海、而莫能禁、其亂不起於左右之大臣、則生於山林小民之英雄、故夫天下之重、不可使専在内也、

段落　第一大段の第二小段なり、内重の患を説く、

講説　古は軍隊を京師に集中して地方に兵を擁する所の強臣なく、天下の事は皆中央政府より切盛（キリモリ）をなす、此の時に當り此の如き形勢をば内重と謂ふ、内重の弊は奸臣が内に私力を擅にし外に憚る所なく、匹夫四海に横行すれども能く之を禁ずることなし、此の時代の亂は左右の大臣に起るか、左もなくば山林に於ける小民の英雄に生ず、故に天下の重力は専ら内に在らしむべからず、

注解　「奸臣内擅」趙高の如き是れなり、「匹夫横行」陳勝呉廣の如き是れなり、

古者諸侯大國、或數百里、兵足以戰、食足以守、而其權足以生殺、然後能使四夷盗賊之患不至於内、天子之大臣、有所畏忌、而内患不作、當此之時、謂之外重之弊、外重之弊、諸侯擁兵、而内無以制、由此觀之、則天下之重、固不可使在内、而亦不可使在外也、

段落　第一大段の第三小段なり、外重の患を説く、

講説　古は諸侯の大國或は數百里あり、兵力は以て戰ふに足り、糧食は以て守るに足り、其權勢は以て人を生かし人を殺すに足る、斯くあつて後能く四方の夷や盗賊の患をして内に至らざらしめ、之と共に天子の大臣をして畏れ憚る所あつて内の患作らざらしむ、此の時に當り之を外重と謂ふ、外重の弊に至ては諸侯軍隊を擁して中央は之を制するに由なし、此に

て速にせざるの行をなすものは反て深く天下を取る所以なるを知るなり、

纂評

○沈德潛評　秦隋の慘刻恩少き、藉るに威を以てして天下を服せんと欲し、德を廢して威を尙ぶは正に以て天下の心を失て之が亡ぶることを速にするを知らず、隋の天下を守る秦と一轍、故に之を備論し、文、此事を以て彼の事を定むるもの此を援て法となす、

唐論

主意　唐初の制度は內重、若しくは外重の弊なくして內外の權能く平均を得たりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「而亦不可使在外也」に至るまでを第一大段となす、內重外重共に不可なるを論ず、「自周之衰」より「而莫之或知也」に至るまでを第二大段となす、史實を擧ぐ、「夫天下之重」より「而不可一輕者也」に至るまでを第三大段となす、內外共に重からしむべき必要を論ず、「昔唐太宗」より「爲猖狂不畫之計」に至るまでを第四大段となす、唐の初制の歷代に冠絕するを論ず、「夫論天下」より篇尾に至るまでを第五大段となす唐制の末弊を論ず、

天下之變、常伏於其所偏重而不擧之處、故內重則爲內憂、外重則爲外患、

段落　第一大段の第一小段なり、偏重の害を概論す、

講說　天下の事變は常に天下の勢が或は內或は外と云ふが如く一方に偏して動きの付かぬ處に伏在するものなり、故に內重きときは其害は內憂たり、外重きときは其害は外憂たり、

文法　先づ重の字を以て論を起し、內重外重を双提す、

古者聚兵京師、外無强臣、天下之事、皆制於內、當此之時、謂之

其視失天下、甚輕、夫惟視失天下甚輕、是故其心舒緩而其爲政也寛、寛者生於無憂、而慘急者生於無聊耳、

段落　第四大段の第一小段なり、聖人の天下に處する所以を言ふ、

講說　古の聖人は德を修めて天下を來たす、卽ち天下の去就する所の原動力は、我れ自身に在らざるなし、故に彼れ聖人は天下を失ふを視ること甚だ輕し（心に執着する所なし）故に其心は舒びゆるやかにして其政をなすや寛なり、寛は憂なきに生じ、慘急は無聊に生ずるのみ、

文法　賴山陽云ふ、又篇首の意に歸到し、忽ち慘急の一句を挿入し、倒收題を脫せず、出だすに對語を以てし、讀者をし覺えざらしむ、用筆敏甚し○此に至り始めて德の字を出だす、術の字の反映、

昔嘗聞之、周之興、太王避狄於岐、豳之人民、扶老携幼而歸之岐山之下、累累而不絕、喪失其舊國、而卒以大興、

段落　第四大段の第二小段なり、

講說　昔し嘗て聞けるところあり、周の興るや、太王は狄人を岐に避けたる處、豳の人民は老人を扶け幼兒を携へて岐山の下に來つて太王に歸するもの累々として絕えざりき、其古い國を失うて卒に以て大に興れり、

及觀秦隋、唯不忍失之、而至於亡、然後知聖人之爲是寛緩不速之行者、乃其所以深取天下者也、

段落　第四大段の第三小段なり、

講說　秦隋を觀るに及び、唯だ之を失ふに忍びずして亡ぶるに至れり、然る後聖人が是のゆるやかにし

以爲擧世之人、皆有曩者英雄割據之懷、制爲嚴法峻令、以杜天下之變、謀臣舊將、誅滅略盡、而獨死於楊素之手、以及於大故、終於煬帝之際、天下大亂、塗地而莫之救、由此觀之、則夫隋之所以亡者、無以異於秦也、悲夫、

段落 第四大段の第二小段なり、隋の亡ぶる秦に同じきを論ず、

講説 彼れ亦天下の久しく定まらざりしを見たり、是を以て天下の民衆を得て臣下となし、而して其之を失はんを恐れ、天下の樂を享けて其久しからざらんを恐れ、萬民の上に立て常に猜疑を挾み防備を講じ、不安の心あり、考ふるやう擧世の人皆以前の英雄割據の思ありと、因て嚴法峻令を作て天下の變を杜ぎ、謀臣舊將は誅滅して殆ど盡き、獨り楊素の手に死して一大事に及べり、斯くて煬帝の際を終るまで天下大に亂れ、地に塗れて誰も之を救ふものなかりき、此に由て之を觀れば隋の亡びし所以は秦に異る所なし、悲むべきかな、

注解 「獨死於楊素」楊素宴に侍し、晉王廣の恭儉を稱し、太子勇の不才を言ふ、后も亦素金を遺し、帝が勇を廢し廣を立つることを賛せしむ、仁壽四年文帝不豫廣豫め帝が不諱後の事を擬し書を作り楊素に問ひ報を得たり、宮人誤て帝の所に送る、帝之を覽て大に恚る、廣遂に帝を弑し、人をして勇を縊殺せしむ、

文法 賴山陽云ふ客を說く處叙事多く、主を說く處議論多し、客を以て主を形する法宜しく此の如くなるべし、〇又云ふ、隋を說くの一段議論多し、故に結處復た別に斷語を著けず、無以異於秦也を以て之を結び、上段と相聯合するのみ、是れ取舍詳略の法宜しく此の如くなるべし、

古之聖人、修德以來天下、天下之所以爲去就者、莫不在我、故

へずして秦を去るに忍びざるの意あることなし、是を以て陳勝項籍は人民の服せざるに因り、大に呼はつて兵を起せし處、山澤に居る者までも皆之に應せり、此に由て之を觀れば、何と天下を失ふことを一大事として之を防ぎしこと、太だ過ぎたる弊にあらずや、

文法　頼山陽云ふ、重失天下云々、卽ち以術留天下、以上是れ客、故に入題の處直ちに此意を頂し、見天下之久不定云々、議論を冒して起る、主客の體裁は宜しく此の如くなるべし、

今夫隋文之世、其亦見天下之久不定、而重失其定也、蓋自東晉以來、劉聰、石勒、慕容垂、苻堅、姚興、赫連之徒、紛紛而起者、不可勝數、至於元氏、並呑滅取、略已盡矣、而南方未服、元氏自分而爲周齊、周并齊而授之隋、隋文取梁滅陳、而後天下爲一、

段落　第四大段の第一小段なり、隋より以前天下の久しく定まらざりしを言ふ、

講說　今夫れ隋の文帝の世は是れ亦天下の久しく定まらざりしを見て、折角定まりたる現狀を失はんことを一大事と心得たるなり、蓋し東晉より以來、劉聰石勒慕容垂苻堅姚興赫連の徒紛々として起りしもの數へ切れざる程なりき、元氏に至り並呑して滅取し、大抵は已に盡きたり、而して南方は未だ服せざりき、元氏は自ら分れて周齊となり、周は齊を併せて之を隋に授く、隋文梁を取り陳を滅して後天下一となりぬ、

彼亦見天下之久不定也、是以既得天下之衆、而恐其失之、享天下之樂、而懼其不久、立於萬民之上、而常有猜防不安之心、

夫れ秦隋の亡びたるは其弊何の點に在りや、

自周失其政、諸侯用事、而秦獨得山西之地、不過千里、韓魏壓其衝、楚脅其肩、燕趙伺其北、而齊掉其東、秦人被甲持兵、七世而不得解、寸攘尺取、至始皇然後合而爲一、秦見其取天下若此其難也、而以爲不急持之、則後世且復割裂爲敵國、是以銷名城、殺豪傑、鑄鋒鏑、以絶天下之望、其所以備慮而固守之者其密如此、然而海內愁苦無聊、莫有不忍去之意、是以陳勝項籍因民之不服、長呼起兵、而山澤皆應、由此觀之、豈非其重失天下而防之太過之弊歟、

段落　第三大段の第二小段なり、秦の亡びたるを論ず、

講說　周が其政治の道を失ひしより諸侯各權を專にし、而して秦は獨り山西の地を得たるが、廣さ千里に過ぎず、韓魏は其出口を押へ付け、楚は其肩を脅し、燕趙は其北を伺ひ、而して齊は其東を動搖せり、左れば秦人は鎧を被り武器を持して之に當り、七代を經るも武器を手離すことを得ず、一寸一尺の土地を攘取し、始皇に至り然る後合して一となれり、秦は其天下を取ること此の如くに難きを見る所より、考ふるやう、急に之を持せざるときは、後世復び分裂して敵國とならんと、是を以て名城を毀ち、豪傑を殺し武器を他器に鑄り直して天下が秦に叛かんとするの望を絶てり、彼が十分に慮て之を固守せしことの密なる此の如くなりき、然り而して海內愁へ苦み不平に堪

而後與之、故夫智者或可與取天下矣、而不可與守天下、守天下、則必有大度者也、何者非有大度之人、常恐天下之去我、而以術留天下、天下始去之矣」、

段落　第二大段の第二小段なり、人輕くして物重きを言ふ、

講說　且つ夫れ吾れ人に於ける、己より之を求めて得ることは彼をして我に求めしめて後之に從ふに若かず、己が守つて之を固うするは之をして我を去るに忍びざらしめて後之に與みせんに若かず、故に智者は或は天下を取るべきも、天下を守るべからず、天下を守るものは必ず大度あるものなり、何となれば大度あるの人にあらざれば常に天下の我を離れ去らんことを恐れ、術を以て天下を留むればなり、術を以て天下を留むればこそ、天下は離れ去るなり、

注解　「不若使之不忍我」德を以て之を懷くるなり、

文法　沈德潛云ふ、既に物重くして、人輕ければ術を以て天下を留めざるを得ず、○賴山陽云ふ、一篇の結構、物重く人輕く、人重く物輕き兩意に在り、他人をして之を作らしめば必ず兩意を對擧し双關法をなす今人重く物輕きを以て說を起し、末も亦此れを以て結住して、物重人輕の句、唯だ一見復た言はず、古人の及ぶべからざる處正に此に在り、○又云ふ、以術留天下而天下去、則ち物重く人輕きの意、下面秦を脫し隋を說く處、皆此の血脈を以て其中を通貫す、

昔者三代之君、享國長遠、後世莫能及、然而亡國之暴、未有如秦隋之速、二世而亡者也、夫秦隋之亡、其弊果安在哉」、

段落　第三大段の第一小段なり、秦隋並び論ず、

講說　昔し三代の君は國家を享有すること永久なる後世能く及ぶものなし、然り而して古來國を亡ぼすことの突然なる秦隋の如く速にして僅か二代を傳へしのみにて亡びたるものは未だ曾てあらざるなり、

人之於物、聽其自附而任其自去、則人重而物輕、人重而物輕、則物之附人也堅、物之所以去人分裂四出而不可禁者、物重而人輕也、

段落　第一大段なり、

講說　人の物に於けるや、其物の自然と我に附くまゝにして、又其自然と我を去るに打任するときは人〔己〕重くして物輕し、人重くして物輕ければ物の人に附き方堅くして容易に離れ去らず、之に反して物が人を去り、四方に分れ散じて禁ずべからざる所以は物重くして人輕ければなり、

注解　「物」天下を指す、

文法　人重くして物輕きは客、物重くして人輕きは主、

古之聖人、其取天下、非其驅而來之也、其守天下、非其刧而留之也、使天下自附、不得已而爲之長、吾不役天下之利而天下自至、夫是以去就之權在君而不在民、是之謂人重而物輕、

段落　第二大段の第一小段なり、

講說　古の聖人は其天下を取る仕方は、逐廻して我が方へ來らしむるにあらず、又其天下を守るも脅迫して留むるにはあらず、天下をして自分の方よりして我に附かしめ、已むを得ずして之が長となり、吾れ天下の利を役せずして天下自然と來る、夫れ是を以て去就の權は君に在て民にあらず、是れ之を人重くして物輕しと曰ふなり、

且夫吾之於人、已求而得之、則不若使之求我而後從之、已守而固之、則不若使之不忍去我

ざることを斷ず、

講説　扨も劉備が二袁の間に奔走し、呂布に困められて荊州に狼狽するに當り、百度敗るゝも其志挫折せず、高祖の風なしとは謂ふべからず、然れども終に自ら用ふる所以の方を知らず、夫れ古の英雄も數ある中に唯だ漢の高祖のみは及ぶべからざる人なるかな、

注解　「二袁」袁紹と袁術、

文法　頼山陽云ふ、果鋭剛猛の氣あつて用ひず、是れ主意却て最末の劉備に入る處に在り、之を頂して説く、一順一倒、主意明白○又云ふ又他の地、將、氣の三事を取て順叙し、奔走狼狽を以て之を承け、上半篇の不智不勇に應じ、所以自用を以て之を結び、下半篇の意に應ず○又云ふ漢高帝の一句を添へて掉尾惜夫云々の句に呼應す、

纂　評

○沈德潛評　蘇氏父子、毎に昭烈武侯に足らずして漢の高帝を以て千古の英傑とする此れ亦事後成敗を論ずるの見なり、然れども昭烈を以て翹然自ら喜ぶの心あり、而して其足らざる所を用ふるを知らずとなす、此論大に是、子瞻留侯論能く忍ぶ能はざるの意と相發明するに足る、

隋論

主意　隋の天下を失ひし所以は術を用ひて德を用ひざるに在りと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「物重而人輕也」に至るまでを第一大段となす、物重くして人輕ければ人心を得ざるを言ふ、「古之聖人」より「而天下始去之矣」に至るまでを第二大段となす、前段の意を詳説す、「昔者三代之君」より「而防之大過之弊歟」に至るまでを第三大段となす、秦の亡びし所以は物重くして人輕き在り、卽ち術を用ひたるに由るを論ず、「今夫隋文之世」より「無以異於秦也悲夫」に至るまでを第四大段となす、隋の亡びたる所以は秦と同一なるを論ず、「古之聖人修德」より篇尾に至るまでを第五大段となす、人重くして物輕し、卽ち德を修むるの結果を論ず、

有能行之者、獨有一劉備、近之而未至、其中猶有翹然自喜之心、欲爲椎魯而不能純、欲爲果敢而不能達、二者交戰於中、未有所定、是故所爲而不成、所欲而不遂、棄天下而入巴蜀、則非地也、用諸葛孔明治國之才、而當紛紜征伐之衝、則非將也、不忍忿忿之心、犯其所短而自將以攻人、則是其氣不足尚也』

段落　第四大段の第二小段なり、劉備の才を用ふる能はざるを論ず、

講説　此の三事は三國の君、其才に於て誰も之を行ひ得べきほどの者なし、獨り一人の劉備あつて聊か之に近けれども未だ至らず、其中猶ほ翹然と自ら得意の心あり、椎魯をなさんと欲すれども純粹なる能はず、果鋭をなさんと欲すれども押通すこと能はず、此の二者交も胸中に戰て未だ定まる所あらず、是の故に爲す所ありながら成らず、欲する所ありながら遂げず、遂に天下を棄て、巴蜀に入りたるが、巴蜀は入るべきの地にあらず、又諸葛孔明の治國に長じたる才を用ひて紛紜たる征伐の衝に當らしめたるが、孔明は用ふべきの將にあらず、忿々の心に忍ひず、己の短所を犯して自ら大將となり以て他國を攻めたるが、是れ其氣尚ぶに足らざるなり、

嗟夫方其奔走於二袁之間、困於呂布、而狼狽荊州、百敗而其志不折、不可謂無高祖之風矣、而終不知所以自用之方、夫古之英雄、唯漢高帝爲不可及也夫』

段落　第四大段の第三小段なり、劉備の高祖に若か

勇不足、故有所不若於二人者、而不知因其所不足以求勝、則亦已惑矣、蓋劉備之才、近似於高祖而不知所以用之之術、

段落　第三大段なり、專ら劉備に就て不智不勇なる能はざるを論ず、

講說　今夫れ曹公、孫權、劉備此三人は何れも其才を以て人を打負かすことを知て不才を以て人を打負かす事を知らず、世の論者は曰く、孫は曹に如かず、而して劉は孫に若かずと、劉備は唯だ智短くして勇足らず、故に二人に及ばざる所のものあり、（及ばざる所あるなれば、それを逆に利用することそ得策なれ）然るに其足らざる所に因て勝を求むることを知らざりしは亦甚だ惑へり、蓋し劉備才は高祖に似寄りたるも、其似寄りたる所の才を用ふる仕方をば知らざりき、

文法　沈德潛云ふ、側落劉氏に到る、

昔高祖之所以自用其才者、其道有三焉耳、先據勢勝之地、以示天下之形、廣收信・越出奇之將、以自輔其所不逮、有果銳剛猛之氣而不用、以深折項籍猖狂之勢、

段落　第四大段の第一小段なり、高祖の才を用ふる術を言ふ、

講說　昔し高祖が自ら其才を用ひたる所以は、其道僅に三箇條あるに過ぎず、第一は先づ地勢の勝れたる土地に據て天下の形を示し、第二には廣く韓信彭越などの奇計を出だす士を收めて自ら其及ばざる所を補ひ、第三に果銳剛猛の氣あるも用ひずして深く項籍の惡る猛き勢を折きたることと是なり、

文法　賴山陽云ふ、前面其不智不勇を用ひたるを說く、門を閉ぢ敵を拒くの意已に詳盡す、此の處唯だ之を用ふる所以の術を說く、

此三事者、三國之君、其才皆無

而卒能摧折項氏、而待其死、此其故何也、夫人之勇力用而不已、則必有所耗竭、而其智慮久而無成、則亦必有所倦怠而不擧、彼欲用其所長以制我於一時、而我閉門而拒之、使之失其所求、逡巡求去而不能去、而項籍固已憊矣、』

段落　第二大段の第二小段なり、

講說　昔し楚の項羽が百戰百勝の勢に乘じて諸侯の權柄を執り、わめきどなりて暴々しき怒にまかせ、西方に向て高祖に抵抗せしが、其勢は烈しく速にして四方を震ひ動かすこと風雨の至るが如く、天下の人は結局は漢は打破られて無くなるべしと考へたり、然るに高帝は其不智不勇の身を以て敵の衝路に立ち塞がり、立もとろぎて進むを得ざらしめたり、高帝の頑固無器用なること天下の人より笑はるゝ程なるに卒に能く項氏を挫きて彼の死を待てり、右は其理由何如ぞや、夫れ人の勇力は用ひて已まざるときは必ず消耗する所あり、又其智慮も久しくして目的を達せざるときは亦必ず倦み怠て働を失はんとす、彼れ項氏は其長ずる所の智勇を用ひて一時に我を制せんとするに、我れ門を閉ぢて之を受付けず、彼をして其求むる所を失なひ、後ずさりして退くにも退かれざるやうになし、而して項籍は已に之が爲に疲勞せり、

注解　「逡巡」行て進むを得ざるなり、「憊」困なり、

文法　賴山陽云ふ、此等の形容、委曲詳盡、筆遺憾なし、讀者をして人々領解せしむ、古今唯だ蘇氏、蘇氏唯だ子由○而項籍の一句、頓落絶妙、他人必ず幾句を費し、然る後項籍一小段に至て主意を洗發す、

今夫曹公、孫權、劉備、此三人者、皆知以其才相取、而未知以不才取人也、世之言者曰、孫不如曹、而劉不如孫、劉備唯智短而

幸不幸耶、漢高祖唐太宗、是以智勇獨過天下而得之者也、曹公孫劉是以智勇相遇失之者也、以智攻智、以勇擊勇、此譬如兩虎相捽、齒牙氣力、無以相勝、其勢足以相擾、而不足以相斃、當此之時、惜乎無以漢高帝之事制之者也、

段落　第二大段の第一小段なり、三國の智勇を用ふるを惜む、

講說　悲いかな、世の英雄や、彼の世に處る亦幸と不幸とあるか、漢の高祖と唐の太宗、是は己獨り智勇天下に過ぎたるが爲に天下を得たるものなり、曹公孫劉是は智勇と智勇と出遇ひたるが爲に天下を失ひたるものなり、智を以て智を攻め、勇を以て勇を擊つは譬へば二疋の虎が突掛り合ふが如し、二疋の虎は齒牙氣力とも同樣なれば打勝つべきやうもなく、其勢は一方を擾すに足れども斃すには足らず、惜きことには此時に當り漢の高祖の遣口を以て之を制するものなかりしことよ、

注解　「捽」觸るゝなり、

文法　沈德潛云ふ、惜乎云々、着眼已に劉氏の邊に在り○賴山陽云ふ、入題未だ幾くならず忽ち又高帝に入り去る、手法測られず○惜乎の一句風に遡て呼ぶが如し、下面勢を趁うて捲き起す、

昔項籍乘百戰百勝之威、而執諸侯之柄、咄嗟叱咤、奮其暴怒、西向以逆高祖、其勢飄忽震蕩、如風雨之至、天下之人、以爲遂無漢矣、然高帝以其不智不勇之身、橫塞其衝、徘徊而不得進、其頑鈍椎魯、足以爲笑於天下、

也」に至るまでを第一大段となす、不智不勇を用ふるの眞智大勇たるを論ず、「悲夫世之英雄」より「項籍固已憊矣」に至るまでを第二大段とす、曹孫劉の不智不勇なる能はざるを論ず、「今夫曹公孫劉」より「而不知所以用之之術」に至るまでを第三大段となす、專ら劉備に就て之を論ず、「昔高祖之所以自用其才者」より篇尾に至るまでを第四大段となす、劉備の其才を用ふる能はざるを論ず、

天下皆怯而獨勇、則勇者勝、皆闇而獨智、則智者勝、勇而遇勇、則勇者不足恃也、智而遇智、則智者不足恃也、夫唯智勇之不足以定天下、是以天下之難、蜂起而難平』

段落　第一大段の第一小段なり、智勇の恃むに足らざる場合を言ふ、

講說　天下の人皆臆病にして一人勇なるときは勇者勝つ、天下の人皆闇愚にして一人智なるとき智者勝つ、然るに勇者にして勇者に遇ひたるときは勇と云ふものも恃むに足らず、智者にして智者に遇ふときは智と云ふものも恃むに足らず、夫れ智勇が天下を定むる力なければこそ、天下の禍難は蜂起して平なることを得難きなり、

文法　賴山陽云ふ、起法突兀、一篇英奇の文、此れに非ずんば提し起たず、

蓋嘗聞之、古者英雄之君、其遇智勇也、以不智不勇、而眞知大勇、乃可得而見也』

段落　第一大段の第二小段なり、不智不勇の必要を言ふ、

講說　蓋し嘗て聞きたることあり、古に於ける英雄の君は、智勇の對手に遇ふときは之に對するに不智不勇を以てす、此の如くにして眞智眞勇は始めて見ることを得るなり、

悲夫、世之英雄、其處於世、亦有

なる國を以て敵の衝に當る所の韓魏を佐け、彼をして東方を掛念することなくして天下の爲に奮て秦の兵に當らしめ、斯く二國を以て秦に委ね、四國は內に休息し陰に彼の急を助くべし、此の如くなるときは無窮に應ずるを得べく、彼の秦は何を爲さんとするも、手も足も出でざるなり、

文法　賴山陽云ふ、通じて之を論ずるに上半は秦と諸侯とを錯綜して意を秦に注し、下半は純ら諸侯を說き重を韓魏に當つ、而して末に彼秦者將何爲哉の一句を以て逆收し、秦の字を脫せず、筆力牛を挽くべし、

不知出此、而乃貪疆場尺寸之利、背盟敗約、以自相屠滅、秦兵未出、而天下諸侯已自困矣、至使秦人得伺其隙以取其國、可不悲哉、

段落　第三大段なり、

講說　此策に出づることを知らず、反て國疆に於ける一尺一寸の利を貪り、盟に背き約を敗り以て自ら相屠滅し、秦の兵未だ打て出でざるに諸侯は已に自ら困み、秦人をして其隙を伺ひ以て其國を取らしめたるに至ては悲まずして居らるべきや、

纂評

〇沈德潛評　韓魏に厚くして以て秦を擯す、卽ち蘇秦趙に說くの說なり、子由此旨を窺破して之を暢言す、天下の大勢確として易ふべからざるを覺ゆ、老泉其弊を論じ、子由其勢を論ず、

三國論

解題　三國とは漢末の三國吳魏蜀を謂ふ、蓋し其名は三國論なりと雖も其實は蜀の劉備を論ずるに過ぎず、篇名稍や當らず、

主意　劉備は漢の高祖の如く不智不勇を以て智勇に對することを知らずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「乃可得而見

其兵於東諸侯、而使天下徧受其禍。』

段落　第二大段の第四小段なり、諸侯の失計を論ず、

講説　夫れ韓魏は諸侯の蔽障なるに、秦人をして自由に其間に出入することを得しむるは是れ豈に天下の勢を知るものならんや、區々の韓魏を棄てものにして强きこと虎狼のやうなる秦に當らしむ、彼の二國は何として折れて秦に入らざるを得べき、其秦に附くは當然なり、韓魏が折れて秦に入るの後に於て秦人は始めて兵を東諸侯に屆かしむることを得て天下をして徧く其害を受けしむることゝなる、

文法　賴山陽云ふ、夫韓魏諸侯之障、此豈知天下之勢哉の數句、上を牽き下を搭す、一篇の脊膂○天下徧受其害は上を鎖し下を連ぬ、

夫韓魏不能獨當秦、而天下之諸侯藉之、以蔽其西、故莫如厚韓親魏以擯秦、秦人不敢逾韓魏、以窺齊楚燕趙之國、而齊楚燕趙之國、因得以自完於其間矣、以四無事之國、佐當寇之韓魏、使韓魏無東顧之憂、而爲天下出身以當秦兵、以二國委秦、而四國休息於內、以陰助其急若此、可以應夫無窮、彼秦者將何爲哉。』

段落　第二大段の第五小段なり、六國の爲に策を建つ、

講説　夫れ韓魏は單獨にて秦に當ること出來ず、而して天下の諸侯は此の國を利用して西方の防禦線とする次第なれば、韓に厚くし魏に親みて秦を擯斥するに若くはなし、左すれば秦は敢て韓魏を踰えて齊楚燕趙の國を窺ふことなく、齊楚燕趙の四國は之に因て自から其間に立て安全なることを得、四の無事

之心而出兵以攻齊之剛壽、范雎以爲憂、然則秦之所忌者可以見矣』

段落　第二大段の第二小段なり、韓魏は秦に取て害あるを論ず、

講説　昔し范雎は秦に用ひられて韓を味方に引入れたり、商鞅は秦に用ひられて魏を味方に引入れたり、昭王が未だ韓魏の心を得ざるに兵を出して齊の剛壽を攻めたるとき范雎は之を憂ひたり、然りとすれば秦の忌む所は是れにて分るなり〔卽ち韓魏は秦の忌む所なり〕

注解　「攻齊之剛壽」剛壽は齊の地名なり、秦の穰侯齊の剛壽を伐て陶封を益す、范雎以爲らく未だ韓魏の心を得ずして國を越えて人を攻む、計に於て疎なり矣、王の爲に計らば遠交して近攻するに若くはなし、

秦之用兵於燕趙、秦之危事也、越韓過魏而攻人之國都、燕趙拒之於前、韓魏乘之於後、此危道也、而秦之攻燕趙、未嘗有韓魏之憂、則韓魏之附秦故也』

段落　第二大段の第三小段なり、韓魏の失計を論ず、

講説　秦が兵を以て燕趙を攻むることは秦に取て危險のことなり、何となれば是れ韓を越え、魏を過ぎて他國の都を攻むるわけにて、燕趙が前の方より拒ぎ韓魏が後より乘ずる次第なれば、此れ危き仕方なり、然るに秦が燕趙を攻むるに、一向韓魏が後より乘ずる憂なきは、是れ韓魏が秦に附したるが故なり、

夫韓魏諸侯之障、而使秦人得出入於其間、此豈知天下之勢耶、委區區之韓魏、以當强虎豹之秦、彼安得不折而入秦哉、韓魏折而入於秦、然後秦人得通

時の士が患を慮ることは疎漏にして、利を見ることは淺薄なる上に、天下の勢を知らざりしことを咎めざることあらず、

文法　林西仲云ふ、六國秦を攻めて克たざるの一事を提出して案となす、○高梅亭云ふ、首段翻入の法を用ひ、勢の字を揭出して論旨を定む、

夫秦之所與諸侯爭天下者、不在齊楚燕趙也、而在韓魏之郊、諸侯之所與秦爭天下者、不在齊楚燕趙也、而在韓魏之野、秦之有韓魏、譬如人之有腹心之疾也、韓魏塞秦之衝而蔽山東之諸侯、故天下之所重者、莫如韓魏也、

段落　第二大段の第一小段なり、韓魏の天下の大勢に關することを論ず、

講說　夫れ秦が諸侯と天下を爭ふ地點は齊楚燕趙にあらずして韓魏の郊に在り、諸侯が秦と天下を爭ふ所の地點も齊楚燕趙にあらずして韓魏の野に在り、秦の漢魏あることは譬へば人に腹心の疾あると同樣なり、韓魏は秦の衝路を塞いで山東の諸侯を蔽ひ守る所のものなるが故に夫の天下の重んずる所のものは韓魏に如くもの莫し、

注解　「腹心之疾」痛切に利害を感ずるを言ふ、

文法　沈德潛云ふ、韓魏、六國の蔽障たり、大勢此の如し○高梅亭云ふ、先づ韓魏の秦障を塞いで山東を蔽ふを論ず、形勢瞭然○賴山陽云ふ、秦之有韓魏の句是れ起、韓魏之附秦故也、是れ結、專ら秦の韓魏を忌むを說き、却て秦と諸侯とを以て對擧提起以て下を冒す、又委區々之韓魏使天下偏受其禍の一段を以て之を補ふ、是を以て文意縱橫錯綜、讀者の眼華を眩す○又云ふ、韓魏塞秦之衝の數句一篇の主腦、

昔者范雎用於秦而收韓、商鞅用於秦而收魏、昭王未得韓魏

纂　評

○茅鹿門評　此文天馬空を行くが如くにして識見も亦深く到る、

○沈德潛評　剛は則ち折れ易く柔は則ち振はず、此れ孔子政を論ず、寬以て猛を濟し、猛以て寬を濟すを貴ぶなり、行文紆徐婉折氣度を以て勝る、父兄の文に視るに亦剛柔の別あり、

六國論

解題　六國とは周末の六國のことにして燕趙齊楚韓魏是れなり、

主意　燕趙齊楚の四國が韓魏を助けて以て秦を攻めざりしは天下の大勢を知らざる者なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「且不知天下之勢也」に至るまでを第一大段となす、主意を揭ぐ「夫秦之所與諸侯爭天下者」より「彼秦者將何爲哉」に至るまでを第二大段となす、主意を說明す、「不知出此」より篇尾に至るまでを第三大段となす、主意を收む、

嘗讀六國世家、竊怪天下之諸侯、以五倍之地、十倍之衆、發憤西向、以攻山西千里之秦、而不免於滅亡、嘗爲之深思遠慮、以爲必有可以自安之計、蓋未嘗不咎其當時之士、慮患之疎而見利之淺、且不知天下之勢也、

段落　第一大段なり、

講說　嘗て六國世家を讀み、竊に怪みたるは、天下の諸侯が敵に五倍の地、十倍の人數を以て憤を發して西に向ひ以て山西千里の秦を攻め而して勝たざるのみか滅亡を免れざりしことなり、嘗て之が爲に深く思ひ遠く慮て考へしには、必ず彼の六國に取り必ず自ら安全を得るの道あるなりと、其れにつけても當

く久しく持續することを得るも强からしむることと出來ず、自ら振起することと出來得るも遠きに及ぼすこと出來ず、此の二者は其後世子孫の賢と不賢とに存す、

太公封於齊、尊賢而尙功、周公曰、後世必有簒弑之臣、周公治魯、親親而尊尊、太公曰、後世寖衰矣、夫尊賢尙功、則近於强、親親尊尊、則近於弱、終之齊有田氏之禍、而魯人困於盟主之令、

段落　第五大段の第二小段なり、引證、

講説　太公望の齊に封ぜらるゝや、賢を尊んで功を重んぜり、周公之を評して曰く、其弊として後世必ず君の位を奪ひ、弑虐を行ふの臣あらんと、周公の魯を治むるや親しき者を親みて尊き者を尊べり、太公之を評して曰く、其結果後世次第に衰へんと、夫れ賢を尊び、功を重んずるときは强に近く、親しきを親み、尊きを尊ぶは弱に近し、結局齊に田氏の禍あつて魯人は盟主の令に困せり、

注解　「齊有田氏之禍」田和齊君を海上に遷し、己諸侯たらんことを求む、「困於盟主之令」魯が弱きため時の盟主たる諸侯の命令の爲に困難するなり、

蓋商之政近於齊、而周公之所以治周者、其所以治魯也、故齊强而魯弱、魯未亡而齊亡也、』

段落　第五大段の第三小段なり、齊魯を以て商周を結ぶ、

講説　蓋し商の政は齊の政に近く而して周公が周を治めたる仕方は卽ち其魯を治めたる仕方なり、故に齊は强くして魯は弱く、魯は未だ亡びざるに齊は亡びたるなり、

文法　沈德潛云ふ、商周竝び收む、雨水の會同するが如きなり○賴山陽云ふ、篇首、周公之治天下を以て起る、故に其所以治魯を以て結ぶ、篇法手法、竝に極めて自在、

其至敗也、一散而不可復止、蓋物之強者易以折、而柔順者可以久存、柔者可以久存、而常困於不勝、強者易以折也、而其末也、乃可以有所立、此商之所以不長、而周之所以不振也』

段落　第四大段なり、

講說　夫れ天下に剛強にして物に屈せぬ俗あればこそ、其後世に至り已に衰微の中より自ら振て興ることとあり、左れど其敗るゝ段となれば散々になり果て、最早收むべからず、蓋し物の強きものは折れ易く、而して柔順なるものは久しく存すること出來得るなり、但し柔かきものは久しく存することを得れども常に困む所は勝てずと云ふことなり、又強なるものは折れ易き代りに其末や立つ所あるべし、此れ商の長からざる所以にして、周の振はざる所以なり、

注解　可以有所立の下に一本左の百二字あり、

且此非聖人之罪也、物莫不有所短、方其盛也、長用而短伏、又其衰也、長伏而短見、夫聖人惟能就其所長而用之也、是故當其盛時、天下惟其長之知、而不知其短之所在、及其後世用之不當、其長日以消亡、而短日出、故夫能久者、常不能強、能以自奮者、常不能久、

文法　頼山陽云ふ、一順一逆双々對綰、而して至其末也乃有以所立の句住着す、主意此に在り、

嗚呼聖人之慮天下、亦有所就而已、不能使之無弊也、使之能久、而不能強、能以自振、而不能以及遠、此二者存乎其後世之賢與不賢矣』

段落　第五大段の第一小段なり、後世の弊豫防すべからざるを言ふ、

講說　扨も聖人が天下を慮るは成す所あるが爲のみ之をして弊害なからしむることは出來ざるなり、能

きの氣象なからしめ、其至極柔なる道を以て天下の人の戻心を撓めて其剛毅果敢の志を取り除けり、故に周の天下を享有せしことの至て久しかりしが、之と同時に諸侯は內、京師を侵して、京師卽ち中央政府の勢は振はず、終のはては麻痺して至弱の國となれり、何となれば優にやさしくおとなしきは世を久しからしむることは出來得るも國を强からしむることは出來ざればなり、

注解　「文章繁縟」立派なる形式のはでにてくどきを謂ふ、

文法　賴山陽云ふ、此段太だ重複に似たり、然れども以ふに文章繁縟の二句は是れ綱、故其道以下は是れ目○可以爲久は周之世三十有七に應じ、不可以爲强は宣王一人而已に應ず、

夫商人之所以爲天下者、不可復見矣、嘗試求之詩書、詩之寬緩而和柔、書之委曲而繁重者、擧皆周也、而商人之詩、駿發而嚴厲、其書簡潔而明肅、以爲商人之風俗、蓋在乎此矣』、

段落　第三大段なり、

講說　夫れ商人が如何に天下を治めたるかは最早見ることを得ず、左れど試に詩經書經に因て之を尋ぬるに、詩の舒び舒びして優しく、書の事細にして重苦しきものは何れも皆周の作なり、然るに商人の詩は、ずばやくして嚴厲に、其書は簡潔にして明なる上に締あり、余は因て以爲らく商人の風俗蓋し此に在りと、

文法　沈德潛云ふ、無を以て有となす、此の如き眼界を須つ、蘇氏論を作る皆然り、○賴山陽云ふ、通篇商周の强弱對縮、主客の分なきが如し、然れども其意隱然商の一邊に側重す、若夫商人之所以治天下の一句、夫惟天下有剛强不屈之俗一句以て見るべし、

夫惟有天下剛强不屈之俗也、故其後世有以自振於衰微、然

者五王、而周之既衰而復興者宣王一人而已、夫商之多賢君、宜若其世之過於周、周之賢君、不如商之多、而其久於商者、乃數百歲、其故何也、』

段落　第一大段なり、

講說　商の天下を有ちしこと三十世なり、然るに周の世は三十有七を傳へたり、商に於ては一旦衰へたる後に復び興りしもの五王あり、然るに周に於ては一旦衰へたる後に興りしものは宣王一人のみなりき夫れ商が賢君多かりしとすれば、其世代の數は周に過ぎて然るべきが如し、然るに周は商より久しきこと反て數百年、其理由は何ぞや、

注解　「五王」太甲、太戊、祖乙、盤庚、武丁、

文法　茅鹿門云ふ、先づ周の客情を以て論を起す、此れ蘇家行文の法門○商は是れ主、周は是れ客、

蓋周公之治天下、務以文章繁縟之禮、和柔馴擾剛强之民、故其道本於尊尊而親親、貴老而慈幼、使民之父子相愛、兄弟相悅、以無犯上難制之氣、行其至柔之道、以揉天下之戾心、而去其剛毅果敢之志、故其享天下、至久、而諸侯內侵、京師不振、卒於廢爲至弱之國、何者、優柔和易可以爲久、而不可以爲强也、』

段落　第二大段なり、

講說　蓋し周公が天下を治めたる仕方は、成るべく文章繁縟の禮を以て剛强の人民を和げならすに在り、故に其道は尊き人を尊び、親しき者を親み、年寄りたる者を重んじて幼き者を慈むに本づき、人民の父子は相愛し兄弟は相悅び、斯くて上を犯し制し難

是以區區爲俠一言、伏望聖慈、特賜錄用使其父子生得相見、以慰天下忠直之望、謹錄奏聞、伏候敕旨、

段落　第四大段なり、

講說　臣は俠と平生曾て面を識りたることなきも、唯だ陛下の御世に一人たりとも其所を得ざるものあるに忍びず、是を以て區々として俠の爲に一言するなり、伏て望むらくは聖慈特旨を以て錄用を賜ひ、彼の父子をして生前に面會することを得しめ、以て天下忠直の士の望を慰め給はんことを、謹んで錄して奏聞し、伏て勅旨を伺ふ、

總說

父子を以て始まり父子を以て結び、小品と雖も亦法度あり、

纂評

○沈德潛評　語多からずと雖も、而も層々都て到り讀者をして惻然たらしむ、

商論

解題　商は卽ち殷、三代の一、

主意　商は剛強の俗なりしが故に衰後に一振せしも、其敗るゝや頓に亡びたりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「其故何也」に至るまでを第一大段となす、商の年數が周に若かざることを擧げて疑案とす、「蓋周公之治天下」より「不可復見」に至るまでを第二大段となす、周の年代久しかりしも強からざりしを論ず、「若夫商人之所以治天下者」より「商人之風俗蓋在乎此矣」に至るまでを第三大段となす、商の風俗を論ず、「夫惟天下有剛強不屈之俗也」より「周之所以不振也」に至る迄を第四大段となす、商周を較論す、「嗚呼聖人之慮天下也」より篇尾に至る迄を第五大段となす、強弱の弊は後世之を救はざるに由るを論ず、

商之有天下者三十世、而周之世三十有七、商之既衰而復興

り、

注解　「南荒」英州を指す、

俠有父年老、方將獻言、自知必遭屛斥、取決於父、父慨然許俠、誓不以死生爲恨、而流放以來迄今十年、屢經大赦、終不得牽復、父日益老、而俠無還期、有志之士、爲之涕泣、

段落　第二大段なり、

講説　俠に父あり年老いたり、俠は意見を奏上せんとするに當り、自ら其結果必ず逐ひ斥けらるべきことを知りしかば、父に難儀を見せんかとて其決斷を父に仰ぎけるに父は、慨然とし俠が思ひ通りになすことを許し死生ともに恨なき由を誓へり、然るに俠が流されしより今に至るまで十年に及び、其間屢々大赦ありたるにも拘はらず終に昔の位地に戻し反さるゝことを得ず、父は益す老ゆるに俠は何時還ると云ふ宛もなく、有志の士は之が爲に落涙致す次第なり、

況自陛下臨御、一新庶政、凡俠所言、靑苗、助役、市易、保甲等事、更改略盡、而俠以孤遠、終無一人爲言其寃者、

段落　第三大段なり、

講説　況や陛下の御代となり庶政を一新し給ひ、先に俠の論爭したる靑苗助役保甲等の事は改革して大抵盡きたれば、無論俠は罪なきのみならず、反て功ある次第ゆゑ、賞ありても然るべき筈なり、然るに俠は孤立と遠隔との爲に誰れ一人彼の爲に其寃を言上するものなし、氣の毒の至なり、

文法　沈德潛云ふ、其言を用ひて仍ほ其身を竄す、誠に解すべからず、

臣與俠生平未嘗識面、獨不忍當陛下之世、有一夫不獲其所、

「四裔」邊陬外域の地なり、畀は與ふるなり、詩の小雅に云ふ、彼の譖人を取て豺虎に投畀すと、

纂　評

○沈德潛評　始めは則ち安石を助けて以て其奸を行ひ、繼は則ち安石を傾けて以て其位を奪ふ、之を要するに一副の心腸、兩般の面目に非ざるなり、上下段を分ち痛切之を言ふ、筆下秋霜烈日、以て奸人の膽を破るに足る、

○賴山陽評　東坡兄弟皆名節を以て相砥厲し、朝に立て阿らず、言を正うして諱まず、而して子由言官となり、大姦を掊擊して餘力を遺さず、之を文字に見はし、千載生氣あり、古今來彈劾の文、此筆力を具ふるもの少し、宜なるかな讀者の心目を快うするや、

乞牽復英州別駕鄭俠狀

解題　鄭俠字は介夫、福清の人、官安上門監たり熙寧八年、飢饉なりしに拘はらず、稅斂苛急なりしかば、東北の流民は困苦羸疾を極め、草根木實を食ふに至る、鄭俠見る所を畫いて流民の圖を作り之を獻ず、帝、反覆圖を觀て長吁數四、翌日令を下して新法を罷む、民間歡呼の聲雷の如し、呂惠卿鄧綰等俠を譖して獄に下し遂に英州に貶す、

主意　父子をして生前に相見ることを得しむべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「投竄南荒」に至るまでを第一大段となす、先づ鄭俠の現位地を言ふ、「俠有父」より「爲之涕泣」に至るまでを第二大段となす、父子の關係を言ふ、「況自陛下臨御」より「終無一人爲言其寃者」に至るまでを第三大段となす、召還すべき理由を言ふ、「臣與俠生平未嘗識面」より篇尾に至るまでを第四大段となす、主意を言ふ、

右臣竊見英州別駕鄭俠、昔以言事獲罪投竄南荒、

段落　第一大段なり、

講說　右臣竊に見るに、英州の別駕鄭俠は昔し事を言ひたる廉を以て罪を獲、南のはてに逐ひ流された

所以の意を言ふ、

然近日言事之官、論奏姦邪、至於鄧綰、李定之徒、微細畢擧、而不及惠卿者、蓋其凶悍猜忍如蝮蠍、萬一復用、睚眦必報、是以言者、未肯輕發、臣愚蠢寡慮、以爲備位言責、與元惡同時、而畏避隱忍、孤負朝廷、是以不憚死亡、獻此愚直、

段落　第四大段の第五小段なり、己の惠卿を憚らざる所以を言ふ、

講説　然れども事を言ふの官に在るもの、姦邪を論奏するに、鄧綰李定の徒に至ては微細の點までも逐一列擧しながら、惠卿に及ばざる所以は、蓋し彼は惡悍くして猜忌殘忍にして蝮や蠍の如くなるゆゑ、萬一復び用ひらるゝときは一寸睨まれたる怨までも唯だ置かざるべき人物なるを以て、言ふものも後難を恐れて輕々しく彼を論ぜんとはせざるなり、臣は愚昧にして考足らざる者ゆゑ、人人の如き掛念もなく、思ふやう、言責ある位に列し、元惡と時を同うしながら畏れ避け隱忍するときは朝廷に濟まぬ次第なりと是を以て死亡をも憚らず此の愚直なる意見を奏呈に及ぶ、

伏乞陛下斷自聖意、略正典刑、縱未以汙鈇鑕、猶當追剝官職、投畀四裔、以禦魑魅、謹錄奏聞、伏候勅旨、

段落　第四大段の第六小段なり、主意を收む、

講説　伏して乞ふ陛下思召より御決斷あり、略ぼ國法を正し給はんことを、縱令ひ彼の血を以て斧鑕を汚さざるまでも、猶は當に後より官職を剝ぎ取り、之を四裔に投げ與へて化物を防がしむべし、謹んで書きしるし奏聞申し上げ、伏て御沙汰を伺ひ奉る、

注解　「鈇鑕」鈇は斧、鑕は斧を受くる所の臺、刑具、

未だ屬する所あらず、魏徵降を世勣に勸む、遂に計を決し西向す、長史に謂て曰く、此の民衆土地魏公の有なり、吾れ若し之を獻せば是れ主の敗を利して以て富貴を邀むるなりと、以て魏公に啓し、自ら之を獻せしむ、上、乃ち嘆じて曰く、世勣德に背かず功を邀へず、眞の純臣なりと、姓を李と賜ふ、魏公は李密なり、
「桓氏」桓玄、

今朝廷選用忠信、唯恐不及、而置惠卿於其間、譬如薰蕕並處、梟鸞並棲、不惟勢不兩立、兼又惡者必勝、況自去歲以來、朝廷廢吳居厚、呂嘉問、蹇周輔、宋用臣、李憲、王中正等、或以牟利、或以黷兵、一事害民、皆不得免譴、今惠卿身兼衆惡、自知罪大、而欲以閑地自免、天下公議、未肯赦之、

段落 第四大段の第四小段なり、惠卿を朝に置くべからざるを言ふ、

講說 今朝廷に於て忠信の人を選用し唯だ及ばざらんことを恐るゝ程なるに、反て惠卿を其間に置くことは、譬へば薰蕕並び處り、梟鸞並び棲むが如く、惟だ勢兩立せざるのみならず、惡人の方が必ず勝つに定まれり、況や去年より以來、朝廷は吳居厚、呂嘉問、蹇周輔、宋用臣、李憲、王中正等を廢せしが、右の者は或は利を貪るを以て、或は兵を黷せるを以て罪を得たるにて、一事を以て民を害するも皆譴責を免れざるに、今惠卿は身に衆惡を兼ねたるをや、彼れも自ら罪の大なるを知り閑散の地を以て自ら免れんと欲するも、天下の公議は未だ肯て之を赦さゞるなり、

文法 賴山陽云ふ、蘇家の史學に於ける貫穿馳聘、使用自在、之を囊中に取るが如くにして今事に切、親切著明、讀書作文の法となすべし、〇又云ふ、此に至り私行立朝の兩頭を混融し、而して己れ敢て憚らざる

講説　夫れ君主が人を用ふるには、其己に忠信ならんことを欲するが故に、必ず父兄に仁あり、師友に信あるものを取り、此の如き人物にして始めて之に付するに事務を以てするなり、故に麑を放つことは命に違へども、其仁を推すときは以て國を託すべく、子を食ふは君は徇へるなれど其殘忍を推すときは君をば殺し兼ねざるなり、欒布は唯だ彭越の命を廢せざりしが故に高祖其賢を知り、李勣は唯だ李密の地を利とせざりしが故に太宗は其義を許せり、此の二人は終に二人の君に事へたれども倶に名臣となれり、何となれば仁心の存する所は、何れに施すとも不可なるものなく、公私こそ異なれ、忠厚は殊ならざるを以てなり、呂布は丁原に事ふれば丁原を殺し、董卓に事ふれば董卓を殺し、劉牢之は王恭に事ふれば王恭に反し、司馬元顯に事れば元顯に反するに至ては、人理に背逆すること世人の共に疑ふ所なり、故に呂布は曹公に誅せられ、牢之は桓氏に殺されたるが、是れ皆其平生反覆の跡著く、勢の上に於て存すべからざればなり、夫れ曹桓は古の姦雄にして英豪を駕馭するに何の有らざる所あらん、然れども利害を推し究めたる上、終に此の如き人物を畏れたるなり、

注解　「放麑違命也」劉向説苑の貴徳篇に云ふ、孟孫獵して麑を得、秦西巴をして持歸らしむ、其母隨て鳴く、秦西巴忍びず、縱ちて之に與ふ、孟孫怒て秦西巴を逐ふ、居ること一年、召して以て太子の傅となす、左右曰く、夫れ秦西巴君に罪あり、今以て太子の傅となす何ぞや、孟孫曰く、夫れ一麑を以てして忍びず、又將た能く吾が子に忍びんやと、秦西巴罪あるを以て益す信ぜらる、「食子徇君」魏策に云ふ、樂羊魏の將となつて中山を攻む、其子中山に在り、中山の君、其子を烹て其羹を之に遺る、樂羊之を啜り一杯を盡す、樂羊已に中山を罷む、文侯其功を賞して其心を疑ふ、劉向曰く樂羊功あるを以てして疑はると、「欒布唯不廢彭越之命」史記欒布傳に云ふ、梁王彭越布を贖て以て梁の大夫となし、齊に使せしむ、未だ還らざるに漢彭越を誅し、頭を洛陽に梟す、詔して曰く、敢て收視するものあらば輙ち之を捕へんと、布還り事を彭越の頭下に奏し祀て之を哭す、吏捕へて以て聞す、上、布の罪を釋し拜して都尉となす、「李勣唯不利李密之地」通鑑唐高祖記に云ふ、徐世勣李密の舊境により

士は彼が位に在るを見、目を側でて之を畏る、

注解　「出肺腑」中心を吐露するなり、

文法　沈德潛云ふ、小人の怕るべき此の如し、〇又云ふ、趙文華の嚴嵩に於ける亦然り、始めは則ち相結び終は則ち相軋る、必然の理なり〇又云ふ、呂惠卿固より安石に負く、然れども惠卿をして其惡を行ふを得しめたるものは安石なり、安石宜しく上刑に服すべし、惠卿之に次ぐ、乃ち元祐反正の後、首として安石に太師を贈り而して惠卿に加ふるに貶竄を以てす、殊に平允中正を失ふ、

夫人君用人、欲其忠信於己、必取仁於父兄、信於師友、然後付之以事、故放麑違命也、而推其仁、則可以託國、食子狥君也、而推其忍、則可以弑君、欒布唯不廢彭越之命、故高祖知其賢、李勣唯不利李密之地、故太宗許其義、二人終事二主、俱爲名臣、何者仁心所存、無施不可、雖公私有異、而忠厚不殊、至於呂布事丁原、則殺丁原、事董卓、則殺董卓、劉牢之事王恭、則反王恭、事司馬元顯、則反元顯、背逆人理、世所共疑、故呂布見誅於曹公、而牢之見殺於桓氏、皆以其平生反覆、勢不可存、夫曹桓古之姦雄、駕馭英豪、何所不有、然推究利害、終畏此人、

段落　第四大段の第一小段なり、故事、

一旦爭利、遂相抉摘、不遺餘力、必致之死、此犬彘之所不爲、而惠卿爲之、曾不愧恥、天下之士、見其在位、側目畏之、

段落　第三大段の第二小段、安石との私交を叙す、

講說　安石は惠卿に對して子飼より育てたる恩あり父たり、師たるの義あり、其立身を求むるに當ては膠付の如く合體して一となり、互に引合ひて朝廷を欺き、其權力位勢既に均しく、勢力相軋るに及び、目を反して噬合ひ、化して仇敵となれり、初め安石は宰相を罷めし時に惠卿を執政の職に薦めたるに、惠卿已に位を得るや、安石の復び用ゐられんことを恐れ、王安國李士寧の裁判事件を起して、安石の歸鄕を促せし處、安石も之れに氣付きしかば、召さるゝや否や直に出仕し、惠卿と互に相攻擊なし死地に致さんことを期せり、安石の黨は言ふやう、惠卿は華亭の知縣張若濟をして豪民朱華等の錢を借りて田地を買取らしめ、舅の鄭膺をして民田を奪はしめ、又僧文達等をして天竺の僧舍を奪はしめたることあり、因て朝廷は蹇周輔を遣して其事を吟味せしめ、審判にならんとせし時安石官を罷めて政府を去りしかば此事件は復た究めざりき、其案件は御史の手に在るが故に再審することを得べしと、惠卿は安石が相與に奸をなせしことを言ひ立て、彼の私書を發きけるが、其一に曰く、齊年をして知らしむる勿れと、齊年とは馮京のことなり、京と安石とは共に辛酉の生れなりしかば之を齊年と曰ひしなり、此れに就ては先帝猶ほ其罪を薄しとせられしが、惠卿の徒復た安石の私書一通を發きけるが、其文句に上をして知らしむる勿れとあり、安石は是に由て罪を得たり、夫れ惠卿は安石と肺肝をさらけ出し、妻子を托する程の間柄にして、年來懇親を結び、唯だ深からざらんことを恐れたり、故に君を欺くの言が手紙に見えたりとて別段疑はざりしなり、然るに惠卿は其兩人の間に何事もなき時に方り、已に一々扣へ置き、いざと云ふ時の用意とせしが一旦利を爭ふや、其過惡を抉り出して餘力を遺さず、必ず之を死に致さんとす、此れ犬畜にても爲さゞる所なるを、惠卿自ら之を爲して愧とも思はず、天下の

講說　彼の私行の危險にして輕薄なるに至ては人間の仕業とは思はれざる位なり、市町の下賤と雖も其餘を食はざる程なり、

安石之於惠卿、有卵翼之恩、有父師之義、方其求進、則膠固爲一、更相汲引、以欺朝廷、及其權位既均、勢力相軋、反眼相噬、化爲仇敵、始安石罷相、以執政薦惠卿、既以得位、恐安石復用、遂起王安國李士寧之獄、以促其歸、安石覺之、被召即起、迭相攻擊、期致死地、安石之黨言、惠卿使華亭知縣張若濟、借豪民朱華等錢、置買田產、使舅鄭膺請奪民田、使僧文達請奪天竺僧舍、朝廷遣蹇周輔、推鞠其事、獄將具而安石罷去、故事不復究、案在御史、可覆視也、惠卿言安石相與爲奸、發其私書、其一曰、無使齊年知、齊年者馮京也、京・安石・皆生於辛酉、故謂之齊年、先帝猶薄其罪、復發其一、曰無使上知、安石由是得罪、夫惠卿與安石出肺腑、託妻子、年居相結、唯恐不深、故雖欺君之言見於尺牘、不復疑問、惠卿方其無事、已一一收錄、以備緩急之用、

付ては資糧を消費し戈甲を棄物にせしこと鉅萬を以て計る程なり、然るに恣に欺罔を行ひ、平氣にて人もなげなる振舞をなし、碑を立てゝ功を紀し、西戎をして朝廷が靈夏を呑滅するの意あることを如何にも明白に知らしめしかば、是れより戎人は怨叛し、邊鄙は騒動に及び、河北隴西は財力涸れ果て海内疲勞せり、永樂の敗軍も大將徐僖は元來惠卿が布衣の中より責任を負うて推薦擢任せし人にして、始終協議する所あり、遂に邊政を一任したるなり、敗軍の風聲が始めて朝廷に聞ゆるや、睿慮を驚かし奉り、其結果御不例を見るに至りしが、初は實に此れに由る、邊陲に於ける爭端一たび生ぜしより今に至るまで患をなせり、其移て河東を領するに及び、大に人夫と牛とを發して、葭蘆呉堡兩寨に於ける未墾の地を耕し、重兵に托して屯田せしめ、方に種を布きしが、種を投げすてたる儘にて歸り、敢て復た視察せず、秋收の時に及び再び重兵を屯田せしめて刈り取りしも、得たる所は大抵秕や稗なるが上、雨中にて刈入れたるため即時に腐れ爛れぬ、惠卿は其數を大袈裟に言ひ立て、轉運使に照會して交付し、妄に兵糧の運送を罷むるも差支なしと云へり、其實費せし所限りなくして一絲一毫の利なし、然るに邊を守るの官吏、彼を畏れ憚て皆敢て言はず、

注解　「贓罪」賄を納るゝを贓と曰ふ、「坦」平然、「河隴」河北隴西、「永樂之敗」元豐五年に夏人元豐城を陷る、「葭蘆呉堡」並に延安の地名、

此則惠卿立朝事跡一二、雖復肆諸市朝不爲過也、

段落　第二大段の第五小段なり、其立朝の罪を言ふ、

講説　右は惠卿が朝廷に立ちたる事跡の一二なり、其罪此の如くなる以上、之を市朝にさらすと雖も決して過ぎたりとは謂ふべからず、

注解　「肆諸市朝」市は民の集まる處、朝は官の集まる處、肆は之を刑して其尸を陳するなり、

文法　沈德潛云ふ、上を束ね下を起す、

若其私行嶮薄、非人所爲、雖閭閻下賤、有不食其餘者、

段落　第三大段の第一小段なり、私行の惡を概言す、

變、妄奏警急、擅領大衆、涉入虜境、竟不見敵、遷延而歸、靡費貲糧、棄捐戈甲、以鉅萬計、恣行欺罔、坦若無人、立石紀功、使西戎曉然知朝廷有吞滅靈夏之意、自是戎人怨叛、邊鄙騷動、河隴困竭、海內疲勞、永樂之敗、大將徐禧、本惠卿自布衣中保薦擢任、始終協議、遂付邊政、敗聲始聞、震動宸極、循致不豫、初實由此、邊釁一生、至今爲梗、及其移領河東、大發人牛、耕葭蘆吳堡兩塞生地、托以重兵、方敢布種投種而歸、不敢復視、及至秋成、復以重兵、防托收刈、所得率皆秕稗、雨中收獲、即時腐爛、惠卿張皇其數、牒轉運司交割、妄言可罷饋運、其實所費不貲、而無絲毫之利、邊臣畏憚、皆不敢言、

段落　第二大段の第四小段なり、邊釁を開くを言ふ、

講說　其後惠卿は、贓罪を以て黜けられたり、是に於て力めて邊陲の事を陳べて君上の意に投ぜしが、其延安に在りしとき始めて軍制を變じ、夷人と漢人とを雜せ用ひたるが、此れに付ては上は馮京と論を異にし、下は蔡延慶等と力爭せしに、惟だ黨人の徐禧之を助けたるため遂に其說を行ふことゝなりしなり、之が爲め民心に背き、邊政を亂り、今日に至るも尙ほ患をなせり、又西戎は何等の異變なかりしに、惠卿は妄に警報を奏上し擅に大軍を領して虜の境まで進入せしも、竟に敵を見ず、ぐづぐづして歸れり、此事に

長を經て靑苗を貸付くるに、組合を立て官に赴きて之を受取らしめ、一戸をも遺さず、上下騷動して其生に安んせず、遂に河北の人民は他鄕に流亡するに至れり、獨り細民のみならず上等富家と雖も、車や牛を驅り金銀を懷にし、流れて襄鄧の地に往くものあり、

注解　「手實簿法」免役錢の配布平均ならざる所より人をして自ら其家族の數及田畝の持高を書き出さしめ、又告發者に賞與の法を設けて隱蔽なからしめたるなり、

旋又興大獄、以恐脅士人、如鄭俠王安國之徒、僅保首領而去、原其害心、本欲株連蔓引、塗汚公卿、不止如此、獨賴先帝天資仁聖、每事裁抑、故惠卿不得窮極其惡、不然安常守道之士無噍類矣、

段落　第二大段の第三小段なり、大獄を興すを言ふ、

講說　之と共に又大獄を興して士人を威し脅し、鄭俠王安國の徒などは辛うじて首のみたすかつて去れり、彼の害心を究むるに、元來は株の連なり枝の蔓ると同じやうに〔謂はゆる珠數つなぎ〕公卿を罪に汚すこと、鄭王二人に止まらざる考なりしも、先帝が天資仁聖に在し、事每に押へつけ給ひし御蔭にて惠卿も其惡を窮むること出來ざりしなり、若し左なくんば常に安んじ道を行ふの士は遺類なかりしならん、

注解　「噍類」噍は嚙むなり、生きて物を食ふことを得る人と云ふ意なり、

既而惠卿自以贓罪被黜、於是力陳邊事、以中上心、其在延安、始變軍制、雜用蕃漢、上與馮京異論、下與蔡延慶等力爭、惟黨人徐禧助之、遂行其說、違背物情、壞亂邊政、至今爲患、西戎無

り、安石を退けて琦の議論を行はんと欲し給ひしが、當時の執政は皆其御語を承り、安石も亦恐れ入て爲す所を知らず、一連に表を上て退かんことを乞ふに至りしかば、天下の人は欣然として肩を休むるの望ありき、然るに惠卿は方に小官たりしが、安石が退くときは己れ其勢を失ふべきことを知りしかば、上書して謁見具申を乞ひ、力めて邪説を進め聖德を惑はし奉り、巧にも思召を翻し、身は館殿となつて內侍の職を兼ね、勅使として安石に聖意を傳へて出仕せしめ、其僞辯を肆にして琦の説を破り、其上にも安石の爲に上下を脅迫拘束するの策を建てしが、大概刑獄を用ひて上下を震動せり、是れより爭臣も聲を吞んで口を緘し、有識の人も氣力を喪て振はず、而して天下靡然として弱り果てたり、但し忠良の士を排斥攻擊し、邪黨を引用するに至ては、惠卿の力、十の內八九に居れり、

注解　「館殿」學士の職、「切持」脅制なり、

文法　沈德潛云ふ、古來姦臣多く此術を用ふ、

其後又建二手實簿法一、尺椽寸土、檢括無レ遺、雞豚狗彘、抄劄殆遍、專用二告訐一、推二析毫毛一、鞭箠交下、紙筆翔貴、小民怨苦、甚二於苗役一、又因二保甲正長一、給二散青苗一、結レ甲赴レ官、不レ遺二一戶一、上下騷動、不レ安二其生一、遂致二河北人戶流移一、雖二上等富家一、有下驅二領車牛一、懷二挾金銀一、流二入裏鄧一者上、

段落　第二大段の第二小段なり、手實簿法を建つるを言ふ、

講說　其後彼れ又手實簿法を建て、一尺の椽一寸の土と雖も調べ取て遺す所なく、雞豚狗彘の如き家畜も登記して遍く行渡り、專ら密告手段を用ひて一毫一毛の微をも勘定し、違犯者に對して鞭撻交も下ると云ふ有樣にして、帳簿等の爲め紙筆までも其價騰貴に及び、小民の怨苦は苗役よりも甚し、又保甲の正

貨無厭、王安石初任執政、用之心腹、安石山野之人、强狠傲誕、其於吏事、冥無所知、惠卿指摘教導、以濟其惡、靑苗助役、議出其手、韓琦始言靑苗之害、先帝知琦朴忠、翻然感悟、欲退安石而行琦言、當時執政皆聞德音、安石亦惶遽自失、累表乞退、天下欣然有息肩之望矣、惠卿方爲小官、自知失勢、上章乞對、力進邪說、熒惑聖聽、巧回天意、身爲館殿、攝內侍之職、親往傳宣、以起安石、肆其僞辨、以破琦說、仍爲安石畫劫持上下之策、大率多用刑獄、以震動上下、自是評臣呑聲、有識喪氣、而天下靡然矣、至於排擊忠良、引用邪黨、惠卿之力、十居八九、

段落　第二大段の第一小段なり、惠卿が安石の新法を助けたるを言ふ、

講說　臣伏て見る、前の參政事呂惠卿は張湯の口辯詐僞を懷き、盧杞の姦凶を兼ね、詭變多端にして勝手に不法を振舞ひ、利を見て義を忘れ、貨財を貪つて厭くことなし、王安石始めて執政に任ぜしとき、彼を用ひて腹心とせり、安石は元來山野の人にして强情傲誕の性質を有し、吏事に於ては眞黑闇にして知る所なし、然るに惠卿は種々差金をなし、智慧を授けて安石の惡事を成立せしめたるにて、靑苗助役の意見も亦彼の手より出でたり、韓琦は始め靑苗法の害を申立てし時、先帝は琦の朴實忠直を知りて翻然と感悟あ

立、幾至於亂、武帝覺悟、誅湯而後天下安、唐德宗世、宰相盧杞、妒賢疾能、戕害善類、力勸征伐、助成暴斂、使天下相率叛上、至於流播、德宗覺悟、逐杞而後社稷復存、』

段落 第一大段の第一小段なり、故事、

講說 右臣承るに漢の武帝の世、御史大夫張湯は詐僞の術を挾んで君主の心を取り繕ひ、貨幣を變亂し刑事を繁重にし、天下の人をして足を重ねて立ち、殆と亂に至らしめたるが、幸に武帝之に心附かれ湯を誅せられしがため天下平かなりき、唐の德宗の世に宰相の盧杞は賢者を妒み能者を疾み、善人をば賊害に及び、力めて征伐を勸めて暴稅を助け、之れがため天下は相率ゐて上に叛き、天子も播遷流浪せらるゝに至れり、然るに德宗幸に心附かれ杞を逐ひたるを以て社稷復た存せり、

注解 「張湯」史記の酷吏傳に出づ、「變亂貨幣」財政の困難を彌縫せんが爲に鹿皮の幣を造りたるを言ふ「犴獄」鄉亭に在るを犴と曰ひ、朝廷に在るを獄と曰ふ、「盧杞」藍面鬼色にして口辯あり、德宗に寵せらる、

蓋小人天賦傾邪、安於不義、性本陰賊、尤喜害人、若不死亡、終必爲患、』

段落 第一大段の第二小段なり、議論、

講說 蓋し小人は天賦傾き邪にして不義を何とも思はず、生れつき元來陰毒にして尤も人を害することを喜ぶ、故に若し死亡せざるときは終に必ず患をなすものなり、

臣伏見前參知政事呂惠卿、懷張湯之辯詐、兼盧杞之姦凶、詭變多端、敢行無度、見利忘義、黷

を以て用正を相とするは理の當然と云ふ外はなし、然るに我が朝廷は國土を縮少すること七百里なるの故を以て縝を相とす、此れ臣愚の未だ解せざる所なり、

伏乞檢臣前後章疏、下三省兩制雜議正縝之罪、以告四方、有不如臣言、甘伏訕上之罪、謹奏聞、伏候敕旨、

段落　第三大段の第四小段なり、主意を收む、

講說　伏て乞ふ臣が先後の上書を檢し、三省兩制に下して雜議せしめ、縝の罪を正して四方に告げんことを、臣の言の如くならざるあらば、甘んじて上を訕るの罪に伏せん、謹んで奏聞し、伏して勅旨を候ふ、

注解　「三省兩制」前に出づ、

纂評

○沈德潛評　力めて中立調停の說を破る、眞に一字一快を覺ゆ、中間漫冗を節去し、儲在陸の本に照す、

○賴山陽評　沈以て漫冗となす、然れども之を删る終に全璧にあらず、

乞誅竄呂惠卿狀

主意　惠卿は身衆惡を兼ぬるが故に、其官爵を剝ぎ蠻地に流すべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「終必爲患」に至るまでを第一大段となす、小人は死亡せざる限り、必ず國家の患をなすを言ふ、「臣伏見前參知政事呂惠卿」より「不爲過也」に至るまでを第二大段となす、立朝の罪を言ふ、「若其私行險薄」より「側目畏之」に至るまでを第三大段となす、私行の惡を言ふ、「夫又君用人」より篇首に至るまでを第四大段となす、處置を論ず、

右臣聞漢武帝世、御史大夫張湯挾持巧詐、以迎合上意、變亂貨幣、崇長犴獄、使天下重足而

位、突厥奄至渭北、

段落　第三大段の第一小段なり、外侮の來る場合を言ふ、

講說　古より四方の夷狄が中國を侮ることは必ず新君と舊君と更代の際即ち君主が幼冲にして人心疑懼するの時に在り、故に孝惠帝や高后の世には匈奴が凶暴なりき、唐の太宗初めて位に即くや、突厥は忽ち渭北に攻來りしことあり、

今二虜蓄謀、安危未分、折衝禦侮、專在輔弼、去歲虜使入朝、見縝在位、使副相顧、反脣微笑、此何意也、誠見縝無狀擧祖宗七百里之地、無故與之、今其爲政、我之利也、故喜而竊笑耳、啓姦辱國始於是、

段落　第三大段の第二小段なり、二虜の中國を侮るは縝の致す所なるを言ふ、

講說　今二虜（西夏、遼）は謀を蓄へ居り、安危未だ分れず、折衝禦侮は專ら輔弼に在り、然るに去歲虜の使が入朝せしとき縝が宰相の位に在るを見、正使副使とも相顧み脣を反して微笑せしが、右は何の意ぞや、虜は誠に縝が無狀にも祖宗七百里の地を擧げて之を與へたる人なれば、今其人が中國の政をなすは己の利なるが故に喜んで竊に笑ひたるのみ、其敵の奸謀を啓き國家を辱むるは必ず此に始まる、

北虜地界之謀、出於耶律用正、今以爲相、虜以闢國七百里而相用正、理固當爾、而朝廷以蹙國七百里而相縝、臣愚所未諭也、

段落　第三大段の第三小段なり、敵相と比較す、

講說　北虜疆界の計略は耶律用正に出でたるが、今虜は彼を以て宰相とせり、虜は國を闢く七百里の功

合而并食之、陛下以爲茯苓長年之功能勝烏喙殺人之毒乎、

段落　第二大段の第二小段なり、司馬光の必ず排斥せらるゝを言ふ、

講説　斯の如き人物なるに光と列を同くして宰相たらしむ、臣を以て之を度るに、一年を過ぎずして縝の邪計必ず行はれ、邪黨必ず勝ち、光が罪を獲て去らざれば必ず疾を言ひ立てゝ避けん、人が藥を服し茯苓烏喙を合せ用ひて一處に食ふが如し、陛下は茯苓が壽命を長くするの功は烏喙が人を殺すの毒に勝るとなすか、

注解　「茯苓」藥草にして長壽の功あり、「烏喙」毒草、

臣前後六上章論縝過惡、乞正典刑、至今留中不下、陛下必謂縝先朝舊臣不可不用、則宜早罷光政事、使縝自引其類、布列於朝、臣等亦當相率而避之、毋使邪正雜處、而君子終被其禍、

段落　第二大段の第三小段なり、縝を用ひんとせば則ち光を罷むべきを言ふ、

講説　臣は前後に六たび上章して縝の過惡を論じ國法を正されんことを乞ひしが、今に至るまで宮中に留まつて御沙汰下らず、陛下は縝が先朝の舊臣なれば用ひざるべからずと思召給はゞ、宜しく光の政事を罷め縝をして自ら己の同類を引て朝廷に布列せしむべし、臣等も亦當に相率ゐて之を避くべし、邪正をして雜居せしめ君子をして獨り其禍を被らしむる勿れ、

文法　沈德潛云ふ、此れ憤激に過ぐ、君に告ぐるの體にあらず○賴山陽云ふ、是れ過激と雖も勢の必ず至る所言はざるを得ず、

自古四夷內侮、必於新故更代之際、主少國疑之時、故孝惠高后之世、匈奴桀驁、唐太宗初即

ほ存するが如し、

注解　「奊」集韻に云ふ、渠龜の反、音逵、前漢書の賈誼傳云ふ奊詬亡節と、注に云ふ志分なきを謂ふと、

文法　沈德潛云ふ、夫君子推誠云々、古の君子小人の辨此に在り、人に君たるもの此れに因り之を決すれば百に一を失はず、

陛下用司馬光爲相、雖應務之才、有所不周、而淸德雅望、賢愚同敬、至於韓縝、如屠沽之行、害於而家、以穿窬之才、凶於而國、皆有實狀、可以覆按、行路之人指目非笑、紛紜之論不可具載、此何等人也、

段落　第二大段の第一小段なり、先づ宰相二人の人物を比較す、

講說　陛下は司馬光を以て宰相となし給へり、光は世務に應ずる才は遍く屆かざる所あれども、淸潔の德あり、良好の名譽あり、賢愚の差別なく一樣に敬へり、然るに韓縝に至ては屠殺漢賣肉商の如き下等の行あり、其居る所の家に害あり、其小盜人の才を以て其居る所の國に凶なること皆實證あり、重ね重ね取調ぶることを得るなり、路行く人も指目して非笑し、紛紜の論は悉く載せきれざる程なり、此れ如何なる人物なるぞ、

注解　「屠沽」獸を屠り酒を沽るなり、「穿窬」論語陽貨篇の語、戸を穿ち牆を窬ゆるの盜、

文法　賴山陽云ふ、子由、溫荊二公の人品才能を言ふ數言にして定まる、平允的當、史書未だ及ばざる所、余故に點出し讀者をして眼を着けしむ、

而陛下使與光同列、以臣度之不過一年、縝之邪計必行、邪黨必勝、光不獲罪而去、則必引疾而避矣、如人服藥用茯苓烏喙、

に容るべからず、梟と鸞とは同一の巣に居るべからず、共工鯀と皐繇とは同一の朝廷に立つべからず、顔回と盗跖とは一處に居るべからず、傳に曰く一薫一蕕とは十年たつも尚ほ各自の臭ありと、

注解　「氷炭一器」後漢書傅燮傳に云ふ、邪正の人、國を共にすべからず、亦猶ほ氷炭の器を同うすべからざるが如し、「梟鸞」賈誼の屈原を弔する賦に云ふ、鸞鳳伏竄す兮、鴟梟翺翔すと、鸞は神鳥なり、「共鯀皐繇」堯の四凶中の共工鯀と賢臣皐繇、「一薫一蕕」左傳の僖公四年に云ふ、薫は香草なり、蕕は臭草なりと、

夫君子推レ誠而不レ疑、故易レ欺、孤立而不レ黨、故易レ危、正言而不レ諱、故易レ間、潔廉而不レ懷、故易レ去、小人則不レ然、竊用二威福一以布二私恩一、交二通左右一以結二主知一、頑鈍無レ恥、奊詬無レ節、故其合也易、而其去レ之也難、誠使二君子小人一同レ處、則小人必勝、君子必去、如三薫之香一日而亡二、如二蕕之臭十年而存一、此理之必然者也、

段落　第一大段の第二小段なり、君子小人雜處するときは君子が壓倒せらるゝを言ふ、

講說　夫れ君子は己の誠を人に推開いて他人を疑はざるが故に之を欺き易し、毎に孤立にして徒黨を結ばざる故に之を危うし易し、正しく議論をなして諱まざるが故に君主との間を隔て易し、廉潔にして利祿を懷はざるが故に位地を去り易し、然るに小人の方は左にあらず、竊に威福を用ひて私恩を布き、君主の左右と交通して君主より知らるゝやうになし、頑鈍にして恥なく、奊詬とて意氣地に乏しく節操なし、故に彼等の結合するは易く、而して他より彼等を去ることは難し、誠に君子小人をして同じく處らしむるときは小人必ず勝ち君子必ず去る、薫草の香は一日にして消ゆるが如く臭草の香は十年を過ぐるも尚

雖萬死不以爲恨、謹錄奏聞、伏候勅旨、

段落　第四大段の第三小段なり、處置を言ふ、

講說　臣狂愚に勝へず、身を忘れて國の爲にする心を以て此狀を上る、乞ふ此を本人に宣示相成り、二人をして自ら進退の分に處せしめよ、臣は萬死すと雖も恨なし、謹んで錄して奏聞し、伏て勅旨を伺ふ、

纂評

○沈德潛評　自ら過なきに處し、先帝をして獨り惡名を被らしむ、庸劣の心事繪くが如し、臺諫此の如し始めて朝廷人あるを見る○前已に一疏あり二相の惡を分指す、前疏中に備はる、

乞責降韓縝第七狀

主意　縝は小人にして外侮を招く者なるが故に司馬光の如き君子と竝び相たらしむべからずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「此理之必然者也」に至るまでを第一大段となす、抽象的に君子と小人と雜處せしむべからざるを論ず、「陛下用司馬光爲相」より「而君子終被其禍」に至るまでを第二大段となす、具體的に君子と小人と雜處せしむべからざるを論ず、「自古四夷內侮」より篇尾に至るまでを第三大段となす、縝の外侮を招くことを論ず、

右臣聞天下治亂、在君子小人進退之間耳、氷炭不可以一器、梟鸞不可以共棲、共、鯀、皐、繇不可以同朝、顏回盜跖不可以竝處、傳曰、一薰一蕕、十年尚猶有臭、

段落　第一大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、

講說　右、臣聞く天下の治まると亂るゝとは偏に君子と小人との進退の間に在り、氷と炭とは同一の器

紀、將取其學、則不聞其經術可師、徒以悦媚上下、堅固寵祿、陛下何不正確縝之罪、上以爲先帝分謗、下以慰天下之望。

段落　第四大段の第一小段なり、確等を斥逐するも惜むに足らざるを言ふ、

講説　確等は碌々たる凡庸の才にして、人に過ぎたる所の實なく、朝廷其德を取らんとすれば其孝弟の行の稱すべきを聞かず、其才を取らんとすれば功業の紀すべきものあるを聞かず、其學を取らんとすれば其經術の師とすべきものあるを聞かず、徒に上下に媚びて其寵祿を堅固にするのみ、左れば陛下は何ぞ確縝二人の罪を正し、上は以て先帝の爲に失政の謗を分け、下は以て天下の望を慰め給はざるや、

文法　慰天下之望は首段を收む、

今獨以法繩治小臣、而置確縝、大則無以顯揚聖考之遺意、小則無以安反側之心、故臣竊謂大臣退則小臣非建議造事之人、可一切不治、使得革面從君、竭力自效、以洗前惡。

段落　第四大段の第二小段なり、小臣を宥すべきを言ふ、

講説　今獨り法律を以て小臣を處分し給ふに拘はらず、確縝等の大臣を其儘にし給ふ、大は御父君の遺旨を顯揚することなく、小は反側者の心に安んずることなけん、故に臣竊に思ふ、大臣さへ退かば小臣の如きは固より首唱者に非ざるが故に、一切御差構なかるべく、彼等をして面目を革め君主に服從し、力を竭して自ら効し以て前惡を洗はしめん、

注解　「革面」易の革の上六の語、

文法　沈德潛云ふ、處置極めて大體を得、

臣不勝狂愚、忘身爲國、乞宣示此疏、使確縝自處進退之分、臣

是となすならば、今日の政略變更に對して如何にして爭はざるを得ん、昔日行ひし所を以て非となすならば、其當時に於て如何にして其非なる由を議論せざるを得ん、其心底を推し究め見るに、彼が安んじて職を去らざる所以は、昔日の誤りたる政略は、皆先帝の爲されし所なれば吾罪にあらずと爲すに過ぎず、

注解　「有靦面目」詩經の小雅の語、靦は人を見るの貌、

文法　沈德潛云ふ、直ちに鼠輩の肺肝を抉す、

夫爲大臣忘君狥己、不以身任罪戾、而歸咎先帝、不忠不孝、寧有過此、臣竊不忍千載之後、書之簡策、大臣既自處無過之地、則先帝獨被惡名、此臣之所以痛心疾首、當食不飽、至於涕泗之橫流也、

段落　第三大段の第三小段なり、二人の不忠を論ず、

講說　夫れ大臣にてありながら其君を忘れて己を主にし、身を以て罪戾に任せずして咎を先帝に歸し奉る、不忠不孝、何ぞ此れに過ぎたるものあらんや、臣の竊に忍びざる所は、千載の後に於て之を書物に書き載するに、大臣自ら過失なき地位に居り、先帝御獨り惡名を蒙り給ふこととなり、此れ臣が心を痛め首を病ましめ、食事に當りても十分に食ふこと能はず、涕泗の橫流するに至る所以なり、

文法　賴山陽云ふ、終に言ふ確等先帝に用ひられ以て秕政を行ふ、今朝變革の際に仕へ、其位に安んじて退かず、兩つながら當る所なし、其心を究むるに、罪を先帝に歸して己れ無過の地に處るに過ぎずと、篇首より錯綜數次、專ら此段の張本をなす、秋霜烈日の筆、剜心洞胸の論、

確等碌碌庸才、無過人之實、朝廷將取其德、則不聞其孝弟可稱、將取其才、則不聞其功業可

す、臣は竊に不可解に存するなり、

注解　「逢」むかふと訓す、「燮理陰陽」宰相の職は陰陽の氣を調和し氣候を違はざらしむるに在り、燮は燮に同じ、和ぐなり、「陶冶民物」人類と其他の物とをして其性を遂げ發達せしむるなり、土器を制するを陶と曰ひ、金器を製するを冶と曰ふ、

文法　頼山陽云ふ、臣愚一句は空中の霹靂、前後の筋節皆動く、〇又云ふ、忽ち双調をなし、小臣大臣罪責の輕重を言て確等の身上に引歸す、

竊惟朝廷之意、將以體貌大臣、待其愧恥自去、以全國體、今確縝自山陵已後、猶端然在職、不肯引咎辭位、以謝天下、

段落　第三大段の第一小段なり、二人位を辭すべくして辭せざるを言ふ、

講説　窃に思ふに朝廷の意思は、大臣の體面を尊重して、上より罷免することなく、彼等が愧ぢて自ら引去るを待ち國家の體裁を全うせんとするに在り、今確縝は御大葬濟みたる後も尚ほ眞面目くさつて其職に居り、肯て己の咎を申立てゝ位を辭し、以て天下に謝することをなさず、

臣謹按確縝受恩最深、任事最久、據位最尊、獲罪最重、而有靦面目、曾不知愧、確等誠以昔之所行爲是耶、則今日安得不爭、以昔之所行爲非耶、則昔日安得不言、窮究其心、所以安而不去者、不過以爲是皆先帝所爲而非吾罪也、

段落　第三大段の第二小段なり、二人の心事を論ず、

講説　臣謹んで案ずるに確縝の二人は恩を受くること最も深く、政事に任ずる最も久しく、位に據る最も尊く、罪を獲る最も重きに拘はらず、平氣の顏をなし居り曾て恥を知らず、確等誠に昔日行ひし所を以て

誠一・呂嘉問・蹇周輔等、命令所至、細民鼓舞相賀、』

段落　第二大段の第三小段なり、已に先帝の遺旨に因り弊政を革め小人を斥けたることを叙す、

講説　是を以て今上皇帝寶祚を踐み、聖母宣仁后政に臨み給ふや、先帝の遺旨を承け行ひ導洛を罷め、市易を廢し、青苗を損し、助役を止め、保甲を寛くし、買馬を免じ、城池を修むるの工事を止め茶鹽鐵の舊税法を復すると共に、一方に於ては吳居厚、呂孝廉、宋用臣、賈青、王子京、張誠一、呂嘉問、蹇周輔等を黜け給ひけるが、命令の至る所、細民共鼓舞して相賀せり、

臣愚不知朝廷以爲此數事者、誰之過也、上則大臣蔽塞聰明、逢君於惡、下則小臣貪冒榮利、奔競無恥、二者均皆有罪、則大臣以任重責重、小臣以任輕責輕、雖三尺童子所共知也、今朝廷既已罷黜小臣、至於大臣則因而任之、將復使燮和陰陽、陶冶民物、臣竊惑矣、』

段落　第二大段の第四小段なり、小臣を斥けて大臣を斥けざるの理なきを論ず、

講説　臣愚に於ては朝廷が導洛等の數事を何人の過となすや分り申さず（どうも御分りなされぬやうなり、臣乞ふ之を言はん即ち）上は大臣が君主の聰明を掩ひ、君主を惡事に導き、下は小臣が榮利を貪り、奔走競爭して恥とも思はず、此の二者均しく罪ありとせば、大臣は任重きが故に其責も亦隨て重く、小臣は任輕きが故に責も亦隨て輕きことは見安き道理にして、三尺の童子と雖も共に知る所なり、然るに今朝廷は既に小臣を罷免しながら大臣に至ては從前の通に之に任じて陰陽の氣を調和し民物を陶冶せしめんと

し給はんや、

注解　「先帝」神宗、「媮合」左傳の文公七年の注に云ふ媮は猶ほ苟且の如しと、「危而不持云々」論語季氏篇の語、

然自法行以來、民力困敝、海内愁怨、先帝晩年寢疾、彌留照知前事之失、親發德音、將洗心自新、以合天意、而此志不遂、奄棄萬國、天下聞之、知前日敝事、皆先帝之所欲改、思慕聖德、繼之以泣、

段落　第二大段の第二小段なり、先帝の時の弊政は確等の如き任用せられたる諸臣の罪なるを言ふ、

講說　然れども法の行はれしより以來、民力は困窮疲敝し、海内の人愁ひ怨めり、先帝の晩年疾に臥し給ひて御大患の折、從前の政治の缺點を照知あり、親く御沙汰を發せられて、往く往く心を洗ひ自ら新にして天意に合ふやうにせんとの思召なりしが、此御志遂げずして、忽ち萬國を棄てゝ崩御し給ひぬ、天下の人之を聞き、前日の敝事は皆先帝の改めんと欲し給ひし所なることを知り、聖德を慕ひ奉り、之に繼ぐに涙を以てせり、

注解　「彌留」書經の顧命篇に云ふ、既に彌留恐らくは誓言を獲て嗣かずと、注に云ふ疾日に至り、既に彌よ甚くして留連すと、

文法　沈德潛云ふ、先帝、敝政を改めんと欲す、則ち大臣の罪何ぞ辭せん○賴山陽云ふ、神宗此の輩を用ひて此の政を行はんと欲して政弊此に至る、非を悟り改めんと欲し及ばずして逝きしを言ふ、

是以皇帝踐阼、聖母臨政、奉承遺旨、罷導洛、廢市易、損靑苗、止助役、寬保甲、免買馬、放修城池之役、復茶鹽鐵之舊、黜吳居厚・呂孝廉・宋用臣・賈靑・王子京・張

段落　第一大段なり、

講說　右臣頃ろ蔡確韓縝は其才役に立つほどにもあらず、又過失罪惡多きことを論奏して免職の御沙汰を賜はんことを乞ひたるに、今日に至るまで未だ御實行あらせられず、尤も確の方は近日已に文書を上つて退官を願ひ出でたるに、縝は安然として今に地位を去るの意思あらず、陛下ぐづぐづして決し給はざるときは長き間には天下の望を失ふに至るべし、

注解　「右臣」右とは此の如き上書に於ては本文の前に上奏の問題を掲ぐるの例なるが故に其れを指して云ふなり、

竊惟先帝在位、僅二十年、勵精政事、變更法度、將以力致太平、追復三代、是以擢任臣庶、至有起於小臣、十餘年間致位公相、用人之速、近世無與比者、究觀聖意、本欲求賢自助、以利安生民、爲社稷長久之計、夫豈欲使左右大臣媕合苟容、出入唯唯、危而不持、顚而不扶、竊取利祿、以奉養妻子而已哉、』

段落　第二大段の第一小段なり、神宗の確等を用ひたる本意を言ふ、

講說　竊に惟ふに先帝の位に在せしこと僅に二十年、心を政治に勵まし法制を變更し、將に力めて太平を致し、古三代の盛運を復せんとの御考なりき、之がため臣庶を拔擢し給ひ、小臣より身を起して十餘年の間に公相の位を取りたる者すらあり、人を用ふることの速なること、近世之と比較すべきものなし、聖意の在る所を研究觀察するに、賢人を求めて御自身の助となし、生民に利益を與へ安全ならしめ、以て社稷長久の計をなさんとの思召なりき、何として左右大臣が調子を取り、御氣に叶ふやうになし、出るも入るも唯々として仰に從ひ、危きも支へず倒るゝも扶けず、利祿を竊み取て妻子を奉養する而已なるを欲

段落　第五大段の第二小段なり、畫一狀を獻ずるを言ふ、

講說　臣謹んで四事の害を列し畫一狀として之を獻ず、愚忠憤懣の誠に勝へず、天威を犯し奉りし以上、伏て鈇鉞の誅を俟つ、臣轍誠惶誠恐、昧死上書す

纂　評

〇沈德潛評　新法の弊、子瞻前に爭ひ、子由後に爭ふ、而して子由の陳ずる所、尤も愷切たり、啻に長沙の痛哭のみならざるなり、既にして司馬公弊政を革め、後呂大防劉摯調停の說を進む、後李淸臣更に紹述の說を進む、子由屢ば爭ひ勝たずして天下の事、挽回すべからず、姦人毒を流す一に此に至る、〇上書後又畫一狀四條、備錄するに及ばず、

乞レ罷二左右僕射蔡確韓縝一狀

解題　蔡韓の二人は共に神宗の大臣となり秕政の責ある者なるが、哲宗の朝卽ち宣仁后垂簾政を聽き、司馬光等を擧げて革弊を行はんとするに當り、此の二人尙ほ舊職に在り、時々作者右司諫を以て其不可を論じたるなり、

主意　二人去らざるときは先帝をして獨り惡名を被らしむべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「久失天下之望」に至るまでを第一大段となす、斷然二人を去らざるときは人望を失ふべきを論ず、「竊惟先帝在位」より「臣竊惑矣」に至るまでを第二大段となす、二人を黜くべきを論ず、「竊惟朝廷之意」より「至於涕泗之橫流也」に至るまでを第三大段となす、二人の自ら退かざるの不臣なるを論ず、「確等皆碌々常才」より篇尾に至るまでを第四大段となす、小臣のみを斥けて大臣を舍くの不可なるを論ず、

右臣頃論二奏蔡確韓縝一、才不レ足レ用、及多二過惡一、乞レ賜二罷免一、至レ今未レ見二施行一、確近已上レ章求レ退、而縝安然未レ有二去意一、臣恐陛下隱忍不レ決、久失二天下之望一、

復作、財用復竭、誠有一事以憂陛下、臣請伏罔上之誅、以謝左右、陛下誠不信臣數年之後、親受其弊矣、古人有言曰、一慙之不忍、而終身慙乎、惟陛下爲社稷籌之、

段落　第五大段の第一小段なり、四事を廢するときは必ず其利益あるを言ふ、

講説　今陛下誠に先づ御心を治め、虛一にして靜湛ならしめ給ふときは、彼我得失などは心頭に觸るゝことなし、惡を去ることは塵垢を除くが如く、善に遷ることと饑渴を救ふが如く、民と一新して此の四事を罷め給ひ、青苗の既に貸出せしものは之を要するに三年を期限として利息を收めず、保甲の既に團結せしものは其の舊來の戶籍を其儘に据置いて別に使役することなく、差役を復して以て免役の條を罷め、商賈を通じて以て市易の令を廢し、之を行ふこと一週年に及んで之を觀察せよ、苟も民が其居に安んせず、水旱が復び起り、盜賊が復び發し、財用が復び竭るなど、一事たりとも陛下の御心配になることあらば、臣は請ふ君上を欺罔したりとの罪を以て誅に伏し、以て御側の人々に謝し申すべし、陛下誠に臣を信じ給はざるときは、數年の後、御自身其弊を受け給はん、古人の言に之れあり一の慙をば忍びずして修身の恥を留めんやと、惟だ陛下社稷の爲に之を計り給へ、

注解　「嬰」觸るゝなり、

文法　賴山陽云ふ、譬畢り又直ちに人主の身上に入らず、又傳曰云々を引き、然る後今陛下を以て起し、直ちに臣請伏誅に到り、又不信臣受其弊は一反を以て波となす、文字乃ち平直ならず、亦婉にして宕、人主を動かす處あり、

臣謹列四事之害、畫一以獻、不勝愚忠憤懣之誠、干犯天威、伏俟鈇鉞、臣轍誠惶誠恐昧死上書、

君子之過也、如日月之食焉、過也人皆見之、更也、人皆仰之、

段落　第四大段の第二小段なり、過の改むべきを説く、

講説　臣承るに人主の德は天の如きものなり、天の物に於ける熾然と燃ゆるやうに旱し、赤地千里の廣きに及び草木は皆枯死す、右は虐と申して然るべし、然れども雷雨が時に發作し、膏澤が溢るゝ段となつては百穀奮ひ起り、人民は復た粒食することを得、盛德を喜ぶの餘り、鼓打ち舞躍て旱魃の虐を忘る、何となれば天の度量廣大にして過を改むること少しの疑なければなり、如し濃厚なる雲も雨を降らさず、既に雨ふるも半分にて止み、遲疑猶豫し、久しくなるまでも尙ほ思切ることなしにあらば、天下の生物は種なしとなるべし、傳に曰く、君子の過は日月の蝕のやうなるものにて、過あるときは人皆之を見ると共に、改むるときは人皆之を仰ぐ、

注解　「赤地」草木なきを謂ふ、「密雲不雨」易の小蓄に出づ、「傳曰」論語子張篇、

文法　○沈德潛云ふ、天も亦過を改む、人君天の子たり、自ら當に過を改め以て天に法るべきを説く、此れ奇論にあらず、實に至理たり、○賴山陽云ふ、恐窺淺深耶、乃ち往て説き了らず、忽ち譬喩に入る、是れ蘇家の常法眞訣、○又云ふ、一譬、策略の首篇、天行を以て君德に喩ふ一段の如し、

今陛下誠先治其心、使虛一而靜湛乎、彼我得失莫能嬰也、去惡如去塵垢、遷善如救饑渴、與民一新、罷此四事、青苗之既散者、要之以三歲而不收息、保甲之既團者、存其舊籍而不任事、復差役以罷免役之條、通商賈以廢市易之令、行之期年而觀之、苟民不安居、水旱復起、盜賊

作す、

且今天下之安危、智者不再計矣、水旱連年、死者將半、遺民饑困、盜賊滿野、疆場未寧、軍旅在外、府庫空竭、邊餉寡少、事之可憂者、何可勝數、術之不效、斷可見矣、然陛下獨遲遲而不決、意者已爲之而已廢之、恐天下有以窺其深淺耶、

段落　第四大段の第一小段なり、過を改むるに躊躇するを論ず、

講說　且つ今天下の安危は智者は再び計るを須ひずして明白なり、卽ち洪水旱魃は毎年打續き、死亡するもの殆ど人口の半に至らんとし、生殘れる人民は饑ゑ困み、盜賊は原野に滿ち、疆場は未だ安寧ならず、又軍隊は出征して外に在り、國庫は空乏にして邊陲の糧食は寡少なり、事の憂ふべきもの何ぞ數へ切れんや、術の效なきことは斷じて知らるゝなり、然るに陛下獨り遲々として決せず、考へ見るに己之を爲して己之を廢するときは天下の人が其深淺を測ることを恐れ給ふに由るか、

文法　賴山陽云ふ、且今一句頓挫下文を起す、甚だ勢あり、

臣聞人主之德如天、天之於物也、熾然而旱、赤地千里、草木皆死、可謂虐矣、然至雷雨時作膏澤洋溢、百穀奮起、民復粒食、鼓舞盛德、而忘旱之虐、何者度量廣大、改過無疑也、如使密雲不雨、既雨而中止、遲疑猶豫、久而不忍、則天下之生物盡矣、傳曰、

をなす、語婉にして宕、人主を動かす處あり、

今者皇天悔過、啓導聖意、易置輔相、中外踴躍、思覩寛政、而歴日彌月、寂寞無聞、衆心皇皇、如久饑而不得食、臣雖愚陋、竊獨爲陛下恨也、』

段落　第三大段の第一小段なり、寛政の實現せざるを言ふ、

講說　此頃天も禍を降し、後悔して御心を導きたる結果、宰相を更迭し給ひしかば、都も地方も共に躍り上つて欣喜し、寛大の政治を見るならんと思ひ居れり、然るに日は過ぎ月は更るも寂として音沙汰なきゆゑ、衆人の心皇々として、久しく饑ゑたる身の食に有りつかざるが如き有様なり、臣は愚陋なりと雖も竊に獨り陛下の爲に殘念に思ふなり、

注解　「皇々」其所を得ざる貌、

陛下自即位以來、求治之心、常若不及、意將以堯舜之隆平、易漢唐之淺陋、不幸左右不明、陵遲以至於此、天下之人、孰不知之、今也既知其不可用而去之、又循其舊而不改、將遂代之任咎、此臣之所以爲陛下恨也、』

段落　第三大段の第二小段なり、舊制を改めざるを論ず、

講說　陛下卽位より以來、治平を求むるの心、常に及ばざるが如し、其意は堯舜の隆平を以て漢唐の淺漏に易へんとす、不幸にして左右の臣明ならず、次第に惡く成行きて今日に至れり、今天下の人誰か之を知らざるものあらん、今や已に其人の用ふべからざるを知て之を罷めたるに、又其舊政に循て改めず、將に遂に之に代て咎に任せんとす、此れ臣の陛下の爲に惜む所以なり、

文法　爲陛下恨也と所以爲陛下恨也と又層折の筆を

豈陛下之聖明有所不知耶、臣以爲非也、陛下之聖明無所不知、

段落　第二大段の第一小段なり、天子の知らざることなきを言ふ、

講說　伏して思ふに陛下天の生せる聖德に在らせられ、聰明睿知學び給はざるも具足し給ひ、其御謀慮と云ひ御處置と云ひ、申すに及ばざることなり、然るに近年以來、政治の改革ある每に人民は一同心服せず、但し青苗行はれてより農に餘財なく、保甲行はれてより農に餘力なく、免役行はれてより公私ともに困難し、市易行はれてより商人は皆病めり、上は官吏骨折れども其行はれ難きを患ひ、下は一般の人民愁ひ嘆きて其速に改まらんことを願ふ、凡そ此の四事は何として陛下の聖明を以てしても知り給はざる所あるか、臣は右樣ならずと思ふ、陛下の聰明に在らせらるゝ、知り給はざる所なし、

文法　沈德潛云ふ、直ちに弊政人を害するを揭ぐ、語々英快○賴山陽云ふ、新法起るより以來、之を爭ふもの、章々朝に交る、吾れ知らず、其往く必ず破的、此の四語の如きもの幾くありや、

何以言之、二年以來、陛下屢發英斷、廢置大吏、數其罪愆、明示臣庶、凡天下所共疾惡者、陛下無一不知、由是觀之、凡天下之所共怨苦者、陛下何所不察、

段落　第二大段の第二小段なり、知らざる所なしと云ふ所以を言ふ、

講說　何の理由を以て之を言ふとなれば、二年以來、陛下は屢ば英斷を發し給ひて大吏を更迭せられ、其罪過を數へて明に臣民に示し給ひぬ、斯く凡そ天下の共に惡み嫌ふ所の人は一として知り給はざるなし、此れに由て之に觀るときは、凡そ天下の怨苦する所の事に於ても、陛下何の察し給はざる所あらんや、

文法　賴山陽云ふ、有所不知と無所不知と、兩意層折

を申せしが、陛下が治世の道を求め給ふ初に方り、上書して政治を論ぜしに、陛下は臣が狂狷を無用とし給はず、便殿に召對あり、親く御語を承りたるが、九品の賤き官吏も此れより始めて昇殿して事を論ずるを得たり、此時に當り、陛下が問ふことを好み給ふとの噂は海内を震動しければ、愚賤の某は篤く自ら信じて思慮足らず、偏に考へたるは天下の事は徐々と遍く陳述することを得て、一寸振向き一寸指さす間に定まることとならんと、

注解　「狂狷」前に出づ、「九品」九位、「便殿」延和殿を謂ふ、

既而誤蒙恩澤、受職條例、抗論得失、與有志不合、得請外補、於今七年、而天下之治安、終未可見、臣竊疑之、

段落　第一大段の第二小段なり、疑を抱くを言ふ、

講説　其れよりして誤て恩澤を蒙り、條例司に於て一職を授けられ、事の得失を抗論に及びし處、有司と合はず、地方官に補せられんことを請ひて聞屆けられしより今に七年になりぬ、然るに天下の治安は終に未だ見るを得ず、臣は竊に不思議に思へり、

注解　「外補」外官に補すること、

文法　賴山陽云ふ、己れ知を受くる處より說き起し神宗の身上に硬坐し、其れをして盡言を受けしむ○又云ふ臣竊疑之、虛引一段、然る後弊政を言ふ、柔行巽入、君に告ぐるの體を得たり、

伏惟陛下天生聖德聰明睿知、不學而具、其於謀慮措置、曾何足云、自頃歲以來、每有更張、民率不服、蓋靑苗行而農無餘財、保甲行而農無餘力、免役行而公私並困、市易行而商賈皆病、上則官吏勞苦、患其難行、下則衆庶愁歎、願其速改、凡此四者、

纂評

○沈德潛評　若し明かに罪なきを辨ぜば上の怒に觸れんことを恐る、故に好んで古今を談じ、語或は輕く發するを認め、湔雪を求めず、祇だ獄に下り死を論せらるゝを免るゝを以て幸となすなり、情辭哀惻、赤子衣を牽き慈父母の前に呼籲するが如し、至尊自ら應に感動すべし、

自齊州回論時事論

解題　作者齊州の掌書記より朝廷に召されて著作佐郎となりしとき上りたる書にして、時事とは新法を謂ふ、

主意　青苗保甲免役市易の四法を廢止すべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「臣竊疑之」に至るまでを第一大段となす、天下治安の効なきを論ず、「伏惟陛下天生聖德」より「陛下何所不察」に至るまでを第二大段となす、君主の時弊を知らざるに非ざるを言ふ、「今者皇天悔禍」より「臣之所以爲陛下恨也」に至るまでを第三大段となす、弊政を改めざるを論ず、「且今天下之安危」より「人皆仰之」に至るまでを第四大段となす、過の改むべきを論ず「今陛下誠先治其心」より篇尾に至るまでを第五大段となす、四法を廢すべきを論ず、

臣自少讀書、好言治亂、方陛下求治之初、上書言事、陛下不廢狂狷、召對便殿、親聞德音、九品賤官、自此始得登對論事、當此之時、陛下好問之聲、震動海內、愚賤之人、篤信寡慮、以爲天下之事可得徐陳遍擧、指顧而定矣、

段落　第一大段の第一小段なり、望を屬せしを言ふ、

講說　臣は少きときより書を讀み、好んで世の治亂

宜何以報、臣願與兄軾洗心改過、粉骨報效、惟陛下所使、死而後已、臣不勝孤危迫切、無所告訴、歸誠陛下、惟寬其狂妄、特許所乞、臣無任祈天請命、激切隕越之至、

段落　第四大段なり、

講說　昔し漢の淳于公が罪を得しとき、其女子の緹縈は己の身を沈めて官婢〔官の女奴〕となり、父の罪を贖はんことを乞ひけるが、漢の文帝は之に因り遂に肉刑を除きたり、今臣の蟲けらの如き誠は、萬萬緹縈に及ばずと雖も、之に反して陛下の聰明仁聖に在すことは漢の文帝に過ぐる遠きこと非常なり、左れば臣は身に帶ぶる所の官職を返納して兄の罪を贖はんと欲す、敢て其罪を輕減し給ふことを望む次第には之れなし、但だ獄に下されて死することを免れさせば幸なり、兄軾の犯せし所、明白に條文ある儀ならんには、必ず敢て不服を唱へて御沙汰に從はず、罪ある上に又重ねて罪を得るが如きことは致さゞるなり、若し陛下の哀憐を蒙り、其萬死を赦し、牢獄より出づるを得しめ給はゞ、則ち一旦死せし者の復た生き返れると同樣なり、如何にして御恩を報ずべきかを知らざる程なり、臣願はくは兄軾と心を洗ひ過を改め、骨を粉にし御恩返しを致すべく、惟だ陛下の御使役遊ばさるゝ儘に之れあり、死して後始めて已み申さん、臣は孤立危險、心情の切迫に堪へず、告訴すべき所なきにより歸する所、誠を以て陛下に御縋り申す外なし、唯だ其狂妄に寛になし給ひて、特に願意を御聽屆下されたし、臣は天に祈り命を乞ひ、激切隕越の至りに任へず、

注解　「末減」輕減なり、「隕越」左傳の僖公八年に云ふ、下に隕越するを恐ると、注に顚墜なりとあり、罪を得て沈落するを覺悟にてとの意、

文法　沈德潛云ふ、若顯有文字云々は本と明文の其罪を指すべきなし、故に此れを以て言を立つ、○賴山陽云ふ、又罪を引き自ら任じ、復た分疏せず、但だ死を免るゝを望む、妙、

必無爲言者、惟兄弟之親、試求哀於陛下而已、臣竊悲其志、不勝手足之情、故爲冒死一言、

段落　第三大段なり、

講說　軾が逮捕に就かんとせし時、人に托して臣に謂はしめて曰ふやう、軾は早く衰弱して多病の身なれば、必ず牢獄の中に死すべし、死することは固より覺悟の儀なり、左れど恨に思ふ所は、少きより有爲の志を抱きし上に、不世出の聖主に出遇ひしことなれば、今日に於ては世に合はずとも、寸尺の微功を晩年に効さんと欲せり、然るに今此禍に遇へる以上、過を改めて自ら新にし、心を洗ひ清めにて明主に事へんと思へども其道の由るべきなし、況や平生朝廷に立て孤立の姿なれば、左右親近の人達の中に、余の爲に申立て吳るゝものなきは必定なり、惟だ兄弟の親しき間柄のみは試に陛下に哀願する恃ありと、臣竊に其志を悲み、手足の情に堪へず、故に彼の爲に死を冒して一言を奏し奉る、

注解　「分」分際と云ふが如し、「齟齬」くひちがふ、「尺寸」僅のと云ふ意なり、「手足之情」兄弟は左右の手の如しと云ふ語に出づ、

文法　賴山陽云ふ、兄の語を擧げ哀痛の言をなす、人を動かす處此に在り、

昔漢淳于公得罪、其女子緹縈、請沒爲官婢、以贖其父、漢文因之、遂罷肉刑、今螻蟻之誠、雖萬萬不及緹縈、而陛下聰明仁聖、過於漢文遠甚、臣欲乞納在身官以贖兄軾、非敢望末減其罪、但得免下獄死爲幸、兄軾所犯、顯有文字、必不敢抗拒不承、以重得罪、若蒙陛下哀憐、赦其萬死、使得出於牢獄、則死而復生、

は時に前後の思慮もなく輕々しく發することあり、先には曾て臣寮の非議を經たりしも陛下は差置て構ひ給はざりき、

注解　「狂狷」狷は褊急なり、論語に狷者は爲さゞる所ありと云ふ「繳進」繳は繳の俗字、糾戾なり、進は進奏なり、

軾感荷恩貸、自此深自悔咎、不敢復有所爲、但其舊詩已自傳播、臣誠哀軾愚於自信、不知文字輕易、迹涉不遜、雖改過自新、而已陷於刑辟、不可救止、

段落　第二大段の第三小段なり、過を改めたれども亦罪を免れざるを謂ふ、

講說　軾も有難き御容赦に感激し、此れより以後は深く自ら悔い咎め敢て復た詩を作ることなかりしが、但だ其以前に作りし詩は已に自ら世に傳へ弘がり居り、之が爲め今度の事に立至りたる次第、臣が誠に嘆かはしく存ずる所は軾が愚にして自分と己を信じ、文字の不注意にして、精神は兎も角も、形跡の不敬に涉ることに心附かず、過を改めて自ら新なる人となりしも、已に刑辟に陷り救ひ止むること叶はざる儀に之れあり、

文法　沈德潛云ふ、措語婉至、用意或は茹ひ或は吐くの間に在り、○賴山陽云ふ、罪を引て自ら任じ、復た分疏せず、舊詩傳播するを以て自新を欲すると雖も、已に刑辟に陷る云々、甚だ妙、

軾之將就逮也、使謂臣曰、軾早衰多病、必死於牢獄、死固分也、然所恨者、少抱有爲之志、而遇不世出之主、雖齟齬於當年、終欲效尺寸於晚節、今遇此禍、雖欲改過自新、洗心以事明主、其道無由、況立朝最孤、左右親近、

臣早失怙恃、惟兄軾一人、相須爲命、今者竊聞其得罪、逮捕赴獄、擧家驚號、憂在不測、

段落　第二大段の第一小段なり、軾の罪を得たることを言ふ、

講說　臣は早く父母を失ひ、唯だ兄の軾一人あるのみにて、互に寄り合うて生を保ちし處、此頃竊かに彼が罪を得、捕へられて獄舍に赴けりと聞き、家內中驚き號び・彼の前途如何に成行くべきかと心配此儀に之れあり、

注解　「怙恃」父母を謂ふ、詩經に云ふ、父なくんば何をか怙まん、母なくんば何をか恃まんと、「得罪」御史李定舒亶等、東坡の謝表及び托諷の詩を劾して仙帝を譏れりと爲しゝに起る、

臣竊思念軾居家在官、無大過惡、惟是賦性愚直、好談古今得失、前後上章論事、其言不一、陛下聖德廣大、不加譴責、軾狂狷寡慮、竊恃天地包含之恩、不自抑畏、頃年通判杭州、及知密州日、每遇物托興、作爲歌詩、語或輕發、向者曾經臣寮繳進、陛下置而不問、

段落　第二大段の第二小段なり、軾の不謹愼なるを言ふ、

講說　臣竊に考へ見る處、兄の軾は家に居ても官に在ても大なる過失罪惡は之れなし、惟だ生れつき愚直にして好んで古今の政事の得失を論じ、前後上書して事を論じたる其言ふ所一端に非ず、陛下聖德廣大にあらせらるゝが故に譴責を加へ賜はず、然るに軾の偏屈にして無分別なる所より、竊に天地の萬物を包含するが如き陛下の御恩を恃み、自分と差控へず、近年杭州の通判となり、及び密州に知事たりし日、物に遇ふ每に興を寄せて歌や詩を作れるが、其語

く朗讀して其文勢語調を自得するを要す、

爲兄軾下獄上書

解題　子由の兄、東坡が、其作りたる詩の爲に罪を得て御史臺の獄に下されし時、之を救はんが爲に上りたる文なり、

主意　己が官爵を納れて兄の死刑を贖ひたしと云ふにあり、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「惟天地父母哀而憐之」に至るまでを第一大段となす、哀訴の已むを得ざるを言ふ「臣早失怙恃」より「不可救止」に至るまでを第二大段となす、兄は已に過を改めたれども及ばざりしを言ふ、「軾之將就逮也」より「故爲冒死一言」に至るまでを第三大段となす、兄が偏に君の哀憐を希ふの意を言ふ、「昔漢淳于公得罪」より篇尾に至るまでを第四大段となす、主意を發揮す、

臣聞困急而呼天、疾痛而呼父母者、人之至情也、臣雖草芥之微、而有危迫之懇、惟天地父母、哀而憐之、』

段落　第一大段なり、

講說　臣承るに人が困難切迫の時に於ては天を呼んで助を仰ぎ、又病氣苦痛の時に於ては父母を呼んで救を求むることは、人の眞實僞なき所の情なりと、臣は草芥の如き取るに足らぬものとは申せ、危險切迫の懇願之れあり、惟だ天地たり父母たる陛下哀情を動し給ひて憐を垂れ給へ、

文法　賴山陽云ふ、事、急迫に出づ、故に大聲疾呼、多言を須ひず、妙、○又云ふ、明の李夢陽、韓文の爲に劉瑾を劾する疏を作る、韓之を閱し手づから其文句を删て曰く、長かるべからず、長ければ則ち上、讀畢らざるなりと、此意、人主に告ぐるもの知らざるべからざるなり、

至ては、充國に過ぐる遠きこと甚し、充國の言すら從ふべからず、況や充國に若かざるものの言をや、

文法　賴山陽云ふ、蘇家經史を拈出する處、人々目の到る所にして心の未だ到らざる所、腐を化し新となし、死を變じて活となす、讀書の法となすべし、

陛下將安民保國、而與喜功伐、好權利者謀之、臣不知其可也、臣不勝區區忘身憂國之誠、是以勢疎而言切、惟陛下察之、

段落　第六大段の第四小段なり、姦臣の言を用ふべからざることを言ふ、

講說　陛下は將に民を安んじ國を保たんとし給ひながら、功伐を喜び權利を好む者と相談あるは、臣其可なるを知らず、臣區々として身を忘れ國を憂ふるの誠に堪へず、之がため地位は疎遠なるに拘はらず、言ふ所は熱切なり、惟だ陛下之を察し給へ、

注解　「勢疎」地方官なること、

文法　勢疎は前の中外及び乃心罔不在王室に應ず、

纂評

○茅鹿門評　通篇神宗悔心の處を指し、感諷開悟、易の約を納るゝ牖よりするの意を得たり、而して始末の處針線法度あり、

○沈德潛評　儲同人云ふ、此書本と青苗助役保甲を諫むるが爲にして發す、却て從前の失を歷數し、其悔ゆる所に由り、以て其未だ悔いざる所を開き、又初政の得を引き以て今日の失を形す、此の如く言を立つ、直に人主の心坎中に入る、納牖に善しと謂ふべしと、其既往の悔に由り、而して竦するに將來の悔を以てす、此れ其本心の明に乘じて之を動かすなり、安石屢ば位を去るを以て君を要し、而して君心復た之が爲に錮蔽するを如何ともするなし、之が爲に三嘆す、

○賴山陽評　此篇は乃兄の張方平に代れる書と參觀せば、三蘇の用意を見るべし、彼れは渾淪此れは破碎、優劣なからず、而して文の精明法るべきは則ち却て此に在り、

本篇は穎評にも引きたる大蘇の代張方平論用兵書と共に時事論の巨擘とも謂ふべきものにして、明快にして沈痛なる處、後世の典範となすに足る、故に宜し

段落　第六大段の第二小段なり、姦臣の爲に誤まらるゝを惜む、

講説　夫れ人臣が其君に或る計畫を進むるに、苟も其事が遂げられずして、中途に變更して、衆人の意見に從ふときは、人君は彼が智慮の深淺を測知することゝなる、人君が其智慮の深淺を測知することゝならば、用舍の命は人主に在り、人主は彼を罷免するに至るべし、此れ人臣たるものゝ甚だ己に都合惡しゝとなす所なり、左れば陛下が社稷の大計の爲に、過を改めて天下を安んぜんとなし玉ふに、權力を恃み地位に固着する所の臣下等、過計を持して放さず、陛下聰明睿知に在(イマ)し、政事の存廢は御自身の思召にあるに拘はらず、獨り此の如き鬱々たる苦勞を爲し給ふことは、臣の如何にも痛ましく存じ奉る次第なり、

注解　「怙」たのむ、

文法　情事を言ふ處、深く骨を刺すが如く、明鏡を照すが如し、蘇家の筆に非ずんば誰か能く此に至らん、此に至て悟らず、獨り神宗の蔽錮にあらず、乃ち天宋徳を厭ふなり○建議の臣の心事を論ずる、直ちに肺肝を見るが如く、其論其文韓非の髓を得、

漢宣帝與趙充國擊匈奴、魏相非之、以爲當與平昌侯樂昌侯平恩侯及有識者詳議乃可、此三人者非賢於趙充國也、然而與國同憂樂、無僥倖功名之心、與希望爵賞之意、則過於充國遠甚、充國猶不可聽、而況不如充國者乎、

段落　第六大段の第三小段なり、故事を引き、專ら安石の言に從ふべからざることを暗示す、

講説　漢の宣帝が趙充國と匈奴を擊たんことを謀りしとき、魏相之を非として以爲らく、當に平昌侯、樂昌侯、平恩侯、及び有識者と熟議せば、始めて宜しからんと、此三人の者は充國より勝れるにはあらず、然れども國家と憂喜を同くし、功名を僥倖するの心と爵位賞典を希望するの意と兩つながら之なき一點に

棄即位之本心、而狥臣下之過計、臣竊以爲過也、

段落　第五大段の第二小段なり、今日の政は天子の本意にあらざるを言ふ、

講說　且つ夫れ卽位の政は陛下の本心なり、今日の事は臣下の過てる政略なり、然るに陛下が卽位の本心を棄てゝ臣下の過計に盲從し給ふことは臣恐れながら間違ひたる儀と考ふるなり、

文法　此れ天子を撇脫して臣下に入る、卽ち下段專ら臣下の罪を論ずる針線をなすなり、

雖然臣竊聽之道路、方今陛下則亦悔之矣、悔之而不變、非陛下之意、也、迫於建議之臣耳、

段落　第六大段の第一小段なり、臣下が君主の改過を妨ぐるを言ふ、

講說　然りと雖も臣、道路の風說を承るに、方今陛下に於かせられては、實に御後悔遊ばされたり、已に御後悔ありながら御變更なきは、陛下の御意志にあらず、全く建議の臣に迫られ給ひたるに過ぎずと、

文法　賴山陽云ふ、雖欲復悔無及、總結の一筆意已に竭きたるに似たり、再び卽位と今日とを以て對證し、雖然云々亦悔矣を以て揠進一層骨を刺すの論をなす、繭の絲を抽くが如し、

夫人臣進謀於其君、苟事之不遂、而變以從衆、則人主有以測其淺深、人主有以測其深淺、則用捨之命在於人主、此人臣之所以不便也、臣竊痛陛下爲社稷之計、欲改過以安天下、而怙權固位之臣、持之而不釋、陛下聰明睿知、廢置自我、而獨爲此鬱鬱也、

らば最早悔いんと思召し給ふとも及ぶ所なからん、
注解　「毀壞支體」此の句自ら不具にするを言ふ、
文法　頼山陽云ふ、兵民敵の三者を提して重を民に歸し、土崩之勢なりを以て之を結ぶ、法度整齊、筆力縱橫、此等の處小蘇の獨擅、父兄に勝るに似たり

故臣願陛下取即位之政與今日之事、試觀之、天下擾擾不安、孰與今日之甚、群臣交口爭辯、孰與今日之衆、陛下聽覽疲倦、孰與今日之多、悔恨自責、孰與今日之切、陛下誠以此較之、則不待臣言之終、而得失可以自決矣、

段落　第五大段の第一小段なり、初政と比較して其得失を斷ず、
講說　されば臣願くは陛下即位當時の政と今日の事とを取て試に之を觀給ふべし、天下が擾々として安からざることは今日の甚しきとどちらなるや、群臣が口を交へて言ひ爭ふことは今日の多數なるとどちらなるや、陛下御自身に於かせられても意見を聽き文書を覽給ふに疲倦せらるゝこと、今日の多きとどちらなるや、悔恨して自ら責め給ふこと今日の切なるとどちらなるや、陛下誠に此れを以て御比較相成るときは臣が言上の終るを待つまでもなく、初政と今日の政との得失は御決斷出來得るなり、
注解　「擾々」紛亂なり、
文法　沈德潛云ふ、前文を收繳す、〇又云ふ凡そ君たるもの宜しく此心を存すべし、止だ宋の神宗のみならざるなり、大抵即位の初、每に兢惕を懷き、既にして侈大の心漸く生じ、阿諛の言日に進む、法家拂士胥遠くして予聖自雄挽回する能はず矣、大臣たるもの當に未然に防維匡救すべきなり、

且夫即位之政、陛下之本心也、今日之事、臣下之過計也、陛下

未悔者亦有三而已、青苗助役保甲三者之弊、臣不復言矣、何者言事者論其不可、非一人也、百姓毀壞支體、燻灼耳目、嫁母分居賤買田宅、以自脫免、非一家也、陛下其亦知之矣、徘徊而不改、使民無所告訴、加之以水旱、繼之以饑饉、積悍之民、奮爲群盜、侵淫蔓延、滅而復起、英雄乘間而作、振臂一呼、而千人之衆、可得而聚也、如此而勝廣之勢成、此所謂土崩之勢也、臣恐陛下至此、雖欲復悔、而無所及矣』、

段落　第四大段の第二小段なり、民を欺くの結果土崩の勢なることを說く、

講說　且つ臣の觀察致す所、現在陛下が是として未だ悔い給はざる所のことも、亦實に三箇條あり、其三箇條とは青苗助役保甲の事なるが、此弊に就ては臣別段言上致さゞるべし、何となれば政事上建議をなし其不可を論ずるもの一人に止まらざればなり、百姓が己の支體を毀壞し耳や目を薰べ灼き、母を再緣せしめ、或は家族と別居し、田畝宅地を捨賣にして自ら夫役を逃れんとする者、一家にあらざればなり、陛下も多分御存知の筈なり、若しうろつきて御改なく、人民をして告訴するに所なからしむるに至り、其上洪水旱魃等の事あり、其結果饑饉となり、猛り狂へる人民等奮ひ起て群盜となり、次第次第に蔓延し、一旦滅ぼすと雖も復び起り立つ、英雄其間に乘じて作り、臂を振ひ一度呼べば千人の衆は立どころに聚め得らるべし、此の如くにして陳勝吳廣の形成る、此れ謂はゆる土崩の勢なり、臣の恐るゝ所は、陛下此場合に至

變遲而禍大者、土崩之患也、今瓦解之憂、陛下既知悔矣、土崩之患、陛下未以爲意、此臣之所以寒心也、易曰、不遠復、無祇悔、元吉、事之未敗也、陛下不悟其非、必俟其敗而後悔、如向三者、則陛下之復已遠而悔亦大矣、

段落　第四大段の第一小段なり、未だ悔いざる所の者の禍更に大なるを言ふ、

講説　臣承るに多數にして欺くべからざる者は民なり、勇にして犯すべからざる者は兵なり、險にして侮るべからざる者は鄰國なり、今陛下既に已に民を欺き兵を犯して鄰國を侮れり、夫れ兵を犯し鄰を侮るに變速にして禍小なり、民を欺くに至ては變遲くして禍大なり、變速にして禍小なるものは瓦解の憂なり、變遲くして禍大なるものは土崩の患なり、今瓦解の憂たる兵を犯し鄰を侮る方は陛下既に悔ゆることを知り給ひぬ、土崩の患に至ては陛下未だ何とも思召されず、此れ臣の肝膽を寒うする所以なり、易に曰く遠く行かぬ中に元へ戻れば後悔するに至らず、大吉なりと、事の未だ敗れざるときは陛下其非を悟り玉はず、是非とも其失敗を待て悔い給ふこと前の三者の如きときは、陛下の元へ戻り給ふ路已に遠く從て其後悔も亦大ならん

注解　「土崩瓦解」漢書徐樂傳に云ふ、臣聞く天下之憂土崩に在り、瓦解に在らずと、林西仲曰く、瓦の解は則ち分て塊段となり合一すべからず、土の崩は則ち散じて沙塵となり收拾すべからず、「易曰」復卦の初爻、

文法　賴山陽云ふ、再び臣聞を以て提起す、文乃ち抑揚あり、○前に論ぜし所は兵を犯し鄰を侮ることにして、以下民を欺くことを論ぜんとす、變の遲速、禍の大小、悔の未已を以て錯綜之を言ふ、過渡の妙殆ど名狀すべからず、

且臣觀之、方今陛下之所是而

る大切の地方を困弊して以て無益の功を求め、秦晋の民をして父子離散し肝脳地に塗れしめ、戎人は我が倦怠の軍を遮り我が屈撓の兵氣に乘せしかば、折角築きたる城も片端より傾覆し、援兵は引續いて潰走叛亂し、四方震動、君臣共に寢食の暇さへあらず、而して己を罪するの詔を下し給ひ、主謀者を放逐して二鄙に謝し、而して陛下既に三たび悔い給へり、

注解　「洶々」詾に通ず、衆言なり、「邊臣」李復圭、「帷幄之臣」王安石、「不臧」臧は善なり、「徼勘」徼は遮なり、勘は倦なり、

文法　頼山陽云ふ、三悔を列擧し、然る後已悔未悔の兩意を把て沓聚重論文乃ち開合あり、

夫此三者、方其未悔也、陛下亦以爲是邪、非邪、陛下犯逆衆心、力行而不顧、其必以爲是、不以爲非也、然而其終卒至於此、然則方今陛下之所是而未悔者、無乃亦類此歟』

段落　第三大段の第四小段なり、上を受け下を起す、

講說　夫れ此の三者は其未だ悔いざる時に方ては、陛下是となし給ひしか、非となし給ひしか、陛下が衆人の心に逆ひ、力行して顧み給はざりし以上、是となし給ひたるにて、非と爲し給はざりしは必定なり、其是と爲し給ひしにも拘らず、其結果卒に此の後悔の場合に立至りぬ、然らば則ち方今陛下が是なりとて未だ悔い給はざる事も亦此と同樣にてはこれあらぬか、

文法　方今の一句は下半篇を呼起す、

臣聞衆而不可欺者民也、勇而不可犯者兵也、險而不可侮者鄰國也、今陛下既已欺民犯兵而侮鄰國矣、夫犯兵侮鄰、變速而禍小、至於欺民則變遲而禍大、變速而禍小者、瓦解之憂也、

然軍中之口、猶復洶洶、不靖、陛下雖推恩撫之、而終不以爲惠、反謂陛下畏之耳、不幸邊臣失算、再生戎心、帷幄之臣、謀之不臧、不務安之、而務撓之、臨遣執政、付以疆事、多出金幣、豫書詔勅、以成其深入之計、當此之時、天下之心、知其必敗矣、而陛下與一二臣者、方以爲萬擧而萬全、既而出兵無人之境、築城不守之地、困弊腹心、以求無益之功、使秦晉之民、父子流離肝腦塗地、戎人徼勸受屈、已築之城、隨即傾覆、救援之兵相續潰叛、四方震動、君臣宵旰、而後下罪己之詔、投竄元宰、以謝一鄙、而陛下既三悔矣。

段落　第三大段の第三小段なり三悔を叙す、

講説　然れども軍中の口は猶ほ復た洶々と喧くして靜ならず、陛下は恩を與へ之を撫し給ふと雖も彼等は有難しとは爲さず、反て陛下が己を畏れ給ふと考ふるなり、不幸にして邊陲を守るの臣が計策を誤りしが爲め、再び戎狄の中國に反抗するの心を生ぜしめ、帷幄の臣の此れに對する方針善からず、戎狄を安んずることを務めずして之を撓まさんことを務め、執政を派遣し、委任するに邊疆の事を以てし、多く金幣を出だし、豫め詔勅を書して以て其深入の計を成せり、此の時に當り、天下の心は其必ず失敗に歸すべきことを知れり、然るに陛下は一二人の臣下と方に萬擧萬全なりと考へ給へるが、既にして兵を無人の境に出だし、城を守れざるの地に築き、中國の腹心た

害先見、武夫凶悍、爲レ怨最深、爲レ患最急、陛下知二其不可一、於レ是多支二月糧一、復收二退卒一、以順二適其意一、而陛下既再悔矣、』

段落　第二大段の第二小段なり、再悔を叙す、

講說　斯く御後悔ありとは申せ、陛下は御生れ付英果にて漢武の如き遠大の度量あらせられ、兵吏が軍律に違ひ敗亡せしにも拘はらず、功を立つるの思召は未だ嘗て少しも衰へず、是を以て左右の大臣は陛下の此心を測り知り、復び財利の說を申上げたる處、陛下には其利を聞くを樂み給ひて深く其害を究むるに暇あらず、左る處より何事をも盡く其言ふがまゝになし、條例司を置て天下の遺利を講求せられたり、己酉の秋、新政始めて出て、是より以來、凡そ變革ありし事は一々數へ盡されず、其中の最も大なるものを擧ぐれば、第一に出でたるを常平青苗となし、第二に出でたるを揀兵併營となし、第三に出でたるを出錢雇役となし、第四に出でたるを保甲敎閱となす、四のもの竝に世に行はれ、其結果官吏は疑惑し、兵民は憤り怨み、諫爭するものは其上書朝廷に集り、惡口するものは其聲市に廣がると云ふ次第にして、陛下も其面倒に堪へさせられず、之が爲に御座所に立て太息し給ひ、日の傾く時刻までに御膳に就き給はず、左れど猶ほ成功を希はるゝ所より、飽くまで衆人の議を排して前議を固守し、天下一同、厭苦しつゝあるも其止まるべき所を知り給はざるなり、而して揀兵併營の策は其害第一番に見はれ、武夫は凶悍なる性質のものなれば怨を爲すこと最も深く、患をなすこと最も急なり、陛下も揀兵併營の不可なるを知り給へり、之がため多くの扶持米を支給せられ、一たび除隊に及びたる兵士を復歸せしめて其機嫌を取り給へり、然れども陛下既に再び悔い給へり、

注解　「常平青苗」常平法の資本を以て青苗法を行ふが故に常平青苗と曰ふ、「揀兵幷營」諸軍を併合すること、「保甲敎閱」諸州の保甲を籍し民を聚めて敎閱するなり、「當宁」宁とは門と屛との間なり、禮記曲禮の注に、門屛内は人君朝を視、宁立する所の處と、

しく兵を發して深く敵地に入り、怨を西戎に結び僅か計の無用の土地を取て、内府御歴代の貯蓄を空竭し、大にしては秦雍を疲弊せしめ、小にして人民は寇讐の爲に殺され、西方の邊鄙は之が爲に騷然寧からずして、陛下は始めて一たび後悔遊ばされぬ、

注解　「延安有横山之謀」薛向府を延安に開き横山を取らんとし、夏人の怨を買ふ「保安有招誘之計」保安軍諸夷を招撫せんとす、「秦雍」二州の名、

文法　茅鹿門云ふ、回護の處却て神宗の病根に中る○頼山陽云ふ、自己の説を立てず、故に叙實中に於て利害を比並して言ひ、讀む者をして是れ議論なるを謂はざらしむ、妙、

然而陛下天姿英果、有漢武宏遠之量、雖復兵吏失律、而立功之意、未嘗少衰、是以左右大臣、測知此心、復進財利之説、陛下樂聞其利、而未暇深究其害、於是擧而從之、置條例司、而講求天下之遺利、己酉之秋、新政始出、自是以來、凡所變革、不可悉數、其最大者一出而爲常平青苗、再出而爲揀兵并營、三出而爲出錢雇役、四出而爲保甲教閱、四者並行於世、官吏疑惑、兵民憤怨、諫爭者、章交於朝、誹謗者、聲播於市、陛下不勝其煩、爲之當宁太息、日昃而不食矣、然猶幸其成功、力排衆人之議、而固守之、天下方共厭苦、而不知其所止也、而揀兵併營之策、其

知則有親、易從則有功、有親則可久、有功則可大、向使陛下推行此道終始不變、則臣以爲可久可大之功、可得而致矣』

段落　第二大段の第三小段なり、初政を推行するの結果を論ず、

講説　何となれば當時は政令簡略平易にして、人情の安んずる所なりしが爲に外らず、易に曰く、簡なるときは知り易く、易なるときは從ひ易し、知り易きときは人民の親むことあり、從ひ易きときは功あり、親むことあるときは久しかるべく、功あるときは大なるべしと、先に若し陛下が此簡易の道を推行して始終變らざりしならば、久しかるべく大なるべきの功は致すことを得べかりしと存ずるなり、

注解　「易曰」繫辭、

其後求治太切、用意過當、姦臣緣隙、得進邪說、始議開邊、以中上旨、於是延安有橫山之謀、保安有招誘之計、陛下饒之以金帛、假之以干戈、小人貪功、慮害不遠、輕發深入、結怨西戎、攘奪尺寸無用之地、空竭內府累世之積、大者疲弊秦雍、小者身死寇讐、西鄙騷然不寧、而陛下始一悔矣』

段落　第三大段の第一小段なり、一悔を叙す、

講説　其後治世を求め給ふこと御熱心に過ぎ、御思慮を費し給ふこと餘りに甚しかりしかば、奸臣は其隙に乘じて邪氣を進むることを得て、始めて邊陲問題を起すことを議して思召に叶ふやうになせり、是に於て延安には橫山の謀あり、保安には招誘の計あり、陛下十分に金帛を支給せられ、又干戈を假されしかば、小人は功を貪り後難を慮ること遠からず、輕々

からず、

注解　「山陵」英宗の葬儀、「誕」大になり、「徭役」夫役なり、

是時雖天下大變之後、而無不翹然想聞德音以忘其憂、兩宮歡欣、九族親睦、群臣萬民、蒙福而安、紛紜之義、不至於朝廷、謗讟之聲不聞於閭里、陛下優游無爲、而天下已治矣、治國如此、豈不樂哉、陛下自今視之、當日之政、其爲可悔恨者、凡有幾、以臣視之、非獨陛下無所悔恨、雖天下之人、亦未有以爲失當者也、

段落　第二大段の第二小段なり、初政の樂むべく悔ゆる所なきを言ふ、

講説　此時は先帝崩御、即ち天下大變の後なりしと雖も、其れに拘はらず、天下の人翹然と首を擡げて御沙汰を聞かんことを想うて其憂を忘れざるはなく、兩宮は御機嫌麗しく、九族は親睦し、群臣萬民は福を蒙つて安泰に、やかましき議論も朝廷に至らず、誹謗の聲も閭里に聞えず、陛下は閑散無爲に在しながら天下は已に治まれり、國を治めて斯かゝる有様に至らば、何と樂しきことにあらずや、陛下今より之を視給ひ、當日の政は其悔恨すべしと爲し給ふ所凡そ幾くかある、臣を以て之を視るに、獨り陛下悔恨する所なきのみにあらず、天下の人と雖も亦失當となすものあらざるなり、

文法　賴山陽云ふ、始めて悔恨の字を出だし、後の三悔の張本となす、〇悔恨を說かんとし先づ悔恨なきより說き入る、

何者政令簡易、而人情之所安耳、易曰、易則易知、簡則易從、易

然臣之所欲言者、非敢遠引前古、逆探未然、以惑陛下之聰明也、凡皆陛下之所嘗試、而臣愚之所與聞耳、

段落　第一大段の第五小段なり、上言の性質を辨す、

講説　然れども臣の言上せんと欲する所は、遠く古代の事を引き、又或は逆め未然を探り、以て陛下の聰明を惑さんとするにあらず、何れも陛下の御實歷ありし所なると共に、臣愚の與り聞ける所の事に過ぎず、

文法　賴山陽云ふ、此文の妙、自己の説を立てず、而して人主をして其既に驗あるものを思はしむるに在り、故に此に於て其大意を提して後、細かに之を説く、

臣伏見、陛下即位之始、計慮深遠、凡有所建、動合天心、始議山陵、深恤費用之廣、推明先帝薄葬之命、以詔有司、四方聞之、無不感泣、其後一年之間、誕布號令、勸率宗族、惇孝弟之行、勉勵州郡、先農桑之政、復轉對以廣言路、議徭役以寬民力、盛德之事、不可具記、

段落　第二大段の第一小段なり、初政の美を擧ぐ、

講説　臣伏て見るに、陛下即位の始、計畫する所、思慮する所、深遠にして、凡そ新に施設する所あるとき、其處置天の心に叶ふ、初め先帝の大葬を議せらるゝや、深く費用の多きを恤へ給ひ、先帝が葬禮を簡略にせよとの遺命を推し明かにして其れ其れの役人に詔ありしかば、四方之を聞き感涙を流さゞる者なかりき、其後一年の間大に號令を布き、宗族を引立てて孝弟の行を厚うせしめ、州郡を奬勵して農桑の政を先にし、轉對の制を復して言路を廣め、徭役の事を議して民力を寛うせし等、盛德の事は一々記載すべ

自到任以來、於今一歲、心目昏眩、有加無瘳、故嘗乞丐餘生、求還閭舍、區區之誠、久而未獲、陛下視臣志氣之衰至此、豈復有意別白是非、而與世俗爭議也哉、是以得失之間、久而無所與、

段落　第一大段の第三小段なり、沈默せし所以を言ふ、

講說　伏て念ふに聖德廣大にして容れざる所なし（臣言はんと欲する所あらば差控ふべき理なし）然るに臣の任地に到りしより今に一年になれるが、心も目も昏眩し、次第に益すことあるも愈ることとなし、其れゆゑ嘗て餘命を願ひ下げて故鄕に還らんことを求めたるも、此の區々の誠は久しきを經るも未だ御聽屆を蒙らざりき、（此の如き事情なれば）陛下は臣が志氣の此くまでに衰へたることを視給へり、豈に復た是非を言ひ立てゝ世俗と爭論するに意あらんや、之が爲め政事の得失につきて久しく關係する所なかりき、

注解　「陛下」神宗を指す、

今者竊有所懷、上爲陛下參之官吏、下爲陛下驗之百姓、而安危之機、實在於此、自惟受恩累聖、邦之休戚、身實同之、志力雖衰、於義不可默已、

段落　第一大段の第四小段なり、言はざるを得ざる所以を辨ず、

講說　此頃竊かに心の中に懷ふ所あり、上は陛下の爲に之を官吏の所行に參考し、下は百姓の實況に驗するに、國家安危の機は實に此に在り、自ら惟ふに御歷代より御恩を承け、邦の休戚は實に吾が身と一致するが故に、志力は衰へたるも義に於て如何にも默することを得ず、

注解　「累聖」仁宗英宗神宗を謂ふ、

を論ず、

伏以中外臣庶、各有職事、越職而言、國有常憲、臣守土陳州、非有言責而輒言之、計其狂愚、茲實有罪、

段落　第一大段の第一小段なり、此上書の職分外なるを言ふ、

講說　伏て思ふに中央地方の臣庶（官吏）各其職務あり、若し其職を越えて意見を言ふときは國家に常法あつて之を罰す、今臣は陳州に於て土地を守る（地方行政のみが臣の職分なり）政事を論爭すべき責任ある次第に之れなきに、輕々しく之を言ふ、其狂愚を考へ見れば、實に罪あるわけなり、

然臣伏念頃以老疾、不任吏事、陛下未忍廢棄、親擇便地、以遂安養、將辭之日、面承德音、以爲大臣之義、皆當爲國謀慮、不宜以中外爲嫌、有所不盡、古人有言、雖乃身在外、乃心罔不在王室、

段落　第一大段の第二小段なり、職分を越えて言ふべき理由を言ふ、

講說　然れども臣伏て考ふるに、近來老病の爲め吏事に堪へざる處、陛下は未だ老朽として放棄し給ふに忍びず、親ら老人に都合の善き土地を擇んで保養を遂げしめ給ひ、任地へ向ひ朝廷を辭せんとせし砌は、御前に於て御沙汰を蒙りしが、其時の仰には大臣の義は誰も國の爲に智謀思慮を盡すべき筈にて、地方官を勤め居り中央官吏に非ずとて遠慮をなし、心を盡さぬやうの事あるべからず、古人の言ひし語に汝の身は外に在りとても汝の心は王室にあらざるなしと、

注解　「古人有言」書經の康王之誥、

伏惟聖德廣大、無所不容、而臣

論は集中不朽の文字に屬し、臣事策も亦委曲の妙あり、而して張安道の爲に時事を論ずるの書は、之を東坡の張方平に代つて兵を用ふるを諫むるの書と異曲同工、眞に聯璧の觀あり、

宋史の論に曰く、蘇轍事を論ずる精確、辭を修むる簡明、未だ必ず其兄に劣らず、王安石初めて靑苗を議す、子由數語之を扼す、安石此れより復た此に及ばず、後王廣淵の傅會するに非ずんば則ち此議息む矣、轍言寡く欲鮮し、素より安石の敬心を得るあり、故に能く爾るなり、是の若きもの軾宜く及ばざるが如し、然れども軾の英偉の氣、閎肆の文を論ずるに至ては轍軾の弟たる難しと謂ふべし矣、元祐政を秉り力めて章蔡を斥け調停を主とせず、回河雇役を議するに及び文彥博司馬光と異同あり、西邊の謀又呂大防劉摯と合はず、君子は黨せずとは、轍に於て之を見る、轍、兄と進退出處、相同じからざるなし、患難の中友愛彌よ篤く、少怨尤なし、近古見る罕なり、獨り其齒爵皆兄より優、意ふに造物の賦與する所亦其間に乘除あるか、

陳州爲張安道論時事書

解題　時に張安道は、王安石の爲に中央政府を逐はれて陳州の知事たり、任所より新政の弊を上疏するに當り、子由代て此文を作れり、

主意　君主の本心より出でたる卽位の初政に復すべく、臣下の失計を用ゐて土崩瓦解の禍を招く勿れと云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、篇首より、「而臣愚之所與聞者耳」に至るまでを第一大段となす、上書する所以を言ふ、「臣伏見陛下卽位之始」より「可得而致矣」に至るまでを第二大段となす、卽位の政は宜しきを得たるを言ふ、「其後求治太切」より「無乃亦類此歟」に至るまでを第三大段となす、後日の政の三悔あるを言ふ、「臣聞衆而不可欺者民也」より「無所及矣」に至るまでを第四大段となす、新法の弊畏るべきを言ふ、「故臣願陛下取位之政」より「臣竊以爲過也」に至るまでを第五大段となす、主意を發揮す、「雖然臣竊聽之道路」より篇尾に至るまでを第六大段となす、建議者の爲に誤まれざるべきこと

と欲するを憂へて之を寢室に導き、虎豹の肉を食はんと欲するを知つて之を開くに坰牧を以てするが如し、是の理なきなり、且つ君子小人、勢氷炭に同じ、同處すれば必ず爭ふ、一爭の後、小人必ず勝ち君子必ず敗る、何となれば小人利を貪り恥を忍ぶ、之を擊てども去り難し、君子身を潔くし義を重んず、之を沮すれば則ち引退す、古語に曰く一薰一蕕、十年尚ほ臭ありと、蓋し此れを謂ふ矣、先帝聰明聖智、頽靡の俗を疾み、將に以て四方を綱紀し、隆を三代に比せんとす、而して臣下將順する能はず、諸法を造作し、上、天意に逆ひ、下、民心を失ふ、二聖民の願ふ所に因り取つて之を更め、上下忻慰す、則ち前者事を用ふるの臣、今朝廷斥逐を加へずと雖も、其勢亦復た留まる能はず矣、尚ほ二聖の慈仁に賴り之を外に宥す、蓋し已に厚し矣、而して議者說に惑ひ、乃ち招いで之を納れ、之と事を共にせんと欲し、之を調停と謂ふ、此輩若し返らば豈に肯て但だ已まんや、必ず將に正人を戕害し、漸く舊事を復し、以て私念を快せんと欲す、人臣禍を被る、蓋し言ふに足らず、臣惜む所のものは祖宗朝廷なり、惟だ陛下聖心より斷じ、流言に惑はさるゝ勿れ、小人一進、後に噬臍の悔あらしむる勿くんば則ち天下幸甚と、疏入る、宣仁后宰執に命じ簾前に讀ましめて曰く、子由吾が君臣邪正を並用するを疑ふ、其言極めて理に中ると、諸臣從つて之に和し、調停の說遂に已む、

尚書右丞に拜し、門下侍郎に進む、熙河の約に背ける將范育种誼を罷め以て夏人を靖んぜんことを請ひ、從はれず、會ま夏人大に熙河に寇す、又極めて兵を用ふるの曲直を辨ず、後邊兵屢ば夏の地に入るに因り、宣仁后遂に子由に從ふ、李淸臣等復た熙豐の事を言ひ以て哲宗を激怒するに及び、子由之を諫め、出だされて徐州に知たり、再び責められて化州の司馬に貶せられ循州に移る、徽宗位に卽き永州及び岳州に徙り、已にして大中大夫となり奉祠す、蔡京相となり出でゝ許州に居る、致仕して室を築き、穎濱遺老と號し自傳萬餘言を作り、復た人に接せず、終日默坐すること殆ど十年にして卒す、年七十四、文定と謚す、

子由の文も其父兄と同じく、尤も長ずる所は策論に在り、而して父の勁技、兄の雄快なしと雖も、安詳にして精明なる一點は父兄のあらざる所なり、隋唐二

人至ると雖も疆場の事は自ら言はず、其狡心を度るに、蓋し朝廷兵を厭ふを知れども敢て請はず、此議をして朝廷より發せしめ、以て重を爲すことを得んと欲す、朝廷深く其意を覺れども忍んで與へず、情得勢窮まり始めて來つて命を請ふ、一たび此機を失なはば必ず後悔をなさん、彼れ若し兵馬を點集し境上に屯聚せば、之を許さんか、則ち兵を畏れて與ふるが爲に復た恩となさず、與へざらんか、則ち邊釁一開、禍難已むなし、間、髮を容れず、正に此時に在り、失ふべからざるなり、況や今日の事、主上妙年、母后聽斷、將帥吏士、恩情未だ接せず、兵交るの日、誰か命を效さしめん、若し其れ羽書沓至、勝負紛然機に臨み決斷するは誰か其責に任ぜん、惟だ乞ふ聖心此れを以て反覆思慮早く裁斷を賜ひ、西人をして別に猖狂を致さしむること勿れと、是に於て朝廷五砦を還すことを許し、夏人遂に服す、起居郎中書舍人に遷る、朝廷議して河を故道に囘さんとす、子由呂公著の爲に言ふ、河決して北す、先帝より囘らす能はず、今其舊に因らずして取つて之を囘らさんと欲す、其力たるや難くして責たるや重し、是れを智勇勢力、先帝に過ぐると謂ふなりと、公著悟覺すと雖も未だ用ふる能はず、戸部侍郎に進み、財賦民に藏するの便なるを言ふ、兄軾に代り翰林學士となり、尋いで權吏部尚書となつて契丹に使し、還つて御史中丞となる、元祐の初より是に至つて五年、人心已に定まる、惟だ元豐の舊黨中外に分布し、多く邪說を起して以て在位を搖撼せしかば、呂大防劉摯之を患ひ、稍や引用して以て夙怨を平かにせんと欲す、之を調停と謂ふ、宣仁后疑つて決せず、子由其非を面斥し、上疏して曰く、臣近ごろ君子小人竝び處るべからざることを面論す、聖意、臣が言を以て非と爲さざるものに似たり、然れども天威咫尺、言詞迫遽盡さゞる所あり、臣にして言はず、誰か其失を救ふべきものぞ、君子を親み小人を遠ざくれば、則ち主尊く國安し、君子を疎んじ小人を近づくれば則ち主憂へ國殆し、此れ理の必然、未だ聞かず小人外に在るを以て其悅ばざるを憂へ而して之を內に引き以て自ら患を遺すことを、故に臣謂ふ小人、任ずるに腹心を以てすべからずと雖も、四方に牧守し庶務に奔走するに至つては、偏廢する所なきも可なり、若し遂に內に之を引く、是れ猶ほ盜賊の財を得ん

書南京判官に移る、居ること二年兄軾の獄に坐し、詩を以て罪を得、監筠州鹽稅使に謫せられ、移つて績溪縣に知たり、哲宗立ち秘書省校書郎を以て召さる、元祐元年右司諫となる、宣仁后朝に臨み、司馬光、呂公著、弊事を革めんと欲して舊相蔡確韓縝及び樞密使章惇皆位に在り、得失を窺伺せしが、子由皆論じて之を去れり、呂惠卿始め王安石に諂ひ、虐政を倡行し以て天下を害せしに拘はらず、勢均しく力敵するに及び、安石を陷るゝこと仇讎よりも甚しかりしかば、世尤も之を惡めり、是に至り其免れざるを知り、宮觀を乞ひ以て貶竄を避けんとす、子由其姦を具疏し、散官を以て建州司馬に安置す、司馬光は王安石の立てたる雇役の害あるを以て差役を復せんとし、其害雇役と相半するを知らず、子由言ふ、差役を罷めしより僅に二十年、吏民皆未だ習慣せず、況や役法、衆事に涉り根芽盤錯す、之を行ふ徐緩なれば乃ち審詳を得、若し首尾を窮究せず忽ち遽に便行せば恐らくは既行の後別に諸弊を生ぜん、今州縣の役錢は例として寬剩あり、大約數年を支ふるに足る、且つ舊に依て雇役し、今年を盡して止め、有司を催督して差役を審議せしめ今冬を趁うて法を成し、來年鄉戶を役使せん、但だ既行の後、復た人言なからしめば則ち進退皆便ならんと、司馬光又安石私設する所の詩書新義考を以て天下の士を考試し、科擧を改めて別に新格を爲らんと欲す、子由言ふ、進士來年の秋試、日月幾くなくして議、時に決せず、詩賦小伎と雖も、比次聲律、功を用ふる淺からず、治經誦讀講解に至つては最も輕易ならず、之を要するに來年皆未だ施行すべからず、乞ふ來年の科場一切舊の如くせん、惟だ經義兼ねて注疏及び諸家の論議を取り、或は己の見を出だし、專ら王氏の學を用ひず、仍ほ律義を罷め、擧人をして定論あるを知つて一意學をなし、以て選試を待たしめ、然る後徐に元祐五年以後の科擧の格式を議するも未だ晩しと爲さゞるなりと、司馬光皆從ふ能はず、

初め神宗、夏國の內亂を以て兵を用ひ攻討す、乃ち熙河に於て蘭州を增し、延安に於て安疆米脂等の五砦を增す、二年夏國より使を遣はし登位を賀す、使還つて未だ境を出でざるに又使をして境に入らしむ、朝廷其蘭州吾砦の地を請ふの意あるを知る、大臣を棄てんことを議し未だ決せず、子由言つて曰く、頃、西

等に置き商州軍事推官を授く、時に父洵、命を被り禮書を修む、兄軾、簽書鳳翔判官たり、子由親を京師に養はんことを請ふ、三年軾還る子由大名推官となる、年を逾え父の憂に丁り、服除きしときは神宗卽位の二年なりき、子由上書して事を言ひ延和殿に召對す、時に王安石、執政を以て陳升之と三司條例を領し、子由に命じて之が屬となす、呂惠卿安石に附せしかば子由の論常に彼と合はず、安石青苗の書を出だし、子由をして之を熟議せしめて曰く、不便あらば以て告げよ、疑ふ勿れと子由曰く錢を以て民に貸し息二分を出ださしむるは、本と以て民を救はんとするなり、利の爲にするに非ざるなり、然れども出納の際、吏緣て姦をなす、法ありと雖も禁ずる能はず、錢、民の手に入れば良民と雖も妄用を免れず、其錢を納るゝに及んでは富民と雖も限を踰ゆることを免れず、此の如くならば則ち恐る鞭箠必ず用ひ、州縣の事煩に勝へざらん、唐の劉晏國計を掌り、未だ嘗て假貸する所あらず、之を尤むるものあり、晏曰く民をして錢を得ることを僥倖せしむるは國の福にあらず、吏をして法に倚り督責せしむるは民の便

にあらず、今吾れ假貸せずと雖も、而も四方の豐凶貴賤之を知る、未だ嘗て時を逾えず、賤あれば必ず糴し貴あれば必ず糶す、此れを以て四方甚だ貴く甚だ賤きの病なし、安んぞ貸を用ふるを爲さんと、晏言ふ所は卽ち常平法のみ、今此法見に在て修まらざるを患ふ、公誠に能く民に意あり、擧げて之を行はば則ち晏の功立どころに俟つべきなりと、安石曰く君の言誠に理あり、當に徐に之を思ふべしと、此れより月を逾ゆるも青苗を言はず、會ま河北轉運判官王廣の奏する所、安石の意と合す、是に於て青苗法遂に行はる、安石因て八使を遣はして四方に之かしめ遺利を訪求す、中外其必ず迎合事を生ずるを知るも敢て言ふものなし、子由往て陳升之を見て曰く、昔し嘉祐の末、使を遣はして諸路を寬恤せしめしに各務めて事を生じ、還奏せし所、多く行ふべからず、天下の笑となる、今何を以て此れに異らん、又書を安石に致し、力めて其不可を陳す、安石怒つて將に加ふるに罪を以てせんとす、升之之を止め以て河南の推官となす、會ま張方平陳州に知たり、辟して教授となす、三年齊州の掌書記を授けられ、又三年著作佐郎に改められ、方平簽

卷二十五（蘇轍著）

著者の傳

蘇轍字は子由、東坡の弟なり潁濱と稱す、年十九にして兄東坡と同じく進士の科に登り、又同じく制擧に策す、仁宗春秋方に高し、子由其或は勤に倦まんことを慮り、政事の得失を極言するに因り、切に禁廷の事に及んで曰く、陛下即位三十餘年矣、平居靜慮、亦嘗て此に憂あるか、此に憂なきか、臣伏して制策を讀むに、陛下既に憂懼の言あり矣、然れども臣愚不敏、竊に意ふ陛下其言あるのみ、未だ其實あらざるなり、往には寶元慶曆の間、西夏、難を作す、陛下晝座に安んぜず、夜席に安んぜず、天下皆謂ふ陛下憂懼小心、周の文王の如しと、然れども西方兵を解きしより、陛下憂懼の心を棄置する二十年矣、古の聖人事無ければ則ち深憂、事あれば則ち懼れず、夫れ事なくして深憂するものは有事の懼れざるが爲にする所以なり、今陛下事なければ則ち憂へず、事あれば則ち大に懼る、臣以爲らく憂樂の節易はる矣、臣疎遠小臣之を道路に聞く、信否を知らず、近歲以來、宮中の貴妃、千を以て數ふるに至る、歌舞飲酒優笑度なし、坐朝咨諏を聞かず、便殿顧問する所なし、三代の衰ふる、漢唐の季、女寵の害、陛下亦之を知る矣、久うして止まずんば百蠧將に之に由て出でんとす、內は則ち蠱惑の汚す所以て和を傷め性を伐り、外は則ち私謁の亂る所、以て政を敗り事を害す、陛下色を內に好んで、外事を害せずと謂ふ無れ、今海內窮困生民怨苦、而して宮中の好賜、限極を爲さず、欲する所は則ち給し、有無を問はず、司會敢て爭はず、大臣敢て諫めず契を執り勅を持する迅きこと兵火の如し、內は養士養兵の費あり、外は西夏契丹の奉あり、陛下又自ら一阱を爲り以て遺餘を耗す、臣恐る陛下が此れを以て謗を得て民心歸せざらんことを、子由は心に必ず黜けらるべきことを期せしに、考官司馬光は第三等に取るべしと謂ひ、范鎭は之を難かり、蔡襄は云ふ、吾れ三司使なり、司會の言、吾れ之を愧ぢて敢て怨まずと、惟だ考官胡宿は不遜なりとして之を黜けんことを請ふ、仁宗曰く、直言を以て人を召し、而して直言を以て人を棄つ、天下其れ之を何とか謂はんと、宰相已むを得ず、之を下

して子瞻此文を爲り、以て之を祭る、涕九原に入る矣、

○沈德潛評　朝に君子なく、斯文、傳を失ふ、天下の爲に慟するなり、兩世、公に知らるゝを叙す、其私に哭するなり、末語、通體を收拾す、而して情韻幽咽、自然惻々として人を感ず、

（蘇軾著終）

か思はん、公は復た斯の世に心なく、忽ち一たび去つて余を追ふこと勿れと申されぬ、豈に世の濁れるを厭ひ、己が身を潔くして逝かれしか、將た人民に福分なくして、天は公を世に遺し置かざりしか、

注解　「溷」濁なり、

文法　樓迂齋云ふ、看る、此の數轉、多少委曲にして亂れざるを、

昔我先君懷レ寶遁レ世、非レ公則莫ニ能致一、而不肖無狀、因緣出入、受ニ敎於門下一者、十有六年於レ茲、聞ニ公之喪一、義當ニ匍匐往弔一、而懷レ祿不レ去、愧ニ古人一以忸怩、緘レ詞千里、以寓ニ一哀一而已矣、蓋上以爲ニ天下一慟、而下以哭ニ其私一、』

段落　第四大段なり、

讀方　昔し我が先君、寶を懷き世を遁る、公に非ずんば則ち能く致すなし、而して不肖無狀、因緣出入、敎を門下に受くるもの、茲に十有六年、公の喪を聞く、義當に匍匐往いて弔すべし、而して祿を懷ひ去らず、古人に愧ぢて以て忸怩、詞を緘する千里、以て一哀を寓するのみ矣、蓋し上以て天下の爲に慟し、而して下以て其私を哭す、

講說　昔し我が先君は、身に寶を懷いて世を遁れ、公に非ずんば、能く先君を世に紹介するものなかりしなり、而して拙者不束にして、緣故に因り公の所に出入し、敎へを門下に受くること、茲に十有六年、公の喪を聞きては、義に於て當に匍匐して往いて弔ふべき筈なり、然るに祿に引かれて去らず、古人に愧ぢて忸怩たり、千里の遠きに祭文を封じ込み、以て一哀を寄す、蓋し上は天下の爲に慟して、下は以て其私を哭す、

注解　「先君」東坡の父老泉のこと、「匍匐」地に伏するなり、又力を盡し、奔趨して往くなり、詩經邶風に云ふ匍匐之を救ふと、「忸怩」愧づる貌、

纂評

○茅鹿門評　歐陽文忠公、子瞻を知る、最も深し、而

して自ら時を得たりとなす、譬へば深淵、大澤の龍や虎が居らずなり、怪物が色々現はれ出で、鰌鱓が舞ひ狐狸が叫ぶが如し、

注解　「疵」庇に同じ、蔭なり、覆なり、「沛然」流行の貌、

文法　赤子の句は民有父母に應じ、朝廷の句は國有著龜に應ず、○沈德潛云ふ、斯文化爲異端は、隱に王氏の新學を指す、○樓迂齋云ふ、小人沛然云々、此れ章子厚、呂惠卿の輩を說く、下し得て言語好し、

昔其未用也、天下以爲病、而其既用也、則又以爲遲、及其釋位而去也、莫不冀其復用、至其請老而歸也、莫不惆悵失望、而猶庶幾於萬一者、幸公之未衰、孰謂公無復有意於斯世也、奄一去而莫予追、豈厭世溷濁、潔身而逝乎、將民之無祿而天莫之遺、

段落　第三大段なり、

讀方　昔し其未だ用ひられざるや、天下以て病となす、而して其既に用ひらるゝや、則ち又以て遲しとなす、其位を釋てゝ去るに及んでは、其復用を冀はざるはなく、其老を請うて歸るに至つては、惆悵望を失はざるはなし、而して猶ほ萬一に庶幾するもの、幸に公の未だ衰へず、孰か謂はん、公復た斯世に意あるなからんとは、奄ち一去して予を追ふなし、豈に世の溷濁を厭ひ、身を潔くして逝くか、將た民の祿なく、而して天之を遺すなきか、

講說　昔し公の未だ登用せられざりし時に方つては天下以て病とせしが、公が既に登用せらるゝや、又以て遲しとなし、公が位を止めて去るに及んでは、其復び任用せられんことを冀はざるはなく、公が老いたりとて官を辭して歸るに及んでは、皆惆悵と傷み悲みて望みを失はざるはなかりしも、猶ほ萬一に望みを屬せしは、公が未だ衰へざりしに由る、然るに孰れ

大川喬嶽、不ㇾ見其運動、而功利之及於物者、蓋不ㇾ可以數計而周知』

段落　第一大段なり、

讀方　嗚呼哀しいかな、公の世に生るゝ、六十有六年、民に父母あり、國に著龜あり、斯文、傳あり、學者師あり、君子恃む所あつて恐れず、小人畏るゝ所あつて爲さず、譬へば大川喬嶽、其運動を見ずして、功利の物に及ぶもの、蓋し以て數計して周知すべからざるが如し、

講說　嗚呼哀しいかな、公が生きて此世に在（イマ）せしこと六十有六年、此間民には仰ぐべき父母あり、國には信ずべき著龜あり、斯文も傳ふるあり、學者も師とする所あり、世の君子は恃む所あつて恐れず、小人は畏るゝ所あつて惡をなさず、譬へば大川、喬嶽は、其運動は見えざるも、功利の物に及ぶことは、數へ立てられず、周（アマネ）く知るべからざると同一なり、

注解　「著龜」卜筮を指す、疑ひを決すること、

今公之歿也、赤子無ㇾ所ㇾ仰芘、朝廷無ㇾ所稽疑、斯文化爲異端、而學者至於用夷、君子以爲ㇾ無ㇾ爲ㇾ善、而小人沛然、自以爲ㇾ得ㇾ時、譬如深淵大澤、龍亡而虎逝、則變怪雜出、舞鰌鱓而號狐狸』

段落　第二大段なり、

讀方　今公の沒するや、赤子仰芘（ヒ）する所なく、朝廷稽疑する所なく、斯文化して異端となり、而して學者夷を用ふるに至る、君子以て爲に善をなすなしとなし、而して小人沛然、自ら以て時を得となす、譬へば深淵大澤、龍亡びて虎逝き、則ち變怪雜出、鰌鱓（セン）舞ひて狐狸號（ナ）くが如し、

講說　今公の歿するや、人民は仰ぎ覆はるゝ所なく、朝廷は大事に就いて疑ひを考ふる所なく、斯文は化して異端となり、學者は夷狄の道を用ふるに至る、君子は何事もせざるを以て善となし、小人は勢ひよく

講説　君の死せし當坐、先君は軾に命じ給ふやう、嫁は艱難中に於て汝に從ひたれば、忘るべからず、他日汝は必ず之を其姑の側に葬れよと、未だ期年ならずして先君沒せられぬ、軾は謹んで遺命に因つて之を葬れり、銘に曰く、

君得レ從二先夫人於九原一、余不レ能、嗚呼哀哉、余永無レ所二依怙一、君雖レ沒、其有二與爲一レ婦、何傷乎、嗚呼哀哉、

講説　君は九原の下に於て先夫人に從ふことを得れども、余は能はず、扨も哀しきかな、余は永く恃みとする所なし、君は沒すと雖も、尚も嫁となつて姑に事ふることを得、何ぞ傷まんや、扨も哀しきかな、

纂　評

○沈德潛評　墨を着くること繁ならず、而して婦德已に見はる、銘詞哀むべし、語言の中に在らず、

祭二歐陽文忠公一文

解題　文忠は歐陽脩の諡なり、

主意　天下の爲に慟して、私の爲に哭すと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「蓋不可以數計而周知」に至るまでを第一大段となす、公の生前の功德を言ふ、「今公之沒也」より「而號狐狸」に至るまでを第二大段となす、公の身後の世態を言ふ、「昔其未用也」より「而天莫之遺」に至るまでを第三大段となす、公の惜むべき所以を言ふ、「昔我先君」より篇首に至るまでを第四大段となす、公私の爲に慟哭するを言ふ、

嗚呼哀哉、公之生二於世一、六十有六年、民有二父母一、國有二蓍龜一、斯文有レ傳、學者有レ師、君子有レ所レ恃而不レ恐、小人有レ所レ畏而不レ爲、譬如

講説　軾が鳳州にて役人をなせし時、君も軾に従つて同地に來りしが、軾が何か外に於て爲す所あれば、君は毎も其詳細を尋ね知らざることあらず、余に云ふやう、子は親を離るゝこと遠きことなれば、餘ほど注意せねばならずと、先君が軾を戒めたる所の事を以て日々余に語るなり、

軾與客言於外、君立屏間聽之、退必反覆其言曰、某人也、言輒持兩端、惟子意之所嚮、子何用與是人言、有來求與軾親厚甚者、君曰恐不能久、其與人鋭、其去人必速、已而果然、

段落　第二大段の第四小段なり、

講説　軾が客と表坐敷にて物語りするに、君は屏の間に立ちて之を聞き、客の歸りし後、必ず客の申せし語を繰返して曰く、誰某と云ふ男は言葉に兩端を持し、只だ子の意向のみを視る、子は何とて是のやうなる人と言を交ふる必要あらんやと、來訪の上、軾と懇意を求むること甚だしきものあり、君曰く、多分長續きすまじ、人に依り近づくこと鋭なるものは、其人を見棄つることも亦速なればと、其れよりして後果して其通りなりき、

將死之歲、其言多可聽、類有識者、其死也、蓋年二十有七而已、

段落　第二大段の第五小段なり、晩年を叙す、

講説　君が將に死せんとせし歲に於ては、其言ふ所、耳を傾くべきもの多く、識見ある人に似たり、其死せしや、但し年僅かに二十七なりき、

始死、先君命軾曰、婦從汝於艱難、不可忘也、他日汝必葬諸其姑之側、未朞年而先君沒、軾謹以遺令葬之、銘曰、

段落　第三大段なり、

氏は京師に卒せり、六月甲午の日、京城の西に假りもがりし、明年六月壬午の日に、眉の東北なる彭山縣安鎭鄕可龍里先君先夫人の墓の西北八歩の處に葬り、軾之に銘じて曰く、

注解　「治平」英宗の年號、「趙郡」東坡の先、趙郡欒城に出づ、

君諱弗、眉之靑神人、鄕貢進士方之女、生十有六年而歸于軾、有子邁、君之未嫁、事父母、既嫁事我先君先夫人、皆以謹肅聞、

段落　第二大段の第一小段なり、孝謹、

講說　君の諱は弗、眉の靑神の人にして、鄕貢進士王方の女なり、生れて十六年にして軾の許に嫁入り、子の邁を生めり、君の嫁入らざりし時分は父母に事へ、嫁入りてより我が先君と先夫人とに事へ、謹愼靜肅を以て聞えたり、

其始未嘗自言其知書也、見軾讀書、則終日不去、亦不知其能通也、其後軾有所忘、君輒能記之、問其他書、則皆略知之、由是始知其敏而靜也、

段落　第二大段の第二小段なり、敏靜、

講說　最初未だ嘗て自身書物を知ることを言はざりき、軾が書を讀みつゝあるを見れば、終日去らざりき、而も其能く書に通ぜることを知らざりしに、其後軾が忘れたる所あれば、君は能く之を記憶し、其外の書も、尋ね見るに何れも皆大略之を知れり、是れに由つて君の敏にして靜なるを知れり、

從軾官於鳳州、軾有所爲於外、君未嘗不問知其詳、曰、子去親遠、不可以不愼、日以先君之所以戒軾者相語也、

段落　第二大段の第三小段なり、規誡、

なるを言ふ、

講說　余聞けるに、光黃の間に異人多し、彼等往々佯(イツハ)つて狂となり、垢じみ汚れて遇ふこと出來ずと、方山子は事に因り彼等を見ることありや、

注解　「儻」もしくは、

文法　沈德潛云ふ、妙、不了に在り、

纂評

○茅鹿門評　余特に其烟波色を生ずる處を愛す、往々能く人をして涕洟せしむ、

○又評　奇頗る跌宕、司馬子長に似たり、

○高梅亭評　隱俠の二字是れ通篇の關鍵、

○沈德潛評　生前、傳を作る、故に尋常の傳體に別つ通篇只だ其遊俠隱淪を叙して、世系と生平の行事とに及ばず、此れ傳中の變調なり、遊俠を寫す、須眉動かんと欲す、隱淪を寫す、姓字俱に沈む、自ら是れ傳神の能事、

○賴山陽評　文、游龍の雲中に在るが如く、乍(タチマ)ち現はれ乍ち隱る、究めて全身を露(アラハ)さず、妙たる所以なり、

亡妻王氏墓志銘

主意　死して能く母夫人に事ふるを得ると云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「軾銘其墓曰」に至るまでを第一大段となす、死葬を叙す、「君諱弗」より「蓋年二十有七而已」に至るまでを第二大段となす、性行を叙す、「始死」より篇尾に至るまでを第三大段となす、遺命を叙す、

治平二年五月丁亥、趙郡蘇軾之妻王氏、卒於京師、六月甲午、殯於京城之西、明年六月壬午、葬於眉之東北彭山縣安鎭鄕可龍里、先君先夫人墓之西北八步、軾銘其墓曰、

段落　第一大段なり、

講說　治平二年の五月丁亥の日に、趙郡蘇軾の妻王

進み出で、一發にて仕留めけり、因つて余と馬上に戰爭の事及び古今の成敗を論じ、自ら一世の豪士と謂へり、今其れより僅かの間のみ、遑ましく利かぬ色は猶ほ眉の間に見ゆるなり、然るに豈に山中の人ならんや、

文法　茅鹿門云ふ、本と緊要の事なし、卽ち敍し得て澹宕、神あり、○沈德潛云ふ、前の吾故人の句の內、已に此一段の文字を含む矣、此追敍を得、隱人本と枯槁寂寞の人に非ざるを見る、作法の妙、思議すべからず○高梅亭云ふ、中段、其豪俠の態を敍す、是れ當年の氣概、○賴山陽云ふ、此段、文の中權此れを得て前後皆生色あり、○又云ふ、而豈山中之人哉、是れ坡翁の常調、然れども此句を以て敍議を混融す、伯夷傳の因此觀之怨邪非邪の如し、蓋し神合するなり、

然方山子世有勳閥、當得官、使從事於其間、今已顯聞、而其家在洛陽、園宅壯麗、與公侯等、河北有田、歲得帛千匹、亦足以富樂、皆棄不取、獨來窮山中、此豈無得而然哉、』

段落　第三大段の第一小段なり、方山子の得る所あるを言ふ、

講說　然れども方山子は世功勞ありし家柄にして、當然官を得べきものなるが故に、若し官界に從事せしめしならんには、今已に貴顯となつて名譽あらん、然るに其家は洛陽に在り、庭園居宅の莊麗なるは公侯と等しく、又河北には田地あり、歲ごとに帛千匹を得るが故に、亦以て富み樂むに足るを、皆棄てゝ取らず、獨り窮山の中に來るは、豈に心に得る所なくして然らんや、

文法　上の自得に應ず、

余聞光黃間多異人、往往陽狂垢汙、不可得而見、方山子儻見之歟、』

段落　第三大段の第二小段なり、方山子の異人の流

「答、仰而笑、呼余宿其家、環堵蕭然、而妻子奴婢、皆有自得之意、余既聳然異之、』

段落　第一大段の第二小段なり、其自得を叙す、

講説　余は黄州に左遷せられて此に居り、岐亭を過ぎし時、丁度方山子に遇へり、余怪んで曰く、扨も此れ吾が故人の陳慥季常なり、何如なるわけあつて此に在るかと、方山子も亦驚いて余が此に至りたる次第を問ひければ、余之に其原因を告げたるに、彼れ俯して答へず、仰いで笑ひ、余を呼んで其家に宿せしめたるが、環堵物淋しく、而して妻子奴婢に至るまで皆満足の意あり、余既に聳然珍らしく思へり、

注解　「矍然」驚顧の貌、「環堵」五板を堵となす、居を環る唯だ一堵なり、「聳然」警悚の貌、

文法　頼山陽云ふ、先づ姓名を點せず、結構の奇處、全く此に在り、○高梅亭云ふ、其隱居の樂を叙す、是れ現今の情景、

「獨念方山子少時、使酒好劍、用財如糞土、前十有九年、余在岐山、見方山子從兩騎挾二矢游西山、鵲起於前、使騎逐而射之、不獲、方山子怒馬、獨出一發得之、因與余馬上論用兵及古今成敗、自謂一世豪士、今幾日耳、精悍之色、猶見於眉間、而豈山中之人哉、』

段落　第二大段なり、

講説　獨り念ふに、方山子の少時は酒を使ひ劍を好み、金錢を用ふること土芥の如し、今より十九年前に余は岐山に在りて見たるは、方山子が兩人の騎士を從へ、二本の矢を挾み、西山に遊びしに、目の前に鵲飛び起ちければ、騎士に逐ひ驅け往きて之を射させしも、中らざりければ、方山子馬を怒らし獨り

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「余既聳然異之」に至るまでを第一大段となす、其隱逸を叙す、「獨念」より「而豈山中之人哉」に至るまでを第二大段となす、其豪俠を叙す、「然方山子世有勳閥」より篇尾に至るまでを第三大段となす、論贊なり、

方山子光黃間隱人也、少時慕朱家郭解爲人、閭里之俠皆宗之、稍壯折節讀書、欲以此馳騁當世、然終不遇、晩乃遯於光黃間、曰岐亭、庵居蔬食、不與世相聞、棄車馬、毀服冠、徒步往來山中、人莫識也、見其所著帽、方屋而高、曰、此豈古方山冠之遺像乎、因謂之方山子、

段落　第一大段の第一小段なり、方山子の行徑及び命名の來由を叙す、

講說　方山子は光黃間の隱人なり、其少かりし頃、昔しの朱家、郭解の人と爲りて慕ひ、閭里の俠者、皆之を親分とせり、稍壯年に及び、節を折つて書を讀み、此れを以て當世に馳せ廻らんとせしも、終に不遇なりき、晩年乃ち光黃の間に隱遁したるが、其居る處を岐亭と曰ふ、草菴に住ひ、蔬菜を食ひ、世の中と交通せず、車馬を棄て冠や禮服を毀ち、徒歩にて山中を往來する所、誰れも之を見識るものなし、其被る所の帽の四角にして中高なるを見て曰く、此れ何と古への方山冠の遺像なるかと、因つて之を方山子と謂ふ、

注解　「朱家郭解」竝に史記の遊俠傳に出づ、「方屋」幘の其中を崇うするものを屋と曰ふ、

文法　高梅亭云ふ、隱俠の二字、一篇を關係す、

余謫居於黃、過岐亭、適見焉、曰、嗚呼此吾故人陳慥季常也、何爲而在此、方山子亦矍然問余所以至此者、余告之故、俯而不

段落　第三大段なり、

講説　知微の死せしより、此筆法中絶せしこと五十餘年なりき、近歳成都の人蒲永昇は、酒を嗜み放逸なるが、其性は畫と一致し、始めて活水を畫き、二孫の本意を得、黃居宷兄弟、李懷兗の流より、皆及ばず、王公、富人或は勢力を以て畫かしめんとするときは、永昇は輒ち嬉笑して捨て去る、其畫かんと欲するに遇へば、貴賤を擇ばず頃刻の間にして成る、嘗て予と壽寧院水に臨み、二十四幅を作る、夏日每に之を高堂の素壁に掛くるときは、凄き風、人を襲ひ、毛髮爲に立つ、

注解　「二孫」孫位、孫知微、

文法　賴山陽云ふ、坡翁に非ずんば、形容此に至る能はず、謂はゆる兎起鶻落、少しく縱せば則ち逝くもの、意ふに翁文を作る、亦然り、

永昇今老矣、畫亦難得、而世之識眞者亦少、如往時董羽、近日常州戚氏畫水、世或傳寶之、如董戚之流、可謂死水、未可永昇同年而語也、

段落　第三大段なり、

講説　永昇今は老いたり、畫も仲々得難く、而して世の眞を識るもの亦少し、往時の董羽、近日常州の戚氏の畫水の如きは、世人或は傳へて之を寶とするも、董戚の流などは死水と謂ふべし、永昇と年を同じうして語るに足らず、

纂評

〇**沈德潛評**　活水死水、行文の法を悟るべし、中蒼黃寺に入る一段、尤も能く神來の候を狀出す、蓋し古今の妙文、神來に成らざるものあるなし、天機忽ち動き之を自然に得、人力與らざるなり、

方山子傳

解題　方山子は號なり、姓名、本文に出づ、

主意　方山子は道に得る所ありと云ふに在り、

講說　處士の孫位は始めて新たなる意匠を出だし、早瀬や大浪を畫き、山石と折れ曲り、物に隨つて形を賦し、水の變を極めて、神逸なりとの評判あり、

文法　奔湍巨浪は前の平遠細流に反映す、

其後蜀人黃筌孫知微、皆得其筆法、始知微欲於大慈寺壽寧院壁作湖灘水石四堵、營度經歲、終不肯下筆、一日蒼黃入寺、索筆墨甚急、奮袂如風、須臾而成、作輸瀉跳蹴之勢、洶洶欲崩屋也、

段落　第二大段の第二小段なり、知微の畫を叙す、

講說　其後蜀人の黃筌孫知微は、皆孫位の筆法を得たり、始め知微は大慈寺壽寧院の壁に於て湖灘水石四堵を作らんと欲せしが、工夫を凝すこと歲を經たるが、終に肯て筆を下さゞりき、然るに一日突然寺に入り、筆や墨を要求すること甚だ急にして、其筆を手にするや、袂を奮ふ風の如く、忽ちの間に出來上り、水の注ぎ込み跳ね上る勢ひをなし、洶々と涌き出でゝ、屋を崩さんとす、

注解　「四堵」二丈を板となし、五板を堵となす、

知微既死、筆法中絕五十餘年、近歲成都人蒲永昇、嗜酒放浪、性與畫會、始作活水、得二孫本意、自黃居寀兄弟李懷袞之流、皆不及也、王公富人、或以勢力使之、永昇輒嘻笑捨去、遇其欲畫、不擇貴賤、頃刻而成、嘗與予臨壽寧院水、作二十四幅、每夏日掛之高堂素壁、即陰風襲人、毛髮爲立、

纂評

○沈德潛評　一畫を擧げて他は類推すべし、道子の畫、子瞻の評、唯だ此藝に聖神なるもの之を能くす、

書蒲永昇畫後

主意　永昇の水を畫くは、知微の後を繼いで、天下に獨步すと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「爭工拙於毫釐間耳」に至るまでを第一大段となす、古今、水を畫くもの、未だ其妙を得ざるを言ふ、「唐廣明中處士孫位」より「洶々欲崩屋也」に至るまでを第二大段となす、孫位、黃知微の水を畫くに妙なるを言ふ「知微既死」より「毛髮爲立」に至るまでを第三大段となす、永昇の畫を說明す、「永昇今老矣」より篇尾に至るまでを第四大段となす、他の二名家を把つて永昇と比較す、

古今畫水、多作平遠細流、其善者不過能爲波頭起伏、使人至以手捫之、謂有窪隆、以爲至妙矣、然其品格特與印板水紙爭工拙於毫釐間耳、

段落　第一大段なり、

講說　古今の畫工、水を畫くに、多くは平遠の小さき流れをなす、其善きものは能く波の上のうねりをなすに過ぎず、觀る人、手を以て之を撫で、凸凹ありと思ふに至る、之をば至妙となす、然れども其品格は、特に印版水紙と工拙を僅かばかりの間に爭ふのみ、

注解　「窪隆」窪は深なり、隆は高なり、凸凹是れなり「印板水紙」水影を模したる紙、

唐廣明中、處士孫位、始出新意、畫奔湍巨浪、與山石曲折、隨物賦形、盡水之變、號稱神逸、

段落　第二大段の第一小段なり、孫位を敍す、

於ける、夏殷周の三代より漢を歷、唐に至つて完全せり、故に詩は杜子美に至り、文は韓退之に至り、書は顏魯公に至り、畫は呉道子に至つて、古今の變化、天下の能力極まり盡せり、

注解　「杜子美」杜甫、「顏魯公」顏眞卿、

道子畫人物、如以燈取影、逆來順往、傍見側出、横邪平直、各相乘除、得自然之數、不差毫末、出新意於法度之中、寄妙理於豪放之外、所謂游刃餘地、運斤成風、蓋古今一人而已、』

段落　第二大段なり、

講說　道子の人物の畫き方は、燈にて物の影を取るが如く、前面は之を迎へて前より寫し、背面は之に順ひて後より寫し、側面兩面と、縱線横線と、各差引きをなして自然の距離寸法に叶ひ、毫末ほどの違ひもあらず、法則の中に新機軸を出だし、豪放の外に至妙の理を寄せ、謂はゆる遊刃餘地、運斤風を成すもの、但し古今一人のみ、

注解　「遊刃餘地運斤成風」上句は莊子養生主の語、肉を割くに刀を自由に使ふを謂ふ、下句は同書徐無鬼の語、巧なる土匠の形容、斤は手斧、

文法　沈德潛云ふ、新意云々、千古行文の妙、此二語を出でず、○賴山陽云ふ、形容妙、然れども晚近嗎蘭人、畫を作る、此趣きあり、南宗、取らざるなり、

予於他畫、或不能必其主名、至於道子、望而知其眞僞也、然世罕有眞者、如史全叔所藏、蓋一二見而已、』

段落　第三大段なり、

講說　予は、外の畫に於ては、其畫工の名を言ひ當つること出來ざるも、道子の畫に至つては、一見して其眞僞を知る、然れども世に眞物はあること罕なり、史全叔の所持するもの丶如きは、蓋し一二度見たるのみ、

れども藝なきときは、畫くべき物、心に形をなせども、手には形を成さず、吾れ嘗て居士が華嚴相を作りしを見しに、皆己が考へを以て造りたるに、自然、佛と合せり、佛、菩薩之を言ひ、居士之を書き、言ひたる者と書きたる者と、同一の手に出でたるが如し、況や居士が自ら其見る所を畫きたる山莊の圖に於てをや、

注解．「作華嚴相」居士の畫に華嚴變相圖卷あり、長さ二丈二尺、華嚴經の意を畫きたるなり、

纂評

○沈德潛評　即ち莊子、腰は帶を忘れ、足は履を忘るゝの意、其解を得るもの自ら之に遇ふ、末又道藝相兼ぬるを轉出し、學者をして從入する所を知らしむ、

書呉道子畫後

主意　呉道子の人物畫は古今獨步にして、直ちに眞僞を知るべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「天下之能事畢矣」に至るまでを第一大段となす、呉道子は畫の極致に至れるを言ふ、「道子畫人物」より「蓋古今一人而已」に至るまでを第二大段となす、其畫の神妙なる所以を說明す、「予於他畫」より篇尾に至るまでを第三大段となす、史全叔の所藏の傑作なるを言ふ、

知者創物、能者述焉、非一人而成也、君子之於學、百工之於技、自三代歴漢至唐而備矣、故詩至於杜子美、文至於韓退之、書至於顏魯公、畫至於呉道子、而古今之變、天下之能事畢矣、

段落　第一大段なり、

講說　知慮あるものが物事を發明し、技能あるものが、其發明せし事物を述べ傳へ、始めて出來上るものにして、如何なる事物も決して一人の手にて成るものにあらず、されば君子の學問に於ける、百工の技に

石草木、不問而知其名、遇山中漁樵隱逸、不名而識其人、此豈强記不忘者乎、

段落　第一大段なり、

講說　或人の曰く、李龍眠は山莊の圖を作り、後來、山に入る者をして足のまゝに行きて自ら道路を得しめ、宛も夢に見覺えたる所を見るが如く、己れの前生を悟るが如く、山中に在る泉や石や草木を見るときは、問はずして其名を知り、山中に住ふ漁人や樵夫や隱遁者に遇ふときは、名乘らずして其人を識ることを得、斯くまでに悉しきは、何と居士が善く山中の景を記憶して忘れざるものかと、

曰、非也、畫日者常疑餅、非忘日也、醉中不以鼻飮、夢中不以趾捉、天機之所合、不强而自記也、居士之在山也、不留於一物、故其神與萬物交、其智與百工通、

段落　第二大段なり、

講說　曰く然樣にはあらず、譬へば日を畫くものは常に餅を疑ふ、日を忘るゝにはあらず、餘り日に拘泥すればなり、如何に醉ひて本性を失へばとて、鼻にては酒を飮まず、足にては物を捉まず、天機の合する所は、無理に覺えんとせざるも覺ゆるものなり、居士が山に居る時と云ふものは、一物にも心を屈托せず、故に其精神は萬物と一體となり、其智術は百工と兼通するなり、

雖然有道有藝、有道而不藝、則物雖形於心、不形於手、吾嘗見居士作華嚴相、皆以意造、而與佛合、佛菩薩言之、居士畫之、若出一人、況自畫其所見者乎、

段落　第三大段なり、

講說　然りと雖も畫に道あり、又藝あり、若し道はあ

に卓絶するや、

君平生可紀者甚多、獨書此二事、遺其子勰勵、明剛者之必仁、以信孔子之說、

段落　第三大段の第二小段なり、文を作る所以を記す、

講說　君の平生の言行は、紀すべき所のもの甚だ多し、今獨り此二事を書して其子の勰勵に送り、剛者の必ず仁なることを明かにし、孔子の說を立證するなり、

纂評

○沈德潛評　二事を擧げて以て其生平を概す、其仁に與るを得る、知るべし矣、議論矯然、筆力蒼然、

○賴山陽評　文の經術に据り意を立つるもの、腐に流れ易し、眉山の如きは獨り然らず、然らざる所以のもの何ぞ、曰く實、

又評　坡翁の文、善く長兵を用ふ、此篇獨り短兵を用ふ、其抑折の處、頗る荊公に似たり、

書李伯時山莊圖後

解題　李伯時、名は公麟、伯時は其字、中書門下となり、後刪定官となる、元符三年、龍眠山に歸老し、龍眠居士と稱し、自ら山莊の圖を畫き、世に傳へて寶となす、人物を寫す最も精なり、士大夫以爲へらく、鞍馬、韓幹に愈り、佛像、呉道子に進むべく、山水、思訓に似、人物、韓滉に似たりと、

主意　李伯時の畫は道藝を兼ねたりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「此豈强記不忘者乎」に至るまでを第一大段となす、疑案、「曰非也」より「其智與百工通」に至るまでを第二大段となす、解答、「雖然」より篇尾に至るまでを第三大段となす、主意を發す、

或曰、龍眠居士作山莊圖、使後來入山者、信足而行、自得道路、如見所夢、如悟前世、見山中泉

場合より活すことあらんや、

注解　「使臣」經制溪洞事宜使の屬官なり、「逗撓」逗は止まる、撓は躊躇、

文法　沈德潜云ふ、此れ又剛の一、○賴山陽云ふ、敘語曲折、妙を得、○又云ふ、佞不仁を撇して、獨り重ねて剛仁を提し、單に十二人を活するに就いて之を證し、結となす、乃ち合掌ならず、

方孔子時、可謂多君子、而曰未見剛者、以明其難得如此、而世乃曰、太剛則折、士患不剛耳、長養成就、猶恐不足、當憂其太剛而懼之以折耶、折不折天也、非剛之罪、爲此論者、鄙夫患失者也、

段落　第三大段の第一小段なり、俗說を排す、

講說　孔子の時に方り、君子多しと謂ふべし、然るに孔子は吾れ未だ剛者を見ずと宣へり、孔子が斯くて剛者の得難きこと此の如くなるを明かにせられしにも拘はらず、世人はは反つて太だ剛なれば折ると云ひて、之を忌むは何事ぞや、士は剛ならざるを患となすのみ、剛の德は心掛けて養成するも猶ほ足らざるの恐あるに、其太だ剛なるを憂へ、折ると云ふことを以て之を懼すべけんや、折ると折れずとは天なり、剛の罪にあらず、此の論をなす者は、鄙陋の人が己が地位利得を失はんことを患ふるものなり、

注解　「未見剛者」論語公冶長篇の語、

文法　沈德潜云ふ、太剛則折とは、悻々客氣者の爲に言ふ、仁者の勇を謂ふにあらざるなり、柔靡人、此れを借りて身を藏す、此れを得、以て人の志氣を激發するに足る、○賴山陽云ふ、以上、人猶ほ能く言ふ、世乃曰太剛則折以下の數句に至つては、坡翁に非ざれば言ふ能はず、益す實見實論を見る、一句一折、短兵、敵を挫ぐが如く、當る所皆破る、○又云ふ、士患不剛耳、坡翁此れに坐して顚躓困頓、以て其身を終ふ、然れども曰く折不折天也と、則ち其安んじて悔いざるを知るなり、此の如き人品、此の如き文品、宜なり、其千古

與蠻戰死、君爲桂州節度判官、被旨鞠吏士有罪者、麟因收大小使臣十二人付君并按且盡斬之、君持不可、麟以語犯君、君曰、獄當論情、吏當守法、逗撓不進、諸將罪也、既伏其辜矣、餘人可盡戮乎、若必欲以非法斬人、則經制司自爲之、我何與焉、麟奏君抗拒、君亦奏麟侵獄事、刑部定如君言、十二人皆不死、或以遷官、吾以是益知剛者之必仁也、不仁而能以一言活十二人於必死乎、

段落　第二大段の第四小段なり、孫の剛を以て仁を行ひしことを叙す、

講說　謝麟と云ふもの、溪洞〔蠻部の名〕の事件を處分する任務にありしが、州の太守王奇、蠻人と戰つて死せり君は桂州の節度判官たりし所より、旨を被りて吏士の罪あるものを取調ぶることゝなりしに、麟は大小の使臣十二人を捕へて君に付し、併せて審問の上、盡く之を斬らしめんとせり、君は堅く法を持して可かざりしかば、麟は君に向つて無禮の言を吐けり、君の曰く、犯罪事件は事實を論ずるが至當なり、法官は法律を守るが至當なり、因循して進まざりしは諸將の罪なり、而して諸將は既に其罪に伏して事濟みとなれり、其他の者は豈に盡く誅すべけんや、若し是非とも非法を以て人を斬らんとするならば、經制司自ら之を爲せ、我れ何ぞ關係せんやと、麟は君が命令に從はざることを奏上せしかば、君も亦麟が裁判事件に干涉することを奏上せし處、刑部は君の意見の如くに判決し、十二人は皆死せずして、中には官を遷されしものあり、吾れ是を以て益す剛者の必ず仁なることを知れり、不仁にして能く一言の下に十二人を必死の

人、則不肯爲條例司矣、公不答、徑起入戸、君亦趨出、

段落　第二大段の第二小段なり、孫の剛なりし事實の一、

講説　始め吾が弟の子由は條例司の屬官たりしが、意見の合はざるより引き去れり、王荆公、孫君に向つて申さるゝやう、吾が條例司は、善く捌けて敏捷なる足下の如き人を要せねばならずと、君笑つて云ふやう、相公は御考へ違ひなり、我れに勝れる者をこそ求め給ふべき筈なれ、我輩のやうなる人物は、條例司となることを承知せざらんと、公は何とも答へず、起つて戸に入りしかば、君も亦其席を趨り出でぬ、

注解　「王荆公」安石のこと、「吾條例司」安石の立てたる新官制なるが故に、吾と云へり、

文法　沈徳潛云ふ、言婉にして勁、此れ剛の一、○賴山陽云ふ、叙語簡、妙を得、

君爲鎭江軍書記、吾時通守錢塘、往來常潤、見君京口、方新法之初、監司皆新進少年、馭吏如束濕、不復以禮遇士大夫、而獨敬憚君、曰、是抗丞相、不肯爲條例司者、

段落　第二大段の第三小段なり、孫の嚴を以て畏敬せられたることを叙す、

講説　君が鎭江軍の書記たりし頃、吾は當時錢塘の通判たる職を奉じ、常に常州潤州に往來せしより、京口に於て君に逢へり、此時分は新法の行はれたてなりしが、監司は何れも新拜命の少年にして、部下の役人を扱ふこと濕ひたる物にても束ぬると同樣、嚴急を事とし、復た禮を以て士大夫を過せざりしが、獨り君をば敬ひ憚つて曰く、此人は丞相に抵抗し、條例司となることを承諾せざりし者なりと、

注解　「馭」御なり、「如束濕」漢書の注、束濕は其急の甚だしきを言ふなりとあり、

謝麟經制溪洞事宜州守王奇

吾平生多難、常以身試之、凡免吾於厄者、皆平日可畏人也、擠我於險者、皆異時可喜人也、吾是以知剛者之必仁、佞者之必不仁也、

段落　第一大段の第二小段なり、己れの實歷を以て之を證す、

講說　吾れ平生多く艱難に出遇ひ、常に自身の事にて之を實驗せしが、凡そ吾れを災厄より救ひ出だせしものは皆平生畏るべき人なりき、又我れを危險に推し落せしものは皆從前喜ぶべき人なりき、吾れ是を以て剛者の必ず仁にして、佞者の必ず不仁なることを知りぬ、

文法　沈德潛云ふ、吾是以知云々は、語、刀斫斧劈の如し、○賴山陽云ふ、先づ己の自ら驗する所を擧ぐ、甚だ妙、蓋し歷嘗多難のもの、見る所必ず實、

建中靖國之初、吾歸自海南、見故人、問存沒、追論平生所見剛者、或不幸死矣、若孫君介夫諱立節者、眞可謂剛者也、

段落　第二大段の第一小段なり、孫の眞剛者なることを前提す、

講說　建中靖國の初め、吾れ海南より歸り、舊友に逢ひ、諸方に居る知人の生死を尋ね、平生見たる中の剛者を追論するに、或は不幸にして死せしものあり、孫君介夫、諱は立節などは眞に剛者と謂ふべき人なり、

注解　「建中靖國」徽宗の年號、「歸自海南」東坡六十六歲にして、儋州より北に歸ることを得たり、「介夫」字なり、

始吾弟子由爲條例司屬官、以議不合引去、王荊公謂君曰、吾條例司、當得開敏如子者、君笑曰、公過矣、當求勝我者、若我輩

文法　樓迂齋云ふ、結尾兩句、特に朋友相切磋するの意を見るのみにあらず、亦且つ古への昆季、其相勉厲するを知るや、此の如し、

纂評

○**沈德潛評**　才を成す、能く養ふに在り、而して養ふの實は、全く學を務むるに在り、養を求めて學を務めず、猶ほ歲に十千を取らんと欲して、壅田の本なきがごときなり、喩意説明、正義自ら見はる、日喩の篇と同一作法、

剛説

解題　剛は俗に云ふ手強きなり、手剛きなり、剛は勇と異なり、體を以て言ふ、

動機　孫介夫の剛直を頌して之を傳ふるに在り、

主意　剛者は必ず仁、孫介夫は仁行あり、故に眞の剛者なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「佞者之必不仁也」に至るまでを第一大段となす、剛者の必ず仁なるを論ず、「建中靖國之初」より「活十二人於必死乎」に至るまでを第二大段となす、孫介夫の剛にして仁なるを叙す、「方孔子時」より篇尾に至るまでを第三大段となす、世の剛に對する誤解を辨ず、

孔子曰、剛毅木訥近仁、又曰、巧言令色鮮矣仁、所好夫剛者、非好其剛也、好其仁也、所惡夫佞者、非惡其佞也、惡其不仁也、

段落　第一大段の第一小段なり、聖言を引いて之を證す、

講説　孔子曰く、剛毅とて心手堅く守操あり、質樸遲鈍なるものは、役に立たぬやうなれども、其實仁者に近しと、又曰く、言語を上手にし、顏色を旨く拵へて人の機嫌を取るものは、怜悧のやうに見ゆれども、其實仁德は少きものぞと、孔子が彼の剛を好まれたるわけは、其剛を好まれしにあらずして、其仁を好まれしなり、彼の佞を惡まれたるは、其小利口を惡まれしに非ずして、其不仁を惡まれしなり、

文法　高梅亭云ふ、中段、正意に入る、主意、學を務むるに在り、信於久屈之中の四句、津々として味ひあり精神、久至既持の四字に在り、○沈德潛云ふ、信於久屈之中以下、句々學の字あるあり、後方に至つて點出す、

吾少也有志於學、不幸而蚤得與吾子同年、吾子之得、亦不可謂不蚤也、吾今雖欲自以爲不足、而衆且妄推之矣、嗚呼吾子其去此而務學也哉、博觀而約取、厚積而薄發、吾告子止於此矣、

段落　第三大段なり、

講說　吾が少かりし時には學に志ありしなり、然るに不幸にも早く君と同年の及第を得たり、君の及第を得たることも、亦早からずと云ふべからず、吾れ今自分にて不十分と思ひ、尙ほ學ばんと欲すれども、衆人より妄りに推し立てられつゝあり、兎角意の如くならず、扨扨君は此を去つて學を務められたきものなり、博く觀て約に取り、厚を積んで薄く發せられよ、吾れ君に告ぐる所は、此れより外になし、

注解　「同年」同年の試驗に及第するを同年と曰ふ、作者が張琥と同じく進士の第に登りしは嘉祐二年にして、年二十二の時なり、「蚤」早なり、「博觀約取」論語雍也篇に云ふ、博く文を學んで、之を約するに禮を以てすと、

文法　高梅亭云ふ、末段、勉學を進むるの旨、博觀の二語、通篇の結穴、○沈德潛云ふ、博觀の句、千古、學をなすの方、此十字に盡く、

子歸過京師而問焉、有曰轍子由者、吾弟也、其亦以是語之、

段落　第四大段なり、

講說　君は、歸る途次、京師を通過して尋ね見られよ、轍、字は子由と曰ふ者あり、吾が弟なり、此者にも吾が是の說を語り聞かせよ、

合せしめ、以て種を覆ふなり、「銍艾」銍は禾を芟る短鎌なり、艾は刈に同じ、草を芟るなり、

文法　高梅亭云ふ、首段、喩より形起す、一は是れ有養の喩、一は是れ無養の喩、○謝疊山云ふ、首截、物に托し端を發し、稼を以て人才に喩ふ、稼の美なるもの暗に有養の人を指す、而して稼の美ならざるもの、暗に無養の人を指す、

古之人、其才非有以大過今之人也、其平居所以自養而不敢輕用、以待其成者、閔閔焉如嬰兒之望長也、弱者養之以至於剛、虚者養之以至於充、三十而後仕、五十而後爵、信於久屈之中、而用於至足之後、流於既溢之餘、而發於持滿之末、此古之人所以大過人、而今之君子所以不及也、

段落　第二大段なり、

講説　古への人とて、其才は大いに今の人に過ぎたるものある次第にあらず、但し其平日自ら涵養をなして、輕々しく用ひず、斯くて其成就を待つ工合は、閔々焉として兒の早く成長せよかしと望むが如く、弱きものは之を養つて剛に至り、虚なるものは之を養つて充に至り、三十にして仕へ、五十にして爵を受け、久しく屈まりし中に伸びて十分豊富なる後に用ひ、既に溢れたる餘りに流れて引き詰めたる末に發す、此れ古への人の大いに人に過ぎたる所以にして、今の君子が古への人に及ばざる所以なり、

注解　「閔々焉」左傳の昭公三十二年、閔々焉として農夫の歳を望むが如しと、注に云ふ、閔々は憂ふる貌と、「信於久屈之中」信は伸なり、易の繫辭下傳に云ふ尺蠖の屈する、以て信を求むるなりと、久屈の中とは勉學自修の時を謂ふ、「至足之後」修養完備の後なり、「既溢之餘」水に喩へたるにて、力の張り切れたる餘り、「持滿之末」弓に喩へたるにて、一パイ引詰め、容易に放たざりし結果と云ふが如し、

而多、其食足而有餘、其田美而多、則可以更休、而地力得完、其食足而有餘、則種之常不後時、而歛之常及其熟、故富人之稼常美、少秕而多實、久藏而不腐、』

段落　第一大段の第一小段なり、養ふの結果を論ず、

講説　嘗て富人の稼を觀しことあらざるか、恐らく之を觀たるならんが、富人の田は良好にして多く、其食料は足りて餘分あり、其田良好にして多きときは、更も休ましむることを得るが故に、地力完きを得べし、其食料足りて餘分あるときは、之を種うるにも缺乏を感ぜざるが故に、常に時に後れず、又急ぐ必要もなきが故に、之を取入るゝことも常に其熟するに及ぶ、故に富人の稼は粃少くして實多く、久しく貯へても腐ることとなし、

注解　「曷」一旦なんぞと讀み、又下より反つて、ざると讀む、何不の意にして、盍と同じ、「粃」しひな、書經の仲虺の誥に曰く、粟に粃あるが如しと、

今吾十口之家、而共百畝之田、寸寸而取之、日夜以望之、鋤耰銍艾、相尋於其上者、如魚鱗、而地力竭矣、種之常不待其熟、而歛之常不及時、此豈能復有美稼哉、』

段落　第一大段の第二小段なり、能く養はざるの結果を論ず、

講説　今吾れ十人暮しの家にして百畝の田を共同に耕作し、一寸一寸に之を振り分け、日夜其成熟を望み鋤や鎌や其上に重なり合ふこと鱗の如くにて、地力竭き果つるなり、之を種うることは、常に時の間に追付かず、之を取入るゝことは常に其熟するを待たず、此のやうにては何と復た美稼あらんや、

注解　「鋤耰」　鋤はすき、耰は田ならし、種を播きたる後、此器を以て之を摩し、土の開發の處をして復た

求道而不務學、渤海吳君彥律、有志於學者也、方求擧於禮部、作日喩以告之、

段落　第三大段の第二小段なり、正文、

講說　昔し聲律を以て士を取りしが、士は雜駁にして道に志さず、今や經術を以て士を取るに、士は道を求むるを知つて學を務めず、渤海の吳君彥律は學に志あるものなり、方に禮部にて擧げらんことを求むるに方り、日喩を作り、以て之に告ぐるなり、

文法　聲律云々は客、經術は主、

纂評

○沈德潛評　未だ嘗て見ずして之を人に求む、是れ一意、學ばずして强ひて其得を求む、是れ一意、前後兩意、倶に設喩を用ひ文を成す、妙悟全く莊子に得、愈よ淺近、道を言ふ愈よ明か、云ふ所、每下、愈よ況ふるものか、

稼說送張琥

解題　穀を種うるを稼と曰ふ、周禮の注に云ふ、女を嫁し、以て生ずる所あるが如しと、張琥は嘉祐二年の進士試驗に於て東坡と倶に及第せし人なり、

動機　此文は張琥を送るに因つて作る所なるが、是れ琥が涵養の足らざるを惜んで之を規諫せるなり、

主意　宜しく學を務め、博く書を觀て約に取り、厚く力を積んで薄く發すべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「此豈能復有美稼哉」に至るまでを第一大段となす、稼を養ふと養はざるとの結果を論ず、「古之人」より「而今之君子所以不及也」に至るまでを第二大段となす、古今人の優劣は養と不養との別に在るを論ず、「吾少也有志於學」より「吾告子止於此矣」に至るまでを第三大段となす、學を務めて以て養ふべきを論ず、「子歸」より篇尾に至るまでを第四大段となす、更に己れの弟子由を戒む、

曷嘗觀於富人之稼乎、其田美

其仕事をなし、君子は學問して其道を致すと、己より求むることなくして、自然と向うより至る、斯かることをば致すと云ふか、

注解 「孫武曰」孫子虚實篇の語、「孔子曰」論語子張篇、

文法 沈德潛云ふ、孟子の謂はゆる自得なり、

南方多沒人、日與水居也、七歲而能涉、十歲而能浮、十五而能沒矣、夫沒者、豈苟然哉、必將有得於水之道者、日與水居、則十五而得其道、生不識水、則雖壯見舟而畏之、故北方之勇者問於沒人而求其所以沒、以其言試之河、未有不溺者也、故凡不學而務求道、皆北方之學沒者也、

段落 第三大段の第一小段なり、喩、

講說 南方に潛水夫多し、彼等は毎日水と共に居るが故に、七歲にして能く川を歩きて渡り、十歲にして能く水の上に浮き、十五歲にして能く水底に沒す、夫れ水底に沒することは、何と一通りのことにて出來得べけんや、必ず水の道に心得たる所あるに相違なからん、日に水と居るときは、十五歲にして水の道を會得す、生れながらにして水を識らざるときは、壯年に至り舟を見るだにも猶は之を畏ろしく思ふなり、故に北方の勇者が此の潛水夫に尋ねて、水に沒する仕方を求め、其言を以て之を河に試むるときは、未だ溺れざるものあらず、故に凡そ學ばずして道を求むるもの、何れも北方人の水に沒することを學ぶと同一なり、

注解 「沒人」莊子達生篇に出づ、水に潛るものを謂ふ、

昔者以聲律取士、士雜學而不志於道、今也以經術取士、士知

り、

道之難見也、甚於日、而人之未習也、無以異於眇、達者告之、雖有巧譬善導、亦無以過於槃與燭也、自槃而之鐘、自鐘而之籥、轉而相之、豈有既乎、故世之言道者、或即其所見而名之、或莫之見而意之、皆求道之過也、』

段落　第一大段の第二小段なり、正文、

講說　道の見難きことは日よりも甚だし、而して人の未だ道を習ひ覺えざるは、眇者が日を見覺えざると違ひたる所なし、道に達したる者が此者に道を告ぐるに、如何に巧者に譬へ上手に導くとも、槃と燭との喩に越すことはあらじ、槃の如しと言へば鐘に持ち之き、燭の如しと言へば籥に持ち之き、此れより彼れと轉じて之を想像するときは、豈に際限あらんや、世の道を言ふもの或は己れの見たるまゝに之を名づけ、或は之を見ることなきに之を推量するは、皆道を求むるの過なり、

注解　「求」猶ほ揣測の如し、

文法　求の字、字眼、

然則道卒不可求歟、蘇子曰、道可致而不可求、何謂致、孫武曰、善戰者致人而不致於人、孔子曰、百工居肆以成其事、君子學以致其道、莫之求而自至、斯以爲致也歟、』

段落　第二大段なり、

講說　然樣なるときは、道は到底求むべからざるか、蘇子曰く、道は此方に致すべきも、此方より求むべからず、如何なるを致すと謂ふか、孫武曰く、善く戰ふものは人を此方の自由になし、人に自由にせられずと、孔子曰く、種々なる工藝者は、其官立工場に居て

と致すとの別を言ふ、「南方多沒人」より篇尾に至るまでを第三大段となす、學ばずして道を求むるの弊を言ふ、

生而眇者不識日、問之有目者、或告之曰、日之狀如銅槃、扣槃而得其聲、他日聞鐘以爲日也、或告之曰、日之光如燭、捫燭而得其形、他日揣籥以爲日也、日之與鐘籥亦遠矣、而眇者不知其異、以其未嘗見而求之人也、

段落　第一大段の第一小段なり、喩、

講説　生れながらにして眇なる者は日を見たることなき故、如何なるものか、其觀念なかりき、此者目明きの人に尋ねたる處、或る人之に告げて、日の狀は銅槃のやうなるものなりと曰ひければ、眇者は銅槃を叩いて其聲を聞き覺え、他日鐘の聲を聞いて日と思へり、又或る人は之に告げて、日の光は燭のやうなるものなりと曰ひければ、眇者は燭をいじり見て其形を識り置き、他日籥と云へる笛に似たる樂器をさすり見て日と思へり、日と云ふものは、鐘や籥と大に違へり、然るに眇者は其差別を知らず、己が未だ見しことあらざる者を他人に尋ねて知らんと欲するが故なり、

注解　「眇者」説文に云ふ、眇は一目小なるなりと、然るに石川鴻齋は説をなして曰く、五代史唐本紀、李克用少にして驍勇、其一目眇、其貴きに及んでや又獨眼龍と號す、穀梁、晉の郤克眇と、一目を失ふなり、然らば則ち李克用も亦單に眇となすべし、一目眇となすは則ち複に似たりと、又曰く、眇は盲の謂なり、李克用偏盲、故に一目眇となす、易の履の六三、眇能く視、跛能く履むと、是れ眇、跛と對を取る、盲の謂なり、然らば則ち單に眇と謂ふは兩目明かならざるもの、蓋し眇は少に從ひ、盲は亡に從ふ、眇盲と稍異なるべし細に之を論ずれば、盲は則ち眼球を失するもの、眇は眼球ありと雖も視る能はざるなり、「銅槃」槃は盤に同じ、「捫」なでる、「揣」さする、「籥」笛に似て七孔あ

鷙は鳥に係り、搏は獸に係る、「雄狡」小人に喩ふ、「神考」神宗を謂ふ、考は父、

纂評

○唐荊川評　長江一瀉萬里にして、波瀾曲折、自ら姸姿あり、眞に文人の豪なり、

○茅鹿門評　此の碑記、乃ち公、制に應ずるもの、公の爲り(ツク)し所の司馬公の狀に比すれば、言はんと欲する所を盡す能はざるに似たり、然れども行文特に略なり、

○沈德潛評　鹿門謂ふ、子瞻、叙事に長ぜず、太史公の法門を得ずと、手に入る寬緩、中間議論を夾入するを以てなり、然れども此文、詔を奉じて作る、則ち君德を推原し、美を先帝に歸す、乃ち合格たり、況や旣に狀志あり、事跡亦略に從ふべし、烏(イツク)んぞ尋常の法を以て之を繩(タヾ)すを得ん、○司馬文正、大に神宗に用ひられずして、二聖に委任せらる、父子繼述の際、殊に言を立て難し、文中、神宗の用ひざる、正に以て後人に留詒(イ)するを謂ふ、眞に回幹大造の妙あり、或は云ふ、子瞻、二聖、金蓮燭を撤し、送つて院に歸らしむる時言ふ所に因るに、中に感觸あり、美を神宗に歸すと、此れ又淺いかな、子瞻を窺ふや矣、

日喩

解題　喩は文體に於て說の一種に屬し、諷刺若しくは訓戒の用に供するものにして、此篇は太陽の事に喩へたる文なり、

動機　王安石は科擧の法を變じ、從來詩賦を以て試驗を行ひたるに反し、經術を以て試驗することゝせり、「是れ實際家を得んとするの意に出でたるなれども、其結果、士たるもの、道を求むるを知つて實學を務めざりしが、喩を設けて之を誹れるなり、

主意　道は致すべくして、求むべからずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「皆求道之過也」に至るまでを第一大段となす、臆測を以て道を求むるの過を言ふ、「然則道卒不可求歟」より「斯以爲致也歟」に至るまでを第二大段となす、道を求む

狡率服す、政をなす一年、疾病之に半す、功則ち多し矣、百年の思、公を異に知り、公を微に識る、公之れ思ふにあらず、神考是れ懷ふ、天子萬年、四方來同、淸廟に薦む、神考の功、

講說　あゝ大なる上帝は、我が此の人民を子として惠み給ふ、何人か天の德を顧みて之に法るものぞ、惟れ聖人と仁人とに在り、聖子が天命を受けて位に立ち給ふことは、堯の初めの如し、神母は帝に訓言すらく、國政の事は速かなるにもあらず、徐なるにもあらず、唯だ宜しきに從ふべしと、聖神は自己の御心なく民の心を以て大御心となし給ふ、何人が左右に侍して之を輔佐し奉るかと云ふに、宰相其人なるが、人民自ら宰相を擇び、天子は民の擇ぶに從ひ、其輿り給ふや、之に宰相の位を授けられしが、其相は維れ何人ぞ、太師の溫公なり、公は西方より來り、一匹の馬に乘り、二人の童子を從へられしが、萬人は公の周圍を取卷き、宛も水に渴したるものが泉を見付けて其方に赴くが如し、孰れか公を見ざるものあらん、我れこそ一番初めなれとて、人々競爭せし程なり、二聖は己れを忘れて唯だ、公に是れ式り、公も亦我意なく、唯だ民の心を是れ度とせり、人民の曰く、樂しきことなり、司馬が宰相となりし以上汝は途に商せよ、我れは野に耕さん、士の曰く、時節なるかな、君實が用ひられたる以上、我れは後より進むべければ、君は先づ出でゝ仕官せよ、時は失ふべからずと、公は麟鳳の如く麒麟と鳳凰とは物をば撃つことなく、羽毛あるもの畢く從ひ尊び、强き獸、狡き獸、率ゐ服することなるが、公の他を害せず、士大夫の之を尊敬するに譬ふべし、政をなすこと一年、其半は病氣なりしも、功は反つて多く、百年も局に當りし思ひあり、神宗は公を意見の異れる間に知り、微賤の場合に知られたれば、公をば思ふにあらずして神宗をば懷ふなり、天子の御宇萬年に亙り、四方萬國來つて朝貢する目出度き御世も神宗の御功業なれば、之を詩に作つて淸廟に奉る、

注解　「堯之初」堯は帝嚳の次子、哲宗は神宗の第六子にして位を承けたるが故に引きたるなり、「神母」神宗の母なる宣仁太后、「亟」速かなり、「是式」式は法るなり、詩經の大雅に云ふ、古訓是れ式ると、「度」民の心をはかつて之を度とするなり、「鷙搏」うつなり、

如堯之初　神母詔之　匪亟匪徐　聖神無心　孰左右之　民自擇相　我興授之　其相維何　太師溫公　公來自西　一馬二童　萬人環之　如渴赴泉　孰不見公　莫如我先　一聖忘己　惟公是式　公亦無我　惟民是度　民曰樂哉　既相司馬　爾賈於途　我耕於野　士曰時哉　既用君實　我後君先　時不可失　公如麟鳳　不鷙不搏　羽毛畢朝　雄狡率服　爲政一年　疾病半之　功則多矣　百年之思　知公於異　識公於微　匪公之思　神考是懷　天子萬年　四方來同　薦於淸廟　神考之功

讀方　於皇いなる上帝、我が民を子惠す、孰れか天を顧みるに堪へん、惟れ聖と仁と、聖子命を受く、堯の初の如し、神母之を詔ぐ、亟なるにあらず、徐なるにあらず、聖神心なし、孰れか之を左右する、民自ら相を擇ぶ、我れ興つて之に授く、其相維れ何ぞ、太師溫公、公西より來る、一馬二童、萬人之を環る、渴の泉に赴くが如し、孰れか公を見ざらん、我が先に如くはなし、二聖己れを忘れ、惟れ公是れ式る、公も亦我れなく、惟れ民是れ度る、民曰く樂しいかな、既に司馬を相とす、爾途に賈せよ、我れ野に耕さん、士曰く時なるかな、既に君實を用ふ、我れ後、子先んぜよ、時失ふべからず、公麟鳳の如く、鷙せず搏せず、羽毛畢く朝し、雄

者、類皆如此、寧其身不受知人之名、而使其子專享得賢之利、先帝知公如此、而卒不盡用、安知其意不出於此乎、

段落　第三大段の第三小段なり、故事を以て證す、

講説　昔し齊の神武皇帝が疾に臥せしとき、其子の世宗に告げて曰ふやう、侯景が制を河南に專らにすること十四年に及び、諸將能く之に敵するものなし、惟だ慕容紹宗のみは、之を制するの力あり、故に我れは彼れの地位を貴くせず、留めて汝に遺すと、而して唐の太宗も亦高宗に謂はるゝやう、汝は李勣に於て恩惠を與へたることなければ、我れ今責めて彼れを出すにより、汝は當に僕射の官を彼れに授くべしとて、勣を出して疊州の都督とせり、夫れ齊の神武や唐の太宗は先帝と隆を比するに足らず、而して紹宗と勣とも亦公の流にあらずと雖も、然れども古への君主が子孫の爲に永遠の計を立て慮をなすことは大抵此の如く、寧ろ自身は人を知るとの名を受けずして、其子をして專ら賢を得るの利を享けしむ、先帝公を知る此の如くにして、卒に其用を盡さゞりしは、何ぞ此の如き考へに出でたるにあらざるを知らんや、

注解　「齊神武」北齊の主高歡、「世宗」名は澄、

文法　賴山陽云ふ、前面、易を引き書を引き、誠一等を以て說を立つ、竝に本色にあらず、末に高歡、太宗を以て證となす、乃ち其慣家にして精彩倍出、全神此に在り、道學先生必ず誹つて雜覇となさん、

臣既書其事、乃拜手稽首而作詩曰、

段落　第三大段の第四小段なり、詩を作ることを言ふ、

講説　臣は既に其事を書せしかば、乃ち拜手稽首して詩を作つて曰く、

注解　「拜手」首、手の處に至るなり、

於皇上帝　子惠我民　孰堪顧天　惟聖與仁　聖子受命

を知らざるなり、士庶人より卿大夫に至るまで、互に賓師朋友となり、道は相信ずるに足れども、權は利害をなすに足らざるものなり、然れども猶ほ己れに同じければ之を親み、己れに異なれば之を疎んじ、未だ己れの過を聞いて喜び、人より戒めを受けて怒らざるものあらず、而も況や君臣の間に於てをや、（是を以て神宗の公を知る深きを知るべし）熙寧中に方り、朝廷の政事は公の建言する所と一にして反對ならざるはなく、上書數十通、皆十分言はんと欲する所を盡して避け忌む所なし、蓋し同輩より以下の者に在つてすら堪ふる能はざる所なるに、先帝は機嫌能く之を受け給ひ、特に怒らざるのみに非ず、乃ち左右輔弼の臣と爲さんと欲し、其著せし所の書（資治通鑑）の序文を作り、之を邇英閣に讀み給ふに至る、深く公を知り給ふに非ずして、能く是の如くならんや、二聖の公を知り給ふや、之を君臣の意見既に同じき後に知れるなれども、先帝の公を知り給ふや、之を君臣の思想一致せざるときに知り給ひしなれば、臣は先帝を以て難となす、

文法　頼山陽云ふ、朱晦菴、門人と此文を評し、手を以て横へて巻上に在り、曰く、以上自ら一篇の文字、以下自ら一篇の文字、蓋し此段を言ふなり、然れども篇首、上、太后と司馬公を用ふるを以て起る、而して此處又申言し、後又既同、方異を以て對縮す、則ち前後未だ嘗て聯絡せずんばあらざるなり、

昔齊神武皇帝寢疾、告其子世宗曰、侯景專制河南十四年矣、諸將皆莫能敵、惟慕容紹宗可以制之、我故不貴、留以遺汝、而唐太宗亦謂高宗、汝於李勣無恩、今我責出之、汝當授以僕射、乃出勣、爲疊洲都督、夫齊神武唐太宗、雖未足以比隆先帝、而紹宗與勣、亦非公之流、然古之人君、所以爲其子孫長計遠慮

而獨論其大概、

段落　第二大段の第四小段なり、建碑を叙す、

講說　元祐二年正月辛酉の日を以て、陝の夏縣涑水南原の晁村に葬る、天子御親筆の篆字を以て其墓道に表して、忠清粹德の碑と曰ふ、而して其文章は、臣軾に作れとの命あり、臣は但し以前公の行狀を作りたることあり、而して端明殿學士范鎭が此行狀を取つて公の墓誌となせり、故に其詳細は別に再び述べずして、獨り其大略を論ぜしなり、

議者徒見上與太皇太后進公之速、用公之盡、而不知神宗皇帝知公之深也、自士庶人至於卿大夫、相與爲賓師朋友、道足以相信、而權不足以相休戚、然猶同己則親之、異己則疏之、未有聞過而喜、受誨而不怒者也、而況於君臣之間乎、方熙寧中朝廷政事、與公所言、無一不相違者、書數十上、皆盡言不諱、蓋自敵以下所不能堪、而先帝安受之、非特不怒而已、乃欲以爲左右輔弼之臣、至爲叙其所著書、讀之於邇英閣、不深知公、而能如是乎、二聖之知公也、知之於既同、而先帝之知公也、知之於方異、故臣以先帝爲難、

段落　第三大段の第一小段なり、神宗の公を知るを叙す、

講說　世の論者は徒に上が太皇太后と公を引上ぐることの速かにして、公を任用するの至極せるを見れども、神宗皇帝が公を知り給ふことの深かりしこと

享年六十八、太皇太后之を聞いて慟し、上も亦感泣し給うて已まず、時に明堂の祀典ありしが、公薨じたるため、禮式濟みて賀儀あるべき筈なりしも中止となり、二聖皆公の喪に臨み、之を哭すること甚だ哀しく朝を視るを輟め、太師溫國公を贈り、襚するに一品の禮服を以てし、諡して文正と曰ひ、其親屬十人に官を授けられたり、「哲宗の朝に於ける功績を言ふ」、

注解　「濮安懿王」歐文の議濮安懿王典禮劄子に見ゆ、「期親」一箇年の服を行ふべき親族、「西戎」西夏のこと、「留司御史臺」御史の職、「保甲」十家を保となし保丁には皆弓弩を授け、之に戰陣を敎ふ、「保馬」每保、馬一匹を出し、以て征役に授け、斃るゝものあるときは、保戶之を償ふ、「襚」衣を以て死人を送るなり、

文法　賴山陽云ふ、平生の大節を擧ぐる、極めて簡格嚴核、筆力を見るべし、

公娶張氏、禮部尙書存之女、封清河郡君、先公卒、追封溫國夫人、子三人、童唐皆早亡、康今爲秘書省校書郎、孫二人、植柏皆承奉郎、

段落　第二大段の第三小段なり、妻子を叙す、

講說　公は張氏を娶つて夫人とせられしが、右は禮部尙書存の女なり、清河郡君に封ぜられし處、公より以前に卒し、後より溫國夫人に封ぜらる、子は三人あり、其中、童と唐とは皆早死し、康は今秘書省校書郎たり、孫は二人にして、植と曰ひ、柏と曰ふ、何れも承奉郎たり、

以元祐二年正月辛酉、葬於陝之夏縣涑水南原之晁村、上以御篆表其墓道、曰忠清粹德之碑、而其文以命臣軾、臣蓋嘗爲公行狀、而端明殿學士范鎭、取以志其墓矣、故其詳不復再見、

段落　第二大段の第二小段なり、履歴を叙す、

講説　公は初め進士の甲科出身にて、仁宗皇帝に事へ、官は天章閣待制知諫院に至れり、始めて重要なる問題を發し、宗室の子を立てゝ繼嗣となし、以て宗廟を安泰ならしめんことを乞ひしが、宰相の韓琦等は、公の言に因り、遂に立太子の大計を定めたり、〔仁宗の朝に於ける功績を言ふ〕、

英宗皇帝に事へ、諫議大夫龍圖閣直學士となり、陝西に於て民に入墨（イレズミ）をなして義勇軍となすことは民害なること、及び内侍官任守忠の姦惡を論じ、守忠を斬つて天下に謝せんことを乞ひ、其結果、守忠は譴責を受けて死せり、又濮の安懿王は、先朝のとき喪一箇年を服すべき尊親屬を封贈せし故事に準ずべきを論せしが、天下の人之を義とせり、〔英宗の朝に於ける功績を言ふ〕、

神宗皇帝に事へ、翰林學士御史中丞となる、西戎の部將たる嵬名山が横山の衆を引連れて降らんことを乞ふや、公は烈しく其降參を許すべからず、若し之を許すときは他日必ず國疆の患をなすべきことを論せしが、程經て果して公の言の如くなりき、又帝に尊號を受けざることを勸め、此儀は遂に萬世の法となれり、王安石、宰相となるに及び、始めて青苗助役農田水利を行ひ、之を新法と謂へり、公は首として其害を言ひ己が身を以て之を爭ひしかば、當時安石に附かざる士大夫にして新法の不便を言ふものは、皆公に倚つて重しとせり、帝は公を以て樞密副使となせしも、公は其言ふ所の事行はれざるが爲に辭令をば受けざりしかば、帝之を端明殿學士となし、出でゝ永興軍に知たり、遂に留司御史臺及び提擧崇福宮の官を以て、退いて洛に居ること十有五年、〔神宗の朝に於ける功績を言ふ〕、

今上、位に卽き給ひ、皇太后、政を攝するに及び、公を起して門下侍郎となし、正議大夫に遷り、遂に左僕射に遷りしが、公は首として詔書を更（アラタ）め、言路を開き邪正を分別し、其甚しきもの十餘人を進退し、又保甲市易及び、諸道新行の鹽鐵茶法を罷め、最後遂に助役青苗を罷めたり、後方に士を取ることを議し、守令監司を擇んで民を養ひ、先づ富まして後敎育するを期し、凜々乎として至極の治世に向ひつゝあり、然るに公は病に臥し、元祐元年九年丙辰の朔を以て位に薨ず、

論其不可納、後必爲邊患、已而果然、勸帝不受尊號、遂爲萬世法、及王安石爲相、始行青苗助役農田水制、謂之新法、公首言其害、以身爭之、當時士大夫不附安石、言新法不便者、皆倚公爲重、帝以公爲樞密副使、公以言不行、不受命、乃以爲端明殿學士、出知永興軍、遂以留司御史臺及提擧崇福宮、退居於洛、十有五年、及上即位、太皇太后攝政、起公爲門下侍郎、遷正議大夫、遂遷左僕射、公首更詔書以開言路、分別邪正、進退其甚者十餘人、旋罷保甲保馬市易、及諸道新行鹽鐵茶法、最後遂罷助役青苗、方議取士擇守令監司以養民、期於富而教之、凜凜乎嚮至治矣、而公臥病、以元祐元年九月丙辰朔、薨於位、享年六十八、太皇太后聞之慟、上亦感涕不已、時方祀明堂、禮成不賀、二聖皆臨其喪、哭之哀甚、輟視朝、贈太師溫國公、襚以一品禮服、謚曰文正、官其親屬十人、

郎、終於耀州富平縣令、贈太子太傅、考諱池、寶元慶歷間名臣、終於兵部郎中天章閣待制、贈太師溫國公、曾祖妣薛氏、祖妣皇甫氏、妣聶氏、皆封溫國太夫人、

段落　第二大段の第一小段なり、世系を叙す、

講說　公は諱は光、字は君實、其先は河內の人、晉の安平獻王孚の後なり、王の裔孫征東大將軍陽は、始めて今の陝州夏縣の涑水に葬れり、子孫其まゝ涑水に住居す、曾祖諱は政、五代衰亂の際なりしを以て仕官せず、是れは太子太保を贈らる、祖父諱は炫は進士に擧げられ、秘書省校書郎に試みらる、耀州富平縣令の職に終ふ、太子太傅を贈らる、考〔父〕諱は池、寶元慶歷間の名臣たり、兵部郎中天章閣待制の職に終ふ、太師溫國公を贈らる、曾祖妣は薛氏、祖妣は皇甫氏、妣〔母〕は聶氏、何れも溫國太夫人を贈らる、

注解　「寶元慶歷」共に仁宗の年號、

公始以進士甲科、事仁宗皇帝、至天章閣待制知諫院、始發大議、乞立宗子、爲後、以安宗廟、宰相韓琦等因其言、遂定大計、事英宗皇帝、爲諫議大夫龍圖閣直學士、論陝西刺義勇、爲民患、及內侍任守忠姦蠹、乞斬以謝天下、守忠竟以譴死、又論濮安懿王當準先朝封贈期親尊屬故事、天下義之、事神宗皇帝、爲翰林學士御史中丞、西戎部將嵬名山、欲以橫山之衆降、公極

本性を盡すことを得、能く自己の本性を盡せば、其結果人の性を盡す、［人をして其本性を盡さしむるを謂ふ］能く人の性を盡せば、其結果能く物の性を盡す、［禽獸草木に至るまでも能く本性を盡さしむるを謂ふ］能く物の性を盡せば、其結果天地の萬有を化生し發育するの働きを助くる資格ありと、書經に云ふ、惟れ尹が躬、及び湯は、咸一德あり、克く天心を享け、之に叶ふと、同書に又云ふ、德が一なるときは、事をなすとして吉ならざるなく、德が二三なるときは、事をなすとして凶ならざるなしと、或は千金をば人に與へて、其人が別段有り難しと思はざることあり、或は一言を以て人を使ひ、人が其言に感激して死することあり、右は誠と誠ならざるとの故なり、天に届くほどの雨水も朝の内だけ續くことなく、絲筋一つ位の雨垂も石を透すは、一と一ならざるとの故なり、誠にして一なるときは、古への聖人と雖も此上毛筋の末ほども加ふること能はず、而も況や公をや、故に臣は公の德を論じ、人心を感じ、天地を動かし、巍々たること此の如くなる所以に至つては、二字を以て之を概括す、卽ち誠と曰ひ、一と曰ふ、是れなり、

注解　「記」禮記なり、此語は中庸に出づ、中庸は古へに於て禮記中の一篇なりき、「書曰」咸有一德篇の語、「尹」湯の相伊尹、「稽天之潦」稽は至なり、莊子逍遙遊篇に云ふ、大浸天に稽れども溺れず、「終朝」朝食を終ふるまでなり「達石」石を徹すなり、

文法　唐荊川云ふ、以上議論、以下叙事、○賴山陽云ふ、以上、司馬公の最も及ぶべからざる處、獨り之を提出す、其餘必ず言はず、是れ省文法、○又云ふ、而況公乎、是れ坡公慣用の手法、以上序論の如く、以下傳の如し、

公諱光、字君實、其先河內人、晉安平獻王孚之後、王之裔孫征東大將軍陽、始葬今陝州夏縣涑水鄕、子孫因家焉、曾祖諱政、以五代衰亂不仕、贈太子太保、祖諱炫、擧進士、試秘書省校書

す所ならんや、天が之を相けしなり、

注解　「元豐之末」元豐八年、作者、登州より禮部官に召さる、「寄謝」御禮を傳へくれとのこと、其實は温公の長く政局に留まることを望むなれども、裏面には、平生人民を愛養せる恩慶を認めて、之を謝するの意あり、「擎跪」擎は手の敬禮、跪は足の敬禮、「勅」訓告なり、「粥衣」粥は鬻に同じ、「注薌」薌は香と同じ、

文法　唐荊川云ふ、叙事錯綜、

匹夫而能動天、亦必有道矣、非至誠一德、其孰能使之、記曰、惟天下之至誠、爲能盡其性、能盡其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性、則可以贊天地之化育矣、書曰、惟尹躬暨湯、咸有一德、克享天心、又曰、德惟一、動罔不吉、德二三、動罔不凶、或以千金與人、而人不喜、或以一言使人、而人死之者、誠與不誠故也、稽天之潦不能終朝、而一綫之溜可以達石者、一與不一故也、誠而一、古之聖人、不能加毫末於此矣、而況公乎、故臣論公之德、至於感人心動天地、巍巍如此、而蔽之以二言、曰誠、曰一、』

段落　第一大段の第五小段なり、天の相くる所以は誠一の德に在るを言ふ、

講說　匹夫の身にてありながら能く天を動かすには亦必ず其道あることなり、誠實純一の德に非ざれば、誰か斯くあることを得んや、禮記に云ふ、惟だ天下に於て至極の誠ある者こそ、能く人の天より受けたる

甚、如哭其私親、四方來會奠者、蓋數萬人、而嶺南封州父老、相率致祭、且作佛事、以薦公者、其詞尤哀、炷薌於手頂、以送公葬者、凡百餘人、而畫像以祠公者、天下皆是也、此豈人力也哉、天相之也、』

段落　第一大段の第四小段なり、己れの見聞せし所を叙す、

講說　元豐の末、臣は登州より入朝せしが、其時八州を通過して京師に至りしが、人民は臣が公と親しきを知るものゆゑ、至る所數千の人民群集して、臣の乘れる馬に叫んで曰く、司馬丞相に傳言を願ひたし、丞相は愼んで朝廷を去ることなく、手厚く自愛して我々百姓を活せよと、是の如きもの千餘里の間絕えざりき、又京師に至りてより士大夫の言ふ所を聞くに、公が初め入朝せし時、人民は馬の周圍を取卷きて行くことを得ざりし程にて、衞士は公を見、手を拱き膝を跪きて流涕せし者數へ切れず、公は此有樣に懼れて洛に歸りし由、又遼人や夏人が使を遣して入朝するとき、又吾が使が虜中に至る者あるときごとに、虜は必ず公の機嫌を尋ね、而して遼人は其邊疆を守る役人を戒めて云ふやう、中國は司馬を以て宰相とせり、さる以上は愼んで紛議を生じ國疆の爭端を開くなかれと、其後公薨せし時、京師の民は商賣を休みて往いて弔し、衣を賣つて香奠を供するに至り、道路に哭しつゝ公の車を過ぎしもの、蓋し千人萬人を以て數ふる位なりき、上は戶部侍郎の趙瞻、內侍省押班馮宗道の二人に命じ、公の柩を護して歸葬せしめ給へり、瞻等既に還り、何れも申すやう、人民は公を哀することを甚だしく、己れの親族にても哭するが如く、四方より會葬せしもの數萬人に及び、而して嶺南封州の父老は打連れ立つて祭を致し、且つ佛事を營み供養するもの、其詞最も哀しく、手の掌に香を焚きて公の葬を送りしもの凡そ百餘人あり、而して像を畫いて公を祀るものは、天下皆同樣なり、此れ何として人力の致

る時分は、渺然として顏子の陋巷に居りたるが如く、槩然として屈原の陂澤に在るが如く、朝廷と無關係にして、人民と相忘るゝこと久しかりき、然るに其名の天下に震ふこと雷霆の轟くが如く、河漢の明かなる如く、家ごとに至つて日ごとに見るが如く、其名を聞く者は、愚無知なる婦人小兒の如きものと雖も、勇悍にして化し難き軍人夷狄の如きものと雖も、甚だしきは公が己れを害することを惡み、仇として之を邪魔に思ふ姦邪小人と雖も、衽をかき合はせ色を變じ、咨嗟太息、或は落涙するに至る、

注解　「渺然」眇に通ず、細末なり、「槩然」疲憊の貌、

文法　唐荊川云ふ、前段、上の信順尚賢を說く、此れ却つて轉じて司馬光の身上に到り說き下す、

元豐之末、臣自登州入朝、過八州以至京師、民知其與公善也、所在數千人、聚而號呼於馬首曰、寄謝司馬丞相、愼毋去朝廷、厚自愛以活百姓、如此者蓋千餘里不絕、至京師、聞士大夫言、公初入朝、民擁其馬、至不得行、衞士見公、擊蹕流涕者、不可勝數、公懼而歸洛、遼人夏人遣使入朝、與吾使至虜中者、虜必問公起居、而遼人敕其邊吏曰、中國相司馬矣、愼毋生事開邊隙、其後公薨、京師之民、罷市而往弔、粥衣以致奠、巷哭以過車者、蓋以千萬數、上命戶部侍郎趙瞻、內侍省押班馮宗道、護其喪歸葬、瞻等既還、皆言民哭公哀

文法　沈德潛云ふ、一路、天、二聖を佑けて、能く司馬公を用ふるの故より、寛々説き來る、詔を奉じ文を作る、自ら應に此の如くなるべし、昌黎詔を奉ずるの作も亦然り、○賴山陽云ふ、篇首、天下大治亂の處より叙起し、然る後題に入る、極めて奇變、極めて正大、

且以臣觀之、公仁人也、天相之矣、何以知其然也、曰、公以文章名於世、而以忠義自結人主、朝廷知之可也、四方之人、何自知之、士大夫知之可也、農商走卒、何自知之、中國知之可也、九夷八蠻、何自知之、方其退居於洛、渺然如顏子之在陋巷、纍然如屈原之在陂澤、其與民相忘也久矣、而名震天下、如雷霆、如河漢、如家至而日見之、聞其名者、雖愚無知如婦人孺子、勇悍難化如軍伍夷狄、以至於姦邪小人、雖惡其害己、仇而疾之者、莫不斂衽變色、咨嗟太息、或至於流涕也、

段落　第一大段の第三小段なり、内外の別なく皆公を知りたることを言ふ、

講説　且つ臣の觀察によれば、公は仁人なり、天之を相けたり、何を以て公が仁人にして天の之を相けたるを知るや、曰く、公は本と文章を以て世に名高く、忠義を以て自ら君子との關係を密にせしことなれば朝廷の之を知るは然るべきことなり、然れども四方の人は何に由つて之を知るや、士大夫の之を知るは然るべきことなり、農商走卒は何に由つて之を知るや、中國の人の之を知るは然るべきことなり、九夷八蠻の人は何に由つて之を知るや、公が退いて洛に居

是に於て天下は曉然として、天の意は天子の意と一致するを知り、此上もなき治世を成就し、家ごとに給し人毎に足り、刑罰を措いて用ひざること、咸平、景德の間の如くならんことを希望するに至れり、

注解　「上卽位之三年」元祐二年、「百揆時叙」書經の舜典の語、注に云ふ、揆は度なり、庶政を揆度すと、「四譯」通譯に因つて國情を達する四方の國と云ふこと、卽ち四夷、「稽首」拜して、首、地に至るなり、「鬼章靑宜結」西蕃の酋長、「兀征聲延」同上、「咸平景德」共に神宗の年號、

或以問臣軾、上與太皇太后安所施設而及此、臣軾對曰、在易大有上九、自天祐之、吉無不利、孔子曰、天之所助者順也、人之所助者信也、履信思乎順、又以尚賢也、是以自天祐之、吉無不利、今二聖躬信順、以先天下、而用司馬公、以致天下士、應是三德矣、

段落　第一大段の第二小段なり、上と太皇太后と、司馬公を用ひたるが爲め、前述の政績を致せるを言ふ、

講說　或人之に就いて軾に問ふやう、上と太皇太后と、如何なる政治を施設あつて此の如き治世に及びしやと、臣軾は之に對へて曰く、易の大有の上九の爻に於て其辭に曰く、天より之を祐く、吉にして利あらざるなしと、孔子之を解して曰く、天の助くる者は順とて、天理に順ふものなり、人の助くる者は信とて誠實なるなり、身に信を履行し、心に順理を思ひ、又此に因つて賢人を尙ぶなり、是を以て天より之を祐く、吉にして利あらざるなしと、今二聖は信順の躬行あり、天下に先きだつて司馬光を用ひ、以て天下の士を朝廷に致せしは、此の三德に應ず、

注解　「易大有」乾下離上の卦を大有となす、「孔子曰」繫辭傳に出づ、「二聖」哲宗と太后高氏と、

鎭戎城下、五日無所得、一夕遁去、而西羌兀征聲延、以其族萬人來降、黃河始決曹村、既築靈平、復決小吳、橫流五年、朔方騷然、而今歲之秋、積雨彌月、河不大溢、及冬、水入地益深、有北流赴海、復禹舊迹之勢、凡上所欲不求而獲、而其所惡、不麾而去、天下曉然知天意與上合、庶幾復見至治之成、家給人足、刑措不用、如咸平景德間也、

段落　第一大段の一小段なり、內外治安の狀を叙す、

講說　今上卽位の三年には、朝廷淸明にして凡百の政務は時を以て順序立ち、紀律行はれ、人民は安堵して生活を遂げ、風俗は以前と變り、是れ迄の輕薄鄙陋の者は皆心を洗ひ德を改め、務めて忠厚をなし、人々自ら己れを大切にして、他人の過失を言ふ事を恥づるやうになり、中國は無事太平にして、四方の戎夷は稽首して中國の差圖を請へり、唯だ西羌と夏人とは、叛き或は服して一定せず、毒心を懷いて自ら疑ひ、度々中國に侵入して寇をなせしが、上は諸將に命じ、兵を抑へて戰はず、只だ威勢を示せしが、數月を出でざるに、大首領鬼章青宜結を生取つて闕下に持來せり、又夏人十數萬は涇原に入寇して、鎭戎城下に至りし處、五日間何の得る所なく、一夜自ら遁れ去りぬ、而して西羌兀征聲延は其族萬人を以て來降せり、黃河は始め曹村に於て隄を押破つて流れたれば、靈平にて防禦工事を施せしに、其後復た小吳にて決潰し、橫流すること五年、朔方の地は之が爲に騷然たり、而して今歲の秋、長雨は月を越せしに拘はらず、黃河は大に溢るゝことなく、冬に及びては地に入ること益す深く、北流が海に赴き、大禹の水を治めたる舊跡に復せんとするの勢ひあり、凡そ上の欲する所は求めざるも之を得、而して其惡む所は逐ひやらざるも去る、

て一方に及ぶあるにあらずして、百年の際、其民を虐用する甚し矣、是の語、此碑文と同じからず、附載以て參考に備ふ、

○沈德潛評　其功を表し、其德を表す、忠を表する所以にあらざるなきなり、直ちに趙清獻の疏を叙して、系するに銘を以てす、點竄の功、曾て子長子長に異らんや、荊公、其史記秦楚の際諸侯王年表に似たりと謂ふ、洵に然り、

○賴山陽評　序文雄麗渾雅、銘も亦絢爛目を奪ふ、大海龍宮、珠璣金玉、蘊底を測らざるが如し、西漢以下儔匹を見ず、昌黎諸碑の如き、猶ほ刻削の痕を見る、此豐厚渾老を輸するに似たり、

司馬溫公神道碑

解題　司馬は姓、溫公は封號、溫國公の略、神道碑の解は前に出づ、

主意　公は誠一の德を以て天子の知遇を受けたりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「曰誠曰一」に至るまでを第一大段となす、公の誠一の德を論ず、「公諱光字君實」より「而獨論其大概」に至るまでを第二大段となす、公の誠一の德を叙す、「議者徒見上與太皇太后進公之速用公之盡」より篇尾に至るまでを第三大段となす、神宗が公の誠一の德あるを知つて之を子孫に遺したるを言ふ、

上卽位之三年、朝廷淸明、百揆時敘、民安其生、風俗一變、異時薄夫鄙人、皆洗心易德、務爲忠厚、人人自重、恥言人過、中國無事、四譯稽首請命、惟西羌夏人、叛服不常、懷毒自疑、數入爲寇、上命諸將、按兵不戰、示以形勢、不數月、生致大首領鬼章靑宜結闕下、夏人十數萬寇涇原、至

て吳越の進奏吏に問うて曰く、錢鏐平生好む所ありや、吏曰く、玉帶名馬を好むと、太祖笑つて曰く、眞英雄なりと、乃ち玉帶一匣、打毬御馬十四を以て之に賜ふ、「僞」竹を以て之を爲る、長三尺、廣一尺、深六寸、「南金」南方の金の義、金の荊揚二州より出づるもの、「有德」宋主を指す、「咨」諮詢の諮に同じ、謀るなり、問ふなり、「樵牧」樵夫と牧者、「巋」獨立の貌、又高大の貌、「凡百」あらゆる、「有位」官吏、「此刻文」此碑、

文法　浦二田云ふ、領局八句は、地と人と双擧す、〇又云ふ、四句、國を有つを誌す、〇又云ふ、八句、形勝を表し、氣概を表す、〇又云ふ、八句、累葉、順を効す、〇又云ふ、八句、朝に歸する澤綿、〇又云ふ、八句、來事を頌し、美を帝命勸忠に歸す、

纂評

〇樓迂齋評　吳越の功と德とを發明す、全く是れ他國を以て形容比竝出し來る、方に見る、朝廷坐して土地を收め、兵革を勞せざるを知る、他は是れ多少の生靈を全了し來る、墳墓上に就き、最も切、意、言外に在り、文極めて典雅、

〇茅鹿門評　通篇、疏を以て序事の文となす、絕えて是れ史遷の風旨、

〇高梅亭評　此篇、功德忠孝の四字を以て眼となす、而して實、忠を以て主となす、中間其功德を叙する處卽ち臣節を失はず、吏を朝に請ふより發出す、卽ち是れ忠處、而して其朝廷に忠なる所以、先人の志を體するに在り、便ち是れ其孝、故に銘辭中に於て補出す、然れども孝處正に是れ忠處、名を賜うて表忠觀と曰ひ、仍ほ忠字に歸し、穿つて一線をなす、

〇林西仲評　通篇、功德の二字を以て眼となし、功德あるもの人の祖典に列す、從來する所舊し矣、吳越王錢氏の墳廟、宋初之を治むるものあり、此れ特に蕪廢に因つて復を請ふ、是れ剏擧ならず、玆篇止だ趙公の全疏を叙し、先づ蕪廢を提出し、再び事實を考へ、分つて功德を斷じ、然る後久遠の策を畫す、布置詳明、銘辭、忠孝の二字を以て結となす、尤も關係を見る、世人止だ東坡の小品喜ぶべきを知る、此等の篇、輙ち平常を以て之を置く、知らず、文看來り、平常筆を捉し一字を做し出でざる者あるを、此等の篇是なり、此理を悟り得れば、便ち是れ善く古文を讀む、更に五代史錢鏐世家を按ずるに、云ふ、錢氏の終始德澤、施い

流れぬ、劉漢宏を殺し、董昌を誅して、呉越の地を盡く領有し、金の劵、玉の冊、虎の符、龍の節、此等は時の天子より爵を賜ひ土を賜ひし所の證なり、其居る所は大なる城邑にして、山川を取圍み、江を左にし湖を右にし、島蠻を引付け、歳時に都より歸つて休息し父老に酒食を振舞ひ、其光り輝ける儀容は神の如く、玉帶を佩び毬馬に跨れり、四十一年の間、謹愼恐懼、極めて注意して中朝に事へ、其貢物を入れたる篚は途に相望み、其品は大貝、南金等あり、五代は昏亂にして、何れも國を托するに堪へたるものなかりしかば、三王相繼ぎて中國に有德の君の起るを待てり、然るに宋朝の起るや、已に歸する所を得たりければ、此れに國を托すべしとて、相談に及ぶこともなく、先王の志を我れ維れ之を行ふなりとて、斷然宋朝に歸順せり、天は忠孝に幸ひを下し、世々爵邑を有ち、允に文允に武にして、子孫は繁昌して千億の夥しきに及べり、帝は其地の太守に仰すらく、其廟なり墓なりを修復し、樵牧をして墓所などを侵し、我が子孫を愧かしむる勿れと、肅然として聳ゆる此の新らしき廟宇は睿慮に出でたるなるが、決して錢氏に依怙あるにあらず、唯だ此れを以て忠を勸むる爲なり、凡そ忠に非ざれば君なく、孝に非ざれば親なし、凡百の有位は此刻文を視て孝を勵むべきなり、

注解　「天目之山」吉州に在り、「龍飛鳳舞」山勢の形容、郭璞の地記に出づ、「異人」呉越王錢鏐を指す、五代史に云ふ、豫章の人術を善くするものあり、斗牛の間に王氣あるを望む、因つて錢塘に遊び、鏐を見、大に驚いて曰く、此れ眞の貴人なりと、乃ち鏐を慰めて曰く、子の骨法常に非ず願はくは自愛せよと「奮挺大呼云々」有德の人なるが故に、別に武器を要せずして勢力を得たることを叙べしなり、「仰天誓江」辛約、浙西を圖る、兵勢甚だ盛、董昌、王を遣はし、之を禦がしむ將に江を渡らんとして星月皎然渡るべからず、王親ら江沙を掬し、呑んで祝して曰く、吾れ義兵を以て賊を討つ、天若し助け見るれば、願はくは陰雲月を蔽へと、俄かにして雲霧四起し、咫尺晦冥、王大に喜び即ち江を渡り賊を討つ、「强弩射潮」北夢瑣言に云ふ、杭州連歳、潮頭直ちに羅剎石を打つ、呉越錢尙父、强弩を張り、潮の至るを候うて之を射しむ、潮退いて陸地となると、「玉帶毬馬」五代史に云ふ、梁の太祖嘗

神人玉帶毬馬　四十一年
寅畏小心　厥篚相望　大貝
南金　五朝昏亂　罔堪託國
三王相承　以待有德　既獲
所歸　弗謀弗咨　先王之志
我維行之　天祚忠孝　世有
爵邑　允文允武　子孫千億
帝謂守臣　治其祠墳　毋俾
樵牧　愧我後昆　龍山之陽
巋焉新宮　匪私於錢　唯以
勸忠　非忠無君　非孝無親
凡百有位　視此刻文

讀方　天目の山、苕水出づ焉、龍飛び鳳舞ひて、臨安に萃る、篤く異人を生じ、類を絶ち群を離る、奮挺大呼、從ふ者雲の如し、天を仰ぎ江に誓ふ、月星晦蒙、强弩潮を射江、海爲に東す、宏を殺し昌を誅し、吳越を奄有す、金劵玉冊、虎符龍節、大城其れ居り、山川を包絡す江を左にし湖を右にし、島蠻を控引し、歲時歸休、以て父老を燕す、曄たる神人の如し、玉帶毬馬、四十一年、寅畏小心、厥の篚相望む、大貝南金、五朝昏亂、國を託するに堪ふるなし、三王相承け、以て有德を待つ既に歸する所を獲、謀らず咨はず先王の志、我れ維れ之を行ふ、天、忠孝に祚し、世、爵邑を有つ、允文允武、子孫千億、帝、守臣に謂ふ、祠墳を治めよ、樵牧をして我が後昆を愧ぢしむるなかれ、龍山の陽、巋焉たる新宮、錢に私するにあらず、唯だ以て忠を勸む、忠に非ずんば君なし、孝に非ずんば親なし、凡百の有位、此の刻文を視よ、

講說　天目の山、此山より苕水流れ出づ、山勢は宛も龍の飛ぶが如く、鳳の舞ふが如く、臨安に集中す、此山水秀靈の氣は、篤く異人を生じ、同類を絕ち、群衆を離れ、挺を奮つて大に呼はれば、附き從ふもの雲の如し、天を仰ぎ江に誓へば、月星の光も俄かに晦くなり强き弩を以て潮を射れば、江海の水も之が爲に東に

然と曰ふ者をして之に居らしめ、凡そ錢塘に在る墳廟は之を自然に付し、臨安に在る墳廟は、呉縣の僧の道微と云ふものに付し、歳々各其徒一人づゝを度して道士となし世々之を掌らしめ、又其地の收入を書き定め、此收入にて相應の時を以て其祠宇を修繕し、其草木を培植し、若し手入れを爲さゞるものは、縣の令なり丞なり之を取調べ、甚しきものは其人を更迭せば、庶幾はくは永久怠慢とならず、朝廷が錢氏を遇し給ふの意に稱はん、臣抃死を冒して上聞し奉る、

注解　「妙因院」因は、一に音に作る、「度」朝廷より僧侶又は道士を許可する度牒を與ふること、

文法　趙抃の上疏の辭は此に畢る、○賴山陽云ふ、稱朝廷待錢氏之意の一句議論、

制曰可、其妙因院、改賜名曰表忠觀、銘曰、

段落　第四大段の第二小段なり、表忠觀の成る所以と、其名の縁起とを叙す、

講說　命令下つて願ひの通りとあり、其妙因院は改めて表忠觀と名を賜へり、銘に曰く、

文法　賴山陽云ふ、是れ表忠觀を碑するなり、然り而して一篇唯だ趙清獻の疏を把つて、觀の建つ所以を見す、總結三字、制曰可と曰ふ、則ち觀の建つ、天子の手に建つを見る、蜻蜓水に點ずる手段、○又云ふ、前錢氏の謚、皆忠の字を冒す、又勸奬忠臣の句等、已に微に表忠の意を逗して露さず、末尾に至り之を點出す、大に佳、

天目之山　苕水出焉　龍飛鳳舞　萃於臨安　篤生異人

絶類離群　奮挺大呼　從者如雲　仰天誓江　月星晦蒙

强弩射潮　江海爲東　殺宏誅昌　奄有吳越　金劵玉册

虎符龍節　大城其居　包絡山川　左江右湖　控引島蠻

歳時歸休　以燕父老　曄如

義也』

段落　第三大段の第三小段なり、功德を空しうするの不可を論ず、

講説　昔し竇融が河西の地を以て漢に歸するや、光武帝は右扶風に詔して融の父祖の墳塋を修復せしめ、祀るに太牢を以てせしとあり、今錢氏の功德は殆んど融に過ぎたるに、未だ百年にも及ばざる今日、其墳廟は手入れ屆かず、往來の人も嗟き傷める始末、甚だ忠臣を奬勵し民心を滿足せしむる仕方にあらず、

注解　「竇融」建武十二年、涼州の牧竇融、五郡の太守を率ゐて入朝し、兵を合せて蜀を平げ、冀州の牧に拜す、

文法　功の字は有功於朝廷甚大の句を收め、德の字は有德於斯民甚厚の句を收む、○賴山陽云ふ、甚だ厚く甚だ大にして、今墳廟治まらざる此の如きは甚だ不可、庸筆必ず數千百言、張膽明目的の議論をなさん今閑々竇融の一典を引き曰く、甚だ忠臣を勸奬する所以に非ず云々と、前に仍り一句を以て議論を着く、

『臣願以龍山廢佛祠曰妙因院者爲觀、使錢氏之孫爲道士曰自然者居之、凡墳廟之在錢塘者、以付自然、其在臨安者、以付吳縣之淨土寺僧曰道微、歲各度其徒一人、使世掌之、籍其地之所入以時修其祠宇、封殖其草木、有不治者、縣令丞察之、甚者易其人、庶幾永終不墜、以稱朝廷待錢氏之意、臣抃昧死以聞』

段落　第四大段の第一小段なり、功德を表せんことを勸む、

講説　臣願はくは、龍山の廢れたる寺院の妙因院と曰ふ者を以て觀となし、錢氏の孫の道士となつて自

西蜀江南、負其嶮遠、兵至城下、力屈勢窮、然後束手、而河東劉氏、百戰守死、以抗王師、積骸爲城、釃血爲池、竭天下之力、僅乃克之、獨吳越不待告命、封府庫、籍郡縣、請吏於朝、眎去其國、如去傳舍、其有功於朝廷、甚大、」

段落　第三大段の第二小段なり、錢氏の朝廷に功あるを言ふ、

講說　我が皇宋が天命を受け、四方の王號を僭し、叛亂をなす者は、順次に其地を削り其地を平げしが、西蜀、江南は其地の險阻にして遠隔なるを恃み、我が兵が城下に至り、力屈し勢窮まり、斯くて始めて手を束ねて降參せり、而して河東の劉氏は、百戰死を守つて王師に抵抗し、屍を積んで、城となし、血を釃んで池となし、天下の力を盡して僅かに之に克てり、然るに吳越のみは、命令をも待たず府庫に封印を施し、郡縣の土地人民を書附けにし、朝廷に官吏の派遣を乞ひ、其國を去ることを視る、旅家にても引拂ふが如く、之を朝廷に奉つて惜しと思はず、錢氏の朝廷に功あること甚だ大なり、

注解　「西蜀」後蜀の孟昶、「江南」南唐の李昱、「河東劉氏」劉崇、

文法　林西仲云ふ、蜀江南以下、亦他國を以て相形す、〇又云ふ、此段言ふ、錢氏は宋興りし時に當り、肯て自ら其國を守らず、以て命に眞主に歸す、故に功の大たり、〇賴山陽云ふ、甚厚、甚大の二段、總て敍事に於て其厚大なる所以を見す、末唯各一句を以て議論を着く、

昔竇融以河西歸漢、光武詔右扶風、脩理其父祖墳塋、祠以太牢、今錢氏功德殆過於融、而未及百年、墳廟不治、行道嗟傷、甚非所以勸奬忠臣、慰答民心之

數州之地、盜名字者、不可勝數、既覆其族、延及於無辜之民、罔有孑遺、而吳越地方千里、帶甲十萬、鑄山煮海、象犀珠玉之富甲於天下、然終不失臣節、貢獻相望於道、是以其民至於老死、不識兵革、四時嬉遊、歌鼓之聲相聞、至於今不廢、其有德於斯民也甚厚、

段落　第三大段の第一小段なり、錢氏の民に功德あるを言ふ、

講說　五代の間、天下大に亂れ、豪傑は蜂の如くに起る、此時に當り數州の地に據つて帝王の名を盜んで僭稱する者、數へ切れざるほどなり、彼等は己れより優勢なる國の爲に敗られて、已に其宗族の滅亡を來たすのみならず、延いて罪もなき人民に至るまで、人種も絕えん計りなり、然るに吳越は其地方千里もある大國にして、武裝せるもの十萬、山の金鐵を鑄、海の鹽を煮、象牙、犀角若しくは珠玉の如き貴重品の富は、天下に冠たり、されば尊大にして獨立を圖るべきに、却つて臣下の義務を失はず、朝廷に捧ぐる貢物獻品は道路に引續きて、那處にも見え這處にも見ゆると云ふ有樣なり、是を以て人民は年寄つて死するに至るまでも戰爭を知らず、四時遊び樂み、唱歌音樂の聲が相聞えて、今に至るまでも更らず、錢氏が斯の民に德澤あるや、甚だ厚し、

注解　「盜名字」自ら王號を稱する者を謂ふ、「孑遺」孑は單なり餘なり、短なり、詩經の大雅に、周餘の黎民、孑遺あるなしの語あり、

文法　林西仲云ふ、此段言ふ、錢氏、五代の世に當り、肯て自ら一方に帝とし、以て其民を糜爛せず、故に德の厚たり、○盜名字云々は、他國を以て反照となすなり、○帶甲十萬は强兵、鑄山煑海は富國、

皇宋受命、四方僭亂、以次削平、

子文穆王元瓘、至其孫忠顯王仁佐、遂破李景兵、取福州、而仁佐之弟忠懿王俶、又大出兵攻景、以迎周世宗之師、其後卒以國入覲、三世四王、與五代相終始、

段落 第二大段なり、

講說 謹んで案ずるに、故の武肅王の鏐は、始め郷兵を以て黃巢を破つて之を走らし、其名は江水、淮水の地方に聞えたるが、復び八都の兵を以て劉漢宏を討ち、越州を併せたるが、此には董昌を奉じて主たらしめ、自身は杭に住へり、董昌が越州を以て叛くに及びては、昌を誅して越を併せ、盡く浙江の東西の地を有し、之を其子の文穆王元瓘に傳へたり、其孫の忠顯王仁佐の世となり、遂に李景の兵を破つて福州を取り、而して仁佐の弟なる忠懿王俶は又大に兵を出だし景を攻めて、周の世宗の軍を迎ふ、其後卒に國ごと入覲せり、斯く三世四王を傳へ、五代と共に始まり、五代と共に終れり、

注解 「武肅王鏐」五代史に云ふ、錢鏐、字は具美、杭州臨安の人、梁の太祖位に即き、鏐を吳越王に封ず、後長興三年卒す、年八十一、謚して武と曰ふ、「黃巢」唐末の大盜、「八都兵」八組の兵、「劉漢宏」越の觀察使、「三世四王」三世は鏐、元瓘、仁佐、四王は、仁佐の弟俶を數へて言ふ、「五代」宋前の史期、梁唐晉漢周の五朝是れなり、「以國入覲」宋の臣となりしこと、

文法 盡有浙東西之地に至るまでは、錢氏の始めて起りし者を分敍し、以國入覲に至るまでは、錢氏三世第四王を分敍す、○林西仲云ふ、事を敍する處、僅かに百餘字のみ、而して三世四王、兵を用ふる五字、誠に歸する二字、一々清出、却つて一片の文字をなす、何等の筆力、○賴山陽云ふ、以上錢氏の始末を敍する簡括、六一先生吳越世家、萬餘言に下らず、門生數行の文に括盡せられ了る、宜なるかな、一頭を放出するの言あるや、

天下大亂、豪傑蜂起、方此時、以

流涕者」に至るまでを第一大段となす、奏請の動機たる事實を叙す、「謹案故武肅王鏐」より「與五代相終始」に至るまでを第二大段となす、錢氏累世の業を叙す、「天下大亂」より「甚非所以勸奬忠臣慰荅民心之義也」に至るまでを第三大段となす、功德の空しうすべからざる所以を言ふ、「臣願以龍山廢佛祠曰妙因院者爲觀」より篇尾に至るまでを第四大段となす、功德を表章すべき方法を言ふ、

熙寧十年十月戊子、資政殿大學士右諫議大夫、知杭州軍州事、臣抃言、』

段落　第一大段の第一小段なり、趙抃の上疏を叙す、

講説　熙寧十年十月戊子、資政院大學士右諫議大夫知杭州軍事臣抃言上す、

文法　上書の例文、

故吳越國王錢氏墳廟、及其父祖妃夫人子孫之墳、在錢塘者二十有六、在臨安者十有一、皆蕪廢不治、父老過之、有流涕者、』

段落　第一大段の第二小段なり、錢氏の墳廟の荒廢を言ふ、

講説　故の吳越王錢氏の墳廟、及び其父祖妃夫人子孫墳墓の錢塘に在るもの二十六、又臨安に在るもの十一、何れも荒れ果てゝ手入れも屆かず、昔しの事を知れる故老等は、此を過ぎて落涙する者あり、

文法　林西仲云ふ、流涕の句は、下の行道傷嗟、慰荅民心の二句を伏す、○賴山陽云ふ、先づ蕪廢不治の不可を言ふ、不可なる所以、下面に於て之を見る、然れども叙事中に於て之を見ず、妙、

謹案故武肅王鏐、始以鄉兵破走黃巢、名聞江淮、復以八都兵、討劉漢宏、并越州、以奉董昌、而自居於杭、及昌以越叛、則誅昌而并越、盡有浙東西之地、傳其

に關係し、其生其死、端に偶然にあらず、必ず不生不死の理、天地と長存するあり、而して韓公、道喪び文弊るゝの後に生れ、能く匹夫を以て數百年の氣運を挽回す、其世道に關係する何如ん、則ち生人となり、而して死神となる、又確然信ずべきもの、然れども此れ亦臆説に非ざるなり、蓋し至誠息むなきの理、純乎天行にして、人事を以て假借すべからず、韓公生平行ふ所、皆天に全くして、雜ふるに人事を以てせず、もし韓公生平行ふ所、皆天に全く、而して參ふるに人を以てせず、是れ其神たるや、特に其當に然るべきを決するのみならず、亦其然る所以を信ずべし矣、乃ち潮人獨り之を神とす、豈に知らんや、公の精誠、常に天地間に在り、獨り一潮然りと爲さゞるを、此の如く意を立つれば、則ち韓公方に天下萬世の韓公たり矣、再び歌詞を玩ぶに、語々奇麗、韓公の詩好んで峭刻古險をなすを以て、極意摹倣するが故なり、

○沈德潛評　文亦浩然の氣を以て之を行ふ、故に縱横揮洒にして、聯絡照應の法に規々たらず、合するに神を以てし、必ず合するに迹を以てせざるなり、○前一段、天地に參し、盛衰に關し、浩然の氣に由るを見す、中一段、公の天に合して人に乖く、是れ貶斥せらるゝ所以の故を見ず、後一段、是れ潮人、廟を立つる所以の故、脈理極めて清し、○吳門惠仲儒學士、學を廣南に視、士人に敎ふるに經史の學を以てす、凡そ六載、士風丕に變ず、今潮人、韓山に祀る、位、趙德の次に在り、吾が吳、人あつて、潮人の能く自る所を忘れざるを見すなり、此に附識す、

○賴山陽評　此篇命意の在る所、大抵謂ふ、公の如きもの、生死、天に關す、人力にあらず、浩氣至らざる所なきが如し、首より尾に至るまで、此意に外ならず、

表忠觀碑

解題　表忠とは舊吳越王錢氏の忠を表することなり、觀は道士の宮なり、猶ほ僧の宮を寺と謂ふが如し、

主意　錢氏の功德は宜しく表章すべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「父老過之有

謫せられたる 潮州は南海に屬す、「衡湘」衡山即ち南岳と湘江と、「九疑」舜は蒼梧に崩ず、山海經に云ふ、蒼梧の野中に九疑山ありと、「弔英皇」堯の二女、舜の后、娥皇女英舜の跡を追ひ江湘の間に死す、「祝融」南海の神を祝融と曰ふ、「海若」離騒に云ふ、海若をして馮夷を舞はしむと、海若は海神なり、「鈞天」九天の中天を鈞天と謂ふ、「巫陽」巫祝、「犦牲」犦は野牛、「雞卜」雞骨を以て卜するなり、「羞」すゝむ、「於」あゝと訓ず、嘆辭、「粲」あきらか、一本に餐に作る、是に從ふときは餐せしむと讀む、「大荒」大空、

文法　謝疊山云ふ、東坡、平生詩を作る、意を經ず、意淺くして味短し、獨り此詩と、溫公神道碑、表忠觀碑銘との三詩奇絕、皆刻意若思の文、○賴山陽云ふ、公昔騎龍、起し得て突兀奇幻、坡翁に非ずんば誰か能く道ひ出さん、一歌、韓を摹すと雖も、其飄逸清雄の處、是れ自ら坡翁の本色、○又云ふ、文澹泊、故に詩、奇麗を以て之に配す、一碑乃ち索寞たらざるを覺ゆ、

纂　評

○謝疊山評　後生、此等の文章を熟讀し筆を下さば、便ち氣力あり、光彩あらん、

○金聖嘆評　此文、先生の生平に於て別に是れ一手、大約凡そ三段となす、一段冒起、一段正敘、一段廟を辨ず、段々神助あるが如し、

○茅鹿門評　予此文を覽る、是れ昌黎の本色ならず、前後の議論多く漫然、然れども長公生平の氣格獨り存す、

○高梅亭評　浩然の氣を以て主となす、韓公を推重して其本領大處を得、大人物、大手筆、兩存朽ちず、

○黃東發評　韓文公廟碑、東坡に非ずんば此れをなす能はず、韓公に非ずんば以て是れに當るに足らず、千古の奇觀なり、

○林西仲評　此碑若し俗手に落ちば、必ず痛く韓公、潮に在るの政績、潮人の思慕、廟を立て功を報ずるを敘するのみ、殊に知らず、韓公一身を以て上、孔孟の傳に接す、學者之を仰ぐ、泰山北斗の如し、乃ち天下萬世の韓公、潮州一方の韓公に非ざるなり、即ち潮人之に事へ、飲食必ず祭り、水旱疾疫必ず禱る、亦兢々明神を以て之を奉ず、又但だ廟祀を借りて報功をなす、今日の名宦の如くなるのみに非ざるなり、坡公此作、口を開けば、言ふ、古への聖賢孔孟の如き者、世道

が、其濁世の粃や、糠なる邪道悪文をば一掃せられ、西は咸池に遊び、東は扶桑までも窮め、草木までも明かに行き亘れる光輝を被らざるはなく、先輩の大詩人李白、杜甫と追ひつ逐はれつ、其仲間に入つて世の中を翺翔り、「文字を以て天下に雄飛すること、」門人の張籍、皇甫湜など後より追ひ附かんと汗を流せども、迚も及ばずして走り且つ僵れ、太陽を見下す處の高處に至る公の影は遙かに消え失せて、望むことも叶はざる有様なり、扨公は上書の文を作り佛を誹り、又佛を好まるゝとて君王を譏り、心に染まぬ都に心殘りもなきさまゝ南海を見物し、衡山、湘水の名所などを探り、舜の故跡なる九疑山を歷て、其妃の娥皇、女英の水に沈みし凶魂を弔せんと思ひ立ちけるが、「公が南方に貶せられたることを奇麗に述べたるなり、」祝融は先導をなし、海若は逃げ隠れぬ、南方に到らるゝや、土地の禍をなす所の鮫鱷を束縛すること、羊にても駈るが如く無造作なりき、然るに天上には、大切の人下界に降れるまゝ歸り來らずして在らざりければ、天帝之を悲傷じ給ひ、謳吟ありつゝ巫陽を使として、下界に降り公を招かしめらる、「公の死せるを言ふ、」今や犦を以て牲となし、雞骨を以て吉凶を占ひ、我が神酒を奉つて公の靈を祭る、扨も立派なる丹き荔枝、黄なる芭蕉の實、心を込めたる供物にこそ、公は世に在せし時も姑らくも此潮の地に留まり給はず、慕はしき餘り、涙は雨の注ぐが如し、公の靈よ、何卒翩然と髪を振りさばきて大空より飛び下り、我が潮人の祭を受け給へ、

注解　「白雲郷」莊子天地篇に云ふ、彼の白雲に乘じ帝郷に游ぶ、「雲漢」天の河、「天章」詩經の大雅、雲漢篇に云ふ、倬たる彼の雲漢、章を天に爲すと、注に云ふ、天文なりと、星辰の森羅して模様をなすの形容、「天孫」織女を指す、「帝旁」帝は天帝、下同じ、「粃糠」佛老の説を譬ふ、「咸池」離騷に云ふ、余が馬を咸池に飲ひ、余が轡を扶桑に攬ると、又淮南子に云ふ、日、暘谷より出で、咸池に浴し、扶桑に戻ると、「李杜」李白と杜甫と、「籍湜」張籍と皇甫湜と、「衣被」衣は被するの意、「滅沒」見えずなること、「倒景」景は影なり、司馬相如の大人賦に云ふ、列缺の倒景を貫くと、服虔曰く、人、日月の上に在り、下、日月の反つて下より照すを見る、「作書云々」諫佛骨表を謂ふ、「觀南海」公の

公昔騎龍白雲鄉　手抉雲漢分天章　天孫爲織雲錦裳　飄然乘風來帝旁　下與濁世掃秕糠　西遊咸池略扶桑　草木衣被昭回光　追逐李杜參翶翔　汗流籍湜走且僵　滅沒倒景不得望　作書詆佛譏君王　要觀南海窺衡湘　歷舜九疑弔英皇　祝融先驅海若藏　約束鮫鱷如驅羊　鈞天無人帝悲傷　謳吟下招遣巫陽　犦牲雞卜羞我觴　於粲荔丹與蕉黃　公不少留我涕滂　翩然被髮下大荒

讀方　公昔し龍に騎る白雲の鄕、手に雲漢を抉して天章を分つ、天孫爲に織る雲錦の裳、飄然風に乘じて帝旁より來る、下、濁世の與に秕糠を掃ふ、西、咸池に游び扶桑を略す、草木衣被す昭回の光、李杜を追逐して參つて翶翔す、汗流れて籍湜走り且つ僵る、滅沒せる倒景望むを得ず、書を作り佛を詆り君王を譏る、南海を觀、衡湘を窺はんを要す、舜の九疑を歷て英皇を弔す、祝融先驅、海若藏す、鮫鱷を約束して羊を驅るが如し、鈞天人なく帝悲傷す、謳吟下し招いて巫陽を遣る、犦牲雞卜我が觴を羞む、於粲たり荔丹と蕉黃と、公少くも留まらず、我が涕滂たり、翩然被髮大荒を下れ、

講說　公は昔し龍に乘つて白雲の靉靆く天上の鄕に居られ、手に天河を搜りて天の文章を分布せられしが、天孫の織女星は、公の爲に雲の模樣ある裳を織つて授けられぬ、「公は天に在りし時、已に文章を掌り文章を身にせり、」其れより公はヒラ〳〵と風に打乘り、上帝の旁より降臨あり、下界は方に濁世なりし

悽愴、若或見之、辟如鑿井得泉、而曰水專在是、豈理也哉、

段落 第五大段の第二小段なり、辨解、

講說 軾之に反對して曰ふ、さにあらず、公の神靈の天下に在ることは水の地中に在ると同樣にして、何處に往くも在らざる所なきなり、而して潮州の人獨り之を信ずること深く、之を思ふこと至極し、焄蒿悽愴と云ふ鹽梅に、神明を目に見るやうなる心地するなり、然るに必ず公の神靈が都とか故鄕とか一個所に在りと思ふは、譬ふるに人が井戶を堀つて泉を得たるに、水は專ら此に在りと曰ふが如し、豈に道理ならんや、

注解 「焄蒿悽愴」焄蒿とは、何となく神の在すけはひなり、悽愴は、ぞつとする氣味なり、禮記の祭義篇に云ふ、其氣上に發揚し、昭明焄蒿悽愴となると、鄭玄曰く、焄は香臭を謂ふなり、蒿は氣の蒸し出づる貌と、朱子曰く、昭明は乃ち光景の氣なく、焄蒿は氣の人を感動するもの、悽愴は、漢書に謂はゆる神君至り、其風颯然の意の如し、

文法 林西仲云ふ、上文止だ公の當に神となるべきを說き、未だ嘗て潮州を提說せず、此處忽ち一問一答をなす、乃ち補題法、又云ふ、又說き得て卽かず、離れず、方に文公の本領に稱ひ得たり、○賴山陽云ふ、問答を設け、一翻跌をなし、全勢を振起す、其實、篇首の浩氣塞天地に炤應し、精神貫融、結構匝密、諸家、此文を評し、多く其漫に統紀なきを謂ふ、未だ深く考へざるのみ、

元豐元年、詔封公昌黎伯、故榜曰昌黎伯韓文公之廟、潮人請書其事於石、因作詩以遺之、使歌以祀公、其辭曰、

段落 第六大段なり、

講說 元豐元年詔あつて、公を昌黎伯に封ぜり、故に榜に書して昌黎伯韓文公の廟と曰ふ、潮州の人其事を石に書せんことを請ひしかば、因つて詩を作り、其れをば送り遺はし、公を祭る場合に歌はしむることゝせり、其辭に曰く、

爲師、民既悅服、則出令曰、願新公廟者聽、民懽趨之、卜地於州城之南七里、期年而廟成、

段落　第四大段の第二小段なり、廟の改築を敍す、

講說　潮州人の公に事ふる有樣は、飲食に必ず祭り、洪水、旱魃、傳染病に關すること等、凡そ求むる所あるときは必ず禱る、然るに公の廟は刺史の役所の後に在るが爲め、人民は出入に不便を感ぜしかば、前の太守は朝廷に奏請して新廟を作るの志ありしも果さゞりき、元祐五年、朝散郎王君滌是の邦に來つて太守となるゝや、凡そ士を養ひ民を治むる仕方は專ら公を以て手本とせしが、人民は既に其政治に悅服せしかば、則ち令を出して曰ふやう、公の廟を新築せんことを願ふものあらば之を聞き届くべしと、人民は皆欣んで此れに從事し、州城の南七里の處に敷地を定め、工事に着手せしが、一週年にして新廟落成せり、

文法　賴山陽云ふ、是れ潮州の廟、自ら公の潮に在る事迹を缺くべからず、故に衡山、鰐魚、廟食、南海より、說いて趙德に至り、又潮人の公に事ふるを說き、然る後新廟に入る、繩を引き珠を貫くが如し、

或曰、公去國萬里而謫於潮、不能一歲而歸、沒而有知、其不眷戀於潮也審矣、

段落　第五大段の第一小段なり、駁議、

講說　或人の說に曰く、公は國を去ること萬里にして潮に流され、一年も過たざる中に歸られたり、左ればもし死後知るありとせば、潮に未練なきことは明白なり、（然らば之を此に祭りたりとて、公の神靈は享け給ふまじ）

文法　金聖嘆云ふ、新廟を紀するの下、忽ち辯難を作す、筆々扛ぐるが如し、全く是れ一氣の行く所、

軾曰不然、公之神在天下者、如水之在地中、無所往而不在也、而潮人獨信之深、思之至、焄蒿

李紳の劾奏に因って愈の御史中丞を罷めたり、

文法　林西仲云ふ、此段、公、此精誠あり、純乎、天を以て事を用ひて、雜ふるに一毫人事の僞を以てせず、能く天地の間に獨存する所以なるを言ふ、上段其然るを言ひ、此れ則ち然る所以を言ふなり、世人、不遇を以て公の爲に扼腕す、又是れ夢を做す、○沈德潛云ふ、昌黎、袁州後未だ嘗て朝に安んぜず、此れ蘇公借りて以て自ら其遇を言ふ、○賴山陽云ふ、可、不可二層、能、不能三層相配し、五の失字、四の不字と、呼應の勢をなす、然れども三層皆倒、能、不能、當に不能、能と言ふべし、則ち順矣、然れども句勢此の如くならざるを得ず、

始潮人未知學、公命進士趙德爲之師、自是潮之士、皆篤於文行、延及齊民、至於今號稱易治、信乎孔子之言、君子學道則愛人、小人學道則易使也、

段落　第四大段の第一小段なり、公の德能く潮人に及ぶを言ふ、

講說　始め潮州の人は未だ學問を知らざりしが、文公は進士の趙德に命じて潮の師とせり、是れよりして潮の士は何れも文學德行に熱心となり、普通の人民にまでも推し及ぶ、今日に至るまで治め易き人民なりとの評判あり、孔子の言に、君子、道を學ぶときは能く人を愛し、小人、道を學ぶときは使ひ易しとあるは、眞に其通りなり、

注解　「孔子之言」論語陽貨篇に出づ、「君子」有位者を謂ふ、「小人」下民を謂ふ、

潮人之事公也、飲食必祭、水旱疾疫、凡有求必禱焉、而廟在刺史公堂之後、民以出入爲艱、前太守欲請諸朝作新廟、不果、元祐五年、朝散郎王君滌來守是邦、凡所以養士治民者、一以公

能はず、

注解「豚魚」易中孚の卦に云ふ、豚魚は吉と、彖に云ふ、信、豚魚に及ぶなりと、「人無所不至」人事は智力にて押通し得るを言ふ、「惟天不容僞」天理の在る所は則ち自然の應あつて、假借すべからざるを言ふ、

故公之精誠、能開衡山之雲、而不能回憲宗之惑、能馴鱷魚之暴、而不能弭皇甫鎛李逢吉之謗、能信乎南海之民、廟食百世、而不能使其身一日安於朝廷之上、蓋公之所能者天也、其所不能者人也、

段落　第三大段の第二小段なり、文公に就いて天人の辨別を論ず、

講說　故に公の精誠は、天に對しては効力ありて、能く衡山の雲を開きたれども、人に對しては効力なく、憲宗の惑ひを回らす能はざりき、能く鱷魚の暴を馴らせしも、皇甫鎛や李逢吉の謗を差止むる能はざりき、能く南海の民に信仰せられて百世の後までも廟に祭られ供物を受くるも、其身をして一日の間も朝廷に落着かしむる能はざりき、但し公の能くせし所は天の誠の方面にして、能くせざりし所のものは人の僞りの方面なり、

注解「能開衡山之雲」文公、衡山の南海廟に謁する詩あり、云ふ、我れ來り正に逢ふ秋雨の節、陰氣晦昧清風なし、潛心默禱應あるが若く、豈に正直の能く感通するに非ざらんや、須臾靜かに衆峰を掃つて出だす、仰ぎ見るに突兀晴空を撐すと、此詩の事實を指せしなり、「憲宗之惑」佛法を信ぜしこと、「鱷魚之暴」檄を作つて鱷魚を逐ひ出せしこと、韓文の鱷魚文に詳かなり、「皇甫鎛李逢吉之謗」韓愈已に佛骨を諫めたるに因つて潮州に流されたる後、謝表を上りけるに、憲宗之を觀て頗る感悟し、復び之を用ひんと欲せり、然るに皇甫鎛は固より愈の剛直なることを疾みしかば、愈の疎狂を口實として之を沮めり、又宰相李逢吉は愈と李紳とを惡み、二人をして交も爭はしめ、遂に

忠犯人主之怒、而勇奪三軍之帥、此豈非參天地關盛衰、浩然而獨存者乎、』

段落　第二大段の第二小段なり、文公の師法たる所以は正氣を有するに在るを言ふ、

講説　文は八代に於て衰へたるをば興起し、道は天下の人の異端に溺れたるを救ひ上げ、忠義はと言へば、君主の怒りを犯して諫言をなし、勇はと言へば、三軍の大將を引捉へたり、此れは何と天地の化育に參與し、盛衰の運に關係し、浩然と獨り存して亡びざるものにてはなきか、

注解　「八代」東漢、魏、晉、宋、齊、梁、陳、隋、「天下之溺」佛老の道に陷りたるを言ふ、「忠犯人主之怒」憲宗、使を遣はし、佛骨を迎へて禁中に入らしむ、韓愈、表を上つて極諫す、帝大に怒り、愈を潮州に貶す、「勇奪三軍之帥」鎭州亂れ、節度使田弘世を殺して、王庭湊を後任に立つ、朝廷、愈に命じて宣撫せしむ、愈已に至り、大に軍民を諭す、庭湊之を畏る、三軍帥とは庭湊を指す、庭湊を生取りしに非ざるも、其勢を誇張して奪と云ひたるなり、奪三軍之帥は論語の成語、

文法　林西仲云ふ、此段、文公、世に關係する甚だ大にして、平日行ふ所、皆浩然の氣より發出し、自然獨り其靈を存して亡びざるを言ふ、○賴山陽云ふ、讀んで此に至れば、篇首の二語、實に韓公を指すを見る、

蓋嘗論天人之辨、以謂人無所不至、惟天不容僞、智可以欺王公、不可以欺豚魚、力可以得天下、不可以得匹夫匹婦之心、』

段落　第三大段の第一小段なり、一般に就いて天人の關係を論ず、

講説　抑も以前天と人との辨別を論せしが、余の考へにては、人の僞をなすことは至らぬ處なく、從つて人と人との間には僞も行はるれども、惟だ天のみは僞を容れず、自然は爭はれぬものなり、卽ち智は王公を欺き得とすとも、豚や魚を欺くこと能はず、力は天下を手に入れ得とすとも、匹夫匹婦の心を得ること

其勇を失うて働くを得ず、張儀蘇秦も其辯を失うて默せざるを得ず、是れは何物が斯くなさしむるか、想ふに必ず形に附いて立つことなく、力を恃んで行かず、生命を待つて存せず、死に隨つて亡びざる者あらん、（浩然の氣）故に天に在つては星辰となり、地に在つては河岳となり、幽界には鬼神となり、現世には復た人となる、此の如きは理の當然にして、何も怪むべきものなし、

注解　「孟子曰」公孫丑上篇に出づ、「浩然」水のひろびろと流るゝ形、「尋常」八尺を尋となし、之に倍するを常となす、小範圍若しくは小距離の代稱、「卒然」にはか、「晉楚」春秋時代の國、

文法　沈德潛云ふ、其必有不依形而立云々は、善く浩然の氣を形す、○賴山陽云ふ、而の字を以て轉下し、幽より說いて明に到る、筆墨變幻、

自東漢以來、道喪文敝、異端並起、歷唐貞觀開元之盛、輔以房杜姚宋而不能救、獨韓文公起布衣談笑而麾之、天下靡然從公、復歸於正、蓋三百年於此矣。

段落　第二大段の第一小段なり、文公の師法たることを言ふ、

講說　東漢より以來道は亡び文は敝れ、異端並び起り、唐の貞觀、開元の盛んなる治世を歷、房、杜、姚、宋等の賢宰相を以て之を輔けたるに拘はらず、道と文との衰運を救ふこと能はざりき、然るに獨り韓文公は、布衣の賤しき身分より起り、別に骨折ることもなく笑ひながら天下の人を麾けば、天下は靡然として文公に從ひ、道德、文章が正しき道に復歸せしこと、蓋し今に至るまで三百年になりぬ、

注解　「敝」俗に云ふだいなしになる、「異端」佛、老の道を指す、「貞觀」太宗の年號、「開元」玄宗の年號、「房杜姚宋」房玄齡、杜如晦、共に太宗の宰相、姚崇、宋璟、共に玄宗の宰相、「三百年」唐の憲宗より元祐五年に至るまで、祇だ二百二十餘年、

文起八代之衰、道濟天下之溺、

を得る能はず、起行百十遭、忽ち匹夫而爲百世師の兩句を得、下面只此の如く掃ひ去る、但だ人、才性あるもの、東坡が此等の文を讀ましむべからず、才性ある人、便ち須らく收拾、規矩に入れしむべし、然らずんば則ち蕩し將て去らん、○沈德潛云ふ、二語、孔孟を借りて形起す、卽ち實に韓公を指すに非ざるなり、○林西仲云ふ、孔孟一流の人の如きは、世に關係する甚だ大なるを言ふ、是れ話頭を引起す、故に皆の字を用ひて下に接す、坊本謂ふ、文公を褒する、太だ過ぐ、孔孟廟記に似たりと、豈に楚を倣すに非ざらん、○賴山陽云ふ、蘇公、篇首の一筆を下すとき、髯を掀げて書す、想ひ見るべし、○又云ふ、孔孟を借りて言ふ、是れ林西仲も亦云ふこと然り、其意、此語、韓公に在つて承當し起たずと謂ふのみ、余謂ふ、是れ道學者流の見なり、坡翁の意、直ちに韓公を指すなり、

孟子曰、我善養吾浩然之氣、是氣也、寓於尋常之中、而塞乎天地之間、卒然遇之、則王公失其貴、晉楚失其富、良平失其智、賁育失其勇、儀秦失其辯、是孰使之然哉、其必有不依形而立、不恃力而行、不待生而存、不隨死而亡者矣、故在天爲星辰、在地爲河嶽、幽則爲鬼神、而明則復爲人、此理之常、無足怪者、』

段落　第一大段の第二小段なり、天地の化に參し、盛衰の運に關する者は正氣あるが爲なるを言ふ、

講說　孟子曰く、自分は善い工合に己れの浩然の氣を養ふと、此の浩然の氣と云ふもの、僅か一尋一常ほどの中に寓すと雖も、其限量を言ふときは、天地の間に充滿する者なり、故に卒然として此浩然の氣を有する者に出遇ふときは、王公も其貴を失うて王公たる價直なく、晉楚も其富を失うて晉楚たる價直なく張良、陳平も其智を失うて無効となり、孟賁、夏育も

段となす、公の神の天地に存する所以は、天誠に純にして人僞を雜へざるに在るを言ふ、「始潮人未知學」より「期年而廟成」に至るまでを第四大段となす、廟を建てたる始末を記す、「或曰」より「豈理也哉」に至るまでを第五大段となす、公の宜しく祭らるべきを言ふ、「元豐元年」より篇尾に至るまでを第六大段となす、歌を作る所以を言ふ、

匹夫而爲百世師、一言而爲天下法、是皆有以參天地之化、關盛衰之運、其生也有自來、其逝也有所爲、故申呂自嶽降、而傳說爲列星、古今所傳、不可誣也。

段落　第一大段の第一小段なり、聖賢は生死ともに大關係あるを言ふ、

講說　下賤の身にてありながら百代の師尙となり、一言の話しすらも天下の法則となる（へとは聖賢のことなるが、）是れ其身なり言なりが、天地が萬物を生成する働きを助け、世の中の盛衰の運命に關するものあり、其斯の世に生れ出づるや必ず其由來する所あり、又其斯の世を去るや爲す所あり、されば申呂は嶽より降り、傅說は列星となれり、古今の傳ふる所、枉げて其事なしとは言ひ難し、

注解　「天地之化」化は造化の化にして、萬有の變遷發達を謂ふ、即ち主觀的よりすれば天地の働きなり、參は仲間に入るなり、譬へば苗の實を結ぶは天なり、然るに播かざれば生えず、之を播くは人爲にして、即ち天地の働きを助くる所なり、「逝」ゆくなり、去るなり、死を謂ふ、「申呂自嶽降」申呂は姜姓にして、太公望の祖先なり、嘗て四岳となり、禹を佐けて功あり、虞夏の際、呂に封ぜられ、或は申に封ぜらる、詩經の大雅崧高の篇に云ふ、維れ岳神を降し、甫及び申を生むと、

「傅說爲列星」傅說は殷の高宗の宰相、莊子太宗師篇に云ふ、傅說之れを得、以て武丁に相とし、而して天下を有ち、東維を乘り、箕尾に騎り、而して列星に比すと、

文法　朱晦菴云ふ、東坡、韓文公廟碑を作る、一起頭

西仲云ふ、篇首の二說を双結す、○賴山陽云ふ、獨り酈元を言つて、士大夫、漁工水師に及び、而の字を以て一轉李渤に入る、文勢板ならず、掉尾酈李双收、篇法匝密、

纂　評

○茅鹿門評　風旨又水經より來る、然れども奇峭の興多し、

○錢牧齋評　中段水石の聲を言はんと欲す、先づ三項を將て描寫し起す、此れ文情なり、

○林西仲評　此記、全く世俗、鐘を以て山に名づくるの義を錯認して、止だ考擊の間に求め、酈元の舊注に乖くを致すが爲なり、故に篇首兩說兩疑を以て總起し、隨つて自己の親歷確見を以て之を古樂音に參す、方に知る、古人、石鐘を以て名を命ずる、謬らず、而して酈元、箇を以て疑を致す、因るなきに非ずと雖も、但だ李渤、陋を以て得となす、尤も笑ふべしとなすのみ、篇中、辨駁過ぎて敍事、敍事過ぎて議論、議論過ぎて斷制、節を按じて下る、其起落轉換、融成一片、跡の尋ぬべきなし、此等の筆力、惟だ髯蘇之を能くす、天分最も高を學んで至るべきに非ざるを以てなり、

○沈德潛評　山水を記し、並に書を讀み理を觀るの法を悟る、蓋し有無を臆斷す、而して或は簡或は陋、均しく以て古人に求むべきに非ざるなり、通體神行、末幅尤も心に得、手に應ずるの樂を極む、

卷二十四　（蘇軾著）

潮州韓文公廟碑

主意　韓公は死して神となり、其神は不滅にして普遍なれば必ず潮人の廟祀を受くべしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、篇首より「無足怪者」に至るまでを第一大段となす、天下後世の師法たる聖賢は、其身死するも長く神となつて存在するを言ふ、「自東漢以來」より「此豈非參天地關盛衰浩然而獨存者乎」に至るまでを第二大段となす、文公は卽ち師法の資格ある人なるを言ふ、「蓋嘗論天人之辨」より「其所不能者人也」に至るまでを第三大

「礫々」羽ばたきの音、「鸛鶴」水鳥なり、陸機曰く、鸛雀は鴻に似て大と、「噌吰」鐘音、「罅」隙なり、「涵澹」涵は容るなり、澹は水の搖動なり、「澎湃」波相戾るなり、「窾坎鏜鞳」鐘鼓の聲、「無射」鐘の名、周の景王の鑄るところ、「歌鐘」晉語に、鄭伯、女樂二八、歌鐘二肆を納るとあり、肆は懸鐘十六を指して謂ふ、「古之人」酈元を指す、

文法　林西仲云ふ、驚起するもの、以て望見すべし、則ち直ちに栖鶻と言ふ、欬笑するものゝ鸛鶴たる、未だ必ずしも果して確ならず、故に或曰の二字を借りて寫し出す、何等の活動、此處忽ち寂寥動魄の奇景を撰す、人以て粧點閒話となす、知らず、下文心動の張本となし、且つ末段士大夫不肯泊舟の脈を伏することを、針線甚だ密、又云ふ、古之人不予欺也は、聲音上に就いて古人が石鐘を以て名を命ずるの故を悟出す、上文の獨以鐘名の句と相應ず、〇賴山陽云ふ、此一段なければ、文字、色態濃厚の處なし、

酈元之所見聞、殆與予同、而言之不詳、士大夫終不肯以小舟夜泊絶壁之下、故莫能知、而漁工水師、雖知而不能言、此世所以不傳也、而陋者乃以斧斤考擊而求之、自以爲得其實、予是以記之、蓋歎酈元之簡、而笑李渤之陋也、』

段落　第三大段なり、

講說　酈元の見聞せし所は殆ど予と同じかりしも、唯だ其言ひ方が詳かならざりしなり、又士大夫は誰れも小舟にて夜中に絶壁の下に泊せざりしかば、石鐘の眞相を知る者なく、而して漁夫や船頭は知ると雖も言ふ能はず、此れ世の眞相を傳へざる所以なり、然るに陋者は斧斤を以て打ち叩きなどして鐘の音を求めて、自ら其實を得たりとなす、予は之が爲に之を記す、其精神は、酈元の簡略なるを嘆じて李渤の疎陋なるを笑ふなり、

文法　沈德潛云ふ、蓋云々の句、一語收め盡す、〇林

入焉、涵澹澎湃而爲此也、舟廻至兩山間、將入港口、有大石當中流、可坐百人、空中而多竅、與風水相吞吐、有窾坎鏜鞳之聲、與向之噌吰者相應、如樂作焉、因笑謂邁曰、汝識之乎、噌吰者、周景王之無射也、窾坎鏜鞳者、魏獻子之歌鐘也、古之人不予欺也、事不目見耳聞、而臆斷其有無可乎、

段落　第二大段の第二小段なり、石鐘の實況を記す、

講說　其夜月色の明かなる時分に至り、獨り邁と小舟に乘つて絕壁の下に至り見るに、大石が側つこと千尺程にて、其形は猛獸の如く幽靈の如く、怖ろし氣に人を打たんとするの狀あり、而して山上に棲む所の鶻は、人の聲を聞き驚いて飛び立ち、雲の上に磔々と羽ばたきをなせり、又山や谷の中に老人が咳をなし且つ笑ふが如き音あり、或は之れ鸛鶴なりと曰へり、余も物凄さに心動きて還らんと欲せし折柄、水の上に素晴らしき聲發り、ゴーンとして鐘鼓の如くにして、絕えざりき、舟人は之を聞いて皆恐れをなしぬ、余徐に之を察するに、山の下は皆石の穴にて、何程深きか分らず、小さき波が此穴に入り込み、推し合ひし戾し合ひして此聲を發するなり、舟は廻つて兩山の間に至り、將に港口に入らんとせしに、其處の中流に當つて大石あり、百人も其上に坐れる程なるが、其中は空虛となつて穴多く、風水を吞吐してカーン、ドーンと云ふ聲あり、前のゴーンと云ふ聲と相應じて、宛も音樂の作れるが如し、因つて笑ひながら邁に謂ふやう、汝之を識るか、ゴーンと鳴るは周の景王の無射なり、カーンと云ひドーンと云ふは魏獻子の歌鐘なり、古への人は噓をば言はぬなり、果して其言の如し、何事によらず、目に見、耳に聞かずして、有りとか無しとか臆斷をなすは宜しからんやと、

注解　「森然」凄味ある貌、「鶻」斑鳩なり、又鷹の屬、

疑ひ、名を命ずる上に在つて論ず、○頼山陽云ふ、石の字、鐘の字、一順一逆、是れ文章の定法、

元豐七年、六月丁丑、予自齊安、舟行適臨汝、而長子邁將赴饒之德興尉、送之至湖口、因得觀所謂石鐘者、寺僧使小童持斧於亂石間、擇其一二扣之、硿硿然、予固笑而不信也、

段落　第二大段の第一小段なり、李說の妄を實驗せることを記す、

講說　元豐七年六月丁丑の日、予は齊安より舟に乘つて臨汝に往くことゝなりしが、長男の邁は饒の德興縣の尉として赴任の次を以て余を見送つて湖口に至れり、因つて謂はゆる石鐘なる者を觀ることを得たり、寺僧は小童に命じ、斧を持たせ、亂石の間に於て其中の一二個を擇んで之を叩かしめたる處、ガチ〳〵と音するのみなりき、予は固より笑つて信ぜざりしなり、〔石が鐘の如き音を發すべしと思はざるを謂ふ〕

注解　「齊安」黃州に在り、「硿々然」石の固有せる音響、

文法　林西仲云ふ、先づ石を叩くの俗見を掃却して正意に轉下す、纔かに勢を得、

至其夜月明、獨與邁乘小舟、至絕壁下、大石側立千尺、如猛獸奇鬼、森然欲搏人、而山上棲鶻、聞人聲亦驚起、磔磔雲霄間、又有若老人欬且笑於山谷中者、或曰、此鸛鶴也、余方心動欲還、而大聲發於水上、噌吰如鐘鼓不絕、舟人大恐、徐而察之、則山下皆石穴罅、不知其淺深、微波

風浪不能鳴也、而況石乎』、

段落　第一大段の第一小段なり、酈說に關する疑を記す、

講說　水經に云ふ、彭蠡湖の入口に石鐘山ありと、酈元は以爲へらく、此山は下の方深潭に臨み、微風が浪を鼓し、水と石と相打つときは、其聲、大いなる鐘の如しと、是の說は世の人常に之を疑へり、何となれば、今鐘や磬を以て水中に置かんに、大風浪と雖も一向鳴らざるなり、況や石をや、

注解　「水經」唐書藝文志に云ふ、桑欽水經三卷、一に郭璞撰に作る、「彭蠡」湖名、「酈元」即ち酈道元、水經の注を作る、

文法　沈德潛云ふ、水經注已に明か、但だ暢言せざるのみ、箇の意を含む、○林西仲云ふ、疑ひ得て理あるに似たり、

至唐李渤、始訪其遺蹤、得雙石於潭上、扣而聆之、南聲函胡、北音清越、枹止響騰、餘韻徐歇、自以爲得之矣、然是說也、予尤疑之、石之鏗然有聲者、所在皆是也、而此獨以鐘名何哉』、

段落　第一大段の第二小段なり、李說に關する疑を記す、

講說　唐の李渤に至り、始めて其遺跡を尋ね、二つの石を潭の上に得、叩いて其音を聽きしに、南聲即ち五音中の宮聲は、函胡とて沈鬱に、北音即ち五音中の角聲は、淸越とて甚ださえたり、枹の手を止むるも響は猶ほ高く揚り、餘韻は徐々と落付きしかば、李渤は自ら了解せりと考へたり、然れども是の說に就いては予尤も之を疑へり、何となれば石のカンと聲を出すことは何處と云ふことなく其通りなるに、此處の石のみ鐘と名づくるは何ぞや、

注解　「聆」きくなり、「函胡」響弘くして、さえぬなり、「枹」ぶち、

文法　林西仲云ふ、疑ひ得て理あるに似たり、上は是れ人の疑ひ、物形上に在つて論ず、此れは是れ自己の

纂評

○許穆堂評　退之の送ニ李愿歸ニ盤谷一序、通首李愿の言を載せ、而して末に云ふ、昌黎韓愈其言を聞いて之を壯にすと、冷然結となす、此れ但だ告ぐるに隱居の樂を以てして、山人曰有是哉を以て輕々收住す、同一の作法、

○茅鹿門評　疎曠爽然、時に沈深の思を少(カ)く、

○儲同人評　敘次議論竝に超逸、歌亦清曠、文中の仙、

○浦二田評　鶴と酒と對勘す、鶴是れ題、酒何れより來る、飲酒樂之の句より來る、蓋し當筵指點の文なり、此の如く對勘する所以のもの、彼の閒放を羨み、我が繫官を慨す、正に是れ郡守、山人放鶴亭記を作る、是れ閑泛、人他に替つて記を作るならず、神味も亦放の字より來る、

○林西仲評　前段亭を敘し鶴を敘し、末段歌を作る、總べて中段の隱居の樂の爲に襯筆をなすのみ、

○沈德潛評　酒を飲む一段を插入し、人君、意を物に留むべからず、而して隱士の居、世を輕んじ志を肆(ホシイマヽ)にするを妨げず、此れ南面の君、未だ隱居の樂に易へざるを見るなり、中間の而況于鶴乎の一句、玲瓏跳脫

賓主分明、行文の能事を極む、

石鐘山記

解題　山は鄱陽湖の口に當り、江西省に屬す、

主意　酈(レキ)元、李渤の石鐘山に關する兩說を補正するに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「而此獨以鐘名何哉」に至るまでを第一大段となす、酈李兩說の俱に疑ふべきことを敘す、「元豐七年六月丁丑」より「而臆斷其有無可乎」に至るまでを第二大段となす、石鐘の實際を記す、「酈元之所見聞」より篇尾に至るまでを第三大段となす、作記の緣起を言ふ、

水經(ニ)云(フ)、彭蠡(レイ)之口、有(リ)ニ石鐘山一焉、酈元以爲(ヘラク)下臨(ミ)ニ深潭一、微風鼓(シ)レ浪(ヲ)、水石相搏(ウチ)、聲如(シト)ニ洪鐘(ノ)一、是說也、人常(ニ)疑(フ)レ之(ヲ)、今以(テ)ニ鐘磬(ヲ)一置(ク)ニ水中(ニ)一、雖(モ)ニ大

講說　山人は余の言を聞き、欣然として笑つて曰く、然樣なる儀なるかと、乃ち放鶴招鶴の歌を作つて曰く、

鶴飛去兮　西山之缺　高翔而下覽兮　擇レ所適　飜然斂レ翼　婉將レ集兮　忽何所レ見　矯然而復擊　獨終二日於澗谷之間一兮　啄二蒼苔一而履二白石一　鶴歸來兮　東山之陰　其下有レ人兮　黃冠草屨　葛衣而鼓レ琴　躬耕而食兮　其餘以汝飽　歸來歸來兮　西山不レ可二以久留一

讀方　鶴飛び去る兮、西山の缺、高翔して下覽し、適(ユ)く所を擇ぶ、飜然翼を斂(ヲサ)め、婉として將に集らんとす兮、忽ち何の見る所、矯然として復た擊ち、獨り日を澗谷の間に終ふ、蒼苔を啄して白石を履む、鶴歸り來る兮、東山の陰、其の下人あり兮、黃冠草屨、葛衣にして琴を鼓し、躬(ミヅカ)ら耕して食ふ兮、其餘以て汝を飽かしむ、歸來歸來兮、西山以て久留すべからず、

講說　鶴は飛び去つて何處に往くかと見れば、西山の缺けたる處にぞある、大空(オホゾラ)高く翔けて下の方を見廻し、往くべき方向を定めつゝあり、飜然と翼を收め、婉(ヤサ)しき姿にて將に集らんとせしも、忽ち何か見る所ありけん、矯然と高く羽ばたきして復(フタ)び風を擊ち獨り日を澗谷の間に終へ、蒼苔を啄みて白石を履めり、

以上放鶴の歌、

鶴は歸り來つて何處に向ふかと見れば、東山の陰にぞある、其下に人あつて、黃なる冠を戴き草履を穿ち、葛の衣を着て琴を鼓し、躬ら耕して食ふ、其餘は汝を飽かしむ、歸り來れ、歸り來れ、西山は久しく留まるべからず、

以上招鶴の歌、

が、右は人の心を荒惑し、人の行ひを敗亂するものは酒に若くものなしと、然るに劉伶、阮籍の徒は酒を以て其天眞を全うして、後世に名あり、

注解　「周公作酒誥」周書に酒誥篇あり、「衛武公作抑戒」楚語に云ふ、衛の武公、抑戒を作り、以て自ら儆む、

文法　許穆堂云ふ、忽ち奇論を發し、山人の爲に地歩を占む、

嗟夫南面之君、雖清遠閒放如鶴者、猶不得好、好之則亡其國、而山林遁世之士、雖荒惑敗亂如酒者、猶不能爲害、而況於鶴乎、由此觀之、其爲樂、未可以同日而語也、

段落　第二大段の第三小段なり、隱居の士の樂、南面の君の及ばざる所あるを論斷す、

講說　扨も南面の君は、清遠閒放、鶴の如きものと雖も、猶ほ之を好むわけにゆかぬなり、之を好む時は其國を亡ふ、然るに山林に於て世を遁るゝの士は、荒惑敗亂酒の如きものと雖も、猶ほ害をなす能はず、而も況や鶴に於てをや、此れに由つて之を觀れば、其樂みたる、未だ同日にして語るべからざるなり、

文法　茅鹿門云ふ、坡翁の胸襟に非ずんば、此言をなす能はず、○高梅亭云ふ、後半、南面の君と隱居の士とを以て相形し、全く山人の爲に地歩を占む、亭名より懿公を生出し、飲酒より周公武公及び劉阮の徒を出だす、限りなき波瀾○頼山陽云ふ、題目是れ放鶴亭の記却つて酒を把つて個の陪客となし、兩意對綰、佗人之をなす、如何んが收めて鶴上に到らん、今全く結を對綰に置かず、最末、一掀翻の勢をなし、因つて以て結となす、放蕩の甚だしきもの、

山人欣然而笑曰、有是哉、乃作放鶴招鶴之歌曰、

段落　第二大段の第四小段なり、歌を作ることを叙す、

于九皐、聲聞于天、蓋其爲物清遠閒放、超然於塵埃之外、故易詩人以比賢人君子隱德之士、狎而玩之、宜若有益而無損者、然衞懿公好鶴、則亡其國、

段落　第二大段の第一小段なり、鶴を好んで害ある例、

講說　郡守の蘇軾は、時に客分竝に屬官などを引き連れて山人の處へ逢ひに往き、斯亭にて酒を飲んで樂みとなせしが、或る時山人に挨拶して之に告ぐるやう、子は隱居の樂みを知り給ふか、南面の君とても此樂みには易へ難し、易に曰く、鳴きつゝある鶴は物の陰にあれども、其子は其聲に和して共に鳴くと、詩經に曰く、鶴は九皐に鳴けども、其聲は天に聞ゆと、蓋し鶴は如何なる性質の物なりやと云ふに、清潔にして俗を離れ、閑靜にして自由なるものにて、塵埃の外に超然たるが故に、易や詩人は之をば君子、隱德の士に比するなり、されば狎れて之を玩ぶも、益あつて損なきものゝやうなるが、衞の懿公は鶴を好みし結果、其國を亡ぼせり、

注解　「南面」君位、「易曰」繫辭上傳の語、「詩曰」小雅鳴鶴篇に出づ、九皐は九折の澤、其深奧なるを言ふ、「衞懿公」左傳閔公二年、衞の懿公、鶴を好む、鶴、軒に乘ずるものあり、將に戰はんとす、國人甲を受くるもの皆曰く、鶴を使へ、鶴實に祿位あり、余焉んぞ能く戰はん、

文法　茅鹿門云ふ、論じ得て超脫、

周公作酒誥、衞武公作抑戒、以爲荒惑敗亂、無若酒者、而劉伶阮籍之徒、以此全其眞而名後世、

段落　第二大段の第二小段なり、酒を好んで害なき例、

講說　周公は酒誥を作り、衞の武公は抑戒を作りし

文法　林西仲云ふ、水に因り居を遷し、遷るに因つて地を得、地に因つて亭を作る、

彭城之山、岡嶺四合、隱然如大環、獨缺其西十二、而山人之亭、適當其缺、春夏之交、草木際天、秋冬雪月、千里一色、風雨晦明之間、俯仰百變、山人有二鶴、甚馴而善飛、且則望西山之缺而放焉、縱其所如、或立於陂田、或翔於雲表、暮則傃東山而歸、故名之曰放鶴亭、

段落　第一大段の第二小段なり、放鶴を記す、

講説　彭城の山は、岡や嶺が四方を閉ぢ込め、隱然とし大なる環の如く、唯だ其西面に於て全環の十分の二を缺く、而して山人の亭、適ま其缺けたる處に當り、春夏の交となれば草木が天に際し、秋の月、冬の雪など、千里の間一樣の色あり、風雨晦明の間、俯仰の間に景色種々限りなく變化す、山人は二疋の鶴を有し、右は甚だ馴れて善く飛ぶ、朝は西山の缺けたる處を望んで此鶴を放ち、勝手の處へ往かしむるに、鶴は或は陂や田に立ち、或は高く雲の上に翔り、暮には東山に向うて歸る、故に放鶴亭と曰ふ、

注解　「隱然」こんもり、「十二」十分の二なり、「傃」向ふなり、

文法　林西仲云ふ、已上放鶴亭の來歷を記す、下文全く山人の身上に在つて、議論を生發す、○高梅亭云ふ一放字、一歸字、即ち末の歌詞を伏す、

郡守蘇軾、時從賓客僚吏、往見山人、飲酒於斯亭而樂之、挹山人而告之曰、子知隱居之樂乎、雖南面之君、未可與易也、易曰、鳴鶴在陰、其子和之、詩曰、鶴鳴

り、乃ち題を點じ、然る後兩句掉尾、通體皆動く、

纂評

○沈德潛評　黃石齋云ふ、惟だ文思溫潤餘りあるのみならず、而も遇に安んじ性に順ふの理を說く、極めて透徹となす、此れ坡翁生平の實際なり、故に其老に臨み海外に謫居し、窮愁顚倒、自得せざるなし、眞に能く物外に超然たるもの矣、

樂む所を得ず、奢を窮め欲を極むと雖も、皆自ら滿足せざるの境、能く物外に遊べば、則ち窮居疎食、皆樂意なり、此れ莊生達觀の見、猶ほ且つ入るとして得ざるなし、況や孔顏の樂に味ふあるものをや、○通篇、超然の意を含む、末路點題、亦是れ一法、○臺に登つて四望する一段、習鑿齒の桓秘書に與ふる文より脫化して出づ、

○賴山陽評　極めて閑澹の意、極めて偉麗の文、

放鶴亭記

解題　亭は江南徐州府城南雲龍山上に在り、元豐元年作る所、

主意　隱居の樂は南面の樂に勝ると云ふに在り、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「故名之曰放鶴亭」に至るまでを第一大段となす、亭の緣起と名づくる所以とを敍す、「郡守蘇軾」より篇尾に至るまでを第二大段となす、放鶴より隱者の樂を論ず、

熙寧十年秋、彭城大水、雲龍山人張君之草堂、水及其半扉、明年春水落、遷於故居之東、東山之麓、升高而望、得異境焉、作亭於其上、

段落　第一大段の第一小段なり、亭を作るを記す、

講說　熙寧十年の秋に彭城は大水にて、雲龍山人張君の草堂は、水が其扉の半分まで屆きぬ、明年の春、水が退きし後、舊宅の東なる東山の麓に移り、高き處に升つて望みしに珍らしき處を得しかば、亭を其上に作れり、

注解　「盧敖」秦の博士、「師尚父」太公望、「濰水」韓信が沙嚢を用ひて龍且を破りし處、

文法　賴山陽云ふ、登樓眺する所、乃ち超然の意を見る、鋪叙宏麗、韻あり調あり、之を讀む萬遍厭はず、節奏全く乎而其の三字に在り、

『臺高而安、深而明、夏涼而冬溫、雨雪之朝、風月之夕、予未嘗不在、客未嘗不從、擷園蔬、取池魚、釀秫酒、瀹脫粟、而食之曰樂哉遊乎』、

段落　第三大段の第五小段なり、臺に遊ぶの樂を叙す、

講説　臺は高けれども安らかに、深けれども明かに、夏は涼しくして冬は溫かなり、雨や雪の朝、風や月の夕、予は此臺にあらぬ時なく、予が在ると共に客の連れ立たざることなく、園の野菜を摘み、池の魚を取り、粟酒を釀し、玄米を炊いて、之を食うて曰く、何と此遊は樂しきことよと、

注解　「擷」衣服の上に置き、つまを帶に插むを言ふ、「秫」もちあは、「瀹」煮るなり、

文法　商侯云ふ、他の四時を叙するを看よ、只だ十三字、○林西仲云ふ、首段醉飽の四句に應じ、以て苟くも觀るべきあれば皆樂むべきあるの説を明かにす、

『方是時、予弟子由適在濟南、聞而賦之、且名其臺曰超然、以見予之無所往而不樂者、蓋游於物之外也』、

段落　第四大段なり、

講説　是の時に方り、予の弟の子由は丁度濟南に在り、此臺の事を聞いて之を賦し、且つ其臺を名づけて超然と曰ひ、余が何處へ往くも樂まざることなきを示す、蓋し物の外に游ぶなり、

文法　林西仲云ふ、臺名を點出して結となす、前を抱く、一絲漏れず、○唐荊川云ふ、前超然の意を發し、後段叙事解意、叙事格を兼ぬ、○賴山陽云ふ、末尾に至

完之計、而園之北、因城以爲臺者舊矣、稍葺而新之、』

段落　第三大段の第三小段なり、臺を修繕することを記す、

講說　是に於て園囿の手入れをなし、庭宇を掃除し、安邱、高密の木を伐つて破損の處を修復し、當座の計をなし、而して園の北方に當り、城に附いて臺を作りありしこと年久しかりしが、此度屋根を葺いて之を新たにせり、

注解　「安邱高密」膠西の二縣の名、「苟完」論語子路篇の語、少しくあるを苟完と曰ふ、ざつと備はること、

文法　賴山陽云ふ、故意に構作せしものに非ざるを見る、

時相與登覽、放意肆志焉、南望馬耳常山、出沒隱見、若近若遠、庶幾有隱君子乎、而其東則盧山、秦人盧敖之所從遁也、西望穆陵、隱然如城郭、師尙父齊桓公之遺烈猶有存者、北俯濰水、慨然太息思淮陰之功、而弔其不終』

段落　第三大段の第四小段なり、眺望の及ぶ所を言ふ、

講說　時に人と打連れて臺に登り見物をなし、意を放にし志を肆にし、南、馬耳山と常山とを望むに、或は出で或は無くなり、或は隱れ或は見え、近きが如く遠きが如く、どうやら隱君子にても居ることか、而して其東は則ち盧山にして、秦人盧敖が此に來て世を遁れし所なり、西の方穆陵を望めば、こむもりとして城郭の如く、師尙父や齊の桓公の遺烈が猶は存在するものあり、又北の方濰水を見下して慨然と大息に及び、淮陰の功を思ひて其終りを全うせざることを弔せり、

たる能はざる處を見る、〇頼山陽云ふ、是れ坡翁一生の本領、故に之を言ふ、玲瓏透徹此の如し、

予自錢塘移守膠西、釋舟楫之安、而服車馬之勞、去雕牆之美、而庇采椽之居、背湖山之觀、而行桑麻之野、始至之日、歲比不登、盜賊滿野、獄訟充斥、而齋廚索然、日食杞菊、人固疑余之不樂也、

段落　第二大段の第一小段なり、境遇の樂しからざるを言ふ、

講說　予、錢塘より移つて膠西の守となり、舟路の安便なるを捨てゝ車馬の勞を服し、雕牆の美宅を去つて生木の椽の下に住ふ身となり、湖水や山の眺望善き處を後にして桑畠や麻畠の間を行きけるが、任地に至りたては、穀物連年不作にして盜賊は野に滿ち、裁判事件は充滿し、精進料理すらも物淋しく、日に杞や菊などを食ひ居る有樣なりしかば、人は固より予の樂しからざることを疑へり、

注解　「雕牆」雕刻せる立派の墻なり、「采椽」山より采り來る所の椽なり、「比」引續きてなり、「登」みのると訓ず、「充斥」夥しきを言ふ、「索然」物足らぬ形容、

處之期年、而貌加豐、髮之白者、日以反黑、予既樂其風俗之淳、而其吏民亦安予之拙也、

段落　第二大段の第二小段なり、心神の樂しきを言ふ、

講說　之に處ること一週年にして、容貌は太やかとなり、髮の白き毛は日に黑色に戾れり、余は既に其風俗の厚きを樂み、而して官吏、人民も亦余の拙に安んじたり、

於是治其園圃、潔其庭宇、伐安邱高密之木、以脩補破敗、爲苟

惡之辯、戰乎中、而去取之擇交乎前、則可樂者常少、而可悲者常多、是謂求禍而辭福』、

段落　第一大段の第二小段なり、主觀的の悲なるを言ふ、

講說　夫れ福を求めて禍を辭する行爲に出づる理由は、福が喜ぶべく、禍が悲むべきに因るなり、人の欲する所は際限なきに、吾が欲望を滿足すべき物は盡くることあり、美惡の辨別が心中に衝突して、取舍の撰擇が目前に入り亂るゝときは、樂むべきもの常に少くして、悲むべきもの常に多し、是をば禍を求めて福を辭すと謂ふ、

文法　是れ超然の反面、

夫求禍而辭福、豈人之情也哉、物有以蓋之矣、彼游於物之內、而不游於物之外、物非有大小也、自其內而觀之、未有不高且大者也、彼挾其高大以臨我、則我常眩亂反覆、如隙中之觀鬭、又烏知勝負之所在、是以美惡橫生而憂樂出焉、可不大哀乎』、

段落　第一大段の第三小段なり、眼界の小なる根元を論ず、

講說　夫れ禍を求めて福を辭するは、豈に人の情ならんや、物が心を蓋ふが故なり、彼れ禍を求めて福を辭するの人は、物の內に游んで物の外に游ばざる者なり、元來物自身に大小あるわけにあらず、物の內に這入つて之を觀るときは、何れも高く且つ大ならざるものなし、彼れ物は其高大を挾んで我れに臨み、其結果、我れは常に目昏み心亂れ、彼れ此れ取り違へて、穴の中より喧嘩を觀ると一般、又烏んぞ勝負の在る所を知らんや、是を以て美惡は樣々に生じて憂樂の念起る次第にして、大に哀まざるべけんや、

文法　沈德潛云ふ、我れ小なれば、則ち物大、○商侯云ふ、隙中鬭を觀る、以て眼界の小に喩ふ、正に超然

れ太守を識る文なりと謂ひ、儲在陵、又是れ宋人の習氣なりと謂ふ、倶に未だ必ず然らず、

超然臺記

解題　臺は青州諸城縣北城上に在り、

主意　己れの常に樂觀的なるは物外に游ぶが故なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「可不大哀乎」に至るまでを第一大段となす、抽象的議論なり、「予自錢塘移守膠西」より「樂哉遊乎」に至るまでを第二大段となす、具體的叙事なり、「方是時」より篇尾に至るまでを第三大段となす、叙論を合せて之を結ぶ、

凡物皆有可觀、苟有可觀、皆有可樂、非必怪奇偉麗者也、餔糟啜醨、皆可以醉、果蔬草木、皆可以飽、推此類也、吾安往而不樂、

段落　第一大段の第一小段なり、客觀的の樂なるを言ふ、

講說　凡そ物は何れも觀るべきものあり、苟くも觀るべきものあれば、亦必ず樂むべきものあり、右は怪奇偉麗なるものに限らざるなり、糟を食ひ薄き酒を飲むも、皆醉ふことと出來るなり、果や野菜や草木や、淡味のものと雖も、皆飽くことと出來るなり、此類を推すときは、何處に適きたりとて樂からざらん、

注解　「餔糟啜醨」餔は食、啜は飲、糟は酒の滓、醨は不醇の酒、

文法　沈德潛云ふ、空を凌いで起る、超然の意を得、○商侯云ふ、臺、超然と名づく、故に凡物の二字を以て起る、皆有可觀の四字、是れ大智慧眼、○樂の字一篇の綱、

夫所爲求福而辭禍者、以福可喜而禍可悲也、人之所欲無窮、而物之可以足吾欲者有盡、美

武王、洛を營む語より來る、子瞻平生喜ぶ所のみ、

夫臺猶不足恃以長久、而況於人事之得喪、忽往而忽來者歟、而或者欲以夸世而自足、則過矣、蓋世有足恃者、而不在乎臺之存亡也、既已言於公、退而爲之記、』

段落　第三大段の第四小段なり、主意を收む、

講說　夫れ固形物たる臺すらも長久を宛にする次第にゆかざるに、況や人事の得失の忽ち往き忽ち來るもの、卽ち富貴榮華の如きものをや、然るに或は世に誇つて自ら滿足せんと欲するは則ち過てり、蓋し世の中に恃むに足るものあり、臺の存亡には存せざるなり、此言を公に申せし後、退いて其記を作れり、

文法　林西仲云ふ、人事の得喪、身に當り、變易常ならず、臺の廢興成毀に比する、尤も速、○茅鹿門云ふ、蘇公往々此一段の曠達の處あり、卻つて陳太守に於て回護少し、○許穆堂云ふ、曠達中隱に譏諷を寓す、○賴山陽云ふ、而況於此臺歟の二句、頓に落して本題に歸入する、妙、○又云ふ、又前の語勢を趁ひ、再び而況を以て章をなす、○又云ふ、世有足恃者、說破せざる、妙、千里烟波の致あり、

纂評

○許穆堂評　臺、陵虛と名づく、文も亦步々陵虛の勢あり、後、廢興成敗に于て特に感慨を寄せ、規を寓し意を勉めて結となす、尤も古人立言苟くもせざるを見る、

○高梅亭評　臺、陵虛を以て名づく、空虛の中に陵出するを謂ふなり、坡公卽ち虛字着想、悟つて荒地既に臺を成爲すべく、而して臺將來亦勢必ず仍つて荒地を成爲す、古へより帝王の宮に名づくる、是の如くならざるはなし、總べて空虛上に歸し去る、故に人須らく其實に不朽に在るを求むべし、而して虛境に同歸せざるもの、方に恃むべきあり、眞に道を見るの言、

○沈德潛評　廢興成毀を發明し、湍瀾汩洑、感慨歔欷、後不朽の三に歸す、止だ達觀曠識をなし、得喪を齊しうし古今を忘るゝのみならざるなり、楊升菴、是

段落　第三大段の第一小段なり、臺の廢興知るべからざるを言ふ、

講説　軾は公に白して曰く、物の廢すると或は興ると、成ると或は敗るゝとは、なかく知ることを得ず、昔し荒草野田の區にて、霜や露の掩ひかぶさりし所、狐や虺の隱れ住ふ所なりき、是の時に方り、何と此陵虛臺あることを知らんや、但し物の廢興成毀は入り替り立ち替り際限なしとすれば、臺が復び故の荒草野田となるもの皆知るべからざることなり、

文法　沈德潛云ふ、其理固より然り、然れども唯だ達觀者之を知る、

嘗試與公登臺而望、其東則秦穆之祈年橐泉也、其南則漢武之長楊五柞、而其北則隋之仁壽、唐之九成也、計其一時之盛、宏傑詭麗、堅固而不可動者、豈特百倍於臺而已哉、然而數世之後、欲求其髣髴、而破屋頽垣無復存者、既已化爲禾黍荊棘丘墟隴畝矣、而況於此臺歟、

段落　第三大段の第二小段なり、帝王の宮殿を引いて益す臺の恃むに足らざるを言ふ、

講説　試みに公と臺に登つて見渡すに、其東は秦の穆公の祈年宮と橐泉宮となり、其南は漢の武帝の長楊、五柞二宮にして、其北は隋の仁壽なり、唐の九成なり、其一時盛んなりし有樣を計り見るに、此等の宮殿は廣大美麗堅固にして、動かすべからざることは、豈に特だ臺に百倍するのみならんや、然るに數世の後、其似寄りの俤を求めんと欲するに、破れたる屋根、崩れたる土屛すら、最早存するものなく、已に化して禾黍荊棘となり、丘墟となり、隴畝となれり、況や此等の宮殿に比すれば言ふに足らざるほどの臺に於てをや、

文法　賴山陽云ふ、一篇の生色此に在り、他日、超然臺記を作る、亦此一段に類するあり、蓋し史遷周紀の

出於屋之簷而止、然後人之至於其上者、怳然不知臺之高、而以爲山之踊躍奮迅而出也、』

段落　第二大段の第一小段なり、臺の無かりし時と、已に築かれたる後の景況とを叙す、

講説　臺が未だ築かれざりし時に方り、太守の陳公は杖を引き履を穿きつゝ其下を散歩せしに、木の梢に出でたる山が纍々と重なりて、人が墻の外を通過して其髻が見ゆるやうに見えしかば、太守の曰はるゝやう、是れ必ず面白き眺望あるならんと、人夫に命じ其前を掘らしめて四角の池を作り、其土にて臺を築き、高さは屋根の簷までの程度を限りとなせり、斯くて人の臺上に至るものは、怳然と氣の抜けたる心地して、臺の高きことをば打忘れ、山が躍り跳ねて現はれ出でたるやうに思へり、

注解　「陳公」陳希亮、字は公弼、「怳然」自失の貌、

文法　林西仲云ふ、全く陵虛の二字を把つて衍出す、人都べて覺らず、○沈德潛云ふ、如人之旅行は、人の寫し難きの景を狀す、○賴山陽云ふ、形容妙、下の山踊躍而出と、皆子瞻に非ざれば言ふ能はず、眞に仙人の口吻、

公曰、是宜名陵虛、以告其從事蘇軾、而求文以爲記、』

段落　第二大段の第二小段なり、臺名を點出し、幷せて此記を作る所以を言ふ、

講説　公の曰く、是れは陵虛と名づくるが宜しかるべしと、其事を從事の蘇軾に告げ、文を以て之が記を作らしむることゝなれり、

軾復於公曰、物之廢興成毀、不可得而知也、昔者荒草野田、霜露之所蒙翳、狐虺之所竄伏、方是時、豈知有陵虛臺耶、廢興成毀相尋於無窮、則臺之復爲荒草野田、皆不可知也、』

與山接也、四方之山、莫高於終南、而都邑之最麗者、莫近於扶風、以至近求最高、其勢必得』

段落　第一大段の第一小段なり、扶風より南山を見らるゝ筈なるを言ふ、

講説　南山の下に臺を作りしことなれば、起臥の場合も飲食の節も南山と相接する工合なるべし、但し四方の山の中、終南山より高きものなく、都會の最も立派なる者の中にて扶風ほど終南山に近き處なし、至つて近き土地より最も高き山を見んとすることなれば、其結果、必ず得らるゝ筈なり、

注解　「臺於南山之下」一本に、臺の下に因の字あり、臺は南山の下に附き居るとの義、「南山」は終南の略にして、別稱となる、

文法　頼山陽云ふ、起手、意外より筆を落す、突兀甚だし、

而太守之居、未嘗知有山焉、雖非事之所以損益、而物理有不當然者、此陵虛之所爲築也』

段落　第一大段の第二小段なり、山の見ゆるやうに爲すは自然の人情なるを言ふ、

講説　而して太守の居る所に於ては、山の有ることに氣附かざりき、山が見えざればとて、別段政務の上に損もなければ得もなき次第とは云ひながら、物の道理上、斯くして置くべき筈にあらず、此れ陵虛臺が築かれたる原因なり、

文法　頼山陽云ふ、儲在陸の評、此段、宋派となす、先づ我が心を獲たり、○非事之所以損益の句は議論の本づく所、

方其未築也、太守陳公杖履逍遙於其下、見山之出於林木之上者、纍纍如人之旅行於墻外、而見其髻也、曰此必有異、使工鑿其前爲方池、以其土築臺、高

尙未晩也』

段落　第四大段の第三小段なり、餘波、

講說　若し夫れ登臨遊覽の樂と山川風物の美とは、軾が行く〳〵故山に歸つて隱居をなし、布衣を着、幅巾を蒙り、邦君に其上に從ひ、酒酣に樂作るとき筆を援て之を賦し、以て黎侯を頌せん、尙ほ未だ晩からざるなり、

注解　「登臨」樓に上り、下に臨むなり、「覽觀」見物なり、「邦君」太守を謂ふ、

文法　軾將歸老は、去鄕久に應ず、○賴山陽云ふ、結處、風韵絶世、其實、昌黎の滕王閣記より來る、全篇の結構各殊なるを以ての故に、蹈襲の痕なし、

總　說

東坡記中、此の風趣を得難し、

纂　評

○唐荊川評　此文、造意亦奇、更に樓を作ると遠景の上とに在つて說かず、

○茅鹿門評　遷客、故鄕を思ふ、風致婉然、

○沈德潜評　既に鄕を去る久し、應に樓の風景に向つて筆を着くべからず、猶ほ昌黎、新修滕王閣記を作り、通篇、未だ造り觀るを得ざるを以て主となし、閣の風景、一描寫せざるがごときなり、只詳かに風俗の美を叙して、黎侯の治、以て想ひ見るべし、此れ作者極めて造意の處、

陵虛臺記

解題　陵虛とは、高く太空に衝き入るを謂ふ、臺の高きことを形容するの辭なり、

動機　太守を諷して德政を務めしむるに在り、

主意　世に恃むべき者あり、臺の存亡は何等の關係なしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「此陵虛之所爲築也」に至るまでを第一大段となす、臺の緣起を述ぶ、「方其未築也」より「而求文以爲記」に至るまでを第二大段となす、臺を陵虛と名づけたる理由を說明す、「軾復於公曰」より篇尾に至るまでを第三大段となす、臺の存亡は言ふに足らざるを論ず、

臺於南山之下、宜若起居飮食

全篇を收繳す、筆力萬鈞、

孔子曰、吾猶及史之闕文也、有馬者借人乘之、今亡矣夫、是二者、於道未有大損益也、然且錄之、今吾州近古之俗、獨能累世而不遷、蓋耆老昔人豈弟之澤、而賢守令撫循教誨不倦之力也、可不錄乎、

段落　第四大段の第二小段なり、記すべき所以を言ふ、

講說　孔子曰く、吾れ少かりし時は、猶ほ史家が疑はしきことを闕きて其儘にしたる事あり、又馬を持てる者は、他人に貸して乘らしめたることありき、然るに今は人情も薄くなつて、斯かる美事は無くなりしよと、疑はしき事を闕くと、馬を人に貸すと、道に於て未だ大なる損益する所あらず、然るに先づ之を錄し置かれたり、今吾が州の古へに近き風俗は、獨り能く幾代を經るも遷らず、蓋し故老や古人の優美なりし餘澤にして、賢明なる守令が撫で勞り教誨を加へて倦まざりし力なり、されば記錄せざるべけんや、

注解　「孔子曰」論語衛靈公篇に出づ、苞氏の注に云ふ、古の史、書字に於て疑ひあれば、則ち之を闕き、以て知者を待つなり、馬ある者調良する能はざるときは、則ち人に借して之を乘り習はしむ、孔子自ら謂ふ、其人を見るに及ぶ、是の如し、今に至つて有るなし矣、此れを言ふもの、俗、穿鑿多きを以てなり、楊氏曰く、史闕文、馬人に借す、此の二事、孔子猶ほ之を見るに及ぶ、今亡矣夫、時の益す偸なるを悼むなり、

文法　賴山陽云ふ、古語を引いて游衍の勢をなす、然る後己れ錄する所以の意に及ぶ、文勢豐厚、

若夫登臨覽觀之樂、山川風物之美、軾將歸老於故邱、布衣幅巾、從邦君於其上、酒酣樂作、援筆而賦之、以頌黎侯之遺愛也、

守居之北墉、而增築之、作遠景樓、日與賓客僚吏、遊處其上、軾方爲徐州、吾州之人、以書相往來、未嘗不道黎侯之善、而求文以爲記』

段落　第三大段の第二小段なり、其太守、事へ易きを言ふ、

講説　現在の太守黎侁希聲は軾の亡父の友人なり、其人は手輕にして敎育あり、剛堅にして仁愛あり、明察にして苛細ならず、衆人は事へ易き太守なりと思へり、既に任期滿ちて將に更迭せんとせし處、人民は太守の去るに忍びず、一所になつて留任を請ひしかば、天子も其請を拒まれずして聽き屆け給ひしが、聽て留まること三年、民益す信じ、遂に事なかりしかば、太守の居る所の北墉に因つて之を增築し、遠景樓を作り、日に賓客、屬官等と樓上に保養せり、軾は當時徐州を治めつゝありしが、州の人常に書を以て相往來し、黎侯の善を道はざるものあらず、而して文を求めて之を記せしむ、

注解　「墉」牆なり、

嗟夫軾之去鄕久矣、所謂遠景樓者、雖想見其處、而不能道其詳矣、然州人之所以樂斯樓之成、而欲記焉者、豈非上有易事之長、而下有易治之俗也哉』

段落　第四大段の第一小段なり、風俗の美と太守の賢とを頌す、

講説　扨も軾が故鄕を去りしより年已に久し、されば遠景樓と云ふものも、如何なる場處なるかを想像はするものゝ、其詳細を物語ること出來ず、然れども州人が斯の樓の出來上りしことを樂んで、記せんと欲する所のものは、何と上に事へ易きの長あつて下に治め易きの俗あるが爲にあらずや、

文法　茅鹿門云ふ、纔かに收拾あり、○頼山陽云ふ、

注解　「四月初吉」朔日なり、「爲曹」組を作る、「立表」木を立て、表となし、日の影を視て季節を知る、「下漏」漏は水時計、下すとは水を滴し、其量に因つて時間を知る、「丁」壯なり、二十を壯と曰ふ、「既望」十六日なり、

文法　其風俗蓋如此の一句は、前三小段を總括す、

故其民皆聰明才智、務本而力作、易治而難服、守令始至、視其言語動作、輒了其爲人、其明且能者、不復以事試、終日寂然、苟不以其道、則陳義秉法以譏切之、故智者以爲難治、

段落　第三大段の第一小段なり、俗の治め易きを言ふ、

講說　故に其民は皆聰明才智にして、本業即ち農事を大切として畊作を稼ぐが故に、治め易きと共に服し難し、郡守、縣令新たに着任するときは、人民等彼れの言語動作を視て直ちに其人となりを了り、若し其人賢明にして能力あるときは、別段何事かを以て之を試みず、終日寂然と沈默して服從すれども、苟くも守令たるもの人民を治むるに其道を以てせざる場合には義を陳べ法を秉つて之を激しく非難するが故に知らざる者は治め難しとなすなり、

注解　「了」曉るなり、理會するなり、「智者」智の字は不知の誤、

文法　賴山陽云ふ、此文は、治め易く、事へ易しの二意、對伏痕跡なき處を觀るを要す、○又云ふ、不知者以爲難治と、其實治め易きなり、暗に易治の字を伏す、

今太守黎侯希聲、軾先君子之友人也、簡而文、剛而仁、明而不苛、衆以爲易事、既滿將代、不忍其去、相率而留之、上不奪其請、既留三年、民益信、遂以無事、因

を取別け置き、以て官吏の求めを待ち、何の家にも政府の法令を藏し、往々之を研究記憶して、之に觸るゝが如き惡事をなさず、如何に微細の罪惡と雖も、一生の間敢て犯さゞるものあり、

歲二月農事始作、四月初吉、穀稚而草壯、耘者畢出、數十百人爲曹、立表下漏、鳴鼓以致衆、擇其徒爲衆所畏信者二人、一人掌鼓、一人掌漏、進退作止、惟二人之聽、鼓之而不至、至而不力、皆有罰、量田計功、終事而會之、田多而丁少、則出錢以償衆、七月既望、穀艾而草衰、則仆鼓決漏、取罰金與償衆之錢、買羊豕酒醴、以祀田祖、作樂飲食、醉飽而去、歲以爲常、其風俗蓋如此、』

段落　第二大段の第三小段なり、其農夫耦合以相助を詳說す、

講說　每年二月に及び、農事始めて起り、四月の朔、穀物の猶ほ稚く、草の壯んなる頃、草を芟る者は數百人打揃ひて田畑に出で、組合を作り、表示を立て水漏を下し、鼓を鳴らして衆人を呼び集め、其仲間の中にて衆人に畏信せらるゝ者二人を擇び、一人は鼓を掌り、一人は漏を掌り、進退作止とも唯だ二人の命令を聽き、鼓を鳴らして合圖すれども參集せず、參集すれども出精せざる者共は、何れも罰あり、田の段別を量り、仕事の成蹟を計り、農事の終るを待つて之が會計をなし、田多くして人夫少ければ、錢を出だして衆に償ふ、七月既望、穀物も艾り上り、草も枯れ果つるときは、鼓を仆せ漏を注ぎ切り、罰金と償金とを取り、羊豕酒醴を買ひ、之れにて田祖を祀り、音樂を囃し立て、飲食醉飽して去り、每年以て例とせり、其風俗、但し此の如し、

至於郡縣胥吏、皆挾經載筆、應對進退、有足觀者、而大家顯人、以門族相上、推次甲乙、皆有定品、謂之江鄕、非此族也、雖貴且富、不通婚姻、

段落　第二大段の第一小段なり、貴經術而重民族を詳說す、

講說　始め朝廷は、聲律の文章を以て士を取り官を授け、而して天聖以前に於ては學者猶ほ五代の文弊を受け繼ぎたるに、獨り吾が眉州の士は經學に通じ古道を學び、西漢時代の文詞を以て模範とせり、是の時に方り、四方の人は眉人を以て迂濶とせり、郡縣の小役人に至るまで皆經を挾み筆を載せ、（携帶すること）應對進退に至るまで皆觀るに足るものあり、而して大家及び有名なる人々は皆門地種族を以て相高ぶり、甲乙の順序を立つるに一定の等級あり、之を江鄕と謂ふ、此族に非ざる以上、貴くして且つ富むと雖も互に婚姻を通ぜず、

注解　「聲律」四六儷偶の文なり、屢ば前に出づ、

其民事太守縣令、如古君臣、既去、輒畫像事之、而其賢者、則記錄其行事、以爲口實、至四五十年不忘、商賈小民、常儲善物而別異之、以待官吏之求、家藏律令、往往通念而不以爲非、雖薄刑小罪、終身有不敢犯者、

段落　第一大段の第二小段なり、其民尊吏而畏法を詳說す、

講說　其民の太守や縣令に事ふること古への君臣の如く、此等の地方官任地を去るときは、毎も其人の像を畫いて之に事へ、人民中學問などある賢者は、其行跡などを記錄して話の種となし、四五十年の久きに至るも忘れず、商賈及小民は常に善き物を蓄へて之

眉州遠景樓記

解題　眉州は蜀に在り、作者の故郷なり、遠景樓は太守の營造に係る、

主意　眉州の風俗古に近くして、治め易く、太守能く人を得て、事へ易しと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「而他郡之所莫及也」に至るまでを第一大段となす、眉州の風俗を總說す、「始朝廷以聲律取士」より「其風俗蓋如此」に至るまでを第二大段となす、眉州の風俗を分說す、「故其民皆聰明才智」より「而求文以爲記」に至るまでを第三大段となす、風俗と守令との關係を言ふ、「嗟夫軾之去鄕久矣」より篇尾に至るまでを第四大段となす、記すべきもの、樓其物の外に在るを言ふ、

吾州之俗、有近古者三、其士大夫貴經術而重氏族、其民尊吏而畏法、其農夫合耦以相助、蓋有三代漢唐之遺風、而他郡之所莫及也、』

段落　第一大段なり、

講說　吾が州の俗は古代の良風に近きものあり、卽ち其士大夫は經術を尊んで民族を重んじ、其民は吏を尊んで法を畏れ、其農夫は力を合せ竝び畊して相助く、蓋し三代漢唐の俤あつて、他郡の及ぶなき所なり、

文法　沈德潛云ふ、提綱、○賴山陽云ふ、當時蜀人、世以て狡悍治め難しとなす、張乖崖の如き、善く蜀を治むるを以て稱す、則ち時論見るべし、「三蘇嘆慨日に久し、故に少公蜀論、亦其意を言ふ、而して長公樓記の請を得るに因つて、詳敍分疏す、

始朝廷以聲律取士、而天聖以前、學者猶襲五代文弊、獨吾州之士、通經學古、以西漢文詞爲宗師、方是時、四方指以爲迂闊、

く醫するなきなり、

駙馬都尉王君晉卿、雖在戚里、而其被服禮義、學問詩書、常與寒士角、平居攘去膏粱、屏遠聲色、而從事於書畫、作寶繪堂於私第之東、以蓄其所有、而求文以爲記、恐其不幸而類吾少時之所好、故以是告之、庶幾全其樂而遠其病也、』

段落　第四大段なり、

講說　駙馬都尉王君晉卿、戚里にありと雖も、其被服と云ひ、禮儀と云ひ、學問詩書常に貧士と競爭し、平日膏粱の美味を拂ひ除け、音樂、女色を屏け遠ざけて書畫のみに從事し、其自宅の東に寶繪堂を作り、己れの所持せる書畫を收容し、余が文を求めて其記を作らしむ、余は君が不幸にして吾れの少年時代書畫を好みたる有樣に類せんことを恐る、故に是を以て之に告げ、君が其樂みを全うして其病に遠ざからんことを庶幾ふなり、

總說

此篇、書畫觀を論ずる處、頗る悟徹の境に入る、而して文格も亦甚だ卑からず、賴山陽の之を少とする所以は、其變化少きを以てなるが如し、余未だ之に雷同する能はず、

纂評

○唐荊川評　墨寶堂、此二篇と皆小題、大處より議論を起し、箴規の意あり焉、

○茅鹿門評　一種達人の風旨あり、然れども地位、荊公に如かざる多し、

○沈德潛評　自ら是れ達人の言、必ず是れ晉卿を諷すと謂ふ、轉た粘滯を嫌ふ、

○賴山陽評　此篇、人口に膾炙するの語ありと雖も、蹊逕畢露、坡文の至れるものにあらず、余甚だ喜ばざるなり、

又評　起結竝びに墨寶堂記の超脫に如かず、此れを取り彼れを舍つ、沈叟の意如何ん、

欲す、僧虔敢て迹を顯はさず、常に拙筆を用ふ、此れを以て容さる、「桓元之走舸」晉の桓玄、輕舸を作り、服玩書畫を載せて走る、「王涯之複壁」舊唐書王涯の傳に云ふ、涯、家書數萬卷、書府に侔し、前代の法書、名畫、厚く垣竅を爲つて之を複壁に藏す、

始吾少時、嘗好此二者、家之所有、惟恐其失之、人之所有、惟恐其不吾予也、既而自笑曰、吾薄富貴而厚於書、輕死生而重畫、豈不顚倒錯謬、失其本心也哉、自是不復好、見可喜者、雖時復蓄之、然爲人取去、亦不復惜也、譬之煙雲之過眼、百鳥之感耳、豈不欣然接之、去而不復念也、於是乎二物者、常爲吾樂、而不能爲吾病、』

段落　第三大段なり、

講說　始め吾れ少壯の頃、書畫の二つを好みしことあり、己が家に所有する所の幅などは偏へに之を失はんかと氣遣ひ、人の所有する軸などは偏へに己れに予へまじきかと掛念せり、程經て自ら笑つて曰ふやう、吾れ富貴を薄んじながら書を大切にし、死生を輕んじながら畫を貴重することは、何と輕重を倒にし、理義を誤り、己が本心を失ふ次第にあらずやと、是れより復た書畫を好まず、氣に入りたる者を見るときは、時に復た之を所持することあるも、人に持ち行かれんとして、別段惜みもせず、譬へて言へば、煙や雲が眼を過ぎ、種々の鳥の音が耳に感ずるときは、何と心嬉しく之に接せざらん、併しながら其れが去つて仕舞ひたりとて、別段念に止まらぬと同樣なり、斯の場合に至りたる曉、書畫の二物は常に吾が樂みをなして、吾が累をなさず、

文法　賴山陽云ふ、笑曰云々、此れあり、纔かに長公の文と稱すべし、○又云ふ、達識名言、居然不朽、余未だ此の地位に至る能はず、自ら其病を知つて、之を能

而好蠟屐、此豈有聲色臭味也哉、而樂之終身不厭』

段落　第二大段の第二小段なり、故事を引いて寓意を示す、

講說　劉備の雄才なるを以て髦を編むことを好み、嵆康の捌けたる性質を以て刃物を鍛ふことを好み、阮孚の無頓着なるを以て蠟細工の屐を好む、此等は豈に音聲、采色、美香、佳味の悦ぶべきものあらんや、然るに彼の三人は之を樂んで、一生厭はざりき、（是れ亦其意を寓せしだけなり）

注解　「結髦」髦は毦の誤、兜の上の飾りに用ふるものにして、旄牛の尾を謂ふ、劉備、字は玄德、卽ち蜀の先主、「嵆康」晋代の人、竹林七賢の一、「阮孚」亦晋代の人、

凡物之可喜、足以悅人、而不足以移人者、莫若書與畫、然至其留意而不釋、則其禍有不可勝言者、鍾繇至以此嘔血發塚、宋孝武王僧虔至以此相忌、桓元之走舸、王涯之複壁、皆以兒戲害其國、凶其身、此留意之禍也』

段落　第二大段の第三小段なり、書畫に就いて留意の例を擧ぐ、

講說　凡そ物の喜ぶべく、人を慰めこそすれ、人の精神を奪ふまでに至らざるものは、書と畫とに若くはなし、然れども其意を留めて脫離せざるに至つては、其禍、言ひ切れぬ程のものあり、鍾繇は書畫の爲に血を嘔き塚を發くに至り、宋孝武、王僧虔は之が爲に相忌むに至り、桓元の走舸、王涯の複壁、皆兒戲を以て其國を害し其身を凶にせり、此れ意を留むるの禍なり、

注解　「鍾繇至以此嘔血發塚」書斷に云ふ、魏の鍾繇、蔡伯階の筆法を韋誕に問ふ、誕惜んで與へず、乃ち自ら胸を搥し血を嘔く、誕死するに及び、人をして其墓を掘らしめ、遂に得、「宋孝武王至以此相忌」書斷に云ふ、齊王僧虔、書を善くす、孝武、書名を擅にせんと

主意を實現す、「駙馬都尉王君晉卿」より篇尾に至るまでを第四大段となす、主意に因つて晉卿を戒む、

君子可以寓意於物、而不可以留意於物、寓意於物、雖微物足以爲樂、雖尤物不足以爲病、留意於物、雖微物足以爲病、雖尤物不足以爲樂、』

段落　第一大段なり、

講説　君子は意を物に寓せて慰みとなすは可なれども、意を物に留めて執着するは不可なり、意を物に寓するときは、つまらぬ物と雖も十分樂みになり、異りたる物と雖も累となるまでに至らず、之に反して意を物に留むるときは、つまらぬ物と雖も亦累となり、異りたる物と雖も樂みとなるに足らず、

注解　「尤物」尤は異なり、莊子徐無鬼篇に出づ、

文法　沈德潛云ふ、見道の語、

老子曰、五色令人目盲、五音令人耳聾、五味令人口爽、馳騁田獵、令人心發狂、然聖人未嘗廢此四者、亦聊以寓意焉耳、』

段落　第二大段の第一小段なり、古語を引いて寓意を示す、

講説　老子曰く、五色は人の目を見えぬやうになし、五音は人の耳を聞えぬやうになし、五味は人の口を味の分らぬやうになし、山野を驅け巡つて獵をなすことは人の心を有頂天になすものなりと、然れども聖人は嘗て此四者を廢したることなし、亦聊か意を寓するだけなり、

注解　「老子曰」第十二章の語、「五色」青黄白赤黑、「五音」宮商角徵羽、「五味」辛酸甘苦鹹、「爽」口の病なり、

劉備之雄才也、而好結髦、嵇康之達也、而好鍛錬、阮孚之放也、

講說　而して公擇は余が文章を求めて、藏書の記を作らしむ、乃ち一言をなし、後來の者をして、昔の君子は書を看ること困難なりしが、今の君子は書あれども之を讀まず、惜むべきことなるを知らしむるなり、

文法　賴山陽云ふ、此段、一篇の餘波にして、風韻委致全く此に在り、○又曰く、惟書乎の句以前一意、以後、此又何也の句に至る、又一意、此仁者之心也の句以前と、庶有益乎の句以前と、二段各一意、皆篇首に昭應して、題腹論講の意、猶ほ收拾を缺く、故に末尾兩行に於て之を補足す、文法周匝、滲漉なし、又表裏變化の處を見る、

纂　評

○呂晩村評　只だ是れ書あり、讀むを要するの意、然れども若し老實に說かば、便ち是れ腐頭巾の氣、妙は何哉、何也の兩段に在り、疑恠醒問の辭を作り、人をして自ら警悟鞭策せしむ、後邊に言ふ、此の書、公擇之に賴り、學者之に賴り、卽ち予も亦且に之に賴らんとすと、收拾包裹甚だ密、

○沈德潛評　書を藏して以て來者に遺る、固より仁者の用心、東坡此旨を拈出し、以て學者を警む、亦仁人の心なり、文律關鍵緊嚴、其餘事、○近代藏書家、常を厭ひ新を喜び、毎に僻簡斷編、七略、四庫列せざる所の者を求め、詫して秘函となす、其實前賢觀るに暇あらざる所の者なり、李氏藏書記を讀み、幷せて之に及び、以て天下の新奇を好んで樸學を棄つるものに告ぐ、

○賴山陽評　東坡諸記中、此篇最も嚴整、法るべし、

寶繪堂記

動機　作者の書畫觀を發揮するに在り、

主意　書畫は興味を寄すれば樂となるも、執着に至れば累となるを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「不足以爲樂」に至るまでを第一大段となす、主意を掲ぐ、「老子曰」より「此留意之禍也」に至るまでを第二大段となす、主意を說明す、「始吾少時」より「而不能爲吾病」に至るまでを第三大段となす、自己に就いて

家而藏於其所故居之僧舍、此仁者之心也』

段落 第三大段の第二小段なり、李公が書の用を無窮ならしむるを言ふ、

講說 斯く李公が書を利用するに拘はらず、書に於ては固より自若として、未だ嘗て少しも消損せず、李公は將に後の人に殘し留めて、其無窮の求めに供し、其才分の當に得べき所を滿足せしめんとす、之が爲め此の書物をば己が家に藏せずして、其以前居りたる僧舍に藏せり、此れ仁者の心なり、

文法 賴山陽云ふ、而書固自如也云々の一語、忽ち拗折して篇首の意に歸入す、此仁者之心也の一語、結び了り、悠然餘韵あり、他人必ず此の如く結了する能はず、此れ文品なり、

余既衰且病、無所用於世、惟得數年之間、盡讀其所未見之書、而廬山固所願游而不得者、蓋將老焉、盡發公擇之藏、拾其餘棄以自補、庶有益乎』

段落 第四大段の第一小段なり、己れの希望を言ふ、

講說 余は最早衰へたるが上に病身のことなれば、世に用ひらるゝ所なし、惟だ數年の間を得て、盡く平生未だ見ざる所の書を讀みたきものなり、然るに廬山は、固より游びたしと思ひながら未だ目的を達せざる次第なれば、行く〳〵此に隱居すべし、斯くて盡く公擇の藏書を引出し、公擇の讀み糟を拾ひて自ら吾が學問を補ふときは、何分利益あらんか、

而公擇求余文、以爲記、乃爲一言、使來者知昔之君子見書之難、而今之學者有書而不讀爲可惜也』

段落 第四大段の第二小段なり、記を作るの由を言ふ、

者は書物に關して、多數なるが上に、得易きこと右の如くなる以上、其文章と云ひ、學術と曰ひ、古人に二倍し五倍すべき筈なるに、後生の科擧に應ずる者共は、皆書物を束ねたるまゝ觀ることもせず、根もなき事を話し合ひて日を暮す始末なるが、此れは如何なる次第ぞや、

文法　賴山陽云ふ、上に書少きを言ふ、此れ書多きを言ふ、何哉を以て頓折す、故に對股、方板ならず、○又云ふ、余猶及見云々、將に今事に及ばんとす、故に擡出、端を改む、文に波折あり、其實一段のみ、

余友李公擇、少時讀書於廬山五老峰下白石菴之僧舍、公擇既去、而山中之人思之、指其所居爲李氏山房、藏書凡九千餘卷、公擇既以涉其流、探其源、採剝其華實、而咀嚼其膏味、以爲己有、發於文詞、見於行事、以聞名於當世矣、

段落　第三大段の第一小段なり、李公擇の能く書の用を盡すを言ふ、

講說　余が友李公擇は、少年の時に廬山五老峰の下なる白石菴の僧舍に在つて書を讀みけるが、公擇軈て此を去りける後、山中の人々公擇を思ひ、彼れの居りし所を名づけて李氏山房と曰へり、此の山房に藏する所の書凡そ九千餘卷あり、公擇は最早此等の書に就いて其流を涉り其源を探り、［水に譬ふれば］其華と實とを剝ぎ取り、［果物に譬ふれば］其膏味を嚙みしめて、［五穀に譬ふれば］己が有となし、文辭の上に發し行爲の事に見はれ、斯くて名を當世に知られぬ、

而書固自如也、未嘗少損、將以遺來者、供其無窮之求、而各足其才分之所當得、是以不藏於

左傳の昭公十二年に載す、左氏倚相趨り過ぐ、王曰く是れ良史なり、子善く之を視よ、是れ能く三墳五典八索九丘を讀むと、注に云ふ、三墳は伏羲、神農、黄帝の書なり、五典は、少昊、顓頊、高辛、唐堯、虞舜の書なり八索は八卦の説、九丘は九州の志なりと、

文法　沈德潛云ふ、書を得るの難くして、書に得るあるときは、卽ち能く自ら其材を成すを見る、○賴山陽云ふ、三典を引く、尤も書に切、妙、簡捷に在り、是れ典を用ふるの法なり、曾子固をして之を爲さしめば、則ち數百言未だ已まず、

自秦漢以來、作者益衆、紙與字書、日趨於簡便、而書益多、世莫不有、然學者益以苟簡、何哉、余猶及見老儒先生、自言其少時、欲求史記漢書、而不可得、幸而得之、皆手自書、日夜誦讀、惟恐不及、近歲市人轉相摹刻、諸子百家之書、日傳萬紙、學者之於書、多且易致如此、其文詞學術當倍蓰於昔人、而後生科擧之士、皆束書不觀、游談無根、此又何也、』

段落　第二大段の第二小段なり、後世の、書を得ること易きに拘らず、學者の實用を盡さゞるを言ふ、

講説　秦漢より以來、著述家益す多數にして、紙と字の畫とは日に簡便に趨き、從つて書物は益す多く、世として有らざるなし、然るに學者が益す疎略に流るゝは何ぞや、余は年少き頃は猶ほ老儒先生の存生中にて、之に逢ふことを得たるが、彼れ自身の咄を聞くに、其少時に於て史記や漢書を求めたしと思へども手に入れ難く、幸ひにして之を得たるときは自ら寫し取り、日夜に誦讀し、只管追ひ付かぬことを恐れたりと、然るに近年商人等は誰れも彼れも印刻に及び、諸子百家の書は日に萬枚も賣出すことゝなれり、學

用ふるも損消せず、之を取るも種切れとなることなく、賢、不肖の得る所、其才に因り、仁者、智者の見る所、各其分に隨ひ、人の才分は同じからざるも、誰人に拘はらず求むる所あつて獲ざることなきものは、惟だ書のみなるか、

文法　沈德潛云ふ、一氣滾下十數句、只だ一句の如し、○賴山陽云ふ、惟書乎の三字上を收め下を生ず、一字千金、

自孔子聖人、其學必始於觀書、當是時惟周之柱下史聃爲多書、韓宣子適魯、然後見易象與魯春秋、季札聘於上國、然後得聞詩之風雅頌、而楚獨有左氏倚相、能讀三墳五典八索九邱、士之生於是時得見六經、蓋無幾、其學可謂難矣、而皆習於禮樂、深於道德、非後世君子所及、

段落　第二大段の第一小段なり、昔時は書を得る難かりしに能く實用を致せしを言ふ、

講說　孔子の如き聖人を始めとして、其學問は必ず書を觀るより始まる、此の時代に於て、周の柱下史の官なる聃のみが多く書物を藏せしと稱せらる、韓宣子は魯の國に赴きて、玆に始めて易の象と魯の春秋とを見たり、吳の季札は上國に聘し、斯くて始めて詩經の風雅頌を聞くことを得たり、而して楚には左史の倚相と云ふもの一人、能く三墳、五典、八索、九邱を讀みたり、是の時に生れたる士にして六經を見ることを得し者は、但し幾人もなかりき、斯く書物の少かりし時代なれば、其學問は困難と申すべし、然るに何れも禮樂に熟して道德に深かりしことは、後世の君子の及ぶ所にあらず、

注解　「觀書」默讀を觀と謂ふ、「周之柱下史」史記に云ふ、老子、姓は李氏、名は耳、字は伯陽、諡して聃と曰ふ、周の守藏室の史なり、「韓宣子適魯」左傳の昭公二十二年に見ゆ、「季札聘於上國」左傳の昭公二十七年に見ゆ、上國は我が謂はゆる上方なり、「左史倚相」

動機　古人が書を看るの難かりし事を擧げて、後人が書あるも讀まざることの惜むべきことを知らしむるに在り、

主意　李氏は善く書を用ひて、又能く書の用をして無窮ならしめたりと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而求無不獲者惟書乎」に至るまでを第一大段となす、書の、用に適して、其用窮まらざるを言ふ、「自孔子聖人」より「此又何也」に至るまでを第二大段となす、古人、書の用を盡して、後人、書の用を盡さゞるを言ふ、「余友李公擇」より「此仁者之心也」に至るまでを第三大段となす、李氏が古人の道を得たることを言ふ、「余既衰且病」より篇尾に至るまでを第四大段となす、李氏を假りて敎訓を垂る、是れ文の餘波、

象犀珠玉怪珍之物、有悅於人之耳目、而不適於用、金石草木絲麻五穀六材、有適於用、而用之則弊、取之則竭、

段落　第一大段の第一小段なり、無用の物と有用にして消費するものとを擧ぐ、

講說　象牙や犀角や珠玉や其他奇怪珍異の物は、人の耳目を慰むることあれども實用に適せず、又金石や草木や絲や麻や五穀や六材やは實用に適することあるも之を用ふるときは損消し、之を取るときは盡くるものなり、

注解　「六材」禮記の曲禮に云ふ、天子の六工を土工、金工、石工、木工、獸工、草工と曰ひ、六材を典制すと、

悅於人之耳目、而適於用、用之而不弊、取之而不竭、賢不肖之所得、各因其才、仁智之所見、各隨其分、才分不同、而求無不獲者、惟書乎、

段落　第一大段の第二小段なり、實用あつて弊せず、竭きざる者は書なるを言ふ、是れ主、

講說　人の耳や目を慰むると共に實用に適し、之を

段落　第三大段の第二小段なり、今の君子の實に薄くして名に厚きを言ふ、

講說　後の君子は實の方屆かざるに、何れも驕慢の心あり、臧文仲は自ら聖人となし、白圭は、自ら禹となし、司馬長卿は自ら相如となし楊雄は自ら孟軻となし、崔浩は自ら子房となせり、然れども世人之れを尤もと思ふものなし、此れに由つて之を觀る時は、忠獻公の人に賢るや遠し、

注解　「臧武仲自以爲聖」左傳襄公二十二年に云ふ、臧武仲、晉に如く、雨ふりければ御叔の家に立寄りけるに、御叔は將に酒を飲まんとする處なりしが、曰ひけるやう、聖人など無用なり、我は將に酒を飲まんとするに、雨中に出あるくが如きは聖人と謂ひ難しと、「白圭自以爲禹」孟子告子下篇に云ふ、丹の水を治むる、禹に愈ると、丹は白圭の字なり、「司馬長卿自以爲相如」史記に云ふ、相如、名は犬子、已に學び、藺相如の人となりを慕ひ、名を相如と更む、「楊雄自以爲孟軻」楊子法言の吾子篇に出づ、「崔浩自以爲子房」崔浩は北魏の人、自ら張良に比す、

文法　高梅亭云ふ、末幅、公の樂天に羨むあるは、名を取る廉にして心侈らざるを見る、○賴山陽云ふ、此一段を補ひ、尾を掉ふ、文氣淺薄ならず、○篇尾に記を作るの由あり、此本、之を削り去る、文を成さず、今左に補ふ、

昔公嘗告其子忠彥、將求文於軾以爲記、而未果、公薨、既葬、忠彥以告軾、以爲義不得辭也、乃泣而書之、

總說

王安石は、此篇を目して韓白優劣論となす、蓋し其文體を失ふを譏れるなり、我賴山陽も亦此評に左袒す、

纂評

○沈德潛評　魏公を推贊す、都べて酬應の語のみ、文、韓白の彼此有無を將て、互に相比較し、而して兩賢の同じき所に歸本す、則ち筆墨到る所、皆波瀾煙雲をなす矣、歐陽公の書、錦堂記、純乎實說、未だ此の風格に遜るを免れず、

李氏山房藏書記

解題　李氏、字は公擇、山房は其居る所の名なり、

と云ふものは、得失を一にし、禍福を忘れ、貴賤を混じ、賢愚を同等にして、萬物と一體となつて造物者と交るほどなれば、只だ自ら樂天に比するのみにあらず、

文法　沈德潛云ふ、醉字を發す、又高きこと一層、〇賴山陽云ふ、非獨云々、此一句なければ、收拾すべからず、〇首段の豈獨有羨於樂天而已乎に應ず、

古之君子、其處已也厚、其取名也廉、是以實浮於名、而世誦其美不厭、以孔子之聖、而自比於老彭、自同於邱明、自以爲不如顏淵、

段落　第三大段の第一小段なり、古人實に厚くして名に廉なるを言ふ、

講說　古への君子は己が身を處すること厚くして、名譽を取ることは少し、之が爲め其實は名に過ぎ、而して世人は其美を誦して厭ふことなし、孔子の聖なるを以てすら、自ら老彭に比し、自ら左邱明に同じうし、自ら顏回に及ばずと思惟す、

注解　「自比於老彭」論語述而篇に云ふ、竊比於我老彭と、老彭は殷代の賢大夫、「自同於邱明」論語公冶長篇に云ふ、好言令色足恭、左丘明恥之、丘亦恥之と「自以爲不如顏淵」論語公冶長篇に云ふ、子謂子貢曰、女與回也孰愈、對曰、賜何敢望回、回也聞一以知十、賜也聞一以知二、子曰弗如也、吾與女弗如也、と、吾與女弗如也の句、朱注は、吾、女に如かざるを與す也と解すれども、古注は、吾、女と若かざる也と解し、此に引く所は古注と同じ、

後之君子、實則不至、而皆有侈心焉、臧武仲自以爲聖、白圭自以爲禹、司馬長卿自以爲相如、楊雄自以爲孟軻、崔浩自以爲子房、然世終莫之許也、由此觀之忠獻公之賢於人也遠矣、

水園池之樂、府有餘帛、廩有餘粟、而家有聲伎之奉、此樂天之所有而公之所無也、

段落　第二大段の第四小段なり、公の無き所を言ふ、

講說　身體强健の時に暇を乞ひ、退隱する事十五年、日に朋友と詩を賦し酒を飲み、山水や庭園、泉水の樂みを盡し、寳庫には餘れる絹物あり、米倉には餘れる粟あり、而して家には音樂や妓女の供給あり、此れ樂天の有りし所のものにして、公の無かりし所のものなり、

忠言嘉謨、效於當時、而文采表於後世、死生窮達、不易其操、而道德高於古人、此公與樂天之所同也、

段落　第二大段の第五小段なり、公と樂天との同じき所を言ふ、

講說　忠義の言論、善良の經畫が當時に實效あるが上に、文采は後世に表はれ、死生窮達ともに其操守を易へずして、道德、古人より高きは、此れ公と樂天との同じき所なり、

公既不以其所有自多、亦不以其所無自少、將推其同者而自託焉、方其寓形於一醉也、齊得喪、忘禍福、混貴賤、等賢愚、同乎萬物而與造物者遊、非獨自比於樂天而已、

段落　第二大段の第六小段なり、樂天の比するに足らざるを言ふ、

講說　公は既に己れの有る所を以て自ら優りたりとせず、又己れの無き所を以て自ら劣りたりとせず、己れの樂天に同じき所のものを推して自ら其思ひを寄せんとせし次第なり、公が其肉體を一醉に寓する時

厚薄淺深、孰有孰無、則後世之論、有不可欺者矣、

段落　第二大段の第二小段なり、韓白二公を比較す、

講說　夫れ忠獻公既に三帝の宰相となり、天下を安んじたる後、浩然と心置きなく官を棄て家に歸つて隱居せんとせしに、天下の人共に之を引き留めて放たざりき、是の時に當り、公が樂天に羨むことあるは怪むに足るものなし、然れども樂天の平生を以て之を公に求め、其得る所の厚薄淺深、孰れか有り孰れか無きを較するときは、後世の論欺くべからざるものあり矣、

文致太平、武定亂略、謀安宗廟、而不自以爲功、急賢才、輕爵祿、而士不知其恩、殺伐果敢而六軍安之、四夷八蠻、想聞其風采、而天下以其身爲安危、此公之所有而樂天之所無也、

段落　第二大段の第三小段なり、樂天の無き所を言ふ、

講說　文は世の太平を致し、武は戰亂の掠奪を鎭め、謀は宗廟を安んじながら、自ら以て功となさず、賢才を求むるを以て急務とし、爵位俸祿を輕んじながら、士は其恩を知らず、殺伐勇敢なるに拘はらず、六軍は之に安んじ、四方の夷、八方の蠻も其風采を想像傳聞し、而して天下其身を以て安危をなす、此れ公の有る所にして、樂天の無き所なり、

注解　「相三帝」三帝とは仁宗、英宗、神宗を謂ふ、「浩然」孟子公孫丑の下に云ふ、浩然有歸思と、注に云ふ浩然は水の流れて止むべからざるが如し、「六軍」天子は六軍、諸侯は三軍、

文法　高梅亭云ふ、中間、三峰を突起し、韓白有無異同を以て互に相比交す、

乞身於彊健之時、退居十有五年、日與其朋友賦詩飮酒、盡山

段落　第一大段の第二小段なり、

講說　天下の士は、公が白樂天の詩を取つて堂に名づけたる事を聞いて、之を疑ひ考ふるやう、公は既に古への聖賢伊尹、周公にも愧ぢざる程の功德あるに、猶ほ白樂天を羨むことは如何なる次第ぞやと、

軾聞而笑之曰、『公豈獨有羨於樂天而已乎、方且願爲尋常無聞之人而不可得者』、

段落　第一大段の第三小段なり、決案、

講說　軾聞いて之を笑つて曰く、公は何ぞ獨り樂天に羨むことあるばかりなからんや、兎角、普通、名の聞えざる人たらんことを願へども、得ること出來ざりし者なりと、

文法　樂天を解脫する處、頗る力量あり、

天之生其人也、將使任天下之重、則寒者求衣、饑者求食、凡不獲者求得、苟有以與之、將不勝其求、是以終身處乎憂患之域、而行乎利害之塗、豈其所欲哉』、

段落　第二大段の第一小段なり、責任の苦なる所以を言ふ、

講說　天が韓魏公のやうなる人物を生ずることは、之をして天下の重きに任せしめんとす、されば寒き者は衣を求め、饑ゑたる者は食を求め、凡そ何事にも獲ざる者は得んを求め、苟くも以て之に與ふとせば、將に其求めに勝へざらんとす、是を以て終身憂患の域に處して利害の塗を行く、是れ豈に其欲する所ならんや、

夫忠獻公既已相三帝、安天下矣、浩然將歸老於家、而天下共挽而留之、莫釋也、當是時、其有羨於樂天、無足怪者、然以樂天之平生而求之、公較其所得之

賢を蔽ふ、只だ陪說をなすなり、其子補之の請に因り無中に有を生じ、此の反覆紆曲の筆を得、經營布置、限りなき苦心、

韓魏公醉白堂記

解題　韓魏公、名は琦、宋の仁宗、英宗、神宗に仕へて官、丞相に至る、諡して忠賢と曰ふ、魏公は封爵なり、此篇は、公の子、忠彥の請に因つて作りし者なれば、文中の稱呼、自ら他作と異れり、

主意　公は樂天の境遇を羨むと雖も、其脫俗の念は樂天の上に在り、然るに尙ほ且樂天に比せるは、其賢なる所以なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「方且願爲尋常無聞之人而不可得者」に至るまでを第一大段となす、公の堂に名づけたる本意を叙す、「天之生是人也」より「非獨自比於樂天而已」に至るまでを第二大段となす、樂天の比するに足らざるを言ふ、「古之君子」より篇尾に至るまでを第三大段となす、樂天に比するの賢なる所以を言ふ、

故魏國忠獻韓公、作堂於私第之池上、名之曰醉白、取樂天池上之詩、以爲醉白堂之歌、意若有羨於樂天而不及者、

段落　第一大段の第一小段なり、堂名の緣起、

講說　故の魏國忠獻韓公、堂を自分の邸の池上に作り、之を名づけて醉白と曰ひ、樂天、池上の詩にある語を取り、醉白堂の歌を作りしが、其心底は、樂天を羨めども及ばざるもの丶如くなり、

注解　「忠賢」公の諡、「樂天」唐の詩人白樂天、名は居易、

文法　有羨於樂天の一句は全篇を孕む、

天下之士聞而疑之、以爲公既已無以愧於伊周矣、而猶有羨於樂天何哉、

主意を結ぶ、

講説　君の詩は、清厚靜深なること、其人となりの如く、而して毎篇、新意と奇語とを出だし、何人にも均しく愛せらるゝは當然の事にて、其結果、若し君が自身にて深く覆ひ匿すに非ずんば、人は必ず之を知る、而して其子の補之は文に於て能はざる所なく、博辯俊偉にして他人に勝ぐるゝこと甚だ遠く、將に必ず世に顯はれんとす、吾れ是れを以て、益す其實あつて其名を辭する者の必ず後あるを知るなり、

注解　「博辯俊偉」博辯は言辭の豐富なること、俊偉は勢力の卓絶せること、

文法　深自覆匿は、實あつて名を辭する處、○其子補之云々は、有後の實、○沈德潛云ふ、收め得て足る、故に下は餘波を以て詠歎之を結ぶ、○賴山陽云ふ、起處の意に歸入する、力を費さず、

昔李郃爲漢中候吏、和帝遣二使者微服入蜀、館於郃、郃以星知之、後三年、使者爲漢中守、而郃猶爲候吏、人莫知之者、其博學隱德之報在其子固、詩曰、豈弟君子、神所勞矣、

段落　第三大段なり、

講説　昔し李郃と云ふもの漢中の候吏たりし時、和帝は二人の使者を遣はされ、此使者は微服して蜀に入り、郃の家に宿せしが、郃は星象を觀て其使者なることを知れり、後其使者が漢中の守となるに及び、郃は猶ほ候吏の職にて、人之を知る者なかりき、然れども其博學隱德の報は、其子の固に在り、詩經に曰ふ、心優しき君子は神の勞り給ふ所なりと、

注解　「李郃」漢人、「固」字は子堅、冲帝の時、太尉となる、「詩曰」大雅旱麓篇、

文法　沈德潛云ふ、詩を引て結ぶ、超然神遠、○賴山陽云ふ、一典を引いて本意に貼襯す、此の如くならずんば、則ち頭重く脚輕し矣、

纂評

○沈德潛評　實あり名を辭する、是れ主意、賢を達し

知り難きこと詩よりも甚だし、今吾れ詩を能くするすらも知る能はずとすれば、則ち君が君子なることを知ると云へることも、果して能く十分に之を知るや否や、覺束なし、

文法　沈德潛云ふ、未だ詩を能くするを知らざるに因り、賢を知るの易からざるを見はし、而して己れの未だ賢を達する能はざるも亦解免すべし、

君以進士得官、所至民安樂之、惟恐其去、然未嘗以一言求於人、凡從仕二十有三年、而後改官以歿、由此觀之、非獨吾不知、擧世莫之知也、

段落　第二大段の第三小段なり、擧世の人、鼂を知らざるを言ふ、

講說　君は進士を以て官を得、地方官として至る所の人民は君の政治に安んじて之を樂み、惟だ君が其土地を去らんことを恐るゝ程なりき、然れども平生未だ嘗て一言も人に升進の世話抔を求めたることなく、凡そ仕官せしこと二十三年にして、始めて官を改めて歿せり、此れに由つて之を觀れば、獨り吾れ之を知らざるのみにあらず、世を擧げて之を知るものなきなり、

文法　賴山陽云ふ、本意を撇去するが如しと雖も、而も其實、不知の二字、乃ち辭其名の換面轉頭せるもの、故に血脈未だ嘗て斷えざるなり、

君之詩、淸厚靜深、如其爲人、而每篇輒出新意奇語、宜爲人所共愛、其勢非君深自覆匿、人必知之、而其子補之、於文無所不能、博辯俊偉、絕人遠甚、將必顯於世、吾是以益知有其實而辭其名者之必有後也、

段落　第二大段の第四小段なり、詩より說き入つて

と、吾れ常に此語を誦することにぞある、

文法　賢者民之所以生也云々は語意未だ十分ならず、

乃者官於杭、杭之新城令鼂君君成諱端友者君子人也、吾與之遊三年、知其爲君子、而不知其能文與詩、而君亦未嘗有一語及此者、

段落　第二大段の第一小段なり、鼂の詩文を能くすることを知らざりしを言ふ、

講説　此頃杭州の役人となりしが、杭の新城の令なる鼂君君成、諱は端友は、君子人なり、吾れ之と交際すること三年に及べども、君が君子なることを知るに拘はらず、其文と詩とを能くするを知らず、而して君も亦一言も詩文に及びしことあらざりき、

文法　頼山陽云ふ、起處結構、嚴整莊重にして、入題し去れば、乃ち詩を能くすると君子人との兩意を以て波瀾をなす、他人必ず此の如く超脱ならず、

其後君既歿於京師、其子補之、出君之詩三百六十篇、讀之而驚曰、嗟夫、詩之旨雖微、然其美惡高下、猶有可以言傳而指見者、至於人之賢不肖、其深遠茫昧難知、蓋甚於詩、今吾尚不能知君之能詩、則其所謂知君之爲君子者、果能盡知之乎、

段落　第二大段の第二小段なり、敢て君子を知ると言はざるを言ふ、

講説　其後君は最早京師に歿せしが、其子の補之、君の詩三百六十篇を出して示されぬ、余之を讀み、驚いて曰く、扨も詩の旨趣は微妙とは云へ、其美惡高下は猶ほ言語を以て傳へ、指にて差示すことを得べきなれども、人の賢不肖に至つては、誠に深遠茫昧にして

講說　賢者を引き擧ぐる者は、其報として必ず子孫あるものなるが、張湯の如きは卽ち其例なり、元來張湯は、他の點よりすれば子孫なかるべき筈なり、其實なくして其名を竊む者は子孫なし、楊雄の如きは卽ち其例なり、元來楊雄は、他の點よりすれば、子孫なかるべき筈なり、賢者を引き擧ぐる者は子孫あり、吾れ是れを以て賢を蔽ひて邪魔する者の後なきを知る、其實なくして其名を竊む者は子孫なし、吾れ是れを以て其實あつて其名を辭するもの丶後あるを知るなり、

注解　「張湯」漢の酷吏なり、張禹と共に諸律令を定む、人となり僞り多し、智を舞し以て人を御す、後三長史に陷れられ、遂に自殺す、湯は深刻なりしと雖も亦能く善を揚げ賢を薦む、其子の安世、名臣を以て顯はる、「楊雄」韓文の讀荀子の注解中に審かなり、

文法　達賢者有後は文中の客にして、無其實而竊其名者無後は文中の主なり、然れども亦是れ裏面より主を形せしに過ぎず、故に平直の病なし、○沈德潛云ふ、湯、吏を薦め善を揚ぐ、故に子安世あり、雄、太玄を草して易に擬す、名を求めて「其實なし、故に子なし、其實、雄の失行は莽の大夫たるに在り、虛名を竊むは猶ほ未だしなり、○又云ふ、吾是以知有其實而辭其名者之有後也の句は是れ一篇の主、君成に對針す、

賢者民之所以生也、而蔽之、是絕民也、名者古今之達尊也、重於富貴、而竊之、是欺天也、絕民欺天、其無後不亦宜乎、故曰、達賢者、與有其實而辭其名者、皆有後、吾常誦之云爾』、

段落　第一大段の第二小段なり、斷案を說明す、

講說　賢人は人民が之に倚つて生命を保つ所の者なり、然るに之を妨ぐることは、是れ民を絕つなり、名は天下の達尊とて、誰れ彼れとなく尊ぶ所にして、富貴よりも重し、然るに之を竊むは、是れ天を欺くなり民を絕ち天を欺く以上は、其罪淺からざることゆゑ、其後なきも亦尤もなる次第ならずや、故に曰く、賢を達する者と、其實あつて其名を辭する者と、皆後あり

纂評

○唐荊川評　體大にして思精、議論、盤に走る珠の如し、文の絶佳なるものなり、

○茅鹿門評　蘇長公は乃ち歐文忠公極意の門生、此序却つて亦歐公に負かず、

○沈德潛評　楊、墨、申、商、老、莊、佛氏倶に王氏新學の爲に影をなす、新學の熾んなる、幾んど楊、墨、申、商等の禍と相埒す、歐陽子の書存するに因つて、天下猶ほ準的を知り、潰敗決裂に至らず、則ち其聖學に功ある、韓、孟氏より以て孔子に達するもの、信にして徵あり矣、第だ認めて座主を推尊するの文となさば、乃ち讕言なるなからんや、

○賴山陽評　公、集序を作る、總べて老歐に及ばず、此篇、歐の爲に集序を作る、宜しく其極力苦思の筆に屬すべくして、人意に滿たず、余敢て昔人の口を極めて頌贊するに雷同せざるなり、

鼂君成詩集序

主意　其實あつて其名を辭する者は、必ず好子孫ありと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「吾常誦之云爾」に至るまでを第一大段となす、抽象的に主意を說く、「乃者官於杭」より「吾是以益知有其實而辭其名者之必有後也」に至るまでを第二大段となす、具體的に主意を說く、「昔李郃爲漢中候吏」より篇尾に至るまでを第三大段となす、引證、

達賢者有後、張湯宜無後者也、無其實而竊其名者無後、楊雄是也、楊雄宜有後者也、達賢者有後、吾是以知蔽賢者之無後也、無其實而竊其名者無後、吾是以知有其實而辭其名者之有後也』

段落　第一大段の第一小段なり、古人を證として主意を斷ず、

法、風厲學者、專治孔子、黜異端、然後風俗一變、考論師友淵源所自、復知講習歐陽子之書、」

段落　第四大段の第二小段なり、歐陽子の異端を抑するの功を言ふ、

講說　歐陽子沒せし後十餘年に及び、士は始めて新學をなし、佛法、老子に似たる道を以て孔子の眞學を亂りしかば、識者は之を憂へぬ、天子の明聖に在す御蔭にて、詔を下され、士を取る方法に改良を加へて學者を感化し奬勵し、專ら孔子の道を治めて異端を排斥せしめ給へり、斯くて後風俗一變し、師友淵源の由つて來る所を考論し、復び歐陽子の書を講習することを知りぬ、

注解　「新學」王安石の學なり、

予得其詩文七百六十六篇於其子棐、乃次而論之曰、歐陽氏論大道似韓愈、論事似陸贄、記事似司馬遷、詩賦似李白、此非予之言、天下之言也、」

段落　第五大段の第一小段なり、其文を論ず、

講說　予、其子の棐より歐陽子の詩文七百六十六篇を得たり、乃ち次第して之を論じて曰く、歐陽子の大道を論ずるは韓愈に似、政事を論ずるは陸贄に似、事實を記するは司馬遷に似、詩賦は李白に似たりと、右は予の私言にあらずして天下の公言なり、

歐陽子名修、字永叔、既老自謂六一居士云」、

段落　第五大段の第二小段なり、字號を叙す、

講說　歐陽子、名は修、字は永叔、老後に自ら六一居士と稱すと云ふ、

注解　「六一居士」歐公自作の六一居士傳に審かなり、

文法　沈德潛云ふ、此非予言也、結、首句に應ず、○賴山陽云ふ、頭重脚輕の病、坡翁と雖も免るゝ能はず、此れ後學の當に戒となすべき所なり、

文法　沈德潛云ふ、一「其學推韓愈孟子以達於孔子」の一句は上文を總貫す、千鈞の筆、

宋興七十餘年、民不知兵、富而教之、至天聖景祐極矣、而斯文終有愧於古、士亦固陋守舊、論卑而氣弱、自歐陽子出、天下爭自濯磨、以通經學古爲高、以救時行道爲賢、以犯顏納諫爲忠、長育成就、至嘉祐末、號稱多士、歐陽子之功爲多、嗚呼此豈人力也哉、非天其孰能使之、

段落　第四大段の第一小段なり、歐陽子の斯文を與せしは天意なるを言ふ、

講說　宋興りしより七十餘年の間、人民は戰爭を知らざる程の太平にして、朝廷は人民を富まして後之を教育し、天聖、景祐に至つて其頂上に達せり、然るに斯の文は終に古代に對して愧づべきもの あり、士も亦固陋にして舊を守り、議論は卑くして氣象は弱かりき、歐陽子の出でしより、天下の人爭うて自ら濯ひ磨き、經に通じ古を學ぶを以て高尚なりとし、時を救ひ道を行ふを以て賢なりとし、君の顏を犯し諫言を納るゝことを以て忠なりとし、發育成就の結果、嘉祐の末に至り、賢士多しとの評判を得たるが、右は歐陽子の功多きに居れり、扨扨此れは何と人力ならんや、天にあらずして、孰れか能く斯くあらしめんや、

注解　「天聖景祐嘉祐」皆仁宗の年號、

文法　林西仲云ふ、已上、歐公斯文の功天下に在り、世道に關するあるを敘し、之を天意のせしむる所に歸す、謂はゆる言有大而非誇也、○沈德潛云ふ、非天其孰能使之は、上の文章得喪何與於天の句を收む、

歐陽子沒十有餘年、士始爲新學、以佛老之似、亂周孔之眞、識者憂之、賴天子明聖、詔修取士

程の價直なし、然るに賈誼までも異端の說を主張する次第なれば、予是れを以て、邪說の人を移すことは豪傑の士と雖も免れざるものあり、況や衆人は猶更らのことなるを知る、漢より以來、道術は孔氏より出でず、而して天下を亂りし者多かりき、晉は老莊を以て亡び、梁は佛を以て亡び、此等の邪說を正すものあるなし、斯くてより五百餘年の後、韓愈を得たり、學者が愈を以て孟子に配するは、蓋し當れるが如し、

文法　沈德潛云ふ、先づ韓子に入り以て歐陽を引く、

愈之後三百有餘年而後得歐陽子、其學推韓愈孟子、以達於孔氏、著禮樂仁義之實、以合於大道、其言簡而明、信而通、引物連類、折之於至理、以服人心、故天下翕然師尊之、自歐陽子之存、世之不說者、譁而攻之、能折困其身而不能屈其言、士無賢不肖、不謀而同曰、歐陽子今之韓愈也、』

段落　第三大段なり、

講說　韓愈の後三百餘年を過ぎて歐陽子を得たるが其學問は、韓愈、孟子より推し究めて孔氏に達し、禮樂仁義の實を著はして、之をば大道に合せ、其言論たる、簡略にして明白、信實にして通達、事物を引證し種類を連合して、至當の理に折衷し、以て人心を服するが故に、天下の人、皆申合せたるやうに之を師とし尊べり、歐陽子の實在するより、世の氣に入らざるものは譁しく之を攻擊せしが、歐陽子の身を困むることは出來たれども其言論を屈する能はず、凡そ士たるものは賢と不肖となく、別に相談せしわけには非ざれども自然に一致して曰ふやう、歐陽子は今の韓愈なりと、

注解　「三百餘年」沈德潛云ふ、唐の憲宗の後、宋の仁宗に至るまで二百餘年、諸本、三百に作るは誤れり、

をまぐれ當りに得んとする所より、靡然として之に從ひ、而して世に、其政治の本なるか末なるかを推し正し、道に從ふと違ふとの禍福の輕重を秤に掛けて、其惑ひを救ふ所の大人先生孔子、孟子の如き者なかりしが爲め、其學遂に流行するに至りぬ、秦は是の學問を以て天下を失ひ、次第に衰へて、陳勝、吳廣、劉季、項籍の禍に至り、死せしもの、十の中に八九人あり、天下は物淋しき有樣となりしが、禹の時に於ける洪水の害と雖も、但し斯くまでにはあらざりしならん、秦が未だ志を得ざりし時に方り、一人の孟子ありたらんには、則ち申子、韓子の說の如きは空言となり、其心に生じて其手に害あり、其事に生じて其政に害あるもの、必ず是の如く烈しきには至らざりしなり、楊墨をして志を天下に得しめたらんには、其禍、何ぞ申韓に減ずべき、是に由つて之を言はゞ、孟子を以て禹に竝ぶと雖も可なり、

注解　「申商」申不害、商鞅、

文法　茅鹿門云ふ、蘇長公、往々空中に情を生ず、〇林西仲云ふ、以上、文章、世道に關するあるを叙し、言有二大而非一レ誇の意を收束す、〇賴山陽云ふ、洪水之患不至是也の一語妙、妙、忽出に在り、〇又云ふ、以上往復起伏、一篇精神已に此に盡く、故に下面衰颯を免れず、

太史公曰、蓋公言二黃老一、賈誼鼂錯明二申韓一、錯不レ足レ道也、而誼亦爲レ之、予以レ是知下邪說之移レ人、雖二豪傑之士一、有レ不レ免者上、況衆人乎、自レ漢以來、道術不レ出二於孔氏一、而亂二天下一者多矣、晉以二老莊一亡、梁以レ佛亡、莫二或正一レ之、五百餘年而後得二韓愈一、學者以レ愈配二孟子一、蓋庶幾焉、

段落　第二大段なり、

講說　太史公曰く、蓋公は黃帝、老子の道を言ひ、賈誼、鼂錯は申子、韓非子の道を明かにすと、錯は言ふ

自春秋作、而亂臣賊子懼、孟子之言行、而楊墨之道廢、天下以爲是固然、而不知其功、孟子既沒、有申商韓非之學、違道而趨利、殘民以厚主、其說至陋也、而士以是罔其上、上之人僥倖一切之功、靡然從之、而世無大人先生如孔子孟子者、推其本末、權其禍福之輕重、以救其惑、故其學遂行、秦以是喪天下、陵夷至於勝廣劉項之禍、死者十八九、天下蕭然、洪水之患、蓋不至是也、方秦之未得志也、使復有一孟子、則申韓爲空言、作於其心、害於其事、作於其事、害於其政者、必不至若是烈也、使楊墨得志於天下、其禍豈減於申韓哉、由是言之、雖以孟子配禹可也、

段落　第一大段の第二小段なり、孟子の功を論じて其禹に配すべきを證す、

講說　春秋の書が作られしよりして、世の亂臣賊子は其褒貶に就いて懼れたり、孟子の言論行はれしよりして、楊墨の主義は消滅せり、天下の人は是れを當然の事と思ひて、其功を知らず、（然れども左に論ずる所を看るときは、如何に其功の大なるかを知るべし）孟子已に沒せし後、申子、商子、韓非子等の學あり或は道に違ひて利に趨き、或は民を害して君に厚うするものにして、其說は極めて卑陋なり、而るに士たる者、是の說を以て其上を昏まし、上の人は一切の功

韓愈に配するを言ふ、「宋興七十餘年」より「復知講習歐陽子之書」に至るまでを第四大段となす、歐陽公の孔孟の道に功あるを言ふ、「予得其詩文七百六十六篇」より篇尾に至るまでを第五大段となす、其文を言ふ、

夫言有大而非誇、達者信之、衆人疑焉、孔子曰、天之將喪斯文也、後死者不得與於斯文也、孟子曰、禹抑洪水、孔子作春秋、而予距楊墨、蓋以是配禹也、文章之得喪、何與於天、而禹之功與天地並、孔子孟子以空言配之、不已誇乎、

段落　第一大段の第一小段なり、孔孟の禹に配することを以て疑案となす、

講說　夫れ言ふ所のことが如何に大なりとて、過稱に非ざるものあり、道理に達する人は之を信ずれども、衆人は兎角疑ふものなり、孔子曰く、天が斯の文を喪さんとすることならんには、後死即ち後世に生れたる吾れは斯の文に與るを得ざる筈なり、（斯の文に與る以上は、天は決して斯の文を喪さず）と、孟子曰く、禹は洪水を防ぎ止め、孔子は春秋を作り、（以て亂臣賊子を懼れしめ）、予は楊子、墨子の異端を距げりと、蓋し孟子は、孔子の春秋を作りしと、自己の楊墨を防ぎしとを以て、禹の水を治めたる功に並べしなり、文章（言論）の得失は何も天に關係せんや、而して禹の功は天地とも並ぶことなるに、孔子、孟子が口先きの空言を以て之に比するは、甚だ大げさに非ずや、

注解　「孔子曰」論語子罕篇に出づ、「孟子曰」孟子滕文公下の文を略したるなり、

文法　林西仲云ふ、歐公の文、世道に關するあるを言はんと欲す、恐らくは人以て過譽となさん、故に劈頭此の三句を說き、下文を以て證となす、○賴山陽云ふ「不已誇乎」は長公の句法、

講說　孔子曰く、凡そ人の德ある者は、必ず立派なる言論ありと、是れ立派なる言論のあるわけにてはなく、德が口より發せるものなり、孔子又曰く、我れ戰へば必ず克ち、祭れば必ず福を受くと、是れは戰ひの上手なるわけにてはなく、德が怒に發せしものなり、

注解　「孔子曰」論語憲問篇に出づ、「又曰」禮記の禮器に出づ、

文法　高梅亭云ふ、末段、德の字を以て文章功業を攝す、双收嚴整、○又云ふ、前半は是れ序を作る緣由、後半は其文章、政事を寫し、表裡相符す、徒に之を空言に託するのみならず、言の重んずるに足る所以なり、德字に重きを歸するは妙、能く言ひ能く戰ふを以て双收し、公の將たり相たる、同じく是れ一幅の本領、用法疎に似て實に密、結構整に似て却つて圓、○賴山陽云ふ、坡公本と有德者有言を引き、便ち結ばんと欲す、忽ち覺ゆ、此結唯だ文正の德を結び、未だ文正の功を結ばず、故に戰則克の語に憶ひ及び、筆に隨つて再び引き、双鬪、上を收め、復た掉尾を置かず、此等の無法の法、唯だ老坡之を爲す、

纂　評

○沈德潛評　歐陽公の爲に序を作る、應に道德より論を立つべし、范文正の爲に序を作る、應に事功より論を立つべし、各專屬あり、近人の文字、道德、文章、事功を將て一齊稱贊、漫に歸着なきに似ざるなり、後半、范公の文、一に誠に本づく、故に有用の書たるを說く、此れ卽ち辭を修し、其誠を立つるの意、

六一居士集序

解題　歐陽修の文集の序、修自ら六一居士と號す、

主意　歐陽公は佛老的の新學を抑止して孔孟の學を興すの功あり、退之と比肩すべき人なりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「雖以孟子配禹可也」に至るまでを第一大段となす、孟子の禹に配するを言ふ、「太史公曰」より「學者以愈配孟子蓋庶幾焉」に至るまでを第二大段となす、韓愈の孟子に配するを言ふ、「愈之後三百有餘年」より「歐陽子今之韓愈也」に至るまでを第三大段となす、歐陽公の

しが、其平生の爲す所を考究するに、此書の外に出づるものなし、

文法　林西仲云ふ、以上、公の功を立つる、皆素定に出づるを叙す、本なきの功に非ざる、知るべし、〇萬言書は淮陰漢中の言、孔明隆中の對と相應ず、

今其集二十卷、爲詩賦二百六十八、爲文一百六十五、其於仁義禮樂忠信孝弟、蓋如饑渴之於飲食、欲須臾忘而不可得、如火之熱、如水之濕、蓋其天性有不得不然者、雖弄翰戲語、率然而作、必歸於此、故天下信其誠、爭師尊之、

段落　第三大段の第二小段なり、其文章を言ふ、

講說　今其集二十卷、詩賦は二百六十八首、文は一百六十五篇、之を觀ても、公の仁義禮樂忠信孝弟に於けるは、蓋し饑渴せる者の飲食に於ける如く、姑らくの間と雖も、忘れんと欲して忘るゝを得ず、火の自然に熱きが如く、水の自然に濕ふが如く、但し其天性然らざるを得ざるものあり、されば慰みに作りたる文字、戲れに咄したる言語等、何の用意もなく作りしものと雖も、亦必ず此の諸德に歸す、故に天下其誠を信じ爭うて公の文章を師と仰いで尊敬するなり、

文法　沈德潛云ふ、語々一誠字在る有り、〇高梅亭云ふ、此段、公の本身に入り、萬言書を點じ、功業を以て文章中に納入し、又文章を以て蓄德中に納入し、總べて誠字に歸して結となす、〇賴山陽云ふ、文正集中、蓋し萬言書は壓卷、故に最も之を表章す、今字を以て一轉す、轉處、力を費さず、

孔子曰、有德者必有言、非有言也、德之發於口者也、又曰、我戰則克、祭則受福、非能戰也、德之見於怒者也』

段落　第三大段の第三小段なり、德を言ふ、

下、漢中之言、無一不酬者、諸葛孔明臥草廬中、與先主論曹操孫權、規取劉璋、因蜀之資以爭天下、終身不易其言、此豈口傳耳受、嘗試爲之、而僥倖其或成者哉、』

段落　第二大段なり、

講說　古への君子、伊尹、太公、管仲、樂毅の流の如きは、其王たり覇たるの略は皆田畝の中に居りし際に定まり、仕へてより後に學びしものにあらず、淮陰侯、漢中にて高帝に遇ひ、劉氏、項氏との長短を比較し、三秦を取るの計を立つること、掌の上に於て物を指すが如く、高帝を佐けて天下を取るに及び、漢中にて述べたる言は一として相符せざるはなし、又諸葛孔明は草廬の中に臥し、先主と曹操、孫權の人物勢力を論じ、劉璋の國を取り、蜀の資に因つて天下を爭はんとせしが、身を終ふるまで其言に違はざりき、此れは何と人の口より傳へられて我が耳に入り、試驗的に之をなして、事に因らば成功せんかなど、僥倖したるものならんや、

文法　高梅亭云ふ、此段、古來名世功業の要言に定まる者を擧げて、公の萬言書の引となす、○賴山陽云ふ、前面を收拾し、然る後大體を說き出す、筆態落々大方、眞に大家の手段、

公在天聖中、居太夫人憂、則已有憂天下致太平之意、故爲萬言書以遺宰相、天下傳誦、至用爲將、擢爲執政、考其平生所爲、無出此書者、

段落　第三大段の第一小段なり、其功業を言ふ、

講說　公は天聖中に於て太夫人の喪に居りし時より已に天下を憂へ、太平を致すの意あり、故に萬言書を作つて宰相に贈りしが、天下皆此文を傳誦せり、其れより用ひられて將軍となり、擢でられて執政となり

て始めて其序を作り上げたり、

注解　「堯夫」名は純仁、「彝叟」名は純禮、「德孺」名は純粹、

文法　高梅亭云ふ、見ざる中より其子を見るを得たるを叙出す、文情此に於て間を得たり、

嗚呼公之功德、蓋不待文而顯、其文亦不待序而傳、然不敢辭者、自以八歲知敬愛公、今四十七年矣、彼三傑者、皆得從之遊、而公獨不識、以爲平生之恨、若獲挂名其文字中、以自託於門下士之末、豈非疇昔之願也哉、

段落　第一大段の第四小段なり、序を作るの本望なるを言うて上を結ぶ、

講說　扨扨公の功德は、但し文を待ちて顯はるゝものにあらず、又其文も亦序を待ちて傳はるものにあらず、然るに敢て辭せざる次第は、自ら思ふに八歲の時より公を敬愛することを知り、今に至り四十七年になりぬ、彼の三傑は何れも之に從つて遊ぶことを得ながら、獨り公のみを識らざる一事をば平生の恨みとせり、故に若し吾が名を公の文章の中に挂けて、自ら門下の士の末に附するを得んことは、何と平素よりの願ひにあらずや、

注解　「三傑」韓琦、富弼、歐陽修を指す、

文法　「自以八歲」は、「總角入鄉校」の一段と照應し、「彼三傑者」は、「始見知於歐陽公」の一段と照應す、○高梅亭云ふ、此段、前文を廻溯し、一贊嘆を加へ、文情此れを得て采を增す、

古之君子、如伊尹太公管仲樂毅之流、其王伯之略、皆定於畎畝中、非仕而後學者也、淮陰侯見高帝於漢中、論劉項短長、畫取三秦、如指諸掌、及佐帝定天

流涕曰、吾得其爲人、蓋十有五年而不一見其面、豈非命也歟、是歲登第、始見知於歐陽公、因公以識韓富、皆以國士待軾曰、恨子不識范文正公、

段落　第一大段の第二小段なり、見ることを得ざりし恨みを言ふ、

講說　嘉祐二年、軾が始めて進士に擧げられ、京師に至りしときは、范公歿せられ、已に葬式も濟みたる後にて、墓碑出でぬ、軾は之を讀み落淚するに至り、吾れ公の人となりを知りしより蓋し十有五年なるに、一たびも其面を見ざること、豈に命に非ずや、此歲及第し、始めて歐陽公に知られ、歐陽公に因つて韓富二公を識りしが、何れも皆國士を以て軾を待遇して曰はるゝやう、足下が范文正公を識らざりしことは殘念なりと、

注解　「嘉祐二年」仁宗卽位三十五年、「墓碑出」歐陽修の撰文前に載す、

文法　林西仲云ふ、四人より又轉じて范公一人に入る、語々自ら恨む、却つて自負の意あり、

其後三年過許、始識公之仲子今丞相堯夫、又六年始見其叔彝叟京師、又十一年、遂與其季德孺同僚於徐、皆一見如舊、且以公遺藁見屬爲序、又十三年、乃克爲之、

段落　第一大段の第三小段なり、序を依賴せらるゝの由を言ふ、

講說　其後三年を經て許を過ぎ、始めて公の仲子にて現在の丞相なる堯夫を識り、又六年にして始めて其次の弟彝叟を京都に見、又十一年にして遂に其季の弟德孺と徐に於て同僚となりしが、何れも一度逢ひしのみにて舊知と同樣なりき、且つ公の遺稿を預けられ、序を作れとのことなりしが、又十三年を過ぎ

從旁竊觀、則能誦習其詞、問先生以所頌十一人者何人也、先生曰、童子何用知之、軾曰、此天人也耶、則不敢知、若亦人耳、何爲其不可、先生奇軾言、盡以告之、且曰、韓范富歐陽、此四人者人傑也、時雖未盡了、則已私識之矣。

段落　第一大段の第一小段なり、始めて其名を識りしことを言す、

講說　慶曆三年、軾はやつと總角の年頃にて、鄉里の學校に入りしが、京師より來れる人あり、魯の人、石守道の作りし慶曆聖德の詩を以て田舍先生に示せしが、軾は旁よりのぞき見て、能く其詞を諳記し、先生に、其詩に頌賛したる十一人の如何なる人なるかを問ひしに、先生の曰ふやう、童子は何とて之を知るに及ばんやと、軾曰く、此人々、天人ならばいざ知らず、若し吾等と同樣に人間ならんには、何とて知るべからざらんと、先生、軾の言を奇とし、盡く其人となりを告げ、且つ曰く、韓、范、富、歐陽、此の四人は人傑なりと、時に未だ十分に分らざりしが、已に私に之を覺えぬ、

注解　「總角」髮を束ねて兩角を作る、童子の姿を謂ふ、「石守道」石介、徂徠と號す、守道は其字、「十一人」杜衍、韓琦、范仲淹、富弼、歐陽修、晏殊、余靖、王素、蔡襄、章得京、賈昌朝、

文法　高梅亭云ふ、前幅、生平向慕より引入る、○又云ふ、此段、其聞く所を敍し、十一人中に就き四人を抽出し、以て景仰の素を寫す、○林西仲云ふ、八歲、敬愛する所を知る、○賴山陽云ふ、蘇文忠、范文正の集序を作る、如何んが筆を下す、乃ち閑々其童時名を聞き、壯歲見るを得ざりしより敍し起すは妙、小題大做、人々之を知る、此れ大題小做なり、

嘉祐二年、始擧進士、至京師、則范公沒、既葬而墓碑出、讀之至

窮を悲むには非ざるべく、僕を好み給ふことの厚きに出づるのみ、然れども朋友の義は專ら忠告諫言を大切とするが故に、聊か狂言を以て兄の意見を廣うせしに外ならず、

僕雖懷坎壈於時、遇事有可尊主澤民者、便忘軀爲之、禍福得喪付與造物、非兄僕豈發此、看訖便火之、不知者以爲訐病也、』

段落　第三大段の第二小段なり、忠義の心事を說明す、

講說　僕は當時に不仕合せの運命を持つとは云へ、事に遇ひて君を尊び民を利すべき者あるときは、每にても己が身を忘れて之を爲し、禍福得喪の如きは、造物に一任して頓着せず、兄に非ずんば僕豈に此の言を發せんや、看了り給はゞ火中ありたし、知らざるものは種々惡口すべきがゆゑなり、

纂評

○沈德潛評　倘し當時の宵小之を見ば、必ず此の老倔强、猶ほ昔の如しと云はん、

范文正公文集序

解題　文正とは范仲淹の諡なり、字は希文、其傳は歐誌に詳かなり、

主意　公の功業は文章の中に在り、其文章は德に出づと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「豈非疇昔之願也哉」に至るまでを第一大段となす、序文を作るの來歷を言ふ、「古之君子」より「而僥倖其或成者哉」に至るまでを第二大段となす、古來、大功を立つる者、皆其本あるを言ふ、「公在天聖中」より篇尾に至るまでを第三大段となす、功業、文章、皆其德に出づるを言ふ、

慶曆三年、軾始總角入鄉校、士有自京師來者、以魯人石守道所作慶曆聖德詩示鄉先生、軾

主意　李公擇は己れの心事を知らずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「何乃爾耶」に至るまでを第一大段となす、李の己が期待に反するを言ふ、「吾儕雖老且窮」より「不大相遠矣」に至るまでを第二大段となす、己れの境遇の決して悲むに足らざるを言ふ、「兄造道深」より篇尾に至るまでを第三大段となす、本領を發揮す、

某啓、示及新詩、皆有遠別悃然之意、雖兄之愛我厚、然僕本以鐵心石腸待公、何乃爾耶、

段落　第一大段なり、

講説　某啓す、新作の詩を御示しに及ばれしが、何れも遠く別るゝにつき、悃然と力落しの心持ちあり、此れは兄の僕を愛すること深き爲とは云へ、然れども僕元來鐵石の如き心膓を以て兄を待ちたるに、何とて斯く女々しきや、

吾儕雖老且窮、而道理貫心肝、忠義塡骨髓、直須談笑於死生之際、若見僕困窮、便相於邑、則與不學道者、不大相遠矣、

段落　第二大段なり、

講説　吾が連中は、老いたるが上に不運なりとは云へ、道理は心肝を貫き、忠義は骨髓に滿つることなれば、直ちに生死の分れ目にも平生の通り談笑すべし、若し僕の困窮なるを見て僕の爲に悲まるゝことせば、道を學ばざる者と大なる相違あらじ、

注解　「於邑」煩悶愁苦なり、

兄造道深、中心不爾、出於相好之篤而已、然朋友之義、專務規諫、輒以狂言廣兄之意爾、

段落　第三大段の第一小段なり、敢て遠慮せざる所以を言ふ、

講説　兄は道に達すること深き人なれば、中心は困

反つて賦なりとて之を鄙み、司馬相如と種類を同じうするに至る、楊雄の陋なる、此比の如きもの甚だ衆し、知者と道ふべく、俗人とは言ひ難し、文章を論ずるに因り、偶然之に及ぶのみ、

注解　「雕蟲篆刻」小刀細工と謂ふこと、「太玄法言」楊雄の著せし所、「風雅」詩經の詩を言ふ、「升堂」孔子、門、堂、室を以て、門人の品等に喩ふ、

文法　沈德潛云ふ、司馬公も亦子雲（雄の字）に謾過せらる、此れ直ちに底裡を窺ひ見る、○賴山陽云ふ、昌黎猶ほ每々指を楊雄、司馬相如に屈し、而して洛陽の少年を知らず、余每に讀んで不平、坡公の此書を讀むに及び、乃ち拍案快を呼ぶ、

歐陽文忠公言、文章如精金美玉、市有定價、非人所能以口舌定貴賤也、紛紛多言、豈能有益於左右、愧悚不已、

段落　第四大段なり、

講說　歐陽文忠公の言に、文章は純金や美玉の如く、市に定價あり、人は能く口先きを以て貴賤を定め得る所にあらずと、されば紛々多言を費せしとて、豈に貴君に於て損得あらんや、益もなき言を申述べ、愧ち悚れて已むことなし、

總說

本集を案ずるに、尙ほ數十字あり、之れあり、始めて書信の體を得、今削り去れるは惜むべし、

纂評

○茅鹿門評　此書、文を論ずる所、然れども却つて是れ蘇長公文章の本色、

○沈德潛評　楊を貶し、以て屈、賈を伸ぶ、議論千古、前半行雲流水の數言、卽ち東坡自ら其行文の妙を道ふ、○前幾年、鉅公某あり、專ら解くべからざるの文を取り、支離杜撰天下之に從ひ、靡々風に向ひ、鬼國に漂ふが如し、此文楊子の罪人なり、

與李公擇

動機　我が本領を發揮するに在り、

程の效能あり、

注解　「孔子曰」左傳の襄公二十五年に云ふ、仲尼曰く志之れあり、言以て志を足し、文以て言を足す、言はずんば誰か其志を知らん、之を言ふ、文なし、行つて遠からず、「又曰」論語衞の靈公篇に出づ、

文法　沈德潜云ふ、惟だ心に了然、故に口と手とに了然、○賴山陽云ふ、昌黎、李翺に答ふる書と合讀せば、古人、文を作るの意を悟るべし、

揚雄好爲艱深之辭、以文淺易之說、若正言之、則人人知之矣、此正所謂雕蟲篆刻者、其太玄法言皆是物也、而獨悔於賦、何哉、終身雕蟲、而獨變其音節、便謂之經、可乎、屈原作離騷經、蓋風雅之再變者、雖與日月爭光可也、可以其似賦而謂之雕蟲乎、使賈誼見孔子、升堂有餘矣、而乃以賦鄙之、至與司馬相如同科、雄之陋如此比者甚衆、可與知者道、難與俗人言也、因論文、偶及之耳、

段落　第三大段なり、

講說　楊雄は好んでむづかしき辭を作り、淺薄の說を文れり、若し眞面目に言ふときは何人も直ちに之を知るが故に、殊更ら此の如き文體を作れるなり、此れ丁度彼の謂はゆる雕蟲篆刻にして、其太玄、法言など、皆是の文體なり、然るに獨り賦のみを後悔せしは如何にも辻褄の合はぬ咄なり、終身雕蟲の文を作りながら、獨り太玄、法言のみ、音調を變じて之を經と謂ふ、可ならんや、屈原は離騷經を作りしが、蓋し風雅の再變せしもの、日月と光を爭ふと雖も可なり、其賦に似たるを以て、之を雕蟲と謂ふべけんや、賈誼をして孔子に遇はしめば、堂に升るに餘りあり、然るに

も拘はらず、殆ど舊知のやうなり、此上もなき仕合せにして望外の至り、されど態とは申上げざりき、

注解　「惘然」志を失ふの貌、物忘れしたるが如き樣子を謂ふ、「雅」下地、「傾蓋」孔子家語に云ふ、孔子郯に之き、程子に途に遭ひ、蓋を傾けて語ると、注に云ふ、車を駐むるなりと、蓋は車にかざす絹張りの傘なり、「不敢言」本集には不可言に作る、從ふべきに似たり、

所示書敎及詩賦雜文、觀之熟矣、大略如行雲流水、初無定質、但常行於所當行、常止於不可不止、文理自然、姿態横生、孔子曰、言之不文、行之不遠、又曰、辭達而已矣、夫言止於達意、則疑如不文、是大不然、求物之妙、如繫風捕影、能使是物了然於心者、蓋千萬人而不一遇也、而況能使了然於口與手者乎、是之謂辭達、辭至於能達、則文不可勝用矣』

段落　第二大段なり、

講說　御示しの書狀並に詩賦、雜文は、篤と拜見せり、大略行雲流水の如く、初めより一定の質なく、但だ行くべき所に行き、止まらざるべからざる所に止まり、文章の筋自然にして、面白味自由に生ず、孔子曰く、言文の色態なきものは、行はるゝこと久遠ならずと、又曰く、辭は達意の外はあらずと、夫れ言文が達意に止まるとすれば色態なきが如き疑ひあれども是れは大に然らず、物を求むる（概念を致すこと）の妙は、風を繫ぎ影を捕ふるが如く、目にも見えず手にも取れざる者をば心に了然と判明ならしむるものは蓋し千萬人の中に一人も出遇ひ難し、而も況や能く心と手とに了然たらしむるものをや、是れをば辭達と謂ふ、辭も能く達するに至らば、文章も使ひきれぬ

纂　評

○沈德潛評　人の己れに同じきを好む、自ら是れ私心、王氏、人を用ふる亦然り、止だ文章のみならざるなり、小々の短札、當時文體、政治の壞を見る、此文を謂ひて游戲となすもの、甚だ文を知るを以て之を許す勿れ、

與謝民師推官書

解題　謝は姓、民師は字、推官は官名なり、民師、東坡に其文を示せしに因り、之に答へたる書なり、

動機　文章の價値は毀譽の爲に輕重することなきを言ひて、己れの抱負を示すに在り、

主意　民師の文の、能く思想を達するに足ることを稱譽するに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「不敢言也」に至るまでを第一大段となす、民師の厚誼を謝す、「所示書敎及詩賦雜文」より「則文不可勝用矣」に至るまでを第二大段となす、民師の文を評す、「揚雄好爲艱深之辭」より「偶及之耳」に至るまでを第三大段となす、揚雄の文を排す、「歐陽文忠公言」より篇尾に至るまで第四大段となす、己れの評の民師に益なきを言ふ、

軾受性剛簡、學迂才下、坐廢累年、不敢復齒縉紳、自還海北、見平生親舊、惘然如隔世人、況與左右無一日之雅、而敢求交乎、數賜見臨、傾蓋如故、幸甚過望、不敢言也、

段落　第一大段なり、

講說　軾生れつき氣強く無頓着にして、學は迂に才は卑く、罪を得て廢棄せらるゝこと數年、敢て復た縉紳の仲間入りをなさず、海北より還りしより、以前の親族舊知に遇へば、ぼんやりして別時代の人の如し、況や貴下とは一日の緣故もなきに、敢て交を求めんや、然るに貴下より每度御尋ね下され、新規の交際に

文字之陋、欲稍變取士法、特未暇耳、議者欲稍復詩賦、立春秋學官、甚美、僕老矣、使後生猶得見古人之大全者、正賴黃魯直秦少游晁無咎陳履常與君等數人耳、

段落 第四大段の第一小段なり、正體の文を知る者を擧ぐ、

講說 近頃章子厚の言を觀るに、先帝は晩年に甚だ文字の陋なるを患へ給ひ、稍や士を取るの法を變せんと思召されしも、唯だ未だ暇なかりしため其儘になれり、議者の稍や詩賦を復し春秋の學官を立てんと欲するに至りたるは、甚だ結構のことなり、僕は已に老いぬ、後世をして猶ほ古人の大に全き學問を見るを得しむるは、正に黃魯直、秦少游、晁無咎、陳履常君等との數人に過ぎず、

如聞君作大學博士、願益勉之、德輶如毛、民鮮克擧之、我儀圖之、愛莫助之、

段落 第四大段の第二小段なり、張を勗む、

講說 聞く所に據れば、君は大學博士となれりと、願はくは益す之を勉めよ、德の輶きことは毛の如く、擧げんとすれば容易なるに、民克く之を擧ぐるもの少しとか、我れ君の之を擧げんことを推測るなり、但だ君をば愛すれども、之を助くる力なし、

此外千萬善愛、偶飮卯酒醉、來人求書、不能覼縷、

段落 第四大段の第三小段なり、餘波、

講說 此外千萬氣を附けて自愛せられんことを望む偶ま朝酒を飮み、醉ひたる處へ、來客あつて揮毫を求めつゝあり、かたぐ委細申し盡し難し、

注解 「卯酒」卯の刻に酒を飮むこと、卯は今の午前六時、「覼縷」委曲なり、

らずして、僕に及ばずと、但し彼れの人となりは、深く人の知ることを願はず、其文は其人となりの如し、故に汪洋と廣やかに澹泊と厭味なく、一唱三歎の者あり、而して其秀傑の氣象は終に沒すべからずして、黄樓の賦を作るに於ては稍や自ら力みて、世の目盲を警發せんとせり、然るに或は僕の代作なりと謂ふ、此れ尤も笑ふべし、殆んど吾が善き者は偶然の發動なりと云ふに同じ、

注解　「汪洋」廣大の貌、「一唱三歎」元來、音樂の餘音盡きざるを言ふ、今文章を讀み了つて尙ほ味あるに譬ふ、「憒々」心の亂るゝこと、「吾善者機」莊子應帝王篇の語、注に云ふ、猶ほ性の動く所と言ふが如しと、

文字之衰、未有如今日者也、其源實出於王氏、王氏之文未必不善也、而患在於好使人同己、自孔子不能使人同、顏淵之仁、子路之勇、不能以相移、而王氏欲以其學同天下、地之美者、同於生物、不同於所生、惟荒瘠斥鹵之地、彌望皆黄茅白葦、此則王氏之同也、』

段落　第三大段なり、

講說　文字の衰へたる、未だ今日の如きはあらず、其源は實に王氏に出づ、王氏の文は善からざるには限らず、然れども其患は好んで人をして己れに同じからしめんとするに在り、孔子すらも人をして一樣になすこと出來ず、顏淵の仁と子路の勇と、互に移し易ふる能はず、然るに王氏は己れの學問を以て天下を同一にせんとするは如何んぞや、土地の善き處は、物を生ずる上に於ては同じきも、生ずる所の物に於て同じからず、惟だ地味荒れ瘠せて鹽氣を含みたる處は、見渡す限り皆黄茅白葦にて、同調を免れざることなるが、此れこそ王氏の同一に當るなれ、

注解　「王氏」王安石を指す、

近見章子厚言、先帝晚年、甚患

の文弊を言ふ、「近見章子厚言」より篇尾に至るまでを第四大段となす、希望を言ふ、

軾頓首、文潛張君足下、久別思仰、到京公私紛然、未暇奉書、忽辱手教、且審起居佳勝、至慰至慰、』

段落　第一大段なり、

講說　軾頓首して文潛張君の足下に白す、別れてより已に久しきことにて、懷かしく思はるゝなり、軾は京に到りしが、公私多忙にて未だ書信を差上ぐる暇もあらざりし處、忽ち御手紙を戴き、御起居の安泰なることを承知致し、安心致し候、

惠示文編、三復感歎、甚矣君之似子由也、』

段落　第二大段の第一小段なり、張の文の子由に似たるを言ふ、

講說　高作の文章を御示し下されたるが、三たびも讀返して感嘆致せり、君の文は何と實に子由に似たることかな、

注解　「子由」東坡の弟、名は轍、子由は其字、亦八家中の一人

子由之文實勝僕、而世俗不知、乃以爲不如、其爲人深不願人知之、其文如其爲人、故汪洋澹泊、有一唱三歎之聲、而其秀傑之氣、終不可沒、作黃樓賦、乃稍自振厲、若欲以警發憒憒者、而或者便謂僕代作、此尤可笑、是殆見吾善者機也、』

段落　第二大段の第二小段なり、子由の文を許す、

講說　子由の文は實際僕に勝れり、然るに世俗は知

注解　「瘿」木の瘤、人の頭に生ずる者に譬ふ、「暈」石の模様、暈の如きを謂ふ、「通」角の上に一條の白き筋あつて、端に至るもの、

文法　賴山陽云ふ、又一譬、筆に隨つて之を出す、然れども前二譬各一事、此れ三物を層出す、意を用ひずして變ず、

此事非相見、不能盡、自得罪後、不敢作文字、此書雖非文、然信筆書意、不覺累幅、亦不須示人、必喩此意、

段落　第五大段なり、

講說　此事は拜眉の上ならでは委曲を盡し難し、罪を得しより後は敢て文章を作らず、此手紙は文章とは云ひ難けれども、筆に信せて意を書し、覺えず幅を累ねたり、亦人に示すことは無用になされたし、右は此度御含みを乞ふ、

文法　賴山陽云ふ、重門深鎖無尋處、唯有碧桃千樹花は、以て此段を形容すべし、

纂評

○茅鹿門評　此等の書を看るに、長公几に據り、手に隨つて寫し出すもの、却つて自ら疎宕にして深眇、

○王聖兪評　情深く筆老い、反覆餘味あり、此れ坡公の最も詣ある者矣、罪を得る後に在るを以てか、

○沈德潛評　此れ東坡先生傷弓の言なり、後、莊生の首に歸す、認めて牢騷世を玩ぶと爲す勿れ、

答張文潛縣丞書

解題　文潛、名は耒、東坡の門人なり、縣丞は官名、

主意　奮つて王氏の文弊を矯めて正體を恢復すべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「至慰至慰」に至るまでを第一大段となす、書信の常例なり、「惠示文編」より「是殆見吾善者機也」に至るまでを第二大段となす、張の文の子由に似たるを言ひて子由の文を評す、「文字之衰未有如今日者也」より「此則王氏之同也」に至るまでを第三大段となす、王氏

人識、平生親友無一字見及、有書與之、亦不答、自幸庶幾免矣、足下又復創相推與、甚非所望、

段落　第四大段の第一小段なり、推稱を受くるの迷惑なることを謂ふ、

講説　軾は罪を得しより以來、深く自ら閉ぢ籠り居り、或は扁舟に乘じ或は草履を穿き、山水の間に遊び歩き、樵夫や漁人と一所になり、醉人などに推し除けられ、罵らるゝときは、我れと自ら追々世の中の人より識られざるを喜ぶ、平生の親友は一字だにも書簡を差越す者なく、偶ま書簡をくるゝものあるも亦返事を遺さず、自身どうやら世人の口に上ることを免れしを幸ひなりとなせしに、足下は又もや此度の如く譽め始められたるに至つては、甚だ望ましきことに非ず、

木有癭、石有暈、犀有通、以取妍於人、皆物之病也、謫居無事、默自觀省、回視三十年以來所爲、多其病者、足下所見、皆故我非今我也、無乃聞其聲不考其情、取其華而遺其實乎、抑將又有取於此也、

段落　第四大段の第二小段なり、自謙の中に知己を喜ぶの意を寓す、

講説　木には瘤あり、石には暈あり、犀の角には白き筋あり、人より見事とせらる、されど此れは皆物の病にして、元來稱すべきものに非ず、謫居の境遇とて無事なる餘り、默して自身を觀察し、三十年來の爲せし所を振向き見るに、其病となすべき者のみ多し、足下の見給ふ所は皆以前の拙者にして、今の拙者にはあらず、何んと其評判を聞かれたる計りにて其實際を取調べず、其華なる處を取つて其實のある處を遺されたるにてはなきか、其れとも、其實際と實とに取り處ありとせらるゝにや、

が直言極諫と云ふ名義なりしかば、毎々あれやこれやと古今の事を述べて其是非を考論し、直言極諫と云ふ名義に應せしなり、然るに人は兎角己が分限を知らざるものにて、已に此科に因つて官を得たる所より自分にても實際能力あるものと考へ、之が爲に譊々と多言を費して今日に至り、此れに關係して罪を得、殆んど死せんとせり、此れ謂はゆる齊虜、口舌を以て官を得たる類にて、眞に笑ふべきなり、

注解　「制策」殿試なり、「譊々」聲高きなり、「齊虜以口舌得天下」漢の高祖、劉敬を罵つて曰く、齊虜、口舌を以て官を得たり、今迺ち妄言吾が軍を沮すと、

然世人遂以軾爲欲立異同則過矣、妄論利害、攙說得失、此正制科人習氣、譬之候蟲時鳥、自鳴自已、何足爲損益、軾每怪時人待軾過重、而足下又復稱說如此、愈非其實、』

段落　第三大段の第二小段なり、毀る者と、譽むる者と共に其實に過ぐるを言ふ、

講說　然れども世人遂に軾を以て殊更ら人と異りたる言動をなす者とするは過てり、妄りに事の利害を論じ、政の得失に就いて出過ぎたる說をなすことは、此れ制科人の癖にして、之を譬ふれば、季節季節の蟲や鳥が、鳴く時に鳴き、已む時に已むが如く、何も世の中に損得をなす程のものならんや、軾は每に世人が軾を待つことの過重なるを不思議と思ふなり、而して足下又復た稱譽し給ふこと此の如きは、愈よ其實にあらず、

注解　「攙說」後より先を爭ふを攙と曰ふ、

文法　沈德潛云ふ、禍を得る後なるが故に、此の貶損の言をなす、其實は、制策の陳ずる所、皆忠愛の發する所、○賴山陽云ふ、又一譬、筆に隨つて之を出す、

得罪以來、深自閉塞、扁舟草屨、放浪山水間、與樵漁雜處、往往爲醉人所推罵、輒自喜漸不爲

講說　足下は才高く識明かなる人なれば、輕々しく人を稱賛せられざる筈なり、然るに拙者をば見棄て給はぬは、黄魯直、秦太虚などの語を用ひて、眞實然様なることゝ思はれしにてはなきか、恐らく右の通りなるべし、不肖は世の中の人より憎まるゝに、此の二氏のみは拙者を喜んで譽めくるゝなり、是は人が昌歜や羊棗のやうなる妙な物を嗜むが如く、何故に好くと云ふ事を詰るわけにゆかぬと一般なれば、二人を以て妄となすは不可なり、されども二人の言を衆人の口に移して、拙者を譽めさせんとするに至つては大に不可なり、

注解「黄魯直」名は庭堅、山谷と號す、「秦太虚」名は觀、一字は少游、淮海と號す、「昌歜」左傳僖公三十年、王、周公閱をして來聘せしむ、享に昌歜ありと、杜註に云ふ、昌歜は昌蒲の菹、鄭康成云ふ、昌本は昌蒲の根、之を切る四寸、菹となすと、呂氏春秋に云ふ、文王昌歜を嗜むと、「羊棗」孟子盡心篇に云ふ、曾皙、羊棗を嗜むと、悉細は前に出づ、

文法　賴山陽云ふ、譬喩妙妙、筆に隨つて之を出し、思ひを費さゞるに在り、此れ這翁獨擅の伎倆、

軾少年時、讀書作文、專爲應舉而已、既及進士第、貪得不已、又舉制策、其實何所有、而其科號爲直言極諫、故每紛然誦說古今、考論是非、以應其名耳、人苦不自知、既以此得、因以爲實能之、故譊譊至今、坐此得罪幾死、所謂齊虜以口舌得官、眞可笑也、

段落　第三大段の第一小段なり、文字を以て罪を得たるを言ふ、

講說　軾は少年の時書を讀み文を作りしが、其目的は科擧の試驗を受けんが爲なりき、既に進士に及第せしも尙ほ得ることを貪つて已まず、又制策に擧げられたるが、其實何の心得たることなかりしも、其科

注解「髣髴」似るなり、

尋常不通書問、怠慢之罪、猶可闊略、及足下斬然在疚、亦不能以一字奉慰、舍弟子由至、先蒙惠書、又復疎懶不即答、頑鈍無禮、一至於此、而足下終不棄絶、遞中再辱手書、待遇益隆、覽之面熱汗下也、』

段落　第一大段の第二小段なり、端叔の殷勤なるを言ふ、

講説　平素書信をも差出さず、怠慢の罪は猶ほ見逃し給はるべきも、足下が斬然と長の病氣にて苦痛せらるゝに及びても、亦一字にても御見舞を述ぶること能はず、舍弟の子由參りしとき、足下より先づ御書簡を下されたるに、又復た無性にて早速御返事にも及ばず、頑鈍無禮、此くまでなりしに、足下は終に御見棄てもなく、宿次にて再び手紙を賜はり、拙者に對して益す手厚きことなり、拙者此御手紙を見て慚愧に堪へず、顏は火の出づるが如く、汗を流したる次第なり、

注解「濶略」寛なり、「斬然」左傳昭公十年に云ふ、斬焉在衰絰之中と、注に云ふ、痛み甚しきを謂ふなりと、「在疚」詩經の小雅に云ふ、憂心孔だ疚むと、久病なり、「遞中」驛遞なり、

足下才高識明、不應輕許與人、得非用黃魯直、秦太虛輩語、眞以爲然耶、不肖爲人所憎、而二子獨喜見譽、如人嗜昌歜羊棗、未易詰其所以然者、以二子爲妄則不可、遂欲以移之衆口、大不可也、』

段落　第二大段なり、

公の斯道に樂む所以のものを聞かんと欲す、最も地歩を占め、最も文情あり、

○李文登評　東坡嘗て言ふ、文章、少小の時、須らく氣象崢嶸、采色絢爛ならしむべし、漸く老い、漸く熟し、乃ち平淡に至る、乃ち絢爛の極なり、東坡試に中る諸論、及び當年諸公に上る書を觀るに、是れ何等の氣象、何等の采色、初學之を讀んで筆を下さば、自然滂沛、窒塞拘滯の病なからん、

○沈德潛評　富貴重んずるに足らず、而して師友、道を以て相樂む、乃ち人間の至樂を見るなり、周公、孔、顏、空に憑つて論を發す、以下層次照應、空靈飄灑、東坡文の韻を以て勝るもの、

答李端叔書

主意　世人が己れを誤解する中に於て、端叔のみは善く我れを知ると云ふに在り、

段落　凡べて五大段となす、篇首より「覽之面熱汗下也」に至るまでを第一大段となす、怠慢の罪を謝す、「足下才高識明」より「又大不可也」に至るまでを第二大段となす、同志の士にして始めて能く己れを知るを言ふ、「軾少年時」より「愈非其實」に至るまでを第三大段となす、世人の己れを毀る、端叔の己れを稱する、共に其實に過ぐるを言ふ、「得罪以來」より「抑將又有取於此也」に至るまでを第四大段となす、端叔が己れを知る者に似たるを言ふ、「此事非相見不能盡」より篇尾に至るまでを第五大段となす、書の意を盡さゞるを言ふ、

軾聞足下名久矣、又於相識處、往往見所作詩文、雖不多、亦足以髣髴其爲人矣、

段落　第一大段の第一小段なり、端叔を知る所以を言ふ、

講說　軾は足下の名を聞き知ること久しかりき、其上、知人の處に於て往々足下の作られし詩文を觀たるが、其數は多からざるも、亦足下の人と爲りを朧氣に認め得るに足れり、

は、亦恃むに足れり、之に反し一時の幸ひにまぐれ中りをなし、車や騎馬の者數十八を従へ、市町の小民に群り寄つて見物され、立派の事なりとて褒めらるゝも、亦何として此樂みに易へられんや、

文法　沈德潜云ふ、夫子の師弟相樂むと照應す、

傳曰、不怨天、不尤人、蓋優哉游哉、可以卒歲、執事名滿天下、而位不過五品、其容色溫然而不怒、其文章寬厚敦朴、而無怨言、此必有所樂乎斯道也、軾願與聞焉、

段落　第三大段の第二小段なり、梅直講の樂む所を問ふ、

講說　傳に曰く、天をも怨みず、人をも咎めず、蓋し優游と云ふ風に迫らず、面白げに歳を送るべしと、此れにつけても執事は、其名聲天下中に行き亘れども、其位は五品に過ぎず、其れにも拘はらず、容貌顏色は溫然とにこよかにして怒ることなく、文章は伸びやかにしつくりとして怨みがましき辭なし、此れは必定斯道に樂む所あらん、軾は其れを承りたきものなり、

注解　「傳」論語を謂ふ、憲問篇の言を引きしなり、

文法　金聖嘆云ふ、一篇の文字、只だ此數行、是れ正文、以前は皆自叙なり、先生一生光明俊偉、風流瀟洒、至誠惻怛、此の數行に盡く、○沈德潜云ふ、幷せて梅公の樂を窺ひ尋ねんと欲す、悠然盡きず、○賴山陽云ふ、攙入一層、梅公の樂を問ふ、文氣豐厚、是れ養局法なり、○孔子の道を樂む語を引き、首段と照應せしむ、○結末に至り始めて道の字を出し、前段許多の樂の字は皆道を樂むことなるを知らしむ、是れ畫龍點睛の法なり、

纂評

○謝疊山評　子瞻方に少年、其意氣此の若し、宜なり其一代の人豪たるや、

○茅鹿門評　文瀟洒にして、又思、喫緊多し、

○儲同人評　先づ聖賢師友相樂むを將て案を立つ、因つて己れ梅公に遇知せらるゝの樂を說き、且つ梅

て孟軻の風ありとせられ、而して歐陽公も亦拙者が能くも世俗の文を作らずとて御取上げあり、之が爲め此の榮譽ある及第の順番に在る次第なりと、

注解　「對偶聲律」四六文のことなり、悉しき意味は前に出づ、「在第二」嘉祐二年、歐陽公、禮部の進士を考試す、梅聖俞、其事に與る、公「東坡」の刑賞忠厚之至論を得て、以て歐公に示す、歐公驚喜以て異人となし、以て多士に冠たらしめんと欲す、曾子固の爲りし所なるを疑ひ、之を第二に置く、子固は公の門下生なり、

文法　沈德潛云ふ、文章の知遇を説く處、只だ淡々筆を着く、

非左右爲之先容、非親舊爲之請屬、而嚮之十餘年間、聞其名而不得見者、一朝爲知己、

段落　第二大段の第三小段なり、前の二小段を收む、

講説　軾の厚遇を忝うせしは、執事の左右に居る者が取持ちを爲したるが爲にもあらず、親族舊知の人が運動したるが爲にもあらず、然るに以前に於て十餘年も其名のみを聞いて見るを得ざりし所の執事は一朝にして知己となれり、

文法　賴山陽云ふ、實事に入る、冒論と相干渉せざるが如し、讀者亦之が爲に憂を擔す、讀んで一朝爲知己に至り、忽ち敍實の句々皆活動するを覺ゆ、

退而思之、人不可以苟富貴、亦不可以徒貧賤、有大賢焉、而爲其徒、則亦足恃矣、苟其僥一時之幸、從車騎數十人、使閭巷小民、聚觀而賛歎之、亦何以易此樂也、

段落　第三大段の第一小段なり、己れの眞樂を言ふ、

講説　已に退出の後思ふやう、人は無意味に富貴なるはつまらぬなり、之と同時に不利益に貧賤なるも亦つまらぬなり、此に大賢人あつて其徒となるとき

人、意其飄然脫去世俗之樂、而自樂其樂也』

段落　第二大段の第一小段なり、以前、梅直講を欽慕せしことを言ふ、

講說　軾が七八歲の時、始めて書を讀むことを知りしが、今天下に歐陽公と云ふ人あり、其人となりは昔しの孟子や韓愈の徒の如く、而して又梅公と云ふ人あつて、歐陽公に從つて遊び、之と議論を戰はすとの事を聞けることあり、其後益々壯年に及び、始めて梅公の作りたる文辭を讀み得ること出來しが、其文辭に因つて其人となりを想像し、考ふるやう、飄然として世俗の樂む所を脫して自ら其樂を樂む人ならんと、

文法　吳楚材云ふ、其見るを得しを寫さんと欲し、先づ其見るを得ざりしを寫す、文勢開拓、

方學作對偶聲律之文、求斗升之祿、自度無以進見於諸公之間、來京師逾年、未嘗窺其門、今年春、天下之士、群至於禮部、執事與歐陽公、實親試之、軾不自意、獲在第二、既而聞之人、執事愛其文、以爲有孟軻之風、而歐陽公亦以其能不爲世俗之文也而取焉、是以在此』

講說　第二大段の第二小段なり、現在春闈を受けつゝあることを言ふ、

講說　軾が對偶聲律の文を作ることを學び、僅かに斗升の俸祿を求めし時に方り、自ら己れの力量を考へて、此れにては迚も諸公の門を叩いて謁見を乞ふべき價直なしと、京師に來り年を越えたれども、未だ諸公の門を窺ひたることなかりき、然るに今年の春、天下の士は試驗を受けんとして禮部に群り至りしが執事と歐陽公とは實に親ら試驗を行はれたり、而して軾は案外にも御取上げを蒙つて及第第二人目に在りき、其後、人より承れば、執事は拙者の文を愛し

客を以て先提、然る後主に及ぶ、後面主客錯綜、愈よ出で丶愈よ妙、是れ蘇家の秘法、宜なるかな、歐九此れを讀み、爽然自ら失ふや、

夫天下雖不能容、而其徒自足以相樂如此、乃今知周公之富貴有不如夫子之貧賤、夫以周公之賢、以管蔡之親、而不知其心、則周公誰與樂其富貴、而夫子之所與共貧賤者、皆天下之賢才、則亦足與樂乎此矣、』

段落　第一大段の第三小段なり、周公と孔子を比較して、周公の境遇は夫子の樂みに若かざるを論ず、

講說　夫れ天下何れの國も容るゝ能はざりしも、其徒弟自ら相樂むに足ること此の如し、斯くて今周公の富貴は、夫子の貧賤に及ばざるを知る、夫れ周公の賢なるを以て、管蔡の肉親を以て、尙ほ其心を知らずとすれば、周公は誰れと共にか其富貴を樂むべき、心細き次第なり、而して夫子の與に貧賤を共にする所のもの皆天下の賢才なるときは、亦此に樂むに足れり、

注解　「管蔡」管叔、蔡叔は、周公の兄弟なり、

文法　金聖嘆云ふ、空中忽然臆を縱にして談じ、周公を劣とし、孔子を優とす、豈に大奇ならざらんや、○賴山陽云ふ、夫の字發語、周公の不遇を洗發し、而の字を以て忽ち孔子に歸入す、敏心敏腕、○又云ふ、富貴を樂み、貧賤を樂む、一の而の字を以て兩句を聯合し、對待變化す、此法戰國策より來る、蘇家每に用ふ、

軾七八歲時、始知讀書、聞今天下有歐陽公者、其爲人如古孟軻韓愈之徒、而又有梅公者、從之遊、而與之上下其議論、其後益壯、始能讀其文詞、想見其爲

召公、周公に不滿あり、周公因つて此篇を作る、

文法　周公は成王の叔父を以て天下の政を執りし人なり、今直ちに之を不遇となして全篇の端を起す、之を奇想と謂ふ、○金聖嘆云ふ、因なく由なく、忽ち周公を歎ず、此れを大奇となす、○賴山陽云ふ、周公の不遇を悲むもの、周公以後千餘年間唯だ東坡一人、其才の美、恐らくは亦姫旦の流亞に愧ぢず、

及觀史見孔子厄於陳蔡之間、而絃歌之聲不絶、顏淵仲由之徒相與問答、夫子曰、匪兕匪虎、率彼曠野、吾道非耶、吾何爲於此、顏淵曰、夫子之道至大、故天下莫能容、雖然不容何病、不容然後見君子、夫子油然而笑曰、回、使爾多財、吾爲爾宰、

段落　第一大段の第二小段なり、孔子の快樂なりしを言ふ、

講說　又歷史を觀るに至り、孔子が陳蔡二國の間に於て厄難に出遇はれたる際、斯かる場合と雖も奏樂唱歌の聲猶は絶ゆることとなく、門人の顏淵や仲由の徒、互に問答しつゝありしを見るに、夫子の曰はるゝやう、兕にもあらず、虎にもあらざるに、彼の曠野に相伴ひ居ることは、吾が道の非なる爲なるか、何故に斯くあるぞと、顏淵の曰ふやう、夫子の道は此上もなく大なり、されば天下能く之を容るゝものなきなり、然りと雖も容れられずとて何の妨かあらん、容れられずして始めて君子なることが分るなりと、夫子は油然と打解け笑つて曰はるゝやう、顏回よ、爾に財産多からしめ、吾れ汝が家宰たらんと、

注解　「厄於陳蔡之間」史記に云ふ、孔子、陳蔡の間に在り、陳蔡の大夫相與に兵を發し、孔子を野に圍む、行くを得ず、糧を絶つ、從者病んで能く興つなし、孔子講誦絃歌、衰へずと、「兕」野牛、一角にして重さ千斤、「率」從ふ「油然」和悦の貌、「宰」家宰の長を宰と曰ふ、

文法　賴山陽云ふ、孔子是れ主、周公是れ客、却つて

唐宋八大家文讀本第四

破天荒齋　松平康國講述

巻二十三（蘇軾著）

上梅直講書

解題　梅は姓なり、名は堯臣、字は聖兪、國子監直講たりしを以て直講と曰ふ、尚書都官員外郎に累遷して卒す、宋初の詩人にして歐陽修と名を齊しくし、歐梅の名あり、

動機　其知遇に感ずるに在り、

主意　共に道を樂むべしと云ふに在り、

段落　凡て三大段となす、篇首より「則亦足與樂乎此矣」に至るまでを第一大段となす、孔子の樂、周公の不遇に愈るを言ふ、「軾七八歳時」より「一朝爲知己」に至るまでを第二大段となす、梅に知遇せられたることを言ふ、「退而思之」より篇尾に至るまでを第三大段となす、孔子の師弟共に道を樂みしことを以て理想となしつゝあるを言ふ、

某官執事、某毎讀詩至鴟鴞、讀書至君奭、常竊悲周公之不遇、

段落　第一大段の第一小段なり、周公の不遇なるを言ふ、

講說　某官執事に白す、拙者詩經を讀んで鴟鴞の篇に至り、書經を讀んで君奭に至るたびに、常に周公の不遇なりしことを悲めり、

注解　「某官執事」實際の書信には官名を書せしなれども、此は稿本のまゝに某官と書せるなり、執事は、先方を尊んで執事まで申すと云ふ意なり、「某」此れ亦原書には本名を書せしなり、「鴟鴞」鴟鴞は「フクロ」、惡聲の鳥なり、周公讒に遇ひ、東國に避くること二年、寃解けて反るに及び、此詩を賦して成王に送る、「君奭」奭は召公の名なり、成王の幼にして位に卽くや、召公、保となり、周公、師となり、共に之を佐く、

桂州新城記……五五四
芝閣記……五五九
遊褒禪山記……五六二
楊州龍興講院記……五六七
讀孟嘗君傳……五七〇
讀孔子世家……五七二
給事中孔公墓誌銘……五七五
泰州海陵縣主簿許君墓誌銘……五八二
祭范潁州文……五八六
祭歐陽文忠公……五九二
傷仲永……五九五
（大　尾）

與孫司封書……三四一
戰國策目錄序……三五〇
列女傳目錄序……三五五
陳書目錄序……三六二
禮閣新儀目錄序……三六七
先大夫集後序……三七五
范貫之奏議集序……三八一
卷二十八（曾鞏著）
送江任序……三八五
送李材叔知柳州序……三九一
宜黃縣學記……三九六
撫州顏魯公祠堂記……四〇四
越州趙公救菑記……四一一
思政堂記……四一七
墨池記……四二〇
道山亭記……四二三
分寧縣雲峯院記……四二八
書魏鄭公傳……四三三
（曾鞏著終）
卷二十九（王安石著）
著者の傳……四四一
上仁宗皇帝言事書……四四七
進戒疏……五〇四
原過……五〇七
性情……五一〇
卷三十（王安石著）……五一四
周公論……五一四
禮論……五一八
莊周論上……五二三
上田正言第一書……五二九
答韶州張殿丞書……五三五
與趙卨書……五四〇
周禮義序……五四二
慈谿縣學記……五四六

亡妻王氏墓志銘……一四三
祭歐陽文忠公文……一四六
（蘇軾著終）

卷二十五（蘇轍著）
著者の傳……一五一
陳州爲張安道論時事書……一五六
爲兄軾下獄上書……一七二
自齊州回論時事書……一七七
乞罷左右僕射蔡確韓縝狀……一八四
乞責降韓縝第七狀……一九一
乞誅竄呂惠卿狀……一九六
乞牽復英州別駕鄭俠狀……二〇九
商論……二一一
六國論……二一六
三國論……二二〇
隋論……二二六
唐論……二三三

卷二十六（蘇轍著）
臣事策一……二四三
臣事策四……二五二
民政策二……二六〇
元祐會計錄序……二六八
古今家誡序……二七八
齊州閔子廟記……二八二
武昌九曲亭記……二八六
黃州快哉亭記……二九〇
上樞密韓太尉書……二九五
代三省祭司馬丞相文……二九九
（蘇轍著終）

卷二十七（曾鞏著）
著者の傳……三〇五
移滄州過闕上殿疏……三〇六
福州上執政書……三二四
寄歐陽舍人書……三二五

唐宋八大家文讀本第四目次

卷二十三（蘇軾著）

上梅直講書……一
答李端叔書……七
答張文潛縣丞書……一二
與謝民師推官書……一六
與李公擇……一九
范文正公文集序……二一
六一居士集序……二七
鼂君成詩集序……三四
韓魏公醉白堂記……三九
李氏山房藏書記……四四
寶繪堂記……五〇
眉州遠景樓記……五五
凌虛臺記……六一
超然臺記……六六
放鶴亭記……七一
石鐘山記……七六

卷二十四（蘇軾著）

潮州韓文公廟碑……八一
表中觀碑……九三
司馬溫公神道碑……一〇三
日喻……一二〇
稼說送張琥……一二四
剛說……一二八
書李伯時山莊圖後……一三二
書吳道子畫後……一三五
書蒲永昇畫後……一三七
方山子傳……一三九

第三十三巻

唐宋八大家文讀本 第四

松平康國講

第二十三巻乃至第三十巻(大尾)を收め蘇軾著の下半、蘇轍著、曾鞏著、王安石著の全部を網羅す

PL
2619
S5
1917
v.4

LIBRARY
DEC 21 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版